

平成25年  
9 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成25年 9 月 5 日開会

平成25年10月11日閉会

## 平成25年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 9月5日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第17号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

### 自9月6日（金曜日）

### 至9月9日（月曜日） 休 会

### 9月10日（火曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 代表質問	12
<b>宮原義久議員質問（自由民主党）</b>	12

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成26年度予算編成における重点施策について
- ・「知事とのふれあいフォーラム」について
- ・東アジア戦略について
- ・記紀編さん1300年記念事業について
- ・国際線路線維持対策について
- ・県庁舎の今後のあり方(整備計画)について
- ・高速道路の整備状況について
- ・入札改革について
- ・河川改修整備について
- ・国県道整備について
- ・保育士不足について
- ・児童虐待について
- ・犬、猫(ペット)の管理について
- ・霧島錦江湾国立公園設置80周年について
- ・林業について

- ・野生鳥獣被害対策について
- ・口蹄疫終息宣言から3年を迎えて

**中野廣明議員質問（自由民主党）** ----- 40

- ・知事の政治姿勢について
- ・予算編成について
- ・本県の経済状況について
- ・日豊本線について
- ・フードビジネスについて
- ・本県農業の実態と対策について
- ・口蹄疫対策と畜産の振興について
- ・過疎の実態と対策について
- ・生活保護制度と医療費について
- ・入札制度と県土整備について
- ・林業公社と特別会計について
- ・防災対策について
- ・全国学力テストについて

**9月11日（水曜日）**

- 1. 出席議員 ----- 67
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 67
- 1. 代表質問 ----- 68

**鳥飼謙二議員質問（社会民主党宮崎県議団）** ----- 68

- ・知事の政治姿勢について
- ・フードビジネスについて
- ・社会保障と地域医療について
- ・消防の広域化について
- ・障がい者問題について
- ・動物愛護センターの建設について
- ・観光振興について
- ・教育問題について
- ・警察問題について

**重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団）** ----- 91

- ・知事の政治姿勢について
- ・防災対策について
- ・高速道路対策について
- ・入札制度について

- ・ 商工観光行政について
- ・ 発達障がい児への支援について
- ・ 教育行政について
- ・ 農業施策について
- ・ 林業施策について
- ・ 警察行政について

**9月12日（木曜日）**

1. 出席議員	-----	115
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	115
1. 代表質問	-----	116

**渡辺 創議員質問（民主党宮崎県議団）** ----- 116

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 新規航空路線開設と東九州自動車道開設を見据えた九州北東地域との関係構築について
- ・ 防災拠点庁舎の整備について
- ・ 統一的広報（宣伝）戦略の必要性について
- ・ 教育にかかわる諸問題について
- ・ 子供の養育に課題を抱える家庭への支援について
- ・ 木材の流動成形技術について
- ・ 口蹄疫埋却地の再整備状況について
- ・ カジノを含む統合リゾート（IR）について

**西村 賢議員質問（愛みやざき）** ----- 137

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 防災対策について
- ・ 県産材普及について
- ・ 宮崎県中小企業等支援ファンドについて
- ・ 公共事業のあり方について
- ・ 児童虐待・いじめ問題について

**9月13日（金曜日）**

1. 出席議員	-----	157
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	157
1. 一般質問	-----	158

**高橋 透議員質問** ----- 158

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 福祉・医療対策について

- ・ 県農産物ブランド対策について
- ・ 防災対策と社会資本整備について
- ・ 教育問題について

**右松隆央議員質問** ----- 171

- ・ 生活保護の現状について
- ・ 本県の地域医療政策について
- ・ 県立病院事業について
- ・ 市町村国民健康保険について

**徳重忠夫議員質問** ----- 185

- ・ フードビジネスの推進について
- ・ 都城志布志道路について
- ・ サービスつき高齢者向け住宅について
- ・ 教育行政について

**星原 透議員質問** ----- 194

- ・ 東アジア経済交流戦略について
- ・ 特定複合観光施設（カジノ）について
- ・ みやぎきフードビジネス振興構想について
- ・ 教育問題について

**岩下斌彦議員質問** ----- 209

- ・ 東アジア経済交流戦略について
- ・ 東九州自動車道について
- ・ くしま跳ね駒プロジェクトについて
- ・ J R 日南線について
- ・ 津波対策について
- ・ 特別支援教育事業について
- ・ 新エネルギー促進について
- ・ 県産材の輸出について
- ・ 観光誘客について
- ・ 農政水産の振興について
- ・ 道路整備及び急傾斜事業について
- ・ 県立高等学校整備計画について

**自 9 月 14 日（土曜日）**      **休 会**

**至 9 月 16 日（月曜日）**

**9 月 17 日（火曜日）**

**1. 出席議員** ----- 225

1. 地方自治法第121条による出席者 -----	225
1. 一般質問 -----	226
<b>十屋幸平議員質問 -----</b>	<b>226</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新エネルギー政策について	
・ 総合交通対策について	
・ 防災対策について	
・ 少子化対策について	
・ 猿被害対策について	
<b>清山知憲議員質問 -----</b>	<b>239</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地域医療学講座について	
・ 県立病院について	
・ がん対策等について	
・ 公共施設マネジメントについて	
・ 教育のICT化について	
<b>後藤哲朗議員質問 -----</b>	<b>255</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 定住促進策について	
・ 地域福祉の促進について	
・ 東九州メディカルバレー構想の推進について	
・ 観光政策について	
・ フードビジネスの展開について	
・ 五ヶ瀬川水系アユ資源管理の進め方について	
・ 通学路の安全対策について	
<b>横田照夫議員質問 -----</b>	<b>268</b>
・ 島津豊久について	
・ 職人の確保について	
・ 自動車税減免について	
・ 獣肉処理施設について	
・ 懲戒処分について	
・ 建設汚泥リサイクルについて	
・ 水の浄化について	
<b>9月18日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	285

1. 地方自治法第121条による出席者 -----	285
1. 一般質問 -----	286
<b>河野哲也議員質問</b> -----	286
・ 知事の政治姿勢について	
・ 若年者支援について	
・ 文化振興について	
・ 教育現場に見る諸課題について	
・ 交通安全対策について	
・ 脳脊髄液減少症患者支援について	
・ 冠水対策について	
<b>図師博規議員質問</b> -----	298
・ 青年団の現況と支援策について	
・ 障がい者福祉について	
・ スポーツ振興について	
・ 海外展開プログラムについて	
<b>井上紀代子議員質問</b> -----	311
・ 戦略産業雇用創造プロジェクトについて	
・ 観光振興について	
・ 木質バイオマスについて	
・ 教育問題について	
<b>蓬原正三議員質問</b> -----	326
・ スポーツ振興について	
・ 部活動のけがについて	
・ 方言について	
・ 新エネルギーについて	
・ 農業問題について	
・ 学校つり天井対策について	
・ 凶悪犯罪対策について	
1. 議案に対する質疑 -----	340
前屋敷恵美議員 -----	340
1. 議案第10号から第17号まで採決 -----	342
1. 議案第1号から第9号まで及び請願委員会付託 -----	343

**自 9 月 19 日（木曜日）**      **常任委員会**  
**至 9 月 20 日（金曜日）**  
**自 9 月 21 日（土曜日）**      **休　　会**

<b>至 9 月 23 日 (月曜日)</b>	
<b>9 月 24 日 (火曜日)</b>	<b>常任委員会</b>
<b>9 月 25 日 (水曜日)</b>	<b>特別委員会</b>
<b>9 月 26 日 (木曜日)</b>	<b>休        会</b>
<b>9 月 27 日 (金曜日)</b>	
1. 出席議員 -----	347
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	347
1. 常任委員長審査結果報告 -----	348
内村仁子総務政策常任委員長 -----	348
新見昌安厚生常任委員長 -----	349
黒木正一商工建設常任委員長 -----	351
山下博三環境農林水産常任委員長 -----	352
田口雄二文教警察企業常任委員長 -----	355
1. 質    疑 -----	356
前屋敷恵美議員 -----	356
1. 討    論 -----	357
前屋敷恵美議員 (継続請願第26号、第27号、第30号の継続、新規請願第34号 の不採択、第35号の採択に反対) -----	357
1. 議案第1号から第9号まで採決 -----	359
1. 請願第34号採決 -----	359
1. 請願第35号採決 -----	359
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	359
1. 議員発議案送付の通知 -----	360
1. 議員発議案第1号から第10号まで追加上程 -----	361
1. 討    論 -----	361
前屋敷恵美議員 (議員発議案第1号、第3号及び第9号に反対) -----	361
1. 議員発議案第1号、第3号及び第9号採決 -----	362
1. 議員発議案第2号、第4号から第8号まで及び第10号採決 -----	362
1. 議案第18号から第22号まで上程 -----	362
1. 知事提案理由説明 -----	363
<b>自 9 月 28 日 (土曜日)</b>	
<b>休        会</b>	
<b>至 10 月 1 日 (火曜日)</b>	
<b>10 月 2 日 (水曜日)</b>	
1. 出席議員 -----	367
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	367



1. 議案第18号から第22号までに対する質疑 -----	368
前屋敷恵美議員 -----	368
1. 議員発議案送付の通知 -----	372
1. 議員発議案第11号上程、採決 -----	372
1. 議案第18号から第22号まで決算特別委員会付託 -----	373
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	373
<b>自10月3日（木曜日）</b>	
<b>決算特別委員会</b>	
<b>至10月4日（金曜日）</b>	
<b>自10月5日（土曜日）</b>	
<b>休    会</b>	
<b>至10月8日（火曜日）</b>	
<b>10月9日（水曜日）</b>	
<b>決算特別委員会</b>	
<b>10月10日（木曜日）</b>	
<b>休    会</b>	
<b>10月11日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	377
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	377
1. 決算特別委員長審査結果報告 -----	378
丸山裕次郎決算特別委員長 -----	378
1. 討    論 -----	381
有岡浩一議員（議案第18号に反対） -----	381
前屋敷恵美議員（議案第18号に反対） -----	382
1. 議案第18号採決 -----	384
1. 議案第19号から第22号まで採決 -----	384
1. 閉    会 -----	384
<hr/>	
1. 資    料 -----	385
平成25年9月定例県議会日程 -----	387
議案送付文書 -----	389
代表質問時間割 -----	391
一般質問時間割 -----	392
議案・請願委員会審査結果表 -----	393
閉会中の継続調査申出一覧 -----	394
決算議案委員会審査結果表 -----	395
1. 決算特別委員会各分科会主査報告 -----	397
1. 議案議決件名一覧表 -----	407
1. 意見書、その他 -----	411

地方税財源の確保を求める意見書 -----	413
過労死防止基本法の制定を求める意見書 -----	414
環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉についての意見書 -----	415
若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書 -----	416
地方における消費者行政の充実・強化を求める意見書 -----	417
再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等を求める意見書 -----	418
地方議会活性化シンポジウム2013（仮称）への議員の派遣 -----	419
第13回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣 -----	420
新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書 -----	421
ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書 -----	422
決算特別委員会の設置について -----	423
1. 請願一覧表 -----	425
1. 議事経過 -----	441

9月5日（木）

# 平成 25 年 9 月 5 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

7 番	内 村 仁 子	(自由民主党)
-----	---------	---------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成25年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、蓬原正三議員、渡辺創議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 おはようございます。御報告をいたします。

閉会中の去る8月30日の議会運営委員会において、本日招集されました平成25年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計17件、その内訳は、補正予算3件、条例3件、予算・条例以外11件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から10月11日までの37日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月10日から3日間の日程で代表質問、13日から同じく3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人

数を6名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、続いて、社会民主党、公明党、民主党、愛みやざきの順で、それぞれ45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計13名以内とし、質問順序は、9日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内であります。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月19日から24日までの間で各常任委員会を開催していただき、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

その後、10月2日に、普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月2日から10月9日までの間に開催していただき、10月11日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より10月11日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第17号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第17号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成25年9月定例県議会の開会に当たります。まず冒頭に、一言うれしい御報告を申し上げます。

8月に行われました第95回全国高等学校野球選手権記念大会におきまして、延岡学園高等学校野球部が、春夏を通じて県勢初の準優勝をなし遂げ、本県の高校野球に新しい歴史を刻みました。

延岡学園高等学校につきましては、昨年度から取り組んでおります「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」において、競技力強化推進校に指定し、支援を行ってきたところであります。

私自身、準決勝から甲子園に駆けつけ、決勝は、福田議長とともに、アルプススタンドで応

援をしてまいりました。

悲願の優勝まで惜しくもあと一步というところまで迫り、1月の鵬翔高校サッカー部による初の全国制覇に次いで、全国に向けて宮崎県の競技力の高さを示すことができました。

今回の結果は、日ごろから厳しい練習に取り組んできた選手の皆さんの努力に加え、それを支えてこられた指導者や保護者、学校関係者など、多くの皆様の御協力、団結によって実を結んだものであると感じたところであります。

準優勝という快挙に心からお祝いを申し上げますとともに、甲子園での戦いを通じ、多くの県民に、宮崎に対する誇り、感動や元気を与えていただいたことに深く感謝いたします。

残された「夢」の実現に向け、引き続き、関係者一同、総力を結集して取り組んでまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、東アジア経済交流戦略についてであります。

今年度の特別重点施策として、アジア市場の開拓を推進しているところでありますが、先週8月26日から30日までの日程で、香港とシンガポールを訪問し、県産品のトップセールスや現地の要人との意見交換などを行ってまいりました。

特に香港につきましては、宮崎空港からのチャーター便により、商工団体や農業団体、民間企業等から成る100名を超える訪問団を組織して訪問してまいりました。また、県議会からは、福田議長を初めとして8名の議員に御参加いただき、まことにありがとうございました。

現地では、6月に開設した県香港事務所のオ

ーピングセレモニーを行いましたほか、約150名のお客様をお招きした「みやざきPRレセプション」の開催、香港中華総商会名誉会頭のジョナサン・チョイ氏との意見交換、YATA百貨店におけるトップセールス、今回のチャーター便就航にも御尽力いただいた大手旅行会社EGLツアーズ社の訪問などを行ったところがあります。

続いて訪問したシンガポールにおきましては、約130名のお客様をお招きして、香港と同様に「みやざきPRレセプション」を開催したほか、シンガポールでは初となる「宮崎牛」指定店の認定や、シンガポール伊勢丹でのトップセールス、JETRO等の関係機関との意見交換などを行うとともに、統合型リゾート施設である「リゾート・ワールド・セントーサ」の視察も行ったところでもあります。

今回の一連の訪問を通じて、香港やシンガポールの方々に県産品や本県観光の魅力を大いに印象づけるとともに、現地における人的ネットワークづくりを行うことができたものと考えております。

今後は、これらを足がかりとして、より一層、東アジアとの経済交流の促進や観光誘客等に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、「畜産新生」に向けた取り組みについてであります。

去る8月27日で、口蹄疫の終息宣言から3年が経過いたしました。この日は、本県にとって忘れてはならない日であり、あの悲惨な出来事を決して風化させることなく、畜産農家の方々には、「防疫を標準装備に畜産経営」という言葉を常に意識した農場防疫の徹底を、県民の方々には、水際防疫のための消毒への御協力などを、改めてお願いしたいと思います。

今後とも、畜産業が将来にわたって本県の基幹産業としてあり続けられるよう、引き続き、「忘れないそして前へ」を合い言葉に、現在進めております、埋却地の再生整備を初めとする口蹄疫からの再生・復興、そして復興から新たな成長に向けた「畜産新生」の取り組みを、積極的に進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計67億3,104万7,000円、特別会計1億642万1,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金1億1,680万3,000円、国庫支出金27億5,361万8,000円、寄附金80万円、繰入金5億1,362万円、繰越金23億7,601万7,000円、諸収入468万9,000円、県債9億6,550万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,784億706万円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、「みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費」につきましては、先般、国から採択を受けた戦略産業雇用創造プロジェクトを活用し、フードビジネスの成長産業化を加速させるため、外部人材の活用による推進体制の強化や、企業等が行う人材育成への支援などを行うものであります。

次に、「地域医療再生基金積立金」についてであります。地域医療再生基金につきましては、これまで、地域医療再生計画に基づくさまざまな事業に活用してきたところですが、今般、国の交付金の配分を受け、基金へ積み増しを行い、さらなる施策の推進を図ることといた

しました。今回、基金積み増しを行う分の事業として、在宅医療対策や医療人材の育成・確保を推進するほか、新たに、初期救急医療体制の整備や精神疾患急性期対策の強化、本年3月に議会提案により制定されました「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」の普及啓発等に積極的に取り組むこととしております。

最後に、「肉用牛振興施設整備事業」につきましては、肉用牛生産基盤の整備・充実を図るため、家畜市場における自動電子セリシステム等の導入や農業生産法人が行う家畜飼養管理施設等の整備を支援するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、指定試験機関等の名称変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号、第8号及び第9号は、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第10号は、人事委員会委員村社秀継氏が、平成25年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく村社秀継氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

議案第11号から第17号までは、土地利用審査会委員大迫敏輝氏ほか6名の委員が、平成25年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、大迫敏輝氏ほか6名を任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

このほか、議案第5号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」外1件ありますが、説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○**福田作弥議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から9日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時16分散会



9月10日（火）

# 平成 25 年 9 月 10 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 1 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおりに取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまより、自由民主党を代表してトップバッターで代表質問をさせていただきます。

ことしの夏は非常に暑い日が続き、高知県四万十市では気温41度を記録するなど、全国で熱中症患者が多発し、連日のようにニュース等で報道される状況となりました。近年は冬場に雪の降る日が少なくなり、かつては霜柱や、日の当たらない岩場などにはつららが下がるものでありましたが、ここ数年は我が家の周辺でも見ることがなくなりました。ゲリラ豪雨、竜巻の多発など、年々温暖化が進み、地球が悲鳴を上げているように感じられるところでもあります。

本県にとりましては、ことしの夏は天候だけでなく、特別に熱い夏となりました。延岡学園高等学校が甲子園で決勝まで進み、すばらしい戦いの末にかち取った準優勝というすばらしい結果は、多くの県民に勇気と感動を与えてくれました。やればできるということを高校球児に学ばせていただいたようにも思ったところでもあります。

さらに、9月8日の早朝には、2020年のオリ

ンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定をされました。福島第一原発の汚染水の問題などもあり、厳しい結果が出るのではと心配をしておりましたが、56年ぶりに開催が決定されたことは、日本国にとりまして大変喜ばしいことであります。オリンピックの開催が沈んでいる日本経済を大きく成長させる機会となることを望みたいと考えます。

それでは、通告に従いまして質問を進めてまいります。

河野知事が就任されてから、間もなく3年が過ぎようとしております。前回の知事選挙は、東国原前知事が2期目を目指すのかどうかということに注目が集まり、約3カ月前まで態度を表明されなかった影響もあり、盛り上がり欠ける知事選挙となりました。河野知事は、事実上、前知事の後継的候補となり、各種有力団体の推薦は「しがらみ」と言っておられた前知事と異なり、県内各種有力団体の推薦を取りつけ、各種団体が選挙の母体となったような選挙でありました。知事選挙直前に立候補された方を含めて4名で争う選挙となりましたが、ほかの候補を抑えて圧勝する結果となりました。鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火、議会の決議とかみ合わない東日本大震災の瓦れき受け入れ問題など、多くの案件の処理に取り組んでこられました。

残り1年少々を残すところで、次期知事選挙に立候補したいという方の新聞記事を目にしましたが、宮崎県の課題は、人口減少の中での中山間地域の振興、東九州道の整備、南海トラフ大地震を含めた危機管理対策など、多くの対策が待ったなしの状況であります。そこで、次期知事選挙についてどのように考えておられるのか、知事のお考えをお伺いいたしまして、壇上

からの質問を終わらせていただきます。

後は質問者席で進めさせていただきます。よろしくお願ひします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

次の知事選挙についてであります。私は、口蹄疫という未曾有の災害に襲われたこの宮崎の再生・復興を何とか果たしていかななくてはならない、そのために自分がこれまで培った知識、経験等を生かして、自分が先頭に立って頑張つてまいりたい、そのような決意のもと、国家公務員としてのキャリアを断つて知事選を志し、県民の皆様の温かい御支援をいただきながら、今こうして重責を担っているところでございます。

知事に就任して以降も、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、東日本大震災など、本県を、また我が国をさまざまな災害が襲ったところでございますが、こうした災害から、厳しい状況から立ち上がり、将来に向けて希望の光を取り戻すという強い気持ちを持って県政運営に取り組んできたところでございます。

これまでも宮崎の発展のため、一所懸命の思い、これは一つのところに命をかけるという意味の一所懸命でございますが、その思いで取り組んでまいりましたし、これからもその思いにいささかも変わりはありません。

私に残された任期は約1年4カ月となりますが、御指摘がありましたように、東九州自動車道を初めとするインフラの整備や、フードビジネス、また新エネルギーなど成長産業の育成、さらには新たな課題として浮上いたしました、南海トラフ巨大地震に対応した防災・減災対策など、重要課題が山積する中、復興から新たな成長に向けました、まさに正念場のときを迎え

ていると考えておるところでございます。この任期の一日一日に全身全霊を傾け、諸課題の解決に当たることが私の使命であると考えているところでございます。

現在、今年度の事業や施策が本格的に展開しているところであり、さらに来年度に向けまして重要施策の方向を決める作業もこれから始まる段階を迎えるところであります。そうしたことを進めつつ、次期知事選への出馬につきましては、後援会を初め、さまざまな方面の皆様と相談をさせていただきながら、しかるべきときに決断をしてみたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。しかるべきときにいろいろ相談をさせていただきながらということでもあります。今後、いろいろな方々の意見を聞きながらということですが、いろいろな皆様方に意見を聞くことで、結果的には知事がそれに左右されるということにならないのかなというふうに思っております。今現在、宮崎県の置かれている状況というのは大変厳しいものがありますので、知事のリーダーシップを問う声というのが非常に多いと思われまふ。みんなが言う方向に従うようにも感じられるところがありますので、いろんな方々が、河野知事には期待をしない、立候補しないほうがいいんじゃないかと言う場合は、知事は立候補されないということでよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど申しましたように、宮崎の発展のために自分のこれまで培ったものを生かしてまいりたい、その一所懸命という思いはこれまでも、またこれからも変わりはないということを申し上げました。そして、今、宮崎が直面している重要課題についての認

識は申し上げたとおりでございます。私は、一つの政治姿勢として「対話と協働」というものを掲げておるところでございます、いろいろな方の御意見に耳を傾けてまいりたい、そういう姿勢は保っておるところでございますが、宮崎に対する一所懸命の思いはこれからも変わらない、そのように考えておるところでございます。

**○宮原義久議員** 思いがあるのであれば、やっぱり10年ぐらい頑張りますよというのが最初ないと、いろんな政策、結構長い期間のものも長期計画等もありますね。そういうのを考えれば、私が思うには、首長というのはやっぱり10年と言われますね。10年という選挙の刻みはありませんので12年間——2年間ぐらいは前の人のした部分を引きずるといふ部分もあるでしょうけれども、10年ぐらいをかけてきちっとした政策を実現に結びつけて、宮崎県の発展をということを言っていたきたいなというふうに思っているんです。正式に出馬表明しなさいということではないんですが、その意欲というものが、知事になって宮崎県をよくしたいという部分と、宮崎県をただよくしたいという思いだけがあるというふうにもとれるんです。その意欲的なものという部分については、いろいろな方に相談するわけではなくて、そのぐらいの腹構えはありますよということとは言えないんでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、県民の皆様から与えられた4年間、その一日一日をさまざまな課題認識のもとに懸命に取り組んでいるということを申し上げたところでございますが、見ているのはその4年間ではなしに、もちろんこれからの宮崎の発展というのを考えた場合、今後10年、20年ということ視野に入れた上で、

責任ある今の施策判断をしておるところでございます。その思いで、これからも懸命に宮崎の発展のために努めてまいりたい、そのように考えております。

**○宮原義久議員** 河野知事の前は、お二人の知事が1期交代になっております。1期交代が決していけないということではないんだろーと思えます。選挙というもので選択をされるわけですから、決していかんということではないと思えますが、近隣の県から、1期交代というのを何と思われるのか、または中央省庁から1期交代という知事が、初めましてで名刺交換をするような状況からスタートするということになると考えます。この1期交代というのを知事はどのように考えておられますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 国政もそうではありますが、政治の安定というものが、我が国の成長、また本県の成長に当たっても大変重要なことであらうというふうに考えておりますし、短期的にいろんな方針が変わるということでは県勢の発展にはなかなか結びついていかないのかなという思いがございます。長期的な視点で、安定的な思いで県勢の発展に尽くしていく、それが大変重要なことであらうというふうに強く感じておるところでございます。

**○宮原義久議員** それは実質、出ますと言っているようなものですね。はっきりした言葉ではないんですけども、今言われたことは、短期的ではいかんということを行っているわけだから、出ますということの意思表示だろうなと思っているんですが、ちょうど県議会で東日本大震災の瓦れきを受け入れるか受け入れないかという問題があったときに、知事もあちこちにいろいろ意見を聞かれて、最終的には受け入れをするということにはなかったということなんで

す。県議会としては全会一致で受け入れをしてほしい、口蹄疫の復興であれだけ御迷惑をかけたんだからということなんですが、全てリーダーシップがないというふうにもとれるんです。ここに来て、やっぱりその意欲ぐらひはきっちり示さないと、今の状況でいくと、棚ぼた的に何となく知事になれてしまいましたという雰囲気も見えてしまうところがあります。それを考えると、きちっとしたリーダーシップを発揮していただいて、しかるべきということではなくて、できればきょうでいいじゃないですか。そういう意欲ぐらひはきっちり示してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 温かい激励を賜り、恐縮でございます。また、リーダーシップについていろいろ御意見をいただき、真摯に受けとめたいというふうに考えておるところでございます。いずれにせよ、知事というのは大変重責でございます。しっかりとした自覚のもとにこれからも務めてまいりたいというふうに考えておりますし、さまざまな方の御意見を伺いたい。いろんな施策判断を、またこれからの自分のあり方を考える上でも耳を傾けるというのは、決して自分の考えがなく右往左往するということをお願いしているわけではございません。しっかりとした自分の理念、信念に基づき、これからも知事としての重責というものを一日一日しっかりと務めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 立候補しますと言っていただけで10秒で終わった質問だったんですが、8分も損をしてしまいました。済みません。

次に、平成26年度予算編成における重点施策についてお伺いをいたします。

次の予算編成が知事の任期中最後の予算編成

となりますが、これまで、平成23年度の予算編成では骨格予算としての編成、平成24年度及び平成25年度の当初予算編成では、ともに「財政改革」「役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行」を挙げ、平成25年度の重点施策として「地域経済活性化の推進」「安全・安心でゆたかな地域づくりの推進」、さらに特別重点施策として「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」が示されました。①フードビジネスの展開、②環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、③アジア市場の開拓が進められております。

今後、国において公共事業の抑制や社会保障の改革、地方交付税の改革などが進められる方向のようであります。そこで、この3年間、知事として宮崎県を引っ張ってこられたわけですが、この御経験を踏まえた上で、次年度の予算編成においてどのようなことに重点的に取り組み、推進をされようと考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、来年度は「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」の最終年度でございます。総仕上げの年に当たるわけであります。そのため、これまで取り組んでまいりました成長産業の育成を初めとします地域経済の活性化や、防災・減災対策の強化、こういったところにしっかりと成果が出せるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、先ほど御指摘もありましたような2020年東京オリンピックの開催というのも決定をいたしました。さまざまな経済活動がこれから活発化、展開するというような状況の中で、本県としても、国際会議など、いわゆるMICE（マイス）でありますとか、スポーツキャンプ

の誘致、さらにはアジア市場の開拓といったようなことなど、国内外から多くの人を呼び込む施策にも積極的に取り組んでまいりたい、この機を捉えて取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、私は、置県130年の歩みを、まさにその節目に当たり振り返りましたときに、これからの百年の大計というような思いで、改めて、県づくりは人づくりであるという思いを強くしておるところでございまして、官民挙げての人材育成など、本県が将来にわたって発展する基盤づくりにも積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。熱く語っていただきましたので、次もやられるんだなというふうに感じるところでありますけれども、宮崎県の置かれている状況は厳しい状況がありますので、重点的に今言われたような部分は取り組みたいということであれば、職員と一丸となって連携がとれるような状況で進めていただきますよう、お願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、地域活性化補助金についてお伺いをいたしたいと思えます。国において来年度の予算づくりに向けて概算要求が出そろい、要求額としては過去最高となる99兆2,000億円となるようであります。本県におきましても、多くの予算獲得に向けて最大限の努力をされるようお願いしておきたいと思えます。そこで、地域活性化補助金についてお伺いをしますが、民主党政権時の公共事業に関する自治体向けの補助金、いわゆる一括交付金が本年度から廃止をされましたが、今回、インフラ整備や農業振興といった地域活性化の予算の一部が、次年度から地域活性化補助金として一本化され、運用される方向

となるようであります。各省庁ごとの縦割りの弊害を排除し、地域の実情を踏まえた予算の執行が狙いとされておりますが、対象事業や仕組みについては今後示されるということになっているようであります。本県は一括交付金の獲得の折、交付金額が九州で最低だったという苦い経験もしておりますことから、新しい制度が示される今、しっかりとした対応で少しでも多くの予算獲得を図らなければならないと考えます。そこで、予算獲得についてどのように対応されるのか、知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は自主財源に乏しく、財政基盤が脆弱であるということで、さまざまな政策課題に対応していくためには、国の補助金等の財源というものをしっかり確保していく、活用していくことが大変重要なことであろうかというふうに考えております。これまでも国に対して、その予算の確保に向けてさまざまな働きかけを行ってきたところであります。例えばこの2月の緊急経済対策に対応する県の補正予算は、国の経済対策に伴う補正予算としては過去最大の規模であり、全国でも上位の規模となったところであります。こういった積極的な姿勢で、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御指摘の地域活性化補助金につきましては、地方の自由度を高める観点から検討が行われているようではありますが、まだその姿、具体的な内容というのは明らかになっていないところであります。本県としましては、その動向を注視するとともに、配分に当たりましては、本県のように財政基盤が脆弱なところ、社会基盤整備のおくれた地域に配慮した制度となるよう、これからも要望、提案をしてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 新しい補助金がこういう形で示されているわけですから、そのあたりについては、前と同じようなことが繰り返されないよう、一円でも多くの予算を獲得していただきますように、あらゆる機会を捉えてということですが、配分されやすいような制度づくりになるように、それぞれの部署で努力をしていただきますよう、お願いしておきたいというふうに思います。

次に移りますが、「知事とのふれあいフォーラム」についてお伺いをします。

去る8月7日に小林市において、「知事とのふれあいフォーラム」が開催されました。県内各地域の市町村を単位とされて、知事に直接、住民の声を聞いていただけるといふ、住民にとっては大変ありがたい企画となっております。当日は知事のみのお出席で、各種さまざまな意見が出され、参加者は直接、声を知事に聞いていただき、諸問題解決が図られると考えておられるわけでありまして、そこで出ました意見はどれも切実な問題が多いわけでありまして、どのように処理をされて、どのように発言者に対して報告がなされているのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘のありましたふれあいフォーラムは、「対話と協働」を掲げる私にとりまして、県政やその地域の課題について、県民の皆様からさまざまな御提言、御意見をいただく、直接、地域の実情を肌で感じる貴重な機会となっておりますのでございます。

先日、8月7日に小林市で開催しましたときには議員にも御出席をいただき、感謝を申し上げます。いただいた御意見に対しましては、当日、私の考えや県の取り組みというものを説明

させていただいております。また、その上で、すぐに対応できるものにつきましては、発言者や市町村にも確認、相談をしながら、必要な対応を行っているところであります。

例えば、日向市で開催をしましたときに、ヘブスのPRをもっとというような御意見もございました。県政番組で取り上げたり、さまざまなトップセールスの場でPRにも結びつけたところでありますし、川南町ではパーキングエリアの活用についてNEXTCOとの交渉というような御意見もいただいて、早速対応したところでございます。検討に時間を要するものにつきましても、個別に回答はしておりませんが、貴重な御意見として真摯に受けとめ、事業や施策に反映させるよう努めているところであります。今後とも、このような意見交換、またそれを県政に反映させる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。県民にとっては大変ありがたい状況だということになるんですが、市町村を単位とされているわけです。この前も30近くの項目が出たというふうに思っておりますが、発言される方にいろんな制限をかけるとか、そういうことではなくて、自由に発言をしていただいて、ある状況については個別に返すということはなかなか難しいでしょうけれども、市町村に対しては、こういったものについてはこう対応させていただくとか、こういったものについては今後県政の中で生かしていくというぐらいのものがないと、ただガス抜きに終わってしまうのかなという気がしますので、そこはないようにしていただきたいなというふうに思っております。

先日、このフォーラムに参加された方とちょっと話をしたら、ガス抜きでしようという



ふうに言われた方もいらっしゃいましたので、やっぱりそういう部分はそういうふうに言われないうちに、しっかりとした対応をやっていたいただきたいなと思います。中には、「発言をしたいんだけど、さすがに知事にはできんわ」と言って帰られた方もいらっしゃいます。知事は自分で知事になっておられるから、それはわからないと思いますが、県民からしたら、知事に直接、物を言うなどというのは、多分、一生のうちには一回あればいいという状況だと思いますから、そのところはちゃんと考えておいていただけるとありがたいなというふうに思っております。

次に移ります。東アジア戦略についてお伺いをいたします。

TPP交渉も心配される中、県では「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づきまして、県産農産物や加工品の輸出促進、観光誘客等を積極的に推進し、アジアの活力を宮崎に取り込むとして、香港事務所を設置し、そこにフロンティアオフィスも開設して事業の推進を図られています。市場調査に始まり、商品の開発、販売の促進と進んでいくわけではありますが、本県1県だけで進めていくには財政面を含めて厳しいものがあるのではないかと考えます。そこで、南九州3県の合同の取り組みということも一つの案として検討されてはどうかと考えますが、今後どのように取り組まれるのか、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 「みやざき東アジア経済交流戦略」で掲げているようなこういう取り組みにつきましては、これまでも、九州貿易振興協議会や九州観光推進機構、こうしたオール九州の体制で取り組んでいるものもございまして、南九州3県によります広域観光ルート連絡

協議会、そういったものを通じて、パイヤーの招聘や商談会の開催、観光客誘致など、連携した形で取り組みを進めておるところでございます。

一方で、農畜産物や加工品など、各県の間で競合する品目を取り扱うということもございまして。それぞれの県が磨き上げた地域のブランドというものをアピールして定着させる必要もあるということで、今のところ各県がそれぞれ独自に海外事務所を設置し、またさまざまな商談会を行う、そういう動きも一方ではあるところでございます。

御指摘のように、財政面も含め、効率性、スケールメリット、また海外に向けての発信力、アピール力ということを考えますと、九州全体で取り組むべきことも多々あるというふうに考えておるところでございます。九州知事会議においても、たびたびこの点は課題になって、議論になっておるところでございます。今後、合同での観光物産レセプションやフェアの開催など、どのような形で協力ができるのかということのを、より連携を進める方向で検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 各県競合する部分はあるんですが、いろいろ会議に出させていただくと、何県と言われても場所がわからないとよく言われますので、九州という単位ぐらいでまとまって、予算も一緒にしてやるぐらいないと、各県がどこに事務所を持っているかというのも一覧表をもらったんですけれども、競合しながら事務所を開くよりは、効率よくそのあたりもやられたほうがいいんじゃないかというふうに思います。そのあたりについては検討されるということでもありますから、今後しっかりと九州知事会なりと連携をとっていただきたいと思いま

す。

次に、アジア市場の開拓における人事についてお伺いをいたします。事業を進めるに当たっては、県の職員が中心になって携わっていくことになるんだろうと思いますが、県の職員は3年ぐらいで異動となります。しかし、新規事業を進めるに当たっては人間関係の構築に時間を要したり、そこから生まれた信頼関係というものにより事業は進められると考えます。せっかく人材の育成が図られても、数年で異動となりますと、また一からやり直さなければならない状況になると思います。特に、アジアのビジネスでは人脈が物を言うと言われておるようであります。そのような中で専門的人材の育成と人事異動をどのように考えておられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 職員の人材育成につきましては、幅広い視野あるいは多様な知識を身につけるため、研修への派遣あるいはジョブローテーションなど、さまざまな取り組みを現在行っているところでございます。

御指摘のように、アジア市場の開拓を進めるということのためには、関係団体や企業の皆様と信頼関係を深めながら、現地関係者との人脈を構築するとともに、商取引に関する豊富な知識や経験を蓄積していくことが大変重要であると考えております。このため、職員の配置に当たりましては、こうした専門性を有する職員の育成を図るため、今後とも、業務の必要性や本人の希望、適性も踏まえながら、在課期間の長期化、あるいは特定の分野への複数回の配置といった人事ローテーションの多様化に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 在課期間の長期化ということも示されておりますので、そういうものをうま

くつくついでいて、せっかくつくった人脈というのを途中で細切れにしてしまうと何にもならないような気がします。また、関係団体と答弁の中にありましたが、いろんな団体がありますね。観光コンベンションであったり、貿易物産振興会であったり、いろんな連携をとられると思いますので、そこは余り人事の異動がないのかなと思いますから、県の職員とそこをうまく組み合わせながら、県としては異動があるでしょうけれども、そちらの方のほうがある時期になったら主導権を握られるような状況でもいいのかなと思いますので、そのあたりも十分配慮して進めていただきますよう、要望をしておきたいというふうに思っております。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてお伺いをいたします。

古事記編さん1300年を契機に、観光資源の掘り起こし、再認識、保存及び整備、県民の知る機会・触れる機会の創出、観光誘客のための「神話のふるさと みやざき」ブランドの定着、そして置県130年の活用と、さまざまな事業に取り組み、日本書紀編さん1300年までの間、関連事業を推進して、国民文化祭を誘致して締めくくる計画となっております。

この事業は、県の今年度の重点施策にもなっていますが、本年、県が取りまとめた、国に対しての「平成26年度国の施策・予算に対する提案・要望」を見てみましたが、記紀編さん1300年を活用して宮崎の観光を含めた取り組みをやるという意気込みが、いま一つ感じられないところでもあります。県費だけで事業をやるという考えであれば別であります、重点施策と言われるには今後の方向性が見えないようにも思われますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん記念事業は重点施策で取り組んでおります。重点施策に掲げるものがすべて国への要望・提案にかかわるかということ、そうではない。間接的な形で、観光面での支援ですとか、そういった要望にあらわれているというものでございますが、県としては、2月に基本構想を策定いたしまして、神楽の世界無形文化遺産への登録を目指した取り組みや国民文化祭の誘致開催などを含めて、中長期的な視点からさまざまな施策を展開していく方針を決定したところでございますし、4月には観光推進課内に新たに記紀編さん記念事業推進室を設置したところでございます。

おかげさまで、昨年来の取り組みにより、観光客の回復などもある程度数値が出ておるところでございますが、ことしはこれまでにない切り口から、歌舞伎役者の坂東玉三郎さんが演出・主演をします、「天岩戸開き」の神話を題材とした博多座公演とのタイアップPRを行っております。まさにこの週末、高千穂フェアということで、福岡でのホテル、商店街、また博多座などで神楽の披露などPRをしたところでございますし、また、ことしのカンヌ国際映画祭で審査委員を務められました河瀬直美監督による神話ゆかりの地のプロモーション映像の制作など、誘客促進に向けた取り組みも進めているところであります。

こういったいろんな記紀編さん記念事業を進めるに当たっては、何よりも県民が、そういった資産というものをしっかりと認識し、語ることができるようにしなくてはならないだろうと、県民総語り部化を目指した理解促進に向けての取り組み、いろんな研修会、講座なども進めておるところでございますし、「神話のふるさとみやざき」のブランドイメージの確立を

目指して、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 いろんなことをやっていますということは今、話があったんですが、県民の方が、神楽の世界文化遺産への登録を目指していますよということを知っているのかなと思ったり、先ほどあった、歌舞伎役者の坂東玉三郎さんが「天岩戸開き」を博多座でということなんですけど、余り県民はわからないんです。だから、やっぱり県民が一丸となつてこうですよと言えることではないと、宮崎県にそういうものを見て来られて、どこか何かやっていますかねということでは話にならないと思いますので、記紀編さん記念事業というのは非常に長いということから、議会でいつも議論になるのが、中だるみをするんじゃないかということをお心配されているわけですから、やっぱり重点施策というか、こういう部分についてはしっかりとした対応をして、推進室をつくったからそこに任せるということではなくて、一丸となつての連携を図っていただきますよう、よろしく願いをしておきたいなというふうに思っております。

次に、国際2路線維持の取り組みについて伺いをいたします。

本県国際線の7月の利用状況は、アジアナ航空が宮崎—ソウル線で55.6%、中華航空が宮崎—台北線で72.5%となっております。お隣鹿児島県においては、鹿児島—上海の路線維持を目的に、県職員等1,000人の研修事業として1億1,800万円を計上して物議を醸しましたが、大きく予算を減額して事業が進められたようです。よしあしの判断は人それぞれあるかと思いますが、この問題が話題を呼んだ結果、5月に32%まで落ちていたこの路線の搭乗率は、8月の予約は69%と倍になったようであり

ます。何としても路線の維持をしたいという伊藤知事の思いが通じたのか、10月以降も1,500人規模の経済団体や観光団体の利用が進められるようであります。また、今回の問題をマスコミが大きく取り上げた結果、鹿児島には上海路線があるということの、これ以上ないPRになったのではないかなというふうにも思います。

本県も宮崎—台北線の路線維持が心配をされています。7月10日から知事初め、経済団体等30名で路線維持のお願いをされたようですが、2つの国際路線の維持、利用促進についてどのように取り組まれるつもりなのか、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 産業振興や観光交流、そういったことを考えますと、国際定期路線は欠かすことのできない重要な交通基盤であるというふうに考えております。今、鹿児島の例が、御指摘がございましたが、それ以上に強い危機感を持って路線の維持に取り組む必要があるというふうに感じておるところでございます。

台北線につきましては、私を団長に7月、議長や県内経済界のトップの皆様と航空会社を訪問し、路線の維持充実を強く要望するとともに、関係団体へ利用の呼びかけを行うなどの取り組みを行いまして、今御指摘がありましたように、搭乗率は70%以上を維持し、一定の成果が出ているのかなというふうに考えておるところでございます。

一方、ソウル線につきましては、国際情勢などの影響によりまして、依然として利用が低迷している厳しい状況が続いております。先月には稲用副知事が現地に参加しまして、航空会社などへ要望活動を行ったところでありまして、11月には私も含めた訪問団の派遣を予定するな

ど、より一層の利用促進に向けた取り組み、アピール、また具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、路線の維持を図るために、両路線の魅力のPRやキャンペーンの実施など、双方向の利用促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それでは次に、台湾路線の維持についての取り組みについてお伺いをさせていただきます。台湾路線維持については、知事のお考えをただいま聞かせていただいたところですが、一定額の補助をするから台湾へ足を運んでくださいという取り組みでは、路線維持というのは一時的なものに終わってしまうのではないかと思います。うちの会派の星原議員が取り組まれておりますが、台湾とのスポーツの交流であったり、文化を含めての交流を活発に進めるべきではないかというふうに考えております。そこで、県内における台湾とのスポーツ交流の状況と、県内市町村と台湾との姉妹都市などの取り組みの状況はどのようになっているのか、教育長並びに総合政策部長にそれぞれお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 台湾とのスポーツ交流についてであります。県高等学校野球連盟が創立60周年記念事業として平成20年に実施した遠征を初め、先ほど御紹介いただいたようなスポーツ団体が自主的に実施しているものはございますが、県の事業として実施しているスポーツ交流はございません。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 県内市町村と台湾との姉妹都市などの取り組みの現状であります。いわゆる姉妹都市はございませんが、平成17年5月に高千穂町が台湾東部の花蓮市と経済観光友好交流宣言書を締結しております。

また、高千穂町の高千穂日華親善協会は、平成2年に設立をされているようでありますけれども、中華民国国慶節行事への参加とか台湾留学生の受け入れなど、台湾との交流に長年取り組まれているところでございます。

このほか、宮崎大学など教育機関の学術交流協定が10組、ロータリークラブなど民間団体の姉妹・友好提携が4組ございます。以上でございます。

**○宮原義久議員** 遠くて近い国だというふうに思うんですが、航空路線がある割には意外と交流が図られていないのかなというふうに考えたところであります。

引き続き、台湾路線の維持の取り組みについて伺いをしますが、このように今、国際化が進む中で、先ほど言いましたように、身近な親日的な台湾というのは、海外アレルギーのある日本人にとっては最も親しみやすい国ではないかなと思っております。台湾の市町村と姉妹都市を結ぶことによって、子供たちや市町村及び県職員の交流を図ることは、県民の国際感覚の醸成にもつながるのではないかなというふうに思いますし、相互交流が台湾路線維持にもつながってくるのではないかなと思います。先ほど言いましたように、一時的にお金を上げるよりも、そういうような交流を図ることで常に行き来ができるような仕組みというのが必要かなと思いますので、来年度からでも早速、台湾とのこういった姉妹都市を結ぶような事業を県が進められて、それが結果的には路線維持であったり——ただ路線維持では鹿児島と同じになってしまうので、やっぱり国際感覚を養わせるということでは、こういった事業を進めるのは非常に効果的ではないかなと思いますが、知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** まさにそのとおりだというふうに思っております。補助金などを出すなりして何人送って終わり、それでは一過性の関係になるわけでございます、重要なのは、今御指摘がありましたような持続的な交流の仕組みづくり、それをつくっていくことではないかというふうに考えております。

この7月に台湾に参りましたときも、亜東関係協会や台湾政府の関係者と今回初めて、航空関係、観光、物産・貿易、文化交流などテーマを定めて1時間以上、意見交換を行ったところでございますが、そこでもやはりそのような持続的な仕組みづくりというものが重要ではないか、そのような合意と申しますか、議論はしたところでございます。

そのためには、御指摘の姉妹都市でありますとか、経済、観光、文化、スポーツといった特定分野における提携などが考えられるわけでございます。今後、交流の現状や経済効果、文化・スポーツの振興——文化で申しますと、アジアとの交流を支援していこうということで、合唱のグループを、台湾との交流ということで県が支援し、それがずっと続いているというような例もございまして。まさに、先ほどスポーツの御指摘もございました。そういう分野ごとに、青少年の国際感覚醸成の観点も踏まえながら、どのような持続的な仕組みづくりが可能なのか、幅広く検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 結果的には、宮崎県の各市町村がどこかと結べば、そこがそういった交流の場所の窓口になるわけですから、最初だけを県が後押ししてやれば、後はそれぞれが動き出すということになると思いますので、幅広く検討をしていただくということでもありますから、

しっかりとした対応をしていただきますように、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次に、防災拠点庁舎の整備についてお伺いをいたします。

県では、東日本大震災を受けて県庁舎のあり方が検討され、特に最低限必要な庁舎のスペースを確保するとの観点から、防災拠点庁舎の整備の検討を進められております。直近では8月28日に第6回の検討会議が開催され、1、防災拠点庁舎の規模・機能、2、敷地の利用方針（配置検討）、3、駐車場の整備方針、4、事業手法、5、今後の検討課題（将来の県庁舎のあり方）についてということが検討されたようであります。

8月29日の新聞には、新庁舎は、ヘリポートや住民の一時避難スペースを完備した10階建てで、場所は現在の外来第1駐車場、建設期間は4年から5年、建設費用は97億円と試算と書かれておりましたが、今後の着工から完成までの具体的なスケジュールについて、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（四本 孝君）** 防災拠点庁舎の整備につきましては、8月に第6回目の防災や建築の専門家を含む検討委員会を開催いたしまして、お話がありましたような駐車場の整備方法あるいは事業手法等についての検討を行ったところでございます。今後は、10月ごろに最終となる委員会を開催して、検討委員会としての整備案を取りまとめ、県議会の御意見等をお伺いした後で、できるだけ早い時期に、県としての基本方針を決定したいと考えております。

着工、完成までの具体的なスケジュールにつきましては、今後詰めるということになるわけですが、一般的には、基本方針を決定後に基本構想を策定いたしまして、その後の設

計や建設の期間としては、最短で4～5年を要するものというふうに考えております。

**○宮原義久議員** それでは次に、将来の県庁舎のあり方についてお伺いをさせていただきます。本県の県庁舎は他県と比較しますと老朽化が進んでいるということで、今回こういうあり方検討委員会ができてはいるわけですが、第6回の検討委員会においても議論はされたようですが、今後の検討課題というところで、将来の県庁舎のあり方についてということがありますが、どのように考えておられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（四本 孝君）** 本庁域の県庁舎は、歴史的な建造物であります本館及び5号館を除きまして、耐用年数が残っているという状況であります。このため、現在、早期に整備する必要がある防災拠点庁舎に限って検討を行っているところであります。

県庁舎のあり方につきましては、現在の分散化しております庁舎を将来は集約化していくことが課題であると認識しておりまして、今後、各庁舎の耐用年数や財政状況等も勘案しながら検討することになるというふうに考えております。

**○宮原義久議員** 時間がたてばただけ耐用年数にどんどん迫ってくるような状況になりますので、そのあたりを決断するときはきちっと決断せざるを得ない状況があるのかなと思っております。

さらに、防災庁舎の整備についてお伺いをさせていただきます。現在の県庁舎の耐震性等から、新たな防災庁舎をできるだけ早く整備しなければならないという必要性は理解できると思いますが、議会の中にもさまざまな意見がありまして、建設費についても97億という大

きな事業となります。知事の庁舎整備に対する考えが見えないように思いますが、それではなかなか話が前に進みにくいのではないかと考えますが、防災拠点庁舎の整備について知事はどのように考えておられるのか、確認をしておきたいと思っておりますので、知事の防災拠点庁舎の整備についての考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ巨大地震・津波で大きな被害が想定されておるところでございしますが、そういった災害が想定される多くの県で、既に防災拠点となる庁舎が整備されているところであります。一方、本県の該当する庁舎というものは、その耐震性を考慮すると、災害発生時に十分にその機能を果たし得ないおそれがあり、大変な危機感を持っておるところでございします。

したがいまして、県民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔としての機能や、国や市町村等の関係機関との連絡調整など、大変重要な機能を果たす庁舎の整備を図るということは、厳しい財政状況ではありますが、必要不可欠なことであると考えております。このため、防災拠点庁舎の整備につきましては、これまで有識者、専門家を含む検討委員会や県議会の御意見等をお伺いしながら、検討を進めてきておるところでございしますが、それらを踏まえ、できるだけ早い時期に、県としての基本方針を決定したいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。知事の考えはわかりました。できるだけ早急に整備をしなければならない。いつ地震が来るかわからない。地震が来てからつくるということではありませんので、県民を守るためにということであれば、なるべく早く取りかかったほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いをし

ておきたいと思っております。

それでは次に、高速道路の整備に対する取り組みについてお伺いをいたします。

現在、東九州自動車道の整備が積極的に進められ、日向一都農間が今年度供用開始、北浦一須美江間が平成28年度から26年度に2年の前倒し供用開始、佐伯一蒲江間が平成28年度から27年度に1年間の前倒し供用開始が発表されており、今年度は宮崎一延岡間が、26年度には大分一蒲江間、27年度には北九州までが供用開始となります。これまで、県や市町村、経済団体を中心に開催されてきました早期整備の促進大会など、多くの大会の成果であるとも考えます。そこで、北浦一須美江間、佐伯一蒲江間がそれぞれ2年、1年、開通前倒しの公表に至った経緯と取り組みを内田副知事にお伺いしておきます。

**○副知事（内田欽也君）** 東九州自動車道の北浦一須美江間、佐伯一蒲江間の開通予定年度の前倒しにつきましては、行政や議会、民間団体で構成されます東九州自動車道建設促進協議会での提言活動を初め、あらゆる機会を通じて再三、国に要望してきたところでございます。

私自身も昨年、大臣秘書官を務めておりました際に、11月ですけれども、知事と議長が国土交通大臣へ御要望された場に立ち会ったことがございます。このたびの前倒しは、トンネル工事などが順調に進んだこととすとか、あるいは十分な予算が配分された、必要な予算が配分された、これはもとよりでございますけれども、何よりも県議会はもとより、沿線自治体の皆さんあるいは民間団体の皆様の一体となった早期整備を訴える熱意が通じたものではないかと思っております。今後とも、北九州市一宮崎市間の開通が一日でも早くなりますように、県議

会あるいは市町村を初め、民間の皆様とも連携をしながら、引き続き、国や関係機関に強く訴えてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、今度は東九州道の清武以南についてお伺いをいたします。高速道路は全線整備が図られることで効果が100%発揮できると考えますが、北郷一日南間9キロメートルは平成29年度供用開始が発表されておりますが、その北側であります清武南―北郷間17.8キロメートルについては、整備区間の地盤の関係等から整備がおくれております。そこで、この区間の工事の進捗について県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東九州自動車道清武南―北郷間につきましては、国の新直轄事業として整備が進められておりますが、トンネル12カ所、橋梁14橋と、構造物の多い区間です。これまでにトンネル4カ所、橋梁3橋が完成しております。ことしの4月には東九州自動車道でも最も長いトンネルとなります猪八重トンネル、4,858メートルあるんですが、これが貫通したところでありまして、また、清武側にあります芳ノ元トンネルでは、地すべりなどの発生により平成21年6月から工事が中断しておりましたが、その後、国に設置されました学識経験者を交えたトンネル施工検討会で施工方法などの検討が進められ、ことし1月には工事が再開されたところなんです。

当該区間の進捗状況としましては、用地取得はほぼ完了し、平成25年3月末現在の事業進捗率は約47%でありますことから、県としましては、今後とも、清武南以南の事業中区間の早期完成を国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 進捗率47%ということであり

ますが、先のほうがつながって手前が繋がらないということでは余り効果の出ない状況になりますので、先ほどありましたように、トンネルが12カ所ということですが、完了しているのが4カ所、施工中が4カ所、まだ未着工が4カ所残っています。トンネル工事になると工事が長期間になるのではないかと考えますと、やはり早期の着工をしていただくような手だてを――いろんな大会は幾らでも開けるというふうに思いますし、熱意を伝えることはできると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。橋梁については、完成3橋、施工中が11橋ということになりますので、未着工がないということでもありますから、トンネル工事を早急に急がれるような方向で頑張っていただきますよう、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

次に、東九州道唯一の未着手区間でありまして日南―串間―志布志間の整備についてです。この区間は、本県の問題でもありますが、鹿児島県との連携も必要となってくる部分であります。現在どのような取り組みをされ、事業着手のめどは見えてきているのか、さらに地形、用地確保、距離的關係から、どの程度の年数で完全に整備が図られると考えておられるのか、県土整備部長にお伺いをしておきたいと思ひます。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東九州自動車道の日南―串間―志布志間につきましては、これまでも建設促進の各種大会等が地元で開催されてきたところでありまして、これを受け、あらゆる機会を通じ、鹿児島県や沿線の3つの市、さらには女性の会などの民間団体と一体となりまして、国に対し地元の熱意を伝え、早期事業化の要望をしてまいりました。

この結果、ことし5月には、新規事業採択の



ための計画段階評価に関する九州地方小委員会の1回目の審議が実施され、7月には、沿線の3市4会場におきまして多くの地元住民参加のもとで意見聴取が実施されるなど、その手続は着実に進展しているところです。

しかしながら、新規事業化までには、さらに都市計画決定や環境影響評価などの手続が残されており、事業化後に測量・設計、用地買収、工事着手となり、整備までには相当な期間を要すると思われま。

このような中、今月19日には、串間市におきまして、高速道路建設推進議員連盟の国会議員の皆様を初め、国土交通省の幹部を迎えて、東九州自動車道日南一串間一志布志間の整備促進総決起大会が盛大に開催される予定であります。県といたしましては、今後とも、鹿児島県と連携を図り、早期の事業採択に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それでは次に、九州中央自動車道の整備について伺いをいたします。九州中央自動車道の延長は、95キロメートルのうち県内の延長が51キロメートルで、延岡一舞野間が平成18年度に、舞野一北方間が平成20年度にそれぞれ供用開始、北方一蔵田間が平成27年度の供用開始として事業が進められております。また、熊本県側は小池高山一北中島間が平成30年度に供用開始とされております。本県の蔵田一県境間は地形的にも難工事が予想され、工事期間も長期になると考えますが、今後の見通しと整備の取り組みについて内田副知事にお伺いをいたします。

**○副知事(内田欽也君)** 九州中央自動車道の県境一蔵田間につきましては、現在、高千穂一日之影間で用地買収など事業が進められており

まして、今年度からトンネル工事等に着手する予定になっております。残る未事業化区間につきましては、ことし5月ですけれども、高千穂から熊本の蘇陽間につきましては計画段階評価の調査対象区間に選定されたところでありまして、概略ルートや構造の検討が行われることから、事業化に向けて一歩前進したと考えているところでございます。

九州中央自動車道は、九州の東西軸を強化いたしますし、重点港湾細島港の地理的優位性を生かせるなど大変重要な路線でありますことから、今後とも、一日も早い全線開通に向けて、県議会、市町村、民間の皆様、さらには熊本県ともしっかりと連携を図りながら、引き続き、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 東九州道、九州中央自動車道、それぞれ質問させていただきましたが、それぞれ少しずつではありますけれども、前に進んでいるというような答弁ではなかったかなと思っておりますが、地元としては、ここにもありましたように、通っていない沿線は深刻な状況で考えておりますし、高速道路が通ることで地域の活性化をということを考えているわけがありますので、なるべく早く、うちあたりなんか40年前から通っているわけですから、えらい差があると思いますので、そのあたりについては最大限の努力を図っていただきますよう、そして一日も早い全線開通につなげていただきますよう、お願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、建設工事における指名競争入札の試行について伺いをさせていただきます。

過去の入札は指名競争入札でありましたが、官製談合事件を受けて入札制度の改革に取り組

まれ、本年7月までの間は、一般競争入札、総合評価の2種類で、地域エリアの設定や金額の設定の改革など、さまざまな改革に努めていただき、現在に至っております。

これまで、指名競争入札の復活の要望が県議会、建設関係業界から出され、本年の6月議会及び宮崎県入札・契約監視委員会での審議を経て、6月25日の入札手続等改善検討委員会で指名競争入札の試行が決定され、来年3月までの間、試行により実施されることとなりました。これまで2カ月が過ぎておりますが、公共三部での現在までの取り組み状況と落札状況など、お聞かせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 建設工事における指名競争入札につきましては、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成などを目的としまして、予定価格3,000万円未満の土木一式工事の一部を対象に、7月から試行しているところでありまして、昨日までに公共三部で35件の指名通知を行い、23件について落札者を決定したところであります。

現在までの状況につきましては、試行を始めたばかりでございますが、価格競争方式の条件付一般競争入札と比較して、指名競争入札のほうが工事現場に近い建設業者が落札する割合が高くなる傾向が見られます。また、平均落札率につきましては、条件付一般競争入札とほぼ同じとなっているところであります。

今回の試行につきましては、今後、舗装工事、のり面工事など、対象工事を順次拡大し、200件程度の実施を見込んでおり、年度内には試行結果を検証した上で、議会の皆様の御意見も伺いながら、翌年度以降の方針を決定してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。順調

にいらっているということだと思います。2カ月という状況でありますので、1年通してどういう状況かということをしっかり検証していただいて、次につなげていただければありがたいかなというふうに思っております。

次に、宮崎県優良工事表彰制度についてお問い合わせいたします。

この制度は、施工管理や安全対策、地元調整等において他の工事の模範となるような取り組みを行った工事を優良工事として表彰し、建設産業全体の意欲向上を図ることを目的に創設され、平成22年度より導入されております。表彰の種類については、知事賞、部長賞、発注機関賞の3種類であり、平成25年度は知事賞5件、部長賞7件、発注機関賞54件となっております。業者にとっては、金額的にも厳しい中、手を抜くことなく社会資本の整備に最大限の努力をされ、すばらしい構造物を建設されるわけですが、その表彰を受けたことは名誉にはなりますが、何らかの評価につながらなくては意味をなさないとの声が業界のほうからもあります。そこで、この表彰制度を総合評価の評価項目に追加する考えはないのか、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 優良工事表彰制度につきましては、工事成績が優秀で、他の工事の模範となる取り組みを行った工事を表彰する制度であります。これまで受賞された方からは高い評価をいただいております。県としましても、建設業者の意欲や技術力の向上につながっているものと考えております。

この表彰実績を総合評価落札方式に活用することにつきましては、技術力や地域社会貢献度を評価する上で一つの有効な項目になると認識しているところであります。しかしながら、導

入に向けては、さまざまな整理すべき課題もありますので、今後、幅広く関係者の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** いい工事をしていただいているわけですから、その分はあれですけども、先ほどありましたように、整理すべき課題も整理をしていただいて、関係者の意見を聞いていただいて、できればやはり報われるような方向で検討していただきますように、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、河川改修についてお伺いをいたします。

近年、地球温暖化の影響から、ゲリラ豪雨の発生が多くなっております。これまでダム機能を有していた水田は、減反の影響により園芸作物や飼料生産の場となっていることから、水をためるのではなく、むしろ排水する傾向が高まっております。また、農地の基盤整備に伴い、排水路はコンクリートで固められ、道路や個人住宅、大型店舗もアスファルトやコンクリートで塗り固められていることから、雨は地面に浸透するのではなく、直接、河川へと流れ込みます。河川が多少崩れても、そこが耕地や住宅地でなければ、なかなか河川の改修が進んでいないようではありますが、県内の河川改修の進め方についてどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 河川の改修につきましては、河川の流域の広さや土地利用の状況、過去の洪水による被害の実態、費用対効果等を総合的に判断しまして事業に着手しております。現在は、特に平成17年の台風14号や平成22年の都城市でのゲリラ豪雨などにより甚大な浸水被害が発生した地域や、人口や資産が

集中している市街地部など、緊急度の高い河川から重点的に整備を進めているところです。

**○宮原義久議員** 次に、河川改修について引き続きお伺いをしますが、災害復旧工事で、高さにしてあと1メートルかさ上げすることで次の災害から逃れることができるような場合もあります。基準があり、それ以上の工事はできないとのことでもあります。しかしながら、地域住民がその周辺のこととは一番よくわかっておられるわけではありますが、そうした地域の住民の声というのは、どうして災害復旧工事であったり河川整備には反映されないのか、県土整備部長にお伺いをしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 災害復旧工事につきましては、被災した施設をもとの状態に復旧することを原則としておりますが、災害の規模や状況によりましては、再度災害の防止を図るため、地域の要望を踏まえながら、一連の区間におきまして、川幅を広げるなどの改良を加えた災害復旧事業にも取り組んでいるところです。

また、河川の改修におきましても、整備計画を策定する段階から、河川整備計画検討委員会や地元説明会等において地域の皆様の御意見を伺うなど、地域の実情に応じた整備に取り組んでいるところです。今後とも、地域の皆様の御協力をいただきながら、治水対策に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。それぞれ復旧工事であったりすれば制限がかかっているということはよく理解できるんですが、台風が来る、大雨が来たというと、必ず見に行く場所は一緒なんです。だから、またやられた、またやられたということになりますので、そのあたりについては、何らかのそういった住民の

声を含めてしっかりとした検討をしていただいで、毎回毎回同じところをやるというのは逆にお金の無駄遣いになると思うんですけれども、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、国県道の未改良区間の整備の優先順位についてお伺いをいたします。

本県には、国道延長約1,158キロメートル、県道延長2,019キロメートルの道路網があります。5.5メートル未満を含む整備率は、国道で83.9%、187キロメートルが未改良、県道が整備率63.2%、744キロメートルが未改良となっています。全国の道路の整備状況の資料を見ても、国道で44位、県道で38位の整備状況であります。

また、整備率に反比例して、人口当たりの自動車保有率は九州第1位、運転免許保有率は九州第1位となっております。県内国県道の早期整備が待ち望まれております。

ただ、道路の整備が進みますと維持費もかかってくるわけでありましたが、県土整備部の予算における維持費と改良費の予算の割合を、県土整備部長にお伺いをいたします。さらには、昨年の国県道の整備延長をあわせてお聞かせください。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 平成25年度の県土整備部の道路予算の中で、維持費と改良費の割合につきましては、おおむね3対7となっております。また、平成24年度に供用しました県管理の国県道の延長につきましては、約14キロメートルとなっております。

**○宮原義久議員** 次に、私の地元の小林市では、首長、経済団体も含めまして、県道宮崎須木線の要望活動をさせていただいております。整備促進のお願いも毎年やらせていただいておりますが、県内各地域においても同様の要望活

動が毎年繰り返し実施されております。そこで、国県道合わせて931キロメートルの整備の優先順位をどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 本県の道路整備につきましては、宮崎県中長期道路整備計画に基づきまして、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備や緊急輸送道路の整備などを重点的に進めているところでございます。

このような中、昨年度は、東九州自動車道の開通にあわせ、都農インター線や須美江インター線などを供用したところであり、さらにことし5月には、都城志布志道路の唯一の未事業化区間が新規に事業化されるなど、道路の整備は着実に前進しているところでございます。

しかしながら、県内には未改良区間が多く残されている状況にありますことから、事業着手に当たっては、限られた予算の中で計画的、効率的に道路整備が図られるよう、道路の現況や整備効果、緊急性などを総合的に勘案し、実施箇所を決定することとしております。県としましては、引き続き、必要な道路整備を計画的に推進するため、道路予算の総額確保や本県への重点配分について、国へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。先ほどからありますように、24年度、延長で14キロメートルが供用開始、931キロメートル残っていますから、いつでき上がるのかなということになるんですが、維持費と改良費も3対7ということでもありますし、整備が進めば進むだけ維持費がかかってくるわけであるので、改良がなおさら進みにくいんだらうというふうに思いますから、財源の確保をしっかりとさせていただいて、

やっぱり地域の住民の声は道路が優先だと思えますので、財源確保も含めて、14キロメートルではなくて少しでも延長が進みますようお願いをしておきたいと思えます。

次に、保育士確保対策についてお伺いをいたします。

全国的に保育士の確保が問題となっております。県内の平成24年度の保育士登録者数は1万3,942人ですが、常勤の保育士の数は平成23年で4,161人となっております。保育園においては、全職員が常勤でなく非常勤を含めて運営されておりますが、どこの保育園でも慢性的な保育士不足に悩んでおられます。

県としても、保育士確保のための処遇の改善を図ることを目的に、私立保育園に対して6億8,200万円を交付するなどの対策や、潜在的保育士の掘り起こしを進める保育士確保緊急対策事業にも取り組まれておりますが、保育士不足をどのように考え、今後どのような取り組みを進めようと考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 保育士は、園児の健やかな成長にとってかけがえのない存在でありまして、保育現場で必要とされる保育士の安定的な確保は大変重要であると認識しております。このため、今年度は、潜在保育士を対象に、就労希望や条件に関するアンケートを実施した上で、希望者に、研修や県福祉人材センターへの登録を行うとともに、県内保育所への就労を希望する学生の増加につなげるため、保育士養成機関や保育団体との意見交換会を開催しております。また、保育士の離職防止等を図るため、お話にありました「保育士等処遇改善臨時特例事業」にも取り組んでいるところでございます。今後とも、関係機関と十分連携を図

りながら、保育士の安定的な確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。先ほど、保育士養成機関と保育団体との意見交換会を開催しておりますということだったんですが、これまでに余りなかったというふうに聞いておりますので、やっぱり県としてはそういう間をとっていただいて、養成機関と保育団体との連携を深めることも必要だというふうに思えますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、児童虐待についてお伺いをいたします。

児童虐待に関する相談件数の全国の様子は、平成24年度で6万6,807件で、前年度比111.5%となっております。本県の状況は、平成22年度がピークで451件、平成24年度が443件となっております。虐待を受けている年齢層は0～3歳未満が16%、3歳から学齢前児童が25%、小学生が40%となっております。主たる虐待者は、実父が22.6%、実母が63%となっており、子供が一番信頼できる両親が虐待をするというおかしな現象が起きております。

また、443件の虐待の経路別相談件数を見ますと、児童本人が申し出たものが4件、幼稚園がゼロ、保育園13件、小学校73件、そして近隣知人が108件と最も多い状況となっております。小学生になると、自分の意思を先生に伝えることにより虐待を発見できますが、未就学児は、虐待を受けてもなお親を信頼する傾向があるとも聞きます。そこで、自分では意思を伝えられない未就学児を虐待から守るために、県としてはどのようなことに取り組まれているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 未就学児に対

する虐待を防止するためには、子育て家庭にとって身近な専門機関が連携し、さまざまな角度から支援を行うとともに、地域全体での見守りが重要であると考えております。このため、市町村においては、乳児家庭の全戸訪問や乳幼児健診を活用したリスクの把握、子育て支援センターの設置などによる保護者の不安感や負担感の軽減に取り組んでおります。また、虐待の発生が懸念されるなどの世帯に対しては、要保護児童対策地域協議会において、保育所・幼稚園、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が情報の共有を図り、連携して対応を行っております。

県といたしましては、市町村や保育所等の関係者への専門研修を実施するとともに、地域での見守りの重要性について、今後とも、テレビ、新聞等で広く啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。今、答弁をいただいたんですが、一昨日でしたか、これがどういうあれであったかはわかりませんが、敬老の日も近づきますが、おじいちゃんおばあちゃんを好きな国ランキングというのをテレビでやっていたんです。クイズ番組的なものでしたけれども、知事、福祉保健部長、教育長、おじいちゃんおばあちゃんを好きな国ランキングで日本は何位でしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 割と上位ではないかというふうに期待をしておるところでございます。3位ぐらいでしょうか。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 感覚的には、知事が申し上げたように、日本は高い位置にあるというふうに思っておりますが、私もテレビをちらっと見ました。かなり悪いんですけれども、どういう根拠というか、どういう調べ方を

されているのか、そこはわかりませんので、それはそのとおり受けとめるものではないのではないかとこのように思っております。

○教育長(飛田 洋君) 残念ながら、私はその番組を見ておりませんが、子宝の国、じいちゃん、ばあちゃんが子育てにかかわれる人ということから見たとき、トップであってほしいと私は思います。

○宮原義久議員 最下位です。ということはどうということなのかというと、3世代同居の比率とか、そういうことを言われていたようであります。だから、核家族化がいかに進んでいるかということになると思います。自分の子供よりも孫はかわいいんだそうですね。僕は孫がおりませんからわかりませんが、そういうふうに使われていると考えると、3世代同居をいかに進めるかということによって虐待もとめられるのではないかと思いますので、そういったような事業の推進をぜひ図っていただきたいというふうに思います。福祉保健部長は見ていただいたからあれですけども、そういう状況を、担当所管でありますから、ぜひ進めていただくようお願いをしたいと思います。

9月7日の朝日新聞に、厚生労働省の専門委員会によるとということで、2003年7月から昨年3月までのこの10年間に虐待で死亡した数という記事がありました。0歳から2歳が218人、虐待死の44%を占める。そして、100人は生後1カ月未満、うち83人は出生されたその当日に亡くなっているということになりますので、こういうことがないように努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、犬や猫の管理についてお伺いをいたします。

全国の犬の登録頭数は、厚生労働省によると平成23年度約685万頭ですが、一般社団法人ペットフード協会の調査では1,153万頭と推計をされております。約4割が未登録となっているようであります。

本県の飼い犬の登録は平成24年度6万6,975頭で、狂犬病予防注射の接種頭数は4万7,890頭で、接種率は県全体で平均71.5%となっております。日本における狂犬病発症例は昭和31年までさかのぼることとなり、60年間、発症がありません。飼い犬を登録しなかった者、狂犬病予防注射を接種しなかった者は、狂犬病予防法により20万円以下の罰金に処せられるとなっております。狂犬病は、発症すると100%死に至るといいう病気ではありますが、未登録、狂犬病予防注射の接種率の低さをどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** WHOの推計によりますと、狂犬病は、全世界で毎年5万人以上が死亡している人獣共通感染症の一つでございます。御質問のように、日本では約60年間発生がありませんが、発病すると致死率が100%であり、台湾におきましては、本年7月に52年ぶりに発生をいたしております。国際交流が一層盛んになる状況を踏まえますと、我が国においても、狂犬病対策は極めて重要であると考えております。狂犬病対策の基本は、登録による飼育状況の確実な把握と、予防注射による蔓延防止にあり、注射の接種率が低いことは大きな問題であると捉えております。

このため、県におきましては、登録・注射の実施主体である市町村や県獣医師会と連携し、保健所による指導や新聞広告、テレビCMの活用等により、飼い主の自覚あるいは理解を促す観点から、登録・注射の必要性を強く啓発して

いるところでございます。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。先ほどから、20万円の罰金に処せられますよというふうにあるんですが、多分払った人はいないんだろうなと思いますが、狂犬病予防注射自体がもう必要ない状況に来ているんだろうというふうにも思います。国も、未登録であったり、狂犬病予防注射の接種率の低さというのを余り問題視していないようにも思います。そういうのを考えると、県としても接種してくださいということをお願いする程度、市町村もその程度なのかなというふうに思いますので、そのあたりはしっかりとした対応をしていただきますよう、お願いしておきたいと思っております。

次に、捕獲された犬・猫の殺処分についてお伺いをいたします。保健所に捕獲された犬は、狂犬病予防法により、2日間の公示後、1日間以内に飼い主があらわれない場合は処分してよいとされております。本県では、ホームページで1週間以上飼い主を探していただいていますし、譲渡判定もしていただくなど、新たな飼い主探しに大変御努力をいただいております。平成23年度実績で、県内において犬・猫の保護・引き取り約3,700頭のうち、返還330頭、譲渡631頭、殺処分2,733頭となっており、九州内の他県と比較しても、返還率、譲渡率が高く、努力に対して感謝するものであります。

現行では炭酸ガスを使用して殺処分されるようではありますが、30分から40分かかっても死に切れない犬・猫がいるとも聞きます。処分に当たられている職員にとっては、とてもつらい仕事となりますが、職員の負担軽減のみならず、動物愛護の観点からも処分の方法の見直しが必要と考えますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県におきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく指針等におきまして、安楽死処分の一方法として示され、かつ多くの自治体でも使用されている炭酸ガスを使用しているところでございます。

なお、麻酔薬等の薬剤による方法につきましては、獣医師が一頭ごとに処置する必要があり、現在でも犬・猫合わせて2,700頭以上を殺処分している中では、獣医師の確保や体制整備等も含めまして、負担が大きいものと考えております。今後、犬・猫の適正飼養や譲渡を推進しながら、殺処分の方法の見直しについても研究していく必要があると考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、犬を飼う場合に初期の登録料が3,000円かかっております。このお金はどのようなことに使用されているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 狂犬病予防法に基づく犬の登録・注射につきましては、平成12年度から実施主体が都道府県から市町村に移行しておりまして、登録料は現在、市町村が徴収しております。

なお、この登録料の用途でございますが、鑑札の作成及び登録台帳管理システムの運用並びに登録・注射の啓発などに使用されているところでございます。

○宮原義久議員 現在、県においては、今度は逆に犬・猫を引き取る場合、手数料として犬が2,000円、猫が740円を徴収されているようです。保護された犬を返還するに当たっては、手数料として4,110円と、1日当たりの手数料を430円徴収されているとお伺いしたところであります。こういった犬の保護・引き取りに関して徴収している費用というのは、殺処分と飼

育の適正管理に使用されているようでありますが、できれば不妊とか去勢とか、そういった処置への助成であったり、譲渡会の経費に充てることで、命も守ってあげられるし、それ以上子孫はふえないわけですから、そういうような政策というのにも必要だというふうに思いますが、そうした経費に充てることができないのか、福祉保健部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 犬・猫の引き取りや保護犬の返還時に飼い主から徴収する手数料につきましては、犬・猫の管理や適正飼養の普及啓発などに関する業務の経費として使用いたしております。

なお、犬・猫の不妊去勢への助成につきましては、本来その飼育者が負担すべき性格のものでありますことから、全国的にも、都道府県で助成している自治体はございません。

一方、犬・猫を譲渡する事業につきましては、殺処分数を減らすことを目的に、平成20年度から民間の愛護団体に委託して実施しているところでございます。

県といたしましては、殺処分数の減少を図るには不妊去勢や譲渡の推進が大変重要であると認識しておりまして、今後とも、市町村や県獣医師会への情報提供や連携等を強化し、啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。犬・猫を飼うというのは個人のことなんですが、登録料なり、そういったものを逆に高く引き上げることで——多分、飼われている方は引き上げても飼われると思いますので、そういったものを登録料も含めて高く取って、そしていろんな事業に回すような政策を打っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。



先ほどからありますように、殺処分される方も、30分たってあけてみたらまだ生きていたといったら、それは仕事としては大変つらいものがあると思います。それをやりますかと言ったら、多分、部長は私はやりませんと言われると思いますが、それをやられる職員がいらっしゃるわけですから、そういった殺処分のあり方も考えなくてはいかんと思いますし、登録料とか、いろんなそういったものは、3万円だって皆さん飼われると思います。私も野良犬を1匹引っ張ってきていますけれども、できるだけ避妊もしてあげることで次もふやさないということになりますので、個人だからということではなくて、そういうものを推進する、避妊去勢を推進というような事業も起こされて、補助するというだけではなくて、やってくださいということをお願いすることも大事なかなというふうにも思います。

大分前でしたけれども、猟期が過ぎたころに、地元の高原町の隣の御池の上から狩りの犬を、1週間同じところにいるものですから、拾って帰ったことがあります。3カ月ほどで死にましたけれども、飼い主が捨てた場所にやっぱりいるんだそうです。そういうのを考えると、狩りに使うような犬を何匹持っておられて、どうかというのも、きちんと管理していただくようお願いしておきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次に、地元のことになりますが、霧島錦江湾国立公園の80周年についてお伺いをさせていただきます。

昭和9年に、霧島周辺の東西約22キロメートルの領域が霧島国立公園として、瀬戸内海国立公園、雲仙国立公園（現雲仙天草国立公園）とともに、日本で最初に国立公園に指定をされた

ようであります。昭和39年には、錦江湾地域に指定されていた国立公園である錦江湾国立公園と屋久島地域が編入となり、霧島屋久国立公園となっております。その後、平成23年に始良カルデラが加えられて、霧島錦江湾国立公園と屋久島地域が独立する形で屋久島国立公園が設置され、現在に至っております。

昨年は綾地域がユネスコエコパークの認定を受けましたが、霧島地域は日本ジオパークの認定を受け、現在は世界の認定を目指しての努力がされているところでもあります。言うまでもなく、霧島錦江湾国立公園は本県にとって重要な観光資源でもあり、宝であります。来年は国立公園の指定から80年の節目となりますが、県として霧島錦江湾国立公園をどのように考えておられるのか、今後の活用を含めて環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 霧島錦江湾国立公園は、お話にありましたように、昭和9年に我が国最初の国立公園の一つとして指定され、最高峰の韓国岳、天孫降臨の地として知られる高千穂峰を中心として、23座の火山群と美しい火口湖を有する、我が国を代表する景勝地であり、県内有数の観光地となっております。

ことしに入って、えびのエコミュージアムセンターのリニューアルやトレイルランニング大会の開催など、新燃岳噴火の影響が残る中、地域活性化に向けた新たな取り組みが進められております。来年3月には指定から80周年の節目を迎えますが、これからもより多くの国内外の方々に親しんでいただけるよう、環境省や鹿児島県、関係市町と連携して、すばらしい景観を守っていくとともに、登山道など自然と触れ合うための施設を整備するなど、霧島地域の魅力の発信に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○宮原義久議員 ありがとうございます。80年  
が節目かどうかと言われるとなかなかなんです  
が、10年、10年の刻みというものを逆に大事に  
されて、何かのイベント的なものでも計画がで  
きるものであればしていただき、そして皆さん  
に広くそういったイベントにも参加していただ  
いて、霧島錦江湾国立公園のすばらしさを知っ  
ていただくということも大事なのかなというふ  
うに思います。日本で最初に指定をされたとい  
うことが大事だというふうに思いますので、そ  
のあたりについても、今後のことでありますか  
ら、よろしく願いをしておきたいと思ってお  
ります。

次に、林業問題についてお伺いをいたしま  
す。

本県の林業の売りは杉素材生産量日本一、平  
成24年度の杉の素材生産量は140万4,000立方メ  
ートルとなっており、他県を圧倒する名実とも  
に日本一の杉の生産県となっております。1立  
方メートル単価1万2,000円を下回ると採算割れ  
を起こすとか、再造林が難しくなるとかの議論  
も常に県議会でされておりますが、現状はさら  
に厳しく、住宅様式の変化、建築基準法の問  
題、外材との競争などのために、1立方メー  
トル単価が7,000円台になることもあります。こ  
うした状況から、森林所有者は林業で生計を維持  
することが困難となっており、他の仕事により  
生計を立てている方がほとんどです。また、小  
面積の所有者も、杉に価値がなくなった現在で  
は、所有林の間伐などの手入れをなされていな  
いことが多いと聞きます。

県として林業振興のため、未植栽林の解消、  
木材の海外輸出、バイオマスでの活用、乾燥機  
の導入と、次々と対策を打たれていますが、宮

崎県だけの問題ではないことから、問題解決が  
難しい状況にあります。そこで、県内の杉の伐  
採は計画的に実施をされていると言っているの  
か、環境森林部長にお伺いをしておきたいと思  
います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 森林の伐採量  
は、景気の動向や木材価格などに大きく影響を  
受けますが、素材生産量を見ますと、平成24年  
は約157万立方メートルとなっております。第七  
次宮崎県森林・林業長期計画では、素材生産量  
の目標として、平成21年の143万立方メートルに  
対し、27年には15%増の165万立方メートル、32  
年には32%増の190万立方メートルを掲げてお  
り、24年の素材生産量は、27年の目標値の95%  
と、ほぼ計画どおりとなっております。今後と  
も、長期計画に掲げる目標を達成できるよう、  
需要拡大等に取り組んでまいりたいと考えてお  
ります。

○宮原義久議員 それでは次に、杉の搬出経費  
等についてお伺いをいたします。100年生以上の  
杉と40年生の杉の1立方メートル当たりの価格  
及び、地形や林道関係の整備にもよりますが、  
一般的な場所におけるそれぞれの1ヘクタール  
当たりの材積と1ヘクタール当たりの搬出経費  
について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 100年生以上の  
杉は一般的には流通量が少ないことなどから、  
優良木材市や相対での取引が多い状況にあります。  
価格については、材の質によって差があり、高  
値で取引されるものや、逆に一般材と同じ扱  
いになる場合もありますが、ことし1月の県森  
連東郷センターの優良木材市では、1立方メ  
ートル当たり2万円から6万円台の価格とな  
っております。

一方、40年生の標準的な杉からとれる平均的

な丸太は、ことしの平均価格で1立方メートル当たり1万1,000円程度となっております。

また、杉の1ヘクタール当たりの標準的な材積と搬出経費は、100年生で882立方メートル、約307万円、40年生で559立方メートル、約230万円となっております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。優良木材市が開かれるということで、その価格は2万円から6万円台ということのようではありますが、私どもは林活議連で調査をさせていただきました。100年を超えている杉が8,000円で競り落とされなかったという現実を見てきたところでもあります。

計算をしてみたんですが、100年生杉で882立方メートルを歩どまり70%で見たときに、2万円ですと1ヘクタール1,234万円になります。6万円を掛けると3,700万円ということになります。今そんな世界はないと思いますので、8,000円を掛けたら493万円となります。493万円から307万円の搬出経費を引くと186万円ということになります。今度は、40年生杉559立方メートルをその計算で0.7を掛けて搬出経費を引くと160万円となります。差は余りないんです。20万円ぐらいしかないんですけども、40年生杉と100年生杉を逆に時間を掛け合わせて計算すると、2.5回転できることになりますので、40年生杉にしたときに搬出経費だけを差し引いたところで、400万円対100年生杉が186万円ということになります。

こういうことであれば、結果的には長伐期しないほうが良いということになりますので、そのあたりは長伐期にするに当たってのメリットがありますよというのを、環境森林部としてはしっかりとした政策の中で打ち出して木材の振興を図っていかないと、何のために長伐期に

持っていつてしまうのかということが多分、林家の方には理解ができないと思いますので、よろしく願いをしておきたいなというふうに思っております。

それでは次に、大径材についてお伺いをいたします。大径材の利用促進ということでお伺いしますが、県が進める長伐期への転換は、森林所有者にとって厳しい選択ともなるように思いますが、県としては長伐期への移行、つまり大径材をどのように活用されようと考えているのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長(堀野 誠君)** 大径材につきましては、森林資源の充実に伴いまして今後増加が見込まれており、その活用が重要な課題となっております。このため、県では、大径材の特徴を生かしながら、はり、桁等として利用した家づくりへの支援や、学校等の大型公共建築物への利用に向けた構法の研究など、大径材の利用促進に取り組んでいるところであります。さらに、大径材を量産加工できる製材ラインが少ないことから、国の事業を活用し、その整備を支援しているところであります。また、日向市で整備が進められております中国木材株式会社の製材工場では、大径材を使った新たな集成材を生産する予定であり、大径材の需要拡大につながるものと期待しているところであります。今後とも、大径材の新たな用途開発や建築物への利用など、大径材の積極的な利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 今、答弁いただいたように、大径材はなかなか厳しい状況がありますが、やっぱり先に見えるような政策を打っていただき示していただきますように、簡単にできる問題ではないということは皆さんわかっているんですが、そのあたりは見える形で努力をし

ていただきますようお願いしておきたいと思  
います。

次に、伐採後の再生林についてお伺いをし  
ます。木材の価格が下落する中で、再生林しても  
採算が見込めないため、伐採後の裸山が放置さ  
れます。放置林が増加することが懸念をされる  
わけではありますが、そこで、伐採後の再生林対  
策についてどのように取り組んでおられるの  
か、お伺いをいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 近年の伐採面  
積は年間約2,000ヘクタールで、そのうち  
約1,500ヘクタールが再生林されておりますが、  
地理的条件のよい箇所においても放置されてい  
る箇所が見受けられますことから、再生林対策  
として、水源涵養機能等を有する森林について  
は、森林所有者の負担を軽減するため、国庫補  
助事業に加えまして、森林環境税を活用して7  
%のかさ上げ補助を行っているところでありま  
す。また、市町村や森林組合等と合同で行いま  
す伐採現場パトロールや市町村において伐採届  
を受理する際に、森林所有者等に対して造林を  
確実に実施するよう指導しているところであり  
ます。

伐採後の再生林を推進していくためには、森  
林所有者の林業経営への意欲を高めることが重  
要でありますことから、低コスト林業や木材の  
需要拡大等を図りながら、持続的な林業経営の  
確立に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。森林  
組合の方と話をすると、伐採した後の山を県が  
買って下さいよというような話も出てくるぐ  
らいの状況になります。なかなかそういうふう  
にもいかないんでしょうけれども、2,000ヘクタ  
ールのうちの1,500ヘクタールが再生林、あ  
と500ヘクタールはそのうちカヤが生えて天然林

へ返るといふことになるんだろーというふう  
に思いますが、場所によっては天然に戻さない  
といかん場所もあると思いますので、そのあた  
りの区別はちゃんとつけていただいて、田野町  
からずっと奥に行ったところの山のとっぺん  
まで杉が植えてあるというのは、どう見ても  
違和感を感じる部分があります。そのとき植  
えていただいた方の努力に対しては頭が下がる  
思いではありますが、やっぱりそのあたりは  
ちゃんと計画を組んでやっていただきますよ  
うにお願いしておきたいと思

次に、バイオマス発電の取り組みについて  
お伺いをします。原発事故の影響による電力  
不足問題から、安い木材を活用して発電させ  
るバイオマス発電の整備等が全国的に進めら  
れております。県内においても整備が図られ  
ておりますが、バイオマス発電の整備状況と  
木材の供給体制——使用量を含めて——さら  
に木材価格への影響はないのかということも  
含めて、環境森林部長にお伺いをしておき  
たいと思

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 現在、本  
県で稼働している木質バイオマス関連施設は、  
発電施設が5カ所、木質ペレット製造施設が  
3カ所などとなっております。また新たに発  
電施設が4カ所計画されております。

これらの施設では、製材残材等に加えまし  
て、水分を含んだ状態の重量で年間37万ト  
ンの林地残材等の未利用木材を県内から調  
達する計画となっております。県内におけ  
る林地残材の発生量は年間77万トンです  
ので、計算上は対応できるものと考えてお  
りますが、林地残材には収集運搬コストな  
どの課題もありますことから、中間土場の  
活用など効率的な仕組みづくりについて、  
事業者等の関係者に対して助言や情報提  
供を行っているところであります。

また、木材価格への影響につきましては、バイオマス利用施設は未利用木材を主要な燃料としますので、直接的にはないものと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。今、木材価格が立方メートル当たり9,300円ぐらいというふうにお聞きしました。発電所なりペレット工場に持ち込むときの価格が5,000～6,000円ぐらいかなというふうに聞きましたので、先ほどありましたように、林地残材等を運び出すようになった場合に、大きな重機が入ってということではなくて——鉄とか段ボールとか、そんなものを今ごく普通に持ち込めますね。廃品回収じゃないんですが、軽トラックとか、それを積んで集められるようなシステムをつくらないと、林地残材は表に出てこないんじゃないかと思っておりますので、そういったような林地残材が山から出てきやすいようなシステムづくりも御努力をいただけるとありがたいというふうに思っております。

それでは、次に移りますが、野生鳥獣被害対策についてお伺いをします。

日向市では人を襲うような状況もあるということで大変御苦勞をされておりますが、野生鳥獣被害対策特別措置法において、市町村が被害額の調査を実施し、それに基づき被害防止計画を作成することとなっております。本県の平成23年度の被害額は4億3,600万円で、前年度比160%となっております。しかし、市町村の調査にかなりのばらつきがあり、被害実態や被害額が適正に把握されているのか、疑問が持たれているところであります。

また、狩猟免許所有者も、平成20年度の6,911人から、平成24年度には5,752人と大きく減少する中、鳥獣被害は増加をしております。その対

策費も、平成24年度決算で5億2,300万円余となっております。平成25年度も、「有害鳥獣被害防止緊急対策事業」「地域でシカ捕獲対策強化事業」「みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業」等に大きな予算が組まれ、対策をしていただいておりますが、被害は拡大する一方であります。そこで、野生鳥獣の農作物に対する被害実態を的確に把握するため、具体的にどのように取り組み、それを今後どのように被害対策に結びつけていくのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 野生鳥獣被害の正確な把握は、被害防止対策の的確な推進に不可欠なものと認識いたしております。このため、県におきましては、昨年度、「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」により、調査員を全県的に配置し、市町村と連携して詳細な現地調査等を実施したところであります。その結果を踏まえ、市町村からは、県全体で約10億円の被害額の報告を受けたところであります。本事業では、被害の状況を地図上に表示できるシステムも開発しておりますので、今後は、これらの成果を活用し、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策などの総合的、広域的な取り組みを、より効果的に実施したいと考えております。

**○宮原義久議員** それでは、引き続きまして、野生鳥獣被害対策についてお伺いをいたします。有害鳥獣の生息数の推移と捕獲数、さらには、大きな予算を投入していながら被害がおさまらないこの現状について、どのように分析がされているのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 有害鳥獣の生息数につきましては、イノシシは、調査手法が確立されていないため把握しておりませんが、

鹿は、平成20年度の約7万7,000頭をピークに、23年度末で約4万5,000頭まで減少しております。また、猿は、24年度末で、前年度に比べ500頭減の約4,500頭となっております。

次に、24年度の捕獲数は、鹿が1万8,916頭、猿が1,556頭、イノシシが1万3,749頭の計3万4,221頭となり、総数で前年度に比べ1,603頭増加しております。

被害の現状につきましては、これまでの取り組みにより被害が減少した地域も見られる一方で、有害鳥獣が、その生息域を森林から里山地域へ拡大したことや、防除対策を講じていない集落へ移動したことなどにより、被害が拡大しているものと考えております。今後とも、市町村や関係機関と連携し、有害鳥獣による被害の軽減に向けて、捕獲や防除対策の強化、さらには狩猟者の確保などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** いろいろ対策を打っていただいている、結果的には捕獲数もふえているんですけども、被害額が平成22年の3億円近くから平成23年が4億数千万円、そして今回10億円という数字になります。対策費は5億幾ら打っていて、これだけの被害が出ているわけでありまして、場所によっては、今言われたように、入ってくるなというものだから、結果的には広いところにイノシシ、鹿が入ってくるということで被害額が大きくなっているということになります。そのあたりも含めてしっかりとした対策を打っていかないと、これはもっとももっとふえる状況かなというふうに思いますので、しっかりとした対策をしていただきますよう、お願いをしておきたいと思っております。

次に、口蹄疫の防疫体制についてお伺いをします。

2010年の口蹄疫の終息宣言から3年を迎えました。29万7,808頭もの家畜が本来の目的を達成することなく殺処分され、本県の農業産出額にも大きな影響を与えました。厳しい環境の中で昨年度開催された和牛能力共進会では、日本一2連覇を達成して、97.5ヘクタールに及ぶ埋却地の再生も本年5月より順次進められております。また、子牛価格も高値で推移するなど、和牛生産者にとっては明るい状況となっており、畜産の再生が着々と進んでいることが感じられます。

しかしながら、時の経過とともに、防疫意識、特に消毒の徹底についての意識が低下している施設や農場もあると聞きます。一方で、近隣諸国においては、口蹄疫や鳥インフルエンザが引き続き発生をしております。ウイルスが国内に侵入する危険性は引き続き高い状況にあることから、防疫体制の維持は非常に重要であると思っております。二度と同じことを繰り返さないために、どのような考えで今後、防疫体制の維持強化を図っていく考えか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 県といたしましては、口蹄疫の記憶を風化させない、そして二度と同じ事態を引き起こさせないという強い決意のもと、防疫マニュアルの改訂や防疫協定の締結などを行うとともに、水際防疫、地域防疫、農場防疫、迅速な防疫措置を4本柱として、防疫体制の確立に取り組んでいるところであります。

具体的には、空港、港湾等の協力を得ながら、靴底消毒等の徹底を図っているほか、家畜防疫員による巡回指導や、日ごろから農家を訪問する機会の多い獣医師等の協力により、農家の防疫意識の維持向上に努めております。ま

た、万が一の発生に備えた防疫演習や研修会等を定期的実施しているところでもあります。今後とも、これらの取り組みを継続するとともに、関係機関・団体や隣県などとも連携を図り、防疫体制の一層の強化に努めてまいります。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。時間が来ておりますので――残された部分については、それぞれの担当課といろいろ議論もさせていただきました。それぞれをここでやりとりはできませんでしたが、そういったものについてもしっかりとした対応をしていただきますよう、お願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、知事のリーダーシップを発揮していただいて、積極的に取り組んでいただき、その成果がしっかりと報告されますことを御期待申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

**○福田作弥議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後1時0分開議

**○福田作弥議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、中野廣明議員。

**○中野廣明議員**〔登壇〕(拍手) 今、私はサプライズしております。議員生活13年目、私の質問のときは、大体傍聴席というのはばらばら、平均で5人ぐらいかなと。きょうは看護師会の研修会ということでたまたま一致したんでしょうけど、こんなに来ていただきました。私の傍聴率の、学力調査じゃありませんけど、平均点数が上がるのかなと思っております。どう

もきょうはありがとうございます。

ことは大変な猛暑続きでありました。そしてまた、全国を見ますと、豪雨による災害があちこち発生しております。そういう猛暑の中で、宮崎県民において最大のホットニュース、そして最高の感動というのは、やはり延岡学園の準優勝じゃないかと思っております。そしてまた、準優勝するまでに、48年ぶりのベスト4という快挙をクリアしました。延岡学園は新しい歴史を刻んだわけでありますけど、それを変えろとすれば優勝しかありません。そんなことを考えながら、延岡学園が準優勝まで行った原動力は何かかと、そんなことも考えました。やはり監督の資質かな、監督の瞬時、瞬時の決断力、采配、そういうものが大きな原動力かなと、そう思ったわけであります。そしてまた、この決断力は一朝一夕にできるものじゃないと。やはり長年の経験、知識、勉強、そういうものが適切な決断力を出せるのかなと、そう思いました。そしてまた、もう一つ大きな要素は、子供たちの才能を最大限度まで引き上げた、これもまた大きな監督の資質かなと、そんなふうに考えたわけであります。

そんなことを考えますと、昔、尾藤監督、葛監督という名監督がおりました。若い議員の人は全然知らんということではありますが、こういう名監督に師事した子供たちは本当に幸せだろうかと、そんな気もいたしました。いかにいい上司につくかということでもあります。サラリーマンは、いい上司に恵まれるかどうかによって大きな変化を来します。また、看護師さんたちも、いい上司に恵まれるか恵まれないかで、いろんな動きが出てくるんじゃないかなと、そんなことを考えたわけであります。いかにいい上司に恵まれて、そして、いい上司は瞬時の決

断、そんなことができるんじゃないかなと、そんな思いをはせました。

身近でこの決断力でいいますと、鹿児島県知事のことを思い出します。職員を香港に派遣する、これは方法はまだいろいろあったらうと私は思いますけど、派遣して香港一鹿児島線を守ろうとすること、これは最初からああいうバッシングはあるだろうと、想定内だったろうと思いますけれども、そういう中でああいう決断をした。私は拍手しました。これは何とかやりたいというときの決断力というのが、リーダーシップとしては一番大事ななと思ったわけがあります。

そんなことを考えていまして、雑誌を読んできましたら、たまたま「カルロス・ゴーンの名言」というのが載っておりました。ちょっと読み上げますと、「改革を推進するスタッフがモチベーションを持てる環境をつくるのが、トップや上司の役目である」と、そういうことであります。今、県庁は、東京出張・日当1,100円、県内200円。私は、モチベーションを上げる要素じゃないかと、そう思っておるわけです。

「優先順位の低いことを幾ら上手にやっても、それは時間、才能、労力、資源の無駄である」と、まさしくそうだと思います。私は、この中で、今、県が一生懸命やっております政策評価、全くこういうのに当たるんじゃないかなと、そう思っております。それから、「人間にとって最大の罪は、持って生まれた能力を無駄にすることである」「目的がわかっているなら、リーダーは妥協すべきではない」と、そういうことが載っていました。今回は延岡学園の準優勝から始まって、ここ辺から知事の顔がちらちらしていまして、最終的には、この席で、知事の最高責任者としての理念、信条、決断力

についてお尋ねいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県政運営を行う上での理念、信条、決断力ということでございます。県政を運営するに当たりまして、「対話と協働」というものを基本姿勢といたしまして、県民本位の県政運営に取り組んでいるところであります。本県は、口蹄疫を初めとするたび重なる災害を受けたわけでございますが、こういった災害や重要な政策課題への対応に当たりまして、県民の皆様はもちろんのこと、県議会や市町村、関係団体の皆さんとも対話を心がけまして、さまざまな声に真摯に耳を傾けつつ、決断すべきときには、逡巡することなく、私なりに最善の策を決断してまいったところでございます。今後とも、県政という重責を担う者として、私も「俊嗣(しゅんじ)」でありますので、瞬時の決断をしてまいりたい、そのように考えておるところです。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 今、知事の答弁の中でいろいろ出てきました。最後は「決断」という言葉も出ました。今までそれがなかったんです。「対話と協働」だけだった。「決断」が抜けていたんです。私が何でこんな質問をしたかといいますと、7月9日の宮日新聞に、「民間等のカジノ研究会について」というコラムがありました。その中で、これは知事がいろいろ言った中のこれだけですから、とり方が違うかもわかりませんが、その中で、カジノ研究会について、「大変、関心を持って動向を見ている。今は民間ベースだが、求められれば県も参画や連携をしていきたい」、私はこれを見てがっかり



したんです。別に反対とかそれでもいいんですよ。ただ、知事の気持ちとしては、民間ベースだが、求められれば何かやります。じゃ、知事の意味はどうなんだということを私は知りたいたいです。

これをずっと見ていまして、瓦れきにまでまた考えが行ったんです。きょう、宮原議員からもその辺が出ましたけど、瓦れき受け入れも県議会で議決をしました。今、瓦れきの受け入れ状況がどうなっているかという、瓦れきの最終処理は26年度、来年度早期処理完了を目指している。まだ来年のいつになるかわからん。今、70%、あと30%が残っているということです。今、受け入れ自治体は1都1府15県、市町村も入れますと全体で83件の自治体が受け入れている。今、受け入れて1年半とかたっていますけど、新聞等では何も問題は出ておりません。それは当然の話ですね。受け入れ基準というのは一般廃棄物同等か以下の放射線レベルということでありました。

私はこのときも言ったんです。瓦れき処理について、議会で議決をしました。知事は何と言われたかという、受け入れたいか受け入れたくないかというのは、このときも知事は意思表示されていないんです。ただ、私の頭にあるのは、瓦れき処理は市町村の権限だから、市町村長さんが地元の人たちと十分話し合いをしてくださいよと。そこから先はちょっと覚えていない。だから、市町村長さんの動きで決めますよということだろうかなと思うんです。そのとき、私はある首長さんと話した。そうしたら、こういうことでした。知事は責任を我々に押しつけようとしている。知事が受けたいという意思表示をすれば我々は協力するんだと、そういう話。これは私の話じゃないんです。そういう

状況で、これを見ますと2つとも同じようなスタンスなんです。これが知事の考え方かなと。平常のときはどうでもいいですよ、何でも。だけど、一旦危機が起きたりしますと大きな決断力が求められます。また、口蹄疫も、大臣と知事の決断のなさがああいうふうになったと私は思っています。

そんなことを考えますと、今、知事の決断力、本当に決断力があるのかなと、私の頭の中ではクエスチョンです。一応そういうことを申し上げて、これは質問じゃありません、私の意見です。瓦れきのところで何か訂正することがあったらどうぞ。何もなけりゃいいです。

○知事（河野俊嗣君） 今、決断力についていろいろ御指摘がございました。また、いろんなゴーンさんの話、真摯に受けとめて、これからの知事としてのリーダーシップ、十分対応してまいりたいというふうに考えております。

瓦れきにつきましては、決断がなかったというお話がございしますが、これは、口蹄疫などでさまざまお世話になった我々が、感謝の思いで、できる限りの協力はできないか、そのために検討しましょうということで、市町村との合意を経ながら、さまざまな方策、現地調査を行うなり、県独自の基準を定めるなど、ほかの県以上に努力をしてきたというふうに考えております。今、市町村に責任を転嫁しているんじゃないかという話がございましたが、整理してこれまでも答弁申し上げておりましたとおり、瓦れきの処理というのが一般廃棄物の処理である。一般廃棄物の処理は市町村が行うもの、施設についても市町村の管理権限にあるものということでございます。最終的には、地域の皆さんの理解を得ながら市町村長が判断しないと物事が進まない、そのためにどうしたらいいかと

いうのを県と市町村が一緒になりながら進めてきたというのが、この経緯でございます。それに当たりましては、県議会で出された議決を私なりに真摯に受けとめて取り組んできたものでございます。ただ、これまでの議論の進め方、また、思いの伝え方がなかなか、その決断というところが見えないではないかというような御指摘もいただいているのは真摯に受けとめておるところでございますが、今後とも、今、申し上げましたような対話と協働というものを重視しながら、しかし、県政を預かる知事としての決断、リーダーシップというものを十分配慮しながら県政に当たってまいりたい、そのように考えております。

**○中野廣明議員** この問題は、みんなそれぞれいろんな思いがあったんです。だから、いろいろ話をされるのはいいです。やっぱり、ちょっと人をお願いするという立場ではなかったと思う。だけど、知事のトップリーダーとしての自分の意見は少し述べないと事は進みませんよ。

「私は受け入れたいんだけど、よろしく願います」、それで済んでいたかもわかりませんよ、結果としては。そういうことで、この質問はここで終わりにします。

次に、総務部長にお尋ねいたします。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針及び8月に了解された中間財政計画によると、国、地方とも、より一層の財政健全化が求められております。本県はどのように考えているか。

**○総務部長（四本 孝君）** 骨太の方針及び中期財政計画におきましては、国の財政健全化を目指すために、地方財政についても、国の取り組みと歩調を合わせて歳出抑制を図ることとされておまして、今後、地方交付税総額や公共

事業費等の削減が懸念をされるところであります。本県は自主財源が乏しく、財政基盤が脆弱でございますので、地方交付税は歳入の3割以上を占める必要不可欠な財源でございます。これを削減された場合の影響は極めて大きく、また、来年度、税制改正に向けて、自動車取得税や地方法人特別税の廃止等も検討されておりますことから、本県財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあるというふうに考えております。

このような状況のもと、本県として、引き続き行財政改革を進めていくことはもちろんですが、地方が責任を持って、地方経済の活性化や防災・減災対策、子育て対策等を実施するためには、地方税財源の充実が不可欠でありますので、これまでも国に対し、地方交付税の総額確保等について要望してきたところでありますが、今後とも、あらゆる機会を捉えて強く要望してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** いろいろ国の財政等考えても、国の補助金等が伸びる要素は何にもないと思っています。減った分、県の財政もそのまま減らすというのであれば、これは誰でもできますよ。私でもできる。だけど、今の時期を考えますと、15年続いたデフレからやっと景気がよくなろうとしているんです。そういう時期に、やっぱりここは無理してでも、借金してでもやることはやるべきじゃないかと思っていますので、来年度の予算組みについては思い切った決断をしていただいて、予算編成してもらいたいと思っています。

次、我々議員も、新聞等で報じられるだけありますけれども、復興予算の返還について何かいろいろ新聞で書かれておりますけど、具体的な内容はどのようなことか、お尋ねします。

**○総務部長（四本 孝君）** 復興関連予算で造

成した基金につきましては、使途の厳格化を行うこととの総理大臣の指示を踏まえまして、関係省庁から各都道府県等に対して、未執行分の返還要請がなされているところであり、本県では、地域自殺対策緊急強化基金、医療施設耐震化臨時特例基金、森林整備加速化・林業再生基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金、及び高等学校等生徒修学支援基金の5基金が対象となっておりまして、国から交付された額は総額で93億円余り、このうち執行額が76億円余り、未執行額は17億円程度になる見込みであります。現在、返還に向けまして関係省庁と返還額の調整等を行っておりますが、県といたしましては、基金を財源として行うこととしていた各種事業が返還後も円滑に実施できるよう、必要な予算の確保について国に要望してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 今の金額も補正か当初かわかりませんが、要は議会で議決しているものです。そういう問題が起こったときにはしっかり議会に伝えるべき。新聞に出ていろいろ聞かれるけど、何のことか一つもわからなかった。そういう状況が起こったら、しっかり情報を伝えるべきだと。くれるものは誰でももらいますわな。返還については十分検討していただきたいと思っております。

次、総合政策部長にお尋ねいたします。

平成24年経済センサス・活動調査（8月27日）、住民基本台帳に基づく調査が発表されたが、宮崎県の実態をどのように分析しているか、お尋ねいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 平成24年経済センサス・活動調査の結果を見ますと、21年調査と比較いたしまして、県内の事業所数が4.4%減少し、約5万5,000事業所、それから従業者数

は1.8%減少し、約45万人となるなど、本県経済にとりまして厳しい状況が見られたところでございます。これらにつきましては、リーマンショック後の長引く景気低迷やデフレの進行による生産活動や消費の落ち込みが、特に零細企業などの経営に大きく影響したものと考えております。また、本県の住民基本台帳人口でございますけれども、平成12年以降、14年連続で減少いたしておりまして、ことし3月末現在で約113万8,000人となっております。少子高齢化の進行に加え、近年では、生産年齢人口の減少が顕著となり、本県の社会や経済の活力低下を招きかねない厳しい状況にあると認識をいたしております。今後、このような社会・経済情勢の変化が県民の産業・生活面に与える影響も十分考慮しながら、成長産業の育成や地域産業を支える人材の育成確保など、本県が直面する重要課題の解決に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 数字は新しいけど、傾向としては新しいものじゃないんです。今までずっとそういう……。だから、再度こういう認識を見て、総合政策部長としては、いろんな危機がありますから、こういうところからしっかりした県の施策、そういうものを——やっぱり危機意識がないとだめだと思うんです。ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

次、知事は鉄道整備促進期成同盟会の会長です。日豊本線についてどのように考え、どのように取り組んできたか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道でありまして、本県産業の振興や地域の活性化はもちろんのこと、九州が一体となった発展を図る上でも大変重要な交通基盤であるというふうに考えております。

また、私も延岡に行くときによく乗りますが、日向灘の眺め、非常にすばらしいものがあると、いつも感動しておるところであります。県は、県議会の皆様に御参加いただいております、今、御指摘がありました宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じるなどして、国やJR九州に対しまして、日豊本線の高速化や鉄道の快適性・利便性の向上の要望を行うとともに、JR九州の施設整備への投資意欲を喚起するためにも、沿線自治体などと協力をしまして一層の利用促進に努めているところでもあります。

このような取り組みを通じまして、今、申しました延岡一宮崎間につきましては、所要時間が1時間を切るという高速化が一定程度実現しているところではありますが、残された区間の高速化の整備につきまして、引き続き、関係先に働きかけておるところであります。

また、最近の事例としましては、「リレーつばめ」車両の導入や特急の増便、南宮崎駅や都城駅のバリアフリー化などが実現しておるところでございます。今後とも、日豊本線の活性化・利便性の向上に、関係の皆様と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 眺めがいいんですよ。だから、立派な車両とか乗り心地をよくする必要があると思うんです。ただ、私は、この総会に行くのがおっくうなんです。いつも同じようなことをして何も進んでおらん。いろいろ陳情した、ああした。それを進めるための陳情をしたというのは何にもなりませんよ。全国あるいは九州管内から来ていますから。要は私が言いたいのは、知事が本当に本気度でどこまでやりたいのかということです。何ぼ陳情に行ったら、やっぱり知事の本気度が出まないと通じませんよ。ぜひ、知事、これだけは私がやったと

きにしたんだと。今、知事が言ったことはみんな知事になる前の話です。お隣は新幹線が入りました。あれを見て宮崎を見るとがっかりします。ガタガタ、ガタガタって。

そういう中で次、質問しますけれども、車両の振動を軽減するには、私はロングレール化などがいいんじゃないかと思うんです。乗り心地もいいし。知事の意見をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 日豊本線の快適化ということで、これまでもさまざまな要望をJR九州にする中で、レールの交換でありますとか枕木のコンクリート化などの線路の改良、それから、さっき申しました新しい車両の導入などの対策を講じていただいております。御指摘のロングレール化につきましては、設置場所が限られるという一定の課題はあるようではありますが、既に県内の一部区間では採用されております。今後とも、JR九州にさらなる働きかけを行いながら、鉄道利用者の快適性の向上に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** ちょっと話は変わりますが、青森県の五所川原市が市債入札で落札された利息が0.66%です。それから、鹿児島県なんか一般公募債100億、0.35%。これについては、財政課と議論しますと、いつもだまされたような気になって——冗談ですけど、余り変わりませんよという話なんです。だけど、みんな、この10年一括返済で有効に使っている。今、こんな利息はありませんよ。土木だけ一般競争をやって、県の借り入れも入札ぐらいやってみたら、まだ安くなるんじゃないかと私は思うんです。今、そういうときですから、日豊本線も乗客率が低いんだから、県も少しは金を出さなくてもいいよ、そんなのは。そんなのを出すので悪いと言う人はいない。投資計画ですから。

ぜひ知事、本気でこれを——どれに取り組むかはまず知事の判断でいいですけど、本気でぜひ取り組んでください。

次、フードビジネスについてお尋ねいたします。

フードビジネス推進課を設置した目的、予算、事務分掌、そして、この半年間の具体的な事業の取り組みはどのようなことか、お尋ねします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 4月に新設いたしましたフードビジネス推進課でございますが、フードビジネス及び産学官連携の推進を所掌しておりまして、本年度は、「みやざきフードビジネス推進体制構築事業」等により、2,900万円余の予算額となっております。4月以降、庁内のフードビジネス施策の司令塔といたしまして、県内産学官金による全県的な推進体制や、県内各地域におけるネットワーク会議の設置、さらには、県内のフードビジネスに係る情報発信や食関連企業の情報収集・活用などに取り組んでまいりました。また、「拡大」「挑戦」「イノベーション」のプロジェクトにおいて、庁内5部23の課・室から成る連絡会議を立ち上げまして、フードビジネス推進課が中心となって、食肉や焼酎、産地力の強化など、10のテーマに沿って具体的な取り組み項目を設定いたしますとともに、これらのプロジェクトを推進するための新たな支援策といたしまして、国の戦略産業雇用創造プロジェクトの採択を得るなど、フードビジネス推進のための基盤づくりや施策の形成、支援策の強化に取り組んできたところでございます。

**○中野廣明議員** フードビジネス課は、従来、農政、商工とかいろんな部でやっていますが、それを取りまとめてピラミッド型にして何

かやっっていこうということかなと思います。本当にそういう形がうまくいくのかなと、私は疑問に思っております。だけど、チャレンジすることはいいことですから、ぜひこれは頑張ってください。なかなか数字を出すのは難しいと思いますけど。

次に、6次産業化、農商工連携、戦略産業雇用創造プロジェクトの違いは何か、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** フードビジネスは、生産、加工、販売等に至る裾野の広い産業を対象としたものでありますが、その振興のための手法として6次産業化や農商工連携の取り組みが行われているものでございます。農商工連携は、農林漁業者と商工業者等が連携して新しい生産技術の開発などを図るものであり、6次産業化は、農林漁業者みずからが生産を起点として、加工・販売の分野まで経営の多角化を進め、所得の向上を図るものとされてきました。しかしながら、近年、加工・販売分野と連携した6次化の取り組みが広がってきておりまして、具体的な動きとしては双方に大きな違いはないものというふうに考えております。

また、先日、フードビジネスによる本県の雇用創出プランが国の戦略産業雇用創造プロジェクトに採択されましたが、今後は、この事業を活用いたしまして、このような連携による取り組みを支援するコーディネーターの設置を初め、県内の食品関連企業における販路開拓や新商品開発のための人材確保の費用の助成など、外部人材の活用や人材育成を支援することにより、フードビジネスの振興を図ることとしていくところでございます。

**○中野廣明議員** 聞いていると簡単にわかりそうじゃないけど、簡単に言いますと、6次産業

化、これは農林水産省です。メインは農業者になっている。それから農商工連携、これは経済産業省です。中小企業中心になっている。産業プロジェクト、これは厚生労働省ですから、雇用中心。最後の目的は、商品開発、施設、機械の補助、それと新商品開発、サービス、似たようなものですよ。何が言いたいかというと、こういう縦関係で来て、地方は——それから、この事業は国もやっているんですね。商工団体もしていますよ、それぞれ——これを取りまとめるというのは容易なことじゃないと思うんですけど、最終的には、いろんな組織をつくっても、来る人が目指すのは、補助金をもらって頑張りたいという話だと私は思うんです。質問の趣旨が、わかりませんが、そういう違いです。

次、フードビジネス振興構想の具体的な取り組みはどのようなことか、総合政策部長。

**○総合政策部長（土持正弘君）** フードビジネス振興構想は、本県の豊富な農林水産物を核にいたしまして、食関連産業を地域に根差した揺るぎない基幹産業として再構築し、雇用の創出と地域の活性化を図ることを目指しております。現在、食肉や加工用農水産物、産地力の強化など、フードビジネスプロジェクトのテーマごとに、関係団体や企業等と連携を図りながら、それぞれ、さらなる販路の拡大のための販売戦略の構築や産地力維持のための他産業からの農業参入の促進などに取り組んでいるところでございます。また、県内7地域においてネットワーク会議を設置いたしまして、各地域のフードビジネス育成のために設定されたテーマについて、関係機関が連携して取り組んでいるところでございます。

今後は、既存の事業によるソフト・ハードの

支援のほか、先ほど申し上げました、今般採択されました国庫補助事業も最大限に活用しながら、プロジェクトや地域における取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 私は違った質問をしておるんですけども、聞いておると同じような気がするんですけど、よくわかりません。要は、リーディングプロジェクトとか推進体制を重点化すると、そんなことかなと思っているんです。

次、質問しますけど、フードビジネス振興構想に掲げる食品関連産業生産額、現在が1兆2,586億円、10年先は1兆5,000億円の目標になっておるわけです。私はこの数字を見て何なのかなと思っているいろいろ自分で調べて——自分ではわかりませんが、いろいろ引き出してみようと。とにかく聞かんとわからん数字ですよ、これは。これだと既存の大手の製造業者の数値が入っている。フードビジネスとしての成果に関係なく大きく変動するそうです。フードビジネスの成果として、何らかの数値がつかめるようにせんといけないんじゃないかと思っていますけど、部長、どうですか。

**○総合政策部長（土持正弘君）** フードビジネス振興構想に掲げる数値目標の指標でございますけれども、生産者や民間企業の業績から成るものでありますが、県の進めるフードビジネス振興施策は、マーケット情報の提供やマッチングの支援、外部人材の紹介など、ビジネスの機会が広がる環境整備を行うことで、生産者や企業の成長を促すことだというふうに考えております。現在の数値目標でフードビジネスの成果としての数値が把握できるのかという御意見でございますが、現在、10のテーマを定めまして、フードビジネスプロジェクトを進めておるわけでございますが、その中で施策の成果とい

うものを把握しながら、また、それぞれのプロジェクトごとの数値目標等も新たに検討しながら、しっかりとフォローアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

**○中野廣明議員** やっぱり議会としては、何の成果かということです。成果報告に書くとするれば、1年前、組織をつくった、プロジェクトをつくった。そうじゃないと2年目から成果報告書けませんよ。やっぱり、これは最終的には今言ったような補助金。今言ったマッチングとかこんなところは、みんな各部でやっているんだから、今までずっと。それをまたどういうふうにやるかというのは知恵だと思っんです。そういう意味ではしっかり数字がわかるように。今言ったソフトはわからん部分がありますけど、最終的にみんな来るとすれば補助金を求めて来ますよ。そういう補助金を出したところぐらいはちゃんとした数字を出してくださいねということで、今、部長、フォローアップに努めるといいう言い方、これは、そういう補助事業の成果を含めて数字で出すということでもいいんですか。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 補助金を出した事業者の成果というものをどう見るかということでございますけれども、それぞれの事業者ごとで取り組みは違うと思いますが、具体的に申し上げますと、例えば一つの生産に伴う機械を整備したと。それについて補助金を出したときに、補助の効果というものをどう見るかというのは、その他、企業はいろんな活動をしながら全体の利益を出しておりますので、そこだけを捉えて求めていくのは非常に難しいのではないかと思います。それでは、企業全体の収益を報告を求めるかということになりますと、それは補助条件としてはなかなか厳しいものがある

のではないかとというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど申しあげましたように、そういったいろんな問題はありますけれども、それぞれわかりやすい指標が何か必要ではないかというふうにも考えておりますので、今後の指標のあり方については、先ほど申しあげましたように、現に今、10のプロジェクトを設置して推進しておりますので、そうした中で、どういった指標であれば納得をしていただくようなものになるか、改めて検討させていただきたいと考えております。

**○中野廣明議員** そんな難しいことを言ったら出せませんよ。補助契約のときに、売り上げなり決算書を出してくださいと言って、決算書から補助金を調べればいいんです。その分だけというのはないから、要はその企業がどれだけ成長したかと、それでも大きな目的じゃないですか。出す方向で出してください。そうじゃないと、議会への成果報告じゃ絶対何も出ませんよ。よろしく願いしておきます。

次に、農政水産部長にお尋ねいたします。

本県農業は大変厳しい状況であると思っております。県は実態をどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県農業は、他県と同様に、農家数の減少や農業就業人口の高齢化に歯どめがかからず、農業産出額でも口蹄疫発生前の平成21年の水準まで回復していないなど、大変厳しい状況にございます。また、全農家を対象としたアンケート調査におきましても、政府によるTPP協定交渉参加表明によりまして、約2割の農家が規模縮小や営農断念の意向を示すなど、今後の営農活動に対する農家の不安の高まりを深刻に受けとめているところでございます。

一方で、このように厳しい状況の中でも、全体の約4割に当たる農家は、さまざまな取り組みにチャレンジして、営農を何とか続けていこうという前向きな回答をしておられますので、今後は、このように意欲ある農家をしっかりとサポートしていくことがますます重要になってくるものと考えております。

**○中野廣明議員** 今、農政の予算は379億ぐらいです。昔は500億とか600億あった時代。今は何もかも衰退しておるんです。農業の数字を見て元気の出る数字は何もない。そういうことで、そういう危機意識を持たないとやっぱりだめですよ。行政のやっていることは間違いありませんと、こういうのを無謬性と言うらしいですけど、そんなことを考えますと、今、県で第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（概要版）、これを私はよく見るんです。概要ですから、何した、かにしたでいいと思うんですけど、これなんか見ますと、儲かる農業の実現、農業所得の向上となっている。その中には、農業所得がどうなっているかというのは一つもありません。大体、農政がつかんでいないから書けないんです。その辺をしっかりと実態に合ったことをやらないと、従前みたいなやり方をしてもしょうがないなと。これに書いてあることを見ますと、例えば認定農業者、24年は8,487名になりましたと。政策評価では、これが多くなるほうが「A」なんです。これは絶対、将来どんどん減っていきますよ。減っていく。査定せんでも減っていきます。それから、耕作面積が43.5%と書いてある。こんなの意味が全然わからん。ここに書いてあることは、そういう数字がただ羅列してあるということで、そういう中でいいか悪いかという判断は何もできません。

もう一つ聞きますけど、青年就農者給付金の給付状況と受給者の実態について、部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 国が新規就農者の倍増を目指すため、全額国庫で措置しました青年就農給付金につきましては、45歳未満の青年を対象に就農希望者の研修を支援する「準備型」と、独立して自営就農した方を支援する「経営開始型」があります。昨年度の給付状況は、準備型では49人に対して7,650万円、経営開始型では、203人に対して2億5,162万5,000円を給付しております。準備型の受給者の実態を見ますと、農家出身が43%、県内出身が76%となっておりまして、先進農家や農業大学校、あるいはみやざき農業実践塾等において研修に取り組んだところでございます。また、経営開始型につきましては、本県の基幹品目である施設園芸や露地園芸、あるいは畜産が大半を占めているところでございます。

**○中野廣明議員** 要は、農業はこれまで手厚くしないと後継者ができないという実態を言ってもらいたかった。ですから、7年間、合計すると大体1,050万円来るんです。夫婦でもいいんです。夫婦二人でももらえる。ただ、その場合はちょっと下がります。ここまでやらないと、今、農業後継者はできないという、私は危機的状況だと思っているんです。ぜひ、部長、しっかりみんなと、行政がやっていることは間違いありませんとか、答弁を聞いているとみんなよくなるような気がするけど、実態は全然何もよくなっていない。そういうことで実態をしっかりと共有しながら、特に国から来ておる——副知事じゃないですよ——農政の皆さんは、悪くなっているなんてことは絶対言いませんから、8割ぐらいは国の補助事業を使ってやっていま



す。そこ辺はしっかり議論してください。

農政は最後になりますけど、知事にお尋ねいたします。本県の農業の実態を検証すると、まさしく5年先、10年先を考えると危機的状況だと思うんです。農業の危機的状況を全県民で共有することが重要じゃないかなと私は思うんです。みんなが危機を共有すれば、地産地消なんかどんどん進みますよ。知事は宮崎の農業の将来をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 農業を取り巻く状況につきまして、今、るる御質問、また答弁がされたところでございます。さまざまな厳しい状況、また、先行きが見通せない閉塞感というものに取り巻かれる中で、本県の農業には、ほかの県にはない強みというものがあるわけでございます。これまで培われた高い技術により日本一2連覇をした宮崎牛でありますとか、マンゴーのような全国に誇れるブランド品目もあるわけであります。また、温暖多照な恵まれた環境を生かしたさまざまな農業生産に取り組んでまいりまして、全国トップクラスの生産量を誇っている農作物もたくさんあるわけでございます。その可能性というものは大いにあるのではないかと感じるところでございます。

先日、香港、シンガポールに行つてまいりました。そのときにやはり実感として私が感じましたことは、安全・安心、高品質な日本食品に対する評価というもの、信頼性が大変高いということでございます。日本の市場は少子高齢化というところでございますが、すぐそばのアジアでは人口がどんどん爆発し、いずれ食糧不足がという状況にあるわけであります。しっかりと取引のパイプをつくり、アジア市場の開

拓というものができれば、農業、それから、先ほどフードビジネスの議論もさせていただきましたが、農業を軸とした食産業というものは大きなチャンスを迎えているのではないかとこのように考えておるところでございます。

そのような思いから、フードビジネス振興構想を定め、また、香港に初めて県の事務所を設置しということに取り組んでおりますし、また、フードビジネスを進める上でも、オープンラボを設置して、食品加工などに取り組む企業の支援などに取り組もうとしておるところでございます。

さまざまな課題なりあるわけでございますが、そういうチャンスというものを捉まえて、しかもフードビジネスを振興する上では、やはり、生産現場である農家の支援・育成というのは大変重要であろうかというふうに考えております。地域や産地の視点を重視した新たな担い手対策を構築するなど、そのような観点から、農業生産力の維持・強化にこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

また、7年後には東京オリンピックの開催が決定し、今、世界の注目がまた日本に集まり、日本食品に対する評価の高まりというものもございました。そういう中で、本県としてどのようにこのチャンスを生かしていくのかというのは、やはり食というものが非常に重要になってくるのではないかと。それを生かした観光誘客等の展開というのも考えられるのではないかとこのように思っております。

いずれにせよ、そういう大局的な変化というものを捉まえて、本県の今後の農業のあり方、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 知事は話し方がうまいから、

つつい聞きほれるんですけど、実態は厳しいですよ。そのとおりいっておるんだったら、まだよくなっているはずですよ。

それで、知事が今言ったことは、大体今までの考え方と一緒にすよね。どこが違うか。東アジアとオリンピックが出てきたぐらい。そうしますと、「危機意識」とか、行政はなかなかそれを言いたがらんのですよね。素直にこういう「危機意識」というのは知事の口から言ってもいいじゃないですか。県民と共有することによって、いろんな次のきずじゃないけど出てくるんじゃないかと思うんですけど、この危機意識の共有というのはどうお考えですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 危機意識の共有、重要なことだというふうに思っております。さまざまなデータというものをしっかりと県民の皆様にお示ししながら、問題点をしっかり把握するということが大事だというふうに思っております。これからも努めてまいりたいと思います。

一方で、リーダーのあり方、冒頭にいろいろ御指摘がありましたように、リーダーは、やはり夢を語ることに、大きな目標を掲げて鼓舞すること、これも大変重要であろうかというふうに考えております。今、農業に関しまして答弁申し上げましたのは、いろんなチャンスがあるのではないかというようなことを申し上げたところでありまして、今後とも、いろんな夢がある、チャンスがあるということで、農業後継者もしっかり確保する、そして農業が活性化する、そのような農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** いろいろ大きいことを言うことは結構ですけど、「実現できます」と、そういうのを宮崎じゃ、ほら吹きと言うんですよ。それはしっかり実行してください。今までそん

な言葉はいっぱい聞いているんですよ。それでもみんな悪くなっているから私は心配しているんですよ。

次です。畜産について質問をいたします。

私、口蹄疫の話を知ったときにぎらぎらするんですよ。長期計画の概要に書いてあるのは、「口蹄疫後の飼養衛生管理基準の遵守指導」。指導巡回数が8,789、ただ回ったよというだけの話。何ほ回ればいいのか、全部回るか、要はその中で指導どおり実行してくれているのは幾らあるかが出てこんと意味がないでしょう。私は牛の飼養農家の皆さんと飲むようにしているが、「何か回ってきたな」と、そのくらいの話ですよ、みんな。それと適正飼養密度説明会2回。10回すればまだいいかという話ですけど、要は中身がどうなったかとかせんと、回数とかそんなのを書いていてもしょうがないでしょう。10回しても誰もそれを守ってくれんけりゃ何の意味もない。

そんなことを考えますと、次、口蹄疫になるんですけど、30万頭殺処分、全体の経費は600億円、そのうちの540億ぐらいが補償費、それから60億ぐらいが人件費含めたもの。それだけ入っている、600億も。そういう中で、口蹄疫拡大の最大の要因は何だと考えるか。口蹄疫発生後、24時間以内に殺処分、72時間以内に埋却しなければいけないと。これは法律なんです。これが今できるかできんか。この事態が起こった場合どうするのか。できなかった場合の責任はどうなるのか、農政水産部長に。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** まず、口蹄疫拡大の要因でございますけれども、国の疫学調査等の報告を踏まえますと、早期発見、早期通報のおくれや、防疫従事者の不足に加えまして、埋却地が確保できず、殺処分までに時間を

要したことなど、さまざまな要因があったと考  
えております。

次に、誰が責任を持って殺処分、埋却を実施  
するかについてでございますが、家畜伝染病予  
防法では、家畜の所有者が家畜防疫員の指示に  
従い、口蹄疫等に感染した家畜を殺処分、埋却  
しなければならないとされておりますので、基  
本的には家畜の所有者でございます。しかしな  
がら、家畜伝染病の蔓延を防止するため、緊急  
の必要がある場合は、家畜防疫員がみずから殺  
処分、埋却を行うことができることとされてお  
りますので、県としましては、責任を持って迅  
速な防疫措置を講じてまいりたいと存じます。

○中野廣明議員 再度確認しますけど、迅速な  
防疫措置というのは、埋却も含まれるというこ  
とでいいんですか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 口蹄疫等家畜  
伝染病の蔓延防止のための措置でございますの  
で、埋却も含まれます。

○中野廣明議員 今のような答弁ができるん  
だったら、知事に質問してよかったんですね。  
今の「県が責任を持ってやります」というのは  
口蹄疫後初めてですよ。3年、今までこれ、絶  
対言わなかったんです、県は。言わなかった。  
法律は一緒なんですけど、ここまでやるという  
ことで、私はそれで十分だと思うんです。これ  
はぜひ、そういうことで責任持ってやっていた  
だきたいと思います。私は、これがあれば口蹄  
疫の質問は今後一切しません。ありがとうございます  
でした。これこそ決断ですよ。

次、農業振興公社の口蹄疫関連埋却地の取得  
経緯と再整備の内容について質問いたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県公社が保有  
する埋却地は、口蹄疫発生の折、迅速な防疫作

業を進めるため、市町村の要請も踏まえ、緊急  
的な措置として国の農地保有合理化事業を活用  
し、県公社が取得したものでございます。今年  
度より進めております再生整備は、民有地を優  
先的に整備しておりますが、県公社埋却地につ  
きましても、本年度より計画的に整備を進めて  
いくこととしております。また、売り渡しにつ  
きましては、昨年度、地元関係機関で構成する  
県公社埋却地売渡促進対策協議会を設置し、売  
り渡しの基本的な考え方について協議を行い、  
各市町村ごとに売り渡し方針を作成する等、売  
り渡し作業の準備を進めております。県としま  
しては、今後とも地元の意向を十分に酌み取  
り、関係機関と連携を図りながら、公社埋却地  
の早期売り渡しの努めてまいりたいと考えてお  
ります。

○中野廣明議員 私、みんながこの再整備を喜  
んでいるのに何であえて質問したかといいます  
と、民間私有地はそれでいいんです。ただ、農  
業振興公社の買い取った経緯が、今ちょっとあ  
りましたが、農業振興公社が買い取った土地と  
いうのは、埋却地にするためにこの制度で買う  
ためには農振地域じゃないとだめだったんで  
す。だから、農地保有合理化事業、いわゆる農  
業振興公社が買って埋めた土地は、もとは山林  
だったり農業施設の跡だったり、本当に売れる  
ような土地だったかということなんです。埋却  
地として買うときには、逆算していくと、10ア  
ール（1反）当たり大体60万かかっている。今  
度埋め立てするというのは10アール平均50万  
です。110万かかっているんです。そうして売りま  
すよと。それだけだったらいいいんです。私が言  
いたいのは、今まで山だったり原野だったりそ  
ういうところを農地に返して果たして売れるの  
かということなんです。それで、今びっくりし

たのは、売却方針は市町村につくってくださいという話です。売れなかったら市町村で買いなさいという話にはなりませんよ、これ。私も現場を見ていないから何とも言えませんが、売れるようなところはいいですよ。そういうことをして売れなかった場合は、補助金の半分は県負担でしょう。補助金の半分25万で85万ぐらい。そのうちの20万出て50万は損切りですよ。そこまでしてする必要はあるかな。それだったら、企業局なんか買い取ってソーラーでもつけたほうが、よほど宮崎県のためには収入がふえるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、今後、圃場整備するのはいいけれども、昔の農業用の倉庫でもあったようなところをまた田んぼにしていって売れるかということです。やはり売れるもの、売れないものをある程度して、やったらどうかということです。どうですか、それは。何もかもみんな再整備しますか。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 今から売り渡しの作業に入っていきますので、私ども、関係市町村と連携をとりながら、しっかりと早期に売り渡しができるよう努力してまいります。

**○中野廣明議員** 売れなかったら市町村に買えなんて、そんなことはだめですよ。

次、過疎対策についてお尋ねいたします。

本県過疎の実態とその対策の理念はどのようなことか。また、過疎対策予算はどれぐらいになっているのか。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 本県の過疎地域につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、16市町村が公示をされておりますが、いずれの地域におきましても、人口の減少や高齢化の進行、地域産業の低迷など、多くの課題があると認識をしているところであります。過疎地域は、国土の保全や水源の涵養

など、多面的かつ公益的な機能を有していること、そして、何よりも過疎地域で暮らす方々にとりまして、かけがえのない生活の場でありますことから、その地域に誇りを持ち、安心して生活を営めるよう、そして、貴重な資源と多面的機能を次の世代に引き継いでいかなければならないと考えておりまして、集落の活性化や日常生活の維持・充実、産業の振興を施策の柱に位置づけまして、全庁挙げて取り組んでいるところであります。

また、平成25年度の過疎地域自立促進計画に基づく過疎対策予算でありますけれども、約356億円となっております。

**○中野廣明議員** 部長の答弁はよくわかります。ただ、その答弁はここ10年、20年やっておるような答弁です。私は何も部長が悪いと言っているんじゃないですよ。そういう答えにならざるを得んと思っておりますけど、過疎の歴史を見ますと、昭和30年代から日本経済の高度経済成長の過程で、山村・漁村の人口が急激に大都市に流出して過疎が始まるということで、そもそも昭和45年、過疎地域対策緊急措置法ができています。それから平成22年まで5本法律が変わっているんです。よく懲りずに国はこんな法律をつくるなと思うんです。中身は何もよくなっておらん。ただ、よくなっているのはいわゆる生活環境。水道普及率、これは過疎地域と全国平均とほぼ変わりません。それから、水洗化率は過疎が68%、全国が100%からちょっと落ちます。道路改良率も全国とほぼ同じくらい。舗装率も大体10%ぐらいの差。過疎地域もインフラ整備はいつていますよという話だと思っんです。医療・福祉は格差がある。これは今どこでもありますから。それと教育の格差はなくなっている。それはいいですわね、少人数の

ところで先生が一对一ぐらいで教えるような話ですから、よくなる。昭和45年から平成22年まで、過疎対策の実績額、88.3兆円です。一年の国の予算と大体一緒です。それと、あと10年以内で454集落が消滅。そんなことですよ。

そんなことを考えますと、これはやっぱりやらんといかんけど、するなという話じゃないんですよ、ちょっと目先を変えてやるべきじゃないかなと。難しい話だけど。そこに住むためには、所得、働く場所、これを難しいけど何とか目がけていかんことには——今ずっと事業をやっていますよ、応援隊等。みんな一過性ですよ、そのときだけの話。そんな話をずっとやっていたてもしょうがないと私は思うんです。もうちょっと目先を変えて、一遍にはいきませんよ、それは。そういう方向でやったらどうかという思いですけど、部長、どうですか。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 過疎地域における雇用・所得の確保でございます。御指摘のとおり、大変重要な課題であると認識をいたしておりまして、県といたしましては、産業の振興を過疎地域における最優先課題と位置づけまして、各部局が連携し、取り組んでいるところでございます。

具体的には、標高差など地域の特性を生かした農林水産業の振興を図りますとともに、自然や歴史、文化といった貴重な魅力ある資源を活用した新たな産業の創出といたしまして、民泊型の修学旅行の受け入れの取り組みとか、特産品の開発、販路拡大などの、それぞれの地域の取り組みに対しまして支援を行っているところでございます。今後とも、市町村や地域の方々とより一層連携・協働いたしまして、産業振興や安定した雇用・所得の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○中野廣明議員** これは難しいですけど、やっぱり目先を変えんと同じことですよ。

次、福祉・保健についてお尋ねいたします。

今、予算を見ますと、国も県もみんな一緒ですけど、社会保障費だけが増加するという現象です。社会保障給付費、日本全体で見ますと103兆円いっています。そういう中で閣議決定がありました。これは民主党のときだと思んですけど、生活扶助費の一般世帯との比較・検証、それから、医療扶助の一部自己負担と後発医薬品使用の義務化というのが閣議決定されております。生活扶助、今いろんな問題が出ていますけど、11都道府県では、最低賃金に比較して生活保護基準が上回っているという状況です。これは今、ちょっと改善されたかもわからん。それから、満額基礎年金よりも生活保護が高い。医療扶助では、入院6割、調剤15%、タクシー代が大体45億円。30～39歳の生活保護1人当たりの医療費（外来）が12万7,000円。同じ年代で一般の人は4万7,000円、約2.7倍。それは仕方がない、悪いから生活保護費をもらっているわけで。そんな状況です。

それで、本県の生活保護費の実態はどのようなことか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 生活保護制度は、我が国の社会保障制度において、最後のセーフティーネットとしての役割を担っておりまして、その財源は、国が4分の3、福祉事務所設置の自治体が4分の1の負担となっております。本県における生活保護世帯は、平成20年9月のリーマンショックの影響などから、全国と同様に急増しておりまして、特に、働くことができる方を含む世帯の増加が著しくなっております。このため、平成24年度の生活保護費は276億円余で、20年度と比較しますと約59億円、27

%の増加となっております。また、扶助費別の割合では、医療扶助が全体の53%を占めておりまして、次に生活扶助が31%、住宅扶助が10%などとなっております。

なお、不正受給につきましては、平成24年度で396件、1億1,700万円余となっておりますが、このような不正受給を未然に防止し、早期発見するために、各福祉事務所におきましては、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、市町村の税務担当部局の協力を得まして、被保護者全員に対する課税の調査などを徹底しているところでございます。

**○中野廣明議員** 例えば医療扶助53%、単純に掛け算しますと146億円になります。それだけ大きな数字でありますから、生活保護者の決定は県と市——市はそれぞれやっていますけど——がそれぞれ決定しているようであります。とにかく適正な生活保護ができるように、しっかり頑張ってくださいと思います。

次、医療費についてお尋ねいたします。医療費は生活保護費だけではありません。社会給付費全体の話であります。我が国の社会保障費の中の医療費は37兆7,666億円、37兆円あります。うち調剤医療6兆5,600億円と、そういう数字に上っております。この医療費を下げるといのは、我々素人だからわかりませんが、とりあえず医療費を削減するにはジェネリック医薬品への切りかえかなと思うんですけど、本県の医薬品のうちの後発医薬品（ジェネリック）の使用状況はどうなっているか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 本県の院外処方における薬剤料は、平成23年度で456億円となっております。そのうち43億円が後発医薬品となっております。その使用割合で見ますと、全国平均8.6%に対し本県9.4%と、全国平

均を0.8ポイント上回っております。今後とも、後発医薬品を安心して使用できる環境整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○中野廣明議員** これは県が率先して、いろいろ啓発する必要があるかと思います。私も健康保険証を持っていますけど、ジェネリックを使いましょうとか入っているんですけど、医者に行って、「ジェネリック医薬品をください」とはよう言わん。ぜひその辺はしっかり啓発してもらいたいと思います。

県立病院の後発医薬品の使用状況はどうなっていますか。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院では、外来患者に対しましては、基本的に院外処方に対応しておりますので、主に入院患者に対しまして、院内で医薬品を使用しているところでございます。そのうち後発医薬品の使用状況でございますが、金額ベースで申し上げますと、平成24年度全医薬品購入額約29億7,000万円の9.9%を占めておりまして、主に抗がん剤や感染症治療薬などとなっております。後発医薬品の使用は、患者の負担軽減や県立病院の費用削減はもとより、我が国の医療保険財政の改善にも大きく貢献することになりますので、今後ともその使用促進に努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** ジェネリックにするともうけが減るかなと。よくわかりませんが、そんなことは別にして、やっぱり公立病院が率先してやるべきじゃないかと思いますので、これは院長同士3人で話せばいい話ですから、ぜひ、もう少しずつ上げるようお願いいたします。

今、このジェネリック、数量ベースと金額ベ

ースがあるんですけど、数量ベースで言いますと、日本の医療費総額が1兆5,300億あるわけです。今、国費が4,000億円。そういう状況ですけども、これは、先発医薬品が全て後発医薬品に置きかわった場合に、日本では1兆5,300億円減りますよということです。そのうち国費が4,000億減りますと、そんな膨大な数字であります。ちなみに数量ベースで言いますと、日本が22.8%、アメリカが72.4%、英国が65%、ドイツが63%、そんな数字になっています。アメリカなんかは皆保険じゃないから、安い薬を使わんと困るのかなと思いますが、いずれにしてもこの社会保障問題、大変な問題ですから、宮崎県でもできるところから始めるべきじゃないかと思いますので、頑張ってくださいたいと思います。

次、県土整備部長にお尋ねいたします。

総合評価落札方式による入札において、最低価格者が技術評価点で逆転された件数と、入札参加者が3者以下で執行された件数はどうなっているか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 総合評価落札方式につきましては、公共工事の品質確保を図る観点から、経済性にも配慮しつつ、技術力等を評価する制度でありまして、経営と技術力にすぐれた企業が伸びていける環境の整備につながるものと考えております。この方式は、価格と技術力など、価格以外の要素を総合的に評価しますことから、最低価格応札者が落札できない、いわゆる逆転があり得る入札制度となっております。平成24年度における逆転の件数は、公共3部が発注した668件のうち353件ありまして、発注件数の52.8%を占めております。また、入札参加者が3者以下で執行されました件数は85件で、総合評価落札方式で発注された

件数の12.7%となっております。

**○中野廣明議員** 逆転があつて当然だという考え方かなと思います。それから、今、指名競争入札、10者です。3者以下というのは、1億、2億とか大きい金額が、こういうところが多いんです。私、これは正当な競争入札と言えるのかなと、そういう考えはあります。それがいいかどうかは、ここで議論する話じゃありません。

そういう中で、総合評価落札方式、この工事成績は、評価値を出すための大変重要な要因の一つなんです。工事成績の評定方法は、とにかく人によってやるわけです。3人とかでもいいですけど、評価項目を評定する。私はそれを見て、項目まで言いたいんですけど、時間がないから——そういう項目を見て、十人が十人、100%同じ点数を入れるとは思わんですね。やっぱり主観が働きます。そんなことを考えますと、この評価の方法というのはこれでいいということはないと思うんです。これは業者のためでもありますから、検証しながら改善していくべきじゃないかと思っているんですけど、部長の考えをお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 工事成績評定につきましては、国に準拠しました宮崎県工事成績評定要領に基づき実施しているところです。評定に当たりましては、客観性を確保するため、検査の際に評定します検査員と、工期を通して評定します主任監督員及び総括監督員により、複数で行っております。さらに、公平・公正な評定が行われますよう、評定を行う技術職員を対象に、建設技術センターの研修に加えまして、工事現場における模擬検査を実施するなど、研修内容の充実強化を図ってきたところであります。評定方法につきましては、今後と

も、公共工事の品質確保が図られますよう、関係団体の皆様の御意見を伺いながら検証を行い、よりよい工事評定となるよう努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、部長、業者の立場になってしっかり検討・改善してほしい。ただ、私は、これは中身がわからなかったから担当課といろいろ話したんです。この担当課の職員は、人間のすることに間違いはないと言わんばかりに、間違いがないように研修しますと。研修すれば100%人間の主観が入らんでやっていけるかということです。私は、この担当課の職員、何だこれとは、無謬性そのものじゃないかと思ったね。どこからそんな自信が来るのかと。これは部長、その課のあり方、業者だから言いたいことが言えるだろうけど、しっかり監督してください。

もう一つ、田舎はいろんな個別の要望があるんです。そうしますと、例えばの話、急傾斜、これは角度と高さ、そして下に5軒家があればいいわけですか。5軒に5人住んでいけばいいわけですか。3軒で10人住んでいたらだめなんです。知事、知っていますか。この急傾斜制度事業は、人間を守るための事業なのか、家を守るための事業なのか。5軒に5人住んでいるのと、2軒で例えば5人住んでいるのでは、人間の命の値段が違うのかなと思ったりするわけです。こういう矛盾がいっぱいある。今のはしようがないと思ったけど、こういう制度事業にかからんようなものは、何億とか何千万じゃない、何百万か何十万の話なんです。こういうのはしっかり県として救済措置をつくるべきだと思うんですけど、部長の考えはどうですか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、国の交付金事業

と、市町村が事業主体となります県費補助事業があります。それぞれ原則としまして、国においては保全対象人家10戸以上、県においては5戸以上の採択基準を設けております。これらの採択基準は、公益性や公平性、費用対効果、有効性などを総合的に勘案し、設けられていると考えておりますが、採択基準を緩和することにつきましては、こうした点を十分に踏まえまして、市町村を初め幅広く意見を伺うなど、慎重に検討していく必要があると考えております。

お尋ねの急傾斜地崩壊対策事業につきましては、今後とも、ハード整備と土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策をあわせて推進しながら、市町村とも十分連携し、安全で安心な県土づくりを進めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 部長、慎重じゃなくていいですよ。人の命に値段があるかということで検討してください。お願いします。

それでは、次、環境森林部長にお尋ねいたします。

林業公社の収支状況と今後の見込みをお尋ねします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林業公社では、平成23年度に改訂した第3期経営計画に基づきまして経営改善に取り組んでいるところであります。平成24年度の収支状況ですが、昨年度は、杉などの木材価格が大きく下落したことから、出荷調整を行ったところですが、昨年度に売り払いを行った分収林は、1団地当たりの規模が大きく、手入れが行き届いていたことなどから、計画を上回る収入を確保できたことや、利息の軽減など支出を削減したことなどによりまして、収支は、計画を約2,000万円上回る6,400万円余の黒字となっております。



また、今後の見込みにつきましては、現在の木材価格が昨年を上回っておりますので、引き続き、県、林業公社が一体となって経営改善を進め、改訂計画の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 続けて質問します。林業公社の分収林事業と県行分収造林事業との違いは何か、教えてください。

○環境森林部長(堀野 誠君) 県行分収造林事業は、県が造林者となり、土地所有者等と契約を結び、伐採後の収益を分け合う事業であり、本県では、昭和30年代から推進された拡大造林の中で、県有林の伐採収入等を主な財源として行ってきたところでもあります。一方、林業公社は、対象森林の奥地化や山村の人口流出などに伴いまして拡大造林が停滞していたことから、組織的に推進する新たな担い手として昭和42年に設立され、その分収林事業は、当時の農林漁業金融公庫資金等を財源として行われてきたものであります。このようなことから、県行分収造林事業と林業公社の分収林事業では、借入金残高が県行分収造林事業で約8億円、林業公社で340億円と大きく異なっているところがあります。

○中野廣明議員 何で聞いたかという、去年、杉が安い、安いと。これだったらまた収支計画から落ち込んだらどうか。利益は出ておる。どうなっちゃうとという感じがしたわけです。要するに林業公社が340億円、県行分収造林が8億円。同じような事業をして何でこんげ違うとという話なんです。昔はよかったんですけど、時代の流れ、背景の社会構造の違いでこうなったんですから。ただ、言いたいのは、これ以上税金をつぎ込むことはやめたらどうですか

と言いたいわけです。まだ時間がありますからしっかり考えて、どんどん売ってもいいじゃないですか、在庫があれば。売って、とにかく税金をつぎ込まんような覚悟で頑張ってください。

次、防災対策についてお尋ねいたします。

平成23～24年度策定の県地域防災計画はどうなっているのか。統括監。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 今のお尋ねは地域防災戦略策定事業ということで、御答弁させていただきます。県では、東日本大震災を受けまして、本県における最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その被害を最小限とする減災目標を検討するための基礎調査といたしまして、平成23年度からの2カ年事業として地域防災戦略策定事業に取り組んできたというところでございます。

しかしながら、昨年度に、御承知のように、内閣府から、南海トラフの巨大地震という全く新たな形の想定が出されましたことから、その内容を踏まえた調査・検討を実施する必要があるということで、2カ年事業を25年度、今年度に繰り越しをお願いしておりまして、今月末を目途にその内容を取りまとめることとしているところでございます。今後、それを受けまして、県では、被害想定や減災目標の策定を行い、宮崎県地域防災計画の震災対策編を抜本的に見直すということで考えているところでございます。

○中野廣明議員 私は、不思議でたまらん。そのときつくりうとしてきたものは、南海トラフでは使う必要はないんです。2年おくれて3年目でやっとでき上がったんですね。まだ地震が来なかったからいいようなものの。だって、南海トラフがいつ来るか予想できんでしょう。

それで、わざわざ重たいものを持ってきたんです。こういうのができている（資料を示す）。知事、見たことがあるでしょう、中身もしっかり。中身を質問していいですか。みんなどうですか。副知事どうですか、これ。

○副知事（稲用博美君） 私、危機管理を直接担当していたときがありますので、その中身をしっかりと勉強させていただきました。

○中野廣明議員 こんなのを地震が来て対策室やらそんなところに持って行く人はおらんですよ。これはこれでいいんですよ。それじゃ、何を目標につくるかということ。私は、今でもあの東日本大震災、いろいろ出るでしょう、あれを見てまだ何かぐんと来るものがありますよ。あれが夜来ておったらどうなるかなと思うんです。津波は夜は来んとですかね。夜来ておったらあんなものじゃないですよ。あんなことを考えると、とにかく初動体制、津波であれば、津波警報が鳴って津波が来るまでにいかに避難するかでしょう。それで、津波が引いてその後何か。あと、いろいろ避難した人の話がありますが、それは次の話。やっぱり人命尊重。

それから、地震で言えば、黄金の72時間。大体、人間の生命は、瓦れきの下、時には1カ月とか出てきますけど、普通は72時間。その中でどうやって救済するか。阪神・淡路大震災を見ると、倒壊家屋の瓦れきから脱出できない人の約8割が近所の人によって助けられた。住宅の倒壊、家具の転倒による死者の増大。6,434人の8割、死者の8割が倒壊です。そんなことを考えると、何をしているのかわからん、危機管理は。全然危機管理じゃないよ、これは。そういうことで、過去の教訓を生かした地震・津波発生、情報伝達はどうなっているのか。統括監。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 議員から

御指摘がございましたように、最初の72時間というのが、人命生存率はそれ以降になれば相当下がるということで、初動が大変大事だというのは御指摘のとおりだと思いますし、一方、東日本大震災、その前の阪神・淡路大震災での自助・共助の取り組みというのは、我々としても今後、例えば防災士の育成とかを通じて頑張ったいというふうを考えているところでございます。

その上で、御質問のありました初動における情報伝達、これも非常に重要なところでございまして、避難行動を行うに当たっては、速やかにその情報が伝達されるということが極めて重要であるというところでございます。県では防災行政無線を整備しまして、市町村を經由して災害情報や避難情報等を伝達することとしているほか、例えば県のメールサービスですとか、テレビ、ラジオとの連携等によりまして、できる限り多くの県民に、いち早く情報伝達できるように取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度は、予算をお認めいただきまして、災害対策支援情報システムというものの構築にも取り組んでおり、このシステムによりまして、災害情報の集約や伝達を自動化することで、従来以上に迅速化を図れるという効果を見込んでいるところでございます。

また、災害発生直後の被害情報の収集は、初動において大変重要だというのは御指摘のとおりでございまして、とりわけヘリコプターに搭載したカメラ映像、いわゆるヘリテレ映像によって、災害の全容をリアルタイムで把握できるという点で非常に有効であるというふうに考えております。このため、平常時より、県警のヘリ、また自衛隊のヘリなど、ヘリを保有する機関と密接に連携を図りまして、発災直後の役

割分担等について事前に定めているほか、実際に県の災害対策本部に映像を伝送するという訓練についても取り組んでいるところでございます。

○中野廣明議員 もう私は箇条書きの回答でいぐらいなんです。さっき防災無線と言ったでしょう。みんな防災無線を準備しておったんですよ。それが切れて使えなかったというのが現状。それをどうするかという検討はしたんですか。この防災無線、今言ったものは絶対故障せんのですか、災害が来ても。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） おっしゃるとおり、いろいろな機材というものは、例えば、その電源が使えなくなるとか、アンテナが倒れるとか、いろいろなことで使えなくなるリスクというのは常に考える必要があると思っております。そのために、一般的にはいろいろな手段でお伝えする、多重化していろいろな方策を組み合わせると何か届けるという考え方が大事だと思っております。例えば津波のときでありましたら、ヘリコプターからの音声ですとか、ラジオでお届けする。大雨のときには防災無線の音もなかなか聞こえづらいということであれば、室内向けの受信機にお届けする、ないしは携帯メールを使うとか、いろいろなICTの技術も進展しておりますので、いろいろな手段でお伝えするという、多重化を図るのが重要だと考えているところでございます。

○中野廣明議員 私は、統括監の意見を聞いているんじゃないんですよ。今言ったようなことをちゃんとやっているかどうか。理論上を聞いているんじゃないんです。実際そういう検討をしているか、具体的にということを知りたい。短く言ってください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） まず、そもそもの防災行政無線の系列を多重化するという意味では、県の防災行政無線のみやざき情報ハイウェイ21の光ファイバーネットワークを活用して、ぐるりと回すことによって、あるところが断線してもしっかり届くような取り組みを行っているところでございます。また、あと、各市町村において最終的には情報伝達をしていただく必要がございますけれども、例えば内閣府の支援制度を活用した衛星携帯電話の配備などにも取り組んでいるところでございます。

○中野廣明議員 次、お尋ねいたします。

この間、話したら、例えばの話ですよ、宮崎港周辺、ここら辺は津波が来たら終わりですわ、どこに行ってもいいかもわからん、そんな状況です。津波というのは、警報が来て、幾ら想定を10メートル、5メートルといってもわからせんよ、来てみらん。要はそのときにどうやって逃げるかとか、そういうのをしっかりやるべきだと思うんです。日南海岸とかいろいろなところがありますけど、代表して宮崎港周辺、ああいうところに来た場合は、今どういう計画になっているか。避難計画。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 避難計画の前提となる津波浸水想定は、県としてお示したところでございます。これを受けまして、最終的な避難計画は、各市町村において策定していただく必要がございますけれども、現在、新たな避難場所や避難路の整備を進められているところでございます。特に、今、御指摘がありましたような避難が困難な地域につきましては、例えば、平常時は公民館、立体駐車場などとして利用し、万が一のときには避難場所として活用できるというような施設の整備についても検討が行われているというふうに承知してお

ります。具体的な宮崎港周辺の住民避難対策についてということですが、宮崎市において、公共施設や民間ビルが避難場所として具体的に指定されるなどの対策が進められております。ただ、地域ごとに実情がいろいろございますので、我々といたしましても、沿岸10市町と連携いたしまして、県では、お認めいただきました大規模災害対策基金がございますので、これを活用いたしまして、津波対策推進協議会などを通じて連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中野廣明議員 それは市の役割だと思う。それだったら、今後、統括監と地震・津波のそんな話をしてもだめだということですね。何か議論できますか。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 個別の具体的な地域の話につきましても、最終的な絵をしっかりと描いていただくのは市町村の役割だと思っておりますけれども、我々県といたしましては、当然ながら、県全体で最悪の、冬の夜ということだと4万2,000の方が犠牲になるという大きな被害想定が示されておりますので、これをどう、いかに人命を守るかというのは県の重要な役割だと思っております。そのような市町村の取り組みがスムーズに進むように、我々としても、例えば基金を用いた財政支援ないしは意見交換を通じた助言等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私が言いたいのは、県も人命を尊重する意味でせんといかんでしょうと。市がやっているのはいいですよ。じゃ、市がやっていることをお互いに点検しながら、これでいいのかと。避難場所も、地域の人の人数をカウントして避難できるか。避難通路等はいっぱい

あるわけですよ。県警と相談したり、そんなのを準備してとか。それは市がするかもしれないけど、中身は今しっかり県のほうもわかっていますか、それじゃ。市に聞かんとだめですか、そういうのも。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 地域ごとの、例えばある地区の避難経路とかをつまびらかに我々で承知している状況にはないというのは実態でございます。ただ、一方で、今おっしゃるように、いざ大規模災害のときには、例えば市町村だけで対応できない、ないしは市町村自体も被災するというのもございますので、日ごろから沿岸市町と連携をとって、我々も、いざとなったらバックアップで人を送り込んでフォローするという考え方は重要だと思っております。また、それぞれの避難訓練を市で取り組むのもありますし、我々、ことし、実働型の訓練にも取り組む中で、そういう実践的な連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○中野廣明議員 副知事、地震担当はどちらですか。今のを聞いておって、あれでいいんですか。それは市がやるべきだけど、命を守るためにお互いに実情を検証したり、そういう中身ぐらいしっかりと。何か今のを聞くと、そちらのはみんな市がやっていますよという話で、それはそうっておるかもしれん。実際はそれでいいのかと。そういう調子でいくんですね、考え方で。

○副知事(稲用博美君) 今、統括監が答弁いたしましたのは、市町村としっかり連携はとっているということを申し上げたと思います。細かなところまで全て県が把握しているということではないけれども、そういうことがいろんな形で連絡が取り合えるような体制、意思の疎通

を図っているということをお答えしたと思っております。

○**福田作弥議長** 中野議員、資料のタイトルをお願いします。「これ」ではわからないそうです。だから、題名を読んでもください。議事録に連載するために。

○**中野廣明議員** 宮崎県地域防災計画Ⅰ、宮崎県地域防災計画Ⅱです。いいですか。

だから、避難とか津波が来たときは、県は対策を終わってそういう……。だけど、ある程度情報ぐらいしっかりとっておくべきじゃないんですか。何もする必要がなければ。じゃないとそういう指示とか含めて……。それならそれで仕方がないけど。

○**危機管理統括監(橋本憲次郎君)** 御指摘のとおり、何も知らないということではなくて、今後、例えば南海トラフの対応になりますと、各市町においてハザードマップ、それと避難計画をつくられますので、その情報については当然十分に承知してまいりたいと思います。むしろ、そういう目的のために津波対策推進協議会というものをつくって、その幹事会というものも今年度2回開いておりますので、十分連携をとる体制はつくってまいりたいと思います。

○**中野廣明議員** 幹事会なんて実際来たときは役に立たんです。だから、津波が来て避難するまでの話。地震が来たら72時間以内の救済措置、これをどうするかという話で、そういうところ辺は余り県はタッチしませんということでもいいんですね。それだったら議論やめますよ。

○**危機管理統括監(橋本憲次郎君)** 東日本大震災または阪神・淡路大震災のような大規模災害のときは、県内の例えば救急とか警察の能力だけでは、今おっしゃいますように救い切るこ

とは大変困難だと。その72時間と言われます間に、いかに広域の応援、例えば災害派遣要請をして自衛隊の方にお越しいただく、それから緊急消防援助隊、警察の広域の支援、こういうものを受け入れて、それぞれの被災地区にスムーズに活動していただく体制をとるというのは、これは県の重要な役割でございまして、それを災害対策本部で決定してやっていくこととなりますので、当然、その部分は県が先頭に立って調整してまいるという体制になっております。

○**中野廣明議員** 幾ら議論しても一緒ですから。要は、県は、人命尊重は大事だけど、市町村が主になっていますから、そういうところを含めて、何かようわからんけど、そういうことをやりますということですね。

あと、時間がなくなりましたので、悪いけど、ヘリコプター、防災関係はやめます。

次、教育委員会、お願いします。

今回、学力テストが実施されました。その結果についてどのように分析されているか、質問いたします。

○**教育長(飛田 洋君)** 今回の「全国学力・学習状況調査」における本県の学力の状況につきましては、教科の合計で見ますと、全体としては、小学校も中学校も100点満点で0.3点ぐらいの差でございしますが、ほぼ全国の水準にあるというふうに考えております。しかしながら、県全体としても、あるいは各学校、各学級を見ましても、さまざまな改善すべき点があると考えております。

そこで、現在、県教育委員会におきましては、「教科に関する調査」と「生活習慣や学習状況に関する調査」のそれぞれの結果をもとに、例えば各地域や各学校において、教科のどの設問ができていないか、できていないか、ある

いは授業の進め方やノートのとりの指導など、教師が具体的にどのような指導をしているのか、宿題や予習・復習など、児童生徒が家庭においてどのように学習に取り組んでいるか、さらには、成果の上がっている他の都道府県と本県とではどういう差があるのか、さまざまな角度から分析を行っているところでございます。

これらの分析から明らかになりました課題や参考となる取り組みにつきましては、取りまとめた上で、市町村教育委員会や学校に対して積極的に情報提供を行い、活用してもらうとともに、分析結果を地域で、例えば課題のある教科の研修会をやるとか、あるいは学校への訪問指導などで、きめ細かな支援に生かして改善に結びつけていきたいと考えております。

学力等の調査で一番大切なことは、その結果を児童生徒の指導にどのように生かしていくかということでありますので、全ての子供たちに学力の確実な定着を図ることができるよう、市町村教育委員会と連携し、分析結果を活用しながら、教師の指導力の向上や学力向上の取り組みをより一層推進していきたいと考えております。

**○中野廣明議員** 私が、何で小学校、中学校の学力を気にするか。学力だけじゃない、やっぱり人間形成が大事だと思う。ただ、私も社会人になって今日に至るまで、いろいろ考えますと、一般常識というのは小学校、中学校で十分だと思っているんです。高校で数学を、サイン、コサイン、タンジェント、ルート、シグマ、社会人になって一回も使ったことがない。足し算、引き算、掛け算、割り算で十分なんです。それと、今、CO<sub>2</sub>が問題になっているけど、CO<sub>2</sub>の問題も、緑の木がCO<sub>2</sub>を吸って酸

素を出す、これは小学校だったと思うんです。敬語の使い方。そうすると、小中学校というのは本当に大事な時期だと最近つくづく思っているんです。

そんなことを考えると、今度そういうのが出ましたよね。さっき言ったように、先生によって教え方が違うわけです。きのう、夜中にラジオを聞いていたら、静岡だったか、どこかの知事が最低学力を割った小学校の校長の名前を公表すると、そんなことをラジオで言った。やれやれと思っていたんですけど、本当にそれぐらいですよ。ですから、どうやって分析しているかというのは、学力、態度とかいろいろあるけれども、今度は悉皆調査でしょう。下手するとクラスごとまで出るでしょう、あれは。クラスごとまで比較すると、担任の先生の教え方まで比較できるじゃないですか。子供は、教え方のうまい先生についていた場合——教え方の下手な先生についていた場合はかわいそうですよ。やはりそこを、点数の悪いところの先生をいかに上げるか、そんなところにスーパーティーチャーをどんどん持っていくとか、私は公表するとかせんとか言っていないんですけど、そういう分析をしているかということです。

私は教育委員長にも聞こうと思ったら、通告が漏れていてだめだということだから、かわりに教育長にまた聞きます。そういうことを含めて、教育委員会として、教育長が中心になっていろいろ検討会——今さっき教育長が言ったことは別として、点数によって……。平均点というのは上がって下があるわけです。平均点を上げるためには下を上げんといかんわけです。だから、学力調査の中で、平均点以下のクラス数と上のクラス数、それは本当はわかるはずですよ、やっておれば。今、手持ちがないで

しょう。大体、そういうこともしたんですか。

○教育長（飛田 洋君） どの子供たちも、おっしゃったように、学力でハンデになるようなことになってはいかんという強い思いを持っています。それで、どういう手だてをしているかという、各学校ごとに自分の学校はどういう課題があるかというのを分析して、それを改善する計画をつくらせております。それを学校訪問のときなんかには指導して行って、最終的には、去年の場合ですと、年度末に、こういう改善に取り組みましたということを報告させて、そういうのを市町村にも、一緒にやりながら指導しております。おっしゃるとおり、人事配置におきましても、いろんなバランスを考えて、もちろん学力向上だけじゃなくて生徒指導等考えて、いろんな配慮をいたしております。

○中野廣明議員 時間がないんです。話をそらさんでください。私が言っているのは、点数を、平均以下のところを含めてクラスごとにそういうのをしたかどうかを聞いているんですよ。一般的なそんな話じゃなくて。

○教育長（飛田 洋君） 当然、教育事務所ごとにそういう指導をしておりまして、分析をして、各学級に学校訪問に行くときに指導しております。

○中野廣明議員 当然、その結果は教育委員長とかに来ているわけですね。

○教育長（飛田 洋君） 個別の学級ごとのデータは、私が全部目を通すということはしておりませんが、県全体としてどういう課題があるかは把握しております。

○中野廣明議員 やっぱ小中学校の勉強というのは、本当に一生の中で重要な時期だと思うんです。あんなのを見ると、宮崎県は頭が悪い

のかなと思ったり、先生が悪いのかなと思ったりするんです。それと、私、テレビを見ましたけど、秋田はすごいじゃないですか。テレビを見ていたら、沖縄県の職員も研修に行っておるとか。いいところはどんどんまねしていいじゃないですか。それを含めてぜひ、平均点にこだわるといかんけど、人並み以上にはやっぱり行ってほしいなと。しかし、それは上下がありますから、総括すると、何ぼ以下が平均、それぐらいは私は公表していいかなと思うんです。そうすると全体が計算できますから。ぜひそういうことでしっかりやってください。

以上で終わります。（拍手）

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

9月11日（水）



# 平成 25 年 9 月 11 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	渡辺創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田口雄二	(同)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太田清海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
29 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	福田直子
教育委員長	近藤好子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊秋
人事委員会事務局長	内戸保博

## 事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。社会民主党を代表いたしまして質問いたします。

長い間、議員をやっていると、といますか、人生を生きていますと、いろんな悩みがあったり楽しいことがあったり、それぞれいたしますが、私は非常に辛いことがあったりしますと、体を動かす。昔は散歩と言っていたんですが、今は格好よくウォーキングと言いますが、ウォーキングをやっております、毎朝、これも年のせいでしょうけれども、5時から歩いています。5時は明るかったですけれども、今はすっかり暗くなりまして、オリオン座、冬の星座が見える時期になりまして、あの暑い夏がうそのように、季節の移り変わりを感じるきょうこのごろだなというふうに思っております。

きのうから代表質問が始まりまして、知事の政治姿勢といますか、再選の問題についてもいろいろとお話ございました。私も、やはり確固たる信念、そして理念、豊かな知見というものがリーダーには必要だというふうに思いますし、大胆な決断力も必要ではないかと思っております。知事におかれては超多忙ということでございますけれども、しっかり休むところは休んでいただいて、家庭人でもあるわけですか

ら、そのことも大事にしながら、県政の推進に当たっていただけたらというふうに思っております。まず、そういう意味で、宮崎県のリーダーである知事はあらゆることに一定の見識を持つべきはないかとの立場で質問をいたします。

世界の中で日本の進路はどうあるべきか。今、世界は激動しています。90年代、米ソ冷戦が終えんする中で、アメリカは経済的にも軍事的にも世界に君臨をしてまいりました。しかし、G5からG20への変化でもおわかりのように、アメリカの国力が相対的に低下する一方で中国の台頭は著しく、今やアメリカを追い抜こうといたしています。世界はアメリカ一極主義の時代から多極化の時代を迎えているというふうに言ってもよいのではないかと思います。

ことし6月上旬に、アメリカ・オバマ大統領と中国・習近平国家主席との米中首脳会談が開かれ、また隔年で開催される米中戦略・経済対話の5回目が、米側はケリー国務長官、ルー財務長官など、そして中国側は汪洋副首相、楊潔篪国務委員など、閣僚級の高官30名が参加して7月上旬にカリフォルニアで開かれています。

一方、日本は、G20の会場で安倍総理が中国・韓国首脳と立ち話をしたのは今後につながりよかったというふうな、私から言わせれば時代錯誤といますか、取り残されている感もあるわけですが、そういうふうな評価をしています。

世界は大きく変わりつつあるにもかかわらず、日本は日米安保重視、アメリカ追随の姿勢を変えようとはいたしません。私は、日本は日本の国益を最大限追求し、アジアの一員である地政学的立場を生かした道を進むべきではないかと思うのでございます。知事は日本の進むべき道についてどのように考えておられるのか、

お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

日本の外交の進路についてであります。我が国の外交におきましては、米国は政治や経済面などにおける重要なパートナーであります。今後もこの関係は維持発展していくべきものというふうに考えているところであります。

一方で、東アジアに位置する日本としましては、中国や韓国を初めとするこの地域の国々は欠かすことのできない大切な隣国であります。これらの国々と協調しながら、地域の安定と経済成長に資する政策を進めることが大変重要であると考えております。

日中・日韓関係では、昨今、領土問題や歴史認識をめぐる摩擦が言われておりますが、経済、観光、文化交流などの深まりを通じまして、相互に理解をし、協力し合える関係を築いていくことが、それぞれの国民の望むところではないかと考えているところでございます。

本県におきましては、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指し、東アジア市場の開拓や、経済・人的交流の拡大に取り組んでいるところであります。外交は国の専権事項ではありますが、このように地方や民間の活動といった草の根の交流をしっかりと推進、支援していくことも大変重要であるというふうに考えておりました。本県としても、しかるべき役割を果たしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。尖閣問題とか、そういうことを論ずるつもりはございませんが、やはり私たちは近現代史を余り

にも学んできていないのではないかと。あのポツダム宣言に何が書かれているのか、そんなことももう一回学び直していくことが、アジアの中で生きていくためには必要ではないかなというふうに思っております。

次に、2009年の歴史的政権交代と民主党のその後の政権運営についてでございます。2009年の政権交代は、自公政権の市場万能主義、地方切り捨て施策に多くの国民がノーを突きつけて、歴史的な政権交代となりました。このことをどのように評価しておられるのか。また、こういう状況の中で、国民の大きな期待がある中で押しとどめようとする圧力も激しいものがあつたと思っております。鳩山内閣以降の政権の漂流は、政治の変化を求めた有権者の期待を大きく裏切るものとなりました。そこで、2009年の歴史的政権交代の評価とその後の民主党政権の運営の評価について、知事にお尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の平成21年衆議院議員総選挙につきましては、多くの国民が当時の社会経済の閉塞感や手詰まり感から、御指摘のありましたように、変化を期待したものであつたというふうに考えております。民主党政権におかれましては、地域主権改革を一丁目一番地に掲げ、国と地方の協議の場の法制化などによりまして、地方分権は一定の前進をしたものというふうに考えております。

また、本県に関して申し上げますと、東九州自動車道や細島港などの整備の進展、東九州メディカルバレー構想に基づく特区指定など、県政が抱える諸課題の解決に向けた御支援をいただいたものと考えております。

○鳥飼謙二議員 私、今から振り返ってみれば、メディアでいろいろと議論されました小沢

一郎さんの陸山会の事件、そして石川元秘書・衆議院議員が逮捕される。無罪になるとわかっていながら、執拗に小沢一郎さんを追及していくということで、彼は3年間ほとんど身動きができなかった。それを大々的に報道していったということもございますし、石川さんの報告書をつくるために取り調べた検事がうその内容を記載する。彼が録音した結果、そのようなことを言っていないにもかかわらず、言ったように報告がされた。それを見て検察審査会が判断したというようなこともございまして、知られないことがたくさんあるわけでございます。しかし、今、検察庁は、あの村木厚子さんの事件で地に落ちたのではないかというふうな感じもいたしております。

また、当時の政権運営について、ウィキリークスのアサンジ代表、今、イギリスのエクアドル大使館で亡命しておられますが、彼の情報公開で明らかになったことは、日本の外務省の高官が米政府とやりとりする中で、民主党政権と妥協するなというようにも言っている事実が明らかになるなど、本当に驚くべきことがございました。きょうはそのことを言う場ではございませんけれども、そういうものがあつたということも、私どもは記憶しておく必要があるのではないかと思います。

次に、東京電力福島原発の汚染水漏れ事件でございます。原発事故当時、放射能汚染源である原子炉建屋を取り囲む、地面に垂直に矢板の遮水壁を設置する鉛直バリアが最適だということが議論されたんですけれども、結局、東電に任せてしまったために立ち消えになったというようなことでございます。この汚染水漏れ事件について、どのように知事は受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 東日本大震災の発生から、きょうで2年半ということでございます。今、御指摘のあった原発の問題、汚染水の問題、こうした問題によりまして、福島県民の皆様先の見えない不安や苦悩が増大するとともに、さまざまな分野での風評被害等が懸念されている状況に引き続きあるということに大変心を痛めておるところでございます。

先日、国の原子力災害対策本部によりまして、この汚染水問題に関する基本方針が策定されまして、今後、国が前面に出て必要な対策を実行していくこととなっております。この問題が早期に解決され、一日も早い福島の復興・再生が果たされることを心から願っております。

○鳥飼謙二議員 やはり東電を倒産させなかったことが最初の誤りではないか。これは民主党政権時代ですけれども、国策として進めてきたわけですから、国策として福島原発処理を最優先すべきである、消費税などにうつつを抜かすなど、私はずっと事あるごとに言ってきたんですけれども、そのことが今、明らかになってきているのではないかというふうに思っております。

それから次に、原発のありようについてですけれども、知事は、「さまざまな視点からの国民的議論が必要だ」と、私の質問に答弁をされまして、ことしの2月議会では、「将来的には原発に可能な限り頼らない社会を目指していく」というふうに答弁されましたけれども、いま一つ原発への認識が明確ではないんじゃないか。日本には、時間がどれぐらいかかるかわかりませんが、その方向性を指し示す脱原発の道しかないのではないかというふうに思いますので、知事は再度挑戦をされるということ

で、明確には答弁されておりませんが、この問題は明確に答弁をお願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、議論がありました東日本大震災に伴う福島原発事故の現状でありますとか、使用済み核燃料の問題、さまざまなそういうことを考えますと、英知を結集して、将来的には可能な限り原発に頼らない社会を目指していくことが、今の科学技術を前提といたしますと大変重要であるというのが、まず私の基本的な認識であります。

一方で、現時点における私どもが頼っている電力の燃料調達コストでありますとか、再生エネルギーの現状などを踏まえると、原発がこれまで担っておりました基幹電源としての役割を直ちに他の発電に切りかえることは、現実的に大変難しいのではないかという認識もございます。一定程度、頼らざるを得ないのではないかと考えております。

今後の原発のあり方につきましては、現在、国において、エネルギー政策全体の中で議論が行われておるところであります。最終的には安全性を最優先として、経済性、また地球温暖化への影響など、さまざまな要素を勘案した上で、腰を据えた議論を行いまして、国民的な選択をしていく必要があるものというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** そこがちょっと知事には欠けているところなのかなというふうに、私どもは批判をして、知事はそうではないと言っているわけですが。実は小泉純一郎さん、私どもは大分批判をしてまいりましたけれども、彼の記事が毎日新聞のコラムに出ておりました。知事、見られましたか。フィンランドのオンカロを視察されて、10万年近く地中深く保管するわけですけれども、300年後にまた見直すということで

すけれども、みんな死んでいるよと。「日本にはそもそも捨て場所がない。原発ゼロしかないんだよ」と言っているんですね。しかし、ゼロというのは暴論じゃないかというふうに言われている。「逆だよ、逆。今、ゼロという方針を打ち出さないと、将来ゼロにするのは難しいんだよ。野党はみんな原発ゼロに賛成だ。総理が決断すればできる。後は知恵者が知恵を出す」というようなことを言っているわけです。明確に指し示すということが今、いろんなリーダーには——知事も含めて——求められているのではないかというふうに思っています。

原発の問題で言えば、I O C総会で日本のオリンピックが決まったですね。いろんな取り組みが宮崎県でもやられるというふうに報道もございましたし、それはそれでしっかりと成功させていかなくてはならないんですけれども、その演説の中で、完全にブロックされているとか、健康問題は今までも現在も将来も全く問題ないと断言されているんです。当時、枝野官房長官は、現時点ではというようなことで問題ないと。では、将来どうなんだということで、このことを私どもはしっかりと記憶して、このとおり実行してもらわなくてはいけないというふうに思っております。

あともう一つは、野田前総理の2011年12月の冷温停止状態ということで収束宣言、いかにこれが過ちであったかということも、私どもは学ばなくてはいけないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

次に参ります。自主避難者への支援についてでございます。先日、避難者の皆さんでつくる「うみがめのたまご」の主催で、「原発事故子ども・被災者支援法の基本方針とパブコメ学習会」が開かれ、私も行ってまいりまして、弁護

士さんから概要の説明とか、参加者の意見交換がございました。避難者からは二重生活などの厳しい生活の実態が報告され、聞くところ、おとといの集まりも全てがカンパで賄われている。このような集まりを月に2～3回程度やっていますということです。これまで県は、法で定められたもの、もしくは国から要請のあったものについては支援をしてきました。しかし、これでは不十分なので県独自の支援をすべきではないかという私の質問に対して、ことし2月議会で知事は検討すると答弁をされたわけでございます。その後の状況等についてお尋ねをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県では現在、272名の避難者の方を把握しておりまして、県営住宅への無償での受け入れを行うとともに、被災県からのお知らせや、県内の団体が実施します避難者向けのイベントなどの情報を直接お届けすることなどによりまして、本県での生活の支援に努めているところであります。

また、避難者の方が中心となって組織された団体におきましても、避難者間の相互交流や支援活動を行っておられる。今、御紹介のあったところでございます。避難された方が地域になじみ溶け込めるよう、避難元の県や本県の事業を活用して、地域との交流についても今後取り組まれていくというふうに伺っておるところでございます。県としてもしっかりと寄り添って、できる限りの対応をしてみたいと考えております。今後、県としても、本県での生活が少しでも安全・安心で温かいものとなるよう、このような団体とも連携をしながら、交流事業を行う際の支援の実施などを通じまして、避難者からの意見やニーズに係る情報交換などを行いながら、今後とも支援を継続してまいりたいと

考えております。

**○鳥飼謙二議員** 今の答弁で私は不満なんです。どういう検討をされてきましたかというふうに尋ねているわけですから、どういう検討をしてこういうことをやることになりましたとか、そういう答弁があつてしかるべきではないかと思うんですけれども。やはりおとといの会でも出ておりましたけれども、県が把握している人数、それから彼らが把握している自主避難者の会の実質的な把握、しかしそれでも、登録も、そういう運動にかかわりたくないという方もたくさんおられるというふうに聞いております。ですから、何らかのそういうものを含めた支援をしていく、検討しますと言ってきたわけですから、やはり知事は、検討の結果こういうことをやりますということになりましたと言っていたか、もうしばらく時間を下さいというふうにするのかだと思いますが、再度、答弁をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 272名というふうに申し上げましたり、県営住宅への受け入れとか、情報の提供、これは一定のルールに従った登録システムに基づくものということで、これ以外の多くの方が避難されている実態というのは十分認識をしているところでございます。そういった方々のいろんなグループの集まりなどがある、そういったところに対して、県としてもしっかりと、いろんな情報提供も含めて一緒に寄り添って支援をしてみたい。これまでも取り組んでおります。そのようなことを申し上げたところでございます。今後とも、そういう方々の声にしっかりと耳を傾け、ニーズを把握しながら、県としても市町村とも連携をしながら、行うべき支援というものに取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 その答弁で私、不満です。やはり知事は検討すると答えたわけですから、どういうことを検討して、何ができるかできないのかと。パブコメの学習会でも自分たちでやっている。そして、弁護士が1万円カンパをして、都城から運転してきて話をして、また帰る。そんなものを全てカンパでやっているんです。それでいいんですかと言っているんですから。きょうはこれ以上聞きませんが、それは知事、ちゃんと受けとめて、2月にそういう答弁をされているんですから、しっかり応えて検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。またもう一回質問しますから。これは非常に大事だと思います。県の姿勢があらわれていると思っているんです。法で決められたことをやる、国で定めたことをやるのは当たり前のことですよ、では、それ以外に何ができるかということを検討してくださいと私は言ってきたわけですから、そこはやっぱり、いろんな雇用の基金を使って何ができないか、交流会の場だけでもできないか、それだったら100万でもできるんじゃないかとか、そういうことを真剣にやっていただきたいということを知事、お願いをしておきたいと思います。

続けてまいります。次に、TPPです。これが今、正念場を迎えておるわけでございますけれども、2月の代表質問の答弁で知事は、「第1次産業を基幹産業とする本県にとって、農林水産業のみならず、地域の経済・産業全体への大きな影響が懸念される。情報の開示と地方の声を十分踏まえた慎重な対応を求めていく」と答弁しておられますが、これでは本当に弱い発信であるというふうに思っておりますし、ISD条項など極めて問題が多いものが含まれております。TPP参加反対の声をもっと上げてい

くべきと思いますので、知事の基本姿勢をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) TPP協定は、国民生活や経済全体に多大な影響を及ぼすことを踏まえまして、これまで国に対し、各分野における具体的な影響や交渉方針、交渉の進展状況などにつきまして、的確な情報の提供を繰り返し訴え、要望してきたところでございます。

しかしながら、交渉参加国との秘密保持契約によりまして、今のところ、交渉の内容を明らかにできないとされております。交渉事ゆえのいろんな制約もあるという理解をするわけでございますが、私どもとしましても、国からの情報提供は必ずしも十分ではないと、今の段階では考えております。今後とも、私どもとしましても、可能な限りの情報収集に努めますとともに、国民への十分な情報提供と幅広い国民的な議論を行うよう、引き続き、国などに要望してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 そもそも、多数党である自民党・公明党の連立政権で誕生した安倍総理が、公約と違うことをやっているわけですから、そのことがおかしいというのは重々わかっているわけですが、ただ、県民の受ける影響というのは非常に大きいということをしっかり認識していく必要があるんじゃないかと思えます。

そこで、TPPに関連しまして、医療保険制度が崩壊をするのではないかという危機感も持っております。例えば、がん保険はアフラック、アメリカの会社が77%を占めているようなんですけれども、例えば中医協の中で薬価決定プロセスに製薬会社が入ってくるとか、いろんなところが入ってくる。また、混合診療が解禁の突破口になるんじゃないかとか、そんなこと

が言われておりまして、国民皆保険制度をなくすということにはならないけれども、必然的になくすのと同じ効果が出てくるんじゃないかと心配をしておるわけですが、知事の考え方を伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) TPPに参加した場合の医療への影響ということでございます。十分な情報がない中で判断の難しいところでございますが、日本医師会におかれましては、民間医療保険の拡大や株式会社の医療への参入、薬価決定プロセスへの干渉などによりまして、公的医療保険制度が崩壊することを懸念されているところでございます。我が国の国民皆保険制度は、全ての国民が平等に安心して医療を受けられる、世界に誇れる制度であるというふうに考えておりまして、国民皆保険制度を堅持していくことは極めて重要であろうと認識しております。このため、TPPへの参加に関しましては、公的医療保険制度に影響がないよう、引き続き、国などに要望してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次、消費税に参ります。きょうの朝日新聞の囲みの記事でしたが、9月7日、8日に世論調査を行っておりまして、賛成が39%、反対が52%というふうになっています。8月にやったのでは賛成が43%、反対が49%ですから、その差が開いてきたということでもあります。有識者の意見聴取では、いろんな数字を挙げて、ほぼ上げましょうというようなことがつくられておりますけれども、国民の意見はそういうことであると思っておりますし、本県は中小企業がほとんどを占めるような状況でありますので、県内経済への影響が極めて大きいのではないかとこのように思っております。そこで、宮崎県経済への影響についてどのよう

に分析をしておられるのか、また県財政への影響についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県経済の状況につきましては、日銀の宮崎事務所によりますと、「緩やかに持ち直しつつある」とされておりまして、本格的な景気の回復を実感するまでには至っていないのではないかとというのが、肌身で感じる実感でございます。加えて、円安による燃油や飼料などの価格の高どまりなどによりまして、先行きは楽観できない状況であろうと認識をしております。このような中で、何ら対策もなく消費増税が実施されると、家計への負担増による個人消費の落ち込みや産業活動の停滞など、回復基調にあります本県経済への影響というものも懸念されるのではないかと考えております。したがって、増税の実施に当たっては、国におきまして、本県のような地方の経済状況というのも十分考慮、きめ細かく考慮いただきまして、景気対策などきめ細かな措置が十分講じられる必要があると考えております。

次に、県財政への影響につきましては、新たな消費税制度の内容や引き上げ分の地方交付税への影響などにもよるわけでありますが、県の歳入は一定程度増加するのではないかと期待をしておるところでございます。

一方、今回の税率引き上げに伴いまして、消費税及び引き上げ分の地方消費税は社会保障財源化されることとなっておりますが、本県の社会保障関係費は今年度当初予算の一般財源ベースで645億円となっております。今後も、毎年度数十億円単位で増加する見通しがありますので、本県が持続可能な財政基盤を維持していくために必要な地方交付税の法定率の



引き上げなどについて、そういった財源措置につきまして、引き続き強く主張してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 消費税引き上げに何らかの対策を打たなければ、本県経済への影響は大きいということですが、県としては打てる対策というのはいないんですね。県として打てる対策というのがあるのでしょうか。国は当然、何らかの対策をとということですが、県としての何か打てる対策というのがあればお示してください。

○知事(河野俊嗣君) 県はこれまでも、2月補正も含めて、ずっと経済対策、経済の回復というものを県政の重要課題として取り組んでおるところでございます。消費増税、いつの判断、いつのタイミングで、またどのような影響というものが考えられるかわかりませんが、そういった状況も踏まえながら、さらにいろんな形での経済対策というものが必要なのか、今後、県としても慎重に検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 直接的な対策というのはいほとんど打てないんじゃないか。その他の対策はもちろんやっていかなくちやならんわけですが、この問題はこれで終わりたいと思いません。

道州制についてお尋ねをいたします。秋の臨時国会で法案が提出されて議論が始まるのではないかというふうに思っておりますけれども、今のところ、道州制国民会議を設置して、3年以内に答申をして、政府は2年以内に必要な法制の整備をというようなことになっているようですが、そこまでとまっているような感じもいたします。いずれにしましても、道州制が導入されますと、宮崎県は辺境の地になります。

今でも辺境の地ではないかというような感じはいたしますけれども、完全に取り残されるのではないかというふうに思いますので、同じように他の都道府県と一緒にこの議論に参加をしていくというのは危険ではないかなという気がいたしておりますが、知事の基本的認識をお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 真の地方分権の確立に向けた選択肢の一つとして道州制について議論することは、大変意義があるのではないかと考えております。しかしながら、これは地方制度をどうするかというだけではなく、国の統治のあり方全体に影響を及ぼすものでありますので、拙速に進めるべきものではなからうというのが基本認識でありまして、さまざまな課題への対応策を含めた全体像というものが共有されて、その上で国民的な広い議論がなされる必要があると考えております。

どのような道州制になるかというものは、制度設計や運営のあり方に大きく左右されるわけでありまして。我が国の発展や安定のために、国が本来果たすべき役割は何なのか、地方は何を担うべきなのかという仕分け、整理を必要があろうかというふうに思いますし、国から道州にどのような権限、税財源が移譲されるのか、また重要なポイントとしましては、道州間ですとか道州内の財政調整のあり方という大きな課題もあります。また、道州内における基礎自治体のあり方など、こうした重要なポイントに関する道州制の姿が現時点では明らかになっていないということでありまして、賛否を判断できる状況にはないというふうに考えております。

いずれにしましても、宮崎、本県といたしましては、今後の議論の中で宮崎の実情を踏まえ

た主張をしながら、仮に道州内及び道州間の格差が広がるような制度設計などになるのであれば、賛成するわけにはいかない、そのように考えております。

**○鳥飼謙二議員** 格差が広がるようなものになれば賛成するわけにはいかないということですね。それははっきりしたんですが、しかし、そうなったときにはもう遅いです。流れは決まっていますので、だから発信が必要だということなんです。ぜひ、宮崎県の知事、リーダーとしてさまざまな場で意見を言っていただきたいと思っております。

この質問の最後なんですけれども、河野知事の2期目については、きのういろいろと議論をされました。当初、出馬をされるときに、これはインターネットから出したんですが、「みやぎ新生」ということで、知事は公約と申しますか、これを出されまして、その中には、飼養密度等全国のモデルとなる安心・安全な畜産経営の再構築とか、産業・雇用づくりでは農業産出額3,300億円、5,000人の雇用創出、製造品出荷額1兆4,500億円、100万泊県民運動などが挙げられているわけでございます。1期目が今、振り返りを過ぎて最後の周にかかろうとしているんですけれども、この間どのように評価をしておられるのか、そのことについてまずお尋ねしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** まず第一に掲げておりました口蹄疫からの再生・復興という課題については、まだまだ道半ばだという認識ではございますが、宮崎牛の日本一2連覇を経て、今、本県畜産の新生に向けたさまざまな動きが進んでおるところであり、一定の道筋をつけ、また前進をしている途中であるという認識でございます。

次に、産業・雇用につきましては、これまで「みやぎ元気プロジェクト」など、さまざまな経済活性化策に取り組んでまいりました。さらに、将来への揺るぎない産業基盤の構築に向けて、復興から新たな成長に向けてということで、フードビジネスなどの成長産業の育成や東アジア経済交流戦略などを強力に進めているところであります。

また、人財づくりでは、子育て支援策などにも力を入れてまいりました。

くらしづくりでは、ドクターヘリの導入など、安全・安心な暮らしづくりなどに取り組んできた一定の成果もあるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

課題は山積をしておりますが、これまでの取り組みについて、しっかりと成果が上がるよう、今後とも全力を尽くすとともに、さらに今後は、南海トラフ巨大地震にも対応した防災・減災対策でありますとか、「みやぎ百年の計」に立った官民挙げての人材育成などにも積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

**○鳥飼謙二議員** 公約に沿って一生懸命やってきました成果も出ているが課題もまだ残っていますというような御答弁だったと思いますが、前任者の東国原知事は宮崎県政を投げ出したと私は思っているんです。県民も、残ってくれ、何とか続けてやってくれと。そのようなことはないということでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 政治の安定ということとは県勢の発展を考えた上で大変重要であろうということと、単に与えられた4年間だけを見据えるのではなしに、やはり10年、20年というような長期的な視点を持って、今、何をなすべきかということで、私は知事の重責を一日一日務

めておるといふこととございます。まさに宮崎の発展のために一生懸命これからも努めてまいりたい、そのような覚悟で取り組んでおります。

**○鳥飼謙二議員** わかりました。前の知事のように投げ出さないでしっかりやっていただきたいと思ひます。

次に、フードビジネスに移ります。

今回提案されました補正予算で、フードビジネスの成長産業化の加速化を目的として人材育成等を行うため、推進費1億5,500万円が盛り込まれています。厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用して、説明では、平成27年度までの累計で1,223人の雇用創出を目指すということですが、事業の背景と目標達成のための今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今般、本県が採択をされた厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」は、雇用情勢が厳しい都道府県が産業施策と一体となった雇用創出プランを策定しまして、その効果が高いと見込まれるものについてコンテスト方式により採択をされたものがあります。全国的に見ても最も高い補助額というものが見込まれるということと、大変心強く思っておるところでございます。

本県のフードビジネス振興構想は、その目指す姿を食関連産業の成長産業化による地域の活性化と雇用の創出としておりまして、フードビジネスの推進により雇用を創出していくという本県の施策が、国の産業・雇用施策においても評価をされたものと、ありがたく、また心強く考えております。

これを受けまして、今議会において、国庫補助事業を活用しました「みやざきフードビジネス

雇用創出プロジェクト事業」に係る補正予算案を提案させていただいております。この事業では、フードビジネス推進のための全体的なマネジメント人材の確保を初め、各企業などにおける外部人材の活用や人材育成に対する支援を行いますことで、販路の開拓や技術の向上を図り、食関連産業における雇用の創出につなげていこうとするものであります。既存の事業に加えまして、新たに人材の確保や育成の面での支援を行うことで、フードビジネスの成長産業化が一層加速化するものと期待をしておるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** フードビジネスを推進していくためには、6次産業化、そしてまた食品産業の人材育成、今言われたように関係機関の連携が極めて重要だというふうには思っています。人材育成と関係機関の連携ですね。農業振興公社が農林漁業者と6次産業化指導者向けの2コースで、経営多角化チャレンジ塾に取り組んでおられますけれども、実施体制、実施状況について農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長(緒方文彦君)** 「みやざき農林水産業経営多角化チャレンジ塾」は、6次産業化を目指す農林漁業者や指導者となる人材の育成を目的に、農業振興公社を実施主体として昨年度から開催いたしております。

このチャレンジ塾では、「グローバル農業法人育成コース」と「6次産業化推進プロデューサー育成コース」を設けまして、県内外から食品加工やマーケティングの専門家などを講師陣として招いて各講座を開催するもので、今年度は8月27日から約2カ月半にわたり、全34講座で46名が受講いたしております。昨年度から始まった取り組みではありますが、受講後には、国の総合化事業計画の認定を受けた事例や、受

講生同士のネットワークの形成といった効果も出ておりますので、今後とも、チャレンジ塾の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 次に、総務政策常任委員会で先日、視察がございまして、高知大学に行ってまいりました。高知大学が地域の食品産業の中核となる人材を養成する土佐フードビジネスクリエーター事業を視察してまいりました。高知大学の農学部、医学部等、それから高知県の工業技術センター、農業技術センター、県、市の行政が連携しまして、国事業を活用して人材を養成するというところで、5年間ということでしたが、ことしからはその事業が切れて有料でやっているということでした。

先日、宮崎大学が「“なか九州”新事業創出人材育成講座」の受講生を募集していることが新聞報道されました。県は、宮崎大学が実施する「“なか九州”新事業創出人材育成講座」にかかわっているとすれば、どのようにかかわっておられるのか、また宮崎県における産学官連携の現状はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

**○総合政策部長(土持正弘君)** フードビジネスが持続的に発展、成長してまいりますためには、その人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのためには、大学や産業界、行政が連携して、それぞれが持つ技術や知識を生かした産業人材育成の取り組みが大変重要でございます。

高知県における取り組みにつきましては、地域の食品産業の中核となる人材育成のため、県内の産学官が連携いたしまして、食品製造・加工やマネジメント等の座学、試験研究機関での現場実践等による研修を実施しておりまして、

フードビジネス構想を推進している本県にとって大変参考になるものというふうに考えております。

本県におきましては、先ほど答弁のありました経営多角化チャレンジ塾のほか、御指摘のありました宮崎大学の「“なか九州”新事業創出人材育成講座」において、6次産業化に対応した人材育成プログラムが実施されており、県からも講師派遣について協力をしているところでございます。また、今般、採択を受けました「戦略産業雇用創造プロジェクト」におきましても、人材育成を大きな柱としているところでございます。今後は、これまでの事業効果や他県の情報も収集しながら、産学官連携による本県フードビジネスを担う人材の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** ありがとうございます。宮崎県の場合はチャレンジ塾がある、宮大は宮大でやっているというようなことで、何か一体性がない、連携が欠けているなというような気がいたしますので、新しい事業を含めて、しっかり連携をとって人材養成を図っていただきたいと思います。やはり人材というのが、知事が主張されるフードビジネス推進のためには欠かせないというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、社会保障と地域医療についてでございます。

先月、社会保障制度改革国民会議の最終報告書が出されました。少子化対策が社会保障4分野の1つとして位置づけられるという前進面はありましたが、日本が超・超高齢化の社会に突入していく今日、国民に自助・共助を強制するものとなっているというふうに思いました。

その一部を紹介しますと、「国民の生活は自助を基本としながら、高齢や疾病・介護を初めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである共助が自立を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、公的扶助や社会福祉などの公助が補完する仕組みとする」というふうにしておられるわけでございます。

そこでは、2000年に始まった介護保険は、介護の社会化ということで個人の責任から社会の責任にということであつたわけですが、介護の社会化は排除されているのではないかというふうに思っております。また、スタート時に期待されました年金一元化、最低保障年金などの税と社会保障の一体改革の論点には触れていませんで、抜本的改革にはほど遠い、国民に自助・共助を強制するものとなっているようです。知事はこの最終報告書をどのように評価しておられるのか、お尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の国民会議の最終報告であります。急速な少子高齢化が進む中、確かな社会保障制度を将来の世代に伝えるための道筋が示されたものと受けとめております。報告の中では、全世代型の社会保障への転換を目指し、まさに子育てなども含まれて、将来の世代に負担を先送りしないなど、持続可能な社会保障制度の構築を進めることとしておりまして、一定の評価をしておるところであります。

しかしながら、子育て、医療、介護など、社会保障運営の中核を担う地方の立場から申し上げますと、必要な財源の確保や地方への権限の付与など、議論が十分に尽くされたとは言えない事項、これからの検討課題というものも多々あるわけございまして、今後とも、市町村等

とも連携を図りながら、全国知事会などを通じまして、国としっかりした議論を進めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 余りに自助といいますか、ここを強調されているなというふうに、私は否定的に思っております。医療だったら自由開業制度をどうするのかという議論、出来高払い制度をどうするのかという議論もしっかりやっていただきたいというような感想を持ったところでございます。

以下、内容を深める意味でお聞きいたしますが、国民健康保険の運営主体を都道府県とすることも提起されているわけですが、移管されるとなった場合にどのような問題があるかと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 先月、閣議決定されました「社会保障制度改革の推進に関する骨子」におきまして、国は、国保については財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施などについては市町村の積極的な役割が必要としております。県としましては、単に保険者を県に移管するだけでは、市町村の赤字を県につけかえるだけにすぎないということから、まずは、最大の課題であります財政上の構造的な問題の抜本的な解決を、全国知事会を通じ国に強く求めているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 政府は臨時国会で医療法の改正を考えているようでございます。高度急性期、一般急性期、亜急性期、回復期などの医療機能の分化とか、在宅医療の推進、医師確保対策等を内容とするようございましてけれども、医師確保など県には権限や財源が付与されていない中で、病床機能報告制度の導入とか、地域医療ビジョンを次期医療計画策定を待たずに策

定することなど求めているようでございます。国との協議はどのようになっているのか、また一連の動きをどのように認識するのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 医療法改正案につきましては、社会保障制度改革の骨子によりますと、都道府県が地域医療ビジョンを策定することによって、ただいま議員もおっしゃいました、急性期とか亜急性期とか慢性期とか病床の機能分化を推進したり、地域における医師、看護職員等の確保、あるいは勤務環境の改善に係る施策を推進することが主な内容とされておりますけれども、現段階ではそれ以上の詳細はわかっておりません。

今回の改革につきましては、7月に行われた全国知事会議におきまして、「地方の意見を踏まえた医療改革を求める決議」を採択いたしまして、先月、地方と継続的な協議を進め、地方の理解を得たものについて法制化するように、政府に意見書を提出したところでございます。今後とも、全国知事会を通じて国と必要な協議を行いながら、地方の意見が反映されるよう適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** 民主党政権で国と地方の協議の場が法制化されたわけです。こういうものをしっかりと活用しながら、地方の意見を反映させていっていただきたいと思います。

次に、病院局にお尋ねをいたします。病院局の発表した県立3病院の決算見込み、収益的収支の当期純益はマイナスの9,756万円、資本的収支はマイナスの14億4,200万円となりますが、償却前利益は19億3,300万円を充当し、残金4億9,000万円を内部留保金に充てて、24年度末の内部留保金は44億7,000万円となっているようで

ございます。そこで、中期経営計画の達成状況と今回の県立病院決算への評価をお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 病院局ではこれまで、医師、看護師等の医療スタッフの充実や新たな施設基準の取得等による収益の確保、さらには医療機器や薬剤等の共同購入、後発医薬品の採用による費用削減など、さまざまな経営改革に取り組んでまいりました。

その結果、平成24年度決算見込みでは、病院事業全体の収支は、前年度に比べまして1億2,700万円余改善しまして、9,700万円余の赤字となったところでありまして、平成18年度の病院局設置以降、最も収支が改善される結果となっております。しかしながら、いまだ医師が充足していない診療科があること等の影響によりまして、中期経営計画の目標値であります400万円の赤字に対しましては、9,300万円ほど下回る状況となったところでございます。

今年度、25年度は、第2期計画の最終年度でございますので、病院事業全体での収支均衡という目標の達成に向けて、さらに職員一丸となって経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 今期が黒字達成、目標達成というふうに私も考えておりまして、病院局、県病院の皆さん方が一生懸命頑張っていたら、2人内科医がやめて計画が未達成になったというふうにお聞きをいたしております。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

次に、経営形態のあり方についてであります。前回の検討時は、県立病院経営形態検討委員会を設置して議論を深められたわけですが、今回、どのようにして検討を進めてい

かれるのか、今後の進め方について病院局長にお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院の経営形態の見直しに当たりましては、急速な高齢化に伴う医療ニーズの変化、あるいは医療制度改革の動向、さらには公立病院改革をめぐる国の動きなど、病院事業を取り巻く環境の変化を十分に勘案した上で、県立病院が果たすべき役割を改めて明確にしまして、持続的、安定的な医療の提供と、自立的、効率的な病院経営の両立が可能な経営形態について検討する必要があると考えております。

具体的には、今後、病院スタッフや県立病院事業評価委員会など病院内外の意見も踏まえながら、現行の形態であります地方公営企業法の全部適用に対する評価、及び地方独立行政法人など他の経営形態との比較分析を行った上で、平成26年度中を目途に、県立病院にふさわしい経営形態について判断してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ありがとうございます。それから、ことし2月に宮崎病院の建てかえについて検討するというふうに公表されました。その後の検討状況についてお答えができる分があれば、お答えをお願いしたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 宮崎病院につきましては、現在、外部の有識者から成る病院事業評価委員会の御意見も伺いながら、防災力の向上や、施設・設備の老朽化、狭隘化対策の観点から、その整備のあり方について検討を行っているところでございます。検討に当たりましては、防災機能強化の緊急性はもとより、整備期間中の減収や整備費が後年度に与える影響、また県民負担であります一般会計繰入金の抑制なども十分考慮していく必要があると考えており

ますので、庁内関係部局とも連携を図りながら、今年度中を目途に、最も適切な整備の方向性を取りまとめたいと考えておるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 私は、神戸市立病院をことしの初め視察してまいりました。ポートアイランドの中に建っていたんですが、PFIで30年間、新しい目的会社をつくって、そこが運営をしていくということだったんですけども、課題として、人材が病院経営に深い造詣があるのかどうか、そして熱意があるのかどうかというふうに考えますと、どうもそうはならないんじゃないかなという気もいたしました。そういうことで帰ってきたわけでございますので、いづれにしましても、十分な検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、消防の広域化についてお尋ねをいたします。

これまで本県では、消防庁の指針を受けまして、広域化について1本部ないし3本部、いわゆる30万人消防というものを目指して議論してこられたわけでございますけれども、今日までその結論が出されていないわけでございます。よく考えてみますと、大阪の30万都市と宮崎の30万の人口とでは広さと人口密度が全く違うから、そもそも同じ条件で議論することが、前提条件が違っているという感じがいたしております。進まないのは当然じゃないかという感じもいたしましたが、現在立てられておる広域化計画が実現しなかった理由をどのように分析しておられるのか、お尋ねをいたします。これは統括監。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 消防の広域化につきましては、災害の多様化及び大規模化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応

するため、特に小規模な消防本部における車両及び専門要員の確保など消防体制の整備拡充を図る上で有効であるという観点から、消防庁から広域化に関する基本指針が示されたところでございます。これを受けまして、県では、御指摘がありましたように、平成20年3月に、1本部ないしは3本部の組み合わせで計画を策定し、昨年度まで協議検討を行ってきたところでございますけれども、具体的な進捗が見られていないという現状でございます。

その要因についてでございますけれども、各消防本部の消防長などから成る検討会を設けて意見交換しておりましたけれども、一つ、その組み合わせに関して、管轄面積が広いため、広域化したがゆえに初動体制が強化されるというような具体的なメリットが見えづらいという御指摘がある一方で、消防団などとの連携が困難になることや、また我が県の場合、非常備消防ということで、常備化をどうするかという課題もありまして、その財政負担をどうするかという課題が指摘されたところでございます。このように、そもそも管轄面積が広大であり、多くの非常備町村を抱えている本県特有の事情、こういうものを背景としまして、即座に、一足飛びに県規模で集約するという広域化の具体的な進捗は困難であったというふうに分析しております。

**○鳥飼謙二議員** ことし4月に消防庁が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正しました。その中では、30万目標には必ずしもとらわれず、地域の実情を十分考慮すること、県は消防広域化の重点地域を定めるとされたところです。本県での消防広域化について、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 御指摘がありましたように、全国的に消防広域化については進捗が十分でないという現状を踏まえ、消防庁においても、本年4月に基本指針を改正し、広域化の期限を平成30年4月1日まで延長したところでございます。本県といたしましても、引き続き、広域化そのものは推進してまいりたいと考えております。

改正内容といたしましては、御指摘いただきましたように、管轄人口30万人規模にはとらわれず、地域の実情を考慮すること、また広域化を先行して重点的に取り組む必要があるものとして消防広域化重点地域を指定し、国及び県の支援を集中的に重点地域に実施するという枠組みが示されたところでございます。

これを受けて、本県といたしましても、先般、関係機関から成る広域化検討会で議論を行いまして、従来の県域1本部または県域3本部の組み合わせにとられることなく、消防広域化重点地域を指定すること、またその対象といたしまして、一つは、今後、十分な消防体制が確保できないおそれがある一定規模の管轄人口または消防本部職員数を下回る地域、また非常備町村、その他広域化を希望する地域、このような地域の中から重点地域を指定するということが決定されたところでございます。今後、関係機関の意見を十分聞きながら、新たな推進計画の策定に向けまして調整してまいりたいと考えているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 一定の規模以下というのは、人口10万人、消防本部職員50人以下というようなことでございますけれども、かなり該当してくるということになりますので、やはり地域の実態に応じた地域生活圏といえますか、そういうものを勘案しながら進めていっていただきたい



いと思います。

次に、障がい者問題についてお尋ねをいたします。

通常国会で障害者差別解消法が制定をされました。そこで、知事にお尋ねをしてみたいです。国連障害者権利条約採択から7年、既に世界の130カ国が批准しており、ようやく我が国も同条約批准の手続が整ったこととなりますが、知事の感想をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 障がいのある方が、障がいを理由として差別されることなく、個人の尊厳が配慮され、住みなれた地域で社会の一員として自立して生活できる社会づくりは、大変重要であるとまず考えております。このような社会づくりを進めるために、国におきましては、障害者権利条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定など、国内法の整備を初めとします障がい者に関する制度の集中的な改革を行ってきたところであります。

今回の障害者差別解消法の成立によりまして、障害者権利条約の批准の要件が整ったところでありまして、全ての国民が障がいの有無にかかわらず相互に人格を認め合う共生社会の実現に向けての大きな一歩になるものと、大変評価しておるところであります。

**○鳥飼謙二議員** 施行まで3年あるわけで、差別解消支援地域協議会の設置などが進められると思っています。合理的配慮により、今後、それぞれの障がい特性を理解した上で必要な配慮をすることなどが義務づけられることになるわけでございます。今後、法の施行までどのように準備しようとするのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成28年4月

の法施行に向けまして、国において、今年度中に差別の解消に関する基本方針が閣議決定されます。また、来年度には、行政機関の職員が適切に対応するために必要な要領及び事業者のための対応指針が作成される予定と聞いております。

県としましては、今後策定されるこれらの基本方針あるいは対応指針などを踏まえまして、障がいのある方や関係機関と連携を密にし、十分意見交換もしながら、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争解決のための体制整備や啓発活動などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** しっかり準備をお願いしたいと思います。

次に、同時期に改正障害者雇用促進法というのが成立いたしました。障がい者を雇用する民間企業に対して、合理的配慮を法的義務とし、障がい者の法定雇用率は、2013年度から民間企業は2.0%、国・地方公共団体は2.3%、教育委員会は2.2%とされたところでございます。そこで、県内全体ですけれども、障がい者の雇用の状況についての認識を福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 法定雇用率引き上げ後の状況につきましては、現在、宮崎労働局が調査中でありまして、把握できておりませんが、昨年6月1日時点の実績で申し上げますと、当時の法定雇用率1.8%が適用された県内企業612社の実雇用率は1.96%で全国第9位、法定雇用率達成企業の割合は65.2%で全国第2位となっております。未達成企業に対しましては、労働局とハローワークによる訪問指導の実施や、県と労働局の共催により毎年開催しております企業向けセミナーへの参加呼びかけを

行っており、そうした取り組みによりまして一定の成果が上がっているものというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。かなり、宮崎県は上位で、成績といたしますか、頑張っているという評価があるわけですが、県と取引のある企業というのはたくさんあるわけで、障がい者雇用率が達成されていなければ、何らかのお願いをしていく、そういう取り組みも、これは全庁的になると思いますけれども、考えていっていただきたいというふうに思っております。

次に、県庁の各部局における障がい者雇用の現状と新雇用率での達成状況について、それぞれ各部局と警察本部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 障がい者雇用の現状についてであります。知事部局におきましては、平成25年6月1日現在の障がい者雇用者数は95.5人でございまして、雇用率は法定雇用率を上回る2.38%となっております。

○企業局長（瀧砂公一君） 企業局における障がい者雇用の状況でございます。本年6月1日現在で雇用者数1名、雇用率1.21%でございます。これは法定雇用率の2.3%を下回っておりますけれども、法定雇用数のほうの1名は充足している状況でございます。

○病院局長（渡邊亮一君） 病院局における障がい者雇用の状況であります。本年6月1日現在で合計12名、雇用率2.15%でございます。これは法定雇用率をわずかに下回っておりますが、法定雇用数は充足している状況でございます。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会におきましては、平成25年6月1日現在の障がい者雇用者数は125名でありまして、雇用率は1.84%で

あり、法定雇用率2.2%に対して24人満たしておりません。

○警察本部長（白川靖浩君） 警察本部におきましては、本年6月1日現在の雇用障がい者数は9名でありまして、雇用率は2.5%となっております。法定雇用率の2.3%を上回っております。

○鳥飼謙二議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございました。

企業局と病院局は、法定雇用率は達成していないけれども、雇用数は達成をしているということですが、これは端数を切り捨てていいですよということになっているわけで、しかし、地方公共団体ですから、これはやはり達成しなくちゃならない。例えば、企業局に来るのは知事部局の人事異動で来るんですと言われれば、知事部局になってくるのかなというふうに思いますので、答えは要りませんが、頭にちょっと入れておいて、しっかりと確保するように、雇用率は達成しておりますけれども、人数は1人ですということがないように、努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会についてでありますけれども、不足数が24人ということになっているようですが、今後、法定雇用率を達成するため、どのような取り組みをしようとするのか、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会というのは、県の機関として雇用を促進するように啓発する立場にありまして、特に気になっておりますのは、特別支援学校の高等部あたりも就労に向けて精いっぱい取り組んでいるところで、こういう状況というのは大変重く受けとめておるところであります。

考えている手だてといたしましては、これまでもそうしてきたんですが、教員採用試験に当

たり、障がいのある方に対して年齢制限を設けない特別選考試験を実施する、これは今もやっておりますが、そういうことを継続する。それから、例えば点字による出題や手話通訳等による配慮、水泳実技試験等の一部免除、そういうことも行っているところで、そういうことも引き続きやっていきたいと考えております。

それから、障がいのある方が採用試験を受験しやすい環境づくりに努めるとともに、やはりそういう方が受けてほしいということで、大学等に紹介、啓発等もこれまで以上にやっていきたいと考えております。

それから、もう一つは、特別支援学校で通常の教育課程で学習している子供たち、それから県立高等学校におります肢体不自由の子供たちが、教師という仕事に魅力を持って、教員採用試験を受けるために教育学部に行くとか、免許を取るとか、そういうことを今も校長等を通して奨励しているところですが、一層そういうことを行っていきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 私もかなり議員をやらせていただいている、この問題はずっと取り組んできて、最近やっていなかったんですけども、教育委員会はその当時も、10年以上前も悪くて、かなり頑張ってこられたなとは思っています。ただ、いただいた数字では、平成21年が雇用率1.73%、順次、1.80%、1.91%、1.95%、1.83%となっています。123人、127人、133人、134人、ことし25年、125人とぐっと減っているんですけども、状況を把握して、答えられればお答えください。答えられなければよろしいですけれども。

**○教育長(飛田 洋君)** 実は、退職された方に障がいのある方が多くおられたということがこの原因でございます。

**○鳥飼謙二議員** 私も退職かなと思ったんですけども、そういうことは事前にわかっているわけですから、前もお願いをしましたけれども、高校生、大学生に、障がいがあっても学校の先生とか県の職員になれるんだよということをもっともっとPR、アピールしていただいて、ある程度計画をつくっていただいたほうがいいんじゃないかと思います。何年までに達成しようという目標をつくっていただいて、努力をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。動物愛護センターについてお尋ねをいたします。

2月議会で予算編成過程の透明化に関連しまして、堺雅人さん主演の「ひまわりと子犬の7日間」や、動物愛護センター建設の必要性を議論いたしました。知事にもいろいろとお話をいたしまして、現場を見ましたかと聞いたら、まだ見ていないということだったんですが、それから2日後に行かれたということで、さすがに若い行動力のある知事だなというふうに感心したんですけども、実際、見学した感想をお聞かせいただきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 映画「ひまわりと子犬の7日間」の公開に先立ちまして、この舞台となった中央動物保護管理所を視察したところがあります。その際、映画で忠実に再現されておりましたが、殺処分及び焼却する施設を目の当たりにしまして、とてもつらく重い現実として受けとめたところがあります。

そこで考えましたのは、ほかの施設とは違って、この施設がフル稼働する、また職員がたくさん処分することが目的ではなしに、殺処分を可能な限りゼロにしていくこと、これが望ましいことではないかということを感じたところがあります。日々の作業に当たる職員がどれだけ

重いものを担っているのかということも、現場に行くことによりまして強く肌身で感じたところがございます。飼い主の意識の向上や、NPOなどにも協力いただきながら譲渡を促進することによりまして、殺処分数は犬などを中心に年々減少傾向にあるわけでございますが、引き続き、飼い主の意識向上に向けた意識啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 殺処分数も10数年前とすると半分以下になっているんです。そういう意味では、県の保健所の皆さん方とか、動物を飼われる方の意識も変わってきた、そういう取り組みもあったのかなというふうに評価をいたしております。堺雅人さんのモデルになった方にも会われましたね。実際、生々しい声をお聞きになられたらと思うんです。

そこで、動物愛護センターについてですけども、土持部長が福祉保健部長のときの答弁なんですけれども、「動物愛護行政をより一層推進するために有効な施設である。宮崎市と連携を図りながら検討していく」というふうに答弁されております。宮崎市では建設に向けての方向性が出されつつあるというふうに聞いておりますけれども、その後の検討状況についてお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 動物愛護センターは、動物愛護行政を推進する上で有効な施設というふうに考えております。このため、県といたしましては、宮崎市とともに先進自治体の実態調査等を行いまして、そのあり方などを協議しておるところでございますが、県と市の役割分担など解決すべきさまざまな課題もございますので、今後とも、宮崎市と連携を図りながら検討してまいります。

**○鳥飼謙二議員** よろしくお願ひします。

次に、観光振興についてお尋ねをいたします。

県は、平成24年から32年（2020年）までですが、9年間、宮崎の宝再認識、県内外への情報発信と観光交流の活発化等を目的に記紀編さん1300年記念事業に取り組んで、最終年の平成32年（2020年）に総仕上げとして国民文化祭を本県で開催するというところで、誘致活動を行っておられます。

一方、国を挙げての誘致活動が成功しまして、先日、2020年、記紀編さん1300年記念事業の最終年に東京オリンピックが開催されることが決定したわけでございます。最終年の国民文化祭はオリンピックとの同時開催ということになりまして、大きく状況が変化してきたのかなというふうに思うんですけれども、全国から観光客を宮崎に取り込むというのはなかなか状況としても厳しいのかな、有利なのかなというのがあります。しっかりした分析が必要だと思っております。これはちょっととっぴじゃないかというふうに言われるかもしれませんが、オリンピック会場での神楽の上演とか、戦略の練り直しとか、そういうものが必要になってくるのではないかというふうに思いますが、知事の考え方といいますか、先日決まったばかりですから、まとまっていないかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、本県が取り組んでおります記紀編さん記念事業、2020年までの9年間、長期にわたる取り組みというものをその時々いろんな課題やテーマを捉えながら持続的に発信していこうということで、事業を展開しておるところであります。

今回、2020年東京オリンピック・パラリン

ピックの開催が決まったということで、これも日本の歴史や文化を再認識して世界に発信する絶好の機会ではないかというふうに考えておるところでありまして、そのさまざまな効果を最大限に生かしながら記念事業を展開していくことは大変重要であろうと思っております。

たまたま、オリンピック開催が決まりました9月8日に私、博多座で、昨日も答弁しました坂東玉三郎さん主演の「アマテラス」を拝見しておったところでございます。オリンピックの開会式というものは、これまでの例を見ますと、その国の歴史や文化、いろんなメッセージを発信する機会になっております。今回、2020年は、やはり東日本大震災等の災害からの再生・復興というものが大きなテーマになるのではないか、そのときに自然とどのように我が国が向かい合ってきたかというものが、例えば神話のような形で脈々と伝えられているというようなことがあった場合に、岩戸開きというものをオリンピックの開会式の中のどこかで取り上げてもらえないだろうか、少し夢を抱いたところでございます。そういったことを実現に結びつけるに当たりまして、記紀編さん1300年、また宮崎の日向神話というものを発信し続けることは、大変重要であろうかというふうに考えております。

2020年の開催を目指しております国民文化祭につきましても、オリンピックと重なることについてどう考えるかというのも、文化庁においてもいろいろ考えもあろうかというふうに思っておりますが、我々としては中長期的な観点からいろんなチャンスをつかむというふうな発想で取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 きょうの朝日新聞の「天声人語」に神話のことが書いてありましたね。ぜひ、

しっかり対応をお願いしたいと思います。

観光動向調査の方法が平成22年から変更されました。その狙いと変更内容、またこのままでは従前の統計と比較できずに、現状を正しく把握することが困難となっております。どのような対策をとられるのか、お尋ねをいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 平成21年までの観光動向調査では、交通機関別の入り込み客数あるいは市町村調査によるデータ、観光関連施設の売り上げ、観光客へのアンケートをもとに、県内・県外別の観光客数及び観光消費額を推計してきたところであります。しかしながら、観光統計に関する推計手法が都道府県により異なり、比較ができないなどの課題を踏まえ、国において推計手法を統一した共通基準が策定されましたことから、本県としても、新たな基準による推計手法に変更したものであります。

具体的には、観光地点への入り込み客数、観光地点でのアンケート調査及び観光庁が行います宿泊旅行統計調査等のデータをもとに、これまでの県内・県外別に加えまして、宿泊・日帰り別の観光入り込み客数及び観光消費額を推計しているところであります。

また、調査方法の変更によりまして調査対象範囲が拡大されたことから、以前のデータとの比較はできないこととなりますが、従来の調査過程において集計しておりました市町村別の観光客数については、引き続き把握しておりますことから、この点において全体的な傾向は確認できるものと考えております。

○鳥飼謙二議員 観光客数はもちろんですが、観光消費額も知りたいんです。ぜひ、知恵を出していただきたいと思っております。

それから、観光の最後になりますが、教育旅

行についてであります。平成24年、2,556人というふうになっておりまして、平成3年の5万1,212人と比較しますと20分の1になって、その落ち込みは激しいものがございます。今年度は教育旅行誘致強化事業1,542万円を予算化して取り組んでおられますけれども、今後、教育旅行の誘致についてどのようにしていくのか、お尋ねしたいと思います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 教育旅行につきましては、本県を訪れた学生にとりまして宮崎が思い出の地となることで、将来のリピーターの裾野を広げることにつながるなど、その誘致促進は、本県の観光振興を図る上で重要な課題であると考えております。

このため、県では、市町村や関係団体、九州各県等と連携を図りながら、特に九州新幹線の開業によりアクセスが向上した関西地方を中心とした旅行会社等の招聘事業などを実施いたしますとともに、県教育委員会と連携した隣県の教育関係者に対するセールス等にも取り組んでおりまして、近年、宮崎市内のホテルや北きりしまの農家民泊を中心に徐々に成果があらわれてきているところであります。県といたしましては、さらに教育旅行の受け入れ拡大、定着に向けて、今年度、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に専門の職員を配置しまして、関西や中国・四国地方を初めとする旅行会社等へのセールス等に重点的に取り組んでいるところであり、今後とも、誘致促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 12年前になりますか、最初に口蹄疫が発生したときからぐんと下がってきて、今、ほんの少し増加になっているという現状です。宮崎県からは鹿児島に行くとか……。ですから、教育長もそういうのを頭に入れなが

ら、各学校それぞれ決めていくと思いますので、ぜひそのあたりも、宮崎県に教育旅行が来るような、こちらを送り出すというようなことで努力をお願いしておきたいというふうに思います。

観光の最後になります。JR九州が10月15日から3月19日まで22回、豪華列車「ななつ星」を運行する予定と聞いております。1人40万円以上と高額にもかかわらず、予約が殺到しているようでございます。また、海外で行ったプロモーションにおいても、アジアや中東、ヨーロッパの旅行会社から高い関心が寄せられ、この間は1車両を購入するというのが新聞に載っていましたね。関心が高いというふうに聞いております。宮崎県の食材とか観光地を売り込むチャンスでもあるというふうに思っております。そこで、宮崎県の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** クルーズトレイン「ななつ星」につきましては、3泊4日コースなどで九州をめぐる豪華寝台列車であり、日本初の陸のクルーズとして、国内外から高い注目を浴びているところであります。

県では、JR九州に対しまして、沿線市町と連携して、本県産の食材の使用や本県観光のバスコースの設定などを要望してきたところであり、その結果、本県を通過するコースの運行時には、本県産の新鮮な野菜や果物などの農水産物を使用した朝食あるいは昼食が提供されると伺っているほか、本県固有の神話ゆかりの観光地である宮崎神宮や青島神社をめぐる観光バスコースが設定されております。また、列車が停車いたします高鍋駅や宮崎駅、都城駅では、地元市町がホームを花で飾るなどのおもてなしで、「ななつ星」の運行を盛り上げることとい

たしております。今後とも、沿線市町と協力しまして、継続的に本県産の食材や魅力ある観光資源の売り込みを行い、「ななつ星」の話題性を活用した本県のPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしく申し上げます。ただ、宮崎県の観光はちょっと厳しいかなというような感じもしております。つい最近、社会保険病院というのが大淀にありますけれども、あそこの近くの200室のホテルが閉鎖するというような話も聞きましたので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、教育問題についてでございます。

筋ジストロフィー患者である大学生の教育支援についてであります。この方は、3歳ごろに筋力が低下する筋ジストロフィーに罹患していることがわかりまして、小中学校では通常学級に在籍し、高校ではサイエンス科に進まれたそうです。小学校4年からスクールサポーターの支援、高校では県単独事業での介助員の支援を受けることができたと聞いております。その後、宮崎大学工学部に進学し、大学ではそのような支援措置がないため、最悪の場合は仕事をやめてでもと、両親は覚悟しておられたようでございます。その話を聞いた特別支援学校の元教諭らが「大学教育支援の会」を立ち上げて、メンバー10人程度がローテーションを組んで授業に同席し、かばんから教科書を取り出したり、食事や排せつの介助をして、何とか大学生活を送っておられるということでございますが、ボランティアの皆さん方も高齢であり、長く続けていくことは困難ではないかというふうに言われております。障がい者の教育の機会保障という点からも支援をすべきではないかと思っておりますので、これは福祉保健部長にお尋ねいた

します。

○福祉保健部長(佐藤健司君) ただいまの大学生のことは、私も支援の会の方からも直接お話を聞いたりしております。ただ、現在の障がい福祉サービスの制度上、保護者の方が病気とかで一時的に介助あるいは移動支援とか必要な場合というのはサービスの対象になっているんですが、この学生さんの場合、もちろん通年的に介助なり支援が必要になります。それについては、残念ながら今の制度では対象になっておりません。

ただ、障がいのある学生さんが障がいを理由に修学を断念することがないように、社会全体で何とか支援していくことが大変重要ではないかというふうに考えております。このため、公的支援だけでなく、学生ボランティアの活用なども組み合わせた支援のあり方につきまして、現在、県と宮崎市、宮崎大学の3者で、いろいろと知恵を絞っている段階でございます。

○鳥飼謙二議員 なかなか制度に乗らないということで難しいところがあるかと思いますが、ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、学校事務職員については時間の関係で今回は省かせていただきまして、次回、徹底してやらせていただきたいと思っております。

最後に、警察関係についてお尋ねをいたします。

交差点での車と歩行者との事故を減らすため、歩車分離方式を警察では進めておられます。しかし、運転手が余りなれていないため、誤って信号無視をして運転する方を時々見かけ、また歩車分離式がある、その隣は歩車分離方式になっていないというようなことがあって、制度の周知が求められているというふうに

思います。県内に信号のある交差点は約2,300基程度と聞いていますけれども、歩車分離方式の現状と今後の進め方について、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（白川靖浩君） 歩車分離式信号機は、信号表示により歩行者と車両の通行を完全に分離させることで、交差点における歩行者の安全を確保しようとするものであります。現在、県内で46基が設置されております。本信号機は、本年度も13基を設置する計画でありまして、設置箇所につきましては、交通事故や道路交通環境の実態などを勘案して決定することとしております。

なお、斜め横断ができるスクランブル方式についてでございますけれども、これは歩行者が横断するために時間を余分に長目にとる必要がありますことから、予想される斜め横断の歩行者の数や車の交通量を勘案して、設置を検討することとしております。

また、議員から周知につきましてお尋ねでございますが、そもそも現場の信号機に「歩車分離式」と表示はされておりますけれども、今後とも、報道機関等を通じた広報、警察のホームページへの掲載、さらには地区住民への説明などの対策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鳥飼謙二議員 県庁前交差点がスクランブル方式で、小さい交差点はそうではないんですけれども、そうすると、そこは斜め横断はだめですよということになっておりまして、使い勝手が悪いような場合もありますので、工夫をお願いしたいと思います。

それから、宮崎市小戸之橋かけかえに伴う渋滞緩和策について、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 小戸之橋のかけかえに伴いまして、迂回するための道路といたしますか、周辺の道路におきまして交通量の増加が予想されます。それに伴いまして、道路管理者におかれまして、道路の拡張や7つの交差点の右折レーン延伸などの改良が行われると承知しております。

これに伴いまして、警察としましては、信号機を新たに設置したり、あるいは右折時間の延伸などの対策を実施することといたしております。また、渋滞が予想されます昭和町交差点や城ヶ崎交差点など16の交差点につきましては、渋滞状況を把握しながら、警察本部の交通管制センターにおきまして、エリア内信号機を最適に制御して渋滞対策を実施していくほか、道路交通情報センターや交通情報板で情報を提供してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 1万4,000台ですから、なかなか難しいところがあると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、渋滞解消策として公共交通機関の優先的利用——これは我々のほうですけれども——があると思います。そのためにはバスのスムーズな運行が必要でして、バス停付近に停止禁止部分を設置することなどが求められますけれども、基本的な考え方について警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 道路標示における停止禁止部分は、道路交通法第50条第2項に規定されておりまして、車両が停止禁止部分に進入することを禁止する、白線で囲んだ道路の部分でございます。一般的には、消防車等の緊急自動車やバスターミナルの出入り口付近、さらには滞留車両により通行に支障がある交差点等に設置しております。バス停留所付近に設置



する場合につきましては、公益性や交通渋滞の実態等を勘案しまして、路線バスの円滑な運行を確保するために必要と認められる場合に設置することといたしております。以上であります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

以上で私の代表質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。今回初めての代表質問でございます。知事を初め関係部長、教育長、警察本部長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

初めに、防災対策についてであります。

東日本大震災は平成23年3月11日、本日は9月11日ですから、ちょうど2年6カ月がたちました。改めまして、震災で犠牲になられた方々の御冥福と、被災された方々へ一日も早い復興をお祈り申し上げます。東日本大震災からの復興と福島の再生、また東京電力福島第一原子力発電所事故の収束と汚染水対策、それは今、日本が向き合っている特別な課題、解決すべき喫緊の課題でございます。公明党は、早期に復興の道筋をつけ、原発事故の真の収束を進めるため、政府と連携し、全力で取り組んでおります。

一方、この大震災を教訓にして、国、地方行

政、そして国民も一緒になり、防災・減災の強化に努めていかななくてはなりません。

申し上げるまでもなく、ここ数カ月でも、日本国中に自然災害の猛威が襲っております。先日の栃木・千葉・埼玉県などに発生したスーパーセルと呼ばれる積乱雲による竜巻で、屋根が飛ばされるなど、多くの建物被害と負傷者が出ました。我が県でも、2006年9月に、延岡・日向・日南市で同日に竜巻が発生し、特に延岡市での被害は3名の方がお亡くなりになり、九州での竜巻による被害としては過去最大級のものであります。列車が横転した映像は記憶に新しいところでございます。

また、先月は、西日本から北日本にかけて、梅雨前線と大気不安定による大雨洪水が発生し、昨年の7月までさかのぼれば、九州北部の豪雨水害など、全国各地で記録的な風水害、そして記録的な猛暑が続きました。観測史上最高の何々という表現を連日のように耳にしているところでございます。

地震においても、ことしだけで、兵庫県南部で震度6弱、栃木県北部、北海道十勝中部などで震度5強、茨城県北部で5弱など、このほか各地でも強い揺れを観測しております。世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本で起きるとされています。まさに日本は自然災害列島と言っても過言ではありません。こうした自然災害の脅威をなくすことはできませんが、しかし、被害を未然に防止することや軽減することは可能であります。政府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、火災や津波による死者は全国で約32万人、避難者は約950万人に達するとされ、全壊・焼失戸数は約239万户に上る見込みであります。知事は、この南海トラフ巨大地震・津波の被害想定を受けて、県

として、防災・危機管理に対する取り組みをどのようにお考えなのか、その所見と意気込みをお伺いいたします。

以上を壇上からといたしまして、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

南海トラフ巨大地震についてであります。国が昨年度公表しました南海トラフ巨大地震における被害想定は、これまでの日向灘地震による想定などをはるかに上回る、国難とも言うべき大規模かつ深刻なものでありまして、私自身も大きな衝撃を受けたところであります。

このため、国、県、市町村などがしっかり連携を図りながら、短期、中期、長期でできることをスピード感を持って取り組んでまいりたいという基本的な考え方のもとに、県におきましては、本県における具体的な被害想定を取りまとめを急ぐとともに、その上で減災計画の策定や地域防災計画の見直しを行いまして、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を推進することとしております。

そして、まずは、「住民の命を守る」ことを最優先として、宮崎県大規模災害対策基金を創設しまして、避難場所、避難路の整備や後方支援拠点の指定・活用などに努めるほか、住民の自助・共助を強化するために、防災に関する各種の啓発事業や防災士を初めとする人材育成などのソフト対策にも取り組んでいるところであります。また、宮崎県津波対策推進協議会、これは沿岸の10市・町と形成しておるものでございますが、そういったものや南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会などの活動を通して、県内はもとより、九州各県や自衛隊などの防災関係機関との連携も強化していくこととし

ております。

私は、この九州ブロック協議会におきまして、幹事県を引き受けたところであります。また、国の中央防災会議のもとに置かれました防災対策実行会議の委員にも選任され、地域の実情を踏まえた意見を申し上げておるところであります。この南海トラフ巨大地震という大きな課題に対しまして、みずから積極的にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 知事の強い御決意を伺うことができました。先日も、大規模災害・防災対策特別委員会で県北と大分県まで調査に行かせていただきましたが、どの地域でも綿密な被害想定のもと、防災意識の向上を図ることへの取り組みがなされていまして。その中でも、防災の基本となるのは自助であり、自分自身のみずからを守る率先避難・逃げるための備えを強調されております。そこで、「自分の身は自分で守る」が大原則であります。そのため、平常時から防災意識の普及、意識啓発に県はどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 東日本大震災など過去の大規模災害でも経験してきたとおり、自衛隊、消防、警察など、公による人命救助にはどうしても限界があり、その被害を減らすためには、「自分の身は自分で守る」、いわゆる自助・共助による減災の取り組みが必要となると考えておるところでございます。そのため、まずは、県民一人一人が正しい防災知識を身につけるとともに、防災意識を高めることが重要であり、県としましても、防災知識の普及、防災意識の啓発に努めているところでございます。具体的には、「県防災の日フェア」な

どの防災イベントの開催、または各地域などに県が出向いて開催する出前防災講座等による防災知識の普及、また、県の総合防災訓練への住民の参加、自主防災組織の充実など、実際の活動を通じた防災意識の啓発、また、学校における防災教育の強化による子供への普及・啓発など、さまざまな事業に取り組んでいるところです。

**○重松幸次郎議員** まさに基本である防災への意識、これは地震・津波だけではなく、風水害、また火山噴火、ひいては日常の火災、盗難、交通安全などにも言えることではないかと思えます。

地域や身近な人で助け合う共助についてであります。災害発生時、誰に助けられたかを調査したデータがあります。日本火災学会の「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」で、生き埋めや閉じ込められた際に、自力や家族に助けられたという自助が66.8%と3分の2を占め、友人や隣人、通行人に助けられた共助が30.7%、自助と共助を合わせて9割以上も占めていました。救助隊に助けられたという公助は、何とわずか1.7%であります。いかに自助と共助が大切であるかということであります。その共助で頼りにされるのは自主防災組織であろうと思えます。そこで、地域防災のかなめである自主防災組織の強化について、災害時要援護者の対応も含めてどのように取り組んでいるのか、同じく危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 自助、共助による減災という観点から、地域防災力の向上、とりわけ自主防災組織の強化に、県といたしましても重点的に取り組んでいるところでございます。具体的には、自主防災組織の設立の

促進と活動の活性化のために、モデル地域を設定し、防災研修や図上訓練の実施などを支援していますほか、自主防災組織や学校、企業など、さまざまな活動主体でリーダーとなる人材育成のための防災士の養成、また、自主防災組織結成時の資機材整備を行う市町村への補助といった事業を通しまして、活動カバー率の向上ですとか自主防災活動の活性化を促進しているところでございます。また、地域における防災活動の中で大きな課題となっております災害時要援護者への対応につきましては、今年度、国において災害対策基本法が改正され、新たな取組指針も策定されたところであります。今後は、これらを踏まえながら、市町村が速やかに避難行動要支援者名簿の作成、または個別計画の策定等を行うよう、県としましても促してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 実は、私が住んでいる地元を含む近隣の自治会でも、まだ組織化されていないところがあります。先ほどの取り組み例を参考にして取り組んでいきたいと思っております。また、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける「改正災害対策基本法」が成立いたしました。より地域自治に密着し、日ごろから高齢者、障がい者を支える体制づくりに努めていきたいというふうに思っております。

また一方で、私たちは半日以上を職場や交通機関での移動としておりますので、どこで災害に直面するのかは予測ができません。企業は、顧客、従業員、通行人などの生命の安全確保、そして地域貢献、地域との共生のため、行政、公共機関も含めて、業務や営業を再開し続けていくことが求められますが、企業の防災力を高めるために、どのような点を重視して取り組みを行っていくのか、同じく危機管理統括監にお

尋ねいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 大規模な災害が発生した場合、経済活動にも多大な影響、大きな打撃が見込まれることから、企業の防災力を高める必要も十分承知しているところでございます。このため、消防法に基づきます自衛消防組織の設置が義務づけられた企業を対象に、県の消防学校において、防災力の向上等を目的とした教育訓練を従来から実施してきたところでございます。これに加えて、先般の大規模災害を受けまして、それぞれの企業が大規模な災害に備え、事業の継続や早期復旧ができるよう取り決めておく事業継続計画、いわゆる企業BCPを策定することが非常に重要であるという認識のもと、県といたしましては、その策定を推進してきているところでございます。具体的には、昨年度から、中小企業に専門家を派遣し、モデルとなるBCPを策定していただく事業、またはBCP策定のための研修会を開催しているほか、職員による出前講座の実施などを行っているところでございます。引き続き、企業の防災力向上に向けまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 業務継続計画（BCP）による事業の早期復帰・継続が、ひいては社会の復興に貢献できますが、逆に企業活動が停止しますと、生活基盤である仕事を失い、関連事業の連鎖が断ち切られ、地域にも大きな打撃を与えますので、県からも策定支援をよろしく願います。

ここまで、自助、共助、公助と伺ってまいりましたが、やはり基本は自分の身は自分で守る危機意識を常に持ち続けること、食料や水の確保をして、災害発生から3日間は自助で過ごす心構えが重要であります。ここ最近では、各自

で1週間分を備蓄するように呼びかけられております。大変気になる数字であります。食料の備蓄について、厚生労働省が発表した2011年の国民健康・栄養調査では、災害時の非常用の食料や飲料を備蓄している世帯の割合は、全国平均は47.4%、全国を10地域に分けた中で東海地区が65.9%で最も高かったことに対し、九州は24.6%とかなり低い数字でございました。また、9月1日の防災の日の読売新聞には、宮崎県での震災発生後の想定避難者数31万人の食料は0.15日分でありました。1日分にも満たない。ちなみに全国平均でも0.77日、このように自治体の食料備蓄率はまだまだ十分ではなく、ましてや避難所生活の上では、食事制限のある高齢者食、病人食、アレルギー食、乳児食などの備えはできません。また、同日の新聞に、災害時の食に詳しい奥田和子甲南女子大名誉教授は、「南海トラフや首都直下型のような巨大災害では、自治体のできることには限界がある。食品スーパーなどの流通備蓄にもリスクがあるため、家庭や企業に備蓄を促す条例を制定するなどして、住民の意識変革を図ることが必要だ」と述べられております。食料と常備薬の自己管理への備えが大変必要であるというふうに思います。

次に、学校における防災教育についてですが、先日の同じく特別委員会での視察で、大分県佐伯市の取り組みで地域防災キャンプの話をお伺いしました。県内3地域の公民館で、小学校の生徒さんが、8月に2泊3日で、学校、地域、また大学生や消防署員とも一緒になり合宿、プログラムは、DVD学習、グループ協議、そして運営所の役割分担、食事の準備から夜間避難訓練など、まさに防災体験キャンプだったようであります。これは国の支援モデル

事業でしたので、どこでもは開催できないと思います。そこで、県内の学校における防災教育の現状について、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 　いつ、どこで災害に直面しても、状況に応じて適切な判断と行動をし、まず、何より自分の命をみずから守り抜く児童生徒を育成することが大切であると考えております。そのため、各学校におきましては、県教育委員会が独自に作成いたしました視覚に訴えるDVD教材なども使いながら、自然災害の発生の仕組みや危険から身を守るための方法などについて、計画的な指導に努めております。とりわけ避難訓練につきましては、登校時、下校時、昼休み、いわゆる教室にいないときなども想定した取り組み、それから家庭・地域と連携した取り組みなど、実践的な訓練に取り組んでいるところでございます。地震や台風などは、発生こそ防ぐことはできません。しかしながら、各学校で防災教育に取り組むことにより、多くのとうとい命を守ることができるかと確信しております。各学校の防災教育が確実に未来の宮崎の防災につながるという思いで、今後とも、防災教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 　ありがとうございます。先日、各学校の先生方が防災講座に参加され、図上訓練などを行っているテレビ番組を見ておりました。生徒も先生も、平常時から防災教育が大事ですし、また、学校の設備自体も大変大事でございます。ソフト・ハード面、両方で整備の充実をお願いしたいと思います。

減災対策（逃げる）には、避難するための表示板や防災行政無線の整備とあわせて、テレビ、ラジオ、携帯メールなどの情報提供システムが重要であります。これまでも気象庁が総本

部となり、専用回線やJアラートなどを通して、さまざまな緊急速報、注意報などの情報を伝えております。そのほかにも、情報発信者（地方公共団体）と情報伝達者（放送事業者など）が個別にシステムをつくり、情報を発信してまいりましたが、一方向の報告にとどまることが多く、双方間の情報共有と時間の短縮が求められておりました。現在、総務省が推進する「安心・安全公共コモンズ」という新しいシステムを全国12府県で実証運用を開始されたようです。九州では大分県のみ運用が開始され、先日の特別委員会の視察でもその説明を伺いました。大分県では、このように災害時の避難勧告等の住民への情報伝達手段として公共コモンズを利用しておりますが、県は導入を考えているのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 　「公共情報コモンズ」は、地方公共団体からの避難勧告等の情報が、テレビ、ラジオなどのさまざまなメディアを通じまして、地域住民に迅速かつ効率的に配信されるシステムでございまして、今御紹介いただきましたように、総務省が地方公共団体に対して導入を推奨しているものでございます。県といたしましては、今年度予算でお願いしました「災害対策支援情報システム整備工事」の中で、公共情報コモンズを導入し運営することとしておりまして、市町村と連携しながら、災害時の避難勧告・指示など地域の安全・安心に関するきめ細やかな情報を、メディアを通じまして、地域住民にいち早く提供するシステムを構築してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 　システムのイメージ等はフロー図を見ないとわからないと思いますけれども、さまざまな地元メディアとの連携強化、ま

たそれらを補完するために、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、建築耐震化についてお尋ねいたします。阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、特に新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築されたものに大きな被害が発生しました。津波が来る以前に、できるだけ住宅の倒壊を防ぎ、屋内家具の転倒防止を呼びかけたいものであります。そこで、住宅の耐震化の現状と今後の県の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 本県の住宅の耐震化率は、平成20年時点で72%となっておりまして、平成18年度に策定しました「宮崎県建築物耐震改修促進計画」におきまして、平成27年度末での90%を目標としているところであります。住宅のうち、昭和56年以前に着工された木造住宅の耐震化につきましては、平成17年度から実施しております耐震診断の補助事業に加え、平成24年度からは、耐震改修の補助事業を実施し、さらに、今年度から、倒壊する危険性が高い住宅につきましては、耐震改修の補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、制度の拡充を図ったところですので。今後とも、市町村や関係団体と一体となって、住宅の所有者や事業者等に対しまして、耐震化の必要性や補助事業のさらなる周知に努めまして、住宅の耐震化を促進してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 次に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されましたが、ホテル、店舗、劇場等の多数の方々を利用する建築物の耐震化の現状について伺います。また、民間の大規模建築物の耐震診断については、県としてどのように取り組

んでおられるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 多数の方々を利用する建築物の耐震化につきましては、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」において、延べ床面積が1,000平方メートル以上のものにつきまして、耐震化を促進することとしており、平成24年度末で耐震化率は、公共建築物が92.3%、民間建築物が89.2%、全体で90.7%となっております。また、ことし5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されまして、5,000平方メートル以上の大規模建築物につきましては、地震によって倒壊した場合に、多くの利用者や地域住民の生命・身体に多大な危害を及ぼすおそれがありますことから、平成27年末までに耐震診断を終了することが明示されたところでありまして。このため、国におきましては、病院や店舗、ホテルなどの民間の大規模建築物につきまして、耐震診断を促進する必要がありますことから、補助率を最大2分の1に引き上げたところですので。県としましては、民間の大規模建築物の耐震診断を促進することは大変重要であると認識しておりますが、公平性や財政面など、さまざまな課題もありますので、市町村とも十分協議を行いながら、今後、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 耐震診断に加え、耐震改修工事におきましても、国からの追加補助が支援されると伺いました。ぜひとも御検討のほどお願いいたします。

我が国の高齢化は人間社会だけでなく、社会資本（インフラ）も高齢化時代に入ったと、公明党の太田国土交通大臣も言われて、ことしをメンテナンス元年と打ち出されております。公

共・民間の建築物だけではなく、道路、橋梁、港湾など、命を守る公共工事を、県と国が連携して、防災・減災対策をさらに進めていただきたいと要望いたします。

特別委員会でも、南海トラフ巨大地震だけでなく、火山、台風、竜巻、豪雨土砂災害など、多岐詳細に調査が続いておりますが、大事なことは、3・11の記憶を風化させず、常に災害への危機意識を持ち続けながら、継続して防災対策の議論を続けてまいりたいと思います。

続きまして、高速道路対策についてであります。

いよいよ本年度中に東九州自動車道の日向一都農間が供用開始となります。県民の悲願でありました、県北・延岡から宮崎を通り、都城と小林、えびのまでが、ようやく高速道路でつながるわけでございます。何としまして、残りの北浦一須美江間、そして昨日、自民党の宮原議員が質問された清武南から以南の整備と、九州中央自動車道の早期完成を目指して、関係者が一丸となり働きかけていかななくてはならないと思っておりますが、いま一度、知事に、東九州自動車道並びに九州中央自動車道の早期完成に向けて、その思いを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備は、まさに県民の悲願であります。人や物の交流を促進しまして、企業誘致や産業振興、観光交流などに、幅広い重要な役割を果たしますとともに、地域格差の是正や地方の活性化・自立を初め、九州の東西格差の解消とその一体的浮揚に寄与する大変重要な路線であります。今後想定される南海トラフ巨大地震等の災害時への備えとなる「命の道」としてもまた期待をされております。さらに、2020年東京オリンピックでは、海外からの

観光客も多く予想されるところであります。その効果を最大限享受するという意味からも、この整備が急がれるわけでありまして、安全で安心して、心豊かに暮らせる社会を目指す上でも、その整備は、県政の最重要課題であると考えております。

おかげさまで、これまでの県民を挙げた取り組みによりまして、本年度、東九州自動車道が宮崎市から延岡市までつながり、27年度には、北九州市までつながることで、九州における循環型の高速道路ネットワークが一部完成の見込みとなっております。もちろん、残る日南、串間を初めとしたミッシングリンク、その整備は急がれるわけございまして、全部がつながってこそ、高速道路は初めてその真価が最大限に発揮されるという考え方のもとに、残されたミッシングリンクの早期解消に向けて、これからも、私が先頭に立って、両路線の早期完成を、議会の皆様を初め県民の皆様と一体となって、国に対し、これまで以上に強く訴えてまいりたいと考えておるところでございます。先週も国交省で要望してまいりましたし、19日には、また串間で大会も予定されております。いろんな機会を通じて、さらに声を強く上げていくこと、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 知事の決意はよくわかりました。私たちも団結して取り組んでいきます。

まずは日向一都農間の供用開始まで半年となりましたが、今後の県内物流の発展と企業誘致、そして観光・商業の振興に大きく寄与するものと期待しております。開通式前後は大々的にアピールして盛り上げていただきたいというふうに思いますが、東九州自動車道日向一都農間の開通に当たり、開通記念イベントや県内外

向けのPRの取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県といたしましては、これまで高速道路の開通に合わせて、地元自治体や民間団体等が開催します開通記念イベントの支援や、開通区間のPR活動を実施してきたところでございます。今回の日向一都農間の開通におきましては、日向市内にて、グルメフェアや高速道路を歩くウォーキングなどの開通記念イベントのほか、発掘調査で出土しました文化財をテーマとして記念講演会などを開催することとしております。また、県内外へのPRとしましては、県内はもとより、九州各地で開催されるイベント等におきまして、高速道路関係のパネル展示や、開通PRチラシの配布を行うとともに、随時、新聞やテレビでの情報発信も行っていきたいと考えております。今回の日向一都農間の開通は、延岡市と宮崎市が高速道路でつながる記念すべき開通となりますので、開通PRにつきましましては、商工観光労働部を初めとします庁内各部や各種団体等と広く連携を図りながら展開してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** できる限りにぎわいを創出していただきたいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。イベントやPR活動に加えて、開通記念グッズや開通記念割引などができないか、執行部とお話をいたしました。そうしたら、昨年12月に開通した都農一高鍋間では、期間限定の早期割引があったと聞きました。そのときのNEXCO西日本の資料には、「この開通にあたり、当該開通区間が皆様のご協力のもと、当初計画より早期に開通が可能となったことから、沿道の方々への感謝と、より一層の高速道路をご利用していただくため、

「早期開通割引」を期間限定で実施します」とあり、具体的には、平成24年12月22日から平成25年3月31日まで、終日おおむね半額として、さらにETC時間帯割引も重複適用するようになっておりました。今回の日向一都農間も当初の計画よりも前倒しして開通することになりましたので、同じく早期開通割引——できれば無料——を適用していただくように、ぜひとも働きかけていただきたい。そして、にぎやかで、また晴れやかに開通式を迎えられるように期待をいたしております。よろしくお伺いいたします。

次に、建設工事における指名競争入札の試行についてであります。平成18年の官製談合事件を契機に中止されていまして指名競争入札が、ようやく試行されることになりました。これまでではなく、これからの入札制度を学びながら、取り組みを確認させていただきたいと思っております。今回の試行について、「目的」を県のホームページでは、「災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方についての検討」とうたわれていました。基本的なことを2点お伺いいたしますが、まず、平成25年度7月からの建設工事における指名競争入札の試行状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 建設工事における指名競争入札につきましましては、予定価格3,000万円未満の土木一式工事の一部を対象に、7月から試行しているところであります。昨日までに公共三部で38件の指名通知を行いまして、24件について落札者を決定したところであり、平均落札率は、条件付一般競争入札とほぼ同じ水準となっております。試行の実施に当たりましては、関係団体等と十分な意見交



換を行いますとともに、研修会等を通じて、建設業者に周知を図ったところでありまして、これまで大きな混乱もなく推移しております。なお、今回の試行につきましては、今後、舗装工事、のり面工事など、対象工事を順次拡大し、年度内に200件程度の実施を見込んでいるところであります。

**○重松幸次郎議員** 平均落札率は、条件付一般競争入札とほぼ同じ水準となっており、特に大きな混乱もないということでもあります。

では、続いて、指名業者をどのような基準で選んでいるのか、再度、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 土木一式工事における指名業者の選定につきましては、「災害対応力の強化」の観点から、地域の建設業者の育成を図ることを目的としまして、14の評価項目を設定したところであります。具体的には、「会社と現場までの距離」を初め、品質管理のための「工事成績」や「施工実績」、迅速な災害対応に有効な「防災協定の加入」など、客観的データを用いまして、評価項目の合計点が高い順に指名業者を選び、公正性・客観性を確保することとしております。

**○重松幸次郎議員** 今後の進め方においては、試行状況等を踏まえて検証し、県議会・常任委員会、入札・契約監視委員会の審議を経て、年度内に決定・公表する予定だとホームページにございました。宮崎だけでなく、全国でも建設業の発注工事は激減し、業者数と技術者がいなくなり、深刻な状況であることは何度も言われております。今後、各種団体から入札要件改革の要望等が出されるものと思われそうですが、試行の目的どおりに入札環境を整えて取り組んでいただきたいと思います。

また一方で、業務委託である清掃業の入札要件についてお伺いしたいと思います。ことしの7月初めに、全九州ビルメンテナンス協会の総会が宮崎で行われ、その際に、会長や役員の方に伺った話でございますが、入札要件の評価基準にインスペクターの導入を提案されました。正直、私も初めて聞く言葉でしたが、インスペクターとは、和訳すれば検査官や監視員ということになります。ビルメンテナンス協会では、建築物清掃管理評価資格者という協会認定の、かなりハードルの高い資格の検査員のことであります。この制度は、建築物管理評価資格者、つまりインスペクターを置き、そのインスペクターが業務（清掃）の品質を高めるために、作業の結果を点検し、その点検結果を業務改善に生かすとともに、必要に応じて建築物所有者など発注者の皆様へ改善提案する、つまりプラン、ドゥー、チェック、そして改善（アクション）のサイクルで報告する、その能力を備えた人を採用する制度であります。

この制度を九州では熊本県が、また広島県や岐阜県でも一部入札要件の中に採用されておりました。これから全国で広がり始めるということでもあります。私も早速、岐阜県庁と東京渋谷区の日本赤十字社医療センターに行ってお話を伺ってまいりましたが、中でも日赤医療センターでは、「厳しくチェックされた作業品質、組織品質を評価し改善された報告により、品質評価の見える化と業者責任者との信頼関係が実感できるようになりました」と、高く評価されておりました。

このような管理評価の資格者制度は、他の業務委託などにも今後大変有効だと思われそうですので、まずは、県庁舎の清掃業務委託について、インスペクター制度を導入することを入札条件

に加えてはどうか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 県庁舎の清掃業務委託につきましては、現在、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく知事登録業者であること等を入札参加資格要件といたしまして、委託後は、清掃業務の品質確保のため、作業日誌や毎月の実績報告書による内容検査を行っているところでございます。御質問のインスペクター制度と言われております「建築物清掃管理評価資格者制度」は、清掃業務の品質を高めるために、清掃作業の結果を業者がみずから評価し、業務改善するための民間の資格者認定制度と伺っております。この制度の導入を入札参加資格要件に加えるかどうかということにつきましては、入札参加業者への影響も大きいと考えられますので、まずは入札制度の適正な運用や品質の確保を図る観点から、今後、同制度の導入状況や国・他県の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御検討のほどよろしくお願ひいたします。

次に、商工観光行政についてお尋ねいたします。

これは1年くらい前の話ですが、ある日曜日に、県立美術館に催し展を見学に行く途中、ジョギングスタイルのある男性に声をかけられました。スポーツキャップにサングラス、イヤホンをつけて、その場駆け足の人が誰なのかわからず、「ええと……」という間にサングラスをすっと外したのは河野知事でした。「じぇじぇ」とは言いませんでしたけれども、一言二言会話をしましたら、また颯爽と走り去っていきました。本格的な上下コンプレッションウェアが大変印象的で、ああやって日ご

ろからスポーツに汗を流しているんだなというふうに感心いたしました。知事はこれまで、サッカー、トライアスロン、自転車など、いろいろなスポーツにチャレンジされておりますが、宮崎の体験型観光について、宮崎の魅力も含めて、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私もスポーツが大好きなもので、宮崎のそういう魅力をみずから体験し、発信することができればということで、いろいろ取り組んできております。波旅宮崎をPRするためにサーフィンを体験したり、えびのでスケートにも挑戦したりいたしました。また、青島太平洋マラソンやシーガイアトライアスロン大会への参加ということもでございます。最近では、清山県議にお声がけをいただきまして、綾町の広沢ダム湖を活用しての水上スキーも初めて体験いたしました。これがなかなか難しいものです。また、古事記ゆかりの青島の裸まいりや高千穂建国まつりなどにも参加させていただいたところでありまして、このような体験をするたびに、海、川、山、どれをとってもすばらしい本県の豊かな自然や温暖な気候、整備されたスポーツ施設など、本県には多様な魅力があるんだなということを実感しました。特に水上スキーなどは、県外から大学が合宿にも来ておるところでありまして、どれだけそういうものが県内にあるということを県民の皆さんは知っておられるだろうか、まだまだそういう魅力ある資源がたくさんあるんだなということ、まさに感じたところでありまして。私もまだ五ヶ瀬でのスキー、スノーボードとか体験しておりませんし、スキューバダイビングとかシーカヤックとか、いろいろやってみたいことはたくさんございます。可能な限りみずから体験しながら、そういう本県の魅力の発信に私なりに

取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 本当に知事みずからそういうふうな情報を発信していただき、また、「スポーツランドみやぎき」をみんなで応援してまいりたいというふうな思っております。

先日、九州・沖縄創造未来会議に代表で参加させていただきました。大きなテーマは2つ、1つはTPP交渉参加の経過報告、2つ目は九州観光の取り組みについてでありましたが、観光では、「九州はひとつ」というコンセプトのもとに、いかに「九州」というブランドを海外にアピールするかを、その現状と課題についての説明がありました。そこでの例として、韓国済州島——これは韓国語ではジェジュドと言われますけれども——から始まった「済州オルレ」という人気のトレッキングコースを、「九州オルレ」として韓国や日本国内に紹介していることを聞きました。今、韓国からの入客もふえてきております。宮崎でも、えびの高原を中心にトレッキングの人気がありますが、この体験型観光を今後どのように推進していくのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 本県では、宮崎の自然や田舎等を「ゆっくり、じっくり」味わう体験・滞在型観光を、「ゆっ旅」の名称で展開しており、今年度は、オルレ高千穂コースのウォーキングを組み込んだ旅行企画などに対する支援を行うこととしております。県といたしましては、今後とも、体験型観光の旅行商品化を一層推進しますとともに、地域の受け入れ体制や体験メニュー等のさらなる磨き上げを行い、本県観光の新たな魅力の創出につなげていきたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** もう少し詳しく皆様にオルレの内容をお伝えしようとインターネットを見

ていましたら、宮崎県のホームページに掲載されておりました国際交流員の韓国出身チョ・ヘミンさんの「交流レポート13」が目にとまりました。全てを言い尽くしていただいておりますので、少し引用させていただきます。

「九州の中の韓国「九州オルレ」を知っていますか?」というタイトルで、

美しい自然環境に恵まれ、人気のある国内観光地だった済州島は2007年から「済州オルレ」というトレッキングコースの誕生と共に再び注目を浴びています。

年間200万人が訪れる「済州オルレ」。「オルレ」とは、済州島の方言で「通りから家の門に通じる狭い路地」という意味を持っています。各コースは15kmくらいで、約5～6時間かかります。今年中に21番目のコースが開通する予定で、歩いて済州島を一周することができるようになります。(中略)

そのオルレに関してつい最近聞こえてきたのが、「九州オルレ」に関することでした。既存の済州島旅行に生態観光、治癒観光、スローの美学という新たな概念を取り入れ、ブームになった済州オルレを九州が導入したのです。(中略)

宮崎には美しい海と山々があります。いろんなトレッキングコースもあるし、何よりも冬にもトレッキングを楽しめるという魅力もあります。宮崎にも九州オルレができると思いますが、どこよりもきれいで魅力のあふれるコースになるでしょう。(中略)

有名なサンティアゴ巡礼路や済州オルレをはじめ、全世界的に「歩く旅行」、「道」と「自然」をそのまま楽しむ旅行が注目を浴びている今、近くにある九州オルレをあるいてみませんか。」

少し長くなりましたが、このようにありました。チョ・ヘミンさん、本当にありがとうございます。

県においては、九州観光機構と一緒に、自信を持ってウォーキングコースをつくり上げていただきたいと思います。

前回の一般質問に続いて、再度、今度はバリアフリー観光についてお尋ねいたします。今回質問するに当たり、ネットをまた調べておりましたら、県のホームページにも「バリアフリー情報マップ」があり、県内各地エリアごとの観光ポイントを詳しく紹介されていました。その上で、我が党の機関紙から、バリアフリー観光に関する記事を御紹介いたします。

障がい者や高齢者の中には「観光やレジャーを楽しみたい」「温泉に入り、おいしい料理を食べたい」と思いながらも、旅先にどんな“バリア（障壁）”があるか不安で、旅行に二の足を踏む人は少なくない。そんな中、観光地や宿泊施設のバリアフリー情報を積極的に調査・発信し、体の不自由な人々の「バリアフリー観光」をサポートする、地域を挙げた取り組みが各地で広がっています。

（その1例として）NPO法人「伊勢志摩バリアフリースターセンター」です。同センターの特徴は、それぞれの旅行者個人に合わせた旅の提案をする「パーソナルバリアフリー基準」というシステムで、お客様が“行ける所”ではなく“行きたい所”をモットーに駐在スタッフ3人が奮闘し、旅行希望者の体の状態や、車いすの種類や同伴者の有無など細かく聞き情報を提供。要望に応じて入浴介助するヘルパー派遣の仲介や宿泊の手配をする。手数料は無料だ。

こうした伊勢志摩と同様の取り組みが全国

各地で広がっている。2011年にはバリアフリー観光を全国的に統一規格で提供することをめざして「日本バリアフリー観光推進機構」が誕生。今年石川県で相談センターが活動を開始するなど、全国17地域に拡大したとありました。一歩進んだ取り組みだと思いました。そこで、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーの観光地づくりを進めることが必要だと思いますが、商工観光労働部長の御所見をお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 高齢者や障がい者を含む全ての方々が安心して観光を楽しむことができる環境の整備は、観光地づくりの面におきましても、非常に重要な視点であるとともに、新たな観光需要の掘り起こしにもつながるものと考えております。県では、インターネット上に、障がい者用駐車場、障がい者用トイレなどの各種バリアフリー情報を掲載した「みやざきバリアフリー情報マップ」を開設し、この中で、車椅子で行ける観光地の情報なども掲載しております。商工観光労働部といたしましては、関係部局や市町村などと連携を図りながら、地域におけるバリアフリーの観光地づくりや情報発信などに取り組んでまいりますとともに、先進的な取り組み事例の把握とその推進にも努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 地元の障がい者やまちづくりに熱心な「市民」と観光事業者の「企業」、行政の観光・福祉担当部署が協働して取り組みを進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、商工政策から少し離れるかもしれませんが、8月6日付の宮崎日日新聞に、「宮崎県とイオン株式会社との包括提携協定締結」の記事がございました。締結内容の文章に

は7項目にわたり本協定の概要がございましたが、本県とイオン株式会社の包括提携協定について、その目的、内容、効果は何なのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 御指摘の包括協定でございますけれども、本県とイオンのそれぞれが有する資源を有効に活用しつつ、相互に緊密に連携することを通じまして、本県の地域活性化と県民サービスの向上を図ることを目的としているものでございます。また、連携内容といたしましては、地産地消の推進や観光情報の発信、地域防災や環境対策など、全7分野となっております。今後は、これまでも取り組んでまいりました県内外のイオン店舗での県産品の販売促進やPR等に加えまして、イオンが持つ国内外の店舗網・ネットワークを生かした効果的な県政情報の発信や大規模災害時の物資供給、さらには、記紀編さん1300年記念事業への協力や、県内イオン店舗での電気自動車充電器の設置など、多様な分野における連携が期待できるものと考えているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 本県は43番目。全国約50の都道府県や市町で、ある項目を除けば同様の内容で締結されております。そのある項目とは、ICカード活用に関すること、つまり電子マネーWAONカードの利用方法についてであります。私も商店街の代表の方とお話ししてまいりましたが、地元商店街連合会から反対意見があったと伺っております。その内容についての質疑は本会議ではいたしません、県は商店街連合会の意見を尊重し、結果的に締結項目から除外されました。私も県の判断は英断だと思っております。ですけれども、そのほかの7項目については、数値目標は入らないとしても、おおむね理解はできますが、ただ、県との連携協定

という、いわば交渉条約とも言うべき締結を前に、担当部局は議会に、または常任委員会に、もしくは委員会メンバーに事前に内容を知らせることはできなかったのか疑問に思いました。これまでも県は大手コンビニエンスストアチェーン数社と連携協定を結んでおられますが、県と企業がこのような連携協定を結ぶ際の目的や効果、周知などをうたったガイドラインがないものか。そこで確認でございますが、本県が企業団体と連携協定を締結する際のガイドラインを設けているのか、総合政策部長にお伺いたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 民間企業との包括的な協定につきましては、本県はこれまで、イオンのほかコンビニエンスストア3社及び西日本高速道路株式会社とも包括協定を結んでいるところでございます。御指摘の包括協定を締結する際のガイドラインや判断基準等は特に明文化しているわけではございませんが、協定締結の申し出がありました企業等の提案を十分に精査いたしまして、公益性が高く、本県の地域活性化や県民サービスの向上に十分に資するものであると判断できれば、締結を行っているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 本県の活性化、県民サービスの向上を目指す上では、企業の社会的責任（CSR）を活用することは重要であると思っております。できましたら、この論点を委員会等に示して進まれるように要望いたします。

次に、発達障がい児への支援についてであります。

先月開催された、我が党恒例の夏季議員研修会でのテーマの一つに、社会保障制度改革国民会議の報告概要の説明があり、その中での少子化対策、子ども・子育て支援制度についてさら

に詳しく知りたいと思い、後日、市内の幼稚園の園長と懇談をいたしました。園長は、「今後は子ども・子育て関連3法により、認定こども園の拡充を含め、支援制度が変わっていきませんが、大切なことは、子供たちへの支援は、日本社会の未来につながるもの。社会保障や日本経済の成長を支える大切な人づくりです」と話されて、発達初期の環境整備と質の高い学校教育の必要性を熱く語っていただきました。特に、発達障がい児に関する相談がふえる中、社会的な認識や家族の中でも理解が十分に進んでいないことを危惧されておりました。発達障がいの特性は、生後すぐにはわからないのですが、2～3歳ごろから見られるようになります。できるだけ早く特性に気づいてあげることが大事だと言われましたが、未就学の発達障がい児が円滑に社会生活を送るために、早期発見・早期療育が重要だと思いますが、3歳時健診等により障がいがあるのではないかと疑われる子供たちに対してどのように支援しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** お話がありましたように、発達障がいに関する相談というのは近年ふえております。その発達障がいに関しましては、3歳時健診などにより早期発見に努めておりますが、それらの健診において、障がい疑われる未就学児への支援につきましては、市町村の保健師による継続的なフォローアップのほか、障がい児の通園事業を行う児童発達支援センター等において、言葉の訓練や日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や療育相談などを行っております。また、児童相談所においても、発達状況の検査や療育手帳の取得を含めた療育相談を実施しているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」で、発達障がいがどのようなものであるかが明確に定義され、先ほどの早期発見と支援のための施策や発達障害者支援センター等の取り組みなどがうたわれております。特性を持つ子供を支援するさまざまな公的サービスや機関を積極的に利用することができるように、県としても、未就学の発達障がい疑われる児童に対して、療育体制をさらに充実していくつもりはないか、もう一度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 先ほども申し上げましたが、年々増加傾向にあります発達障がいに関する相談や支援ニーズに対応するためには、より身近な市町村や、子供たちが通所する保育所、幼稚園において、発達障がい児等と保護者が、早期に相談あるいは療育支援を受けることができる体制づくりが大変重要であると考えております。そのため、市町村の保健師あるいは保育所等の職員を対象とした、発達障がい児等へのかかわり方、あるいは必要な支援方法の理解促進のためのいわゆるスキルをアップさせる、そういった観点からの研修事業を、今9月定例会におきまして、補正予算としても提案させていただいております。この事業によりまして、未就学児に対する療育体制の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○重松幸次郎議員** 今後とも、市町村と連携して、療育体制の充実を図って行ってください。

特性のある子供を抱えている親は、ストレスを抱えていても、なかなか周囲に理解してもらえないことがあります。ある月刊誌の中に、「発達障がい児を持つ保護者に孤独感を覚えさせない支援体制が大切だ」とありました。「例

えば、子供にどう接すればよいか具体的にわかりやすく指導する「ペアレントトレーニング(保護者への訓練)」や「ペアレントメンター(保護者による支援者)」の養成の広がりを推進。つまり、同じような体験をしてきた保護者が、障がいのある子供を持った保護者らの相談に乗ることは、当事者だから悩みや苦しみが理解できる。相談支援の幅を広げるためにも大切であるし、幼少期を安定的に過ごすことができれば、青少年期の混乱のリスクを減らし、学校や社会でもうまく過ごすことができるであろう。だからこそ、個別のニーズに即した教育や福祉が連携したアプローチが何よりも大切」と述べられておりました。

また、同じく月刊誌の中に、徳島県立みなと高等学園の紹介記事がありました。この学校は、発達障がいのある生徒を対象として、社会的・職業的自立に向けた教育を行う特別支援学校で、平成24年4月に開校し、高等部のみを設置し、商業ビジネス科、情報デザイン科、生産サービス科、流通システム科の4学科を開設しています。授業内容は、一般的な学科とは別に、社会人として働く実務教育に力を入れておられるということでございました。これは他県の紹介でございましたが、そこで、県立高校における発達障がいのある生徒への対応について、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 発達障がいのある生徒へ適切な対応を行うためには、何より指導に当たる教職員が障がいに対する理解を深め、組織的かつ継続的に取り組んでいくことが重要であると考えております。そのため、職員研修の充実とともに、平成20年度から、全ての県立高等学校において、特別支援教育コーディネーターが中心となり、生徒の支援や保護者からの相

談等に対応するなど、校内支援体制を整備してきたところでございます。また、支援を丁寧に行いたいという思いから、平成23年3月には、生徒の困難さに応じた具体的な支援等をまとめたガイドブックを県で独自に作成いたしました。全職員に配付し活用させるとともに、研修会等でも利用しているところでございます。さらに、中学校との連携に努め、それぞれの生徒への指導の連続性を大切にする取り組みを進めております。発達障がいのある生徒が持てる力を十分に発揮できるよう、今後とも、一人一人の特性に応じた具体的な指導や支援の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。幼児から小中高の連携をよろしく願いいたします。発達障がい児も含め、また全ての障がい者とともに生きる社会づくりへ、福祉・教育・地域が連携していただけるよう、さらなる支援をお願いいたします。

続きまして、教育長に、がん教育についてお尋ねいたします。国民の2人に1人がかかるがんについて、子供のころからのがん教育の重要性が指摘されています。平成24年3月制定の宮崎県がん対策推進条例の第11条に、「がんに関する教育の推進」がありますが、この宮崎県がん対策推進条例を受けて、県教育委員会ではどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 小・中・高等学校におきましては、これまでもそれぞれの発達段階に応じて、保健学習の時間に、がんの基礎知識、さらには、食生活や生活習慣の乱れが病気を引き起こす原因になっていることを理解させる学習を行ってきております。また、健康を将

来にわたり維持管理できる実践力が身につくよう、道徳や学級活動の時間でも、より具体的に指導を行っております。県教育委員会では、宮崎県がん対策推進条例の制定を受け、校長会や保健体育の担当者会等において、「がんに関する教育」の重要性について、一層の啓発を行っているところであります。また、公益財団法人日本対がん協会が検診の大切さなどをわかりやすく解説いただいた、がん教育用のDVDがあるんですが、これは実はアニメ仕立てになっておりまして、子供たちの興味を引くような構成になっております。この資料を全ての公立中学校に紹介し、活用を促しているところでございます。今後とも、「がんに関する教育」のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 文部科学省「がん教育に関する検討委員会」のメンバーである東京大学中川恵一准教授が我が党の新聞インタビューで、「中学校でがんを教える「生きるの教室」を行いました。生徒の認識が変わりました。知識も当然残るし印象が深いので、「お父さんにたばこをやめるようにお願いする」とか「両親にがん検診に行くように勧める」と言います。それは知識として非常に重要ですけど、そのことを親に伝える逆教育を狙っております。がん検診の受診率を上げる非常に有効な方法だと考えています」とありました。参考までに、乳がんの検診率は、アメリカで72.5%、イギリスで70.5%が日本では23.8%、子宮頸がん検診受診率も、アメリカ、イギリスに比べ日本は半分以下であります。がんを知ることで生きる大切さを知る、さらなる取り組みをお願いいたします。

続きまして、農業政策についてお尋ねいたし

ます。

19回目となるT P P（環太平洋パートナーシップ連携協定）の会合がブルネイで開かれました。関税撤廃や削減を定める市場アクセス、原産地規制、知的財産など、21分野にわたり協議が行われましたが、その全容はまだ明らかにされず、アメリカ、オーストラリアとの交渉は、9月のワシントンDCに持ち越されたようでございます。交渉は、最後まで主要5品目を守り、国内の農林水産業の振興を損なうことのないように注視していきたいと思いますが、T P P協定交渉参加など農業振興の不透明感が強まる中で、県は本県農業の成長産業化をどのように進めていこうとされているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） T P P協定交渉のいかににかかわらず、本県の基幹産業である農業の振興は大変重要であると考えておりまして、これまで、フードビジネス振興構想の推進を初め、農業と関連産業の一体的な成長産業化というものに重点的に取り組んできたところであります。一方で、先般実施しました「宮崎県農業実態調査」によりますと、関税撤廃の影響が大きい米や畜産はもとより、施設園芸なども含め、T P P協定交渉参加により、本県農業全体に強い不安が広がっている、これまで以上に生産現場の再生・強化が喫緊の課題となっているという認識でございます。本年4月には、外部有識者によります「宮崎県農業成長産業化推進会議」を設置したところでありまして、本県農業の抱える課題を広く俯瞰した上で、現在は、将来の担い手の育成・確保に焦点を当てた議論を本格化させているところであります。本県農業の力強い生産基盤を取り戻すことは、フードビジネスの推進と相まって、農業の成長産業化



を進めていく前提となりますので、今後、TPP協定交渉の進捗状況なども踏まえながら、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先月、名古屋市内で会食をする機会がありました。その料理屋さんのメニューの中に「黒毛和牛の炙り焼き」があり、一口食べたら本当においしくて、産地を確認したら「宮崎牛です」と言われたんです。地元の方も納得しながら一緒に堪能したところでした。その日より仕入れ先が若干変わるので、季節メニュー（お品書き）には「宮崎牛」とは書けなかったということでありましたが、それはともかくとして、宮崎の食材、宮崎ブランドを積極的に国内外にアピールすることだというふうに思いました。

8月27日で口蹄疫の終息から3年が経過しましたが、口蹄疫からの再生・復興に向けて、現状と今後の取り組みを農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 口蹄疫からの再生・復興対策につきましては、「口蹄疫からの再生・復興方針」及び工程表に基づきまして、市町村、関係団体、畜産農家と一体となり、スピード感を持って、さまざまな取り組みを進めてまいりました。畜産分野につきましては、まだまだ多くの課題が残されておりますが、防疫体制に関する一定の前進や、全国和牛能力共進会での日本一連覇を契機とした販路拡大の展開など、前向きな動きが出てきております。このような中、畜産業が将来にわたって本県の基幹産業であり続けるためには、これまでの成果を踏まえつつ、「復興から新たな成長」へと歩みを進めていく必要があると考えております。このため、本年3月に策定した「畜産新

生プラン」に基づきまして、生産性の向上や販売力の強化など、「安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産」の実現に向けた取り組みを着実に進めてまいります。また、真の意味での再生・復興を図るため、埋却地の再生整備につきましても、しっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 防疫体制の強化につきましては、昨日も議論がございましたので、重複しますので問いませんけれども、口蹄疫がいつ再来するのか油断ができないというふうに思います。そこで、昨今の近隣諸国での口蹄疫の発生状況について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 中国や台湾、ロシアなど、近隣諸国では口蹄疫の発生が続いておりまして、国内へのウイルス侵入のリスクは、依然として高い状況にあると考えております。なお、本年1月以降の発生状況は、中国で22件、台湾で3件、ロシアで7件、モンゴルで2件となっております。

**○重松幸次郎議員** まだまだそのように近隣では発生が続いているということですので、さらなる防疫体制の強化をお願いしたいというふうに思います。

また改めてリニューアルされました高鍋町の口蹄疫メモリアルセンターを見学に参りました。宮崎日日新聞社さんが主催した「口蹄疫作文コンクール～命をいただく」の入賞作品や、NHK宮崎放送局制作のテレビドラマ「命のあしあと」の出演者の衣装などが展示されており、記憶を風化させない、記憶を伝えていきたいと思った次第であります。そこで、口蹄疫メモリアルセンターのパネルについては、多くの県民に見てもらうために、センター以外での展示を行うことはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 口蹄疫メモリアルセンターに展示しております、口蹄疫の発生から終息、再生・復興に関するパネルにつきましては、センターを訪れた方だけでなく、広く県民の皆様に見ていただきたいと考えております。このため、巡回展示用のパネルを製作し、県立図書館や市町村立図書館、あるいはさまざまな行事等において、展示を行っているところであります。今後とも、口蹄疫に関する意識の風化を防ぐためにも、ショッピングモールなど多くの県民の皆様に見ていただける場所での展示も含め、効果的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 持ち出し用のパネルを用意されているということを知って、本当によかったと思います。口蹄疫は、農畜産業はもとより、観光、商業、そして物流業など、多くの産業とともにダメージを受けました。復興はまだこれからでありますし、家畜伝染病に苦しむ世界の防疫対策にこの教訓を生かせるように、関係各位にまたお願い申し上げたいというふうに思います。

引き続き農業政策についてでございますが、先般発表された、先ほどおっしゃっていただいた「宮崎県農業実態調査」（中間取りまとめ）において、品目別に担い手の営農活動の動向をどのように捉えているのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業実態調査におきましては、全体の約7割から回答をいただいたところでございますが、本県農家の多くが、複数の品目を生産する、いわゆる複合経営体であることから、品目ごとの厳密な分析には一定の限界があるものと考えております。このため、現時点では、「世界農林業センサス」の

データとも突合しながら、生産額が1位の品目ごとに販売農家を分類して、大まかな傾向を把握しているところであります。その中で、耕種では施設園芸、畜産では酪農などの部門で、営農活動が比較的安定し、今後の意向についても前向きな回答が多かったのに対しまして、米を筆頭に、果樹や肉用牛部門で、特に厳しい状況が浮き彫りになったところでございます。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。農業の担い手を育て、農林水産業を守るために、国の政策判断が重大な局面を迎えているというふうに思います。そうした中で、やはり農業の基盤は水田を守ることが大事ですが、米の価格が下がり、米づくりの将来が危惧されております。その要因の一つである米の消費につきまして、米の消費量が減っているようでありますけれども、その現状と今後の消費拡大に向けた取り組みを、農政水産部長に再びお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 米の消費量は、ピーク時の昭和37年度に国民1人当たり年間118.3キログラムでありましたが、その後の食生活の外部化や多様化等によりまして、平成24年度現在で56.3キログラムと、約半分まで減少しております。このような中、県では、関係機関・団体で構成いたします「宮崎県米消費拡大推進協議会」を中心に、米づくりの体験等のイベントやマスメディア等を活用して、お米の大切さを広く普及・啓発するとともに、学校給食用の県産米の安定供給に加え、新たな用途として、パン用米粉の供給を支援するなど、米の消費拡大に努めているところであります。また、学校給食会においては、米粉を活用した「うどん」の開発など、米の新たな消費拡大に向けた取り組みが進められているところであり

ます。県といたしましては、米の安定生産や稲作農家の所得確保のためには、米の消費拡大対策が大変重要であると認識いたしておりますので、引き続き、関係機関・団体と一体となって、米の消費拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

**○重松幸次郎議員** 本当にそういうふうにおっしゃっている農家の方が多くあります。御飯を中心とおかずをバランスよく食べる日本型食生活は、今、日本が世界有数の長生きの国であるということの理由の一つであると思っております。今、本当に和食が世界中で注目を集めておりますので、御飯、お米の消費拡大で日本の農業を守るためにも、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続いて、林業の施策についてお伺いいたします。

東日本大震災の復興予算が被災地と関連の薄い事業に使われたとして、国が都道府県に返還を求めておりましたが、本来この基金は、被災地で滞った木材供給を全国で下支えするという目的で、県は国の使途基準に従って予算化したものと認識しております。森林整備加速化・林業再生基金を返還した場合に、どのような影響があるのか、また、県としてどのような対応をしていくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 森林整備加速化・林業再生事業の復興関連予算につきましては、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制整備を目的に、国から総額で1,399億円が45道府県に配分されております。本県では、配分された60億円を森林整備加速化・林業再生基金に積みまして、これを取り崩しながら、間伐や林内路網の整備、素材生産・木材加工施設の整備など、国の要綱・要領に従いまして、適切に事業

を実施してきたところであります。今回の返還要請は、復興予算の使途の厳格化を図るといって、いわば国の方針の変更に基づくものでありまして、7月に、歳出予算に計上していない未執行分の返還要請がなされております。この基金を活用して来年度に実施を予定していた森林整備や、木材加工施設の整備などに支障が生じることが考えられます。県としましては、国の要請の趣旨を受けとめまして、返還はやむを得ないものと、そういう方向で考えておるところであります。今後とも、森林整備など必要な事業が円滑に実施できますよう、予算の確保につきまして、国に強く要望してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 本当に本県にとって、また被災地にとっても、大事な整備事業だというふうに思いますので、要望を続けていただきたいというふうに思います。

関連して、年々木材価格が下落傾向にありますが、木材価格の現状と需要拡大対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長(堀野 誠君)** 木材価格につきましては、8月の県森連市場の平均で、1立方メートル当たり9,300円と、昨年同月に比べ1,000円程度高くなるなど、回復基調にありますが、依然として厳しい状況にあると認識しております。このため、県では、官民一体となって設立した「チームみやざきスギ」を中心に、県産材の県外出荷の拡大や東アジアへの輸出促進に取り組んでいるところであります。また、県内での需要拡大を推進するため、公共建築物や公共土木事業等での県産材の利用促進に努めますとともに、林業や建築、消費者団体等が参加する「みやざき木づかい県民会議」を設立し、県産材の地産地消を促進しているところで

あります。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、県産材の需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 本日に県産材をしっかりと活用していかなくてはならないというふうに思っております。

地域材の需要拡大を促し、森林整備・保全や地球温暖化防止につなげる狙いに加え、住宅需要を喚起する刺激策として、木材利用ポイントがスタートいたしました。そこで、木材利用ポイント事業の具体的内容と周知等の取り組み状況について、同じく環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 木材利用ポイント事業は、地域材の需要喚起を目的として、国が今年度から直接実施している事業で、7月1日から、県内では12カ所の窓口で、ポイント発行等の申請受け付けが開始されたところがあります。具体的には、地域材使用量など一定の基準を満たした場合に、木造住宅の新築等に対し1戸当たり30万ポイント、内外装の木質化に対し最大30万ポイント、さらに木材製品等の購入に対し1製品当たり最大10万ポイントを付与し、そのポイントと地域の農林水産品等を交換できるものであります。県といたしましては、本事業が県産材の利用促進に大きく寄与するものと期待されることから、ホームページやテレビ、新聞等を活用し、県民や関係者への周知を図ってきたところであります。今後とも、本事業の県協議会である「みやざき木づかい県民会議」と連携しながら、多くの方々に利用していただけるよう、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。今、部長はポイントでおっしゃいましたけれど

も、1ポイントは1円でよろしいんですね。換算するときはそういう感覚で。つまり、新築住宅においては30万ポイントですから、30万円相当ということになるかと思っておりますので、しっかりこれはPRをしていただきたいというふうに思っております。地域材、また国産材の利用促進をさらに推進していただきたいと思っております。

関連して、今度は乾シイタケの価格低迷が続いていると聞いております。この乾シイタケの近年の価格動向と消費拡大に向けた県の取り組みについてお尋ねいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 本県の乾シイタケの価格は、平成20年に近年のピークである1キロ当たり4,707円まで上昇しましたが、消費の低迷や原発事故に伴う風評被害等から、昨年は2,854円まで下落し、本年に入っても下落傾向が続いております。このため、県では、国に対し、乾シイタケの信頼回復や消費拡大等について要望するとともに、9月2日には、生産者や流通・加工、小売業などの関係者による「乾しいたけ価格・消費拡大対策連絡会議」を開催し、関係者が連携して消費拡大等に取り組んでいくこととしたところであります。また、消費拡大への取り組みとしましては、引き続き、しいたけ料理コンクールや小学生を対象とした食育講座等を開催するとともに、新たに県内で開催されるスポーツイベント等での販売促進活動や、大消費地の学校給食等へのPR活動などを行っていきたいと考えております。今後とも、生産者や市町村、関係団体等と連携を図りながら、乾シイタケの消費拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 私は、生産者じゃなくて、乾シイタケを売っている販売者の方のお話を

伺ってきましたが、本当に今、大変な状況にあるというふうに言われていました。とにかく消費拡大を県も本当に働きかけていただきたいというふうに言われております。また、これもネットで見ただけなんですけれども、シイタケとかキノコ類は、本当に健康を保つためにはすばらしい食材であるというふうに言われておりましたので、どんどん消費拡大をしていっていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、最後に、警察本部長に1点だけお伺いいたします。深刻な万引き被害が小売店の経営に大きな影響を及ぼしています。2010年10月、警察庁や経済産業省と民間31団体が参加した「万引き防止官民合同会議」で全国的な被害額を公表していますが、2009年の1年間で推定4,615億円に上っております。1日の被害額は12.6億円という計算になります。何らかの対策をすべきだというふうに思いました。宮崎県における万引きの現状と対策について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（白川靖浩君）** 本県の万引きの認知件数は、ここ数年、年間約1,000件で推移しており、本年7月末現在では、前年同期と実は全く同じ数字なのでございますが、563件を認知しているところであります。これまで万引きは、少年の非行と捉えがちでありましたが、最近では、全体に占める65歳以上の高齢者の割合が年々増加しておりまして、本年7月末現在では、実に4割を占めるに至っております。万引き防止対策につきましましては、各警察署ごとに「万引き防止対策店舗」を指定して、管理者に対しては、防犯カメラの設置や万引きの被害に遭わない環境整備を依頼するなどの防犯対策を推進するとともに、地域・交通安全パトロール

隊と連携をとりながら、積極的に店舗への立ち寄りを行いまして、警戒を実施しているところであります。特に高齢者に対しましては、地域警察官による巡回連絡や各種会合での防犯講話等を通じて啓発活動を行っております。そのほか、日ごろから地域の高齢者と深いかかわりを持つ老人クラブ連合会や民生委員児童委員協議会等と協定を締結しまして、万引き防止の呼びかけを行っているところであります。以上です。

**○重松幸次郎議員** 本当に意外なことでございます。だんだんと高齢者の割合がふえてきているということでもあります。全国各地で、地域で取り組む万引き対策が行われております。他県の取り組みを参考にしながら、今後とも、協議を重ねていただきたいと要望いたします。

少々早いですけれども、私の全ての質問を終了いたします。ありがとうございます。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時26分散会

9月12日（木）

# 平成 25 年 9 月 12 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、民主党宮崎県議団、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。代表質問も3日目、民主党宮崎県議団を代表して質問を行います。

昨日の公明党、重松議員に続き、1期生2人目の代表質問です。たくさんの方にもお集まりをいただきましたので、元気に質問をしてまいりたいと思います。またあわせまして、4月に再結成した民主党宮崎県議団としても再出発の代表質問ですので、御支援いただいている多くの皆様に感謝をしながら、光ある宮崎の未来を見詰めて質問を行います。御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

今回のような本会議での質問に向けて、私たち議員は、事前に質問のアウトラインを通告し、その狙いと意図をできるだけ明確に伝え、有意義な議論になるよう、担当部署の方々と内容の濃いやりとりを続けていきます。この議場にいる議員、そして執行部の皆様は当然御承知おきですが、この作業を「趣旨確認」と呼んでいます。時にこの作業を「なれ合い」との批判も聞きますが、私は頭をかきげます。非常に貴重な時間だと感じているからです。本会議での質問は年数回に限られた機会で大変な時間です。限りある時間を1分でも無駄にしたいくない、だからこそ私どもは、みずからの主張を、そして問題認識を的確に執行部に伝えます。執

行部の皆さんにとっても、かみ合った議論にするためには質問の趣旨を的確に把握する作業は必要不可欠です。ただ、私がそれ以上に貴重な時間だと感じるのは、この趣旨確認という作業を通して、現場にいる職員の皆さんと真剣に議論し、認識をすり合わせることによって、県政の課題を共有し、現場の生の声、感覚に触れることができるからです。そして多くの場合、そこで感じる現場の本音は、私の持つ問題認識とそう大きくずれていることはありません。もちろん、最終的なアンサーとして知事や各部長から伺う議場での答弁は、現場の本音と微妙にずれ、残念な内容で落胆することも少なくはありませんが、現場の皆さんが組織の壁という障害と奮闘していることは、それなりに質問者にも伝わります。現場の皆さんの問題意識に自分が提起する課題との共通認識を見出すことができれば、私はこの議場で行われる議論が必ず宮崎の未来につながると実感を持つことができます。そんな気持ちを持ちながら、今回は質問に臨みます。

さて、先日、ライトノベルの人気作家である有川浩さんの「県庁おもてなし課」という小説を読み直しました。舞台は高知県、県庁に実在するおもてなし課を舞台に、とあるきっかけから県の観光戦略・売り出しに意欲を持った職員たちが、県庁内部の壁という障害にもまれながらも奮闘する物語です。これがなかなか県庁の真髄を突いているようで、関東地方や北信越地方の県庁に勤務する友人にこの小説の中の逸話について聞くと、「そう違和感はない」との正直な答えが返ってきました。宮崎県庁でも聞いてみようかと思いましたが、余りに生々しいといけないと思い、控えたところです。まあ、この場でフィクションである小説について議論をし



でも仕方ありませんが、一般論として、県庁という組織が決してフレキシブルな組織ではないことは否定できないのかもしれませんが。

話はそれますが、この「県庁おもてなし課」は、新聞連載を経て単行本化されました。その流れは小説の内容とも連動する仕掛けになっていて、またことしは、人気若手俳優を主人公に映画化もされました。高知県庁では行政庁舎と県議会をつなぐ渡り廊下につくられたオープンセットが一般公開されており、5カ月で3万人が見学に訪れ、観光資源としても大きく貢献しているとのことでした。

話を本論に戻しますが、私には、この小説に登場するさまざまな課題にもがく主人公たちと、趣旨確認で接する現場で奮闘する皆さんの心意気、また日常的に意見を交わす主体的な県職員のマインドが重なって見えます。現場で課題に直面し、その解決法を、そしてその先に広がる未来の可能性を信じて模索するのは、県庁も民間企業も同じです。しかし、公益に携わる県庁だからこそ、そのハードルは必ずしも低くない、そんな側面があるのかもしれませんが。

回りくどい話をしましたが、行政の中で、この県庁の中で、そのハードルをみずからの識見によって飛び越え、急進的な施策展開を図ることができる唯一の存在があります。それは、選挙という関門をクリアし県民の負託を受けた知事のはずです。この夏、私は、フードビジネス、津波対策、広報戦略各分野の話を、先ほどの「県庁おもてなし課」の舞台、高知県において聞く機会を得ました。いずれも全国に先んじた取り組みが行われています。思い切りが必要な判断もあったと思いますが、そのいずれもにおいて推進という明確なかじを切ったのは、河野知事と世代も近く、同じ霞が関出身の尾崎知

事とのことでした。尾崎知事の未来を見据えた判断に感心したところです。

河野知事も、この2年数カ月の間に、フードビジネスや東アジア戦略など河野カラーを示してこられました。その大半は、施策の特質を考えても短期間では結果の見えづらいつい分野です。明確な推進の姿勢を堅持しなければ、開ける未来も限られます。そのことを踏まえれば、議会に身を置く私ども、少なくとも民主党県議団の目には、当然ながら1年4カ月後に迫った知事選後の宮崎にも責任を持つ、そういう姿勢と映ります。他会派からも同様の質問がありましたが、改めて次期知事選の対応をお伺いし、残りの質問は自席から行います。答弁よろしくお願ひいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

次期知事選の対応についてということでございます。今、渡辺議員から、さまざまな本県を取り巻く課題等について御指摘もございました。知事に就任して以来、口蹄疫を初めとするさまざまな災害から立ち直り、宮崎の元気を、希望の光を何とか取り戻したい、自分の持てる知識、経験を生かしてまいりたい、そのような思いで一所懸命、まさにこの宮崎のために一つのところに命をかける、そういう思いで取り組んできたところでございます。その中で、本県の復興から新たな成長に向けた大きな課題としましては、フードビジネスであつたり、東アジア戦略、また東九州メディカルバレー構想、さらには東九州自動車道を初めとする高速交通ネットワークの整備、さまざまな課題が山積をしておるところでございます。これについても、与えられた4年間というのも見据えながら、それをしっかりと取り組みながらも、その

視点は10年、20年、その先を見据えたさまざまな長期的な視点に立った計画づくり、また施策に取り組んでおるところでございます。一所懸命、宮崎の発展のために尽くすという思いは、これまでも、またこれからも変わりはないところでございます。

2期目の選挙というところについての御質問でございますが、これについては先日もお答え申しましたとおり、これから後援会を初めさまざまな県民の皆様の御意見をいただき、相談をさせていただきながら、しかるべきときに決断をしてまいりたいと考えておるところでございますが、そのように申したからといって、決して先を見据えた施策に取り組んでいないということではない、その点はぜひ御理解をいただければというふうに思っております。これからも、残り任期1年4カ月というところでございますが、一日一日を全身全霊、この宮崎の発展のために一所懸命努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○渡辺 創議員** 今の知事の御答弁の中、「一所懸命」というキーワードが繰り返し出ました。代表的な国語辞典で引いてみると、一所懸命の意味というのは、「1、1カ所の領地を命をかけて生活の頼みにすること。2、命がけて物事をする。また、そのさま。必死」とあります。仮に知事のこだわりが「一所」にあるのであれば、それは当然この宮崎を指すのだと思いますし、また、「命がけて取り組む物事」という意味であれば、その取り組みが、今お話にありましたようにまだ道半ばであることは明らかだと思います。一方で、どうしてもちょっと頭をかしげてしまうのが、先日の記者会見で知事は、次期知事選への対応を問われた中で、

対応を「白紙」とおっしゃったとのこと。私も元政治部の記者でしたので政治家の言葉には敏感ですが、仮にその発言を聞いて原稿を書く立場にあれば、「それは不出馬もあり得ることなのか」と確認をせざるを得ない内容です。これまでの議論を聞いている限り、知事の「白紙」というキーワードは、「現時点では言明をしない」という意味だったのではないかとというふうに推測をしますけれども、果たしてその真意はどこにあるのか。知事は先日の自民党の宮原議員の質問に対して、「後援会とも相談をして、しかるべきときに」とおっしゃっておりましたけれども、知事を支援したのは後援会であったとしても、知事を選んだのは県民です。ですから、出処進退は政治家にとって重要なことというのはよくわかりますけれども、今の知事的环境下で知事の立場を退くという選択肢はないというふうに思いますので、県民に向けて、現時点でのお考えをもう少し明確にお述べになるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** るる御指摘ありがとうございます。真摯に受けとめたいというふうに考えております。先日、「白紙」と申し上げたところ、言葉の使い方がちょっとどうだったかなというのを、今、御指摘を伺いながら思ったところでございます。1年4カ月も先のことを今問われることに驚きもしながら、しかるべきときに決断をするものだという思いで申し上げたところでございます。宮城県の村井知事などは、来月の選挙に際して、昨日3選出馬表明をされたというふうな状況もあるわけでございます。私が申し上げたいのは、与えられた4年間、今ここに全力を集中するのが、将来を見据えた宮崎を引っ張っていく上でも大事ではない

かというところを特に力点を置いたところがございます。ゴルフに例えると、一番の問題はヘッドアップであります。今このボールに集中すべきときに、次はピッチかパターかとか、そういうことを考えるときではないというふうに思っております。今トップの位置を決めてダウンスイングに入ったところでありまして、まずはこのボールをしっかり打つことに集中をしてまいりたい。それは決して先のことを考えていないということではなしに、しっかりと一日一日を、そういう思いで知事としての重責を果たしてまいりたい、そのように考えております。

**○渡辺 創議員** 非常にわかりやすい御答弁だったかと思いますが、一面ではそろそろボールを打つ時期も迎えているかなという気もしますので、その辺は御判断の中にお加えいただければというふうに思います。

テーマを変えます。教育委員会制度についてです。安倍晋三首相の肝いりの教育再生実行会議の提言を受けて、国では教育委員会の改革の議論が進んでいます。その中でも特に、教育長の任免権、つまり任命とともに罷免する権限も首長に与える。そしてその上で、自由度が与えられた教育長に権限を集中させるという案が浮上しています。来年の通常国会にも法案が提出されるということのようですが、知事は、教育長の任免権を知事が持つことについてどのようにお考えでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 今御指摘がありましたように、現在、国の中央教育審議会、いわゆる中教審におきまして、首長の教育長任免権を含めて教育委員会制度の見直し全般について審議がなされているところであります。本県におきましては、現行の制度の中で知事と教育委員会

それぞれの役割を果たしながら連携・協力して教育行政の充実に取り組んでいく、そのように考えております。一方で国におきましては、現行の制度においてこれまでに発生したさまざまな問題を踏まえて審議がなされているところでありますが、制度を見直すに当たっては、教育の政治的中立性・継続性・安定性、これも大変重要なことでもあります。その確保にも十分留意をしながら、メリット、デメリットを踏まえた慎重な検討が必要ではなかろうかと考えております。

**○渡辺 創議員** 今の答弁は、制度の見直しに慎重というふうに受け取りました。もし仮に実現をすれば、教育委員の皆さんはチェックを行う監査機能となるわけで、近藤教育委員長はその役割がなくなって、権限は全て飛田教育長に集中した上で、「知事がお気に召さなければ」というのは、ちょっと言い方はあれかもしれませんが、いつでも飛田教育長を罷免できる制度になるということです。私は、教育委員会制度にさまざまな課題があるとしても、今議論されている改革案は、「自治体首長へ権限を」という地方分権の一環と言いながらも、国による是正改善の指示を認めたり、「現場の声を生かす」と言いながら、トップダウンの方式であったりと、非常にちぐはぐな印象も持つわけです。全国的には教育委員会改革に熱心な発言をされている首長の方々もいらっしゃいますけれども、率直なところ、2年数カ月を過ごされて、知事は今の教育委員会のシステムに不備を感じていらっしゃるか、個人的な見解で結構です。お伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県におきましては、これまでも、教育委員会の委員の皆様、それから教育長とも個別に、教育行政、また人材育成

をめぐり、さまざまな意見交換の場を持っておるところでございます。しっかり意思疎通を行いながら、知事部局、それから教育委員会、それぞれの仕事をしておるという認識でございます。もちろん教育行政はさまざまな課題もございます。また、残念ながら不祥事も含めているような問題も抱えておるところでございますが、それは制度に内在する問題というよりも、制度をいかに運用していくかというところが大事であらうかというふうに考えておりました、本県におきましては、おかげさまで、円滑なコミュニケーションのもとに、しっかりと現行制度のもとでも教育行政を推進しているものと、そのように考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマを移します。続いて、北九州都市圏を中心とした九州北東部との関係構築について伺ってまいります。

来年3月、新規航空会社、株式会社リンクによる新規路線が宮崎に開設をされます。宮崎—福岡間が8往復、宮崎—北九州間が2往復の予定です。県にとっては大きなチャンスになると思いますが、総合政策部長はいかがお考えでしょうか。

○総合政策部長（土持正弘君） 株式会社リンクは、経済性にすぐれた機材を導入いたしまして、福岡空港などと近距離の地方都市を結ぶ「日本初のリージョナルLCC」を標榜する新規航空会社でございます。本県には、来年3月に福岡線、北九州線の就航を順次予定されておりました、現在、就航に向け準備を進めているというふうに伺っております。リンクの就航によりまして、福岡線につきましては、便数の増加や4社乗り入れによる競争の効果により、さらなる運賃の低廉化が図られ、利用者の増加が

期待できるところでございます。また北九州線につきましては、本県にとりまして初の北九州都市圏との路線となりますので、北九州市及びその周辺地域と新たな地域間の交流が促進されることを期待しているところでございます。

○渡辺 創議員 8月に福岡市の同社の本社を訪ねて、杉山幸一社長らと意見交換をいたしてまいりました。今回の路線開設は、国内で初めての比較的近距離でのLCC路線で、さらに、LCCではありますが、機内に持ち込む手荷物の手続などLCC独特の煩雑な手続を簡素化した上に、チケットの購入も旅行代理店等でも行えるように工夫を施して幅広い世代の利便性を高めたい、そして親しみのあるエアラインにしたいということでありました。さらに、少し趣味の領域になりますが、導入される機体は、ヨーロッパの近距離路線ではメジャーな機体であるプロペラ機のATR72-600という機体で、日本では初めて導入をされる機体です。68人乗りの、同規模の大体70人乗りぐらいのリージョナルジェットに比べると価格的にも低く抑えられていて、静粛性にもすぐれているという特徴もあって、路線が開設されてしばらくの間は航空機ファンの搭乗も期待できるというふうに考えています。県としては、既に同社との間でさまざまな協議を行っていると思えますけれども、就航に当たり、具体的にどのような支援が可能か、続けて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） リンクにつきましては、御指摘のとおり来年3月からの就航を目指して新規参入を果たしたばかりの航空会社でございますので、まずは県民への周知、それから認知度の向上を図ることが重要であるというふうに考えております。そのため県といたしましては、県政番組やホームページ等さまざま

まなツールを利用いたしまして、県民に対し同社の就航について広く周知を図ってまいりたいと考えております。また、航空会社を実施するPR事業、それから利用促進等の取り組みに対しましては、県、市町村、経済団体等で構成する宮崎空港振興協議会がございまして、ここを通じてさまざまな助成を行っております。リンクの就航に当たりまして、就航セレモニーや利用促進キャンペーン等の取り組みに対し、支援を行ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今の答弁にもありましたように、航空会社にとって重要なのは、新規路線の県民への周知であったり、エアラインとしての認知度の向上ということのようです。せっかく宮崎の可能性を見出して、県民の利便性向上にも貢献をしてくれるわけですから、宮崎の空の仲間として、ぜひ温かく迎え入れていただきたいと思います。福岡線、北九州線合わせれば1日で1,500人の新しい輸送能力が生まれるということになります。ぜひ新規路線が定着するように、必要な支援策を施していただきたいというふうに思います。ちなみに、北九州空港を本拠としているスターフライヤーの飛行機の機体には、北九州シティーという文字がペイントされています。それを理由に広告費が北九州市から支払われているんですが、非常に知恵を絞った支援策だと思います。ぜひ宮崎でも、既存の支援策にこだわることなく、知恵を絞って、就航してもらった宮崎の気持ちを示せるような対応を考えていただきたいというふうに思います。

次は、視点を陸路に移してまいりますが、平成27年度中には東九州道が北九州までつながる予定です。物流面などさまざまな効果が予測されますが、新規高速バスの路線開設の可能性についてはいかがお考えでしょうか、引き続き

部長にお伺いします。

**○総合政策部長(土持正弘君)** 宮崎市と北九州市の両市が高速道路で結ばれることによりまして、東九州で最大の人口を擁します北九州都市圏を初め、大分市、別府市など東九州の主要都市への移動時間が大幅に短縮されますことから、観光客の誘致、企業立地、医療産業の地域間連携など、人や物の交流がこれまで以上に活発化するものと見込まれております。本県と北部九州地域を結ぶ高速バス路線につきましては、現時点では具体的な計画は確認できておりませんが、このような状況を踏まえまして、今後、路線の開設も期待できるのではないかとこのように考えております。

**○渡辺 創議員** 今まで東九州側の輸送はJRに頼ってきたところがあるわけですから、JRとの競合など幾つかの課題というのは想像できますけれども、県民の選択肢の広がりという観点で、さまざまな可能性を模索していただきたいというふうに思います。

さて、これまでお話をしてきましたように、リージョナルLCCの路線開設、東九州道による北九州との連結等によって、宮崎から見れば今までなじみの薄かった北九州都市圏との距離感は一気に縮まります。そしてまた、北九州都市圏域、さらにその背後地とも言える中・四国地方との関係強化が、これからの宮崎の発展を考える上で極めて重要というふうに思いますけれども、知事はどのようにお考えでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** こうしたLCCの就航や東九州自動車道の開通というものは、北部九州圏と本県を結ぶ基幹的な交通インフラの飛躍的な充実を図る、まさに東九州の新時代を到来させる大きな転換点になるのではないかと受けとめておるところであります。これをチャンス

ととらえまして、今後の県勢の発展につなげていきたいと考えておるわけでありまして、食や観光などの地域資源の掘り起こし、さらに付加価値をつけていくということ。また、本県の競争力を高めていくことはもちろん、東九州全体を経済交流圏と捉えまして——これから人、物、金、大きくその流れが変わってくるわけがあります。それを官民一体となって積極的に取り込んでいく必要があるというふうに考えております。

これまでも、福岡県での観光・物産などのPRを行ったり、大分と連携した東九州メディカルバレー構想などを進めている。さらに最近では、延岡市と佐伯市がお互いの広報紙にお互いの情報を提供するというような連携も行われている。さらには、「東九州伊勢えび海道」というような連携もあるわけでありまして、そういったようないろんな工夫が考えられると思います。今後、北部九州の自動車産業と本県企業の取引が拡大するとか、東九州の広域観光ルートの設定による北九州、さらには中・四国からの誘客というのも考えられるわけでありまして、いろんなアイデアを出しながら、東九州経済圏の盛り上がりというものを本県の発展に結びつけてまいりたい、そのように考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。まさに、今議論してきた地域に向けての戦略を明確に持たない限り、何のために宮崎県が何十年にもわたって東九州道の北進を県民の悲願としてきたのかということがわからなくなるわけですから、ぜひ今後は、開通後にいかに大きな効果と呼ぶことができるか、そういう視点で枠組みづくりに力を注いでいただきたいと思います。特に北九州との空路は、羽田便を除けば北

九州空港にとっては唯一の国内線での路線ということになりますので、ぜひこの路線を北九州との連携のシンボルとして、双方の関係構築に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、テーマを移します。防災庁舎の建設についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、この県庁本館の周辺には10施設以上の県の庁舎が分散、点在をしています。それぞれの庁舎の建設時期なども異なるわけですから、それぞれの庁舎の耐用年数というのにも違いがあると思いますが、その辺はいかがなっているのでしょうか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長(四本 孝君)** 本庁域の県庁舎でございますが、歴史的な建造物である本館及び5号館を除きまして、耐用年数が残っているという状況でございます。一般的な建物の耐用年数が65年でございますが、県庁舎の残存する耐用年数は、最も短い1号館が14年、最も長い企業局庁舎で45年残っているということになっております。なお、本県は「県有建物長寿命化指針」というのを策定しておりまして、適切に庁舎の維持保全を行うことで、最長88年の使用を目標としているところでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

今回の庁舎建設の計画は、東日本大震災を契機に、災害対応部局をより耐震性の高い施設に入居させる必要がある、そういう問題認識から始まっているわけですが、専門家による検討委員会の検討状況、また今後の検討スケジュールを、改めて総務部長にお伺いします。

**○総務部長(四本 孝君)** 防災や建築の専門家を含む検討委員会におきまして、防災拠点庁舎の整備場所を外来者第一駐車場とし、施設の規模を延べ床面積約2万平方メートルとする案

が最も望ましいとして、現在、この案に係る具体的な検討を行っております。8月には第6回目の検討委員会を開催しまして、駐車場の整備方法や事業手法等について検討を行ったところであります。また、今後のスケジュールにつきましては、10月ごろに最終となる委員会を開催いたしまして、検討委員会としての整備案を取りまとめ、県議会の御意見等をお伺いした後、できるだけ早い時期に、県としての基本方針を決定したいと考えております。

○渡辺 創議員 6月の一般質問では、年内に県としての方向性を取りまとめるということだったと記憶をしておりますので、県としての最終判断の時期もそう遠くないというふうに認識をしています。そこで、この防災拠点庁舎に最低限必要な機能は何なのか。また、最低限必要な機能に加えて、どのような役割を加えていくお考えでしょうか。例えば、当初は知事室などもというお考えもあったと仄聞しておりますけれども、具体的に知事室はどうなるのかも含めて総務部長にお伺いします。

○総務部長(四本 孝君) 防災拠点庁舎につきましては、県民の生命と財産を守るため、全県の災害応急対策の指揮命令、情報の収集・発信、救助・救急等、防災対策の中核としての機能を有することが必要であると考えております。具体的には、これまでの検討によりまして、十分な耐震性能はもとより、災害対策本部を初め、危機管理局や福祉保健部、県土整備部の入居スペース、自衛隊等の関係機関が活動できる十分なスペースや県民に災害情報を伝えるプレスルーム、さらには情報収集等に必要なりポート等を確保することが必要であると考えております。なお、防災拠点庁舎に必要な機能につきましては、検討委員会の整備案を踏ま

え、県において改めて検討を行うことにしておりますが、知事室の入居は今のところ想定していませんのでございます。

○渡辺 創議員 私は、今回の庁舎建設を「防災拠点の整備である」というふうにテーマ設定を小さくするべきではないのではないかと考えています。もちろん、先ほど質問の中でも述べましたように、災害時のコントロールタワーをいかにして高い耐震性で守るかという議論がきっかけですし、入居部局も災害時の連携性が高いものになるということですから、災害時対応が最大の課題であることは事実です。しかし一方で、県は、分散した各庁舎をいかにして将来的に集約していくかという長年の課題も抱えているわけです。

視点を切りかえて考えてみると、今回の庁舎は、仮に県のイメージどおりに建設をされれば、県保有の庁舎の中で最大の庁舎となるわけです。そうなれば、災害時だけでなく日常的にも県の中核となる庁舎になるはずですが、残念ながら、庁舎の分散状態という課題を一気に解決できるという規模ではないわけです。そういう状況の中で建設に踏み切るのであれば、今回の庁舎建設は、県庁の新しい時代のあり方を真剣に問う第一歩として、数十年後の県庁のあり方についても、せめて大まかなビジョン、せめて大まかな方向性を示しながら動き出すべきではないかというふうに考えますが、今後の県庁舎のあり方について、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 確かに現在の県庁舎の状況は、分庁舎、分庁舎ということではらばらになっておりまして、特に県民の皆さんにわかりにくい、その利便性を考えると、また集約する必要がある。さらには、組織の縦割りの弊害

などをなくして、横の横断、風通しをよくするためにも1つところに集まっていく、大変重要な課題ではないか。いずれ将来的には集約というものを検討すべきであろうというふうに考えておるところでございますが、当面、今御指摘がありましたように、災害時の対応を喫緊の課題として優先していく必要がある。また、現在の財政状況もありますので、一気に全てを整えることは難しいという判断のもとに進めておるところでございます。ただ、現在、検討委員会で検討されております、外来者第一駐車場に床面積2万平方メートル規模のものを整備するという案も、将来的に県庁舎の分散化を解消することが可能である視点からも望ましいと。すなわち、そのそばなり別のところに、集約的に庁舎を将来には考え得る案だと、それと同居する案だということでの検討がなされているものであります。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁でも、分散化解消の視点からも今回の庁舎建設は望ましいということがありましたけれども、先ほど申しましたように、分散化の完全解消には至らないということです。そうであれば、今後はどうなっていくのかというのが県民の素直な疑問だと思います。今、御答弁にもありましたから、まさか将来的に、耐用年数が切れたものをその場でどんどん建て直して引き続き分散化ということもないんだろうというふうに当然思います。ただ、集約化を図るのであれば、いずれにしても、また改めて別に集約化した庁舎を建設するかどうかという問題が、10年後なのか、15年後なのか、20年後なのかわかりませんが、再び議論をしなければならないということになります。そのためにも、今回の庁舎建設を機会に、集約化なら集約化で明確な方向性を示しておくことは

大事じゃないかと思います。知事の御答弁もそれに近いことをおっしゃっていると思いますが、今回の想定でも、詳細はわかりませんが、100億近い費用がかかるということになっているわけですから、この機会をきちんととらえて、この先どういう方向に進むのかということ、もう一步踏み出してお示しいただくべきではないか。そうしなければ、具体的にこれから計画が進展していく中で、県民の理解を得ることも難しくなるのではないかとこのように思います。改めてもう一度知事に伺いますが、その点はいかがでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 先ほど申しましたように、現在の庁舎のあり方というものを考えた場合、県民の利便性、また仕事のさらなるレベルアップという観点からも集約化が望ましい、その方向で考えてまいりたいという思いでございます。今回、災害時の拠点の充実整備、強化というような観点で防災庁舎のあり方を検討したわけでありましたが、そういう思いで県庁舎全体のあり方というのも視野に入れながら、今、検討委員会の資料においても、将来の県庁舎のあり方というものも絵を描いておるところであります。そのためには、これからさまざまな財政的な基金の積み立てというのにも必要になってくるでしょうし、長い期間にわたった検討というのにも必要だろうというふうに思っております。今回の防災庁舎の検討なり整備というものを一つのきっかけに、そういう方向での検討というのをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** もちろん財政上の問題もありますし、その時々の方首長の御判断もあるかと思えますから、縛るものではないとしても、方向性をわかりやすく県民にお示しいただければと



いうふうに思います。

次の質問に移ります。広報戦略についてお伺いをしたいと思います。これまでも繰り返し議論をさせていただいてきたテーマですが、今回は、広報の中でも宣伝的要素に重きを置いた広報についてお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、これまでの一般質問等でも私は、宮崎県の広報宣伝戦略は多岐にわたり総花的で、貫く統一的なコンセプトに欠けるのではないかという指摘をしてまいりました。原点に立ち返ってもう一度伺いますが、まずは、宮崎県は県外への情報発信に当たりどのような戦略の柱を持って取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県外への情報発信に当たりましては、「日本一2連覇の宮崎牛」「宮崎産完熟マンゴー」といった本県のイメージを形成する、いわばイメージリーダーはしっかりと定着させつつ、それらを牽引役としながら、農林水産物や神話・観光、スポーツなど本県が持つ多彩な魅力を結集して、宮崎全体の認知度向上及びイメージアップを図っております。具体的には、県のシンボルキャラクター「みやざき犬」も活用しながら、大都市圏においてさまざまな企業と共同したイベントやフェア等を開催したり、マスコミやソーシャルメディア等各種媒体の積極的な活用はもちろんのこと、みやざき大使やみやざき応援隊を活用したPRなど、まさに「オールみやざき」として取り組んでいるところであります。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁にもありましたように、私も、県は各分野においては、それなりに知恵と工夫を施したブランディング戦略を

持っているというふうに思います。その具体例をお伺いしていきたいと思いますが、2020年に向けて動きを加速しているはずの記紀編さん1300年事業は、県外にどのような情報発信を行っているのでしょうか。また、その影響、そして効果をどのように評価しているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 記紀編さん記念事業におきましては、昨年来、早稲田大学や明治大学での連続講座や、JR西日本管内における駅張りポスター、また、九州国立博物館や博多座でのパネル展や神楽の公演など、東京、大阪、福岡といった大都市圏で関係機関と連携したさまざまな事業を実施するとともに、神話ゆかりの地を紹介したNHKのテレビ番組の放送や、河瀬直美監督によるプロモーション映像の制作・配信など、メディアを活用した幅広い情報発信に取り組んでおります。その評価につきましては、例えば、青島神社や鶴戸神宮など記紀ゆかりの地では、今年の観光客数が前年に比べふえており、一定のPR効果は出てきていると考えておりますが、県外において「神話のふるさと みやざき」のイメージが浸透しているという状況にはないと認識をいたしておりますので、今後とも、いろいろなアイデアを出して、効果的な情報発信に努めていく必要があると考えております。

**○渡辺 創議員** さまざまな努力をされているけれども、浸透力という意味では課題が残るところかと思えます。しかし、「神話」というフィールドが観光誘客にどの程度のポテンシャルがあるのかという見通しが非常にききづらい中では奮闘されているんだというふうに、私は思えます。

先ほども申しましたように、宮崎県の各分野

での個別のブランディング戦略は、非常によく練られたもので、しかも健闘しているというふうに思います。例えば恋旅ですが、若い女性をターゲットにして、宮崎の既存の観光資源を、若い女性に興味を持たれるようなストーリー性を強調してくり直した。地域的には分断されているけれども、例えば高千穂と鶴戸神社とえびのの真幸駅などを同じテーマということできることができるというのは、まさに非常にいい発想を出されたんだと思いますし、そこに東京ガールズコレクションというような、若い女性にはまさに鉄板の価値まで付加したわけですから、非常にいい取り組みだと思います。狙いも明確で、ターゲットに響く要素は何で、そこに浸透するためには何をすればいいのかということをしかりと考えて取り組まれてきたあかしだというふうに思います。

ほかにもいろいろ評価できるものはあるわけですが、それでは県には何が足りないのかということを考えれば、それは一つ一つの商品を売り込むための戦略ではなくて、全てのものを包含する宮崎県の統一的なイメージ戦略、ブランディング戦略がまさに欠けているということではないかと思います。県全体のトータルイメージを確立できれば、必ず後についてくる、個別の観光戦略であったりとか、物産のイメージは引き上げられるはずですが、県外での宮崎の認知度を向上させるためには、基本戦略を持った統一的なイメージ戦略が大切だと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 最近では、香川の「うどん県」でありますとか、高知県の「高知家」、広島県の「おいしい! 広島県」、いろんな形で県のPRを戦略的に展開する自治体がふえてきておると思います。お隣の大分県でも「お

んせん県って言っちゃいましたけん!」とか、多少ギャグも含めながらいろんな展開がされているというふうに考えております。このようなPR戦略の構築に当たりましては、そもそも何をアピールするのか、誰に対して訴えるのか、他県とどう差別化を図るのか、さまざまな点を考慮する必要がありますし、核となるコンセプトを整理することが大変重要であろうかと考えております。

私は、よく前から言われておりますが、「太陽と緑の国宮崎」というものは、昔で言う文字どおりの「太陽と緑」という意味もありますし、現代的な再生可能エネルギー、そういう中での宮崎県の役割というような思い、また農林水産、フードビジネス、スポーツ、いろんな面にも通じる、いいコンセプトだなと思っておるんですが、じゃ、それをそのまま言えば伝わるかということ、伝え方をどのようにしていくか工夫が必要であろうというふうに考えております。そのようないろんな考慮をしながら、他県の先進的な事例もよくよく研究をし、まずは核となるコンセプト、そしてどういう発信の仕方があるのか検討を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** まずはPR戦略構築のための核となるコンセプトについて検討を始めてまいりたいという御答弁を今いただきました。2年間にわたってこの分野での質問を重ねてまいりましたが、趣旨を御理解いただいて、きょう初めて明確に一步踏み出す御答弁をいただいたと思っております。検討を始めるということでしたので、まさにコンセプトづくりの議論を県庁内でも進めていくというふうなことだと理解をいたしたいと思います。まさにこれまでは他県の取り組みを注視するという段階でとまってい

たわけですから、大きな前進だというふうに思い、非常にうれしく思うところです。香川県の「うどん県」や高知県の「高知家」など、先行して取り組む自治体もいろいろあるわけですから、コンセプトづくりというのが最大の難所だと思います。期待をしたいというふうに思います。

ちなみに、高知県の高知家は、「高知県は、ひとつの大家族やき。高知家」というコピーのもとに、高知のさまざまな魅力を、笑顔や幸せ、安心安全、いやし、親近感、健康、きずな、団らんといった温かい家族のイメージにして伝えようというコンセプトですが、実はその背景にあるのは移住促進という県の重点政策です。移住促進を図るためには、まずは高知県を知ってもらって、親しみを持ってもらって、興味を持ってもらう。そうやって高知県への関心を持つ層の裾野を確実に広げることによって、移住を促進させるという明確な狙いになっています。

その上で、発信力を高めるには著名人だということで、高知家の娘は女優の広末涼子さん、お姉ちゃんは歌手の岡本真夜さん、お姉さんはタレントの島崎和歌子さん。お姉ちゃんとお姉さんに何の違いがあるのかちょっとわかりませんが、県出身の著名人の力もかりております。その上で、家族を強調するためには県民参画も重要との発想が徹底していて、地場企業も高知家の一員となって、店内には高知家のロゴが張り出されていますし、街の中には広末涼子さんのポスターがあふれていました。さらに、高知家の取り組みに協賛する店舗では、100円以上の募金をするとピンバッジを1つもらえるということになっています。詳しく伺ってみると、このキャンペーン、8月の1カ月だけで2万1,000

個のピンバッジを県民の皆さんが購入されているということです。記紀編さんのピンバッジもあったかと思いますが、あれが幾つできたのかちょっと把握をしておりますけれども、100円入れて参画するというような仕組みにはなっていないかと思うところです。

非常に長くなりましたけれども、ぜひコンセプトの議論をしっかりと深めていただいて、宮崎県の統一的なイメージ戦略を打ち出していただきたいと思います。私も私案があったんですが、やばになりますので、ここで披露することは控えて、次の質問に移りたいと思います。

次は、教育委員会に幾つかの質問をさせていただきます。

まずは、高校の授業料の無償化についてです。昨年の政権交代以降、自公両党は高校授業料の無償化制度に所得制限を設けるということを検討してきました。その結果、世帯での年収が910万円で合意をして、来年度導入に向けて秋の臨時国会に法案を提出するというふうに伝えられております。仮に導入された場合に、宮崎県においてどのくらいの生徒に影響があるのか、飛田教育長にお伺いをいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 公立高等学校の授業料無償制につきましては、国におきまして、所得制限を含め総合的に検討が行われているところであります。現時点では、見直しの内容がまだ決まっていないこと、また、県内の高校生がいる世帯の収入等の統計資料もありませんので、どのような影響があるか把握できていないところでございます。

**○渡辺 創議員** それでは、これまでの高校授業料無償化の制度が、宮崎県の生徒さんたちをめぐる状況にどのような影響を及ぼしたかということについて、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 公立高等学校の授業料無償制は平成22年4月から導入され、この制度により、全日制高等学校の例で申しますと、1人当たり年間11万8,800円の授業料が無償となり、家庭の教育費の負担軽減が図られているところでございます。

○渡辺 創議員 先ほど、高校生を持つ世帯にどのような影響があるかということをお伺いしましたが、具体的な統計データはないということでした。そこで、少しイメージを膨らませたいというところで、県の人事課に伺ったんですが、仮に県庁の職員で共稼ぎの夫婦で想定をした場合、ともに45歳の行政職で大卒、ともにストレートに入庁して、子供が2人いて1人が高校生だという場合、世帯の収入は年間で1,224万1,000円となるそうです。ということは、県庁で共働きをされているそのぐらいの年齢の世帯であれば、恐らく910万円を軽く超えてくるということになるかと思えます。また、資料としての確実性はわかりませんが、新聞報道等では、今度所得制限をつけた場合に対象から外れるのは22%というふうな指摘も出ています。所得制限をつけた場合に影響が出る範囲というのは、決してわずかな一部というような議論ではないと認識をするところです。

そもそも高校授業料の実質的な無償化は、国際人権規約を踏まえて、将来の人材育成の土台となることに関しては無償化をすべきであるという発想で始まったものです。今さらの所得制限は、時計の針を逆戻りさせることでしかないというふうに私は思います。制度変更による地方の事務負担の増加もありますし、県としても得るものは少ないと考えるところです。また、地方にとっては、その後の高等教育、高校卒業された後のことをいろいろ考えると、どう

しても県外の学校に通わさなければならないという現実もあります。それを考えると、高校在学中の負担増というのは、その後のお子さんたちが学ぶ環境も必ず圧迫をすることになります。こういう地方の実情を踏まえた上では、宮崎県としては、例えば知事会合同でも結構でしょうし、宮崎県独自であったとしても、高校授業料の無償化について所得制限の撤廃を求めべきではないかと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 高等学校の授業料無償制等につきまして、全く無償としないという議論ではなしに、所得制限等のいろんな見直しということから、総合的な検討が行われているということでありまして、それぞれにいろんな御議論があろうかというふうに思っておりますので、我々としてはその動向を注視してまいりたいと考えております。県としましては、今、全国知事会を通して要望しておりますことは、国が制度を見直す場合は、地方へ必要な情報提供を行うこと、準備期間を十分確保すること、また、制度の見直しに伴い生じる経費の財政措置を講じることなど、現場での混乱、利用者の混乱を防ぐというようなことを要望しております。

○渡辺 創議員 どうしても日本の教育行政は、総枠は同じ中で、その中をいじって新たなことの財源をつくるということが長く続いているような気がします。今回も、所得制限をつけて生まれた財源によって、返還の必要のない奨学金をつくるとか、さまざまな案が出ています。奨学金制度等については本当に必要なことで、対策が進むべきことだと思いますが、そのために所得制限をつけて圧迫してつくるのではなくて、新たな財源として、未来を担う子供た

ちに費やすべき費用は生み出すべきではないかというふうに思いますので、意見表明で終わりたいと思います。

続いて、学校における体罰にテーマを移します。昨年度、全国的にも注目を浴びた案件等を受けて、文部科学省の指導によって、県内の全ての小中高校等で記名式でのアンケートが実施をされました。記名アンケートについては、さまざまな御意見もあると思いますし、学校現場の負担も非常に重いものがあったのではないかと推測します。私がお話を聞いた校長先生は、集まったアンケートを全て校長室で、一つ一つ校長先生のみが開封をされて実態の把握をされたということでした。非常に御苦労も多かったのではないかというふうに思うところです。考え方はいろいろあるかと思いますが、実情を的確にあらわす方法として最適だったかどうかはともかくとしても、実態把握の一つの方法という意味では意味があったのではないかと考えています。このようなアンケートによる体罰の実態調査を今後継続されるのか否か、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 昨年度実施いたしました体罰の調査は、文部科学省の依頼もあったんですが、他県で起こった、教職員の体罰が原因で高校生のとうい命が失われたということをお県としても非常に重く受けとめまして、体罰の実態把握、それから体罰の禁止の徹底を目的として緊急に実施させていただきました。今後、国がどういう調査をするかということは明確に示しておりませんが、県教育委員会といたしましては、体罰防止の徹底を目指して、体罰の相談窓口の設置や体罰に関する相談員の配置などにより実態把握をしていきたいとも考えておりますし、また何らかの形で体罰の調査も実

施していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 どのような内容で行うかというテクニカルな問題は別にして、継続的に調査を行うというふうに理解をします。

さて、前回の調査から半年がたとうとしているわけで、改めて体罰調査で判明した実態について、教育長がどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 昨年度の実態調査では、本県の体罰発生件数が小中高等学校等合わせて92件でありました。教育行政の責任者として、児童生徒及び保護者の皆様に大変苦しくつらい思いをさせたということをお、極めて重く受けとめております。本県から体罰を一掃するためには、教職員一人一人が、これまで「指導」という名のもとで暴力をした、そういうものを見過ごしてきたのではないかと、そういうことを再度しっかりと反省し、真に指導者として確かな指導力——具体的に言いますと、体罰は絶対行わないけど、教えるプロとして、正すべきは正し、鍛えるべきは鍛える、そんな毅然とした指導ができる、そのような指導力を身につけさせるとともに、教師自身がみずからの人権感覚をさらに高めていくことが大切であると考えております。

○渡辺 創議員 いずれにせよ、誰もが安心して学校に通えて、先生方も重荷を背負わない、そういう学校環境をつくるのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、スマートフォンなどの情報機器の急速な発達によって、さまざまなトラブルが発生をしているようです。子供が絡むさまざまな事件の報道を見ていると、最後の連絡がスマートフォンでの通話とかメールのようなものの記録であったとか、アプリを利用したコミュニ

ケーションでのトラブルが事件を招いた、そういうような話を今耳にしない日はないというような状況になっています。県内でのスマートフォン等にかかわる児童生徒をめぐるトラブルの発生状況とその対策をお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 情報機器の急速な発達により利便性が高まった反面、携帯電話など児童生徒が手軽に持つことができる機器の普及は、子供たちの生活に大きな影響を与えており、さまざまなトラブルの報告も受けております。具体的な事例を申し上げますと、掲示板などネット上の誹謗中傷の書き込みや、動画サイトへ不適切な内容の投稿が見られたり、交流サイトで見知らぬ人と気軽に出会い被害に遭ったりするなどの事例が報告されております。そのため、児童生徒のネット上のトラブルへの対策は喫緊の課題であると考えております。県教育委員会といたしましては、ネット上のパトロールの実施や、ネットいじめに関する相談窓口として「目安箱サイト」の運営などに取り組むとともに、ネットトラブルというのは非常に見えにくいものでありますから、何よりも子供たちの生の声こそ大切でありますので、児童生徒と教職員が信頼関係を築き、子供たちが相談しやすい環境づくりを進めるよう各学校を指導するなどしながら、トラブルの早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○渡辺 創議員 トラブルとあわせて、スマートフォン等の利用による児童生徒の生活面、そして心身面への影響も否定できないというふうに思います。ある調査では、中学生の6%、高校生の9.4%がネット依存の状況にあるという結果も出ておりますが、県内での影響はいかがでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） データとして、文部科学省が行いました本年度の全国学力・学習状況調査があるんですが、携帯電話やスマートフォンで通話やメールを「ほぼ毎日している」と回答した本県の児童生徒の割合は、小学校6年生では全体の9.3%、中学校3年生では全体の25.7%となっております。この数字は、平成21年度の調査に比べますと約2倍にふえている状況にありますことから、携帯電話やインターネットなどの利用による児童生徒の生活習慣の乱れや、円滑な人間関係が築けないなど、心身の健康に大きな影響を及ぼしていることもあるのではないかと認識しているところでございます。現在、ほとんどの学校におきまして、県警など関係機関から講師を招いて、児童生徒が、何が危険なのか、何が危ないかを判断できる知識や、情報化社会の中でも情報機器をツールとして適切に生かしていく能力などをしっかり身につけられるよう、具体的な取り組みを進めているところであります。県教育委員会といたしましては、情報化が急速に進行する中にあっても、子供たちが傷ついたり、逆に人を傷つけたりすることがないように、今後とも各学校の指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 教育分野としては最後の項目としますが、先日の新聞報道等によりますと、県内で精神性の疾患（メンタルダウン）による教職員の休職者は2年連続で80人を超えたということになっております。もちろんメンタルダウンに至るまでにはさまざまな要素が関係をしていて、一概に職場の要因だけではないというふうには理解をしていますけれども、教育委員会としての現状認識と現在の取り組みをお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 教職員の精神疾患による昨年度の休職者が80名ということをお大変重く受けとめております。御本人や御家族の心情を考えますと、心が痛みます。教職員の精神疾患につきましては、職場でのストレス、人間関係、家庭内の問題などさまざまな要因が考えられますが、御本人や御家族にとっても深刻な影響があるだけでなく、学校にとりましても、また指導を受けている子供たちにとりましても大きな課題であると認識いたしております。県教育委員会といたしましては、公立学校職員の心身の健康増進を図るため、関係機関と連携しながら、全ての管理職を対象とした研修会の開催、職員みずからの気づきを促すメンタルヘルス調査の実施や各種相談窓口の設置などにより、予防と早期発見、早期対応への取り組みを強化しているところでございます。また、昨年7月に作成した「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づき、特定の職員に業務が集中しないようにすることや、休暇を取得しやすい環境づくりを進めること、同僚や管理職と気軽に相談できる職場づくりの推進などにも取り組んでいるところであります。

○渡辺 創議員 80人という数字の評価は極めて難しいわけですがけれども、増加傾向にあるということは間違いがないです。対策を打つという意味では、そういう状態に陥っていらっしゃる当事者の方々にプレッシャーをかけないような形で、具体的な低減目標というものも掲げていくべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 先ほども申し上げましたが、こういう状況にあるということは非常に重く受けとめております。具体的にどうだということとはなかなか言いづらいこととあります

が、思いとしては、教職員自身の健康を保つということは何より大切でありますので、精神疾患による休職者を新たに出したくない、それから、休職者数を現在より減らしていくという強い決意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 休職者を現在よりも減らしていくという形で答弁をいただきました。当事者、そして関係者の皆さんにとっても大変な課題だというふうに思っています。今をピークにするという覚悟での取り組みということですので、期待をしたいと思っております。教育につきましてはこれで質問を終わります。

続けて、宮崎県の子供たちの、特に養育困難な状況に置かれている子供たちの問題について質問させていただきます。

今年度、宮崎県議会では宮崎のこども対策特別委員会を立ち上げ、宮崎の子供たちが置かれている環境の把握に努めています。その中で、このとりのゆりかご、いわゆる赤ちゃんポストに注目が集まっていますが、特別養子縁組のアシストなどにも熱心に取り組む熊本県の慈恵病院や、県内のさまざまな施設なども訪問いたしました。またさらに、個人的にも県内の児童養護施設などを訪問させていただき、お話を聞かせていただいております。保護者と離れて暮らす子供たちをめぐる課題はさまざまな要素があるわけですがけれども、今回の質問では、児童虐待であるとか非行であるとか、その分野を除いて、保護者の事情により養育困難となる子供たちに焦点を絞ってお伺いしたいと思います。

まず、家庭環境や経済的な要因などによって、保護者の事情で養育が困難となる子供たちのケースは年間どのくらいあって、そのうち児童養護施設などに措置されるケースはどの程度

なのでしょうか。また、宮崎県の状況について特徴的なものがあればお伺いしたいと思います。福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県では、児童相談所におきまして、養育環境に問題のある子供に関する相談を「養護相談」という形で受け付けておりますが、その中で、虐待を除きまず、保護者の事情による養育が困難な子供の相談は、平成24年度で382件でございます。このうち児童福祉施設入所あるいは里親委託となったものが88件でございます。なお、このほか主な対応といたしまして、209件は、1回ないし数回の助言・指導によりまして保護者あるいは親族のもとでの養育が継続されているものでございます。また、本県は地域のつながりも強いなど、一般的には全国と比較しても恵まれた子育て環境を有しているものと認識しておりますが、親の疾病や離婚、経済的な事情により養育が困難な児童が相当数いることも、現実としてしっかりと受けとめていかなければならないというふうに考えます。

**○渡辺 創議員** 全体で382件、措置されたものが88件ということでした。このうち、本来は出産前の段階から養育ができない状況にありながら、どこにも相談をすることができずに出産に至ってしまって養育ができないというケースはどのくらいあるのでしょうか。もちろん完全に一致する数字というのはないかと思いますが、近い数字で御判断いただければと思います。部長をお願いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 出産後の養育について支援が必要な妊婦が、どこの機関にも相談しないまま出産に至るケースにつきましては、なかなか実態把握が難しいところでございますが、平成24年度に児童相談所で受け付けた

養護相談の中で、生後3カ月未満の乳児の相談件数で申し上げますと、15件となっております。

**○渡辺 創議員** 3カ月以内に養育ができない状況に陥るケースが15件。実はそのデータの詳細を持っているんですが、0日というケースがそのうち3件。これは病院で出産した時点で、もう既に養育を断念しているケースかというふうに思います。さらに、1カ月未満が6件、2カ月未満が4件、3カ月未満が2件となっております。女性が妊娠をして出産に至るまでの間に、さまざまな形で子供の養育が可能かどうかということを伺う機会はそれなりにあるわけですが、その網にかかることがなく、養育ができないという環境にありながらも——考え方はいろいろあるかと思いますが——中絶という選択肢にも行き着かずに出産を迎えてしまう。言いかえれば、妊娠して課題を抱えながらも出産に至る女性に、社会としてコミットしている場面がなくて出産に至ってしまうというケースが年間15件あるということです。この数が多いか少ないかというのは、それぞれの皆さんの捉え方があるかと思いますが。行政としてもさまざまな形でセーフティーネットを広げているんだと思いますが、その網をできるだけ小さく細かくして、この15人というのを減らしていくことが重要なことではないかと思います。この点については、改めて機会を見つけて議論をさせていただきたいというふうに思います。

今度は、生まれてきた子供のほうに目を転じてみたいと思いますが、保護を要する子供たちにとっては、できるだけ早く家庭的なといいますか、本来の家庭に近いような環境を整えることが重要だという指摘をよく耳にします。本県のそういう意味での取り組み状況というのはい



かがなっているのでしょうか、部長にお願いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今お尋ねの件でございますが、国において平成23年度に、児童の養育環境の質を向上させるために「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられておりまして、この中で、児童養護施設などの小規模化、あるいは地域分散化、あるいは里親への委託推進という方向性が示されております。県としましては、国のこうした動きも踏まえ、児童養護施設等の小規模化を進めておりまして、具体的には、既存の養護施設の一部を改修して、6名から8名の小規模な生活空間といいますかスペースを整備して、その中で、より家庭的な雰囲気づくりに努めております。また、今年度から各児童相談所に、里親家庭を訪問して相談を受ける里親委託等推進員を配置いたしまして、里親委託の推進にも取り組んでおります。今後とも、社会的養護が必要な児童の養育環境の充実を図ってまいります。

**○渡辺 創議員** 御答弁ありがとうございます。こどもの特別委員会の中でも感じるんですが、もちろん、宮崎の多くの子供たちをどんなふうに育てていくか、またそれぞれの夢や希望をかなえられるような状況をもって社会に出てもらうかというのも、非常に大事な観点として熱心に取り組まなければならないと思っているんですが、どうしてもさまざまな環境や事情によって、制度であったり、世の中の枠組みから一旦離れるような環境にいななければならない子供たちのこと、なかなか手が届いていないかもしれない、また届いている手の数が十分ではないかもしれないという子供たちの問題にきちんと目を向けていくことも大切なことだと思いますので、今後、特別委員会も含めまして議論を

させていただきたいというふうに思っております。

それでは、テーマを移しますが、次は木材の有効活用についてお伺いをしたいと思います。

8月に、民主党県議団の井上紀代子議員、そして田口雄二議員とともに、名古屋市にある産業技術総合研究所を訪問いたしました。そちらで研究をしていらっしゃる金山公三氏らの取り組んでいらっしゃる、木材を万能素材にする研究の一端を学ばせていただきました。詳細を説明したいんですが、それだけの力量がないのと、ここで説明すると質問時間が全てなくなってしまいそうなので詳細は省きますが、木材を粘土のように加工して、さまざまな形状への成形を実現する流動成形技術というものです。木材の利用用途を大きく拡大する研究ですが、県はこの研究をどのように把握しているのでしょうか。また、どのように評価をされているのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 産業技術総合研究所において取り組まれている木材の流動成形の研究は、木材に熱や圧力、さらに添加剤を加えることによりまして、一定の強度を持った製品、例えば、現在プラスチックでつくられているようなものを自在に成形できる新しい技術を確立しようとするもので、これまでの削ったり曲げたりといった加工方法とは異なるものであると聞いております。この技術が確立されますと、金型に入れて加工することも可能となり、工業製品への応用範囲が格段に広がることから、幅広い分野での木材利用の可能性が出てくるのではないかと考えております。

**○渡辺 創議員** この研究に関しては、かなり

の数の都道府県であったり、また民間企業も共同研究というような形で支援をされて、そのノウハウを手中におさめているところもあるようですけれども、宮崎県としても、県産材の活用の方法の一つとしてコミットしていくことは可能ではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） この研究につきましては、先ほど申し上げましたとおり、幅広い分野での木材利用の可能性につながることが考えられます。ただ、実用化に際しましては、加工品の安定性や強度、成形に用いる金型の開発などの課題もあると聞いているところがあります。県としましては、県産杉の需要拡大に向け、新たな分野での利用を進めていく必要がありますことから、この研究の動向や実用化に向けた取り組み等について注視してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私たちも、すぐに利益を生むと考えているわけではありませんけれども、木材の未来を切り開く可能性のある技術だというふうに考えていただいて、県としても目を向けていただければと思います。

続きまして、口蹄疫埋却地の再生整備についてお伺いをします。再生整備の事業が今年度から始まりましたが、現在の進捗状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 口蹄疫の埋却地につきましては、農地等としての再生利用を図るため、土地所有者の意向等を踏まえまして、今後3年間で約220カ所の整備を計画しております。本年度は146カ所で整備を予定しております。現在、52カ所の整備を計画的に進めておりますが、残りの94カ所の整備につきましても、スピード感を持って進めてまいりたいと考

えております。

○渡辺 創議員 再生整備を進める中で見えてきた課題といたしますか、そのようなものが明確になっていけばお伺いをしたいというふうに思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 埋却地の整備は、石れきの除去が主体となる、これまでに例のない特殊な工事でありますので、本年5月以降、川南町で実施いたしました工事において、整備の工法等の検証を進めてきたところであります。これまでの検証において、大小さまざまな石れきが想像以上に多く混入しておりまして、工事の作業効率を低下させるという課題がありました。作業機械の組み合わせ等工法の工夫によりまして、課題の解消を図っているところであります。今後とも、現場の状況を見きわめながら、埋却地の再生整備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 進捗は順調ということのようですので、安心をいたしました。昨年度、県執行部の皆さんを初め多くの関係者の皆さんの御努力で予算確保ができた事業ですので、一日も早く再生整備が進み、優良な農地に回復する日を待っております。引き続きの取り組みをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、テーマとしては最後になりますが、カジノを含む統合型リゾート（IR）についてお伺いをしたいと思ひます。

国会においてIR法案をめぐる議論が進展をしているようです。報道によりますと安倍総理も熱心なようで、7月に終わりましたが、参院選後はその流れがまた加速をしてきているというふうにも聞こえてきております。県としては、この国の動きを含めた状況をどのように認識をしていらっしゃるでしょうか、商工観

光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） カジノに関する国の動きといたしましては、ことし6月の通常国会において、日本維新の会から、カジノを含む統合型リゾートに関する法案が提出され、現在、閉会中審査となっております。このほか、報道によりますと、超党派の国会議員で構成される議員連盟からも法案提出が予想されるなど、統合型リゾートの実現に向けた動きが活発化しているところであります。また、ことし6月に国において取りまとめられました「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」において、法律制定の前提となる必要な制度上の措置の検討を関係府省庁において進めることとされております。しかしながら、どういった規模で整備するのか、またスケジュールはどのようなのかなど、統合型リゾートの実現に向けた具体的な内容については明らかになっていないところでありますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 引き続きお伺いをしますが、国の法案検討の流れを受けて、県内でも経済団体による研究会など動きがあるようですが、県としてはどのように状況を把握し、またどう対処されているのでしょうか。これまでのことも含めまして、お話がありましたらお願いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 統合型リゾートの実現に向けた国の動きが活発化する中で、県内におきましては、経済団体等が本県経済の浮揚のため、統合型リゾートに関する研究会の立ち上げに向けての準備会合を7月に開催されたところであります。県としましては、この会合にオブザーバーとして出席し、国の動きなどについて説明を行ったところであり、今後、研究会の立ち上げに向け、必要な協力を

行ってまいりたいと考えております。

なお、本県も参加しております「地方自治体カジノ協議会」を通じ、各県の取り組み状況などについて情報交換等を行っているところであります。また、先月の香港・シンガポール出張の際に、シンガポールの統合型リゾート施設「リゾート・ワールド・セントーサ」の視察を行い、海外事例の把握に努めたところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

もし仮に宮崎県で統合型リゾートを検討することになれば、当然ながらシーガイア等も視野に入ってくるだろうというふうに思います。仮に本県でのカジノを含むIRが実現した場合、どのようなメリット、そしてデメリットが想定されるのか、県としての認識を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 現状では、利用者の範囲や規模等について想定できないことから、具体的なメリット、デメリットを論じることは困難であります。一般論としてのメリットは、施設における雇用の確保や集客力による地域経済への波及効果などが想定されるところであります。一方で、デメリットといたしましては、治安や依存症の問題、青少年に対する影響などが言われております。なお、これらの課題につきましては、先ほど答弁いたしましたアクション・プログラムにおきまして、犯罪防止や依存症の防止、青少年の健全育成等の観点から、問題を生じさせないために必要な制度上の措置の検討を、関係府省庁において進めることとされております。

○渡辺 創議員 最後に、知事にお伺いをしたいと思いますけれども、知事はシンガポールで、国を挙げたIRでもあるリゾート・ワールド

ド・セントーサの御視察もされたということのようです。もし仮に、国会での法案の審議が進んで、成立するか否かわかりませんが、進展があった場合に、もしそれを宮崎県で取り組もうということになれば、県民の議論を二分するといいますか、大きく分けることも含めていろいろなことが今後想定をされるわけですが、現時点で統合型リゾートについて知事がどのような御認識をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、シンガポールに出張しましたときに、南のセントーサ島というところに整備をされたリゾート・ワールド・セントーサを視察したところであります。そこはユニバーサルスタジオでありますとかウォーターパークといったようなテーマパークを初め、世界最大級の海洋水族館、コンベンション施設、カジノ、リゾートホテル、さまざまなエンターテインメント施設が整備をされておりまして、すばらしい場所だな、家族でも楽しめる環境だなということを感じたところであります。運営会社の説明によりますと、5,000億を超える事業費がつき込まれ、海外からの利用客は6割を占めた、それから、GDP（国民総生産）の押し上げ効果が1.5%から2%ということでありました。大変な経済効果があるわけでありまして。

統合型リゾートは、地域の魅力アップや知名度向上につながりますことから、観光客の増加が期待されますとともに、投資や雇用、税金など地域経済に大きな効果をもたらすものと考えております。2年前に香港に出張しました折も、宿泊したホテルが3,000室規模の大変大きなもので、その中にカジノがございました。その状況も拝見をしたところでありますが、昼夜を

分かたずいろいろな方が楽しんでおられる。大きなお金がそこに流れ、大きな経済効果が及んでいるということを目の当たりにしたところであります。こういった海外の状況を見るにつけ、カジノというものの経済効果には大変関心を持って今見詰めておるところでございます。

一方で、カジノに関する課題については、先ほど部長も答弁したとおりであります。今回、依存症などが心配されているわけでありまして。シンガポールで説明を受けましたときに、自国民が入る場合には入場料の支払いを求め、100シンガポールドル、約8,000円を支払うというようなハードルが設けられているとか、依存症と認められた場合には入場できなくなる仕組みがつけられているということでございます。今後、国におきましても、いろいろな法案審議なり準備がなされると考えておりますが、そのときにも、そういう懸念に対するどのような対策が講じられるかというのは大変重要なことであろうと考えておりますので、先ほど言いましたようないろいろな協議会等を通じて引き続き情報収集するとともに、本県としても関心を持って動向を注視してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** まだ国での法案の審議がどうなるかというのがありますし、仮に成立した場合にも、でき上がる法案がどういうことになるかというのがあります。そういう意味では、これから宮崎県内においても、またこの県議会においても、さまざまな議論も交わされるテーマかというふうに思いますので、また引き続き意見交換等していきたいと思っております。

それでは最後に、代表質問で長かったのでお忘れの方もあられるかもしれませんが、冒頭でお話をした小説「県庁おもてなし課」、この本は

今、幾つもの自治体で観光施策に関する研修のテキストになっているそうです。まさに視点の切りかえと組織内の壁を乗り越えていく工夫と知恵、そして熱意、そのようなものの重要性を感じる小説でしたので、そういう面も影響しているのかなというふうに思うところです。その小説の中で、県議会議員はワンシーンだけ登場したんですが、県幹部の意向を酌んで担当課の取り組みを邪魔するという存在でだけ、この小説には登場しました。社会の認識はそんなものかなと、ちょっと悲しくもなりましたが、私は、執行部の皆さんとしっかりと議論を交わし、ぶつかり合うところはぶつかり合いながら、新しい宮崎を模索できる議会であり、そして私自身もそんな議員でありたいというふうに思っています。宮崎県、ないものを挙げたら切りがない状況かもしれませんが、「じゃけんど、光はあるんだ」という姿勢で、これからも宮崎の未来の光を見詰めて取り組んでまいりたいと思いますので、この決意を述べまして、全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時26分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきを代表しまして質問を行います。これまで多くの質問が出ましたので、重複した部分は割愛いたしまして質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についての質問の前に、知事は、去る9月3日に報酬等審議会を速やかに開いていただきました。私が2月議会、6月議会と、特別職の退職金につきまして質問をさせていただいた中で、民意の中に公務員給与もしくは退職金について引き下げの議論がある中で、知事もそのように考えを酌んでいただいたものと思っております。また、これはただ退職金を下げればよいという話ではなくて、県全体でどうあるべきか議論が進んでくれることを望みます。

さて、みやざき東アジア経済交流戦略について質問をいたします。

8月後半に、知事を初め職員の方々、県の経済会、また、農協を初め農業関係者、そして、この議会からも多くの方が参加をされまして、宮崎県香港事務所の開設レセプションほか、視察に参加をいたしました。改めて、東アジア経済の中心地である香港の魅力やその熱気を感じたところでもあります。知事も同じように感じたところであると思います。

本県の東アジア戦略の中心となる「みやざき東アジア経済交流戦略事業」は、メインとなるものに、県産品の輸出、そして観光客誘致、いわゆるインバウンド対策がありますが、それを今後どう進めていくのか、知事の思いを伺います。

以降は、質問者席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

「みやざき東アジア経済交流戦略」の今後の進め方についてであります。国内市場が今後縮小する中で、拡大する東アジア市場の活力を取り込んでいくことは、本県の経済・産業の活性

化にとりまして大変重要であると認識しております。東アジアからのインバウンド対策につきましては、国際定期便のある韓国、台湾からの誘客を中心に、この定期便の維持にも今後しっかり力を注いでまいりたいと考えております。また、香港からのチャーター便の誘致やクルーズ船の寄港誘致などに取り組むとともに、観光需要の増大が見込まれるシンガポールなどにつきましては、国、九州観光推進機構等と連携を図りながら、誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

今回、香港、シンガポールでいろいろお話を伺うにつれ、雄大な自然に対する憧れ、好みというのが大変強いというふうに伺ったところでございます。本県のそういった面もしっかりPRをしてまいりたいと考えております。

次に、県産品の輸出拡大であります。現地におきます認知度の向上を図ることが重要であるというふうに考えております。先般、香港、シンガポールで行いましたように、私が先頭に立って、効果的なプロモーション活動を継続的に実施していくことも必要であるというふうに考えておりますし、こうしたプロモーション活動で築きました人的なネットワークを活用しながら、まさにマーケットインの視点に立って、何が現地で求められているのかということを中心に置いて、県内企業への情報や取引機会の提供、マッチング等を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後は、海外事務所等を拠点にしながら、効率的・効果的な観光客の誘致と県産品の輸出拡大、これはもちろん、宮崎としての発信また知名度の向上、そしてパイプの拡大、取引の拡大に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、九州各県との連携など、そういった面で

も大変重要なことだというふうに考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 知事の思いというものはわかりました。我々も現地の香港の貿易発展局のセミナーで聞いた際に、香港に輸入されるものの7割は東アジアのいろんな国へ再輸出されるという話も聞きました。当然、香港には後ろに中国という大きな消費地も控えておりますし、非常に魅力あるものとは感じたんですけど、それとは逆に、やはりリスクというものも非常に感じた次第でありました。

その中で関連して質問いたしますが、その拠点となる香港事務所の開設を行われたわけですが、既に上海のほうにあります宮崎県上海事務所においての役割というのが今後どう使われるのかによって、拠点としては利用するに非常にいいものだと思いますが、今後担うべき役割はどうか、部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) まず、上海事務所についてですが、現在の中国市場は、ほとんどの農畜産物が輸出できないことや政治的な影響もあり、県産品の輸出拡大や観光客の誘致が厳しい状況にあります。しかしながら、継続した経済成長や富裕層の増加もあって、大変有望な市場であることに変わりはないものがありますことから、加工食品や焼酎に的を絞るなどの戦略的な販路開拓や、九州各県と連携した観光PR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、今回設置をいたしました香港事務所についてですが、まずは、本県産農水産物等の輸出拡大を目指して、事務所内に併設したフロンティアオフィスを活用する民間企業の営業活動を積極的に支援していくとともに、現地の情報やニーズを的確に捉え、タイムリーに県内企業

にフィードバックすることにより、県内企業の商品づくりの支援を行い、また、バイヤー等との取引機会の提供やマッチング等を行ってまいりたいと考えております。さらには、今後、チャーター便の誘致など、観光誘客にも積極的に対応してまいりたいと考えております。今後、海外事務所におきましては、専門性の高い外部人材等との人的ネットワークを構築し、連携を図りながら、県産品の輸出拡大と観光客の誘致に努めてまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 香港のほうには、既に農協経済連が事務所を出しておりまして、互いに協力して拡大に向けていくということはわかるんですけど、経済連の補完機能のためだけにならないように、ぜひ自立性というか独立性も保ちながら、互いに協力してやっていただきたいと思っております。

続きまして、I R開発について質問しようと思いましたがけれども、先ほどの渡辺議員の質問で非常によくわかりましたので、割愛をさせていただきます。

続きまして、知事に、T P P交渉参加に伴う営農意欲低下の対応についてお伺いをいたします。現在、T P P交渉参加に伴いまして、今回もいろんな質問の中で、執行部からも今、交渉の内容については国のほうも明らかにしていないのでわからないという答えをいただいております。宮崎県としましては、口蹄疫での被害、それからの復興の中において、さらに農家に追い打ちをかけないようにしなければならないと思いますが、県内の農家を対象としました宮崎県農業実態調査結果中間取りまとめにおきましては、T P Pへの不安から、本県の農家・法人の約2割が営農の縮小や断念を意識しており、営農を続けていくためにさまざまな取り組みが

必要だと考える農家も約4割との結果が出ております。今、政府は、交渉の過程で、主要5品目を守るということを言っておりますが、たとえこの5品目だけが守られたとしても、ほかへの影響ははかり知れないものがあると思えます。漠然とした不安が農家にはありますが、その一方で、先ほどから話が出るように、香港の訪問団の中には非常に意欲の高い法人の方々もいらっしゃいました。その方々が熱心に、香港への進出には何が必要なのかということ聞き取っている様子もかいま見ました。そのような中で、農家も、もちろん規模、品目によって意欲も異なりますし、また、後継者がいるいないによっても変わると思いますが、長い間この県内農業を支えてきた農家はその漠然とした不安によって営農を断念していくということは、非常に宮崎県にとっても損失だと考えます。知事はどのような対策を講じていくべきなのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘ありましたように、T P P協定交渉の参加表明を受けまして、県内農家の約4割が、さまざまな取り組みにより営農を続けていこうとする回答をする一方で、縮小・断念を意識する農家が2割近くに達しているということでもあります。このような営農意欲の低下の一因としましては、T P P協定の内容や今後の交渉の先行きが不透明であるということ、まさに御指摘のとおり、不安というものがあると考えております。国に対しましては、引き続き、十分な情報提供を要請してまいりたいというふうに考えております。

その上で、営農継続のいかにかわらず、県内農家の多くが、T P P協定交渉を契機としまして、将来の営農活動を変えなければなら

いというふう感じておるところでありまして、本県農業が抱えるこのような不安感を払拭していくことが重要であろうと考えております。

このため、担い手対策を初めとします従来の取り組みをさらに充実させつつ、フードビジネスに代表されるような新たなチャレンジにも積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。また、アジア市場の開拓という面でも、日本の食品が高品質で安心・安全なものということで大変高い評価を得ている、そこにチャンスがあるんだというような、前向きに捉えるということも大変重要であろうかと考えておるところでございまして、今後の営農に対する意欲が少しでも向上するよう、さまざまな施策というものを的確に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** これはまだ交渉が今後続いていくことでありますので、いろんな意味で宮崎県も情報収集が大変だと思います。また、農家の方はもっと大変な気持ちを持っていると思います。議会のほうも一緒になって宮崎県の農業を支えていくように努力していきたいと思っておりますので、今後とも関係各部も含めて、このTPPに対して宮崎県は闘っていくと、宮崎県の農業を守っていくという強い姿勢を、ぜひ知事も発揮していただきたいと思っております。

次に、防災対策について伺います。

防災対策、まさに危機管理ではありますが、地震や台風、そのような自然災害に対して、もしくは人災に対してもどう対応していくかということは非常に重要なことであります。先週ぐらいから有名になりました、私の地元日向市は、猿1匹、2匹のことで日向市内が大変なことになりまして、市役所も機能しない、また議

会も開けない、一般質問は中止になるとか、そのような大きなことに発展いたしました。それもひとえに、住民の不安というものが非常に大きいからだだと思いますけれども、危機というものはいろんな種類があるなというのを改めて感じたところでありました。

さて、まず、原発再開の動きについて伺います。先日、鳥飼議員の質問でもありましたが、東京オリンピック招致は成功いたしました。その中でも、福島原発の汚染水問題は、逆に国際的に大きな問題であるということをお私達日本人も知らしめられたところでもあります。原発事故から2年半が過ぎておりますが、その中で、本県は7月に九州電力との覚書を締結いたしました。何か事故や故障などが起こった際に速やかに情報を共有するための情報連絡体制の確認をしたというような覚書の内容であったかと思っておりますが、これまでそのようなことさえも曖昧であったのかと、逆に不安を覚えた次第です。

この覚書の締結を見てみますと、九州電力のほうもなるべく早く原発の再稼働をしたい、それは当然かもしれません。その中で、まずは宮崎県、行政にお願いをして、行く行くは県民にも理解をしてもらいたいという気持ちのあらわれかなと思うんですが、知事は再稼働に向けて容認の立場であるのかをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 覚書についての御質問が今ございました。この7月に九州電力と締結をしました「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」につきましても、その再稼働の有無にかかわらず、現在のような休止の状況であっても、運転停止中の事象も含めたあらゆる状況を想定しまして、防災情報の連絡体制を整備するものということでございます。あくまで県民の安全を確保する危機管理や防災



上の観点から締結を行ったものでございます。

容認するのかわからないのかという御質問がございました。川内原子力発電所につきましては、7月8日に、九州電力が原子力発電所に係る新規規制基準への適合性審査の申請を行い、現在、国において審査が行われているところであります。こうした再稼働につきましては、原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、国において総合的な観点から判断をされるべきものだというふうに考えておるところでございます。こうした再稼働、安全性がどのように確保されるのかというのを、県といたしましては、しっかりとした情報提供を求めてまいりたい、そのように考えております。

**○西村 賢議員** その覚書というものは、これは知事に聞いてもわからないかもしれませんけど、川内原発ができて稼働するときに既に結んでおかなければならない内容ではないかなと、私は個人的に思いました、その内容を見たときに。それは今さら言ってもしょうがない話ですから、そういった不備があったものをしっかりとお互いに共有するための覚書であったと思います。今後どうなるかはわかりませんので、国の動きを注視していかなければなりませんし、知事の思い、もしくは九電の早く再稼働したい思いということもわかりました。ただ、福島の実状を見ると、とても県民、国民に賛同いただけるような状況にないということは、私も思っております。

次に移ります。空き家対策についての質問をいたします。県内を見渡しますと、中山間地域における空き家の問題、また、都市部でも、核家族化の影響もあるでしょうが、昭和の時代に造成された住宅地でも空き家が目立つようにな

りました。このような空き家の問題は、宮崎県のみならず全国的に問題となっており、地震での倒壊、火災、防災の観点からも放置されていることは望ましくありません。また、防犯上も非常に不安が残ります。他県においても、全国的に210以上の自治体が空き家対策の条例整備を行っているとのことですが、県内にはどの程度の空き家があり、どのような対策が現在講じられているのかを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 本県の空き家は、国が5年ごとに実施しております住宅・土地統計調査によりますと、平成20年時点で6万2,900戸でありまして、このうち、長期間賃貸や売却の予定がない住宅は3万2,100戸となっております。空き家対策につきましては、綾町及び諸塚村において、空き家を改修し、賃貸住宅や地域の交流施設として再生利用を行っている事例があり、延岡市及び門川町におきましては、管理が不十分な空き家への立入調査や改善を勧告できる条例を設けております。また、県では、本年6月に市町村との連絡調整会議を開催しまして、空き家対策に関する条例制定などの取り組み事例のほか、実態調査や除却等に対する国の補助制度について説明を行ったところです。現在、国におきまして、空き家対策に関する新たな法律の制定に向けた動きがありますので、今後とも、国の動きを注視しますとともに、市町村に対して、研修会の開催や情報提供などを積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 県内でも既に条例化されている自治体があるとのことでしたけれども、これは通告しておりませんが、宮崎県としては、今、答弁にあったように、国の法制度を見なが

らやっていくということでありましたけど、直ちに条例化を考えるというような行動はとられているのでしょうか。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** それにつきましては、先ほど申しましたように、市町村に対していろんな情報提供などを行いまして、それも含めつつ、今後県がどうするか検討してまいりたいというふう考えております。

○**西村 賢議員** この条例も、一概に一つの条例という意味ではなくて、例えば、空き家を改修して次の人に貸せるようにするような助成制度でありますとか、持ち主にしっかりと管理をなささいといったような、場合によっては罰則つきのような自治体もございます。これはいろんな観点から検討していかなければなりませんし、どうしても地域性というものも出てくるかと思えます。県としても、非常に多くの空き家が存在していることはわかりましたので、なるべく早く対応していかなければ、これは雪だるま式にふえていくこともありますので、ぜひ対応を早目にさせていただきたいと思えます。

次に、宮崎県メールサービスについて質問をいたします。私も登録しておりますが、宮崎県のメールサービス、防災のお知らせ、また防犯のお知らせというものが、リアルタイムに携帯電話のほうにメールが届きます。メールにて災害予測時に多くの情報を流すことができ、避難や警戒には非常に効果があると思えますが、県民の中には、まだ知らない、まだ登録されていないという方の話も聞きます。このメールサービスの利用の状況とその効果、また、今後、このメール登録者をふやしていくための取り組みについて、危機管理統括監に伺います。

○**危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 県の防災

・防犯メールサービスは、平成17年の台風14号で甚大な被害を生じたということをつきかき、平成18年から運用を開始しているところでございまして、利用していただいている登録者数は、東日本大震災の発生の前は約1万9,500人であったものが、ことしの9月には約2万5,800人と大きく増加しておりまして、危機意識の高まりなどから、多くの県民の皆様にご利用いただいているところでございます。

防災メールにつきましては、例えば、台風の接近に伴う大雨警報や、竜巻注意情報などを、場所ですとか時間を問わずいち早く伝達する手段でございまして、自然災害などから被害を減らす上で有効に機能しているものと考えております。また、これらの情報は、受け取った本人のみならず、その周囲にいらっしゃる家族の方、また職場の皆様などにも伝達され、二次的な効果も期待できるというふうに考えているところでございます。

県といたしましては、引き続き、広報紙ですとか各地で実施している出前防災講座を活用するなど、メールサービスの周知と利用促進を図ってまいりたいと考えております。ほかのさまざまな情報伝達手段とあわせて、できるだけ多くの県民に災害情報等を伝達し、被害の低減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○**西村 賢議員** 2万5,800人ということで、非常に登録者もふえているということでしたけれども、宮崎県の携帯電話加入者数というのを私もちょっと調べたんですが、昨年の3月時点の話ですけど、93.5万台が契約されていて、既に人口普及率は83%と。これは去年の話ですので、1年半たっていますから、もっともっと思えます。先ほど、二次的な効果と申され

ました。誰か一人が知っていれば周囲に広げられるということを考えたら、その中でせめて1割ないし2割ぐらいの県民が持っていただくといいのかなと思います。そうすると目標は、10万人、20万人の方が何とか登録してくれれば広くカバーできるでありましょうし、また、携帯電話を持たない人にも情報が通じていくかと思いますので、これからさらに加入といいますか、メールサービス登録をふやしていただくようにお願いしたいと思います。

関連して警察本部長に、防犯メールについて伺います。この防犯メールは、不審者情報や振り込め詐欺等の被害が発生した際に送られてまいります。期待される効果についてどのような効果があるかを伺います。

**○警察本部長（白川靖浩君）** 県警察では、犯罪等に関する情報を県民にリアルタイムでお知らせするため、お尋ねのメールによりまして、子供・女性を対象とする犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺、交通事故に関する情報を発信しておりまして、本年は8月末現在で44件発信しております。なお、この県民への情報発信に当たりましては、できるだけ防犯とか交通事故防止に役立つ情報を詳しくお伝えするよう心がけておりますけれども、案件によっては、被害者とか保護者の意向を踏まえつつ、一定の配慮もさせていただいているところでございます。

この防犯メールの効果でございますけれども、私どもは、被害の拡大防止や交通事故の抑止に極めて有効であると考えておりまして、今後も適時適切に発信してまいり所存でございます。

**○西村 賢議員** 今、防犯メールの効果というものを伺いました。私も登録をしているんですけども、先ほど答弁の中にも、保護者の意向

とか被害者の意向を踏まえるという話がありましたが、例えば不審者情報なんです。子供に対する声かけ事案なんかがあった際、「日向市内で声かけ事案が発生」というのを見ると、一体、日向市のどこで起こったんだろうと私は思ってしまいますし、もし、勇敢な方がそれを見たら、この近くにいたら捕まえてやろうとか、立ち番をされている方も、この近くにいたんだったらもっと警戒しなきゃと思うと思うんです。できる限り緻密に細かく情報を流してもらったほうがいいのか。場合によっては既に流しているという説明も受けました。ぜひ、せっかく流している情報ですから、これまで以上に有効に使われるように期待をしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、県産材の普及につきまして質問をいたします。

これまでも木材・林業関係につきましては多くの質問がなされましたが、杉生産日本一である本県にとりましては、これまで、住宅を初めとした建造物、また杉材を生かしたいろいろなものに県産材が活用されてまいりました。しかし、住宅構造の変化や外国産材に押される中で、木材価格の低迷に苦しんでまいったことは事実であります。しかし、このところの日向市における中国木材株式会社の進出、また、バイオマス発電所の建設等により、今後の県内の林業にとって浮揚のタイミングであるということには違いありません。今後、県内需要も高まっていく中ですが、やはり国内消費を全体として考えると、現在の少子化の影響、また、今後の広がるアジア対策というものはしっかりと考えていかなければなりません。県外や海外に向けての出荷の拡大について県はどのように取り組みをなされているか、また、出荷に際して、こ

のところの推移もあわせて教えていただきたい  
と思います。

○環境森林部長(堀野 誠君) まず、県産材  
の県外出荷の推移について申し上げますと、平  
成23年の出荷量は、5年前に比べまして、製材  
品が約7万立方メートル増加し、約49万立方  
メートル、原木は約16万立方メートル増加し、  
約42万立方メートルとなっております。また、  
平成24年度の海外出荷量は、県内で輸出に取り  
組む団体によりますと、5年前に比べ、製材品  
は約1,600立方メートル減少し、約1,000立方  
メートル、原木は、台湾を中心に建築用の型枠  
用材の需要が伸びたことから、約1万立方メー  
トル増加し、約1万1,000立方メートルとなっ  
ております。

県としましては、最近の円安により国産材の  
競争力が高まっておりますので、県外・海外で  
の出荷拡大に向けまして、官民一体となって設  
立した「チームみやざきスギ」を中心に、知事  
のトップセールスやフェアへの出展、さらには  
海外企業等を招いての県内製材工場見学会の開  
催などに、積極的に取り組んでまいりたいと考  
えております。

○西村 賢議員 県外向けもしくは海外向け  
の出荷が非常に伸びているという状況がありま  
した。担当課の方に聞きましたら、県内の資源  
は、木材資源、林業資源はまだまだ余裕がある  
と聞きました。さらなる拡大に向けて、宮崎県  
も攻めていただきたいと思ひますし、以前から  
要望しておりました細島港の薫蒸施設でありま  
すとか、そういう補助的なものをぜひ早期に整  
備していただいて、なるべく今のうちに市場開  
拓が進むようお願いをしたいと思います。

続きまして、本県の木材加工技術において、  
日向市駅や木の花ドーム、西米良村のかりこぼ

うず大橋など、すばらしい木造建造物がありま  
す。その中で、本県の木材利用技術センターの  
飯村所長がテレビ番組「夢の扉+」でも取り上  
げられ、全国的に一躍有名となりました。県議  
会の林業活性化議員連盟でも所長に講演をいた  
だいたところでもありますが、このようなすば  
らしい技術や研究成果を、もっと積極的に民間  
に移転していくことができないのか、今後の取  
り組みについてもお伺いをいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 木材利用技術  
センターは、平成13年の開所以来、杉材を中心  
とする県産材の高度な活用技術の研究開発に取  
り組み、平成24年度までに49件の蓄積した技術  
や研究成果を民間へ移転してきたところであり  
ます。主なものとしましては、日向市駅舎のデ  
ザインに合わせた特殊なスギ湾曲集成材の開発  
や、杉とヒノキによる異樹種集成材の実用化、  
杉などのやわらかい木材に有効なテーパーねじ  
の開発などがあります。今後とも、企業との意  
見交換会や研究成果報告会等を通じまして企業  
のニーズを的確に把握するとともに、民間施設  
の木造化等を支援するため、ことし4月に設置  
しました「木構造相談室」において、建築・建  
設業者等からの技術的な相談に対応するなど、  
研究成果等のより一層の民間への移転を進め、  
県産材の需要拡大につなげてまいりたいと考  
えております。

○西村 賢議員 すばらしい技術が本県にある  
など、この技術がぜひ広く民間企業に使われた  
り、また、これが企業にとっても収益が上がる  
ようなメリットになっていただきたいと思っ  
ております。

このほかにも、実は林業後継者についても質  
問を考えておりましたけれども、今の現状で  
は、非常に補助制度等も充実しておりまして、

林業従事者もふえているということでありました。ただ、この補助金がなくなったら従事者が減るといふふうなことになるように、永続的に林業で採算がとれて、また、安定して生涯にわたって仕事につけるといふように、さらなる努力が必要だと思います。環境森林部を初め、支援をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。宮崎県中小企業等支援ファンドについて質問をいたします。

平成15年6月、当時の松形知事最後の議会におきまして、本県が出資してファンド事業を立ち上げる「宮崎県中小企業等支援ファンド」が議会の承認を経てスタートし、同年9月にファンド設立、公募に名乗りを上げた6社に対し、支援が行われました。私たち愛みやぎきのメンバーはまだ10年未満ですので、このとき、議場には誰もおりませんでした。そのファンドの事業期間が10年であったことから、この9月に満期を迎え、この事業の清算に入っていくものと思います。ただ、今の時点では、清算前です。損失があるか、また利益があるか、確定はなされていないので、推測も含めての質問になりますが、そこは御容赦いただきたいと思います。

平成15年当時は、バブル崩壊後であり、不良債権等の処理に金融機関の体力も弱まり、金融庁を初めとする政府の指導も加わり、金融機関の貸し渋り、貸しはがしというものが大きな社会問題となっておりました。その中で、行政が公金を使い、民間企業を支援するということに関しては、当時の議会でも慎重な議論が繰り広げられたようでありました。この当時の議会、委員会の議事録を何度となく読み返させていただきました。当時の議事録からは、このファンドに公金を投入し、一部の企業のみを助けるこ

と、支援することへの公平性の懸念など、多くの今なおいらっしゃる議員の方々も意見を述べられておりました。このファンド事業の取り組み、成果につきまして県はどのような所感をお持ちか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂雄二君） まず、ファンドの取り組みについてであります。これは、一時的に経営に支障を生じた県内の中核的企業に対し、再生計画に基づいてファンドから投資を行うことにより、企業の財務体質の強化や事業再生を促進するものであります。ファンドが設立されました平成15年当時は、長引く景気の低迷や不良債権処理の加速化等により、金融機関による円滑な資金供給が困難な状況にあったことから、県が積極的に事業再生を支援する仕組みを設け、ファンドにおいて投資及び投資後の継続的な経営支援が行われたところであります。なお、ファンドへの出資は、県産業振興機構が金融機関と共同で行い、ファンドの清算後に損失が確定した場合には、県は機構に対し損失補償を行うこととしております。

次に、ファンドの成果であります。投資先の6社につきましては、いずれの企業も事業が継続されており、本県経済の安定と雇用の確保に大きな成果があったものと考えております。

○西村 賢議員 今回の答弁ですと、大成功というような答弁に感じました。確かに、今もこの6社に関しましては、経営を続けられておりますし、社員の雇用が守られるなど、大変喜ばしい部分があったと思います。しかし、一部の特定の企業に対して公金を投入し、その損失があったとしても、それは大きな成果だと言えるのか。まだ確定はしていないので何とも言えませんが、実際は既に6社のうちの2社は損失が確定をしております。事実、会社は存続しても

損失補償金は回収できないわけですから、それでも大きな成果だと言わざるを得ないのか。これは後でまとめて伺います。

当時の行政がファンド事業等、いわゆる公金を使って企業支援を行ったところは、本県だけではありませんでした。全国的に見たら、もっと大きな事業規模で行ったところもありました。大阪府は、「元気出せ大阪ファンド」を設立し、600社の支援を目標に、当時の知事が立ち上げました。1社当たりの上限は2億円、期限は5年でありました。既にこちらは23年度で事業が終わっておりますので、参考にするために大阪を訪問して、当時の担当者から話を伺うことができました。この「元気出せ大阪ファンド」では、再生支援委員会が、1,341件の相談の中から170社の支援希望の企業に対して、ファンド事業以外での再生を促したり、再生計画のアドバイスや相談を行ったりしたということでした。実際にほかの制度を利用したり、別途に資金確保が進んだことで、最終的にファンドからの支援を受けた企業は170社中35社にとどまったとのことでした。確かに企業にとっては、新規融資といえども借金になりますし、既にこの時点では手おくれだった企業もあったかと思いません。

そこで、最も気をつけたことは何ですかと伺ったところ、相談に来た企業名を一切誰にも漏らさないようにすることが大変であったというふうに聞きました。当然、これは風評被害を恐れてのことでした。本県のファンド事業は、支援企業を明らかにすることにより、いわゆる公平性を明らかにすることにより、逆に言えば企業再建の支障になったり、また、申し込みたくても風評被害のほうが怖いと、風評被害を恐れて申し込めなかった企業もあったのではない

かと思いますが、この事業の手法につきまして部長はどう考えているのか、伺います。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 支援対象企業名につきましては、このファンドが公的な性格を有しており、公平・公正・透明性の確保を図り、県民への説明責任を果たす観点から、これを公表することとしたものであります。企業名を公表することが公募や事業再生に与える影響の有無については、確認できないところではありますが、経営に支障を生じた企業を対象とする再生ファンドであることから、風評被害等も考慮しまして、申請の段階では公表せず、投資決定後に発表するなど、公表の時期や内容について、当時、できる限りの配慮を行ったところであります。

○西村 賢議員 確かに県民に対する説明責任をやる上では、公正・公平というものは非常に重要だったと思います。どういう企業が入っているか、当時の議事録を見ても、実名を出して悪いんですが、公明党の新見議員なんかは、どういう企業が受けるのか、既に意中の企業があつてそのためにファンドを創設するんじゃないのかといったようなやりとりもありました。そのほかの議員からも、余りにも一部の方を守るんじゃないかという疑いが議会のほうからもあつた。それに対して県は、公平性を担保するためにオープンにするということがありましたが、逆に、先ほど申し上げたように、オープンにするがために、取引先からは、次からは現金じゃないと取引しないと、そういうことを恐れたんじゃないかと思っております。これは、10年たった今だから、ああだこうだと言えることかもしれませんけれども、結果的に半端に終わったのではないかなと私は思っております。企業再建をするのが目標だったにもかかわ

らず、県がやるからにはどうしても公平性を出さなきゃいけないというジレンマはわかるんですが、ここが私は非常にひっかかる場所でありました。

続けますが、この事業は、投資から回収まで10年という長い期間でありました。この10年で景気がよくなったのか。確かに、この数カ月とか数日は非常に景気がよくなったイメージがありますが、この10年の間にも、リーマンショック、東日本大震災、本県においては口蹄疫や鳥インフルエンザ、いろんなことがありました。期間が長くなればなるほどリスクが大きいことは承知のことだと思いますが、このファンド設立時には、とりあえず先に、とりあえず先にといったような思いがなかったわけではないような気もいたします。甚だ疑問がたくさんありました。

実際に、今年度はこのファンド事業の損失を埋めるために、損失を補うための補填金も、平成25年度、ことしの当初予算で、管理費の7,000万円を含めて13億9,700万円が既に予算化されております。焦げついた際、これが充てられるということだと思いますが、ファンド設立時には、どのような損失があるか、もしくは利益があるかはわかりません。このときに、損失が出た場合の責任の所在が過去を見てもわかりません。先ほど申し上げたように、これは当時の知事が最後の最後の議会でやったことであります。行政はどうしてもそれを継続しなければいけませんから、誰かが責任をとっていかなければならないと私は考えますが、もちろんこの原資となったのは公金、税金であります。その時代にやらなければならなかったことを次に、もしくは後にツケを残さないような仕組みが必要であったと思いますが、知事はこのような事業

方法に対してどう思いますか。

○知事（河野俊嗣君） この中小企業等支援ファンド、今、経緯の説明を部長がしましたが、当時、大変厳しい経済情勢の中で、県の中核的な企業、さまざまな面で経済・雇用面での重要な役割を果たす企業の事業再生を促進するためにということで仕組みられたものというふうに考えておるところでございます。今、いろいろ御指摘もございましたが、何とか厳しい状況の中で、これらの企業が事業を継続し、雇用も確保されたというところで、それについては一定の大きな役割を果たすことができたのではないかとこのように考えております。

当時、債務負担行為というものが設定されたわけですが、これは将来の債務の負担というものを含めて、予算の内容をしっかりとその段階で確認し、議会においても慎重な審議をいただくために設定するものでございまして、決してツケを先に回すといったようなものではない、非常に慎重な議論がなされた上での判断であった、そういうふうに考えておるところでございます。

○西村 賢議員 先ほど部長は、大きな成果と言いましたけど、今、知事は、一定の役割というふうに感じて、ただただ手放しでは喜べないというあらわれかなと思ったんですけれども、私は、債務負担行為という、手続上、違法性があるとかそう言っているわけではありません。確かに合法で、そのときにおける手段を選ばれたのだと思いますが、支援先というものは民間企業でありますから、そのときの時代によって浮き沈みは当然あります。破綻であったり倒産であったりということも考えられます。また、当時の執行部と今いらっしゃる執行部の方々は、ほぼ皆さん入れかわっておりますから、そ

のときの状況というものを覚えていることはあっても、実際はタッチしていない方も多いと思いますので、今がこうだと責めているわけはありませんけれども、過去にそういうことがあって、実際損失を出して、既に6社中2社の損失は固まっております、その2社だけでも実際4億7,600万の損失は既に出ております。これは公金で埋めております。

こういう中で、普通の企業であったり普通の金融機関だったら、それこそ今はやりのドラマじゃないですけど、片道切符の島流しですよ。誰かその責任者がもしこういう損失を犯したならば。ただ、公金であるがゆえに、逆に、大切に扱わなければならないお金なのに誰も責任をとらない、誰も責任をとらなくていい。まさにこれは行政は常に悪くないという、先日も行政の無謬性ですか、そういう質問がありましたけれども、まさにそれじゃないかなと私は思ってしまいます。当時の議事録を見ると、ファンドを立ち上げる6月議会のやりとり、執行部側の部長答弁しかり、委員会での質疑も、回収をします、回収することが前提です、もちろんリスクはありますと言っておりますが、現にこのリスクに対して責任の所在がわかりません。知事、当時の議事録を読まれましたか。

○知事(河野俊嗣君) 私はその議事録は読んでおりません。

○西村 賢議員 部長は読まれましたか。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 私も読んでおりません。

○西村 賢議員 いきなり予算が組まれて、その6月議会の中での委員会、本会議等の非常にバタバタとした中のやりとりであったということがわかります。確かにその中身の議論としては、議員のほうからも、大丈夫か、公平性に問

題はないのか、もしくは、融資要件である5,000万以上での資本金が必要とか、100人以上の雇用が必要とか、そういうのはどうだとか、非常に議論がありました。ただ、企業がどの会社ということが当時はわかっていませんでしたので、ファンドを立ち上げるかどうかという中で、当時の執行部側としても、つぶさないために指導します、ちゃんと回収をします、そういうことを言われたわけですが、あくまで推測ですが、現時点では非常に厳しいんじゃないかなと思います。責任の所在ということを先ほどから申し上げますが、こういった場合、こういった責任のとり方があるのか、知事、どうお考えになりますか。

○知事(河野俊嗣君) 行政には継続性というものがございます。その時々へのベストの判断をしながら、引き続き次の次へ渡していくわけでございます、その時々で将来のことも見据えながら最善の選択をしていくというのが行政であろうかというふうにご考えておるところでございます。今回のこのファンドにつきましては、当時、大変厳しい状況の中で、手をこまねいていけば、場合によっては大きな破綻が起きる可能性があるといったようなものを、県内経済全体へ及ぼす影響というものを考慮しながら、ぎりぎりの選択がなされたものだというふうにご考えておるところでございます。その後も、懸命に投資期間内に事業再生を図り、企業の価値を高めていく努力というものが関係者によりなされてきたところがございます。その後のいろんな事情により結果的に損失というものも発生する、そういう面のリスクは考えるところでございますが、大きな過失、重大な過失なりというものがない限り、それぞれのベストで行政として取り組んできたものということで、現



在、我々としては受けとめておるところでございます。

○西村 賢議員 当時、民主党の井上議員からも、本来、民間企業がやるべきことを、金融機関がとるべきリスクをなぜ県がするんだというような質問もあったかと思います。そういう中で、急いで何とか議会をクリアして、当然、議会も議決をしたわけですから、立ち上げたときには同じ責任があったかと思っています。ただ、その後に実際9月に運用が始まってからは、まさに県から手が離れてしまうわけです。そのことをやはり議会側も心配をして、大丈夫か、どうなんだと言ってきたけれども、結果的にはうまくいったんです。確かに雇用であったり、人を守るという一面では非常にあったけれども、そのために公金という損失をもしこれ以上出していったのであれば、何らかの責任をとるか、もしくはしっかりとこのようなことが将来ないような手続を考えていかなければならないと私は思います。そもそもそれを行政がやるということに対しても非常な議論があったということは承知しております。

その中で、最後に、これは紹介していいかどうかかわかりませんが、原議員が当時の本会議で、「10年先、私いるかどうかかわかりませんが、そのときの会計処理がちゃんと行われるかどうか、特に1回生の皆さん、ちょうどベテランになっているころですから、そういう処理が行われるそうでもありますので、覚えておいていただきたいと思います」というふうに言っております。今も健在でしっかりと監視をしていただいております。その質問の結びに、「ついつい判断が甘かったり、どうせ損失が出て、また一般会計から補填があるという考えがそこに基本があるとすると、やはり大き

な間違いが出ると思いますので、そのところはしっかり考えて運営していただきますようお願いを申し上げます」とあります。最後にこう締めてあるわけですが、これが本当に10年たった今、できたのかということは、清算が全て終わってみたいとわかりませんが、今のままでは非常に厳しいのかなという思いがあります。先ほど大阪の例も出しましたが、大阪は6億ぐらいの損失補償で終わっております。それを考えると、我が県の対応というのはちょっとぬるかったのかなと思わないこともありません。こればかりすると質問ができませんので、このあたりでやめたいと思いますが、この清算が終わった後にまたどなたかが質問していただくとと思います。

次に、雇用の維持ということが大事だということはわかりました。これからの時代に合った成長産業を本県も支援して、また、これを将来の雇用につなげていかななくてはならないと思いますが、志は高いけれども、金融機関からの支援はなかなか受けることができない新規企業の方々に、県はどのような支援を行っていくのか、また、その支援によって成功事例につながっているものがあるのかを伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君）ベンチャー企業の育成、新規創業の促進は、本県経済の成長・活性化を図り、新たな雇用を生み出す重要な施策であると認識しております。このため、これまで、経営計画策定などの相談対応を初め、専門家派遣、低料金の貸しオフィスの提供、展示会への出展支援、設備資金・運転資金への低利融資など、さまざまな支援を行ってきたところであります。

これらの取り組みによりまして、中小企業にとってハードルの高い航空機産業分野に参入

し、旅客機関連部品の受注を伸ばしている精密機械関連企業、熱を遮り、温度の上昇を抑える塗料を大手メーカーと共同で開発し、畜産施設や生コン車向けに販路を拡大している建築関連企業などが出てきているところでもあります。さらに、今年度からは、宮崎商工会議所に「みやぎスタートアップセンター」を設置しまして、経営理念、事業戦略等を学ぶセミナーやビジネスプランコンテストの開催、全国の商工会議所のネットワーク等を活用した販路開拓など、人材育成から販路開拓まで一貫した支援に力を入れているところでもあります。今後とも、県産業振興機構などの支援機関等と連携をしながら、各種の施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、ベンチャー支援をお願いしたいと思っております。

次に、公共事業のあり方について質問をいたします。

まず、本県の道路整備についてであります。先日、群馬県を訪問し、群馬県が取り組んでいる「はばたけ群馬・県土整備プラン」について説明を受けました。どの県にも10年計画というインフラ計画というものには存在すると思いますが、この群馬県のプランは、道路整備においては開通年度を明示し、積極的に民間投資を呼び込もうというものであります。平成25年4月の時点で既に平成33年度までの工期目標が明示されております。さらに、そのことによる宿泊者数や企業誘致件数、幹線道路の混雑延長の短縮目標までを示しております。実際に群馬県は、これまでも道路建設の計画を発表するときに、工期目標をはっきりとさせることによりまして、平成24年度、昨年度の製造業の企業誘致件数が全国第3位、59件、立地面積が第1

位、113.9ヘクタールであったと伺いました。ちなみに、県外からの企業立地も26件で全国第2位とのことでした。

このような取り組みは非常に参考になりますし、渋滞緩和が今後何年でおさまるだろう、もしくは、ここは非常にアクセスがよくなるということがわかると思いますが、進出したい企業にとっても、進出時期でありますとか、有益な情報につながると思います。今、企業誘致は、全国どの自治体もインセンティブなどを設けて積極的に取り組んでおりますが、実際はインセンティブ期間が過ぎて撤退するところもあります。しっかりと地域に根づいていただくためにも、企業側にも戦略を練っていただき、資本投下していただくことが重要であります。本県では、道路整備においては1年先ぐらいまでしか明示されません。群馬県までいかなくても、せめて5年先ぐらいまでは道路整備が見越せるようにできないのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 道路整備は、物流効率化による産業振興を初めとしまして、地域の安全・安心な暮らしの確保、地域間交流の促進など、さまざまな役割を担っております。県では計画的な事業の推進に努めているところです。また、道路整備を計画的に推進していくためには、必要な道路予算の確保が不可欠でありまして、国の道路予算の総額確保と本県への重点配分を強く働きかけているところでもあります。

現在、道路事業の目標年次の公表につきましては、今後の予算や用地取得が不確実なこともありまして、事業箇所の完成予定時期については、今、議員がおっしゃいましたとおり、前年度に公表しているところでもあります。しかしな

がら、完成予定時期の早期公表は、企業誘致や計画的なまちづくりにも貢献しますことから、今後、より効果的な公表となりますよう検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 答弁ありがとうございます。ただ、将来にわたって国からいただける予算とか用地取得というものは、群馬県も一緒だと思うんです。ぜひ、群馬県の手法というものを学んでいただきたい。ちょっと伺ったんですけれども、全部の道路予算に対して、この道路、この道路、この道路をつくっていくという長期予算が占める割合は大体半分ぐらいと。たとえ予算が1割、2割その年はカットされようとも、その5割の部分はなるべく動かさないようにして計画に沿ってやっていくと。そのためには、その計画を立てていく中で群馬県の方々は、まずは、群馬県の出先事務所と地域の市町村とがしっかりと道路の優先順位をつくっていくということが非常に大事だという話をされたのと、あと、計画プランは、一切コンサル等に任せずに自分たちで作り上げた、非常に自負が高いものがありました。あっちの県でできてこっちの県でできないということは、私はないと思います。ぜひ宮崎県にもこのようなことが、なるべく5年先、10年先まで、いつまで待てばできるんだということではなくて、この道路整備はしっかりとできるということ、3年後にはできるということがちゃんとわかれば、非常に明るい空気になると思います。実際に、高速道路が開通年度が明示されるようになってから、県民のストレスというものは、まだまだ待ってはいますけど、下がっているように思います。そういうことも踏まえまして、ぜひ部長には一汗かいていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、市町村がこの道路をつくってくださいと、期成同盟会だ何だどつくって知事のところに来ます。部長のところに行きます。こういったことも回数を減らしたり、なくすことがあると思います。その担当された道路の市町村も、これを一番につくっていく、県も一番につくりますということがお互いにわかっているならば、要望活動なんかの数もぐっと減らせると思いますので、ぜひ、知事もあわせて力をかしていただきますようお願いしたいと思います。

続けて質問をいたします。小倉ヶ浜有料道路が5月10日に無料化され、4カ月がたちました。まだ日向一都農間の東九州道が開通していませんし、また、インターから結ぶバイパスも完成していませんので、本格的な活用はこれからであると思いますが、実際にこの4カ月で通行量や周辺の渋滞緩和にどのような変化があったのかを伺います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 小倉ヶ浜有料道路につきましては、本年5月10日より無料化したところですので。無料化後の交通量は、料金所周辺で調査を行いました結果、1日約3,800台であり、無料化前の約3.7倍となっております。周辺道路の渋滞緩和など、道路利用者の利便性の向上に寄与しているものと考えております。

○西村 賢議員 ぜひまた今後とも、物流効率化につながるようお願いしたいと思います。

次、ダムについて伺います。先日、熊本県坂本村にある、現在、解体工事中の荒瀬ダムの視察に伺いました。河川法で定められたダムとしては全国初の解体工事、6年の歳月をかけて解体されるということでありました。また、近年、大規模降雨の増加に伴う山間部の斜面崩壊等により、貯水池の急激な土砂堆積が進んでお

り、その対策のために、現在、耳川水系の九州電力の山須原ダムと西郷ダムでは、自然本来の川の流れを利用し、ダム下流に土砂を流下させる工事を行っていると同っております。基本的に、ダムは維持補修を適正に行っていけば半永久的に使用できると伺っておりますが、河川に長期に設置されているダムの影響で災害域が変化したり、河川環境に影響を及ぼしているところもあろうかと思っておりますが、まず、ダム本体の維持管理の状況について伺います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 県内に設置されているダムにつきましては、河川法に基づき、日常点検としまして、漏水量などの測定や、ダム施設の外観点検を実施しております。また、月1回の定期点検としまして、ゲートや予備発電機の試運転及び貯水池の巡視を行っております。さらには、地震や洪水が発生した場合には、ダムに変状がないかなど、速やかに臨時点検を実施し、これらの点検結果に基づきまして、ダム施設等の補修を行っているところであります。このほか、貯水池内の堆積土砂につきましても、測量を年1回実施しまして堆積状況を確認しているところであり、必要に応じまして堆積土砂の除去を実施しております。

○**西村 賢議員** 先ほど挙げた荒瀬ダムの撤去理由の一つには、周辺の河川環境への負荷や災害域の拡大というものがあったそうです。河川においてダムが及ぼす環境の変化につきまして、本県の調査等の対策はどうなっているのか伺います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 本県におきましては、地形が急峻で地質が脆弱であるため、大雨によりダムの貯水池内へ土砂が流入しやすい傾向にありまして、特に耳川では大量の土砂堆積の問題が、また一ツ瀬川では濁水の長

期化の問題が発生しております。このため、県では、学識経験者や地域の方々の参加をいただき、山地を含めた流域全体で取り組みを行うための計画を策定しまして、さまざまな対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、耳川につきましては、ダムに流入してくる土砂を出水時に下流へ流すためのダム改造を行い、一ツ瀬川につきましては、ダム貯水池に流入してきた濁水を早期排除するための放流設備の設置を行っております。また、両河川におきまして、山からの土砂流出抑制のための山地の緑化、治山、砂防事業の推進もあわせて行っているところであります。

ダムは、治水上も利水上も非常に重要な役割を担っていることから、今後とも、モニタリング調査等による効果の検証を行いながら、適切な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○**西村 賢議員** 次に、橋梁のほうに移ります。前回の議会でも質問がありましたが、大淀川にかかる小戸之橋のかけかえ工事につきまして、周辺の方々から、迂回するために通学路を横切る車両がふえるのではないかとといったような懸念があります。昨日も鳥飼議員のほうから質問がございましたが、その場合に、一ツ葉有料道路南線のほうを料金の減額などで対応できないか伺います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 小戸之橋のかけかえ工事に伴う渋滞対策につきましては、宮崎市と連携を図りながら、渋滞の発生が予想される周辺の県道や市道の交差点改良等を実施しているところであります。また、通行どめの影響によりまして、一ツ葉有料道路の交通量も増加することが予想されますが、料金の減額につきましては、約29億円余の未償還金もありますこと

から、現時点での対応は難しいと考えております。県としましては、一ツ葉有料道路の利用促進は、周辺道路の渋滞緩和にも効果があると考えられますので、最大20%の割引となる通行回数券の購入PRに努めるなど、引き続き、道路公社と連携を図りながら、有料道路の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この橋のかけかえもそうですが、ふだん使いなれた道路が通れなくなるというのは、非常に不便を感じる場所でありまして、防災上の観点からも、橋梁の耐震化や維持管理の工事は絶えず続けていると思っておりますが、県内の橋梁の取り組みにつきまして伺います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県管理の橋梁は約2,000橋ありまして、その多くが高度経済成長期に架設されております。架設後50年を経過する橋梁の割合は、現在約1割ですが、10年後には約4割、20年後には約6割となりまして、修繕費やかけかえ費が一定期間に集中するなど、財政的な負担が著しく増大していくことが懸念されております。このため、安全を確保し、効率的な橋梁管理を行う目的で、平成22年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定しまして、5年のサイクルで毎年約400橋の点検と診断を継続的に行い、将来的な維持管理費も考慮した上で、補修やかけかえを行っているところです。今後とも、コスト縮減や予算の平準化を図りながら、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今も話にありましたとおり、この修繕費というものは今後ますますふえていくのではないかと考えております。東日本大震災を受けまして、国のほうも国土強靱化計画をもって古いインフラを強化していこうという動

きになっております。話がちょっと変わって、うがった見方かもしれませんが、2020年のオリンピック招致、これが成功しまして、逆に、さらなる東京一極集中を生んでしまうのではないかと懸念を持っております。確かに2020年までの7年間、これから都市部はますます成長していくような気になりますし、知事がきのう、答弁の中で、東京オリンピックの効果を宮崎県にも持ってきて観光客にも楽しんでもらう。それも一つの夢なんですけど、そのときにまだ宮崎県内の高速道路ができていない、まだ隣とつながっていないということも十分考えられるわけです。2020年に全世界の方々が東京で歓喜していく中で、我々は、宮崎県のまたどこかの公民館で、500人、1,000人集まって「高速道路頑張ろう」と言っていることがぜひないように、知事初め、執行部の皆さんと力を合わせてやっていきたいと思っておりますし、副知事はその担当ですから、7年後にはぜひ宮崎県内の高速道路がもう目星がついているということになりますように、お力をかしていただきたいと思っておりますが、副知事、いかがですか。

○副知事(内田欽也君) 県内の高速道路の状況ですけれども、現在、計画延長は約329キロございます。うち201.4キロが供用されておりますので、残りは約127キロということになります。高速道路の整備というのは、オリンピックのために海外から来られた観光客の皆さんに宮崎に来ていただき、また、宮崎を楽しんでいただくという上でも非常に重要でありますので、今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○西村 賢議員 ぜひ、7年後には大会を開い

ていないようにお願いしたいと思います。

時間がなくなりましたので、いじめ・虐待対策に対しては1問だけ伺いたいと思いますが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー事業につきまして、現在、教育現場において、スクールカウンセラーの活用事業、また、「いじめ・不登校」のない夢・心を育む学校づくり推進事業により、スクールソーシャルワーカーやアシスタントが配置されております。そのスクールソーシャルワーカーも県内で数名しかいないのですが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの事業の成果、そしてその連携について、教育長に伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 御質問にありました事業におきましては、現在、中学校へ専門的な見地から、児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員への助言・援助を行うスクールカウンセラー、さらには、地域人材を活用し、児童生徒・保護者への支援を行うスクールアシスタントを配置するとともに、教育事務所には、家庭や関係機関への働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを配置いたしております。これらの方々のお取り組みによって、各学校の教育相談体制が充実するとともに、児童生徒・保護者は、専門的な助言や関係機関からの支援をこれまで以上に受けられるようになり、問題の早期解決や児童生徒の心の安定が図られるなどの成果が見られているところであります。

さらに、事業を充実させていくために、連携というお話だったんですが、この3つの相談員の間で連携を図る必要がありますので、今年度は、スクールソーシャルワーカーと、スクールカウンセラーやスクールアシスタントとの合同研修会を実施し、情報の共有化を図りながら、

問題解決に取り組んでいるところでございます。

また、昨年度は、7名のスクールソーシャルワーカーがおられるんですが、困難を抱えた235名もの多くの児童生徒に対応していただきました。そのため、より組織的で効果的な支援ができるように、本年度は、スクールソーシャルワーカーを取りまとめるスーパーバイザーを追加配置し、より一層の充実を図っているところであります。

**○西村 賢議員** 時間が来ましたので、これで愛みやざきの代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○福田作弥議長** 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時14分散会

9月13日（金）

# 平成 25 年 9 月 13 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲次郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣



◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の開議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問のトップバッターを務めます高橋透でございます。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

過日の新聞報道で、「知事はカジノ設置に慎重姿勢」とありました。「国内で前向きに考えていい」と前置きをされてはいますが、施設を視察された感想によりますと、カジノは、総合的な複合施設、つまり、ホテル、ショッピングやレストランなどとの一体化が不可欠であり、「カジノが宮崎で形にできるのか。どこかの施設にカジノを置けば人が来るという話でもない」と疑問を持たれたとのこととあります。私は、知事の考えに加え、スポーツランドみやぎきとして売り出している本県にとって、カジノはマイナスイメージとならないのかとの疑問を持ちます。プロ野球やJリーグのキャンプなどが県外に移転することにつながらないか心配です。カジノはスポーツランドみやぎきにそぐわないのではないかと、知事の考え方を伺います。

後は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようござ

います。スポーツランドみやぎきについてでございますが、スポーツキャンプ・合宿等の誘致、昨年度の受け入れ実績は過去最高となるということでございまして、今後とも、本県観光施策の大きな柱の一つとして、県、市町村、民間等の連携・協力をしっかり進めていきたい、そのように考えておるところでございます。

御指摘のカジノということでございますが、先月、シンガポール訪問において、統合型リゾート施設「リゾート・ワールド・セントーサ」の視察を行わせていただいたところでございます。今、お話にございましたように、さまざまなエンターテインメントの要素と相まって、カジノというものが一つの魅力、また、観光誘客、経済効果をもたらしているのではないかと、大変注目をしたところでございます。

スポーツランドみやぎきのイメージとの関係で御指摘がございました。私は、決して、リゾート・ワールド・セントーサにおけるカジノというものが、シンガポールの統合リゾートのイメージというものを損なっているというような印象は受けなかったところでございますし、また、以前は、オーストラリアのケアンズというところでもカジノを視察したこともございますが、これはマリンスポーツの非常に盛んなところでございまして、決してその地域にネガティブなイメージを与えるものではなかったというふうにご覧いただいております。

国におきましては、統合型リゾートの法制化の動きが出てきております。具体像など現段階では不明でございます。県としましては、今、御指摘があったような視点にも留意をしながら、引き続き、国の動きなどについて情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 今、知事の答弁を聞きながら、視察した先のカジノがあるところは、決してスポーツランドとしてマッチしないと思わなかったという御説明もあったし、私が指摘したこともいろいろ配慮しながら慎重に検討したいということもおっしゃったようであります。2020年、本県にカジノがつくられるとしたら、恐らく宮崎市内が一番有力だと思うんですが、御案内のようにプロ野球キャンプ、球団が2つ来ていますが、いろいろとうわさがあります。他県に移転するんじゃないだろうか、そんな話もちろちら聞こえたりするわけですが、なぜ宮崎でキャンプを張るのか、合宿をするのか。やっぱり宮崎にはいろんな邪念にとらわれない、そういう環境が整っていると思うんです。そういうところで自信を持ってスポーツランドみやざきを売り出していると思うんです。そして、2020年、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。新聞にもありました。国内の経済波及効果、事前キャンプにそれぞれ全国の自治体が誘致合戦をやると思うんです。そういう意味では恩恵を受ける絶好の機会ということで、県内の経済会も期待をしております。あと7年ですが、スポーツキャンプ・合宿なら宮崎ということをしっかり7年間訴えていくことが、宮崎にとっては得策じゃないかということをおし上げておきたいと思えます。

次に移ります。福祉・医療対策についてお尋ねをしてみたい。

まずは、障害者差別解消法についてであります。障害者差別解消法がさきの国会で成立しました。3年後施行であります。国は、基本方針を本年度中に取りまとめをして、その後に具体的な対応をガイドラインとして作成します。私は、平成23年6月議会において、障害者差別禁

止条例をつくりませんかという質問を知事にしておりますが、そのとき知事がお答えになったのは、「国が法制定をした暁には、しかるべき役割を果たしてまいりたい」と答弁をされました。本県において、法施行前に障害者差別禁止条例が制定されるとも理解できるものであります。今後、条例制定をする考えはないのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) この法律におきましては、障がい理由とする差別の禁止と、過重な負担を伴わない合理的な配慮が求められる規定などが設けられたところがございます。しかしながら、どのような行為が差別に当たるのか、また、合理的な配慮の具体的な内容については法に規定がないということで、今後、国が定める基本方針や対応指針などにおいて示される予定となっております。こういった法律の制定がされたということはしっかり周知することが大事だというふうに考えておるところでございますが、県の条例につきましては、これらの基本方針などの内容が明らかになった後に、本県の地域課題、特性等を踏まえた上で、必要性について検討したいと考えております。

○高橋 透議員 一昨日、我が会派の鳥飼議員が代表質問で紹介をいたしました。筋ジストロフィー症の方が大学に通っていらっしゃいます。しかし、その大学に合理的配慮がなかったと私は理解をいたしました。だから、御両親が物すごく苦労されました。ボランティアでいろんな方がお手伝いをされて、その子は何とか大学に通っておりますが、法施行は3年後ですね、3年後。つまり、その間は、障がい者に対する合理的配慮が義務づけされていない現状が続くわけです。今、合理的配慮を必要とする人がいつ

ばいいんです。今からも出てくるんです。そのために、私は、条例を法施行前に制定すべきじゃないかということを上申しているわけでありまして。

次に、申し上げていきますが、差別を解消するための支援措置を検討されていく過程において、当然、障がいのある当事者も参加した協議会などをつくられるというふうに思いますが、障がい者団体を初め、広く県民と意見交換を行うべきと考えます。どのように取り組んでいられるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県としましては、今後、国において策定される基本方針や対応指針等を踏まえまして、障がいを理由とする差別の解消を図るための取り組みについて、障がい者に関する施策についての調査・審議を行う宮崎県障害者施策推進協議会の意見を聴取いたしますとともに、障がいのある方や関係機関と率直な意見交換——これも今月初めに率直な意見交換もするように担当課に指示しておりますが、今後とも、そういうスタンスでこの課題に対処してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 そのように当事者の意見をしっかり聞く、そのことによって、本当に条例が必要なのか、そういう判断もしかるべきときに生まれてくると思うんです。ぜひ丁寧な議論をやっていただきたいと思っております。障がいのある方々は、本音は条例制定を強く望んでいることを再度申し上げておきたいと思いません。

次に、健康増進、がん対策についてお尋ねをしております。この3月に、宮崎県医療費適正化計画、がん対策推進計画が改定をされましたが、前回の推進計画においては、特定健診受診率、がん検診の受診率ともに目標値を達成で

きておりません。その理由を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） まず、特定健康診査の受診率についてであります。平成22年度に、慶應大学医学部が厚生労働省の補助を受けて行った調査によりますと、健診を受けない主な理由は、「医療機関を受診している」が37.4%、「健康だから」が24.6%、「時間の都合がつかない」が17.9%となっております。健診を受ける差し迫った必要性を感じにくいことが、受診率が向上しない要因ではないかと考えております。

次に、がん検診受診率につきましては、内閣府がことし1月に行った世論調査の結果によりますと、複数回答であります。「受ける時間がない」が47.4%、「がんであるとわかるのが怖い」が36.2%、「費用がかかり経済的にも負担になる」が35.4%、「健康状態に自信があり、必要性を感じない」が34.5%となっております。本県も同様の理由から、受診率が伸び悩んでいるものと考えております。

○高橋 透議員 今回、先ほど言いましたように計画を改定しました。それぞれ新たな計画では、またさらにここで、特定健康診査受診率、がん検診受診率、ともに高い目標値を掲げていらっしゃるわけですが、その受診率の目標達成に向けて今後どのように取り組んでいられるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） まず、特定健康診査につきましては、県では、市町村に対して、健診事業に要する経費の3分の1を負担しているほか、住民への広報、未受診者への電話案内、個別訪問、休日健診等との同時受診などの取り組みについて、交付金で支援をしております。また、市町村国保、協会けんぽ及び県な

どで構成します宮崎県保険者協議会の事業予算を増額いたしまして、今年度から県民向け啓発の強化に取り組んでいるところであります。

次に、がん検診受診率の向上につきましては、テレビ・ラジオによるがん検診の重要性についての啓発や、市町村と連携したはがき・電話による個別の受診勧奨、企業や一般県民を対象とした講演会の開催などを行っております。

今後とも、市町村と十分に知恵を出し合いながら、本県の受診率が低い状況も分析し、目標値の達成に向けまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。一番問題なのは、市町村国保に入っている方々なんでしょうけど、職域で受ける方々の受診率というのは、おのずと一定のレベルを維持しているわけですが、データを見ますと、27.3%ですか、特定健診。非常に低いですね。今、いろいろな工夫、対策もおっしゃいましたけど、健診のメリットをしっかりと訴えろとか、あるいは無料化にするとか——16市町村が25年度で無料化にしておりますが、9市では延岡、都城、西都が無料化のようであります。特に都城は、平成23年度ですけど、受診率が46.6%です。飛び抜けております。やっぱりこれも、もちろん無料化と、あと、おっしゃいました広報活動、声かけ——町村だったら対象者が少ないですから、直接、保健師が電話したりとかやっているみたいですけど——そんな細かな働きかけをしているところはしっかりと受診率は上がっているということ。それとあと、広報・宣伝については、私、よく耳にするのは赤十字社の広報です。ここはよく聞くんですね。派手にといますか、うまく捉えていらっしゃるなと思いますが、そういうところの啓発活動も参考にしながら、

今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、農産物ブランド対策に移ってまいります。

まず、温州ミカンの根域制限栽培の現状と展望、方向性についてお尋ねしてまいります。本県では以前から栽培されてきました温州ミカンであります。県内では日南市がいち早く栽培に着手をしまして、言わば本県産ミカンの原点であると思っております。この温州ミカンについては、極わせの日南1号を対象にしました根域制限栽培があります。つまり、シートを上に乗っけて、根元の下までシートを敷いて、マルチ栽培よりも糖度を高めるという栽培方法であります。植木鉢とかプランターをイメージしてもらいたいと思うんですが、この取り組みの現状と今後の方向性について、農政水産部長に答弁を求めます。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 温州ミカンの根域制限栽培でございますけれども、御質問にありましたように、高品質果実を安定して生産できるように、畝を防水性・通気性の高いマルチフィルムで覆う、いわゆるマルチ栽培、これに加えまして、さらに土の中に透水性のシートを敷き、根が伸びる範囲を制限する、こういう本県独自の栽培方法を、総合農業試験場において平成14年度に開発したところでございます。新技術の開発を受け、県では平成15年度から技術の普及を図りまして、現在、日南市や西都市、宮崎市を中心に約16ヘクタールで取り組まれているところであります。根域制限栽培は、高品質果実の生産を通して、生産者の所得向上にも大きく寄与することが期待できますことから、県としましては、産地において、本技術のなお一層の普及・定着を図ってまいりたいと考

えております。

○高橋 透議員 普及・定着ということでおっしゃいました。16ヘクタール、まだまだ少のうございます。というのも、25年度の根域制限栽培の事業を見ても、資材費が大体10アール当たり59万ぐらいかかるらしいんです。その3分の1を補助されるということで、予算措置が103万ですよ。ざっと5反分です。ぜひこの事業は継続・拡大をやっていただきたいと思っています。

現在、極わせミカンの「マルチ日南1号」が宮崎ブランドとして認証をされているわけですが、この根域制限栽培により差別化した温州ミカン为新ブランドとして取り組むことはできないのか、お尋ねをいたします。農政水産部長、よろしくをお願いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 商品ブランド「マルチ日南1号」は、マルチ栽培によりまして雨水の浸入を防ぐことで、糖度などの品質基準を満たしているところではありますが、一部の農家では、さらに安定した高品質な果実生産を目指しまして、御質問の根域制限栽培が行われているところでもあります。県といたしましては、根域制限栽培が、資材等のコストや手間がかかるために十分普及していない現状では、「マルチ日南1号」のブランド力を生かしました販売戦略を引き続き進めていくことが適当であると考えておりますが、今後、根域制限栽培がある程度の面積で普及・定着が図られた段階で、温州ミカン全体の新たなブランドのあり方について検討したいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。やっぱり面積、量だと思えます。そのことをしっかり取り組んでいただきたいと思えます。あと、メディアへの露出度、これが宮崎ブランド

として売り上げの鍵を握っているんじゃないかというふうにも思いますが、ぜひ、テレビ番組で取り上げてもらったりして、話題性を考えたメディア戦略を今後検討していただきたいなと思っています。

それと、参考のために申し上げますと、日南のミカンが今、出ています。9月1日から青切りという形で出ているわけですけど、大体9月20日ぐらいまで、よくても9月いっぱいまで日南のミカンは終わりだと市場は決めつけているんです。そういうレッテルが張られている。その後は熊本とか佐賀のミカンを市場は求めているらしいんです。だから、ミカン農家は、何とか根域制限栽培で熊本、佐賀に対抗できるんじゃないかということを探しているんです。そして、今、高齢化が進んでいまして、ミカンは手作業です。一遍に収穫できないというデメリットがありますから、時間を置いて収穫できるということも、農家は今、検討しているわけです。そのために、根域制限栽培をしっかりと定着させてくれると所得も上がるということで、大変期待をしていますので、今後、農政水産部の御尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。この前、日本三大美林を私、唐突にお尋ねいたしました。今回、日本三大地鶏は何か。稲用副知事にお尋ねしたいところですが、一瞬、ボタンが知事が速かったので、知事をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） たびたび試されたような思いがいたします。三大地鶏、幾つか定義があるようではありますが、一般的には、愛知県の名古屋コーチン、秋田県の比内地鶏、それから、鹿児島県を中心とします九州南部のさつまいも地鶏、この3つを総称してそのように呼ばれているということでございます。

○高橋 透議員 正解でございます。そこで、「みやざき地頭鶏（じとっこ）」——濁点はつかないらしいですが——の生産に係る現状と課題についてどのように認識をしているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） みやざき地頭鶏につきましては、計画的なひなの供給や県商品ブランドの認証、地域団体商標の登録など、行政と生産者団体である「みやざき地頭鶏事業協同組合」が一体となって、生産・販売体制の構築に取り組んでいるところであります。みやざき地頭鶏は、食味のよさとPR効果によりまして、首都圏を中心に需要が高まっており、23年度、約50万羽であったひなの供給羽数が、24年度には約61万羽にまで伸びております。今後もさらなる需要の拡大が見込まれますことから、生産拡大とブランド力の強化に向けた取り組みが必要であり、ひなの増産体制を構築しますとともに、生産技術を改善し、出荷率及び品質の均一性を高め、また、種鶏の改良による生産性及び食味の向上などを進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 先ほどの日本三大地鶏、名古屋コーチン、比内地鶏、さつま地鶏、答弁いただきましたが、一番生産状況で多いのは、三大地鶏に入っていないですが、徳島県の阿波尾鶏という名称がついていますが、192万7,000羽なんです。これは23年度の実績ですけれども、名古屋コーチンで90万3,000羽、秋田の比内地鶏が54万6,000羽、みやざき地頭鶏が49万9,000羽——今、24年度は61万羽ということで御紹介がありました——さつま地鶏が意外と少ないんですね、23年度の実績で2万7,000羽。ただ、さつま地鶏というのは、182日飼育する、そういう条件があって、一番長い飼育日数のようですが、そ

うということもあるのかなと、私、素人ながら考えたところなんです。しかし、ひなの供給をふやそうということで御努力されておりますが、原種鶏の改良・増殖体制、本県は大変不十分であります。体制が、ざっと他県の半分以下なんです。人、そしてまた施設も、まだいろいろと改善する余地がたくさんあるというふうに聞いております。

そこで、みやざき地頭鶏の生産拡大に向けて、畜産試験場川南支場における種鶏の供給体制について強化が不可欠だと考えますが、どう取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） みやざき地頭鶏は、畜産試験場川南支場から県内4カ所のひなセンターへ、みやざき地頭鶏の親となる種鶏を供給し、ひなセンターから生産農家へみやざき地頭鶏のひなを供給するという体制を、官民一体となって構築し、生産拡大を図ってきたところでございます。議員御指摘のとおり、みやざき地頭鶏の生産を拡大していくためには、種鶏の供給体制の強化が必要であると考えておりまして、現在、関係機関と協議しながら、種鶏の供給を担っている川南支場の果たす役割やリスク分散の方策を含めまして、種鶏の供給体制のあり方についての検討を進めているところであります。

○高橋 透議員 今、部長がおっしゃいましたように、鳥インフルエンザとかそういったことを考えたときに、リスク分散は大事だと思いますから、供給体制は1施設に集中しちゃいかんと思いますので、その辺も含めながら拡充をしていただきたいというふうに思います。

あと、もう一つの課題があります。みやざき地頭鶏の飼育技術の点であります。これは個人

差があつて、6割出荷率の方もいれば、8割、9割出荷率の方もいらっしゃる、平均75%が出荷率だというふうに現状を伺っております。つまり、ひなが出荷されるまでに25%のひなが死ぬということなんです。出荷率を上げていくことが生産者の大きな課題となっております、この飼育の技術支援が必要だと考えますが、県としてどう取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 養鶏におきましては、出荷率の向上は、経営安定の大きな課題であります、みやざき地頭鶏につきましては、飼育期間が雄で120日以上、雌で150日以上と通常の食鳥よりも長く、事故のリスクが高いことから、出荷率は低い傾向にあります。また、生産農家間の個々の技術レベルの差もあると聞いております。このため、今後とも、研修会の開催や、飼養管理マニュアルに基づく技術指導等に取り組んでいく必要があると考えており、県といたしましても、引き続き、生産性向上に向けた技術支援に努めますとともに、農家指導の主体となります事業協同組合の指導力及び組織体制の強化についても支援してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 今、事業協同組合は100万羽を目標としていらっしゃるらしいですから、どうか力強い御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災対策と社会資本整備についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

10日の宮原議員の代表質問にありましたが、東九州高速道の日向一都農間、蒲江一北川間の開通が前倒しの供用開始となったが、その要因は何だったのかという御質問に対して、内田副知事が答弁されましたけれども、地元からの再

三の要望活動あるいは官民一体となった行動、熱意が伝わったということでした。東九州自動車道の清武南から日南間の整備促進に向けた県の取り組みについて、とりわけ北郷一日南間だけは供用開始の年度が示されました。それでも平成29年なんです。たった9キロの区間です。その供用開始にあと5年もかかるのかという思いがあります。もっと前倒しができるんじゃないか、できるはずだと思うんです。清武南一日南間もひっくるめて、整備促進に向けた県の取り組みとその決意を知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州自動車道清武南一日南間のうち、清武南一北郷間につきましては、今年度の当初予算としまして、前年度比で約1.4倍の131億円が配分されたところでありませう。また、北郷一日南間につきましては、同じく約4倍の25億円が配分をされ、さらにことし6月には、開通予定年度が平成29年度と初めて明示をされるなど、おかげさまで、これまでの県民を挙げた要望活動の成果もあつて、着実に整備が進んでいるというふうに感じておるところでございます。

しかしながら、清武南一北郷間の芳ノ元トンネルにおきましては、掘削中に地すべりが発生をし、平成21年6月から工事が中断しておったところでありませう。この地域は地盤が難しい状況だというふうに報告を受けておるところでございますが、学識経験者を交えたトンネル施工検討会で対策工法が検討されまして、ようやくことし1月に工事が再開しております。

こうした状況から、まずはトンネル工事が安全に進められることが第一ではありますが、県としましては、清武南一北郷間の開通予定年度を早期に明示いただきたいということ、また、北郷一日南間の開通予定年度の前倒しがなされ

ることが喫緊の課題と考えております。先週も国交省に行きまして、こうしたミッシングリンクの解消に向けて要望してきたところでございますが、今後とも県を挙げて、こういったところにつきまして熱意を持って引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ぜひお願いしたい。オリンピックのことがよく出ますけど、2020年にはぜひ——私は無理なことは言っていないと思うんですよ。2020年には清武南から日南は開通する、その言質を早くとっていただきたい。このことを申し上げておきたいと思っております。

次に、もう一つ大きな課題があります。日南一串間一志布志間の早期事業化であります。当然まだルートは明らかになっていませんが、日南のインターのおり口を見ると、おおむねこのルートを行くんじゃないかという想定はされるわけです。そうすると、この先、早く事業化が決定しないとデメリットが出てくるなというのを考えるわけです。都市計画決定がなされないとルートはわからないということで、せんだっての議会でも答弁がありました。つまり、想定される地域は、農地法の5条で転用できる場所がいっぱいあるんです。ひょっとしたら、今、そこに構造物が立つかもしれないんですよ。事業化が決定されたときに、いざ用地買収となったときに非常に難航したり、そしてまた、コストがかかりますよね。そういうことを考えると、事業化がおくれればおくれるほど工事は難航しておくれるということが想定されますから、こういうことを考えると、事業着手のめどについて強力な取り組みが必要であります。ここで県の決意を確かめたいところですが、具体的な内容も含めて、県土整備部長に状況を御説明いただきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東九州自動車道で唯一の未事業化区間として残っております日南一串間一志布志間につきましては、ことし5月には、新規事業採択に向けました計画段階評価の着手が開始されました。今後、事業化までには、都市計画決定や環境影響評価、新規事業採択時評価という段階を経ていく必要があります。そのような中、7月に串間市で東九州自動車道総決起大会が開催されまして、今年19日にも、今年度第2回目の総決起大会が開催される予定となっております。一方、8月に北九州市で開催されました東九州自動車道建設促進地方大会では、串間市の方が宮崎県代表として意見発表され、早期整備への熱い思いが会場の注目を集めたところでもありました。

高速道路は、産業振興や地域活性化、さらには命の道としまして重要な社会基盤でありますので、鹿児島県と連携しつつ、日南一串間一志布志間の早期事業化を国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私、ことしの2月に質問した折に、あのとき、ちょうどタイミング的に県北の方が前倒しでどんどん供用開始が発表されたときで、県南は、全線開通どころじゃないということをお話でも申し上げたことがあります。一日でも早く高速道路を通したいということで、「全線開通」は当面禁句にしてほしいということも申し上げましたが、今、部長のお話もありましたように、そしてまた、今回の代表質問——きのうまでありましたが——3日間それぞれの議員から、南の志布志までの高速道路の開通までいろいろと御心配、御配慮、激励をいただきまして、私も後ろで聞きながら、大変喜び、感謝を申し上げたところであります。今、部長の話もありましたように、今月の19



日、急遽、大変いい大会が計画されまして、これにも、もちろん国会議員の方々もおいでいただきますが、福田議長のいろんな御配慮、御苦労もあって、私ども宮崎県議会からも多数の議員も参加いただくと聞いております。この場をかりて本当にお礼を申し上げたいと思います。一時落胆しながらも、いい空気が、宮崎県を挙げて、悲願である全線開通に向けて、九州中央自動車道も含めて一日も早い全線開通をとという空気ができつつあるな、できているなということを感じたところであります。改めて感謝申し上げます。県南のほうも今また官民一体となって、各種団体、いろんな支援を今、強めております。強力な御支援を今後とも賜りますよう、よろしく願い申し上げたいと思います。

高速道路は終わりますが、次に、油津港の整備を申し上げていきたいと思います。油津港の東外防波堤整備の進捗状況であります。予定は延長が160メートルあって、あと残りが40メートルと聞いておりますが、できましたら、27年度までには完璧に完成を期待するところであります。進捗状況について県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 油津港の東外防波堤につきましては、港内の静穏度確保のために、平成14年度から先端部160メートルの延伸に取り組んでおりまして、平成24年度までに120メートルの整備を進めたところです。今年度は、残り40メートルにつきまして、防波堤本体のケーソン製作工事などに取り組んでまいりたいと考えておりますが、今後とも、早期の完成が図られますよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 東外防波堤の完成によって、おっしゃいましたように静穏度が確保されると

いうことで、油津港内の船舶の安全が確保されるわけですが、なぜ東外防波堤の完成をここで申し上げたかということ、御存じのように、その次があるわけですね。油津港は耐震岸壁ではありません。今まで私も質問をしたことがありますが、その答弁は、東外防波堤の整備が完了した後に着手することとしているという明確な答弁を、実は平成24年2月に当時の県土整備部長からいただいております。油津港の耐震強化岸壁の整備促進にどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震などに対する防災・減災対策の必要性が高まる中、油津港の耐震強化岸壁は、大規模災害時の緊急物資や復旧・復興に必要な資材の受け入れ拠点としまして、重要な施設であると認識しております。耐震強化岸壁の整備につきましては、東外防波堤の完成後に着手する予定としておりましたが、今後、事業手法などさまざまな整理すべき課題もございます。現在、県では、費用対効果の検討など、事業化に向けた国との協議に必要な準備を進めているところでございますが、耐震強化岸壁は、平常時には通常の岸壁として利用していただくことが何より重要でありますことから、今後とも、地元を初め、関係者と一体となりまして、油津港の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 「東外防波堤の完了後に着手するということにしていたが」というのがありました。非常に悩ましい思いで聞いておりましたけれども……。実は海上保安部との意見交換をする機会がありまして、油津港には海上保安部が駐留しておりますので、この方々も意見交換の中で、大規模災害が起きて岸壁が使えない

というときには仕事にならないというふうにおっしゃるわけです。そういう意味では、耐震岸壁はぜひとも必要だということでお話を承ったところではありますが、非常に気になるのは、BバイCをおっしゃいました。費用対効果をおっしゃいましたが、そういう意味では、ちょうど今、円安で、油津港は環境が悪くて、物流は右肩上がりで昨年まで来ていたんですけれども、今年度になって少し停滞をしている話も聞きます。地元においては熱心なポートセールスもやっていますから、物流対策もしっかりと図って、要望活動もやっていきたいと思っておりますから、今後とも、県当局もいろんな知恵を出していただいて、熱心な御支援も賜りたいと思っております。

次に、河床掘削についてお尋ねしてまいります。県内の河床堆積土砂の除去については非常に要望が多くあります。限られた予算の中で優先順位の箇所づけに当局は苦慮されていると思っております。早期に対処しなければならない箇所について十分に対応できているのか、その点について県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 堆積土砂の除去につきましては、通常、県単独事業で対応しておりまして、河川巡視や地域の皆様からの情報など、現地での状況を把握しまして、家屋浸水のおそれがある箇所など、早期に対処しなければならないと判断した箇所を優先的に実施しているところであります。また、台風等の大雨で大規模な山腹崩壊などによりまして河川内に大量の土砂が堆積し、治水上、危険な状態となった箇所につきましては、災害復旧事業により対応しているところでもあります。近年、堆積土砂除去の要望は非常に多く、緊急性の低い箇所につきましては、十分に対応できていない

状況でございますが、今後とも、厳しい財政状況を踏まえ、堆積土砂の公共事業への活用を図るなど、効率的・効果的な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 最近では、河川パートナーシップ事業ですか、これで県民が行政と協働して草刈り等を率先してやってもらっています。したがって、県民の河川に対する関心も非常に高いんです。だから、堆積除去なんかの要望もかなり出てきております。しかし、おっしゃいますように、予算に限りがあって、全体の予算が減らされる中で、県土整備部内で本当に苦慮されて、維持だけは何とか現状を保っていることも聞いております。しかし、優先順位はつけたにしても、急がないかんというところは予算がないとできないわけです。県庁全体、その辺考えていただいて、予算確保について今後努力をいただきたいと思っております。

次に、ちょっとローカルな質問になりますが、県道酒谷榎原線の整備促進についてお伺いをしてまいります。県道酒谷榎原線というのは、飢肥から来て、酒谷の入り口から入る道路なんですけれども、未改良区間が何か所かあって、その中の、酒谷の入り口から1キロぐらいあるでしょうか、種子田地区と言うんですけれども、そこはセンターラインもなく、県道沿いには民家が張りついております。そして通学路でもあります。ただ、近くに広域農道があるんです。できて10年ぐらいですか。ほとんどの通勤車も大型車両もここを通るだろうという想定をしていたはずなんです。ところが、この広域農道は高低差があって、どちらも時間的には変わらないんです。アップダウンがありますから、燃費も悪くなります。ということは、酒谷榎原線の種子田地区を通るんです。中には、離

合するときに狭いものだから、側溝に車を落としたとか、事故寸前の場面に出くわしたとか、そういう苦情といいますか、お話を何回も私は伺ったことがあります。それで、特に交通量の多い朝夕、交通事故等の心配もありますから、この酒谷榎原線の種子田地区の未改良区間の整備についてどう考えているのか、県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県道酒谷榎原線は、日南市酒谷と榎原とを連絡する幹線道路でありまして、沿線住民の生活を支える路線でもあります。このため、これまで榎原工区などにおきまして計画的に整備を進めてきたところでありまして、現在は、県道日南志布志線との重用区間となっております仮屋工区の整備に取り組んでいるところです。お尋ねの種子田地区の未改良区間につきましては、幅員が狭く、線形も悪いため、大型車との離合が困難な状況となっておりますことから、道路整備の必要性は認識しております。県としましては、事業中区間の進捗状況や道路予算の推移を見きわめながら、この区間の整備について検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** よろしく申し上げます。

次に、市道のことで申し上げるのはちょっとあれなんです、市道富士郷之原線、前も質問したことがありますけれども、国道220号のくしの歯に当たると私は思っているんですが、災害時においては大変重要な役割を果たすというふうに思っています。ただ、未改良の区間でありまして、そのためには、離合場所の設置とか部分的な整備は必要だと思います。最低限の改良が求められますが、その整備手法について県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 海沿いの富

土地区と内陸部の郷之原地区を結びます市道富士郷之原線は、地域の方々にとりまして、災害時に避難路の役割を担う路線であります。日南市が当該道路を整備する場合には、事前防災・減災対策などを推進します防災・安全交付金や、地域活性化等を推進します社会資本整備総合交付金等が活用できますが、いずれも国の負担割合は60%となっております。当該道路は、地形が急峻で地質も脆弱でありまして、線形も厳しいという状況であり、その整備には多額の予算が必要となりますことから、現在、国において実施されております東九州自動車道や国道220号の日南防災事業等の進捗状況を踏まえた上で、今後の整備のあり方について、日南市と協議してまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** ぜひともよろしく願いしたいと思います。

最後に、教育問題について質問をしてみたいと思います。

まず、今後の土曜授業のあり方についてお尋ねをしてみたいと思います。学校5日制が導入されて10年ぐらいですか、完全5日制導入になって。この意義というのは、申し上げるまでもないと思うんですが、学校と家庭と地域、この三者が連携をして役割分担し、子供を社会全体で育てるという目的があったと思います。ただ、聞くところによりますと、文部科学省が最近、この土曜授業の関係で、県教委を通してアンケートを配布されたと聞いておりますが、この土曜授業の実施について、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 土曜授業についてですが、本県において、これまで学校行事等でやむを得ず土曜日に授業を行う場合には、その前

後の授業日を振りかえ休業にして実施してきた——例えば金曜日と土曜を入れかえるというような対応をしてきたんですが、そのやり方ではなくて、他県においては、授業時数の増加や保護者・地域に開かれた学校づくりの観点から、児童生徒の振りかえ休業日を設けずに土曜日に授業を行うと、そういうような学校も見られるようになってまいりました。このような状況を踏まえて、先ほど御指摘がありましたように、文部科学省は、土曜授業に関する「中間まとめ」というのを出しているんですが、その中で、設置者の判断で、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくするとともに、土曜日に、学校において、地域人材を活用した多様な学習や体験活動等の機会を充実できるように、方向性を示したところであります。また、全国一律での土曜授業の制度化についても検討が続けられていると伺っております。

県の教育委員会といたしましては、学校週5日制のもとで定着してきたさまざまな取り組みや実情があることなどを踏まえながら、市町村の御意向や国の動向を見きわめてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 慎重にこの問題については進めていただきたいと思っています。本県では今のところないということではありますが、高等学校はもうやっていますね。普通校なんて、私の二男坊が土曜日は毎週行っているみたいですね、土曜講座という名前で。聞いてみると、「授業と一緒にやわ」と言っていましたけれども、そういう状況であります。

次に、全国学力調査の結果公表のあり方についてお尋ねしていきます。佐賀県の武雄市が調査結果を学校ごとに公表したという報道がありました。教育長はどう思われますか。

○教育長（飛田 洋君） 国が示しております結果の公表の取り扱い、各市町村全体の結果の公表は市町村教育委員会の判断に、各学校ごとの結果の公表は学校の判断に委ねることとなっており、本県もその方針に基づいて対応しているところであります。武雄市におきましては、既に各学校が個別に公表した学力のデータを市の教育委員会が取りまとめ、事前に各校長から了解を得て、市の全体の学習状況などの結果とあわせて公表しているところであり、文部科学省も特に問題はないとしております。

市町村教育委員会や各学校の結果を公表する際には、序列化とか過度な競争を招いたり、小規模の学校では個人の成績が特定されたりするようなことも懸念されますので、そのような点にも配慮が必要であると考えております。

○高橋 透議員 わかりました。配慮が必要だということで教育長は認識しているということではありますが、本県において、全国学力調査の成績を上げようとする学校ごとの取り組みもあるというふうに聞いています。いわゆる過去問、過去の問題を解かせる、そういう訓練を行っている学校もあると聞いておりますが、それは事実でしょうか。そのような実態をどう思われるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 御質問にありました、全国学力調査の成績を上げるために過去の問題を解く訓練を行っているという事例につきましては、把握はいたしておりません。学力というのは生きる力の大切な要素であり、本来、子供たちが進路選択を行ったり、みずから未来を切り開き、社会を生き抜いたりしていく上で、必要不可欠な力でありますので、知識などに加え、思考力、判断力、表現力も含め、確実に身につけさせていくことが大切であります。

そのためには、教師がしっかり教えるということとともに、問題集などを使い、繰り返して学習し、教えたところをさらに深めていくことが必要なことであると考えております。そのような観点から考えたとき、全国学力・学習状況調査の問題もすぐれた教材でありますので、演習問題として使われることも十分あり得ると思います。私も全部問題を見ましたが、特に活用の問題などは本当によく練られていると感じました。しかし、単なる目先の学力ではなく、将来にわたって生きて働く真の学力を身につけられるよう、鍛えるべきところはしっかり鍛える、そういう教育を推進していきたいと思っております。

**○高橋 透議員** 全国学力テストの問題の中身は、物すごく練られてすばらしい内容だということの評価もされているわけですが、私は、その問題を子供たちに提供して、それぞれの子供の判断で勉強するのは、これは当然否定はしません。それと、学校の授業時間以外にすることも別に構わないと思うんです。ただ、一つ気になるのは、土曜日に子供を登校させてやった学校があったというふうに聞くんです。それは教育長、御存じですか。

**○教育長(飛田 洋君)** 今お聞きして驚いております。そういう状況は把握しておりません。

**○高橋 透議員** 公表する必要はないと思いたすが、静岡みたいに。本来、全国学力テストをやる目的は何なのかということをおぼろげに忘れているんじゃないかと思っております。結果を出すための勉強になってはしないかということなんです。たしか教育長は、この前の答弁でおっしゃっていましたよ。結果を指導にどう生かすか。そのことだと思うんです、目的は。もちろん、子供たちの能力を上げていく努力も必要で

す。何回も何回も過去問を解かせることは、ふだんの学力を把握する正確なデータとなり得ないと思います。そもそもこの全国学力調査の目的は何か、いま一度、教育長にお尋ねします。

**○教育長(飛田 洋君)** 最終的な目的は、子供たちにしっかりと学力をつけさせるということだと思うんです。そのことを踏まえながら、全国学力・学習状況調査の目的は、国が示しております実施要領によりますと、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、施策の成果と課題を検証し、改善を図ること、児童生徒一人一人の学力や学習の状況を把握し、学校における児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることなどが示されております。

**○高橋 透議員** 47都道府県あれば、1番があつて47番があるんです。点数の開きがあれば、そこに何が問題があるのか、そのことに労力を注げばいいわけであつて、順位に一喜一憂しない、そのことが必要かなと思っております。さまざま社会的な要因があるとも言われます。経済格差が学力格差になっているふうな言い方もされております。ある有識者は、学校現場の力だけでは限界がある。学校教育の問題よりも家庭力の問題が大きいのではないかという分析もされております。中野・明議員がこの前おっしゃっていました。平均点よりそれ以下の子供を引き上げることが大事だ。そのことが平均点を押し上げる。当然のことなんです、全く同感であります。

私もたびたび申し上げてきましたけれども、もともとできる子は手を加えなくても伸びるんです。要は、家庭環境などさまざまな理由で授業についていけない子供、この子供たちを押し上

げる教育が大事だということを私は申し上げたい。落ちこぼれてひきこもりになる子供を、一人でも多くの子供を、社会で通用する大人にするために今が大事だと思うんです。いま一度言います。順位に一喜一憂することなく、経済格差が学力格差になっていないか、地域性はどうかなど、情報収集力と分析力で社会的議論を呼び起こすきっかけとなる報道を、最後にマスコミに期待をして終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、右松隆央でございます。

今、全国での生活保護者は、過去最多であった終戦直後の昭和26年の204万人を超えて、昨年12月には215万人に達しており、最多記録を更新し続けております。支給総額は3兆7,000億円を超えており、その扶助費の負担率が、国が4分の3、地方自治体が4分の1であることから、国はもとより、地方自治体にとっても膨大な財政負担になっていることは周知のことです。私は、この問題は、まさに経済環境や人、そして、社会全体のあり方そのものにかかわってまいりますので、そのよしあしを問うのではなくて、本県の数値の傾向と、この制度のもう一つの根幹になっている自立支援をどう描いていくのか、あるいは現業員、いわゆるケースワーカーの負担軽減をどう図っていくのか、そういった観点から、本県における生活保護の問題を考えてまいりたいというふうに思っております。

まずは、具体的数値から本県の現状がどうであるのか見てまいりたいと思います。本県における直近5年間の生活保護の申請件数と開始件数、あわせて、受給者の世帯類型別の推移を福

祉保健部長にお伺いしたいと思います。

後は、質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕 答えいたします。

生活保護についてであります。平成24年度の本県における生活保護の申請件数は2,314件で、このうち2,018件が保護開始となっております。これを平成20年度と比較しますと、申請件数が456件、25%、保護開始件数が392件、24%増加いたしております。

次に、平成24年度の被保護世帯を世帯類型別の多い順で見ますと、高齢者世帯が6,062世帯で46%、65歳未満の稼働年齢層を含む「その他世帯」が2,533世帯で19%、傷病世帯が2,462世帯、19%、障害世帯が1,488世帯、11%、母子世帯が656世帯、5%となっております。これを平成20年度と比較しますと、高齢者世帯が21%、傷病世帯が13%、障害世帯が35%、母子世帯が22%増加し、その他世帯につきましては2倍に増加いたしております。以上であります。

〔降壇〕

○右松隆央議員 今の部長の答弁とともに、事前にいただいた資料を見ますと、本県は、毎年2,000件以上、新たに生活保護が開始されることとなります。さらに、所得が生活保護支給基準値以下で実際に受給している割合、いわゆる捕捉率とありますが、これは国全体で15.3%から18%となっていることから、受給要件を満たした潜在的な数はまだまだ相当数あるなどというふうに考えております。労働形態や本県の地域経済の厳しさを鑑みれば、生活保護受給世帯は今後もさらに続伸することが予測できるわけです。

世帯類型別の推移で、とりわけ「その他世帯」の推移に着目をしなければなりません。いわゆる稼働年齢層と考えられるのが、この「その他世帯」でありまして、全国同様、本県でもこの5年間で2倍以上の数にふえております。自立のための就労支援は、まさにここに焦点が当てられてくるわけでありまして。

そこで、先ほどの生活保護の開始件数や世帯類型別の数字から、本県的生活保護の状況について、知事の率直な現状認識を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する、大変重要な我が国の社会保障制度における最後のセーフティーネットということですが、今、部長が答弁しましたような実態、大変厳しいものがございます。特にリーマンショックの影響などもありまして、平成20年度から全国と同様に急増しているという傾向、さらには、特に働くことができる方を含む世帯の増加が厳しくなっているということでもあります。県としましては、ハローワークなどと連携をしながら就労支援に努め、生活保護世帯の自立を図るなど、制度の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 厚生労働省は、稼働能力のある生活保護受給者の急増を受けて、受給者の就労促進を図る「福祉から就労」の支援事業を進めてまいりました。そして、さらに、ことし4月から、就労可能な被保護者については、保護開始直後から脱却まで切れ目なく支援することが必要だということの観点から、福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置や、巡回相談の強化によるワンストップ型の支援体制の整備、さらには、就労した者に対するフォロー

アップを盛り込んだ生活保護受給者等就労自立促進事業を新たに実施することになったわけがあります。先月、報道等でも大きく取り上げられておりましたが、宮崎市が県内自治体で初めて、ハローワーク宮崎と連携して、常設窓口を庁内に設置し、来年3月までに当窓口で70人以上の就職を目指すという旨とあります。

そこで、直近5年間で、県全体の就労支援の実績数と支援対象者に対する割合の推移、並びに、24年度においてはハローワークごとの実績数を福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 生活保護受給者の就労支援を図ります「福祉から就労」支援事業の平成24年度の実績は、支援対象者が424名で、そのうち約60%が就労に至っております。これを平成20年度と比較いたしますと、支援対象者で337名ふえ、就労開始した者の割合はほぼ同じく60%であります。

次に、平成24年度のハローワークごとの状況につきましては、宮崎が支援対象者数111人で、そのうち83%が就労に至っております。同様に、延岡が64人のうち15%、日向が25人、64%、高鍋が59人、34%、都城が78人、71%、小林が46人、89%、日南が41人、44%となっております。

**○右松隆央議員** 県全体の実績からいけば、全国平均が62.5%でありますので、約60%であるということは一定の評価をさせていただきたいと思っております。ただ、一方で、ハローワークごとの実績を見れば、対象者に対する就職割合が最高で89%、最低では15%と大きな開きが出ております。もちろん、有効求職者数を初め、地域の雇用情勢によるところもありますけれども、就労支援員の配置や就労支援のメニューを充実させるなど、各福祉事務所においての

取り組みの状況にもかかわってくると考えております。

そこで、就労支援の体制を今後どのように拡充していくのか。また、福祉事務所によっては就労支援員が配置をされていないところもあります。現状をどのように考えておられるか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 生活保護受給者に対しましては、個々の世帯員の生活状況や能力に応じた自立支援に取り組むことが重要と考えております。このため、県内の各福祉事務所に平成17年度以降、就労支援員を配置し、ハローワークと連携しながら支援に努めているところでもあります。また、議員からお話ございましたが、今年度からワンストップ型の就労支援体制として、中核市であります宮崎市福祉事務所にハローワークの常設窓口が設置されるとともに、常設窓口を設置していない福祉事務所においては、本年8月から、ハローワークと連携した定期的な巡回相談を実施しているところでもあります。就労支援員の果たす役割については、議員の御指摘のとおり、大変重要と考えますので、県内14カ所の福祉事務所のうち、就労支援員を配置していない3福祉事務所について、必要な措置を講じるよう指導してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、就労支援員が配置されていない3つの福祉事務所においては、早急に配置の指導をしてもらうように強く求めさせていただきます。と思っています。

今回、もう一つ注目をいたしましたのが、受給世帯の子供たちに対する学習支援であります。実は、生活保護世帯の世代間連鎖について、受給世帯の4分の1以上が、親も生活保護を受けていたという統計が出ております。学力

不足で、将来、親と同じように生活保護を受けてしまう、こういった生活保護世帯の格差あるいは貧困の連鎖、これは断ち切っていかなければならないというふうに考えております。本県での生活保護世帯の高校進学率でありますけれども、一般と比較をして7.4ポイントの差が出ております。一般と遜色なく98%の進学率を出している県もありますので、本県もまだまだ改善の余地は十分にあると、そのように考えております。

そういった中、こうした子供たちに無料で勉強を教える学習塾が今、全国に広がりつつあります。埼玉県では、3年前から、生活保護世帯の子供たちを対象に無料の学習教室を始めております。福祉事務所の学習支援員がコーディネートされて、元教師や大学生のボランティアの人たちが勉強を教えており、埼玉県は、こうした学習支援事業で、生活保護世帯の高校進学率は以前と比べて10ポイント以上上昇しており、97%まで上がりまして、県内の一般と同じ水準になっております。

そこで、本県においても、生活保護受給世帯の子供たちを対象にした無料の学習塾の設置について行政支援ができないか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** あすの県づくりの原動力となるのは「人の力」でございます。子供たちが、本県や我が国の未来を切り拓く「人財」として活躍していくためには、その学習の機会の確保が大変重要と考えております。このため、生活保護世帯に対しましては、教育的な支援制度として、義務教育における教育扶助のほか、平成17年度より高等学校等就学費が給付されるなど、充実が図られてきているところでございます。なお、生活保護受給世帯



の子供たちを対象にした学習支援のあり方につきましては、これから他県の状況等も調査し、その必要性も含め、検討してまいります。

**○右松隆央議員** 今、埼玉県の例を出しましたがけれども、この学習塾は、ほかにも神奈川県や北海道など、全国多数で実施をしております。ぜひ調査をしていただいて、本県でも同様の取り組みをお願いしたいと思っております。

さて、生活保護制度の大きな課題として避けて通れないのが、増大する医療扶助費の対策であります。厚生労働省は、増大する医療扶助の対策において、平成23年度から、医療扶助の適正化について大きく4つの取り組み、電子レセプトを活用したレセプト点検の強化、生活保護の指定医療機関に対する効果的な指導、向精神薬における適正受診の徹底、後発医薬品の利用促進を各自治体に求めております。そこで、電子レセプトの点検強化に本県もしっかりと取り組み、福祉事務所等が生活保護世帯の受診状況を的確に把握しているのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 各福祉事務所におきましては、不適切な受診行動を未然防止、早期発見するため、レセプト等を点検し、同一傷病で複数の医療機関に受診し、同一薬を重複して処方されている者がいないか、同一傷病で15日以上受診している月が3カ月以上続いている、いわゆる頻回受診者がいないか、などを確認しております。その上で、主治医との面接、嘱託医協議により、必要な診療の程度を確認し、医療扶助の適正な運営に努めているところであります。平成24年度の適正受診指導につきましては、薬の重複処方を受けている者が118名で、うち55名が改善され、残り63名について指導を継続しており、また、頻回受診者は23名

で、うち16名が改善をされ、残り7名について指導を継続しているところであります。

**○右松隆央議員** 今後も引き続き対応をお願いしたいと思います。

生活保護の現状について、最後の質問になります。生活保護を担当する現業員、いわゆるケースワーカーの配置について伺いたいと思いません。社会福祉法では、市部では被保護世帯80世帯に1人、町村部では65世帯に1人のケースワーカーを配置することを標準数として定めております。しかし、この配置定数は、今から62年前の1951年に社会福祉法が制定された当時から変わっていない数字であり、この間に、介護保険制度の創設など、現業員の業務は当時と比べ、明らかに増加をしております。かつ、地域によっては「命の危険性まである一般事務職」と言われるくらい、現場では、一部の申請者や被保護者から、苦情や陳情、暴言や威嚇行為が横行し、時には暴力事件に発展するケースも新聞等でも報道されていますが、全国で後を絶たないわけでありまして。近年の被保護者の急増や多様化において、現業員1人に対して町村で65世帯、市で80世帯を担当することすら大変なのではないか、果たして標準数そのものがいかなものなのか、考えていかなければならない大きな問題だと私は感じております。本県における各福祉事務所の現業員、ケースワーカーの配置状況を確認させていただきました。直近のことし25年4月の数字で、県全体では、標準数が167人に対して、職員定数条例上の職員に該当する者が156名となっており、県全体では11名が不足をしている状況であります。また、福祉事務所ごとに見ますと、正職員が標準数を下回っている事務所は、県内14事務所のうち4つに上っております。

そこで、知事に伺いたいと思います。県内各福祉事務所の現業員の配置数について、法定基準数に満たないところは早急に確保していただくとともに、保護世帯の増加や複雑・多様化の近年の現状を鑑み、さらなる現業員の増員を求めたいと思っておりますが、いかがお考えか、伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘がありましたこのケースワーカーは、保護受給者の性格や環境などを理解しまして、世帯に応じた援助をたゆまず行い、よき相談相手としまして業務に当たることが求められる、大変重要な職務であると認識をしております。私も以前、愛知県の春日井市役所に勤務しました折に、同僚職員がケースワーカーを務めた経験があると。その過酷な現場の実態という話も伺っておりましたし、その職務の重要性、まさに実感をしたところでございます。県内の各福祉事務所におきましては、必要な人員の確保に努めているところでありますが、生活保護世帯の増加が著しい都市部など、一部の福祉事務所において配置が不足している状況がございます。県としましては、そのような福祉事務所に対しまして、生活保護制度の適正な実施が図られるよう、これまでも必要な人員の確保を指導しているところでございますし、これからもそのように努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 必要な人員確保の指導をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の項目に移りたいと思います。本県の地域医療政策についてであります。

政策的課題に入る前に、まずは、本県の地域医療を担っている現在の組織形態のあるべき姿について問うていきたいと思っております。国が、医師の地域偏在の解消のために、各都道府県がみ

ずから責任を持って取り組む組織、コントロールタワーの確立を図るようこの方針を示し、それを受けまして、本県は、23年10月24日に宮崎県地域医療支援機構を設立したところでございます。内部組織として、厚生機関の代表者から成る代表者会議、並びに医師配置調整会議を設け、事務局は本庁内の医療薬務課に設置し、医師2名及び事務職員5名で構成をされております。私は、この機構を先進他県と比較させていただいた中で、現状のままでなくて、さらに進化をさせていかなければならないと考えております。

先進他県を見ますと、例えば機構としては、僻地医療支援機構や医師研修支援機構を内部に置いて、それらを統括するコントロールタワーとして地域医療支援センターを設置しております。センター長は福祉保健部長、副センター長が医官で医師確保対策室長、そして、キャリアコーディネーターが3名、専従の事務職員が3名、サポートスタッフとして、教育インストラクターを4名、さらにはアドバイザーを3名置く15名体制で組織し、運営も各機関の代表者17名で委員会を設置し、運営全般や派遣調整方針を協議しているわけであります。

本県において、医師の地域偏在はもとより、在宅医療を初め、地域医療におけるさまざまな問題を解決していくためには、オールみやざきで取り組める組織の確立が求められていると考えております。

そこで、現在の地域医療支援機構をさらに充実させた宮崎県地域医療支援センターを新設する考えがないか、知事にお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県におきましては、現在、宮崎県地域医療支援機構などにおきまし

て、関係者と連携を図りながら、医師の地域偏在の解消や救急医療の充実などの地域医療対策に取り組んでおるところであります。今後、こうした対策をさらに推進しますためには、医療機関や大学、医師会、行政、さらには住民など、本県の地域医療の関係者が課題を共有して連携を密にしながら、いわば総力戦として取り組んでいくことが、御指摘のように何よりも大切なことであるというふうに考えております。今般、社会保障制度改革国民会議の報告におきまして、在宅医療の推進などの医療改革制度が示されたところでありまして、その動向により、今後、さまざまな施策を講じていく必要がある、さらに対策を強化していく必要があると考えております。

地域医療支援センターにつきまして、議員から御提案いただきましたように、その推進体制についても十分に検討を加えながら、今後、医療対策の推進に務めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** コントロールタワーの優位性で、数年後、本県が他県に先んじて結果を残せるように、ぜひ、組織の拡充を十分に検討していただきたいというふうに思っております。

続いて、政策的課題に入っていきたいと思っております。本県の地域医療政策の中で、対策をさらに進めていかなければならないものの一つが、医師が意欲を持って着任できる環境づくりを、県が市町村と一体となって推進していく取り組みであります。

そこで、地域医療ミーティングを提案させていただきたいと思っております。これは、市町村が地域ごとに抱える医療課題や解決策について、地元住民の代表者を初め、保健所、地区医師会、そして病院関係者が対等に話し合う場を設けま

して、長期的な視野で具体的な対策について検討を行うものであります。この地域医療ミーティングを継続的に開いていくことで、地域住民や病院関係者が認識を共有、深めることとなり、医師を派遣する際にも理解が得やすくなり、ひいては、医師が意欲を持って勤務できる環境づくりにつながっていくことで、医師の地域偏在の解消にも寄与できるものと考えております。

そこで、知事に伺いたいのですが、こういった地域固有の医療課題の解決並びに医師の地域偏在の解消に向けた取り組みの一つとして、地域医療ミーティングを設け、また、県として、それらを統括する地域医療ミーティング推進協議会の設置を求めたいのでありますが、どうお考えになっておられるか、伺いたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 県政におけるさまざまな課題を推進していく上で、地域住民、関係機関の皆様の御意見を伺うことは大変重要であるというふうに考えております。私も、「対話と協働」というものを政策理念の大変重要な柱として掲げておりまして、市町村ごとに行う「ふれあいフォーラム」ですとか、各種団体との意見交換などを通じて、さまざまな御意見、御要望をいただきながら、県政の推進に努めておるところであります。

御提案のありましたように、地域医療に関しましても、住民を含めて意見交換を行うことは、医師の勤務しやすい環境づくりの面からも大変重要であると。地域を挙げて医療について検討していくことは大変重要であろうかというふうに考えております。現在、各地域ごとに設置をされております、例えば、救急医療協議会だとか、メディカルコントロール協議会、精神

保健福祉協議会、さまざまな協議会があるわけでありますので、こういったものの活用や、各地で地域医療に関する課題等につきまして、調査・研究や普及活動を行っている住民団体との連携も含めまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、地域医療再生計画について伺ひたいと思ひます。これは、国から交付金を受けて県が基金を設置し、平成22年から本県で作成した計画に基づき、事業を実施しているものであります。全国の都道府県が再生計画をそれぞれで練り上げ、国に提出したものを、厚生労働省が中身を精査し、交付額を決定していることから、自治体ごとに交付金の配分率も違ひてきております。

そこでまず、既に交付された地域医療再生基金、1次と2次を合わせ80億1,000万円の24年度末までの執行率とその評価について、県による自己評価、並びに厚生労働省の有識者会議でどういった評価を受けたのか、福祉保健部長にお伺ひしたいと思ひます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域医療再生基金の24年度末までの執行率は、62%となっており、25年度末では94%程度となる予定でございます。

地域医療再生計画の評価につきましては、本県は、医師確保、救急医療、周産期医療、小児医療、がん、在宅医療、医療連携、災害医療、その他の9つの区分が対象となっており、また、その評価段階は、一番評価の高いSからA、B、C、Dまでの5つに分かれております。

まず、県による自己評価につきましては、9

つの区分全てがおおむね計画どおり進捗しているとして、B評価としたところであり、有識者会議での評価も同じB評価でございました。有識者会議の具体的な評価につきましては、例えば、在宅医療については、県医師会や地域医師会等との連携を強め、多職種による推進が望まれるとの助言や、医師確保については、修学資金貸与医師のフォローアップをしっかりとすべきとの意見、救急医療については、宮崎大学の救命救急センター、ドクターヘリ導入による人員強化は順調で、今後の事業効果が期待できるとの評価をいただいたところです。今後とも、有識者会議での御意見等も踏まえながら、地域医療再生計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** この有識者会議の評価、いろいろと見ましたが、全国で見ますとA評価が9県ありました。それから、B評価は38県でございました。モデル事業についても、いろいろとそこに書かれてありましたけれども、ぜひ、本県としても、A評価、モデル事業につながるような今後の取り組みを大いに期待する次第であります。

重ねて、福祉保健部長にお伺ひしたいと思ひます。今回、第3次の交付を受けることとなり、申請額15億円に対して、国から10億486万円の内示を受けたところでありますけれども、この内示の分野別内訳と、とりわけ本県が力を入れて取り組む事業概要について伺ひたいと思ひます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今年度、交付が予定されております地域医療再生基金10億400万円の分野別の内訳につきましては、在宅医療対策が1億1,200万円、災害医療対策が1億100万円、医療人材の育成・確保対策が1億8,900万

円、がん対策が3,800万円、精神疾患対策が3,800万円、救急医療対策が4億6,300万円、重症心身障がい児(者)対策が5,200万円、地域医療を守り育てる条例の普及啓発対策が1,100万円となっております。

今回の基金では、特に、高齢化の進展に伴いニーズが高まっている在宅医療対策について、市町村が地域の医師会等の関係団体と協力しながらネットワーク構築を図る事業や、在宅医療に携わる多職種の従事者のスキルアップ研修会の実施を初め、南海トラフの巨大地震等の大規模災害に備え、医療機関が独力で地下水をくみ上げ、浄化し、診療にも利用可能な水を確保するための整備を推進することとしております。また、救急医療対策として、ドクターヘリの運航支援なども継続してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** あわせて、前回の1次と2次の都道府県別の再生計画の内訳額も調べてみました。救急医療対策については、さすがに、宮崎大学のドクヘリ導入や、県立延岡病院の救命救急センター増改築などで、九州では一番手厚い計画額となっております。しかし、一方で医師等確保対策や医療連携対策は、九州では一番低い計画額になっており、また、僻地医療対策や在宅医療対策も極めて低い計画額でありました。ですから、今回の内示分で、重要性が増している在宅医療対策として1億1,200万円の計画額が入っているということについては、評価をさせていただきたいと思っております。

この項目最後に、研修医の確保について考えてまいりたいと思っております。医師の高齢化、そして、これによって若手医師の減少が続いていることは、本県の共有する現状認識であります。当然、若手医師の確保につながる臨床研修医を

さらにふやしていかなければなりません、そのためには、研修医に魅力のある研修システムを構築していかなければなりません。そこで、臨床研修病院において、年間相当数のテレビカンファレンス、出張指導並びに県内の研修医を対象とした合同研修会の実施を求めたいのでありますが、どうお考えか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 研修医が研修先を決める際には、症例数やさまざまな診療科で経験できることが大きな要因となっておりますので、本県におきましては、そのようなニーズに応えられるように、基幹型臨床研修病院同士が連携を図るとともに、宮崎大学附属病院が約50カ所の協力型病院等とネットワークを構築するなど、魅力ある研修環境づくりに努めていただいているところであります。

議員御提案のテレビカンファレンス、出張指導あるいは合同研修会を実施し、効果を上げている県もあると伺っておりますので、今後、基幹型臨床研修病院に対しアイデアを提供するなど、よりよい研修プログラムが構築されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

**○右松隆央議員** こういった臨床研修病院において、年30回以上のテレビカンファレンス、同じく100回以上に及ぶ研修医への出張指導を実施している県もございます。また、合同研修会を実施して研修医同士の連帯感を高めていくような、そういった取り組みをしているところもあります。本県もぜひ、研修医に魅力を感じてもらえるような研修システムの構築に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、3つ目の項目に移りたいと思いま

す。県立病院事業についてであります。

先月、平成24年度の会計決算の見込みが報告をされたわけでありましたが、その中で、23年度と比較をして、増減率で大きくふえていた退職給与金というものがあります。実は、来年4月に実施される地方公営企業会計制度の見直しにより、退職給付金などの引き当てが義務化されることになるわけでありましたが、病院局としてはそれを見越して、前倒しで引き当てを1億円から3億円に増額をしたとのことであります。仮に県立病院の職員が一度に退職をした場合に必要となる金額を、今後、毎年積み立てていくことになるわけでありまして、病院局長に伺いたいのですが、第2期中期経営計画は、最終年度となる今年度において、事業全体での収支均衡、計画では事業全体で8,900万円の黒字を目指すとあります。そのためには、3病院全体での医業収益を上げることはもとより、とりわけ、日南病院の昨年度4億2,800万円の赤字決算の改善にももちろん取り組んでいかなければなりません。かつ、地方公営企業会計制度の見直しに伴う退職給付引き当ての増額も見越した上で、果たして、計画目標である事業全体での黒字決算を達成できるのか、見通しを伺いたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 経営計画の収支目標達成への見通しであります。病院運営の根幹である医師確保が十分でない診療科が依然としてあることや、先ほど議員から御指摘がありましたように、計画策定時には想定していなかった退職給付引当金の義務化に備えた費用計上など、目標達成には予断を許さない状況となっております。

このような厳しい状況の中ではありますが、御質問にありました日南病院におきましては、

今年度は、地域総合医育成サテライトセンターの設置に伴い、内科医2名、外科医1名が増員されたことや、歯科口腔外科の新設等により収益の確保が図られているところであり、また、病院事業全体でも、8月までの患者数が昨年度を上回るなど、現在のところ、堅調に推移しているところでありまして、引き続き、職員が一丸となって、病院事業全体での収支均衡という目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 事業全体として堅調に推移しているということで、今後も目標達成に向けてぜひ頑張ってくださいと思います。

来年4月に地方公営企業会計制度の見直しが行われることで、県立病院の会計処理に大きな影響が出てくることは明らかであります。ちなみに、この地方公営企業会計制度の見直しは、企業会計制度との整合性を図り、相互の比較分析を容易にするために行うものでありまして、具体的には、先ほどの退職給付引当金など各種引き当ての義務化、そして、借入資本金の負債計上、さらには、みなし償却制度の廃止などが行われることとなります。この会計制度の見直しにより、全国で、一部の自治体病院のバランスシートは、民間であれば破綻しかねない債務超過に陥ることが想定をされております。もちろん、帳簿上のもので、キャッシュフローに直接影響するものではないとしても、民間病院との経営比較が容易になってまいります。経営改善の要求が高まることも、十分に考えていかなければなりません。

そこで、病院局長にお伺いしたいと思います。来年4月に46年ぶりに抜本的に見直される地方公営企業会計制度による影響について、借入資本金、一般会計繰入金の負債計上、あるいは

は各種引き当ての義務化、そして、みなし償却制度の廃止によって県立病院の事業会計の影響金額はどうなるのか、具体的に示してもらいたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今回の会計制度見直しの影響としましては、まず、病院事業に新たな負担が生じるものとして、退職給付引当金の義務化がございます。現在のところ、引き当てに必要な額はおおむね50億円程度と見込んでおまして、今後、最大15年の猶予期間中に毎年3億円程度の引き当てを行っていくことになると考えております。そのほかにも、病院事業に新たな負担が生じるものではございませんが、財務諸表の作成方法や会計処理方法の変更に伴うものとして、従来、貸借対照表上の資本に計上しておりました企業債等の借入資本金や補助金及び一般会計繰入金の一部が負債に計上されるとともに、みなし償却制度が廃止されるなどの変更がございます。その額については、現在の状況で仮に試算しますと、みなし償却制度の廃止に伴い、毎年度の減価償却費が現状より2億から3億程度増加すると見込まれております。また、企業債等の借入資本金約300億円程度が資本から負債に移行すると見込まれております。また、補助金及び一般会計負担金の一部約50億円程度が、同様に資本から負債に移行すると見込まれております。なお、負債に移行しました補助金及び一般会計繰入金は、対象となる資産の減価償却に合わせまして、後年度、収益化されるということになっております。現在、制度見直しに伴う準備作業を進めておりますが、新会計制度への移行後も、引き続き、しっかりとした経営基盤の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○右松隆央議員** 会計基準の改正によって、自

治体病院の経営状況がまさに可視化されるわけでありまして。今回の質問で、具体的な試算もされているということから、会計基準の移行に備えて準備がしっかりとできているものと認識をいたした次第であります。

続いて、医師・看護師の勤務軽減について伺ってまいりたいと思います。厚生労働省は、勤務医や看護師の長時間労働が常態化している状況を改善するために、来年の平成26年から、全ての病院に労働環境の見直し計画を作成するよう求めることとしております。今年度末までには基本方針をまとめるということですが、例えば退職金の受け取りや育休の取得ができるなど、正規の職員と同様の待遇で数時間だけ勤務をする短時間正職員の制度、あるいは夜勤の時間を限定する変則シフト制の導入が望ましいとの考えを盛り込むとあります。

私は、先月26日に開かれた県立病院事業評価委員会に、オブザーバーとして出席をさせていただきました。委員会で委員の一人から、「この看護師の数からいけば、患者数や夜間救急など県病院の担う仕事量から鑑みて、ぎりぎりのところではないか」との発言がありました。現場を熟知している人の発言でありましたので、医師や看護師が大きな負担を受けていることは想像にかたくないと感じた次第であります。

そこで、病院局長に伺いたいと思います。医師や看護師の勤務軽減の観点から、医師や看護師にかかわって事務作業を補助する医療クラークの採用による診療報酬加算への対応も含めて、今後、労働環境の見直し計画の作成にどう取り組んでいかれるか、伺いたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 厚生労働省では、医療機関が医師や看護師等の勤務環境改善のための計画を作成することなどを内容とします医

療法改正の準備が進められておまして、今年度中に国の基本指針が策定される予定と聞いております。県立病院におきましては、これまでも、医師の事務作業を補助する医療クラーク（医療秘書）の配置を、平成21年度の導入以降、約4年間で29名に倍増させますとともに、臨床工学技士や看護補助員の増員、院内保育の実施など、医師・看護師等の勤務負担の軽減、働きやすい環境の整備に取り組んできているところでございます。

今回の計画作成につきましても、勤務環境の改善は、医師を初めとする医療スタッフの負担軽減や、良質な医療の提供につながるものでございますので、国における法改正や基本指針の内容、あるいは診療報酬の加算基準などを踏まえながら、夜勤体制の見直しや育児短時間勤務制度の普及について検討するなど、しっかりと対応していきたいと考えております。

**○右松隆央議員** 政府は、予算措置を行って、都道府県を通じて、各病院の計画作成を支援するための支援センターを全国に設置していくとの方針であります。今後も、医師や看護師が働きやすい環境の整備に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、新しい経営計画について伺っていききたいと思います。今年度、第2期中期経営計画が終わり、来年度前半には、診療報酬改定並びに地方公営企業会計制度の見直しを踏まえて、新しい経営計画を策定することになるわけですが、どのような内容を念頭に入れているのか、1年を切った段階で、現在の構想を病院局長に伺いたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 第3期中期経営計画でございますが、平成26年4月に予定されております診療報酬改定や、議員からもありま

したように、地方公営企業会計制度の見直しの影響、さらには国の医療制度改革の方針等を踏まえまして、26年度前半までに策定することとしております。策定に当たりましては、ただいま申し上げました病院事業を取り巻く環境の変化が、県立病院に与える影響を的確に把握しますとともに、県立病院事業評価委員会などの外部の意見も踏まえながら検討することにしております。第2期計画におきましては、計画期間を、経営改善を図るための礎を築く重要な時期と位置づけて取り組んでいるところでございますが、次期計画の策定に当たりましては、第2期計画の成果や課題を十分踏まえた上で、さらなる経営基盤の確立と、高度で良質な医療の安定的提供を基本目標にしまして、その具体的な取り組み方策や経営改善に係る数値目標、これらを盛り込んだ内容になるかと考えております。

**○右松隆央議員** 経営改善を図るための礎を築く重要な時期と位置づけてきました第2期中期経営計画は、現在のところ、こつこつと実績を積み上げてきているのではないかと感じております。ぜひ、第3期において、取り巻く環境の変化に十分対応していただいて、県民の期待に答えていただきますよう、さらなる取り組みをお願いしたいと思います。

この項目最後の質問になりますが、先日出席をさせていただきました県立病院事業評価委員会の終了後に、宮崎病院の院内視察をさせていただきました。診療室や病室はもちろんのこと、手術室あるいは救命救急センターも見てまいりました。その際に、救命救急センターの雨田医師が言われた言葉に、「夜間の体制ができていない。外来と救急車が同じ玄関を通らざるを得ないつくりになっている。先日は、子供が



待合室に待っていたけれども、その前を遺体を乗せた担架を運ばざるを得なかった。私は、ここを救命救急センターと呼んでほしくない」と。そういった切実に訴えられたことが、私は強く印象に残った次第であります。

そこで、県立病院の再整備について、とりわけ、救命救急センター、ヘリポートを備えた防災棟の新設を最優先にできないか、そういうふうに私は考えますが、病院局長の考えを伺いたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院の再整備につきましては、現在、既存の建物改修から全面改築までの4つの案を整理しまして検討を行っておりますが、検討に当たりましては、防災機能強化の緊急性はもとより、整備期間中の減収、あるいは整備費が後年度に与える影響、また、県民負担であります一般会計繰入金の抑制なども十分に考慮していく必要があると考えております。御質問にありました救命救急センター等の整備につきましては、宮崎病院が担う第3次救急医療機能や基幹災害拠点病院としての機能を十分に発揮していく上で、大変重要と考えており、また緊急性も高いと認識しております。御質問の趣旨も踏まえながら、今年度末を目途に、整備の方向性を取りまとめたいというふうに考えております。

**○右松隆央議員** 再整備の方向性をしっかりと注視してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

続いて、最後の4つ目の項目に移りたいと思います。市町村国民健康保険についてであります。

市町村国民健康保険は、いわば国民皆保険の最後のとりでと言えるものであります。しかし、市町村国保の運営においては、高齢化の進

展や被用者保険に加入できない就労形態がふえていること、さらには無職者など、被保険者の構成が大きく変わっていることや、負担能力が低い一方で医療費が高いという傾向もありまして、極めて厳しい運営状況に陥っていることは、論をまたないところであります。さらに、医療そのものは、市町村の域を超えて提供されているのが実態でありますけれども、市町村国保の保険税は市町村間で格差が大きくなっており、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町村によって保険税が大きく異なっているのが現状であります。

そこで、まず、市町村国保の財政の実質的な収支、これは、すなわち法定外繰り入れを除く収支でありますけれども、平成20年度と23年度を比較して、この4年間で、県内における赤字自治体の割合はどうなったか、あわせて、被保険者の構成はどう変わったかを、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県内市町村の国民健康保険特別会計の財政状況につきましては、市町村法定外繰り入金を除いた収支差し引きで申し上げますと、平成23年度は、赤字が20市町村となっております、20年度と比較しますと、赤字自治体は12市町村で、8市町村の増となっております。

次に、国の実施した国民健康保険実態調査によりますと、県内市町村国保の職業別世帯の構成は、平成23年度は、19万9,150世帯のうち、多い順から、無職7万9,000世帯、39.7%、アルバイトなどの被用者5万1,300世帯、25.8%、農林水産業を除くその他の自営業3万1,400世帯、15.8%、農林水産業9,150世帯、4.6%などとなっております。これを平成20年度と比較しますと、無職が11.9ポイントの増、自営業が2

ポイントの増、農林水産業が1.8ポイントの減、被用者が0.8ポイントの減となっております。

○右松隆央議員 わずか3年間で、赤字自治体が8市町村もふえております。26市町村のうち、実に77%の20の市町村が赤字運営ということになっているわけでありまして。また、国保実態調査によると、今の説明でもありましたように、被保険者の構成で無職者が3年間で2万3,100人もふえており、伸び率が著しく大きくなっております。

さらに伺いたいと思います。市町村国保で一般被保険者1人当たりの医療費は、平成14年からの10年間でどう推移したのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成23年度の県内市町村国保の一般被保険者1人当たりの医療費は、31万9,495円となっております。これを平成14年度の19万9,088円と比較しますと、約1.6倍となっております。

○右松隆央議員 この10年間で、一般被保険者1人当たりの医療費が、金額で言えば12万407円も増大していることとなります。答弁にもありましたように、1.6倍ということでありまして。

さらに、市町村の格差の問題に入っていくしたいと思います。直近の平成23年度において、1人当たりの医療費並びに1人当たりの保険税における県内市町村の最大格差がどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成23年度の県内市町村国保の一般被保険者1人当たり医療費を比較しますと、最高額の市町村が39万4,639円、最低額が24万9,303円で、約1.6倍の格差となっております。次に、被保険者1人当たりの保険税、いわゆる保険料を比較いたしますと、

最高額の市町村が11万641円、最低額が6万5,173円で、約1.7倍の格差となっております。

○右松隆央議員 2つの市町村の格差なのですが、私も資料で細かく詳細を見せていただきましたけれども、かなりの格差があるということが十分にわかる数字だというふうに思っております。

福祉保健部長にさらに伺いたいと思います。が、本県の市町村国保の将来の見通しとして、10年後をどのようにシミュレーションしているのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 近年の国民医療費は、高齢化や医療の高度化等により、年3%前後の伸び率となっております。国は、現行制度のままであれば、平成24年度の推計医療費40兆6,000億円が、13年後の平成37年度には20兆4,000億円増の61兆円になるとの将来推計を示しております。この国の推計をもとにすると、本県市町村国保の医療費も1.5倍程度の増加が考えられます。また、日本の人口構造のうち、20歳から64歳のいわゆる現役世代の人口が、平成37年度には、平成24年度比で11.5%減少すると推計されております。こうした現役世代の減少が、本県市町村国保でも同様に起こると推測され、公的負担割合が変わらないとした場合には、1人当たり保険税の増加も見込まれます。このような中、今後、低所得者の多い市町村国保の財政は、赤字自治体が増加するなど、ますます厳しいものになると、危機感を持っているところでございます。

○右松隆央議員 1人当たりの医療費が1.5倍も上がる中、保険税を引き上げなければ、当然、市町村国保財政は著しく悪化をすることになります。その赤字の分を保険税の引き上げで賄う

とすれば、1人当たりの保険税は同様の伸び率が十分に予測をされるわけであります。また、県内市町村の格差においても、さらに拡大を招くことは必至だと考えております。他県のシミュレーションも確認をさせていただきましたけれども、全ての市町村で赤字自治体になってしまうという、そういったシミュレーションを出しているところもございます。

そういった中でありますけれども、国は、社会保障と税の一体改革に基づきまして、市町村国保の安定的な運営を確保していくために、市町村国保運営の都道府県単位化を推進するとしております。また、厚生労働省、これは3年前の平成22年でありますけれども、ことしの25年をめどに、各都道府県に市町村国保の広域化計画、広域化等支援方針を策定するように働きかけておりました。私も、他県が作成している広域化等支援方針を幾つか調べてみたところがあります。市町村の保険税の格差を是正するための標準保険料の設定や、その際、著しく保険税が上昇する世帯に対して激減緩和措置を盛り込んでいる奈良県のものであったり、平成30年を目途に、一元化の工程表を策定した京都府のものであったり、いろいろと目を通してまいりました。そこに共通するのは、まずは、広域化についてしっかりと自治体で研究をして、自分たちの自治体がどうなっていくのか研究したのをもとに、方針や工程表をまとめ、そして、国における制度の検討状況、いろいろ変わってまいりますので、それによって工程表の見直しはその都度行っていくというやり方であります。

私は、本県として、一元化に対する考え方や工程表はある程度まとめておくべきだというふうに考えています。もちろん一元化もメリット、デメリットはございます。私ももろ手を挙

げて賛成できるところまでまいりませんけれども、しかし、国の流れを読んで、直前であたふたしないように前もって対策を検討していくことは、大変大事なことだと考えております。

そこで、最後に知事に伺いたいと思います。私は、早急に「宮崎縣市町村国保広域化等に関する協議会」等を設置して、市町村国保の都道府県単位での一元化に関する本県としての考え方や、工程表を作成して、国の動向における対策をしっかりと講じておくべきだと考えておりますが、知事の考え方を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国保運営の都道府県単位での一元化につきましては、今後、国の社会保障審議会医療保険部会において、具体的な制度設計の議論がなされるということであります。県としましては、安定的な財政の基盤でありますとか、こうした構造的な問題の抜本的な解決が前提というふうに考えておりますので、そういった点を、全国知事会を通じ、国に強く求めているところであります。今後とも、国における検討状況を注視しながら、市町村及び国保連合会等との協議会の設置も含め、改革の工程に応じた必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 協議会の設置から順次進めていただいて、必要な対策にしっかりと取り組んでもらいますよう、お願いをいたしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○福田作弥議長** 以上で午前の質問は終わります。午後は1時再開。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) それでは、質問をさせていただきます。通告しております項目について質問をしてみたいです。

まず、フードビジネスの推進についてお伺いいたします。

フードビジネスの推進については、知事は「復興から新たな成長に向けた基本方針」において、今後の成長産業の中でも一丁目一番地の分野に位置づけるとともに、みやぎきフードビジネス振興構想を策定し、本県の中心的な施策として、関係機関が連携し、全県的な展開を図ろうとしていることは大変評価できるものと思っておりますが、全体的に総花的であるから柱が見えてこない、私はこう思っておるところであります。今後、フードビジネスを進めていくには、具体的なプロジェクトを実際に動かして、成果に結びつけていくことが求められていると思いますが、そのためには、知事が積極的なリーダーシップを発揮していかななくてはならないと考えているところでもあります。そこでまず、改めてフードビジネスにかかる知事の意気込みをお伺いしておきたいと思っております。

また、これまで、農林水産業の振興や6次産業化など、さまざまな取り組みを進めてきたところではありますが、フードビジネスを推進する上で最大の課題は何と考えているのか、知事にお伺いしておきたいと思っております。

さらに、今回、国から3年間で16.5億円の補助を受け、戦略産業雇用創造プロジェクトを推進しようとする取り組みは評価しておりますが、果たしてこのプロジェクトが現実に動いて

いくのか懸念しているところでもあります。この国の事業を活用し、北海道が本県と同様に食品産業の振興に取り組もうとしていると伺っておりますが、北海道と本県では、食品産業の集積状況や産業を支える農業生産構造が大きく異なっております。多種多様な農産物を生産する本県農業と異なり、北海道の農業は、食品産業に仕向ける農産物に生産が特化しており、生産基盤もしっかり整備されております。このような背景を持たない本県において、県はこのプロジェクトでどのような雇用を創出することを目的としているのか、総合政策部長にお伺いしたいと存じます。

後の質問は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、フードビジネスにかかる意気込みについてであります。少子高齢化や人口減少など、本県を取り巻く社会経済情勢が厳しくなる中で、本県経済を牽引する揺るぎない産業基盤の構築が急務であります。本県の核となる成長産業の育成を加速化させる必要があると認識しております。フードビジネスは、こうした考えに基づきまして、本県の強みである農林水産業を軸に、その持てるポテンシャルを最大限に発揮させるとともに、さらに、その裾野を広げて、地域経済・産業全体の活力を向上させていこうとするものであります。まずは、担い手の減少・高齢化へ対応するために、産地力の維持・強化を図ること、そして、生産された農林水産物を加工・製造して付加価値をつけること、また、本県の安全・安心な食品を生産者に利益が還元できるよう売っていくこと、そして、食の魅力を通じてこの宮崎へ誘客を図ることなど、

その推進に努めているところであります。今後さらに、県内の産学官金の知恵と力を結集の上、スピード感を持って戦略的かつ集中的に取り組むことによりまして、しっかりとした成果を一つ一つ出してまいりたいと考えております。

次に、フードビジネス推進の課題についてであります。本県におきましては、これまでも農林水産業の振興を初め、6次産業化、農商工連携などの取り組みを進めてきたところでありますが、現状としましては、本県の食関連産業は、農林水産物を生産し市場に届けるという素材供給中心の産業構造になっております。したがって、加工・製造の分野をより強化し、高い付加価値をつけて出荷する構造への転換が大きな課題であるというふうに考えております。また、多様であるフードビジネスを推進していくには、農業経営の多角化にチャレンジする農林漁業者や、食品関連企業の中で事業拡大に取り組む人材など、プレーヤーとなる、その主体となる産業人材の育成も極めて重要な課題であると考えております。このほかにも、本県の地理的弱点である物流の問題など、課題はさまざまありますが、こうした課題に一つ一つ真正面から向き合い、その解決に向けた取り組みを進めることとしております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（土持正弘君）〔登壇〕 答えいたします。

戦略産業雇用創造プロジェクトについてであります。今回採択されました国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」は、都道府県の戦略的産業分野と位置づけられ、かつ製造業を中心とした雇用創出のためのプロジェクトがその補助対象となっております。このため、本県が提案し

たプロジェクトでは、「みやぎきフードビジネス振興構想」に基づき、本県の強みである農林水産業を生かしたフードビジネスの創出・拡大に取り組むことにより、県内の食品製造業を中心とした雇用の創出を図ることを目的としております。具体的には、フードビジネス構想のプロジェクトのテーマであります食肉、加工用農水産物、焼酎、キャビアなどの分野を対象として、営業、加工・製造、商品開発等の専門家の活用や商談会などの開催等に対して支援するものであります。今後、これらの支援を行うことにより、企業等の販路拡大や新分野進出、新たなライン増設など、事業拡大に向けた取り組みを後押ししながら、目標として掲げました3年間で最大約1,200名の雇用創出につなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま知事から、産業人材の育成、こういったものを重点施策として取り組んでいく、あるいは地理的弱点を克服することが最大の課題だと、こういうようなことでございます。戦略的に、集中的にこれからやっていくということでございますので、頑張りたい。期待をいたしているところであります。

それでは、2問目に入らせていただきます。先日、都城市で開催されました6次産業化推進大会では、知事はフードビジネスのお話をされましたし、また、市長は6次産業化の話をされておりました。県は、6次産業化の推進はフードビジネスの推進を図るための一方策と言いますが、そもそもどんなフードビジネスを育成していこうとしているのかがよく見えてこない、私はそのように考えております。例えば、フードビジネス推進プロジェクトには焼酎プロ

ジェクトがありますが、日本一の焼酎メーカーに育つ企業がある一方で、原料を生産している農家側は、生産規模が小さい農家が多いこともありまして、なかなかもうかる構造になっておりません。先般、特別委員会で視察に行きました。鹿児島県庁とイシハラフーズに行きましたが、どちらも1次加工の向上に力を入れていくという方向性が明確に示されていました。フードビジネスの先覚者でありますイシハラフーズの社長でさえ、機械化に対応できる農地の集積を行政はしっかりやってくださいということを特に言われたわけでありまして。また、先般、政府が発表いたしました成長戦略においても、農業施策の一丁目一番地に農地施策が挙げられております。そこで、県は、規模拡大や機械化に取り組む担い手農家への農地の集積をどのように進めていこうとされているのか、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 積極的に規模拡大を志向する土地利用型の農家や農業生産法人にとりまして、経営効率を高めるには、農地の集積・団地化が重要な課題であると認識いたしております。このため、県では、現在、市町村が策定を進めている「人・農地プラン」に基づき、地域や集落の話し合い活動による農地の出し手・受け手の明確化を進めているところであります。さらに、国におきましては、平成26年度概算要求におきまして、各県に——仮称であります——「農地中間管理機構」を設置して、貸借による担い手への農地集積・再配分を加速化させることとしております。県といたしましては、これらの制度を十分活用しながら、市町村や関係団体等との連携を強化し、生産性の高い産地形成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** この中間管理機構で集積を図っていこうと、それが26年度からということになっておりますが、これはまたいかがなものかなと、すぐ始めるべきじゃないかと、私はこう思っておるところでございます。

それでは、続いて質問をさせていただきますが、県が「みやざきフードビジネス振興構想」で育成しようとする産業は、一過性のものではなくて、地域の産業としてしっかりと根づき、継続していくものにならなければならないと、このように思っておるところでありまして、先日、私は八代市の農事組合法人「八協連」を視察いたしました。統一した規格のトマトを生産するため施設を団地化し、強い組織力を持って、生産から販売まで一貫して行っておりました。翻って本県農業を考えますと、どうも個人の営農が先にあって、みんなで一つの産地をつくり上げていこうという気概を感じられないのであります。今日の農業は、巨大なロットを取り扱う量販店や加工メーカーとの契約取引が主体になっている中で、フードビジネスの推進を図っていくのであれば、これら実需者が求める農産物を確実に生産できる生産基盤を整備することも重要な要素だと、このように考えるわけでありまして。近年、毎年のように、夏の渇水が問題となっております。安定した農業用水の確保が重要となってきております。このような中、私の地元であります北諸地域では、約4,000ヘクタールの畑地帯で畑地かんがい施設の整備を進めておるところであります。水利用が可能となっている畑地は、いまだ計画面積の4分の1と、このように聞いております。農家は、水を利用した安定した農業ができる環境が整備されて初めて、品質の高い農産物を計画的に生産することができ、規模拡大につながるものと考

えております。そこで、北諸地域で進めておられる畑地かんがい事業の効果と、今後、畑かん営農をどのように推進していこうとしておられるのか、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 畑地かんがい事業の効果といたしましては、まず1つ目に、品質・収量の向上、2つ目に、渇水、霜、降灰等の自然災害への適切な対応、3つ目に、水を利用した病虫害防除等の環境保全型農業の展開などが挙げられ、「儲かる農業」「災害に強い農業」「環境に優しい農業」の実現につながるものと考えております。また、特に北諸県地域におきましては、本年度から畜産用水としての利用も可能となりましたので、畜産の振興にも寄与するものでございます。県といたしましては、これらの効果が十分発揮されるよう、畑地かんがい施設の整備を促進し、水を利用した計画的な作付による輪作体系の普及などによりまして、畑かん営農を強力に推進してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。事業の早期完了とあわせて、畑地かんがい用水を利用した営農の普及を早急に、しっかりしたものをつくっていただきますように、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

次に、私の住む都城市は、農業で成り立っている市であります。今後、畑地に水が来るとわかっているのに、農業者はくしの歯が抜けるような形でいなくなっているのが現状でございます。このような中、政府は、今後10年間で農業・農村の所得を倍増すると言っておられます。確かに、フードビジネスの推進により、今の2倍の実需を創出して、全ての担い手が今の2倍の規模で農業ができれば、もうけは2倍になる

はずであります。しかしながら、安易な投資ができないこの厳しい経営環境の中で、規模拡大や機械化等による経営の効率化に積極的に取り組み、大型の販売先に対応できる団地化した産地を再形成していくためには、高度な生産技術と経営管理能力を備えた、すぐれた担い手農家の育成・確保が最も大事なことだと考えております。そこで、本県農業を支えていく担い手の育成・確保対策について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県農業の成長産業化を推進していく上では、規模拡大や生産性の向上、6次産業化等に積極的に取り組む意欲的な担い手の育成は、大変重要な課題であると考えております。このため、県におきましては、経営力強化のためのセミナーや法人化に向けた研修会の開催、6次産業化のためのチャレンジ塾の実施などによりまして、担い手の経営者としての資質向上や経営管理能力の強化に努めているところであります。今後とも、本県農業をリードする意欲あるすぐれた担い手の育成に、関係機関・団体とも連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 人をつくるということは、最も大事な作業であろう、工程であろうと、こう思いますので、しっかりとした後継者を育てていただくように、よろしく願い申し上げたいと思っております。そこで、私のほうから要望を一つだけ申し上げておきたいと思っております。フードビジネスにかける知事の意気込みを先ほどお聞きいたしました。「農業の担い手の減少・高齢化へ対応するため、産地力の維持・強化を図ること」と答えられております。私は、この産地力の維持・強化が最も大事な大きな問題だと、こう思っております。定時・定量・定質の農産物

が常時生産されなくては、フードビジネスにもつながっていかないのではないかと考えているところでもあります。熊本県において、特に主要農産物でありますトマト、メロン、スイカ、イチゴ、ナス、小玉スイカ、それぞれ集積化されております。トマトは、先ほど紹介しました八協連で1つの集団として50ヘクタール、その周辺にありますJA組織で228ヘクタール、メロンは351ヘクタール、スイカは734ヘクタール、小玉スイカ91ヘクタール、イチゴ215ヘクタール、ほとんどが集積化されておまして、作付されているとのことであります。定時・定量・定質の品質を確保するためには、お互いに研究し、研さんしていかなきゃならない、努力していかなきゃならないということを考えますと、こういった集団化というのは最も大事なことだと、このように考えております。先ほど申し上げました八協連の組合長は、「よい品質のトマトをつくれれば、市場のほうから買いに来ますよ」と、こうおっしゃっております。八協連では、たった53戸の農家であります、ちゃんとした農協が立ち上がっています。1戸当たりの面積130アール、1町3反、全部ハウスでございます。10アール当たりの粗収入500万、総額で1軒当たり6,500万の粗収入を上げておられます。さらに、常時5名以上の雇用をしているとのことであります。これも集団化した成果だと私は思っております。宮崎県においても、後継者を育てる意味からも、作目の集団化、団地化が最も大事なことだと思いますので、前向きに検討していただくよう、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

次は、フードビジネスの大きな柱として、知事が積極的にPRされております「100億円産業を目指すチョウザメ養殖」について伺っていき

ます。昨年、水産試験場小林分場を視察しましたが、本県のチョウザメ養殖技術の高さに、新たな産業としての手応えを感じました。しかしながら、どんな事業でも同じなのでしょうが、チョウザメ養殖も目標とする100億円産業に育てていくためには、多くの課題があると考えております。まず、未収益期間をどう克服するのか。チョウザメの養殖は、稚魚からキャビアを生産する親まで養成するのに7～8年以上かかり、その間、ほとんど収入がありません。この未収益期間を乗り切るためには、養殖経費を補える多角経営が必要であることから、個人経営での対応が難しく、企業との連携や参入が不可欠だと考えております。次に、販売面での不透明さで、何分これまで国産キャビアの販売の実績というものが無いのですから、養殖業者が長期の経費負担に耐えられるだけの確実な販路の確立が不可欠であります。日本一のキャビア産地を目指す以上、日本市場を席卷することは当然であります。さらに、世界の需要を十分に把握した上で、世界に認められるブランド商品になるよう、海外での販路開拓にも取り組んでいく必要があります。そこで、「100億円のチョウザメ産業」を実現するための戦略について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（緒方文彦君） チョウザメ産業を育成するためには、高品質なキャビアの安定的な生産と販売体制の構築が最も重要であります。このため、まずは、チョウザメ養殖の生産力の向上が必要となりますことから、新規参入の促進などに努めているところでございます。これまでに19業者が参入しておりますが、多くの経営体が他の事業を営みつつ、兼業で養殖に取り組んでおり、生産量は順調に伸びて



おります。また、宮崎キャビアの販売につきましては、宮崎キャビア事業協働組合による一元的な販売体制のもと、当面は国内主体に販売いたしますが、生産量の増加に合わせ、海外を含めた販路の拡大を目指すこととしており、国際品評会への出展などで世界的な評価を早期に獲得してまいりたいと考えております。県といたしましては、今後とも、県内の関連産業との連携を図りながら、これらの取り組みを推進することにより、チョウザメ産業を100億円規模の産業に成長させてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。そこで、ちょっと要望を申し上げておきたいと思っております。この100億円のチョウザメ産業を目指した日本一のキャビア産地づくりを目指しておられるわけではありますが、フードビジネス振興構想の重点的な取り組みの一つとして位置づけられているところでもあります。私といたしましても、将来的に大変有望な分野ではないかと期待しているところでありまして、今後ぜひしっかりと取り組んでいただきたい、こう思うところでもあります。聞くところによりますと、民間事業者だけではなくて、高千穂町もチョウザメの養殖に取り組んでいるということをお聞きいたしました。行政である市町村がみずから取り組むという動きは、この取り組みを県全体で進めていく機運をつくることや、話題性でも非常に大きな効果があるのではないかと考えておるところであります。小林でもそういうお話があると聞いております。100億円のチョウザメ産業の実現に向けて弾みをつける意味からも、高千穂町以外にも可能性のある市町村があるならば、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと、こう考えるところでもあります。ところで、フードビジネスに関しての質問は以上といたしたい

と思いますが、フードビジネスの推進については、ともすればマーケットインという出口対策ばかりに目が向きがちであります。あわせて、県内の農家や漁家がもうかる、手取りがふえる仕組みをつくっていくことこそが大事だと、私はこのように考えております。県は早急に道筋をしっかりとつけていただきますようお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

次は、都城志布志道路についてお伺いしてまいります。

本会議において、私は13回このような質問をさせていただいております。都城志布志道路の早期整備はライフワークそのものでありまして、皆様御承知のとおり、都城志布志道路は、宮崎自動車道の都城インターチェンジと志布志港を直結し、南九州圏域を縦断し、地域経済を支える重要な幹線道路であり、南海トラフなどの大規模災害に対応するためにも欠かせない道路であります。このため、地元の期待も大変大きく、これまで地元が一丸となって、早期完成に向け、熱心に取り組んできたところでもあります。先日、国道10号の都城インターチェンジから都城市街地の甲斐元までを私は車で走ったところではありますが、交差点が38カ所もあります。約5キロか6キロ程度の道で38カ所もあり、車が大変渋滞していたところでもあります。国は都城インターチェンジから五十町インター間を10号線のバイパスとして、また、五十町インターから県境までを宮崎県が県道のバイパスとして整備を進めているところでもあります。完成により、特に国施工区間においては、渋滞緩和や物流効率化などの整備効果が期待されるところでもあります。このような中、今年5月には、唯一の未事業化区間でありました宮崎県と鹿児島県の県境区間が新規事業化されまし

た。ようやく都城志布志道路全線にわたり事業が展開されることとなったことから、地元では祝賀会が開催されるなど、市民を挙げて大変喜んでいただいております。今後は、事業中区間を一日も早く開通させることが大変重要であり、国や鹿児島県とも連携を図りながら、その実現に向け、力強く取り組んでいかなければなりません。そこで、当該路線を見ますと、総延長44キロメートルのうち、宮崎県側が22キロ、鹿児島県側が22キロとなっております。その開通延長を比べますと、宮崎県が5.1キロ、鹿児島県が8.3キロとなっており、その進捗状況に大変な差があるところであります。また、この4年間の投資額を比較してみますと、国が約50億円、宮崎県が26億円、鹿児島県は何と96億円と聞いております。宮崎県側の投資額が鹿児島県に比べて大変少ない状況にあります。なお、鹿児島県においては、末吉の次でございますが、有明北インターから志布志インター——終点間際であります——の間7.9キロの残事業費は、わずか54億円でございます。約8キロで54億円しか残っていないんです。仮に昨年度の事業費を全額投入すれば、2年間でこの7.9キロ、8キロは供用されることになりまして、合わせて16キロが開通することになります。あと2年間で鹿児島県側は16キロ開通するという計算になります。このままでは、宮崎県側の事業がおくれて、全線開通もおくれることになるのではないかと大変危惧しているところであります。都城志布志道路は、全線が開通してこそ本来の効果を発揮できる道路ですので、鹿児島県におくれることなく、宮崎県側も完成させなければなりません。特に都城志布志道路の費用対効果、よく行政が言っておりますBバイC、これは御案内のとおり2から4、東九州

自動車道よりずっと高いんです。2から4となっております。この路線の整備効果の大きさが示されていると私は思っています。このたび、国土交通省から内田副知事をお迎えしたことで、宮崎県にとりましてももちろん、都城市や市民挙げて早期整備に弾みがつくと、このように考えており、大変期待をしているところであります。そこでまず、都城志布志道路の整備促進に向けての内田副知事の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

**○副知事（内田欽也君）** 都城志布志道路につきましては、私も副知事に就任後、直ちに国のほうに参りまして、県境区間の新規事業化の要望活動を行うなど、これまでも、この道路の必要性・重要性につきまして、機会あるごとに訴えてきたところでございます。また、ことし5月、都城市で開催されました「都城志布志道路整備促進に関する意見交換会」にも出席させていただきまして、沿線自治体、商工関係団体あるいは地元の皆様方の整備促進への熱い思いというのを感じたところでございます。この都城志布志道路全線供用による事業効果は極めて大きいものだと思っておりますので、今後とも、国に対して、予算確保を積極的に働きかけるなど、全線の早期完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

それでは、続いてお尋ねしてまいりたいと思います。全線開通を図るために、県の施工区間の整備の今後の見通しについて、県土整備部長にもお尋ねしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県の施工区間につきましては、全体延長約8キロメートルのうち、これまでに五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間の約3.2キロメートル

を供用しているところでございます。梅北インターチェンジから——仮称でございますが——諏訪山インターチェンジ間につきましては、地元の皆様の御協力によりまして、用地の取得率が約97%となるなど、平成29年度の供用を目標に、着実に整備を進めているところでございます。また、本年度事業着手しました（仮称）諏訪山インターチェンジから県境区間につきましては、今年度、測量や設計を行う予定でありまして、来年度以降、用地取得に着手することとしております。

**○徳重忠夫議員** 県の施工区間についても、しっかりと頑張っていたきたいと、このように考えております。

先ほどお話をしましたが、宮崎県側の直轄区間、国の施工区間の直轄区間でございますが、これが事業の進捗を左右するものだと、このように考えておられて、この区間においては、県の施工区間においては、平成10年に認可されているわけですね。既に15年たっております。なかなか事業が進捗していないのも事実であります。公共事業の予算の縮減があったのも事実であります。この区間の施工を進めることが早期完成への大きな鍵になると、このように考えておられて、当区間において、橋梁など多くの構造物が計画されておるようであります。そこで、国の施工区間の整備状況や残事業費、あと幾ら残っているか、さらに県としてどのように取り組んでいくか、県土整備部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 国の施工区間につきましては、全体延長約13キロメートルのうち、これまでに平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ間の約1.9キロメートルが供用されております。また、乙房インター

チェンジから平塚インターチェンジ間につきましては、橋梁などの構造物が25カ所ほど計画されておりまして、今年度は、このうち平塚跨線橋など3カ所の構造物の工事に着手されております。さらに、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間につきましては、今年度から用地取得に着手する予定と聞いております。残事業費につきましては、国の事業計画によりますと、平成24年度末時点で約300億円と伺っているところですが、県といたしましては、引き続き、地元都城市とも連携し、国の施工区間の早期整備が図られますよう、土捨て場の確保や埋蔵文化財調査の調整など、積極的に協力してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。大体状況はわかってまいりました。都城志布志道路は、平成6年に都城インターチェンジから志布志港までを結ぶ区間の計画路線の指定を受けてから、既に20年を超えております。鹿児島県も宮崎県も同じようにスタートしたわけでありますので、先ほど申し上げましたとおり、鹿児島県側は、末吉インターチェンジから有明北インターチェンジまでの8.3キロは既に開通しておりまして、あと有明北から志布志までの7.9キロも、昨年程度の事業費が確保されると、2年後には、平成26年には供用されるのではないかと、私はこのように考えておるところであります。都城志布志道路の早期整備は、私のライフワークということで申し上げましたとおりであります。乙房インターチェンジから平塚インターチェンジ間に整備予定の残りの6つの橋梁は全く着手されておられません。大きな道路がたくさん通っております。それが全然着手されていないという現状であります。当該路線を開通させるには、横市川、大淀川といった大きな河

川があるわけでありまして、これに橋梁をかける必要もあります。いつ開通するのか全く見えておりません。地元は大変不安を感じているところでもあります。一日も早く都城志布志道路を整備することが、地域の皆さん、県民の皆さんの願いでありますし、本県経済の発展のため、大変重要な課題だと思っております。一生懸命取り組んでいるということは感じておりますが、内田副知事の力強い決意を伺って期待をするところでもあります。これまで以上に、早期整備に向けた取り組みについて、鹿児島県内の施工区間と宮崎県内施工区間の同時開通を目指していただきたいということを強く要望して、都城志布志道路についての質問は終わらせていただきたいと思えます。

続いて、サービス付き高齢者向け住宅について、県土整備部長にお尋ねいたします。

サービス付き高齢者向け住宅についてですが、高齢者のための施設にはさまざまな種類があります。2年ほど前にできました新しい制度であるサービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の方々が安心して暮らすことができる見守りサービスのついた住宅であります。制度ができて以来、全国的に急激にふえていると聞いております。私が住んでいる都城市におきましても、既に幾つか建設されております。そこでまず、このサービス付き高齢者向け住宅の県内及び全国における登録状況はどうなっているのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○**県土整備部長(大田原宣治君)** サービス付き高齢者向け住宅制度は、高齢者等が安否確認などのサービスを受けながら安心して暮らすことができますバリアフリー構造の住宅を供給するもので、平成23年10月に創設されました。県内の登録状況は、本年8月末現在で11棟の520戸

でありまして、全国では、3,765棟の12万2,086戸となっております。

○**徳重忠夫議員** この住宅につきましては、まだ2～3質問があるんですが、時間が足りませんので、次に入らせていただきます。

次は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

育英資金の貸与事業についてでございます。経済的な理由により修学が困難な、意欲と能力のある生徒や学生に対しての奨学金であります。宮崎県育英資金貸与事業については、17年度に日本学生支援機構から高等学校等奨学金事業が順次移管されておまして、貸与者が年々増加したことに伴いまして、返還者も移管前の平成16年度には1,307人であったものが、24年度には6倍の7,719人ということになっております。育英資金の返済未済額についても、移管前と現在ではかなりの違いがあると聞いておりますので、お知らせいただきたいと思えます。

○**教育長(飛田 洋君)** 返済未済額についてでございますが、日本学生支援機構から移管前の平成16年度は、滞納者数が356人、額にして約8,800万円であったものが、移管に伴って返還者が大幅に増加したこと、今議員が御指摘になったように、6倍ぐらいにふえた、母数が6倍になったというようなこと、それから経済・雇用状況の悪化の影響もあって、24年度には、2,345人、約3億4,300万円と増加いたしております。

○**徳重忠夫議員** 借りたものは返すということは当然のことです。滞納になってからではなくて、申請の段階で育英資金の趣旨についてしっかりと説明して、返還の意義を裏づけていただきたいと、このように考えるわけです。そしてまた、1カ月、2カ月滞納した場

合には、第一連帯保証人である保護者や第二連帯保証人に対して、滞納額が多額にならないように、そういった要求をしていただきたいと思います。返済未済額を縮減するための取り組みについてお尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 返済未済額の縮減についての取り組みであります。従来から、滞納者等に対しては、文書や訪問等による催告を行っているところではあります。また、事後だけでなく、申請の段階で滞納を未然防止するために、校長会等での注意喚起を行い、貸与者本人、そして保護者等へ育英資金申請段階での返還に対する意識の徹底を図っているところがあります。これらの取り組みに加え、平成24年度からは、返還業務を行う専任職員を増員し、体制の強化を図るとともに、第一連帯保証人である保護者への催告に合わせて、第二連帯保証人に対しましても、訪問等による催告の強化に取り組んでおります。さらに、25年度からは、貸与額の選択制や返還金の口座振替制度を導入したほか、意識づけというのが非常に大事でありますので、新規返還者に対する電話による催促の強化や、返還の意思のない滞納者に対して法的措置を実施することとしております。このような取り組みを強化することによりまして、返還未済額の縮減を図り、育英資金貸与事業が将来にわたって安定した運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ滞納者が少なくなるようにお願いしたいと思います。

最後に、知事に2つだけ要望を申し上げておきたいと思います。まずは、都城志布志道路のことですが、鹿児島県側はあと2年で16キロが供用される、鹿児島県は終わったような話ですね。そうなりますと、県境の部分が一番

最後に回される可能性がある。そのことを大変心配いたしております。ぜひ鹿児島県に出向いていただいて、鹿児島県がつかないでいただかないと、宮崎県側をつないでも意味がないんです。ぜひこれをやっていただきたいということが1つ。もう1つは、現状ではまだ10年以上かかると言われている直轄区間、このことについては、宮崎県選出の国会議員に知事からしっかりと、都城志布志道路についても、直轄分については予算をつけてくれと、知事がみずから国会議員に対してしっかりと要望していただきたい、お願いしていただきたいということを最後にお願いして、私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○丸山裕次郎副議長** 次は、星原透議員。

**○星原 透議員**〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

「みやざき東アジア経済交流戦略」について伺います。

県は、東アジアに開かれ、東アジアとともに成長する宮崎を目指して、平成24年度から平成28年度までの5年間を推進期間としてスタートしたところであります。人、物、金、サービスなどが国境を越えて、国際化やグローバル化が拡大、変革する時代を迎えております。このような中、我が国は人口減少・高齢化社会を迎えており、これから国内市場の消費は年々縮小するだろうと言われております。そこで、本県の経済や産業の将来を考えた場合、人口が増加し、経済成長が大きく発展する可能性が見込める東アジア市場に目を向けながら、グローバル化への対応と国際競争が厳しい中、市場を開拓していくためには、対象国の内情に明るい人材の確保や幅広い人脈の強化は必然であります。

この事業の取り組みが始まって1年が経過したところですが、東アジア市場の開拓に向けて、観光客の誘客や人的交流、グローバルな人材や企業人材の育成確保、輸出環境の整備や関連機関との連携、信頼できるパートナーの確保等、計画どおりに進捗しているのか、また、対象国に対する事前調査と情報収集を十分把握してスタートできたのか、知事に伺います。

次に、今年度の特別重点施策として掲げられた東アジア市場の開拓を推進するために、両副知事とも東アジアの国々を視察訪問されておりますが、どの国で、どんな要人や関係者と意見交換や情報収集をされたのか、また、今回の視察を通しての、今後の取り組みに向けての収穫や可能性、課題等について、両副知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

「みやざき東アジア経済交流戦略」の進捗状況などについてであります。この戦略では、「県産品の輸出促進」「観光交流の推進」「経済交流の基盤整備」という3つの戦略を掲げまして、県内企業の輸出力の強化や観光誘客、国際交通網の整備、グローバル人材の育成などに取り組むこととしております。この戦略の策定に当たりましては、それまでの取り組みを踏まえるとともに、対象国などにつきまして、県内企業・団体との意見交換や情報収集を行ったところでありまして、進捗状況ではありますが、3つの戦略に対しまして、「輸出に取り組む中小企業数」や「外国人宿泊客数」など、平成28年度までの4つの目標値を設けまして、庁内各部局で構成する「東アジア経済交流戦略推進本部」

において、進捗管理を行っております。平成24年度の実績値につきましては、4つの指標ともおおむね順調ではありますが、まだまだこれから、宮崎の一層の認知度向上でありますとか人的ネットワークづくりは緒についたばかりでありまして、こうした課題について、今後とも、官民一体となった「オールみやざき」の体制で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○副知事(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

東アジアの国々への訪問についてであります。私は、8月21日から23日まで、韓国のアジアナ航空本社や韓国観光公社、JNTO(日本政府観光局)ソウル事務所、また、大手旅行会社でありますハナツアーなどを訪問してまいりました。今回の訪問は、宮崎—ソウル線が、外交問題等により日本人利用者が激減していることに加え、福島原発汚染水問題等によりまして、韓国人利用者の減少も危惧され、非常に厳しい状況にあったことから、緊急的に実施したものであります。アジアナ航空本社では、専務取締役と会談いたしまして、路線の維持・充実を強く要望いたしますとともに、今後の課題や展望について、幅広く意見交換を行ったところでありまして、また、韓国観光公社では、マーケティング本部長に本県からの送客への協力を要請いたしますとともに、JNTOソウル事務所では、その所長から韓国旅行市場についての情報収集等を行い、さらに、ハナツアーにおきましては、同社の日本地域本部長にお会いしまして、本県への安定的な送客の実現に向けて、要望・提案を行ったところでありまして、

私は、今回の訪問により、路線に対する本県の強い思いを伝えまして、それぞれの相手方に

においても御理解をいただいたというふうに考えておりますが、依然として厳しい状況が続いておりますので、航空会社等と連携しながら、双方向の利用促進に積極的に取り組みますとともに、路線の安定化に向け、文化やスポーツなど、幅広い分野での交流を促進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、6月26日から29日にかけて、台湾と香港を訪問いたしました。台湾におきましては、国際食品見本市に出展している本県企業や地元百貨店のバイヤーとの意見交換を行いました。これらを通じまして、台湾での本県及び本県産品の認知度は、まだまだ低いと実感したところでございます。今後は、例えば「健康」や「安全・安心」などを切り口にした積極的なプロモーションなどを行うとともに、特に、輸出に意欲のある企業をしっかりと後押ししていくことが、一層の輸出促進に向けて重要であると考えております。香港では、百貨店や本県のアンテナショップを訪問するとともに、大手旅行会社の社長とお会いし、これまでの取り組みへのお礼と、チャーター便運航について今後の協力をお願いしたところであります。訪問を通じまして、香港では、日本国内各県、さらには世界との競争が必要であるということを感じるとともに、継続的な人間関係の大切さを改めて実感いたしました。今後は、香港事務所の活用はもとより、私も含め、定期的な訪問を行うことなどにより、人的ネットワークを構築しながら、県産品の販路開拓や観光誘客に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○星原 透議員 知事、そして両副知事、それぞれ答弁をいただいたところであります。私は、やはり東アジア経済交流戦略は、いかに人脈を築いていくかということだろうと思ひますし、また、それぞれの対象国に対しての事前調査、そしてまた情報収集等をしっかり取り組んでいただいて、国内の各県やまた各国との競争に負けない対応策をしっかりと講じていただきますように、お願いいたしておきます。

次に、東アジア経済戦略では、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイを重点国地域に指定されております。これまで農畜水産物や木材、食品加工品等の県産品の販路開拓や輸出促進に努めてこられておりますが、取り組みの実績と成果、今後の課題について、それぞれ関係部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木材の輸出につきましては、これまで東アジアをターゲットに、海外の住宅展示会への出展やトライアル輸送への支援などに取り組んできたところであります。輸出額は、台湾での型枠用材としての原木の輸出量が伸びたことから、28年度の目標値の2億4,000万円に対して、24年度は約1億9,000万円となっております。課題としましては、特に、韓国において、木造住宅の建築は伸びているものの、北米材が主流で、杉に対する認知度が低いことが挙げられます。このため、昨年度、輸出促進駐在員を設置するとともに、今年度は、自治体国際化協会ソウル事務所に職員を派遣するなど、現地の建築業者に対する営業活動や情報収集に取り組んでいるところであります。このような取り組みによりまして、現地の建築業者が、ソウル近郊の住宅団地内に県産の杉を一部に使ったモデルハウスを建設するなどの動きも出ているところであります。今後

とも、現地のニーズの把握や建築業者等との連携に努めながら、県産材の輸出促進を図ってまいりたいと考えております。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 商工観光労働部としましては、焼酎や加工食品の販路開拓や輸出促進に取り組んできたところであります。これまでの取り組みの実績と成果につきましては、政策評価による具体的な実績値としまして、「輸出企業数」が平成26年度目標値の72社に対して平成24年度実績が70社、「海外商談会での成約件数」が目標値20件に対して26件となっており、海外見本市への出展や海外バイヤーの本県への招聘などの取り組みにより、順調に推移しており、その成果としまして、焼酎や漬物、乳製品などの商品について、定番化・定着化が図られてきております。課題といたしましては、本県や本県産品の認知度向上を図ることや、人的ネットワークの構築、輸送コスト削減のための物量の確保等がなお一層重要であると考えております。今後は、引き続き、海外事務所や海外交流駐在員を活用するとともに、海外に進出している県内企業と連携をより強化しながら、マーケットインの視点に立って、県内の産地や企業に情報や取引機会の提供、マッチング等を行いまして、積極的な市場開拓を図っていくことといたしております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農畜水産物につきましては、輸送時間が長いこと等による腐敗やカビの発生リスク、あるいは複雑な輸出実務のノウハウが県内に蓄積されていないため、産地主導の販路や取引の拡大ができないことなどが課題となっております。このため、昨年度から、最適な鮮度保持対策を確立するための輸送試験や、産地と県内商社等が連携して、直接細島港から輸出するモデルの実証などに取り組

んでいるところであります。昨年度の輸出量は、カンショ、牛肉を中心に588トンとなっておりまして、5年前の3倍になるなど、着実に増加しております。今後は、県香港事務所を効果的に活用し、県内の産地や企業へのタイムリーな情報提供やマッチング、事務所内に併設いたしましたフロンティアオフィスに入居している民間企業などと連携した販路拡大、カンショに続く新たな輸出品目の開発などにも取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** それぞれ各部長に答弁いただきましたが、やはり木材、焼酎、漬物、乳製品、カンショということでありまして、これからフードビジネスあるいは東アジア経済戦略ということになりますと、新たな品目も探して売り込んでいってほしいなど、そのように思うところであります。

次に、東アジア経済交流戦略を推進するためには、私は、定期便が就航しています台湾との交流に、これまで以上に積極的に取り組むべきと思います。なぜかといいますと、日本に一番身近で親日的である台湾を通して、東アジア各国の情報を収集して、対応や対策をとるべきだと考えているからです。そのためには、我が会派の宮原議員が代表質問で取り上げましたように、県内の各市町村と連携して、姉妹都市を結ぶことになれば、経済やスポーツ、芸術や文化交流などを活発化させ、人的な人脈を広げること等により、宮崎の経済や産業にも大きな影響を与えると確信しております。

私の地元都城市のスポーツ少年団は、新竹県の小学校の子供たちと野球交流を始めて、ことしで3年目になります。相互に訪問し、野球を通して交流を深めながら、地域の伝統や文化、言葉や生活習慣の違いに触れながら、国際交流



に努めております。子供たちが、短い日程の中で、指導者や家族に対して感謝する心を持ってくれたこと、また、初めて外国を体験して喜ぶ姿を見て、この事業の継続と、他の県内の地域にもこの輪が広がればというふうに願っておるところであります。

ところで、三重県では、台湾と高校生国際料理コンクールや水族館交流、ホームページに両方の交流連携に関する情報を集約したページを作成するなど、幅広い地道な交流活動を続けられております。また、ことし5月には、日台観光サミットを開催し、これまで、静岡県、石川県でも開催されております。宮崎も観光サミットの誘致活動に積極的に取り組む考えはないのか、また、宮崎と台湾で毎年交互にゴルフ大会等を企画する考えはないか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 日台観光サミットにつきましては、日本と台湾の相互の観光関係者が一堂に会し、日台観光の現況報告と今後の相互交流の拡大に向けた意見交換を行うものであり、台湾の観光関係者との連携を強化し、本県の魅力をアピールすることで、台湾からの誘客促進につながるものと考えております。このため、今後、本県開催へ向けて、主催者への働きかけを行いたいと考えております。また、宮崎と台湾で毎年交互に行うゴルフ大会などの企画につきましては、県が直接企画するのは難しいと考えておりますが、県では、台湾のゴルフ専門旅行業者の招聘や、大規模コンペの誘致に取り組んでいるところであり、スポーツランドみやざき推進の一環として、関係者の皆様に相談してみたいと考えております。

○星原透議員 ありがとうございます。

次に、現在、中国との関係は、歴史認識や領

土問題など、政治的に厳しい環境にあります。こんな状況のときだからこそ、台湾に信頼できるパートナーを確保するなど、密接な人間関係、人脈づくりに努めておくことが、将来、宮崎が中国との交流促進を視野に入れた場合、特に重要だと思いますが、知事の考え方を伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 台湾との関係、いろいろ御指摘にございましたが、東日本大震災のときの支援、またWBCの試合のときに、日台間で温かい交流があったというようなこともありまして、大変親日的である、そして、もちろん本県にとっては直行便もあるということで、この良好な関係の構築というものは、中国を初め、東アジアの国々との交流の促進にとっても、極めて重要であろうというふうに考えております。

県としましては、文化やスポーツなどの民間団体の相互交流を支援する事業でありますとか海外バイヤーとの商談会などを実施しまして、草の根レベルでの交流の促進や民間企業間の信頼関係の構築に努めているところでありまして、また、私自身も、海外でのトップセールスなどを通じまして、台湾政府や航空会社など民間企業の皆様との人間関係の構築に取り組んでいるところでございます。ことし7月に訪問した際には、亜東関係協会の李会長を表敬いたしまして、李会長の御配慮によりまして、亜東関係協会の幹部や台湾政府の経済部、観光部、航空会社等の関係者と充実した意見交換を実施することができました。

今後とも、経済、文化、スポーツなど、さまざまな分野におきまして、行政、民間団体、青少年の交流など、多元的・多層的な交流の拡大、パイプを太くしていく努力をしてまいりた

いと考えております。

○星原 透議員 知事は今、答弁で、台湾政府や民間企業の皆様方との人間関係の構築に取り組んでいるということでありましたが、経済界の要人とは、どのような人間関係を構築されておるのか、知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私は、知事就任以来、平成23年度と今年度の2回、台湾を訪問しております。その中で、チャイナエアラインの孫会長(現会長)とお会いして、台北線の維持充実について意見交換を行うとともに、航空機を利用した農産物の輸出等についてもアドバイスをいただいております。また、孫会長が本県を訪れた際にも、いろんな意見交換をさせていただいております。さらに、先ほど答弁いたしました、ことし7月に亜東関係協会を訪問した際は、初めての試みだったんですが、単なる表敬で終わるのみならず、航空、観光、物産、貿易、文化交流につきまして、当初は1時間の予定だったんですが、それを大幅に延長して、2時間に及ぶさまざまな方々との意見交換を行うことができました。今後とも、こういった形で、さまざまな問題について、建設的な意見交換を行おうということで合意したところでありまして、大変ありがたい、一つのきずなができたかなというふうに考えておるところでございます。

また、李会長の御紹介によりまして、日本で申しますと、台北市の商工会議所の副会頭に当たります王應傑(わんおうけつ)台北市商業会副理事長とも、宮崎と台湾の交流促進について意見交換するなど、今後につながる関係を構築できたのではないかなというふうに考えております。

御指摘のとおり、海外展開の促進に当たりま

しては、人的なネットワーク、結びつきというものを強めていくことが大変重要であるというふうに考えております。まだまだこれからというところでございますが、今後とも、積極的に私みずから海外に赴き、また、お客様を迎え入れる努力もしながら、しっかりとそういう人的なパイプ、ネットワークを築いてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 先ほど、ゴルフの交流はどうかと、そういうふうに言ったのは、仮に台湾と人的関係を深めていくには、向こうの政府関係とか、経済界の人、あるいは学校関係でもいい、マスコミでもいいし、お互いに宮崎と、両方がそういう形で50人ずつでも100人ずつでも開いて、1日ゴルフをすれば、多分いろんな話、交流ができると思うんですね。そうやって入り込んでいくことが東アジアの交流につながっていくんじゃないかなと、私はそういう思いでゴルフ大会を一例に挙げたんですが、何か行動を起こさないと、今のままで本当にいいのかな、つくづくそのように思っておりますので、一考いただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。民主党の渡辺議員の代表質問でも取り上げられましたIR(統合型リゾート)について伺いたいと思います。

きょう、社民党の高橋議員からもカジノについての質問がありました。私は、カジノ誘致の立場で質問させていただこうと思います。

昨年暮れの衆議院議員選挙において、我が自民党が大勝し、安倍政権が誕生いたしました。安倍内閣は、デフレと円高からの脱却、名目3%以上の経済成長の達成を掲げて、これを実現するための経済対策に積極的に取り組んできております。このような中、国は、日本の成長戦略の一環として、観光立国の実現を目指し、そ

の推進体制の強化に努めております。観光立国の目玉の一つである特定地域でのカジノ施設設置を推進するカジノ合法化に向けて、超党派の国会議員による議員連盟が、議員立法による法案の提出を目指しており、議員連盟では、今秋の臨時国会で法案を提出する動きがあるようです。一方、自民党の議連幹部は、法案提出を決めたとの情報もあります。法案が提出されれば、活発な議論や動きが始まると思います。

日本において、カジノが合法化されれば、観光振興や経済活性化、財源確保など、地域活性化に大きく寄与すると言われております。仮にカジノが合法化され、本県が受け入れに成功すれば、新たな発想による観光地づくりや観光客誘客、雇用拡大や新たな産業創出により、低迷している本県観光にとって起爆剤となり、宮崎が大きく飛躍する絶好のチャンスになると考えております。

ところで、知事は、一昨年マカオに、先月末はシンガポールを訪問され、カジノを中心にしたホテル、レストラン、ショッピングセンター、会議施設や遊戯施設などを含むIR（統合型リゾート）の視察もされたようですが、カジノに対する知事の認識をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 一昨年マカオを訪問した際には、宿泊ホテルの中にカジノが設置されておりました。夕方に到着して、翌朝5時には出発するという状況の中で、まさに移動する際に、カジノの雰囲気、熱気に触れる程度でありましたが、まさに24時間フル稼働で、皆さんが楽しんでおられる様子を感じることができました。

また、今回のシンガポール訪問では、統合型リゾート施設の「リゾート・ワールド・セントーサ」を、運営会社から説明を伺いながら視察

させていただいたところでありますが、5,000億円を超える事業費が投入され、海外からの利用客が6割を占める、また、GDP（国内総生産）の押し上げ効果が1.5%から2%ということで、統合型リゾートというものが、投資、観光誘客、税収、雇用、多方面で大きな効果があるというものを感じたところであります。カジノにつきましては、やはり多くのお客さんでにぎわいがあり、その集客力、経済効果というものを改めて実感いたしました。そのような大きなお金、人の流れというものがあるのを、みすみす指をくわえて見ているのは、我が国全体としてもいかなものだろうか、何か工夫ができないだろうかという強い思いがあるわけでございます。

一方、シンガポールにおきましては、外国人は入場料は必要ないわけですが、シンガポール国民は必要であると、また、依存症と認定された方は入場できないなど、国民への影響、弊害に対する工夫についても確認することができたわけであります。このように、さまざまな課題と言われているようなものにつきましても、いろんな工夫があるということでありますので、国によるしっかりとした対策の制度化というものを今後注視してまいりたい、そのような期待を持って我々としても見てまいりたいと感じております。

**○星原 透議員** 期待を持ってということでありました。実は私、5月21日に長崎県佐世保市のハウステンボスで開催された西九州統合型リゾート研究会第7回定期総会に出席させていただきました。総会後の基調講演で、「地方型IR（統合型リゾート）の可能性とあり方」についての話を伺いました。その後、会場内での模擬カジノの体験をさせていただき、佐世保市の

熱心な取り組みに驚いたところであります。そこで、各都道府県のIRについての動きや取り組み状況等について、どのような情報を持たれているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 本県は、約20の都道府県が参加する「地方自治体カジノ協議会」に参加しておりまして、各県の取り組み状況などについて情報交換等を行っております。全国の取り組み事例としましては、北海道では、統合型リゾート施設の設置による経済・社会影響調査の実施、長崎県佐世保市では、ただいまお話のありました、経済界を中心とした研究会による模擬カジノ体験、沖縄県では、統合型リゾートを導入する場合の諸問題について考えるシンポジウムの開催などがあります。

○星原透議員 今、答弁いただきましたが、今、手を挙げようとしている都道府県といえますか、地域が、大体17あるいは20というふうにも言われております。その中で、宮崎の取り組みは少しおくられているような感じがしておるところであります。

次に、私は、宮崎がIR(統合型リゾート)を誘致するとなると、シーガイア周辺を中心に考えるしかないと思っていますし、地方型IRとしての有資格が十分にあります。それは、世界一の松林や2つのゴルフ場、サッカーやテニス場、動物園や温泉、マリンスポーツや海釣り、区域指定をして免税店やアウトレット、飲食店や最先端の医療機器を導入して、全身検査ができる施設の設置をすることなどにより、新たな産業と雇用の拡大が期待できると思っております。そして、食事や買い物、遊びから体のチェックまで、老若男女が宿泊して、宮崎を堪能してもらえる場所として提供することによ

り、新たな宮崎観光の夜明けが始まると確信しております。そこで、シーガイアグループ関係者と、IRの誘致について意見交換や協議等はなされているのかどうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(茂雄二君) シーガイアは本県を代表する観光施設であり、フェニックスリゾート社及び親会社でありますセガサミーホールディングス社とともに、国内外からの観光誘客を初め、コンベンション誘致、スポーツランド推進など、本県の観光振興全般について、機会あるごとに意見交換を行っております。両社は、韓国でホテルやエンターテインメント施設等から成る複合施設の開発・運営を行うための新会社を共同で設立されるなど、海外における統合型リゾートについて、豊富な情報・関心をお持ちであります。なお、シーガイアの将来構想については、現在、両社で慎重に検討を重ねられていると伺っておりますことから、今後とも、意見交換を行いながら、必要な連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

○星原透議員 ありがとうございます。

次に、私は、宮崎観光の将来を考えた場合、カジノを活用した地域再生・活性化が絶対必要だと先ほども申し上げました。そこで、県内の経済団体や観光団体等のカジノ研究会設立などの動きがありますが、研究会にどのように対応されていくのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど御指摘がありましたように、超党派の国会議員で構成される議員連盟において、カジノを含む統合型リゾートに関する法案の国会提出が予想されるなど、国内においても動きが活発化しております。これまでも何度も何度もカジノ法案というのは議論さ

れましたが、また今、さらに機運が高まっている状況ではないかというふうに考えておりました。本県経済の浮揚策というようなことで、県内経済団体等が一体となって、こうした統合型リゾートに関する研究会の立ち上げというものを御検討いただくことは、大変ありがたく、また心強く感じておるところであります。7月に開催された会合におきましては、県もオブザーバーとして参加しまして、国の動きなどについて説明したところであります。今後、研究会の立ち上げなどに向けまして、必要な協力というものを、県としても積極的に行ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、県庁内にカジノに関するプロジェクトチームを設置して、経済効果や雇用の場の拡大、観光客誘致や財源確保等の調査と、同時にIRの誘致活動に向けて積極的に取り組む考えはないか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、先ほどの「地方自治体カジノ協議会」などにおきまして、都道府県の動きや法案の動向についての情報収集を行っている、そのような段階であります。カジノを検討するに当たりましては、御指摘のような観点からの詳細かつ専門的な分析が必要であるというふうに認識しておりますが、現状では、国内におけるカジノの具体像、その法案を踏まえて、どのような形でカジノというものが検討されるのか、そして、もしそれが実現するとなれば、国内に何カ所設けられるのか、さまざまな課題というものが、まだ明らかになっていない部分がございます。引き続き情報収集に努めながら、関係部局において、今後の展開も含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 わかりました。

次に、アベノミクスの第4の矢がIRだとも言われております。本当に知事がIRの誘致を考えておられるのなら、全国に先駆けて、政府や地元選出国會議員に、法案提出に向けての要請、あるいは賛成の意思表示を明確にして進むべきじゃないかと考えますが、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) カジノも含む統合型リゾートというものが、観光誘客、集客、経済効果、雇用、大変大きいということで受けとめておるところでございますが、前提としまして、どのような規模のものを考えていくのか、また、ギャンブル依存症なり治安とか青少年への影響とか、さまざまな心配がされておるところでございますが、それを克服するために、どういった対策をとるのかというような大きな枠組みを国が明確に示していただいた上で進めることが不可欠なのではないかなというふうに考えております。その上で、地元選出の国會議員や県議会、関係団体、また県民の皆様とも幅広い意見交換を行い、議論を深めながら、今後の展開も含めた検討というものを進めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 知事の考えはわかるんですが、私は、多分この秋の臨時国会に間違いなく法案の提出はなされると、そのように思っております。そうなった場合に、本当にカジノの誘致を考えるのであれば、やはりほかに先駆けてそういう形を示さないと、先ほど長崎の例をとりましたけれども、長崎あるいはほかの東京、大阪——東京でももちろん平成14～15年ごろですか、都庁舎でカジノの模擬体験もありましたし、そういうことを考えれば、宮崎として誘致するということであれば、その辺のところをしっかりと踏まえて、これから対応していかない

と、多分ことしの秋ごろには一応法案は出てくる、そのように思いますので、ぜひそういう面でもしっかりと取り組んでいただければありがたいというふうに思うところであります。

次に、みやざきフードビジネス振興構想について伺います。

県は、総合的な食関連産業（フードビジネス）の成長産業化を目指して、みやざきフードビジネス振興構想を策定されました。これまで取り組んできた産地や食品加工企業の育成や6次産業化、農商工連携等の取り組みに加えて、飲食業や観光産業などにも発展の裾野を広げながら、総合的にフードビジネスとして展開し、平成32年度に食品関連産業の生産額を1兆5,000億円とする数値目標を掲げられております。

ところで、我が国の農林水産業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化等の厳しい状況に直面しており、農山漁村の活力は低下し、地方経済は疲弊しております。まさに現在の宮崎の姿であります。これからは、農林水産業と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林水産業を安定的に成長発展させる必要があります。

一方、海外市場に目を向けますと、グローバル化の進展によって、食市場の国際化が急速に進んできております。農産物輸出の存続・成功の鍵は、現地の消費者にとって、多様で魅力的な商品を提供し、安定的に供給して、顧客の信頼を得ることです。海外市場で顧客に満足してもらうには、安全・安心でおいしく質の高い農産物を安定量と安定価格で供給するなど、国内取引と変わらない対応が必要でありま

す。

今回のフードビジネス振興構想は、マーケットインの考え方に立っていますが、計画を策定する段階で、事前に国内や海外市場などのニーズを調査し、情報収集を綿密にされたのか、また、調査に基づいてどのような施策を展開していかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネス振興構想の策定に当たりましては、県内外の企業等の取引情報や消費動向の分析などを通じまして、我が国の食生活のあり方の変化に伴います外食や中食向けの加工品需要の高まりや新興国市場の拡大など、国内外のマーケットのトレンドというものを捉えてきたところであります。

こうした市場の動きを踏まえまして、本県の食関連産業について、従来の素材供給型から、市場ニーズに応じた生産や多様な加工、販売の強化などにより、付加価値型の産業に転換する必要がある、そういう観点に立ちまして、マーケットインや連携の強化、外部人材の活用などの観点から、生産、製造、販売など、一体的に取り組むこととしたところであります。

このため、本年度は、香港事務所の開設やマーケティングのための外部人材の活用などによりまして、具体的な市場におけるニーズの把握を行うとともに、マーケットが求める商品づくりを支援するオープンラボを食品開発センターに新設する事業にも取り組んでいるところであります。今後は、各分野や商品ごとの戦略的な販路の拡大や、市場ニーズに応じた生産・加工を強化することによりまして、フードビジネスの成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ありがとうございます。

次に、フードビジネスを推進するために、国

内や海外市場の専門家などの人脈をどのように確保していかれるのか、また、生産現場を支える人材育成にどのように取り組まれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** フードビジネスを推進してまいりる上で、マーケットインの視点からの取り組みが極めて重要でございます。御指摘のとおり、国内外の市場の動向やマーケットニーズを捉えた商品づくりなど、それぞれの分野に詳しい県内外の専門家のアドバイスを取り入れていく必要があるというふうに考えております。このため、本年度から、みやざきブランドアドバイザーや県産品販路開拓コーディネーターを新たに設置いたしまして、外部人材を活用いたしまして、みやざきブランドの再構築や、首都圏における販路開拓の強化を図っているところでございます。

また、フードビジネスを支える生産面においては、経営感覚にすぐれた農林水産業者の育成が大変重要でありますことから、6次産業化に取り組む生産者やその指導者を育成いたしますとともに、県立学校における生産・加工・販売に至る産業教育の充実を図っているところであり、さらに、他産業からの農業参入の促進による産地力の維持にも取り組んでいるところでございます。

このように、外部人材の確保・活用や人材の育成がフードビジネスの持続的な成長には不可欠でありますので、今後とも、先般採択された国庫補助事業も最大限に活用しながら、フードビジネスを支える「人づくり」に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○星原 透議員** いろいろ事業の推進になると、やはり人づくりだというふうに思います。

全ての面で人づくりをしっかりとやっていただかないと厳しいというふうに思いますので、人づくりにはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、フードビジネスを推進していく中で、国内や海外における県産品の販路開拓にはどのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 本県の強みである良質で安全・安心な農水産物を中心に、国内外に向けて販路拡大に取り組んでいくには、商品力や販売力をいかに強化していくかが大変重要であると認識しております。その上で、市場が求めるものを提供するというマーケットインの視点が特に重要なポイントとなります。したがって、国内においては、アンテナショップでの販売や、今年度から配置しました販路開拓コーディネーターを、また、海外では、香港事務所を初めとする海外事務所等を通じまして、消費者ニーズを迅速に把握し、それらの情報を県内企業に的確に提供することにより、売れる商品づくりにつなげていきたいと考えております。さらに、国内外での物産フェアや商談会、バイヤー招聘事業などにより、継続的な取引機会を設けていくとともに、人的ネットワークを構築し、県内企業とのマッチングを行っていくことも重要であります。国内については、国内市場の縮小や産地間競争の激化、海外においては、貿易障壁の存在や商慣習の違いへの対応など、多くの課題がありますが、引き続き、官民一体となった「オールみやざき」の取り組みを展開しながら、国内外に向けた販路開拓を推進してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** それぞれ伺ってきているんで

すが、実際、全体をまとめて、そして全体に指示ができる、そういった人が、フードビジネスあるいは東アジア経済戦略、どちらも専門的な人が必要じゃないかなというふうに私は思っておりますので、検討いただければというふうに思います。

次に、フードビジネスを成功させるためには、県内に大手食品加工メーカー等を誘致し、地元企業とも連携して食品加工団地をつくって、雇用の場の拡大を図るべきだと考えますが、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 広範な販路を持つ大手メーカーを核として食品関連企業の集積を図ることは、雇用の拡大はもとより、フードビジネスの振興を図る上で、大変重要な取り組みであると考えております。県では、これまでも、食品関連産業を重点分野の一つに定め、補助単価を増額するなど、重点的な立地活動を展開してきたところであります。今後とも、豊富な農林水産資源を有する本県の優位性を最大限に生かしつつ、市町村や関係部局と十分に連携を図りながら、原材料流通の効率化や企業間の連携が期待できる食品関連産業の集積に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 今、部長も積極的に取り組むということでありましたが、本当にフードビジネスを成功させる、そういう強い意識があれば、大手の食品メーカーの1社ぐらいはこの1年間で誘致してくる、そういう考えは持たれていないか、もう一回、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** フードビジネスの振興を図る上で、大手食品メーカーの誘致は重要かつ効果的な取り組みであると考え

ておりますので、市町村や関係部局と十分に連携を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** よろしくお願いたしておきます。

次に、生産者に利益が出る価格で販売するためには、生産、加工、販売の各分野の代表による協議会を各地域に設置し、そして技術革新や機能分担、情報交流や人脈づくりに努めることが大事だというふうに思っておりますが、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 本県の進めるフードビジネスでは、生産、製造、販売など、5つの領域にトータルで取り組んでいくこととしておりますが、生産者がより利益を得られる価格で販売いたしますためには、生産と製造、販売の連携による高付加価値化が大変有効であります。このため、フードビジネスの推進に当たりましては、県内産学官金による全県的な協力体制を構築いたしますとともに、県内7地域において、県、市町村を初め、各地域の生産、加工、販売などの関係者が参加した地域ネットワーク会議を設置したところでありまして、これによって、地域の情報の共有化を図るとともに、加工用農産物の産地づくりや地域ブランドの開発など、地域ごとに設定したテーマについて、関係者が連携して取り組むことといたしております。今後とも、このような取り組みを支援することによりまして、地域内外の人的ネットワークを形成し、新たな生産・加工技術の開発、販路の開拓など、地域におけるフードビジネスの育成・拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○星原 透議員** ぜひ地域ネットワークをつくって、そして、その中でしっかりそれぞれの



立場でいい方向に、農業は特に、農家の生産者の皆さん方の利益につながるようなことを考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、教育問題について伺います。

平成24年度から中学校において、武道必修化が義務づけられました。武道については、その学習を通して、我が国の伝統と文化を尊重するとともに、みずからを律し、相手を尊重する態度を養うことなどが期待されております。特に、安全かつ円滑に実施することが最重要課題として求められております。そこで、中学校1・2年生で始まった武道必修化について、県内の柔道や剣道等の選択割合はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 平成24年度の武道種目の実施状況でございます。これは公立中学校と五ヶ瀬中等教育学校のデータであります。1つの学校で複数種目を選択しているところもありますので、それを含めまして、柔道が103校で実施され、剣道39校、相撲1校、なぎなた1校、弓道1校でございます。

○星原 透議員 次に、各学校において、武道場を初めとする施設の整備や用具の確保と、専門の指導者や外部指導者の活用等による指導体制の整備はうまくいっているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 各学校におきましては、武道に必要な施設・用具について、計画的に整備が進められ、授業を行う上で支障はないと伺っております。また、23年度から、武道の指導経験の浅い教員が担当する学校に、外部の武道経験者を派遣し、安全で効果的な学習を進める体制づくりを進めますとともに、教員の資質の向上を図っているところであります。な

お、武道の有段者が全体の45%ということから、平成21年度から毎年「武道指導者講習会」を実施し、全ての保健体育担当教員を対象として、安全に十分配慮した学習指導方法について指導を行い、その専門性を高めているところであります。

○星原 透議員 ありがとうございます。

次に、北海道では、柔道の授業中に1年間で12人が骨折していたとの報道があります。初めて武道を学ぶ生徒が多いと思いますので、特に、授業開始前に指導体制や施設等の点検など、安全に努められているとは思いますが、本県での事故やけが等の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 武道の授業におけるけがの状況ですが、重篤な事案についての報告は受けておりません。軽微なものも含めまして、先ほどの24年度の状況で申しますと、柔道を実施した103校で62件、剣道を実施した39校で1件発生しております。その中で、柔道の主なけがの種類としましては、骨折22件、打撲21件、捻挫8件でございます。

○星原 透議員 最後になりますが、1年が経過して、武道必修化の成果と課題はどんなことがあるのか、また、生徒や保護者の反応についてどのように判断しておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 武道が必修化されたことにより、先ほどお話がありましたように、子供たちが、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるようになったものと考えております。本県の中学生は、武道を通して、技能の習得はもちろんのことですが、武道の特性である相手を尊重する態度が身につけてきているものと考えております。さらには、挨

搽などの社会的マナー、他者の痛みを理解する心など、望ましい人間関係を形成するために必要な力をつけてくれているものと期待いたしているところでもあります。一方で、けがも見られますので、生徒や保護者に安心していただけるよう、さらなる安全管理の徹底が重要であると考えております。今後も、武道指導者講習会や外部指導者の派遣などを実施し、各学校において、安全に十分配慮した学習指導が実施されるよう、指導・支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、武道必修化が始まって1年半が経過したところですが、生徒や保護者から、必修化について要望とか苦情はいただいておりません。

**○星原 透議員** 了解いたしました。

次に、郷土学というものについて伺います。みずからの住む地域に受け継がれてきたありのままの自然や生活文化、伝統技術などの資源を学び直し、地域活性化のために活用する取り組みなどを郷土学と位置づけております。我々の子供時代は、山や川など自然を相手に遊びながら、自然のよさや怖さ、地域に伝わる文化や伝統芸能などを体験しながら、地域の中で育ってきたような気がします。今の子供たちは、生まれ育ったふるさとの魅力や自慢、愛着や誇りが持てない子供たちがふえているとも言われております。そうした子供たちに郷土愛の精神を学ばせ育てていくことが、今、求められていると思います。本県では、記紀編さん1300年記念事業により、いろいろな取り組みがなされているところですが、学校における郷土学や伝統文化について、小・中・高等学校ではどのように取り組み、教育しておられるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 子供たちに、郷土に

対する誇りや愛着、郷土の発展に貢献していこうという気概などを育てていくことは、非常に意義深いことだと考えております。本県では、全ての小中学校がきちんと教育課程に位置づけ、高等学校ではさまざまな時間で工夫しながら、地域の自然や歴史、伝統文化などのふるさとのに関する学習に取り組んでおります。具体的なお話をさせていただきますが、小学校3・4年生の社会科で、県や市町村が独自に作成した副読本を用いて、身近な地域の「産業」や「安全な暮らし」、地域の発展に尽くした「先人の働き」などについて学習しております。また、音楽科とか総合的な学習の時間、さらには部活動などにおいて、「臼太鼓踊り」とか「鉦踊り」とか「高千穂神楽」など、調べたり実際に練習して身につける、そういうようなことをやって、それを学校や地域の行事等で披露したりする学習が展開されております。昨年は、高校生が高千穂神楽を東京の街頭で東京都民の皆さんに披露するということがございました。今後とも、本県の教育資源を活用した教育のさらなる充実を図り、郷土宮崎を子供みずからが守り育てていこうとする態度の育成に努めてまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** ありがとうございます。

次に、茨城県では、ふるさとの愛着や誇りを育てながら、自分たちが住む地域を学ぶ機会をふやしてもらおうと、中学2年生を対象として「いばらきっ子郷土検定」を11月に実施するようであります。検定は、県内各市町村や全県に関する歴史や人物、自然や観光物産など、幅広い分野についての問題に挑戦してもらい、得点に応じて1～3級を認定するようであります。このように、地域愛、郷土愛の精神を育てるためには、本県でも郷土検定を実施した

らと思いますが、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県教育委員会では、郷土検定という形ではございませんが、子供たちが、本県の自然や文化、神話や伝承などについて主体的に学ぶことができるよう、「ひむか学」というタイトルでホームページを開設しております。子供たちがその内容を理解したかどうか確認できますように、郷土に関するクイズのページを設け、全問正解した場合には表彰式の画面に変わる、そして、表彰式の画面に行って、希望すれば賞状を印刷できるような仕組みがとってあります。このように、子供たちが楽しみながら郷土に対する理解を深めることができるよう工夫しているところでございますが、教育委員会といたしましては、このようなことをテレビの広報番組でPRするなどにより、より一層、ふるさと宮崎を学ぶ「ひむか学」のホームページを活用してもらって、子供たちに郷土に対する思いを深めさせていきたいと考えております。

**○星原 透議員** 「ひむか学」というので、ゲーム感覚でということであれば、できれば親子で一緒になってそういうゲームに参加して、親から自分たちの時代のことを話す機会とか、そういう場をつくっていただければ、また違った答えが出てくるのかなというふうに思いますので、そういう点も工夫していただければと思います。

最後になりますが、自転車事故について伺います。警察庁の統計によれば、近年、自転車による事故が多発してきており、自転車事故というと車との接触事故を思いますが、しかし、最近は、自転車同士の事故や、特に多くなってきたのが、自転車対歩行者の事故がふえてきているようです。自転車が関係する違反行為として

は、信号無視や一時不停止、並列や2人乗り、無灯火や酒酔い運転などであります。自転車は危険な乗り物であり、事故が起これば、たとえ自転車であっても、加害者・被害者どちらにもなり得る乗り物だということを自覚すべきであります。実は先月、都城市において、高校生と小学生が自転車に乗っているの交通事故により、2人とも意識不明の状態にあります。特に、小学生はスポーツ少年団員であり、被害者と加害者が団員と指導者の関係でもあり、悩ましい状況にあります。一日も早く元気になって、好きな野球に復帰してくれることを祈るのみであります。そこで、県内の自転車による交通事故の状況と、小・中・高校生が関係した児童生徒の事故状況と原因、指導はどのように行われているのか、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（白川靖浩君）** 議員御指摘のとおり、大変痛ましい事故が発生しておりまして、警察では、さらなる安全対策を推進しているところでございます。平成24年の県内の自転車による交通事故は1,421件で、このうち、児童生徒の事故は全体の約5割を占めております。自転車による交通事故は、平成21年をピークに約2割減少しているところではございますけれども、児童生徒の自転車事故防止は、県警の大きな課題であると認識しております。児童生徒の事故の特徴といたしましては、交差点での出会い頭事故が約7割を占めておりまして、安全不確認や一時不停止などが主な原因でございます。こうしたことから、交通ルールの周知徹底を図るため、各学校におきまして、自転車シミュレーターというものを活用しまして、参加・体験型の交通安全教室を開催するとともに、県内36の小・中・高校を自転車交通安全モデル校に指定し、交通安全教育を重点的に実施して

おります。さらに、街頭におきましては、登下校時間帯を中心に、いわゆる「イエローカード」という警告書を交付するなどしまして、自転車の正しい乗り方について指導をいたしております。引き続き、警察では、教育委員会、学校、交通ボランティアの皆様と連携しまして、自転車事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** ぜひ、子供たちが事故に遭ってけが等のないように、しっかり指導していただければというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

学校における自転車マナーや自転車の交通安全意識向上のための取り組みと指導について、最後に教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 各学校から大きな事故があったときは報告をいただくのですが、本当につらい気持ちで受けております。県内の小中学校におきましては、自転車の交通安全に対する意識を高めるために、警察や交通安全協会等の協力をいただきながら、発達の段階に応じて、交通安全教室を開催したり、定期的な自転車点検に取り組んだりしているところであります。特に、自転車を通学で利用する中学校とか高等学校におきましては、職員や保護者等による街頭指導や自転車通学者集会などを実施し、交通安全意識の高揚や事故防止に取り組んでおります。また、自転車通学を許可制にして、交通マナー違反者に対しては、交通指導票を交付することなどをしながら、指導の徹底を図っている学校もございます。県といたしましては、教師がより具体的で適切な指導ができるように、「学校安全指導者研修会」や「小・中・高生徒指導連絡協議会」を開催するとともに、先生だけではなくて、子供たちみずからがという

ことで、高校生の代表が集まって行う「マナー向上推進会議」を開催し、高校生みずからが考える自転車のマナー向上の取り組みを支援しているところでございます。

**○星原 透議員** 学校は、子供の学力向上から心の教育、しつけや命を守るための教育、人間力を養う教育など、多岐にわたって指導いただいております。宮崎の子供たちが、宮崎に生まれてよかった、ふるさとに誇りと自信を持つように育成・指導していただきますようお願いいたします。私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎副議長** ここで休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後3時10分開議

**○丸山裕次郎副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩下斌彦議員。

**○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手)** 自由民主党の岩下斌彦でございます。きょうも多忙の中、串間市からも傍聴においでいただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。今回の定例会におきましても、「県民の声、地元の声を県政に生かす」を念頭に一般質問を行いますので、よろしくようお願い申し上げます。

私の地元串間市は、少子高齢化、過疎化が進行していますが、市民のおのおの、あるいは団体、グループで地域の活性化のために知恵を絞り、汗を流しております。例を挙げますと、河川浄化や花の植栽などいろいろな取り組みがありますが、一つの例を御紹介させていただきます。

宮大工を経験され、7年前に串間のほうに移

住されている方でございます。年齢が大体65～66歳の方でございますが、地元、海岸線に近いところですが、法泉寺というお寺がございます。そのお寺が境内を含めて大変荒れ放題になっております。それを見かねてか、何とかにぎわいを取り戻したい、そういう思いで友人に呼びかけられまして、友人と2人で、この暑いさなかでございますが、ボランティアで何日も何日もかかって手入れを、木払いをされておりました。そして、つい2週間ほど前でございますが、その境内は見事によみがえり、きれいな場所となりました。私も感謝と敬意をその方に表した次第でございます。

私どもは、明るく豊かな住みよい宮崎県になるよう努力をしなければなりません。串間の将来の可能性を開くには、東九州自動車道日南—串間—志布志間の早期完成であり、農林水産業の振興と観光の推進でございます。皆様方も御記憶にあらうかと思いますが、河野知事の当選のときのテレビのインタビューの第一声は、宮崎県の経済の向上と県民の生活の向上を図るということでございました。宮崎県は平成25年度の重点施策により成長産業の育成として、フードビジネスの展開、東アジア戦略などに取り組むとしておられます。そこで、東アジア戦略について伺いたしますが、知事の「みやざき東アジア経済交流戦略」の考え方と、香港事務所をどのように活用して戦略を進めていかれるのか、伺いをいたします。

後は質問者席にて行います。よろしく願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

東アジア戦略の考え方と香港事務所の活用についてということですが、成長著しい東

アジアの活力を取り込んでいくことは、本県の経済・産業の発展を図る上で大変重要な課題であります。このため、「みやざき東アジア経済交流戦略」におきましては、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指す姿としまして、県産品の輸出促進、観光交流の推進、経済交流の基盤整備、この3つを戦略として掲げたところであります。オールみやざきによる取り組みを推進していくこととしております。

香港事務所の活用についてであります。香港に事務所を設置したのは全国では8番目、九州・沖縄では5番目というふうに伺っておるところであります。本県の事務所の特徴としましては、事務所内に、民間企業が香港への進出を考えている、それを支援するためのフロンティアオフィスを設置していること、また冷蔵庫などを備えた倉庫を併設しているということでございます。その倉庫には串間のカンショが山積みになっておったところでございますが、こうした本県の農水産物などの輸出拡大を目指して、この事務所を拠点として営業活動を積極的に支援していくとともに、香港の各種のプロモーション活動で築きましたネットワークというものをフルに活用しながら、市場ニーズに対応したマーケットインの視点に立ちまして、県内の産地や企業に取引機会や情報の提供、マッチングなどを行ってまいりたいと考えております。

また、消費者に対しまして宮崎の食文化や商品のこだわりを伝えることも、販路開拓にとりまして大変重要でありますので、香港のアンテナショップとも連携をしながら、拠点を置くことによりまして、継続的、安定的に積極的なPRなどが行えるのではないかと期待をしております。

ところでございます。さらには、今後、チャーター便の誘致など観光誘客にも積極的に対応しまして、東アジアとの幅広い経済交流を推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。お聞きしますと、香港事務所は、県の職員の方お一人、現地採用の方2人、そして経済界の方もいろいろ交流があらうかと思いますが、最初のスタートはそれで何とかやっけていかれると。時期を見て、様子を見て、また県職員のOBの方とか、あるいは中国に精通された方を嘱託にされて、何とか活用がだんだん拡大されるのかなというふうに期待をいたしております。東アジア戦略の積極的な取り組みをしていただきまして、県民の皆様方も注目しております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、道を考える女性の会の方々も、何年もかかって運動を展開し、ボランティア活動もされております。本日も、自分の仕事がありながらも駆けつけていただきました。それだけ思いは強いものでございます。そこで、東九州自動車道について御質問をさせていただきます。串間市民にとりまして、高速道路日南一串間一志布志間の早期完成は悲願であります。7月24日に開催されました東九州自動車道建設促進日南・串間地区総決起大会は、知事にも御出席をいただきましたが、約1,000人が参加し、盛大に開催されました。また、7月28日、29日にはオープンハウスパネル展が開催されまして、市民から意見聴取も実施されております。また、北九州では、「串間の道を考える女性の会」の齋藤会長が意見発表を行いまして、高速道路の必要性を強く訴えたとのことでございます。願わくは、2020年、7年後の東京オリンピックまでに

実現できればというふうに思っておるところでございます。そこで、東九州自動車道日南一串間一志布志間の早期完成に向けての意気込みを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 東九州自動車道で唯一の未事業化区間として残ります日南一串間一志布志間であります。ことし5月には、新規事業採択に向けました計画段階評価の手続が開始されたところで、一步前進ではあるわけですが、事業化に向けてはまだまだ幾つかの段階を経ていく必要がございます。

そのような中、7月に串間市で開催されました東九州自動車道の総決起大会は、私も出席をいたしました。約1,000名もの多くの沿線住民の皆さんの熱い思いというのが早期整備に向けて大きな推進力になるのではないかと、改めて確信をしたところであります。

また、先週は国土交通省に参りまして要望活動を行いました。特に、道路局長が今度、異動されまして、新しい徳山道路局長さんは以前、東北の地方整備局長をしておられ、東日本大震災のときに例の「くしの歯作戦」を実施された方でいらっしゃいます。本県は、そのくしの歯の根っこにあたる部分もないんだというようなところを強く訴えまして、ミッシングリンクの解消というものを強くお願いしますとともに、この19日に串間市で開催予定の総決起大会には、今のところ道路局長さんにも御出席いただけるというふうなことを伺っておりますので、そのお願いとお礼を申し上げてきたところでございます。19日の大会では、高速道路建設推進議員連盟の国会議員の皆様や国土交通省の幹部の方々に直接地元の熱意を伝える貴重な機会というふうに考えておりまして、整備促進に向けて一層弾みがつくものと期待をしておるところ

であります。

東九州自動車道は、地域活性化、交流の促進にとって重要な路線でもありますし、県民の安全・安心を守る命の道としてもその整備というものは最重要課題であるというふうに考えております。特に日南一串間一志布志間の早期の事業着手につきましては、国道448号、また国道220号がしばしば途絶するという状況がある中で、防災、また南海トラフの地震・津波というものも想定をされます。大変整備が急がれるわけでありまして、串間の魅力を幅広く発信していく観光・交流という面でも大変重要であろうかというふうに考えておりますので、鹿児島県とも連携をし、県議会の皆様や道づくりを考える女性の会など県民の皆様の御協力をいただきながら、私が先頭に立って、これまで以上に強く訴えてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 東九州自動車道日南一串間一志布志間でございますが、それが完成するとすれば、九州の周遊ができるという形になります。そうしますと、皆様方御承知のように、経済効果あるいは観光の九州一周周遊という形の中では、宮崎県にとりましても大きな成長につながるのではないかなというぐあいには思っております。知事の力強い意気込みを聞かせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。また、今月19日でございますが、県会議員の皆様方も多数串間に詰めかけていただく予定でございます。大変心強いです。ありがとうございます。

続きまして、串間市が認定をいただきました地域力磨き上げ応援事業についてでございます。「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」の取り組み状況と今後の見通しについて、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 串間市が策定いたしました分野横断的な地域計画である「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」でございますけれども、平成23年度に県において各部局の補助事業の活用等による総合的な支援を行う地域創造計画に認定しております。本年度までの3年間で新たな串間市の魅力を創出する基盤づくりを進める内容となっております。

都井岬の再開発など、事業計画に一部変更が生じたものがありますが、中心市街地の整備に係る実施計画や、恋ヶ浦のトイレ・シャワーの整備、市内各所の案内サインの設置、都井岬の観光ガイド養成などが計画に沿った形で進められているところでございます。今後は、これらの計画等に基づき、新しい町並みの整備や観光客の満足度の向上など、プロジェクトの成果があらわれてくるものと考えております。県といたしましても、引き続き、串間市の地域づくりの取り組みや観光振興について各部局とも連携を図りながら、さまざまな協力を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞよろしく願いいたします。

ところで、ちょっとお知らせをいたしますが、長年、串間市の中央部分に寿屋という大きな建物がございました。廃墟と化して、ずっと長い間あったんですけども、いよいよ解体が始まっております。このプロジェクトと直接は関係ないのかもしれませんが、そういった点では少し動き出すのかなというのを感じるところでございますが、これからもどうぞ御指導いただきますようお願いをいたします。

続きまして、JR日南線についてでございます。

J R 日南線で運行されております「海幸山幸」は大変好評のようであります。ところが、ふだん使用されている一般車両は余り人気がありません。地元から宮崎を往復するのに、言うてはなんですが、車両も古く、時間がかかり、車を使ったほうが早くて便利であるという話も聞いております。日南線の一般車両について県が費用負担するなどして、もっと乗りたくなるような、観光宮崎にふさわしい車両にすることはできないか、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** J R 日南線は、通勤・通学、通院など地域住民の生活交通手段として、また観光客の移動手段として重要な役割を果たしているところであります。このため、県におきましては、沿線自治体で組織いたします「日南線利用促進連絡協議会」等が行う日南線の利用促進の取り組み、J R 九州が行う観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行を支援していますほか、鉄道の利便性、快適性の向上などを機会あるごとにJ R 九州に要望しているところであります。

こうした中、J R 九州では、日南線の一般車両につきましては、4年ごとに車両の塗りかえを行いますとともに、必要なメンテナンスを随時行っているということでございます。

県といたしましては、今後とも、沿線自治体と一緒に知恵を絞りながら、日南線の利用促進に取り組めますとともに、さらなる車両の魅力アップにつきましても、J R 九州に粘り強く要望してまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞよろしくお願いを申し上げます。けさほど宮崎を走ってましたら、宮交バスだったんでしょうか、フェ

ニックストーナメントをPRする写真が車体いっぱい張ってありますね。かなりおもしろいPR効果があるんだなという形であったんですけれども、皆様方の知恵を出していただきながら、一緒になって何とか魅力ある日南線になればというぐあいに思っているところでございます。

次に、津波対策についてお伺いをいたします。

南海トラフ巨大地震の津波想定では、県内には最大17メートルの津波の襲来が想定されており、まずはこの津波から命を守るための対策を早急に講ずる必要があると考えますが、現時点での県内の津波対策の現状と串間市の対策はどうなっているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 南海トラフ巨大地震の津波対策につきましては、住民の命を守るため、まずは迅速かつ安全な避難対策を最優先の課題として取り組んでいるところであります。このため、県では、本年2月に津波浸水想定を公表し、市町村等へも説明を行った上で、現在、沿岸市町において避難地図——いわゆるハザードマップでございまして——の作成や避難場所の確保、避難路の整備等を進めていただいているところであります。

また、本年度、宮崎県大規模災害対策基金を創設し、このような市町村の整備に対する支援を行うとともに、地域における自助・共助の強化を図るため、防災に関する啓発や人材育成などにも取り組んでおります。

さらに、昨年12月に設置した沿岸市町との津波対策推進協議会において、情報交換や先進事例調査等を行いながら、相互の連携強化も図っているところであります。



串間市におかれましては、本年度、津波ハザードマップを作成するとともに、避難路の整備も検討されていると伺っているところです。

○岩下斌彦議員 続けて質問させていただきませんが、串間市の高松地区については高齢者も多く、県の浸水想定において新たに津波対策を講じる必要が出てきた地区でございます。早急に津波対策を検討する必要があると考えますが、今後、県としてどのような対策を講じていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 串間市では、お尋ねの高松地区を初め、市内8カ所で避難路の整備が検討されておりまして、県に対して支援の要望が寄せられているところであります。県といたしましては、市と十分協議を行いながら、先ほども申し上げました大規模災害対策基金を活用して積極的に支援していきたいと考えております。また、国に対しまして、南海トラフ地震対策特別措置法の制定や必要な施策の推進等を強く求めているところでありまして、これらの動向にも注視しながら、地震・津波対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 よろしくお願いをいたします。

次に、宮崎県私立幼稚園連合会から要望書が提出され、その内容は、障がい幼児保育の部分に関しまして、他県の補助金では、特別支援教育経費、心身障害児教育費、支援要員配置事業といった費目で支給されておりまして、他県と宮崎県を比較いたしますと、宮崎県は半額になっていると記されております。そこで、私立幼稚園特別支援教育経費補助事業について、県内の幼稚園に補助金の対象となる障がい児はどれくらいいるのか、福祉保健部長にお伺いしま

す。

○福祉保健部長（佐藤健司君） この補助金の対象になっております障がい児の状況でございますが、平成21年度は20園の51名でございますが、これが24年度は39園の園児数で96名というふうになっております。

○岩下斌彦議員 続きまして質問ですが、本県の補助単価はどうなっているのか、また九州内の他県の状況はどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県におきましては、2人以上を受け入れている幼稚園の場合、1人当たり39万2,000円を補助するとともに、国の補助対象となっていない子供1人の場合にも、県単独で19万6,000円を補助しております。

九州内の他県の状況は、2人以上の場合、本県と同額が福岡、鹿児島、沖縄の3県で、その他の4県は1人当たり78万4,000円を補助しております。また、1人の場合、本県と同額は沖縄県で、鹿児島県は補助対象外としておりまして、その他の5県は39万2,000円となっております。

○岩下斌彦議員 今こういった答弁を聞きますと、どうかなという気がするのですが、39万2,000円で佐賀県、長崎県、熊本県、大分県は補助されている。鹿児島県は対象にしていらないといいますが、恐らくほかの項目で出ているのではないかなというぐあいに思っております。園児1人の場合、宮崎では19万6,000円、今挙げました4県では39万2,000円。2人以上になりますと、宮崎県では1人につき39万2,000円、他県は78万4,000円と約倍になっておるわけでございます。財政が厳しい中ではございますが、高く

とは言いませんから、どうか他県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県と同じになるように、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

次に、新エネルギーについて質問をいたします。

宮崎県内では、再生可能エネルギーを利用した木質バイオマス発電施設の建設がいろいろ発表されておりますが、県内における木質バイオマス発電施設の状況と新たな計画の事業者名、出力数及び木材の供給について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 現在、本県で稼働している木質バイオマス発電施設は、日南市のウッドエナジー協同組合など5カ所となっております。

また、国の発電設備認定に係る申請が行われるなど計画が具体化しているものが4件で、具体的には、日向市の中国木材株式会社が1万8,000キロワット、都農町の株式会社グリーンバイオマスファクトリーと川南町の株式会社宮崎森林発電所がそれぞれ5,700キロワット、日南市の王子グリーンエナジー日南株式会社が、石炭との混焼になりますが、2万5,400キロワットであります。このほか、串間市においても計画されておりますが、国への発電設備認定申請はまだ行われていないと聞いております。

必要となります木材につきましては、新たな4施設と既存の施設とを合わせ、製材残材等に加えまして、水分を含んだ状態で県内から年間約37万トンの未利用木材を調達する計画となっておりますが、県内の林地残材の発生量は年間77万トンですので、計算上は対応できるものと考えております。しかしながら、林地残材には収集運搬コストの課題もありますことから、

効率的な仕組みづくりについて、助言や情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、太陽光発電の全量買い取り制度が発表されて以来、県内でも1メガワットを超える大規模な太陽光発電施設の建設計画が盛んに取り上げられております。県内のメガソーラーの設置状況と今後の見通しについて、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** メガソーラーの設置状況につきましては、県が把握している範囲で申し上げますと、7月末現在で件数が15件、出力総数は約26メガワットとなっております。地区別では県央地区が最も多く、11件の約20メガワット、次いで県南地区が4件の約6メガワットとなっております。なお、県北地区につきましては確認できておりません。

次に、今後の見通しですが、九州電力によりますと、7月末現在のメガソーラーの電線への接続受け付け状況は、件数で68件、出力総数は約155メガワットとなっており、また、そのほか多くの事前相談を受けているとのことでありませす。このようなことから、今後一層、メガソーラーの設置が進んでいくものと考えております。

**○岩下斌彦議員** 続きまして、県といたしまして、今後どのようにメガソーラーを含めた非住宅用の太陽光発電に取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 太陽光発電につきましては、3月に改定しました「宮崎県新エネルギービジョン」の中で重点的に取り組む新エネルギーの一つとして位置づけ、平成34年度の導入目標を22年度の約9倍となる700メガワットと定めたところであります。

メガソーラーを含めた非住宅用太陽光発電の

導入促進対策としましては、今年度新たに、発電事業の希望者と設置場所の提供希望者の情報を登録し、これらの情報の提供を行うマッチング事業に取り組んでいるところであります。また、太陽光発電を導入する上での障害となっている規制もありますので、その緩和や電線への接続対策の強化等について、国への要望を行っているところであります。今後とも、太陽光発電を初め、新エネルギーの積極的な導入に取り組む、環境・新エネルギー先進地づくりの実現を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

続きまして、環境森林部長にお伺いをいたします。県は東アジアに県産材を積極的に輸出していくという計画でございしますが、本県の木材輸出の状況と今後の可能性についてお伺いをいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 平成24年度における本県の木材輸出量は、木材輸出に取り組む団体によりますと、原木で1万1,000立方メートル、製材品で1,000立方メートルで、そのほとんどが韓国、台湾向けとなっております。

木材の流通状況を見ますと、韓国では木材自給率が約15%と低く、また台湾では森林の伐採が一部でしか認められていないため、必要な木材のほとんどを輸入に依存している状況にあります。輸出拡大の可能性については、円安基調のもと、地理的にも近いことから十分にあるものと考えております。また、現在、中国向けの輸出はほとんどありませんが、来年度、我が国の建築基準法に当たります「木構造設計規範」が改定され、杉が新たに構造材として指定されることや軸組構法が認められることが予定されていると聞いており、今後の輸出が期待されるところであります。県といたしましては、関係

団体と連携しながら、県産材の輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、観光誘客について御質問をさせていただきたいと思っております。

海外旅行関係に詳しい専門家の話によりますと、今までの東アジアからの観光客は、ディズニーランドに代表されるように関東・関西の都会型の観光であった、先ほど知事のほうも言われましたけれども、日本の美しい雄大な自然がこれから魅力になってくる、中でも、東アジアから近くにある九州というのは費用も安くついて、これから脚光を浴びるのではないかと、そういうふうに予想されると伺いました。このような視点から質問をいたします。東アジアからの観光誘客が重要と考えますが、今後の取り組みについて商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 東アジアからの観光誘客対策につきましては、韓国、台湾、中国、香港を中心に、旅行会社等への商品企画の働きかけや知事のトップセールスの実施、観光商談会での本県観光地のPRなどに取り組んでおります。

県が昨年度実施をいたしました外国人アンケート調査によりますと、宮崎県内の印象についてよかったものとして、「自然が美しい」が76%で割合が最も高く、一番満足した観光地につきましても、鶴戸神宮や宮崎神宮、高千穂町など、景勝地や神話ゆかりの観光地が高い割合となっているところであります。こうしたことから、県といたしましては、変化に富んだ自然景観や豊かな食文化など、本県の多彩な観光資源の魅力をさらに発信するとともに、国や九州観光推進機構と連携し、今後とも、東アジアからの一層の誘客に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、先ほども少し触れましたけれども、都井岬が観光地であり続けるために、都井岬振興会あるいは各グループの皆様方は、沿道に植栽をしたり、イベントがあれば仕事を置いてボランティアで参加して盛り上げていただいております。

先月行われました都井の火祭りには、初日が4,000人、2日目が8,000人の観客があったというふうに聞いております。そこで話が出ますのは、やはり宿泊施設があればもっと多くの方が来られるんだがと、そういったことも聞いております。雄大な自然と岬馬が特徴の都井岬でございますが、大きな課題がございます。何とかならないか、どうにかしてほしいと言われる、廃墟となった2軒のホテルの解体の件でございます。なかなか行政的には難しいと思うんですが、お知恵をいただきたいという思いで質問させていただきます。宮崎県の代表的な観光地である都井岬に廃墟となったホテルが残されておりますが、県で何らかの対応はできないか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 都井岬に長期間にわたり活用されないまま残された建物があることは承知しておりますし、私自身も2度宿泊したことがあります。県が直接撤去を行うことは困難であると考えております。

串間市におかれましては、展望広場の整備や統一看板の設置、岬馬の説明などを行う野外ガイドの配置など、都井岬の魅力向上や誘客促進に向けたさまざまな取り組みを展開されているところであり、その一部につきましては県も支援を行っております。今年度につきましては、県の事業を活用しまして、都井岬を含む市内の観光スポットをレンタカーやタクシーで周遊するコースの開発に取り組まれているところで

す。県といたしましては、引き続き、串間市や地域の方々と連携を図りながら、都井岬の観光振興に取り組みますとともに、その魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。ここでお願いですが、国定公園でもありますし、では50年、100年そのままか、ある意味では、倒産したところに対して解体して処分しろというのは無理な話でございますし、行方不明の状況でもある。もう1軒のほうはなかなか厳しい状況でもあるということでございます。皆様方は宮崎県の、いわばシンクタンクの皆様方の集まりでございます。そういった意味では、これから何とか知恵をいただくなり、御検討いただければというぐあいに思うところがございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。漁師の皆様方が大変楽しみにしております漁港のことでございますが、都井漁港・毛久保地区の整備状況と今後の予定について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(緒方文彦君) 都井漁港・毛久保地区におきましては、港内の静穏度を確保するため、防波堤の整備に取り組んでいるところでもあります。昨年度から防波堤本体用のブロック製作に着手し、本年度は波消しブロックなどの製作を行っております。来年度には、これらのブロックの据えつけ工事に着手することとしておりますので、今後とも、予算確保に努め、早期完成を図りたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2月議会でも質問をさせていただきました、奈留地区における県営畑地帯総合整備事業の取り組み状況と今後の予定について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 串間市の奈留地区は、本県における食用カンショの主産地となっておりますが、降雨等により土壌が流され、生産量の減少や品質の低下が見られることから、県営畑地帯総合整備事業により、客土工事と暗渠排水工事を計画しております。

現在、受益者からの施行申請を受け、土地改良法に基づく手続を進めているところであります。本年度中には測量設計を終え、来年度からは工事を行う予定であります。事業実施に当たっては、作付調整など受益者の御協力もいただきながら、早期完了に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、宮崎県内でもそうでございますが、農業者の高齢化が進み、後継者もいなくて農業をやめる方々も随分ふえてきております。これからの5年、10年、20年後を考えますと、中山間地域そのものがなくなるのではないかというふうに危惧をされております。そのためには、集落営農、土地の集積の取り組みが必要と思われませんが、串間市のほうでは、先日新聞にも出ておりましたけれども、7つの地区で土地利用改善団体の設立が続いております。まだまだふやしていきたいと担当者は言っておりますが、いろいろ世話していただく方は、「たまたま」キンカンを世に出した方でございますが、信頼が厚く、農家の方々の信用性が随分高い。そのために、そういった団体の設立がスムーズにしているのではないかなというぐあいに思っております。そこで、農地の利用集積に取り組む集落営農組織の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農家の高齢化

がさらに進み、耕作放棄地の増加が懸念される中で、集落営農組織が中心となって農地の利活用を進めることは大変重要であると考えております。

平成25年3月現在、県内の集落営農組織は、農作業受託組織も含めまして126組織ございますが、この中で農地の利用集積等に取り組む組織は76組織という状況でございます。最近設立されたものでは、ことしの8月、先ほど質問の中にもございましたけれども、串間市の塩屋原農用地利用改善団体があるなど、組織数は徐々に増加しておりますが、役員の高齢化等により今後の運営が懸念される組織も見受けられるところであります。県といたしましては、地域農業が維持発展できるよう、今後とも、集落営農の組織化や法人化を積極的に進めるとともに、次代を担う組織のリーダー育成等、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 続きまして、またお尋ねしますが、農地集積の現状と今後の取り組みについて農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県では、地域の話し合いに基づいて、市町村が作成する「人・農地プラン」による農地の担い手の明確化とともに、農地の出し手に交付される農地集積協力金や農地の受け手に対する規模拡大交付金を活用して農地集積を推進しており、認定農業者を初めとする担い手に対して全農地の約5割が集積されております。

このような中、国におきましては、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するために、平成26年度概算要求におきまして、各県に、仮称でございますけれども、農地中間管理機構を設置することとしております。これを受けまして、県といたし

ましても、市町村や関係団体等との連携や取り組み体制を強化し、農地の利用集積を積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 農政水産部長、ありがとうございました。先日、JA大東の農家支援センターに様子を見に行かせていただきました。そうしましたら、昨年11月から試行的に15名の方で取り組みをされておりますが、本当に積極的に取り組みをされて、今、安定の中でやっている。10月になれば1年間の状況がわかってくるということでした。そこで話が出したのは、「県の農政の課長さんに我々の仕事を見ていただいた。大変ありがたい。自分たちが一生懸命やっているところを直接、偉い課長さんが来て、見ていただいた。そのことが大きな励みになる」ということでした。また、将来については今の15名から30名ぐらいに雇用をふやし、そして新たな取り組みとして植栽をやりながら、自分たちでまた収穫をして、支援センターから出したいというようなことで目が輝いておりました。どうぞ担当の課長さんにもそのようにお伝えいただきたいというぐあいに思っております。担当のそういった課長さんたちが訪ねてきて実際見ていただくというのは、やっぱり現場の方はうれしいんです。そのことをお伝えしておいていただきたいと思っております。

次に、串間市の舩地区の急傾斜工事の件であります。

この件につきましては、前の県議会の中でも質問をさせていただきました。舩地区の方は、雨が降る、あるいは台風が来ると、崖崩れが起きるのではないかとということで避難されておりますが、県のほうでもいろいろ取り組みをしていただいて、いよいよ動き出すのかなというふうに考えておりますが、串間市舩地区急傾斜工

事の年度計画及び工事用道路跡地利用について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 舩地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、平成23年度から事業に着手しまして、これまでに測量や詳細設計、地質調査等を完了しております。工事につきましては、今年度から着手し、地元の協力を得ながら、おおむね4年間で完成するよう計画しているところでございます。

また、工事用道路としまして、日南市側の私道を約50メートル利用させていただく計画としております。このうち一部拡幅が必要になった場合は、工事後に原形復旧することが原則であります。地権者の了解が得られれば、工事後も存置し、地元管理のもと、従来どおりの利用をしていただくことは可能でございます。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。

次に、道路のセンターラインと外側線の重要性についてでございます。

ふだん昼間の明るい状態の中での車の走行時は道路の幅員が見えていて、さほど気になりませんが、夜間に車で走っていると、センターラインの消えている、下り坂で曲がっている道路関係では極めて危険であることに気づきました。そこで、質問をいたします。事故防止のため、消えている区画線——センターライン、外側線のことです——に対する県及び市町村が管理する道路の対応について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 道路のセンターラインや外側線等の区画線は、通行車両の安全を確保する上で重要な交通安全施設であります。このため、県が管理します道路の区画線につきましては、日ごろから道路パトロール等で状況を把握し、不鮮明な箇所は、交通量や道

路の形状等を勘案しまして、緊急性の高いところから順次、塗りかえを行っているところであります。

また、市町村が管理する道路におきましても、区画線の見えづらい箇所が見受けられますことから、市町村の担当者会議など、あらゆる機会を通じまして、適正な管理に努めるよう助言してまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** よろしくお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、国道448号の名谷から石波間のトンネル主体のバイパス計画について進捗状況を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 国道448号は、地域の振興や沿線住民の生活を支える重要な路線でありますことから、これまでに恋ヶ浦トンネルや名谷トンネルを整備しまして、昨年度からは夫婦浦バイパスに着手するなど、計画的に整備を進めているところであります。

名谷から石波間のバイパス計画につきましては、地質が脆弱であることや、想定されるトンネル延長が長く相当規模の事業費が必要となりますことから、安全性や経済性などを十分に検討する必要があります。このため、今年度は地形や地質の調査を行い、複数のルート比較案を作成しているところであります。来年度以降も、トンネル区間のボーリング調査や地質の解析業務などを実施し、最適なルートの選定など、順次、必要な調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 国道448号の串間市都井中学校付近に急カーブで急勾配のところがあり、観光事業者の話では大変危険なところで、車同士の離合もできなく、特に雨の日にはスリップする

ということも聞いております。大変危険であるということでございます。また、都井地区の自治会からも以前から要望が上がっていると聞いておりますが、国道448号の都井中学校付近のヘアピンカーブの是正について県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 国道448号は、主要な観光地であります都井岬にアクセスする重要な道路でありまして、串間市街地から都井岬付近までは、おおむね2車線の幅員が確保されている状況です。議員御指摘のとおり、都井中学校付近のヘアピンカーブでは、急峻な地形で高低差が大きく、観光バスなどの大型車同士の離合に支障を来している状況にありますことから、今後、カーブ区間の部分的な拡幅などの対策につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** 続きまして、串間市は市制60周年を来年11月に迎えます。当時の市木村との合併のときに、市木一串間間の道路整備が約束事であったと地元の方は言い続けておりました。私がお話を伺った方は先日お亡くなりになりましたけれども、そうやって皆様が言い続けておりました。59年が経過してもいまだに実現しないというふうに嘆いておられましたが、未改良箇所はあと2～3キロメートルとなっているようでございます。県道市木一串間間の事業中区間の整備状況と未改良区間の整備の見通しについて、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 県道市木串間線は、市木と串間を結び、沿線住民の生活を支え、緊急輸送道路にも指定されるなど、重要な路線でありますことから、計画的に整備を進めておりまして、総延長約16キロメートルのうち約13キロメートルの改良が終わっておりまし

て、改良率は約79%となっております。

現在事業中の子持田工区につきましては、平成21年度に事業に着手しまして、全体延長約2,300メートルのうち、これまでに約570メートルを完成供用しており、今年度も引き続き用地買収や工事を実施するなど、早期の完成に向け、鋭意事業を進めているところでございます。また、小宇土工区約200メートル区間の整備につきましても、平成24年度に着手しております。今年度、完成供用する予定としております。残る未改良区間につきましては、道路の現況や緊急性などを総合的に勘案しまして、必要な整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** 今、県土整備部長からお話を伺いましたが、時々、私もその道路を通ることがございます。2カ所でしたか、工事をやっていらっしゃいまして、徐々に解決しているのかなというぐあいに思いますけれども、60年たつ状況でございますので、またぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

一番最後になる前に、福祉保健部長に再度お聞きさせていただきますが、先ほどの障がい児関係についての補助単価を引き上げる考えはないのか、お聞きしたいと思います。後になりましたが、よろしく願いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 障がいのある子供たちが、幼児期において幼稚園などで同世代の子供たちと一緒に過ごすことは、心や体の自発的な成長を促す上で重要であると考えております。このため、幼稚園における障がいのある子供の受け入れに対する支援につきましては、近年、対象幼児数が増加傾向にある中で、必要な予算の確保に努めてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、21年度は対象園児数が51人、事業費が交付実績ベースで1,822万8,000円でしたが、24年度の実績は対象園児数96人とふえまして、交付額も3,449万6,000円と2倍近くの伸びになっておりますが、この額は補正予算をお願いして対応しているという状況でございます。

御質問の補助単価の見直しにつきましては、私立幼稚園関係者との意見交換の場でも要望をいただいているところであります。県といたしましては、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き、当該事業の予算の確保に努めるとともに、27年度にスタートする予定と聞いております「子ども・子育て支援新制度」における幼稚園等への給付制度の見直しにおいて、障がいのある子供たちが円滑に就園できるような支援体制の充実について、国へ要望してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞよろしく願いを申し上げます。

次に、平成26年度末に、宮崎県立高等学校教育整備計画の中期実施計画が発表される予定だと聞いておりますが、私の地元、福島高等学校の存続についてどう考えておられるのか、県教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 平成24年3月に宮崎県立高等学校教育整備計画を策定いたしました。その基本計画におきまして、「福島高等学校については、普通科を設置しており、さらなる魅力づくりに努めるとともに、地域における小中高一貫教育の取り組み等を注視しながら、今後の学校のあり方について検討していきます」という方針を示したところであります。

県教育委員会といたしましては、学級減をしましても、その学校が、何より生徒にとってよ



りよい教育環境であるかが大切であり、まずは一定数の生徒が継続的に入学してくれるような魅力づくりが求められると考えております。そのため、県外の例でございますが、ある県立高校の通学圏内に市町村立中学校が1校しかないという中、逆にそれぞれが1校ということを生かし、その1校の市町村立中学校と県立高校が連携型の中高一貫教育校となって、中高が一体となって行う活動などにより魅力づくりを行っている例もございます。このような事例も踏まえながら、今後の方向性について慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 今まで、国道448号あるいは都井岬、いろんな地元のことの話をしておりますが、要は社会資本の整備が、県南の地、串間はおくれているということでございます。いよいよこれから新しい高速道路の取り組みとか運動も展開され、実現する可能性が徐々に高まりつつあるところでございますが、どうぞ宮崎県といたしまして、南のほうをしっかりと見ていただきますようお願いを申し上げます、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時10分散会

9月17日（火）

# 平成 25 年 9 月 17 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲次郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

ことしは置県130年を迎え、改めて、「宮崎県は最も古く、最も新しい国」という言葉が昭和38年県の県勢要覧にあります。そして宮崎県の過去の姿から将来の姿を考える年だと認識したところ、「太陽と緑の国」というキャッチフレーズが頭に浮かびました。このキャッチフレーズを稲用副知事は名刺に書かれております。そこでその言葉の成り立ちを伺いましたが、なかなかわからずに、県の県勢要覧をいただき調べてみました。そのことを少しお話させていただきます。

現在、この議会の後ろにあります宮崎県旗が決まったのが昭和39年、くしくも置県80周年であり、当時の知事は黒木博知事でした。そして6月定例県議会でも自民党の相沢議員が、アメリカ外遊から帰国した知事に対して、次のような質問をしています。「聞くところによると、アメリカの各州においては、それぞれ州の旗を持っている。そうして、事あるごとに国旗とともにこれを並べて掲揚するとのことである。そこで、本県においては、たまたま置県80周年を迎えたことでもあるし、昨日発表になった県民歌、あるいは目下編さん中の県政史等々、記念事業が計画されておる。この際、県旗を制定さ

れるお考えはないか。我が国においても、既に25の都道府県において県旗が制定されておる。「太陽と緑の国」らしい、宮崎らしい県旗をつくってはと思うが」云々と、知事に質問をしております。黒木知事の答弁は、「特に県旗の問題は、県民が常にシンボルとしてひとつ掲げていくよう、県旗制定というものも一つの方向であろうと考える」と答弁されております。このような議論の末に、現在の県旗が「太陽と緑の国」のアイデンティティーとともに定着をしています。このような歴史を大切にすれば、先週の渡辺議員の、県のコンセプトは「太陽と緑の国」であり、改めて温故知新を実感いたしました。

それでは、質問に入らせていただきます。知事のカジノについての考えをお伺いします。

私も今回、県が主催する東アジア経済交流事業訪問団の一員として、県香港事務所開所式典やマカオのカジノ等について視察をさせていただき、大変有意義で貴重な経験をさせていただきました。そこで知事に伺いますが、現在、臨時国会に法案提出が予定されているIR法、いわゆる「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」、いわゆるカジノ合法化法案についてですが、知事は、今回の調査でシンガポールの複合リゾート施設を視察されて、いろいろな考えと 생각이よぎったことだと思います。そこで、IR法案が成立した場合、宮崎にとってカジノがどのような役割を担うのか、知事の所感をお伺いいたします。

次に、カジノの誘致効果には、経済効果や観光客増だけでなく、税収増による地元還元効果があるべきと考えますが、以上2点について知事に伺います。

次に、次期国民体育大会について伺います。

第34回「日本のふるさと宮崎国体」は、昭和54年10月に開催されました。国体の開催は名誉なことであり、宮崎県の社会資本整備やマスコミ等の報道によるPR及び経済効果やスポーツ振興等を図ることで、県民が元気になり、郷土愛を育み、地域アイデンティティーの醸成を通して本県の活性化につながったと思います。本県は次期国民体育大会の準備に向けて取り組まなければならないと考えます。そこで、次期国体開催に向けて、人材育成及びハード面の整備にどのように取り組むのか、知事、教育長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席により行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、カジノを含む統合型リゾートが実現した場合の役割、本県における位置づけということでございます。先月、シンガポールの統合型リゾート施設「リゾート・ワールド・セントーサ」を視察したわけでございますが、その規模の大きさを体感するとともに、投資、雇用、税収など多方面において大きな効果をもたらすと感じたところであります。国内における統合型リゾートの具体像について現段階では不明であります。一般論としましては、先ほどのような直接的な経済効果に加え、県内各地の観光スポットにも足を運んでいただくことによる滞在時間の延長や、国際会議等のいわゆるMICEの誘致などにもつながり、観光誘客の面で広域的な効果をもたらすものと考えております。

カジノについて、私の考え方がなかなかはっきり伝わらないのではないかと、いろいろ御指摘をいただいておりますが、カジノについてさまざま懸念されていること、また

克服すべき課題はあるものの、今答弁を申し上げましたような大きな効果というものが期待される中で、前向きに取り組んでまいりたい、そのように受けとめておるところでございます。ただ、今申し上げましたように、さまざまな課題はあるわけでございます。ギャンブル依存症の問題、青少年への影響の問題、さらには治安の問題等でございます。そういったものをどうこの法案に基づく制度で克服できるのかということところが大きな課題でありますし、一方では、単にそういう箱をつくれれば人は来てどんどんもうかって地元が潤うというものではないんだと。まさにシンガポールのような多様な魅力の中でその地域の吸引力になっているわけでありまして、物をつくれれば何とかかなるというようなものは、実はリゾート法のとくに我々としては苦い経験をしているわけでございまして、そういう先進事例、海外の事例等も踏まえながら、しっかりと制度設計をしていくことが必要だろうというふうに考えております。

2点目の御質問にかかわるわけでございますが、カジノ誘致の効果を考える上で、制度設計に当たりましては、御指摘のとおり、税収の地元への還元など、地方の財政に配慮することが大変重要な観点であろうというふうに考えております。今後、さまざま議論が展開されると考えておりますが、そういった地方に還元されるような仕組みになるよう、私どもとしてもしっかりと意見を国に対しても申し上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、国体についてでございます。国民体育大会、本県も2巡目の国体というものが10数年後というような時間的なオーダーで視野に入ってきたところでございます。この開催が決定し

ました場合には、計画的に人材育成及び施設面の整備などを進め、県民の皆様がスポーツによりまして元気になり、活気もたらされるわけであり、本県の発展にもつながるよう、市町村、競技団体、関係団体、企業も含めて県民一丸となって取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

**○教育長（飛田 洋君）**〔登壇〕 お答えいたします。

国体開催に向けてであります、本県において国民体育大会を開催する際には計画的な準備が必要となります。国体に向けての選手強化策につきましては、現在、県の関係部局や県体育協会などの関係団体で構成する競技力向上推進本部を組織し、連携を深めながら、選手の育成強化やトレーナー等で構成するメディカルサポート体制の充実など、環境条件の整備等について取り組んでいるところでございます。本県での国体開催となれば、これまで以上に指導者の育成・確保や競技団体の組織の整備、さらには有望社会人受け入れ体制の推進等が必要であり、これらのことに関係機関とも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、施設設備につきましては、国体の競技施設基準を満たしていない施設や老朽化が進んでいる施設など、現在の状況を十分に把握しながら検討していくことが必要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

**○十屋幸平議員** 知事、カジノについては、課題はあるけれども前向きに取り組むということで、御答弁ありがとうございました。先ほどありましたように、いわゆる箱物だけではなく、宮崎県内全体の観光の資源といいますか、そういう宝もしっかりと見据えて取り組んでい

ただきたいというふうに思います。

今回、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決まりました。国や国民が元気になり、夢と希望を実感できるビッグイベントだと考えております。そこで、開催決定に際しまして、キャンプ・合宿誘致等が重要になってくるとは思いますが、知事に御答弁をよろしくお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 2020年夏のオリンピックが東京で開催されますことは、大変喜ばしいことでございます。長期間にわたる誘致活動に携わられた関係の皆様に関心と敬意を表し、お祝いを申し上げたいというふうに考えております。この決定した日が私の誕生日でもありましたことから、忘れられない日になったわけでございます。ただ本当に、我が国全体にとって明るい、大きな、いろんな経済効果も含めてあるというふうに考えております。

また、このオリンピックの開催決定は、スポーツキャンプ・合宿のメッカである本県にとりましても、スポーツランドみやぎの推進のみならず、本県の観光産業を初め多方面の産業に好影響を及ぼすものと期待をしております。今後、2016年のリオデジャネイロのオリンピックを挟んで、各競技団体が強化合宿を実施されるものというふうに考えておりますので、これまでのキャンプ・合宿の実績等をアピールするとともに、海外チームの直前合宿も視野に入れながら、ぜひ宮崎で実施していただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますし、こういったものをチャンスと捉えて、宮崎としてどのような受け入れ体制、またどのような魅力の発信ができるのか、今現在、庁内関係全部局にアイデアを出すように指示をしておるところでございます。いろんな考え方がまとま

りましたら、県民の皆様にお示ししながら、県を挙げて考えていく、また準備をする体制も大事ではないかというふうに考えております。私の頭の中ではもうタイトルは決まっておるんですが、「宮崎・東京五輪おもてなしプロジェクト」というような形です。これをチャンスと捉えて宮崎のさまざまな活力を呼び込む、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 宮崎・東京五輪おもてなしで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スポーツ振興について教育長にお伺ひいたします。昨年のロンドンオリンピックではメダルの獲得数が最高で、本県の松田丈志選手の活躍などを通して感動、夢、希望をいただきました。ことしは、1月の鵬翔高校サッカー部の初の全国制覇、そして延岡学園の甲子園準優勝など、県内アスリートの活躍で本県の競技力の高さを示すことができ、県民への大きな夢や希望、感動を与えていただきました。そこで、少子化の中、競技力向上を図るためにスポーツ振興にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺ひいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 少子化が進む中、選手の育成や強化を組織的、計画的に進めることは急務であると認識いたしております。そのため従来から、地域でシンボルとなるスポーツの育成や、小中高が連携した一貫指導体制の確立に取り組んでいるところでありまして、その結果、例えばウエイトリフティングだとか新体操とか、全国トップレベルで活躍する選手が誕生しているところであります。さらに、本年度から新たな取り組みとして、まだ十分に普及していない競技の選手の発掘や競技力向上を図るため、小中学生がそのような競技に触れる機会を

つくるスポーツタレント発掘事業をスタートさせたところでございます。

**○十屋幸平議員** 再度質問させていただきますが、先ほどの次期国体は今後検討されていくんでしょうけれども、日本のふるさと宮崎国体から35年が経過しました。次期国体を開催するとなれば、さらに時間が過ぎて半世紀を超えるのかなというふうにも思ひます。全県下のスポーツ施設の老朽化が進行しております。市町村のスポーツ施設も老朽化しております。そのことについて教育長としてはどのようにお考えになっているか、お伺ひいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国民体育大会を開催する際には、市町村のスポーツ施設も各競技の会場として使用するなど、県全体で取り組まなければならないと考えております。そのため、既存施設の状況や今後の整備計画について、市町村とも十分な情報交換を図っていくことが大事だと考えております。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。

次に、知事に基本的なところをお伺ひしたいと思うんですが、知事はマニフェストに、先ほど話しました甲子園優勝を掲げていますが、ことし、灼熱の甲子園大会で、知事、教育長、それから議長もアルプススタンドで必死に応援いただいたということで、大変御苦労さまでした。県民はテレビの前で、延岡学園の野球部の生徒たちの頑張りを一喜一憂して観戦しておりました。そして夢、感動、希望を準優勝という形でいただきました。そのことを踏まえて、スポーツがもたらす県民への好影響について知事はどのようにお考えですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、宮崎のスポーツ、子供たちの頑張りが、すばらしい成績が続いております。延岡学園野球部の準優勝もありました

し、昨年、延岡学園の男子バスケットボール部のウインターカップ2冠というものもございました。そして、鵬翔高校サッカー部の全国制覇、また小林秀峰高校が新体操で5年ぶりとなる全国選抜大会優勝と、今、日本一もしくは準日本一、準優勝が続いておるところでございます。つらつら考えますに、昨年10月の宮崎牛日本一2連覇以降そういう勢いが出てきたのではないかなという思いもしておるところでございますが、まさにこういうスポーツ面の活躍が、ほかのスポーツに大きな刺激となるとともに、県民の皆様を元気づけ、子供たちに、「やっぱり宮崎いいね」と、宮崎に対する誇りの気持ちというものも醸成するものでございます。そして、さまざまなスポーツの中でも高校野球、特に公約にも書いたのは、高校野球は全試合が全国放送されますし、地元意識が一番高まる。しかも県外にいらっしゃる宮崎の関係者、特に近畿の県人会の皆様も大変喜んでおられたところでございます。そういったものがリードしながら、さらにほかのスポーツへも波及効果を及ぼす、大変いい流れができてきているのかなというふうに思っております。これからもスポーツのもたらす元気効果といいますか、そういったものを発信していくために、スポーツの振興、1130県民運動など幅広い活動も行っておりますが、競技スポーツの向上などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** お二人の御答弁、ありがとうございました。スポーツに関する熱意は十分わかって、効果も、本当に県民は元気になります。教育委員会の予算、みやざき競技スポーツ特別強化対策事業とか少年競技力向上と宮崎チャレンジ、いろいろやって8,400万ほどお使いになられているんですけども、ハード面の整

備も含めて、人材育成も含めてしっかりそのあたりを手当てしていかなければ、先ほどの国体でもありましたが、国体ではぜひ優勝というのが大命題になってくると思いますので、知事、それから教育長、ぜひそのあたり財政面を含めてしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、T P Pについてお伺いをしたいと思います。

これまでT P P交渉参加について、県議会は一貫して反対の意見書を政府に対して提出いたしてまいりました。新聞報道では、T P P交渉は年内妥結を目指して大詰めに入ったとの報道や、貿易自由化率も90%超に引き上げて提示する等の報道があり、詳しい情報が得られず不安が募っております。また、県内の農業等を含めて、「国益とは何か」について十分な議論と説明がなされたとは言いがたい状況であると私は考えます。そして、T P P協定に参加して関税が撤廃されれば、本県の基幹産業である第1次産業のみならず、地域経済に大きな影響があると考えております。そこで、県はT P P協定対策本部会議をどのように開催しておられるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 御質問のT P P協定対策本部会議であります。これまでT P P協定に関する情報の収集、本県に対する影響の調査・分析、さらには事態の推移を踏まえた対応策の検討などを行ってきたところでございます。それらを踏まえて、県としましては国に対し情報提供や慎重な対応を求める要望活動を行ってきたところでございます。去る9月3日に開催しました本部会議では、8月に第19回のブルネイ会合が開催されましたことから、最近の国の動向やT P P交渉会合の経過、さらには



分野別の交渉状況につきまして、共同声明や報道等から得られる情報——非常に限られた情報ということになります——を整理し、全庁的な共有を図ったところでございます。交渉参加国との秘密保持契約によりまして、国から十分な情報提供が期待できる状況にはないところでありますが、10月のAPEC首脳会議に至るまで、中間会合や2国間会議において、交渉のさらなる進展を図る予定とされておりますので、こうした本部会議において、各部局長に対し、可能な限りの情報収集に努め、事態に応じた適切な対応を図るよう指示をしたところでございます。

**○十屋幸平議員** 次に移ります。宮崎県農業実態調査において、TPP協定交渉参加表明で、アンケートで2割の農家が農業縮小や断念を意識する、そう言われております。そういう中で、知事は今後の宮崎県農業をどのように展望していられるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** TPP協定交渉の参加に対して多くの農家が不安を感じておられる、営農意欲が損なわれているということ、このアンケートからも伝わってきたところでございまして、非常に重く受けとめております。本県の農業人口は、農業者の高齢化などを背景に減少の一途をたどっておりまして、TPP協定交渉の先行きも不透明な中では、農業者が減少する中で、どのように全体の農業生産力を維持し競争力を確保していくかが、本県の農政にとって最も大きな課題になるものと考えております。

具体的には、これまで以上に地域単位での営農ビジョンというものを重視しつつ、経営拡大の意欲がある農業者や農業法人、また集落営農組織、あるいは農業団体等に対する支援を集中させ、環境整備を進めることで、産地全体を経

営する感覚を持った経営体をつくり、これを育てていくことが重要になるのではないかと考えております。今年度から、農業を関連産業と一体的に成長産業化するフードビジネス振興構想を推進しているところでありますが、この取り組みと産地経営の強化による農業生産力の維持・向上を2本柱として進めることによりまして——本県農業はもともとポテンシャルは高いものがあるわけがございます。このさらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 情報がない中で対応していくという部分と、もう一つは、基幹産業でありますので、TPPいかににかかわらず、高齢化とか担い手の問題とかさまざまありますので、そのあたりを含めて、今、2本柱とおっしゃいましたけれども、そういうところでしっかりと取り組んでいただくように要望しておきたいというふうに思います。

次に、新エネルギー政策、メタンハイドレート基地化についてお伺いをしたいと思います。

メタンハイドレートとは、日本周辺の海底の地層深くに、植物や動物が分解されて発生したメタンガスが、低温で高圧な環境のもとで水分子がメタン分子を包み込む状態で、氷状の固体の結晶であります。火を近づけると燃えますので、「燃える氷」とも言われております。資源エネルギー庁の日本周辺海域の賦存量の調査では、資源量は7.4兆立方メートルと試算されており、これは日本の天然ガス消費量の100年分に相当する量だと言われております。また、南海トラフ海域の四国沖から東海沖、そして北海道周辺にもメタンハイドレートが多く存在すると推定されており、資源がない日本にとって貴重なエネルギー資源だということでもあります。現在、既に海洋での生産試験等が実施されてお

り、この結果等を踏まえて、商業産出準備や経済性の評価、環境影響評価の段階に進む計画となっております。そこで、東部南海トラフ海域のメタンハイドレートの受け入れ基地として、九州での本県の立地条件を生かして、将来のメタンハイドレートの商業化を見据えて基地化を初めとする対策を進めるべきだと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 日向灘沖を含む我が国の周辺海域には、相当のメタンハイドレートの存在が見込まれておるわけでございます。国においてことし3月に、愛知・三重県沖で試験的な採掘実験を実施しまして、一定の成果が上がったというふうに伺っております。本県にとりましても、非常に大きな夢が広がったのかなという受けとめでございます。また、国が4月に策定をしました海洋基本計画においては、平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備が図られることとなっております。九州におきましては、メタンハイドレートを含む海洋資源の開発に、各県一体となって取り組んでいこうという動きが出てきておまして、研究会が設置され、本県としても、そこに参加をしておるところでございます。日向灘に面する本県としましては、大きな大きな夢、資源がそこに眠っているというようなこともイメージしながら、期待をしながら、引き続き、こういった国や各県と連携をした動きというものに参加するとともに、情報収集に努め、将来に向けてどのような対応が可能であるか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 先ほど答弁がありましたように、平成30年というのが一つのめどとして出ています。高知県は既に、エネルギー庁のほうにいろんな調査するための基地、港としての位置

づけとか、高知新港を基地化に向けて取り組むような動きもされております。ですから、研究会も含めて、九州全体の一つの大きな力として動いていただくのも当然ですけれども、いち早く本県も、九州各県の合意も得なきゃいけないかもしれませんけれども、市町村等とも連携を図りながら手を挙げていただければというふうに強く要望しておきたいと思っております。

次に、マグネシウム発電についてお伺いをしたいと思います。

総務政策常任委員会で、日向市のリニア実験線施設で、東北大の小濱泰昭教授が研究しておりますマグネシウム燃料電池プロジェクトを調査いたしました。もともとの研究は、地面効果現象で移動できるエアロトレインの研究が主でありまして、その際、車両の軽量化を図る必要性に迫られ、材質をアルミからマグネシウムへ転換を図る時点で、小濱教授は新しいマグネシウム合金の燃料電池としての特性を発見いたしました。新エネルギーとして実用化に向けて研究開発中であります。そこで、マグネシウム燃料電池を知事はどのように認識しているか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** これも非常に夢の広がる取り組みでございます。マグネシウム発電につきましては、東北大学未来科学技術共同研究センターの小濱泰昭教授が、日向市美々津町の旧リニアモーターカー実験施設を活用しまして、難燃性マグネシウムを利用した長寿命の電池や、発電により酸化したマグネシウムを太陽熱により還元し再利用する技術の研究をされているというふうに伺っております。これらの研究成果につきましては、民間企業も注目をしているということでございまして、マグネシウム電池の製品化を視野に入れて共同開発に取り組

もうとする動きもあるやに伺っております。私としましては、県内においてこのような夢のある技術開発が行われていることは非常に誇らしく思えますし、また、ソーラーフロンティア構想の推進上も大変有意義な取り組みであるというふうに考えておりますので、今後ともその動向を注視してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 日向市では、マグネシウム燃料電池プロジェクト支援事業として、9月議会に650万の予算を計上して支援を行っております。先ほど知事の答弁にもありましたように、夢のあるプロジェクトでありますので、県も連携すべきだと考えておりますが、総合政策部長に考えをお伺いいたします。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 私も先日、現地のほうで小濱教授から直接お話を伺ったところでございますが、実験施設の所有者であります公益財団法人鉄道総合技術研究所、いわゆる鉄道総研のほうから、東北大学への施設貸与期間がこの9月に終了するというところでございました。このため日向市では、小濱教授が研究開発を継続できるように、今後の施設利用について鉄道総研との調整や、研究環境の整備について支援を行うというふうに聞いております。県といたしましては、日向市の意向等を確認しながら、また、本研究の今後の展開等による産業界への波及効果などの民間企業等の動きも見ながら、引き続き注目してまいりたいというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** 御答弁ありがとうございます。「夢の扉」でもテレビ放映されましたし、今注目を浴びているということは十分わかります。宮崎県もビームダウン方式で水素を原料とする新エネルギーにも取り組んでいることは十分わかります。その次の世代のエネルギーかも

しれませんけれども、知事は行かれたことはありますか。

**○知事（河野俊嗣君）** まだ現地には行っておりませんが、そのような機会があればというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** ぜひ一度ごらんになられて——これは小濱教授によると壮大な夢を持っておられますが、それを一度見てお話を聞いていただいて、認識をまた深めていただければというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。これもまた夢みたいな話をさせていただきますが、東九州新幹線構想についてお伺いしたいと思います。

私ども県北の県議会議員は、平成6年に大分・宮崎県議会県境議員連盟を設立し、平成14年に熊本県も連盟に参加していただき、平成23年度に九州中央3県議員連盟と名称を変更して、東九州自動車道や九州中央自動車道の整備等、また日豊本線の高速化や複線化等の整備を関係機関へ要望・陳情活動を続けてまいりました。しかし、本年7月に実施したJR九州の要望活動では、日豊本線のさらなる整備は厳しい状況であります。そこで、我々議員連盟は方針を転換し、東九州新幹線構想を打ち出そうと話がありました。そこで調査いたしますと、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年、当時の運輸省告示第466号によって、福岡市から大分、宮崎、鹿児島市までの約390キロという路線が東九州新幹線として明確に位置づけられ、全国新幹線鉄道の基本計画に追加をされました。また、平成24年10月に広瀬大分県知事が九州知事会で東九州新幹線構想を提案し、特別決議として採択をされました。夢の新幹線構想であります。今だからこそ夢を含めて取り組んでいく必

要があると考えます。東九州新幹線構想の実現に向けて、本県も大分県や他県、市町村とも積極的に連携を図り取り組む考えはないか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 九州新幹線の状況を見てもわかりますとおり、東九州新幹線は極めて大きな経済波及効果が期待できるということで、東西格差をなくし、九州一体となって発展していくために欠かせないインフラ整備であるというふうに考えております。これまでも東九州新幹線鉄道建設促進期成会を設置しまして——会長は私が務めておるわけでございますが——毎年要望を繰り返してまいりました。本県ではこれまで、県民の長年の悲願であります東九州自動車道の整備に最優先で取り組んできたところでございまして、宮崎—北九州間の開通にめどが立った現在、残る日南—志布志間及び九州中央自動車道の整備を促進する、力を入れていくというのはもちろんのことですが、本県のさらなる浮揚につながる東九州新幹線の整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。このため、まずは整備計画線への格上げに向けて世論を醸成するため、大分県を初め沿線各県と意思統一を図りながら、具体的な行動に移していくことが必要ではないかというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、昨年の九州地方知事会におきまして、東九州新幹線の整備が知事会の特別決議として初めて採択をされたところでございまして、一步一步動きもあるわけでございますし、全国的にも、国の国土強靱化の議論を受けて、新幹線整備に向けた動き、またさまざまな議論というものが活発化しておる状況でございます。この新幹線の整備は、非常に息の長

い取り組みになります。地元の財政負担の問題、並行在来線への対応など克服すべき困難な課題もあるわけでありましたが、一つの大きな大きな夢であります。先ほど延岡学園の準優勝の話もありました。今回つくづく思いましたのは、甲子園の優勝という大きな夢を掲げたわけですが、これが単なる夢物語ではなしに、本当に手を伸ばせば届くような現実的な夢になったのではないかと、高い目標を掲げて県民挙げて取り組むことで道が開けるのではないかと。言霊という効果もありますが、口に出して大きな目標として掲げていくことは大変重要であろうかというふうに考えたところでございます。この夢を単なる夢で終わらせることなく、明確な目標ととらえて、建設の実現に向けて一步一步取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 今、いみじくも知事が言霊という言葉を使いましたけれども、その言霊を発するのは知事であって、そしていろんな方々と調整をしていただいて、夢の実現に向けて頑張っていくというのが必要だと思います。今議会も知事のカジノ発言について、さまざま発言に対する慎重姿勢が見られました。ですけれども、今おっしゃったように、リーダーとして、しっかりと県民に対する自分のお考えというものを言霊として発信していただきたいというふうに思っています。

この件に関しましては、我々県北の九州中央3県議連のメンバーだけではなくて、議場におられる議員の皆様の手も必要ですし、それから経済団体や各方面の、宮崎県民としての意思統一が絶対に必要だというふうに思っております。ですから、県が率先していただいて積極的にということでありましたので、これから長丁場の要望・陳情活動になるかもしれませんが、

それに向けて、知事を先頭にしっかり取り組んでいただきたいと、さらに要望しておきたいというふうに思っております。

次に、ちょっとマイナーな地元のお話をさせていただきたいと思いますが、国道10号の交通渋滞対策について伺いたいと思います。

私、けさも車で家を7時ちょっと前に出発しまして、高速道路を使って走って県議会へ参りました。到着が約1時間40分後であります。国道10号の、御案内のとおり日向市の平岩地区から美々津までの約10キロ、通常ですと約20分で通過します。朝夕の交通渋滞の時間では倍の40分もかかります。非常に混雑しております。延岡でも同じように、延岡市の旭ヶ丘地区から土々呂地区も交通渋滞が発生しております。そこで、交通渋滞の解消についてどのような対策を図っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 国道10号の日向市平岩から美々津間及び延岡市旭ヶ丘から土々呂間の渋滞対策につきましては、これまでに土々呂地区での交差点改良工事や信号機の表示時間の調整などが実施されてきたところではありますが、十分な渋滞解消には至っていない状況でございます。このような中、国道10号に並行します東九州自動車道が、今年度中には延岡市から宮崎市までがつながる予定でありまして、これにより通行車両が分散され、混雑状況の改善も期待されるところであります。また、国や県、市などで構成する宮崎県交通渋滞対策協議会におきまして、ことし1月に、県内の主要渋滞箇所として、当該区間を含む226カ所を選定し、今後は、当協議会の中にワーキンググループを立ち上げ、ソフト、ハードを含めました効果的な対策について検討を進めることとし

ております。県といたしましては、今後の交通の動向や当協議会での検討も踏まえながら、国や関係機関と連携しまして、渋滞緩和に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 早急にワーキンググループを立ち上げていただいて、一刻も早く、一日も早く解消をお願いしたいというふうに思います。

次に、防災対策についてお伺いしたいと思います。

高知県の南海トラフ巨大地震の取り組みについて調査をさせていただきました。東日本大震災から2年6カ月が過ぎ、8月末現在で、全国にはいまだに約29万人の方々が避難生活を余儀なくされております。そして、福島原発の汚染水問題や、いまだに田畑で瓦れき処理を続ける農家の方々が苦しめられている状況など、改めて東日本大震災のすさまじさを実感いたします。今議会の重松議員の代表質問で、知事は、南海トラフ巨大地震の基本認識として、「住民の命を守ることを最優先する」と答弁をされました。そこで、南海トラフ巨大地震対策について、住民の命を守る観点から県としてはどのように取り組んでいくのか、基本的な考え方を知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ巨大地震につきましましては、「激しい揺れと大きな津波から、いかにして住民の命を守るか」という観点から、国、県、市町村が連携をして、短期、中期、長期と実施すべきことをできることから速やかに取り組んでいく、これが大変重要であろうという認識でございます。本県としましては、地震の震度分布や津波の浸水想定、被害想定などの調査を実施しておるところであり、このうち津波浸水想定につきましましては、本年2月に公表し、現在、沿岸市町において、避難地

図、いわゆるハザードマップの作成でありますとか避難場所の確保、避難路の整備などを進めていただいております。また、震度分布等につきましては、今月末までに取りまとめる予定でありますので、この内容を踏まえて、県の減災計画や地域防災計画の見直しなどを着実にやってまいりたいと考えております。

そのような中、本年度は、宮崎県大規模災害対策基金を創設しまして、喫緊の課題である沿岸市町の避難対策への支援を行いますとともに、後方支援拠点の指定・活用や住民の自助・共助を強化するための啓発事業、防災士などの人材育成などに取り組んでおるところであります。さらに、宮崎県津波対策推進協議会や九州ブロック協議会などを通して縦横の連携を強化いたしますとともに、12月に南海トラフ巨大地震を想定した初めての実践訓練を行う予定でありまして、対処能力の向上や課題の検証などにも努めていきたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 知事は、国の中央防災会議の防災対策実行会議のメンバーとして、唯一県知事として入っておられます。最終的には財政的なものが非常にウエートを占めますので、ハードにしてもですね。そのあたりを地方の声としてしっかりと国のほうに要望していただきたいというふうに思います。

続いて、高知県の対策のキーワード、これは知事のおっしゃった「命を守る」ということでは一緒であります。特にそれが強調されておられて、一義的にも本当に「命を守る」、そして次に「暮らしを守る」とあります。高知県南海トラフ地震対策行動計画、こういうものを既に3年間のローリングの計画で策定しております。その中にありますが、死者数を限りなくゼロを目標にしております。市町村と連携し

て、ハード整備やソフト対策に3年間で約60億円を投資して、県民の命を守ろうとしております。高知県では、市町村が避難対策として、避難タワー等のハード整備に、津波避難対策等加速化臨時交付金で市町村に財政支援を行っております。本県でも同様な制度が創設できないか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** まさに高知県、これまで東海・東南海・南海地震の特別措置法などもありまして、さまざまな取り組みが進んでおる。我々としても十分参考にしてまいりたいというふうに考えております。避難施設の整備につきましては、県内の沿岸10市町とも意見交換や先進地調査などを行っておりますが、基本的には、単なる避難タワーのようなものよりも、平常時は公民館や歩道橋、立体駐車場などとして利用し、災害時には避難場所として活用できる施設が望ましいという考え方でございます。したがって、このような形での施設整備が柔軟にできるよう、防災の観点からも支援できるよう、今御指摘がありました防災対策実行会議などにおきましても、地方からの声として強く求めておるところでございます。また、南海トラフ地震対策特別措置法は、ようやく日向灘も含めた南海トラフを捉まえた特別措置が現在審議をされておるところでございます。その審議状況や今後の施策展開など、国の動向を注視しておるところでございます。そのような動向を踏まえながら、今後、市町村への支援のあり方につきましても、しっかりと財源の確保をする中で検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 時間が残り少なくなったんですけれども、高知県がこれまでの歴史の中で大きな災害に何度となく遭ったというのは十分認

識しております。しかしながら、やれるところからしっかりやっているというのが、先ほど知事の答弁にもありましたので、そのあたりも含めてお願いしたいというふうに思います。

次に、東日本大震災では、災害時の教訓として、医療救護活動等の対策をいち早く取り組む必要や、医薬品の手配や配分、支援薬剤師の派遣等がスムーズに行えるように、医師や薬剤師の重要性が課題として上がっております。そこで、他県では災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーターを設置しておりますが、本県でも取り組むお考えはないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 災害発生時に迅速かつ的確に医療救護活動を行いますためには、災害の規模や状況によりまして、限りある医療資源を適切に配置、投入することなどが大変重要になってまいります。このため県では、医療救護活動の指揮命令を担う人材として、災害の状況に応じた医療体制の構築や医療救護班の配置、患者の収容先となる医療機関の確保等の総合調整を行います災害医療コーディネーターの設置に向けまして、現在準備を進めております。また、災害時には医療救護所や医薬品等集積所において、医薬品等の仕分けや管理を行います多くの薬剤師が必要となってまいります。このため、ただいま議員御提案の災害薬事コーディネーターの設置も重要と考えておりまして、今後、その点も含め、適切な支援体制の構築に向けて、県薬剤師会など関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** よろしくお伺いしたいと思います。

次に、豪雨被害対策について伺います。

本県は、平成17年の台風14号の大規模な土砂

災害や豪雨災害、また平成18年9月の県北の竜巻被害など甚大な自然災害を経験しました。昨日は、台風18号で初の大雨特別警報が発令されたにもかかわらず、とうとい人命を失う土砂災害や豪雨による被害や竜巻被害などが、京都府を初め各地で発生し、自然災害の猛威が激しく襲っております。本県ではここ数年大きな災害は起きておりませんが、「災害は忘れたころにやってくる」と言われるように、いつ何どき災害が発生するかわからない状況であり、県内の危険箇所への対策が急務であると考えます。今回は、地元の対策について伺いたいと思います。日向市東郷町の羽坂地区を流れる坪谷川の右岸の堤防整備や、本谷地区における砂防堰堤と富高川間の水路整備の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** まず、羽坂地区の堤防整備についてでございます。日向市の耳川流域では、これまで台風等によりまして多くの家屋浸水被害が発生しており、平成11年度から、耳川及び支川の坪谷川などにおきまして国の補助事業で河川改修を進めてきております。坪谷川沿いの羽坂地区につきましては、家屋の浸水被害を受けた左岸におきまして堤防等の整備を進めており、今年度完成する予定です。なお、右岸につきましては、家屋の浸水被害がなかったことから当事業の対象となっておりますが、今年度、洪水時に支障となっていた橋梁のかけかえや河道掘削を行ってありまして、その効果も見ながら、どのような対策が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

次に、本谷地区の水路整備についてでございます。当地区の上和田谷川及び上和田小谷川におきましては、上流にそれぞれ砂防堰堤を設置

して土砂災害防止を図っております。これらの堰堤と下流域にあります富高川の間には水路がございますが、豪雨時には溪流及び集落内からの流水が水路を溢水しまして、周辺の道路等が冠水している状況にあります。これらの水路は、現在、日向市が管理していますことから、今後の整備につきましては、日向市と十分協議してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、少子化対策について伺います。

知事は、今回の代表質問でも「県づくりは人づくり」と言われるように、県政の各般にわたり人づくりは大変重要な課題であると認識をされているようであります。人間は、生まれて、家庭や社会で人間の基礎を育み、幼稚園、保育園、義務教育等で知識の基礎となる教育を受けて成長していくと考えます。その最も重要な基礎をなす時期への投資が国や県も不十分であると考えております。国は平成25年度から認定こども園事業費の補助基準単価を改定しましたが、本県は国の補助基準単価どおりにはなっておりません。そこで、国の基準どおりに支給する考えはないか、福祉保健部長にお伺いたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 認定こども園への補助についてであります。認定こども園への移行が比較的進んでおります本県におきましては、これまでも認定の増加に対し予算の確保に努めてきたところでありまして、平成25年度当初予算におきましては、35施設分として2億6,400万円を計上しているところでございます。補助基準単価の見直しにつきましては、認定こども園関係者からも要望をいただいているところでありますが、極めて厳しい財政状況に

鑑みますと、国の補助基準単価どおりの支給は困難と思われませんが、財政負担を伴う関係市町村と、今後とも十分検討してまいりたいというふうに考えます。

**○十屋幸平議員** 財政的な話は、先ほどからもいろいろな話がありますから、厳しいというのは十分承知させていただいておりますが、それではなぜ国が基準を上げたのか、単価改定されたのかというのは、少子化、子供を大事にしなきゃいけないというところなのかもしれませんが、市町村も負担がありますので、十分協議をいただいでやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思ひます。

最後になりますけど、猿被害対策について伺います。

日向市では、先月28日以来、かみつき猿により18名の方々が手足をかまれ、被害が続出しております。8日には、市職員、消防団、猟友会、農協、森林組合、県警、保健所など500名を超える陣容で、爆竹や猟犬、県警のヘリコプターなどで捕獲大作戦を行いました。結果は空振りでした。9日に、目撃情報をもとに捕獲作戦を実施したところ、かみつき猿と思われる猿を捕獲しました。しかしながら、これまでの目撃情報では別の猿も確認されており、日向市では、パトロールや対策本部の人数を縮小して、引き続き24時間体制で警戒に当たっております。今回の猿被害は、県内どこでも発生することが懸念されます。そこで、県内の猿の分布状況と今回の猿被害に対する県の対応について、環境森林部長にお伺いたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 野生猿につきましては、平成24年度の調査では、県内に約4,500頭が生息していると推定しており、その分布は県内の広い範囲に及んでおります。生息



数の多い地域は、約1,200頭の青井岳周辺を初め、延岡市北部、日南市、串間市などとなっております。

次に、今回の猿被害に対する県の対応につきましては、猿の目撃情報がふえ始めた7月中旬から、日向市と連携して、箱わなの設置や学校周辺での鳥獣保護員によるパトロールを行うとともに、環境省から麻酔薬等を使用した危険猟法の許可を受けるなど捕獲の準備を進めてまいりました。また、8月28日の人的被害の発生以降は、日向市の野生猿被害対策本部と連携し、警戒パトロールや一斉捕獲活動などへ参加したところであります。9月9日には1頭の野生猿が捕獲され、それ以降、猿による人的被害はないことから、日向市では14日から警戒体制を縮小しております。今後とも日向市と連携して、早期の被害収束に向け対応してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** いろいろ県の協力もいただきながらやったわけですが、かみつかれた方々は本当に大げがをしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで県警察本部長に、野生猿への対応状況についてお伺ひしたいと思ひます。

**○警察本部長（白川靖浩君）** 警察では、住民の安全で平穏な生活を守ることを第一といたしまして、日向市と連携をとりながら対応しております。これまでの対応といたしましては、日向警察署において、野生猿が出没する地域でのパトロール活動、児童の登下校時間帯における見守り活動を行っているほか、先般実施された、いわゆる捕獲作戦にも85名の警察官及び警察へりを参加させているところでございます。さらに、警察本部からも日向警察署に特別機動警察隊を派遣しまして、24時間の警戒態勢に当

たらせております。先般、野生猿が捕獲されたところではございますが、複数の猿がいるとの目撃情報もあることから、引き続き、関係機関とも緊密な連携を図りながら、地域住民の安全確保に努めてまいります。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。

今回の質問は、夢のような話から現実的な話、さまざまさせていただきましたが、最終的には、途中でお話ししましたが、知事の夢を語ることも必要だというふうに思っておりますので、この夢の実現に向けてしっかりと頑張っていただかなければというふうに思ひますし、我々もそういう面では夢の実現に向けて頑張る姿勢を、議会としてのチェックもさせていただきますというふうに思ひます。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

**○福田作弥議長** 次は、清山知憲議員。

**○清山知憲議員**〔登壇〕（拍手） 自由民主党の清山知憲です。ことしの夏は大変な猛暑でした。毎年8月15日には宮崎県護国神社の終戦記念奉告祭へ参列させていただいておりますが、この護国神社には、宮崎県出身で国のために犠牲になられた4万1,818名の英霊が祭られており、さらに53名の自衛隊殉職者が祭られております。境内の一隅には次のような歌が石碑に刻まれております。「南海にたとへこの身ハ果つるともいくとせ後の春を想へば」、これは、神風特攻隊の先駆けである敷島隊の一員として昭和19年10月に殉死された宮崎市出身の永峯飛行兵長の辞世の歌であります。まさにこの「いくとせ後の春」を謳歌している我々としては、その死を悼み、感謝と慰霊の誠を尽くしていかなければならないとつくづく思ひばかりでありま

すが、しかし、河野知事は宮崎県護国神社へ県知事として参拝して下さろうとしません。ことしの終戦記念奉告祭には来ていただいたことを大変感謝しておりますけれども、しかし、防衛協会長という肩書で我々議員の後ろに座っておられました。まず、宮崎県知事として護国神社への過去の参拝状況につきお伺いした後、自席より質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎県護国神社の例大祭につきましては、平成18年までは当時の知事が個人として参加しておりましたが、それ以降は参加をしておりません。また、終戦記念奉告祭につきましては、古くは存じておりませんが、本年、私が県防衛協会長として参加をさせていただいた、それ以外では、少なくとも昭和52年以降、知事としての参加はございません。以上であります。〔降壇〕

○清山知憲議員 「個人として」というような区別はナンセンスかと思いますが、今の説明にありましたとおり、平成18年まで安藤知事は例大祭に欠かさず出席しておられました。前の松形知事にしてもそうですけれども、平成19年の東国原知事以降は、護国神社への参拝が途絶えております。河野知事にお伺いしたいんですが、例大祭等きちんと堂々と知事として参拝されるおつもりはないかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) まず、基本的な考え方といたしまして、戦没者や自衛隊、公務殉職者など国家公共のためにとつと命をささげられた方々を追悼し、平和への誓いを新たにすることは大変重要なことと考えておりました、私も8月15日に行われます戦没者を追悼し平和を祈

念する宮崎県民の集いにつきましては毎年参加をし、そのような追悼の誠をささげておりますし、また、ひむかいの塔の追悼式、また遺族大会への出席などを通じて、そのような思いを届けておるところでございます。また、一個人としましては、折に触れて護国神社へも参拝させていただいております。もちろん靖国神社にも参拝をしております。しかしながら、知事としての参拝につきましては、これまで国や自治体と宗教とのかかわりにつきましては、最高裁などでさまざまな判断が示されておりますことから、参加を見合わせているところでございます。

○清山知憲議員 その参加を見合わせる理由なんですけれども、神社への参拝というのは、あくまで儀礼としての一過性の宗教的行為であって、必ずしも教典等を用いて継続的に宗教活動を行うとか、宗教団体に公的支援を行うものではありませんから、政教分離の原則にも全く抵触いたしません。さらに知事、ことし防衛協会長としておられましたけれども、我々議員の後ろに座られて非常に違和感があるんです。そこに何らかの意図を感じざるを得ないんですけれども、知事は戦没者等慰霊奉賛会の総裁職にもつかれております。我が県議会議長はその会長としてきちんと職務を果たされておりますが、知事はずっと総裁職につかれています。どうして堂々と前のほうに出てお参りされないのか、ちょっと不思議でならないんですけれども。

再度お伺いしますが、いろいろと知事と神社の関係、慎重な姿勢が見られたんですけれども、今申し上げた政教分離の原則にも全く抵触しないと思いますが、堂々と前のほうに出てきて例大祭にも来られてはいかがかと思えます

が、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 前に出る出ない、今の席順の話は、防衛協会長という立場でございましたので、そういう整理がされたんだというふうに思っておりますが、知事として出席をしないことについての考え方は、先ほども申しましたように、公務と宗教行事のかかわりにつきまして、これまで最高裁を含めたさまざまな判断がされていることを勘案しまして、過去の知事も含めまして公務としての参加を見合わせているということでございます。ただ、大事なことは、先ほども答弁しましたように、国家公共のためにとつと命をささげられた方々に対する感謝と追悼の思いを別の形であらわしておることとございまして、これからもいろんな機会を捉えて、自分のそのような追悼の誠をささげてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 最高裁で愛媛県の玉串訴訟とか、あれは全く別の時限の話ですし、むしろ津市が地鎮祭を行ったことでの最高裁の判例は、あれは合憲とみなされました。全く慎重になる必要はないんじゃないかなと思いますし、また過去、昭和52年に県議会議長が、当時護国神社に対して、例大祭は3月10日だったんですけれども、2月の定例県議会にかぶるという理由で、総裁である知事も議長も出席がかなわないから4月10日に変えてくださいとお願いをして、例大祭を変えていただいた経緯があります。なのに知事だけ忽然と平成19年以降例大祭出席されないというのは、これは心の問題を通り越して信義の問題にかかわるんじゃないかなと思います。細かい話はもうやめにしますが、今度の例大祭はきちんと来ていただけますよね。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほど申しましたよう

に、私も感謝と追悼の思いは非常に強く持つておるところでございまして、そのほかの機会を捉えて参拝をしてみたいというふうに考えておりますが、そのような例大祭などの機会に出ますこと、これまでも答弁しておりますような——全く問題ないというふうに議員はおっしゃるわけでございますが——さまざまな裁判例もあるわけでございます。その疑いといいますか問題が生じないように、慎重な対応をさせていただいておるところでございまして、別の機会、別の場面で、これからも感謝と追悼の思いをささげてまいりたい、そのように考えております。

**○清山知憲議員** 別の機会、別の場面ということは、例大祭には行かないとおっしゃっているのかなと思いますけれども。

私、ちょっと聞いたんですけれども、先ほど、沖縄県には、ひむかいの塔という慰霊塔があるという話でしたが、宮崎県も福祉保健部が遺族の方々を連れて、ひむかいの塔に行かれると聞いております。その後には沖縄県護国神社にも行かれるということですが、過去、県職員が、「我々は護国神社参拝できませんから」と言ってバスの中にとどまっていたというようなことがあったと聞いたんですけれども、福祉保健部長、これ御存じですか、事実でしょうか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 申しわけありませんが、そのことは私、ちょっと記憶しておりません。

**○清山知憲議員** 仮にでもそういうことがあつては、非常に情けない話ですし、悲しい話なので、今後きちんと遺族の方々と一緒に普通にお参りしていただけますよね、部長。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** その時点でい

ろんな関係規定も把握しながら対応したいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** それを規制するような規定があったら非常にナンセンスじゃないかなと思うんですが。

知事、今いろいろと法というか憲法の兼ね合い等おっしゃいましたけれども、こんなことで戦後、我々日本人の慰霊のあり方というものが混乱してきたことは非常に悲しいことじゃないかなと思うんですけれども、こういう憲法であれば改正すべき点が少なからずあると思いませんか。

**○知事（河野俊嗣君）** この問題について改正の必要性云々をよく検討したことはございませんので、にわかに答えられないところでございますが、いずれにせよ、例大祭だとか、今の8月の終戦記念奉告祭、そのような場所は控えさせていただいているということでございますが、それ以外の場面でいろんな形で追悼させていただくということには問題ないのではないかなというふうに思っておりますので、今、議員は、その時点、その場にとということにこだわっておられるわけでございますが、これからも誤解を招かない場所、タイミングで、私なりに追悼の思いを届けてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 自然に参拝していただければいいんですけれども、そこにこだわっておられるのは知事のほうかもしれませんが。しきりにおっしゃられるのは、やはり憲法との兼ね合いだと思うんです。知事という公職と神社との兼ね合いですね。ことしの6月の参院選の直前の宮日が実施したアンケートで、知事は県内政治家の中で唯一、全ての設問に対して、賛成でもない反対でもない、「どちらでもない」という

答えを表明しておられました。やはりリーダーというのは、限られた情報とか限られた議論の中でも覚悟と責任を持って決断していくことが求められると思うんですが、憲法について、護国神社の問題と切り離してもいいんですけれども、少なくとも改正すべき点があるとは思いませんか。

**○知事（河野俊嗣君）** 具体的にここについてというようなイメージで今思っているものはないわけでありましたが、改正を含む議論というものを積極的にすること、憲法について考えること、議論することは大変意義あることだというふうに考えております。

今、アンケートの中で「どちらでもない」ということについて御指摘をいただいたところでございますが、憲法論議、なかなかそんなに簡単にイエス、ノーで割り切れる問題ではなからうというふうに思っております。また、そのようなことをコメントに書かれた首長もいらっしゃったようでございますが、私もまさにそのような思いでございます。しっかりと憲法について我々として、改正すべき点があるのかないのかも含めて議論すべきこと、「論憲」というような言われ方をしますが、そういうキャッチフレーズはともかくも、そういう議論をすることは大変重要であろうかというふうに考えておりますし、私もそういう中でしっかりと自分の考え方は申し上げてまいりたいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** 賛成でも反対でもいいんですけれども、もう戦後68年、十分いろんな議論が出尽くしていて、いろんな本が出ていて、十分熟していると思うんです。知事も考える時間は十分あったと思うんです。けさの宮日新聞の記事でも、カジノの件を捉えて、知事は客観的な

話はよくされるけれども、御自身の考えになると言葉を濁すというようなことが言われてしまうわけで、もうちょっと今後、御自身の考えというものを旗幟を鮮明にさせていただきたいなと期待申し上げて、この質問は終わりにしたいと思っております。

ちょっと時間をとってしまいましたので、次、知事の外交について1問だけ質問させていただきます。

先日、香港の事務所開設に当たって、私も訪問団に参加させていただきましたが、一連の訪問行事、レセプション、知事の英語でのプレゼンテーション、全て非常にうまくいったんじゃないかなと思っております。どうも前知事の時代から、知事自身が物を直接売るといったトップセールスが慣例として定着しているように思えますが、私は、タレントのようにみんなが知っている知事ならまだしも、河野知事はまだ違う持ち味があってしかるべきかなと思えます。県外、海外にかかわらず現地の政財界のトップと会談して、トップダウンでさまざまな課題を解決するといった積極的な外交も展開されてはいかがかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおりだというふうに思います。トップセールスは重要だと考えますが、よくトップセールスということで店頭に出てはっぴを着て物を売ったりだとか、そういう場面が出るわけでございます。それも非常に重要だというふうには思っておりますが、それ以上に重要なのは、知事がみずから参加することにより、向こうのトップ、さまざまな要人の方と意見交換ができる、会うことができる、また現地のマスメディアなどにも取り上げられるということで、そういう意味でのPR

効果は大変大きいのではないかというふうに考えておるところでございます。東アジア経済交流戦略を掲げて、今後の我が県における成長を考える上で重要な課題だというふうに考えておりますので、例えば、これまでの知事が霞が関に足しげく通って補助金をとってきた、それも非常に重要だというふうには思っておりますが、これからはアジアの成長というものを、知事がみずからいろんな形で出ていくことにより——もちろんアジアを初め諸外国に積極的に出ていくことによるセールスの展開、またはさまざまな人的パイプづくりというものに取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 知事就任以降、海外には5回出張に行かれているということですが、まだまだ少ないかなと思います。ことしから副知事を2人置いて、内政も充実してまいりました。県知事選挙まではまだまだ先でございます。どうぞ安心して外にどんどん出て行っていただきたいと思えます。また、知事の英語でのプレゼンテーションも、先日のI O C総会の安倍首相のプレゼンテーションに負けておりません。ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、県の寄附講座である地域医療学講座について、福祉保健部長へお伺いしたいと思います。

この県の寄附講座、今年度、計画の最終年度を迎えて、この4年間で予算額ベースで2億7,000万円以上、執行額ベースで、今年度の状況によりますが、2億5,000万程度の寄附額に上るとおられます。来年度以降、新しい地域医療再生計画において再度この寄附講座設置を考えているということですが、何年間の設置で、どういった財源になるのか教えてください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域医療学講

座は、県の寄附ということで平成22年度にスタートいたしました。その前年度にいろんな検討をしたんですが、ちょうど私も福祉保健課長をしておりまして、検討過程いろいろ存じ上げております。やはり最大のネックは財源の確保でございました。ちょうど21年の6月に国の第1次配分の再生基金が決定しまして、県のほうにも通知が参りました。一般財源ですと非常に大変な金額を何年間も使わないといけないということで、非常に難しい面もあったわけですが、国費10分の10のお金が基金として来ると。公金ですから、きちんと使わないといけないのはもちろんですが、国10分の10の財源が来るということで、22年度からの寄附講座をスタートしたわけでございます。そういう経緯から、当初4年間の基金でございましたので、今年度、25年度までの設置としておりました。その後、ことしの3月ですか、国の補正予算によりまして第3次の配分があり、その配分が2カ年延長ということになりましたので、現時点では27年度までの運営の延長ということで考えております。

○清山知憲議員 部長御自身の言葉で答弁いただき、ありがとうございます。

しかし、国の交付が2年延長が決まったから、じゃ2年延長しますというんじゃ、ちょっと戦略性がないんじゃないかなと思うんです。任されるほうの身になってみると、あと2年という、2年後にはこの教室どうなっているかわからない、県の思惑次第では消えてしまうかもしれない。そういったことじゃ、とても腰を据えて講座運営に当たれないと思うんですけれども、少なくとも3年、もしくは5年、財源については県が何とか面倒を見るということで取り組まなければいけないんじゃないでしょう

か、部長。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 運営延長につきましては、先ほど申し上げましたように財源の裏づけが必要ということで、現時点では27年度までの運営延長というふうに考えておりますが、28年度以降につきましては、それまでの間の講座の運営状況、あるいは成果を踏まえるとともに、市町村とも費用負担も含めて相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、講座の運営あるいは体制につきましては、これまでも地域医療を担う医師の育成・確保という寄附講座の目的がきちんと達成されますように大学に要請をしておりますが、今後とも引き続き、この講座の設置の目的、あるいは寄附の趣旨が達成されますように、大学と十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 27年度までの成果を見てという話がありましたけれども、そういう場当たりの発想だからだめなんじゃないかなと思うんです。県は今まで予算額ベースで2億7,000万、執行額ベースで2億5,000万ほど費やしてきましたけれども、改めて聞いてみますと、予算の使われ方とか実績については、担当課の把握は全く不十分です。「実績については今後出てきます」と、4年目にもなっていないかげんなことをおっしゃるんですから。現場の先生方は頑張っておられるかもしれませんが、県の極めて政策的な講座ですから、当初の設置目標は必ず達成していかなければならないし、トータルできちんと評価していかなければいけないと思います。余りこういうことを言いたくありませんけれども、当初やると言われていた医師不足や医師の適正配置に関する研究なども実施を見送っておりますし、最大の目標である地域の中

核病院への毎年度4人の医師派遣の目標なんか  
も、平成25年度は0名なんです。「本当に新年  
度以降どうするんですか」と県に聞いても、  
「大学に要望しております。大学の返事を待つ  
ております」、これは県の寄附講座という自覚  
が余りないんじゃないですか、部長。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今、議員おっ  
しゃいましたが、もちろんこの寄附金を出して  
いる以上、この事業の公益性も含めて重要だと  
いうふうに思っております。ただ、寄附金とい  
うのは、公益上の必要性、今回のこの講座であ  
れば、地域医療を担う医師の育成・確保という  
公益性を県として認めて、寄附金ですから、反  
対給付は求めないというお金の整理、民法上は  
贈与という整理でございます。一方で大学が寄  
附金を受ける際にどういう規定を定めているか  
といいますと、県も含めた民間等の寄附金を活  
用して、本学の主体性を確保した上での設置運  
営というふうになっておりますので、県も寄附  
に当たっては、そういった大学の規定も踏まえ  
まして寄附をしたということでございます。今  
後とも、国の10分の10とはいえ公金でござい  
ますので、きちんとした対応を大学にも求めて  
まいりたいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** もちろん大学の主体性を頼り  
にしながらやらなきゃいけないんですが、公益  
上の目的は達成しなければいけませんよね。来  
年度、再来年度、地域の中核病院への医師派遣  
というものはどの程度になると見込まれてい  
るんですか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 現時点では、  
この4年間の実績も踏まえて今後2年間をどう  
するかというのを、いろんな形で協議をさせて  
いただいています。今後も引き続き協議をして  
まいりますが、その中で、来年度あるいは

再来年度というものの実績が出てくるのかなと  
いうふうに思っております。

私ども、この講座に一定の評価をしているわ  
けですが、その理由の一番大きなものは、こと  
し4月に日南病院にスタートいたしましたサテ  
ライトセンターです。この寄附講座は、ある意  
味、新しい講座ですので、自分たちの講座に来  
る学生あるいは医師の診療の場が独自に持てな  
いわけです。その診療の場がほかの診療科との  
連携の中でできないかというのを模索されてま  
いりましたが、なかなかそのあたりが難しいと  
いうことも考えて、診療の場、あるいは医学教  
育の場、いわゆる足がかりの場を日南病院に求  
めて、地域総合医の育成サテライトセンターと  
いう形でスタートしております。このサテライ  
トセンターの中で今年度——日南病院では21年  
度に初期研修医が1名でございましたが、それ  
以降、あるいはその前もゼロだったわけでは  
ありますが、ことしの4月から自治医大の卒業生1名を  
含めて4名の初期研修医が日南病院で研修を受  
ける。また後期研修医も1名4月から受ける  
と。これはまさしくサテライトセンターが4月  
からできたということの効果ではないかという  
ふうに思っております。長くなりますが、この  
サテライトセンターができたからには、来年  
度、再来年度、人数はなかなか申し上げられま  
せんが、成果が出てくるというふうに考えてお  
ります。

**○清山知憲議員** 長い答弁ですけれども……。

サテライトセンターという場ができたこと、  
これは必要だと思います。ただ、4年目になっ  
てつくりましたね。医師の育成の場ですから、  
来年度、再来年度、担当課に聞いてみると、地  
域の中核病院への医師派遣の見込みは来年度ゼ  
ロ、再来年度1名程度になるでしょうと。つま

り、これ2年間で成果が出るものじゃないんです。3年以上かかるんです。そうすると、2年間しか設置しないというのは矛盾するんじゃないですか、いかがですか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 2年しかしないというのは、現時点ではというふうに申し上げておきまして、この2年間の状況を見てその後の対応を考えると。これはなぜそういうふうに2年間しか言っていないかということ、結局、28年度以降実施するには市町村の御協力が不可欠というふうに思っておきまして、その市町村の財源負担というのは、まだ現時点ではオーケーを取りつけておりませんので、28年度以降のことは責任ある発言ができないという意味でそのように申し上げております。

○清山知憲議員 市町村と早く協議を始めれば良いと思うんです。本当に講座を任されるほうの身になってみれば、2年後、もう教室はなくなるかもしれない、首になるかもしれない。これでは腰を据えて運営できないじゃないですか。それに、事業成果を見るとおっしゃいましたけれども、この件に関して私は、随分、福祉保健部とやりとりさせていただきましたが、福祉保健部に、事業や成果を見る能力、評価というのは極めてゼロに近いと私は見ておりますので、今後、本当に頑張ってくださいね。そして県内は、さまざまな地域の中核病院、まだまだ医師不足で悩んでおります。県は組織の論理とかじゃなくて、県民のために、県職員として誇りを持って仕事をしてください。もう質問は終わりにしますけれども、それを最後に申し上げて、これは終わりにいたします。

続けて、県立病院について病院局長へお伺いいたしますが、病院局の県立病院の職員の定年と、それぞれの院長の今年度末での年齢につい

て教えてください。

○病院局長（渡邊亮一君） 病院局職員の定年年齢につきましては、知事部局などと同様に「職員の定年等に関する条例」が適用されておきまして、医師及び歯科医師は65歳、その他の職員は60歳となっております。また、各病院長の今年度末時点での年齢は、3名とも67歳であります。これは、宮崎及び延岡の病院長につきましては、条例に定める「定年による退職の特例」を適用し、定年年齢を超えて勤務延長を行っていることによるものでございます。また、日南病院長につきましては、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づきまして、定年制の適用されない任期付職員として採用していることによるものでございます。

○清山知憲議員 今の話によりますと、いずれも67歳ということで定年を超えておられるわけですが、あくまで特例は特例として、守っていかなければいけないと思うんです。県立病院をめぐる環境は非常に変化目まぐるしくて、それぞれにおいて適切な対応が求められます。特例は特例として守りながら、病院の幹部も適切に世代交代、新しい方々にも担っていただかなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院でございますが、病院によって規模の差はありますものの、約400名から800名の職員を抱える大規模な組織でございます。各病院長はそのトップとして、また多くの患者の命を預かる責任者として極めて重い責任を担っておきまして、医療に関する高度な見識はもとより、組織をリードする強いリーダーシップ、さらには豊かな経営感覚など極めて高度で専門的な知識・経験が求められる職でございます。このため病院局では、病



院長の人選につきましては病院内外を問わず幅広く適任者の選任を行っているところでございますが、個々のケースごとの判断として、定年年齢に達した病院長が最も適任であり、かわる人材がほかにいないと判断した場合には、特例的に勤務の延長を行っているところでございます。今後とも、勤務延長は特例であるという点を十分念頭に置きながら対応してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今、特例についてる説明がありました。なぜ聞くかという、過去の状況を見ても、宮崎の県立病院の院長というのは、ルーチンにずっと特例が適用されて定年がずっと延長されてきているんです。あくまで毎年度特例を適用するというときは、せめて、例えば厚生常任委員会等で説明をしていただく等説明責任を果たすことも必要じゃないかなと思っておりますが、局長いかがでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 病院事業の重要性、それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、病院環境は非常に目まぐるしい変化がございます。したがって、病院長の人事については適切に対応してまいりたいと思っております。そして、必要があれば県議会にも御報告していきたいと思っております。

○清山知憲議員 これは重要な事項ですので、ぜひ説明をしていただきたいと考えております。

次に、県立宮崎病院の事務局長の任期について教えてください。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の事務局長につきましては、ことし4月に新しい事務局長を配置しておりますが、過去4代の事務局長の在職期間を見ますと、2年間で3名、1年間で1名となっております。

○清山知憲議員 今の説明にあるように、1年から2年という非常に短いローテーションで回っておられます。こういう人事についても、病院局は独立した権限を持っていると理解してよろしいでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 平成18年度から病院事業に地方公営企業法を全部適用したことによりまして、病院局に勤務する職員の採用や配置など、人事権を含む県立病院事業の業務権限は、病院事業管理者が担うことになりました。お尋ねのありました各病院の事務局職員につきましては、広く人材を求める観点から、現在、知事部局を中心とする全庁的な人事の中で配置を行っており、特に事務局長につきましては、幅広い行政経験や経営感覚を有し、事務方のトップとして病院長を補佐するにふさわしい人材の確保に努めているところでございます。

なお、これは事務局長ということではありませんが、病院の事務局には、病院経営の特殊性、さらには収益性を高めるという観点から、診療報酬制度など医療事務に精通した職員の配置の必要性も高まっていますので、今後、任期付採用制度等を活用した民間からの専門の人材の確保も検討する必要があると思っています。

○清山知憲議員 積極的に民間からも幅広く登用していただきたいと思いますが、実際には地方公営企業法全部適用後も、おっしゃったように知事部局を中心とした全庁的な人事で動いているのは一目瞭然であり、事務局長も非常に短いローテーションでかわっております。病院局というのは、医療という特殊性と経営というお金を稼ぐ部門、どちらも公務員にとっては極めて特殊な領域であります。さらに、多くの医療職スタッフとの継続的な信頼関係を築かなければいけないという点からも大事なんじゃないか

などと思います。知事にお伺いしますが、そういう観点からも、多少は任期を長くするとか、専門的なスキルの人材を置くとか、そういった配慮はいただけないでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) これまでも、今御指摘がありましたような、病院における事務局長の重要性、職務の重要性、専門性等を踏まえながら、適材適所で配置をしてきたところがございますが、さらなる専門性の高まり、また、より経営感覚が求められるという状況を踏まえ——また在職期間の短さというような御指摘もございました。いろいろな御指摘も踏まえながら、しっかりと病院経営が回っていくようなかなめの人材として、人事というものを考えてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 次に、がん対策について、福祉保健部長へお伺いしますが、今月9月はがん征圧月間であります。県が推奨する科学的根拠のあるがん検診とは何か教えてください。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 市町村が住民を対象に幅広く行いますがん検診は、国が定めました「がん検診実施のための指針」により行うべきものとされております。この国の指針におきまして、胃がん検診は胃部エックス線検査によること、肺がん検診は、胸部エックス線検査、喀痰細胞診、大腸がん検診は便潜血検査、子宮頸がん検診は、視診、細胞診、内診、乳がん検診は、視診、触診、乳房エックス線検査によることと定められておりまして、県は、これらの検査方法を対策型がん検診として推奨しているところでございます。

○清山知憲議員 そうですね、今おっしゃった検診が根拠のあるがん検診かなと思いますが、現実にはそれ以外の、例えば肺がんのCT検査等、根拠のない、メリットの実証されていない

がん検診も多く県内の市町村では実施されているところでもあります。そうした検診について県としてはどう考えておられますか。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 今、議員がおっしゃいましたように、市町村によっては、肺がん検診におけるCT検査など、国の指針以外の検診項目による検査が行われておりますが、これらの検査につきましては、がんの早期発見に有効であるとの医師会などの意見を踏まえて実施されているというふうに聞いております。こうした経緯から、対策型検診の検査方法とそれ以外の検査方法が、市町村において混在している現状にございます。国の指針以外の検診項目による検査は、「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」におきまして、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるとされていることから、県としては、現時点では市町村に対し対策型検診としての推奨は行っておりません。今後も、国のがん検診の方法についての検討動向を注意深く見守りながら、市町村に対し、引き続き、がん検診の方法について助言してまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 有効だという意見もあるということですが、ぜひ今度、根拠も一緒に教えていただきたいと思っておりますし、また、これらのがん検診、どれを受ければいいのか、非常に県民にとっては混乱しがちなところがございます。だからこそ、がん検診の受診率も正確な数字が捕捉できないといった関係もありますので、ぜひ当局を初め、正確な理解の周知・普及をよろしく願いいたします。

次に、がん対策、がん予防についてお伺いします。がん予防の一丁目一番地は喫煙対策であると思いますが、昨年度、福祉保健部は、土持

部長の時代に、勤務中の県職員の喫煙を禁止するよう呼びかけた運動があったと伺いました。今の状況を教えてください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今、議員のほうから御案内がございましたように、ことしの1月から、「勤務時間中に喫煙しない」という呼びかけを部の職員に行っております。この呼びかけは、県の健康づくりを所管している部として、職員が自主的に勤務時間中の禁煙に取り組むものでございまして、ことしの1月と3月には、県職員向けの全庁掲示板を通じて、他の部局にもこの取り組みを紹介したところでございます。部内職員にはこの呼びかけが浸透いたしまして、禁煙へ向けた取り組みのきっかけになっているのではないかと考えております。今後とも、勤務時間中の禁煙を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** 「呼びかけ」という単語を、えらく強調されておりましたが、私も余り口うるさいことは言いたくないと思いますし、また勤務時間中も適切な息抜きというのは大事かと思いますが、庁舎外にまで机を離れて出て行って喫煙室に行って喫煙休憩をとるというのは、過度に行き過ぎず適切な範囲内におさめるべきだと思いますし、県職員の健康づくりの観点からしても余りよくないかなと思います。当時の土持部長は今、総合政策部長になられておりますが、こういった運動は全庁的に展開されるおつもりなんでしょうか、教えてください。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 議員御指摘のとおり、職員の健康ということもありまして——一番のきっかけは、議会のほうでがん対策条例をつくっていただきました。ただ残念ながら、その中で喫煙につきましては、国の方針とは一歩後退いたしまして、公共施設内でも「原

則禁煙または分煙」というふうにされたものですから、私、それが禁煙になれば、それをてこにして全庁的に広めようというふうに思っていたところですが、残念ながらそういうことでございますので、健康管理上から、昨年、職員の皆さんに呼びかけを行ったということでございます。今後、そういう呼びかけを継続しながら、職員の健康管理に資すればというふうに考えているところでございます。

**○清山知憲議員** 私も、この取り組みを聞いたときに、県の物すごく前向きな姿勢にびっくりしたところであります。頑張ってください。

次に、ワクチンのことについて、福祉保健部長へお伺いしますが、ことし風疹が大流行しております。今も流行しております。風疹に妊婦がかかって、生まれてきた子供が先天性風疹症候群になってしまうと、生まれてくる子供は、心臓病、難聴、白内障、精神発達遅滞等たくさんの障がいを負って、一生それを背負って生きていくことになる、大変かわいそうな病気であります。しかし、県は特にこのワクチンの公費助成を行わないなど、その姿勢は消極的に見えました。その理由を教えてください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 風疹につきましては、まずは県民への啓発が重要という考え方から、市町村や医療機関等に協力依頼を行いますとともに、県政番組や県のホームページ、県広報紙などを通して、広く県民の皆様にワクチン接種を呼びかけてきたところでございます。お尋ねの市町村のワクチン接種事業への助成につきましては、全国で18都府県、九州では佐賀県が助成を行っておりますが、本県におきましては、県内の発生件数が比較的少なかったことや、財源の確保の問題などもございまして、助成はしなかったところでございます。県

としましては、引き続き県民への啓発を行いますとともに、風疹ワクチン接種などの予防接種事業は、国の施策として全国一律に実施することが重要でございますので、今後ともあらゆる機会を活用し、国に要望してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今の部長の答弁で「発生件数が比較的少なかった」という言葉がありました。予防接種というものの特性を考えると、件数が少ないから実施しないというのはロジックが破綻していると思うんです。宮崎県の考える予防という概念は、そういった感染症とか全て、発生してから事後的に対応するものを予防と呼ぶんですか、教えてください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 感染症対策は、予防接種とか手洗いとか、平常時からの取り組みが重要であるというふうに考えています。今回の風疹の流行につきましても、ことし3月末に、報道機関を通して風疹に関する注意喚起を県民に周知するなど、いろんな機会を捉えて広く啓発を行ってきております。

**○清山知憲議員** ちょっと答弁になっていないと思うんですけれども、隣の鹿児島県では宮崎の10倍以上患者さんが発生していたんです。宮崎は今まで、人ではないにしても、口蹄疫ウイルス、鳥インフルエンザウイルス、そして人では、小林市における髄膜炎菌性髄膜炎の集団発生、ノロウイルスの大流行、物すごく多くの感染症の危機に見舞われてきました。非常に危機管理においての甘さが今回際立ったんじゃないかなと、私は残念でなりません。国の助成がない場合は、こういった感染症の場合、県内の市町村によって対策に差が出るのはしょうがないと部長は考えておられるんですか。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** ワクチンの予

防というところで、先ほどちょっと言葉足りませんでした。県がワクチン代を——おおむね8,000円ぐらいだと思いますが——8,000円出すのがいいのか悪いのかという判断、いろんな検討はいたしました。その中で、何でもかんでも県が出すというわけには、なかなか今の財源の状態からして難しいと。そういう中で発生状況とか見たりしながら、まずは県民の皆さんにワクチンを打っていただく、あるいは感染したら大変ですよということを県民の皆さんに知っていただく、その啓発が重要だということで、そういった取り組みに軸足を置いて取り組んだところでございます。

危機管理ということですが、もちろん感染症は、一たび発生し、またそれが県内、国内に拡大しますと大変なことでございます。4年前も日本に新型インフルエンザがかなり発生いたしました。そのときは大変な危機的な状況だったというふうに捉えております。この風疹も含めて感染症が拡大しないように取り組みを進めていく、それが危機管理上大変重要なことということは常に頭に置いて対応しておりますし、今後ともそのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** 全く行動が伴わない対応じゃないかなと思うんですけれども、今の回答では市町村によって差が出てもしようがないと。しかし、繰り返し出ておりますけれども、発生件数を見て予防接種、予防対策を考えるというのは極めてそら恐ろしいことで、口蹄疫ウイルスなんかについても、発生してから考えるということなんでしょうか。よくわかりませんが。

今、部長がおっしゃった財源、例えば県内の市町村に、8,000円全てじゃないにしても、2分の1の4,000円なり、もしくは8,000円、いろん

なシミュレーションあると思いますが、どれぐらいの財政負担になるのでしょうか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） いろんな出し方がありますが、私どもが検討した段階におきましては、19歳から40代までの男性あるいは女性に一定のワクチン接種率等を掛けまして、1万人ちょっと受けられるかなという想定をいたしました。その半額ですので、数千万程度は要るのかなというふうに、検討の段階では試算をいたしております。

○清山知憲議員 公費助成については、真っ先に、半分でも4分の1でもいいから県がリーダーシップを持って取り組むということで、物すごくそれは予防の啓発という意味で発信力のある事業になると思うんです。ですから、財政的な数字だけを見ずに、それ以外の効果もあわせながら、また、これだけ感染症の脅威にさらされた宮崎県としては、今後ぜひ積極的な感染症対策をお願いしたいと思います。

また一方で、100億円かけて防災拠点庁舎を、危機管理の対応力を上げるということで県は検討を進めておりますけれども、目の前の、今そこにある危機に関しては、今回について非常に甘いんじゃないかなと実感いたしました。その庁舎に入る福祉保健部の危機管理の意識についても、もうちょっと改めていただきたいなと、私は個人的に思いました。

続いて、知事にお伺いしますが、防災拠点庁舎に関連して、公共施設に関する質問をさせていただきます。こういう庁舎整備に当たっては、点ではなく面で考えていかなければいけないと思います。私も先日、中心市街地に点在する県有駐車場について取り上げましたが、こういった県内の県有地、そして県有の公共施設、物すごくたくさん点在していて、一体どういっ

たものがどれぐらい存在していて、それぞれの寿命や耐震性能、そして今後のニーズ、ランニングコスト、こういったものになっているのか、全く我々全体像が見えてきません。そういった情報を全て一元化して管理するものに公共施設マネジメント白書というものがありますが、分厚い白書になるんですけれども、そういうデータを一覧的にもとにすることで、今後長期的に5年、10年で自治体の保有する施設の総量を5%、10%減らしていくとか、この施設とこの施設を集約化できるとか、この施設は多機能化を目指すとか、そういった数字に基づく長期的な計画が立てられるものがありますが、財政が厳しくて人口が減っていく宮崎県こそ、こういった公共施設のマネジメント白書をつくっていくべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘だというふうに受けとめております。これまで県としては、県有建物の長寿命化指針や保全計画を策定しまして、建物のデータを一元的に管理・活用しまして庁舎等の修繕を計画的に実施するというようなことも行っておりますし、庁内で利活用の調整を行った上で、利活用の見込めない財産については過去3年間で17億となる処分を行っております。いろいろ作業自体はしておるんですが、それを一覧表に整理をして、しかも長期的な方針を持って取り組む、しかもそれを県民の皆さんにしっかりお示しするというのが欠けていたのではないかなというふうに考えておるところでございます。公共施設マネジメント白書のようなものの作成・公表につきましても、他県の状況等を調査、研究して取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 宮崎県は基本方針もありませ

ん。多くの自治体で取り組まれておりますし、宮崎市もその取り組みを始めたところでございます。ぜひ積極的に検討していただければと思います。

次に、防災拠点庁舎についてお伺いしますが、その白書に貫いている発想というのは、ファシリティマネジメントといった発想であって、防災拠点庁舎をつくるに当たっても、せめて本庁域の中で庁舎全体をどうマネジメントしていくのか、そして新しく庁舎をつくるのであれば、そこにどういった機能、部署を集約して、どんな機能を担わせていくのか、そしてオフィスレイアウトなどの工夫の観点もありますが、そういう観点から庁舎の規模を決めていって検討すべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、県庁舎というのが分庁舎、分庁舎ということで、何号館、番数を打って、大変県民の皆様にとってもわかりにくい状況となっているのではないかと。また、仕事をする上でも問題であるということで、将来的にはこの集約化をぜひ図ってまいりたい、そのように考えておるところでございますが、財源の問題もあり、当面、対応が急がれる喫緊の課題としての防災庁舎を優先して整備をしたいということで、現在作業として進めておるところでございます。今、一定のめどなり試算をつくりつつあるわけではありますが、そのときに、将来的にはさまざまな庁舎を集約する計画をつくっていく、その計画を阻害しないような形での当面の防災庁舎の検討を現在行っているところでございます。まずは、そこを急ぎたいというふうに考えておりますが、将来に向けた集約に向けての検討というものに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 整備を急がれているのはわかるんですけども、財政の厳しい宮崎県こそ、多少時間がかかっても、新庁舎の整備に当たっては慎重に検討していただきたいと思っておりますし、今、検討委員会の資料をいろいろ見ているんですが、庁舎そのものの整備の中身についてはまだまだ検討が詰められていない、これからじゃないかなと思いますけれども、オフィスレイアウトの工夫や、今までの庁舎整備の常識にとられない宮崎県独自の工夫、もしくは、中心市街地に建てるわけですから、まちづくりの観点等も入れながら、しっかり検討していただきたいと思っております。

続いて、それに関連して総務部長にお伺いしますが、県庁の本館、あそこはどうも寂しい感じで薄暗い気がして、本館を訪れる人にとって、また県職員にとっても利用価値がまだまだ低いんじゃないかなと思います。県民室はそれでも毎年2万人の方が訪れるということですが、あの施設利用価値を高めるために、さまざまな民間の店舗、カフェやコンビニといった、何でもいいんですけども、そういった工夫をしていくつもりはないか教えてください。

**○総務部長（四本 孝君）** 本庁舎へのカフェあるいはコンビニの設置ということでございますが、来庁者の利便性の向上を図るということは大切なことと考えております。しかしながら、現在の本庁舎には十分なそのスペースがないということ、それからまた、行政庁舎でございますので、営業時間が平日の開庁時間に制限されるとか、あるいは職員の利用も基本的には休憩時間に限られるという中で、集客あるいは事業採算性の問題など、民間事業者が出店するには課題が多いのではないかと考えております。来庁者の利便性の向上につきまして

は、今後とも、さまざまな角度から検討していくことが必要と考えております。

**○清山知憲議員** 職員はしょっちゅう喫煙休憩でうろうろされていますから、いろんな時間に利用される機会があると思うんですけれども。そして、開館時間も、先日、宮日を見ていたら、日大高校なんて、日中の時間帯だけでヤマザキYショップなんか店舗を入れて工夫をされているということですので、工夫の余地がこれ以上ないということはないと思うんです。フードビジネスの分野では、県はよく「マーケットイン」という言葉を言われますけれども、まず足元の本庁舎でマーケットインの発想を実現できなければ、余り人に対しても言えないと思うんです。ぜひ施設利用者の観点に立った一層の工夫——また、売店も地下にありますけれども、全くこれ、本庁舎を訪れる人にとって、利用してくださいという立地ではありませんよね。ですから、いろんな工夫の仕方があると思うんですけれども、ぜひいろいろ検討いただければと思います。

次に、県立図書館について教育長にお伺いしますが、図書館においても、利用者の観点に立って、飲食店の設置だとか開館時間の延長、そうした工夫を図るつもりはないか。例えば今、平日だと夜間7時までの開館時間ですが、これだと、普通に働いている現役世代の人たちは、仕事が終わってから図書館に行っても、すぐ閉館してしまって利用価値がなくて、それだとどうしても現役世代に、あの膨大な図書館の有するアセットにアクセスすることができないといった課題があります。いかがお考えでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 図書館へのカフェ設置ですが、私も、そういうカフェを設置してい

る図書館を実際見てまいりました。一つの魅力づくりにはつながると考えております。県立図書館へ設置することにつきましては、そのスペースをどう確保するかを検討とか、県立図書館のある総合文化公園内では、メディキット県民文化センターにはレストランが、美術館には軽食もとれる喫茶店があることから、公園全体としての需要を把握する必要などもありますので、県民の皆様や来館者のニーズも含めまして、調査研究してまいりたいと考えております。

開館時間につきましては、現在、平日及び土曜日が午前9時から午後7時まで、日曜日が午前9時から午後5時までとしております。開館時間の延長につきましては、これまでも、多くの人が利用しやすい祝日を開館日とするなど改善を図ってまいりました。さらなる開館時間の延長につきましては、現在の人員、予算をふやすことが難しい状況にありますので、今の体制でどのような方法があるかなど研究するとともに、県民の皆様のニーズについても調査をしてみたいと考えております。いずれにしましても、今後も、より多くの県民の皆様に親しまれ利用いただく、そういう施設にしていくという視点を忘れずに、県民サービスの一層の充実ができないか考えてまいりたいと思います。

**○清山知憲議員** 武雄の市立図書館などは、T S U T A Y Aなんかを入れて、朝9時から夜9時、年中無休、365日開館といったオペレーションを実現しておりますし、さまざまな民間の知恵をかりながら、ぜひいろいろと創意工夫を検討していただければと思います。

続いて、時間がなくなってきましたが、図書館の南側にある文化広場について、人も閑散としていて活用されていないんじゃないかなと思

います。県土整備部長にお伺いしますが、いずれの施設にもアクセスのいい文化広場を一部駐車場として活用するといったことはできないでしょうか、お伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 総合文化公園は、芸術劇場、図書館、美術館の3つの施設と文化広場、県民広場を一体的に整備したもので、平成7年にグランドオープンしました。文化広場につきましては、石舞台を中心として彫刻や噴水などを配置することにより、3つの文化施設の建築美と調和した景観を形成しております。訪れた県民の方々が文化と触れ合う場として、また憩いの場としても親しまれております。文化広場を駐車スペースとして活用することは、利用者の安全確保や景観の保持、施設の保全などさまざまな解決すべき課題がありますので、現時点では難しいと考えておりますが、駐車場対策につきましては、今後とも、関係部局と十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** どれほどその景観が県民に認識されているのかも含めて、ゼロベースから調査検討していただきたいと思うんですが。

次に、最後、教育のICT化について、教育長にお伺いいたします。学校現場で、電子黒板やタブレットなどを導入した教科指導におけるITの活用が叫ばれておりますが、宮崎県の取り組みと教育長の考え、あわせてお伺いしたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立高等学校を中心に申し上げますが、県立高校におきましては、昨年度から「教育の情報化」基盤整備事業に取り組んでおりまして、現在、普通科高校を中心として9校に、無線LANの整備と各学校1クラスの生徒全員が一斉に使えるよということ

で、それぞれの学校に約40台のタブレットの整備を行い、教科指導で活用しながら、その実証研究を進めているところでございます。ICTを活用した授業では、例えば、動画を提示して視覚に訴えることで生徒の理解が深まり、学習意欲の向上につながったりするなどの成果や、グループ学習で、それぞれの生徒の多くの考え方をタブレットのソフトを使ってわかりやすく整理する、その作業等を通して意見交換が活発化したりするなどの成果が見られており、このような学習は学力向上にもつながるものと考えております。今後は、本年度新たに9校の整備を行い、昨年度の整備と合わせ計18校の実証研究で得られる活用事例等を県立学校全部に広げていきたいと考えております。

**○清山知憲議員** もう最後の質問にいたしますが、簡潔に答弁いただければと思います。

学校の先生の仕事も昔に比べて大幅に増加してきて、本来の教育に割く時間がどんどん減ってきているように思われます。そうした中で、校務においてもITを活用することで効率を図って、本来の教育に時間を割くようにする取り組みがあると思いますが、教育長、取り組み状況について教えてください。

**○教育長（飛田 洋君）** おっしゃるとおりだと思います。これまで各学校で独自にやっていたんですが、システムを県で開発していくことによって、システムが今度は統一して利用できることとなりますので、成績データの事務管理、ICT化を進め、生徒と向き合えるような時間を生み出したい、それから、そのことをクラウド化することによって災害等にも備えたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。

時間が参りましたので、以上で質問を終わり



ます。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。後藤哲朗でございます。本日、自民党会派3番目でございます。3番目の矢とはいきません。水鉄砲ぐらいですが、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ことしの夏は、前橋育英、監督が広島県出身の延岡学園高等学校等の高校球児の活躍に感動した熱いミスターサマータイムでありました。さて、延岡学園は、延岡市内の大峽町というところにあります。この大峽町にある神楽が、伊勢神宮に県代表の奉納神楽として、11月2日、晴れの舞台に立ちます。御案内のとおり、来月、「日本人の心のふるさと」と呼ばれる伊勢の神宮において、御神体を移す遷御の儀を中心とする20年ごとの式年遷宮がとり行われます。とりわけ内宮の遷御では、アマテラスオオミカミを新宮にお移しすることで、原初のときに戻る、よみがえりという意義や、政治の安定を願う、技術の伝承のため、食料の備蓄期限、古代から20年を大きな節目として捉えていたなど、なぜ20年かには諸説があるようです。ところで、2年前に策定した総合計画、未来みやざき創造プランの長期ビジョンの中でも、20年後に本県が目指す将来像が描かれています。そこ

で、置県130年という記念すべき年に、改めて、第53代河野知事に、20年後の本県の姿にどのような夢や希望を持っておられるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援・少子化対策についてお尋ねいたします。少子化にはさまざまな要因がありますが、これまで歯どめをかけるための抜本的な対策がとられなかったことから、現状のままでは、その改善は見込めないと言われ続けております。また、これ以上の少子化の進行にストップをかけるためには、地方の側において、主体性を持って優先的に取り組むべき課題を選択し、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていくことが、喫緊の課題となっています。そこで、先月、10県知事の子育て同盟が行った国への緊急提言の中で、重点課題とされた内容について、知事にお伺いします。

次に、定住促進についてお尋ねいたします。

県においては、定住自立圏構想の推進や宮崎縣市町村間連携支援基金設置事業等で、広域的な連携の促進を図りながら、持続可能な地域づくりや定住に向けた取り組みを推進されています。さて、定住を実現していくための一番のハードルは、それぞれの地域でいかに仕事を確保していくかということだと考えます。しかしながら、地域での雇用機会が少ない現状では、定住を図るための条件整備が進まないのが現状ではないでしょうか。しかし、地域に必要な機能の維持・確保や地域を活性化する取り組みの推進等で、持続可能な地域づくりを目指さないとはいけません。そこで、未来みやざき創造プランの重点項目の一つであり、地域の魅力を高める取り組みの一つでもある、宮崎縣市町村間連携支援基金事業のこれまでの取り組み状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

先日、県立図書館での自殺予防企画展を参観してきました。熱心に参観される方が多く、よい企画だなと感心いたしました。また、先月には、県と社会福祉協議会主催の孤立死防止セミナーが開催され、参加者から好評のコメントをいただきました。県御当局におかれましては、さまざまな複雑な社会問題が発生する中、その解決と福祉の向上に御努力されていると評価しております。ところで、地域福祉推進の重点的な取り組みは、地域の拠点形成、地域活動の担い手が育つ仕組みづくり、情報を共有する仕組みづくりだと言われております。そのような中、このたび、県と社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進するため、地域において、孤立死や虐待等のおそれのある方を早期発見する取り組みとして、「みやざき地域見守り応援隊」による見守り活動を実施すると聞いておりますが、その事業の趣旨と内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想の推進についてお尋ねいたします。

本構想は、平成23年12月に国の総合特区に指定されました。総合特区制度は、22年6月に閣議決定された「新成長戦略」を実現するため、政策課題の解決を図る突破口として創設された制度であります。本年の1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においても、地域の特色を生かした地域経済活性化施策を推進するための制度として位置づけられています。指定当時、知事は、「総合特区の指定を受けたことは、相撲に例えれば土俵に上がる権利をもらっただけである。指定を受けたこ

とよりも、今後の取り組みが重要である」と発言されています。そこで、総合特区に関しまして、2点について商工観光労働部長にお伺いいたします。1点目、指定から1年半余りが経過したところではありますが、この間の成果についてお伺いいたします。次に、成果が上がっているものと思われませんが、県民の目になかなか見えてこないという印象を持っています。総合特区の指定を受けたことは、東九州メディカルバレー構想が高く評価されていることのあらわれであります。このチャンスを最大限に生かすことが本県の活性化につながるものと強く考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、観光政策についてお尋ねいたします。

郷土の歌人、若山牧水の歌に、「秋かぜや日本（やまと）の国の稲の穂の酒のあちはひ日にまさり来れ」があります。先般の香港視察は大変有意義でありましたが、視察先の一つ、YATA百貨店での日本酒の品ぞろえ、アイテムの多さには驚かされました。大和の国の稲の穂の酒、国酒と言われる日本酒、全国各地の銘柄が一堂に陳列されている状況は、オールジャパン・チーム日本としてのセールスにほかなりません。オールジャパン、オール九州、オール宮崎というくくりの中での分野別、カテゴリー、品目別の戦略の大切さ、重要性を強く考えさせられた出張でありました。特に海外からの観光戦略は、オール九州としての攻めが求められていると実感・体感してきたところでもあります。そこで、九州一体となった広域観光の取り組みについて、その現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、みやざき茶の推進についてお尋ねいたします。健康志向の高まりから、お茶の機能性

や効能が注目され、品質の高いお茶、安全で安心なお茶が求められるようになっていきます。ところで、宮崎県は、静岡県、鹿児島県、三重県に次いで、全国第4位の荒茶生産県であります。しかしながら、全国的に見ると、みやざき茶の銘柄確立は、まだまだ緒についたばかりという感じを持っています。しかし、県においては、県内茶生産者や関係機関・団体と連携し、現在もみやざき茶の銘柄確立や知名度向上に取り組まれていると伺っております。そのような中、来年26年度に、本県で平成7年以来、実に19年ぶりとなる全国お茶まつり宮崎大会が開催されるとのことです。全国お茶まつりは、全国の茶産地において、生産から加工に至る最高の技術のもとで製造された荒茶を対象とした全国茶品評会と、その表彰行事や消費拡大イベントなど、さまざまなイベント等を行うものと聞いております。来年に開催される全国お茶まつり宮崎大会は、まさにみやざき茶を県内外にPRする絶好のチャンスと考えます。そこで、今後のみやざき茶の生産振興と消費拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、フードビジネスの推進による水産業の振興についてお尋ねいたします。また新たな日本一が生まれました。平成23年度、農林水産省統計による水産物部門で、延岡市の魚種、ウルメイワシが漁獲量で全国1位となりました。なお、ムロアジ類が全国2位、サバ類が全国5位であります。これらの魚種に共通するのは、血液さらさら食材の代表であり、体内で合成できない不飽和脂肪酸であるDHA（ドコサヘキサエン酸）、EPA（エイコサペンタエン酸）を多く含む青魚ということであります。ところで、好評のアベノミクス、その3本の矢の中に

規制改革があります。その規制改革の中で、血圧が高目な方へといった記載で知られる特定保健用食品や栄養機能食品以外には従来効能は記載・表示できなかったものが、健康食品・サプリメントを初めとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性表示が可能となります。このことは、県北の青魚の漁獲にとって、生、加工品の消費拡大、販路拡大に大きなビジネスチャンスの到来と確信しております。そこで、日本一となったウルメイワシ等の水産物の健康機能を生かした新たな商品開発と消費拡大策について、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、県北の重要な水産資源であるアユの資源管理についてお尋ねいたします。

アユは、県北部地域にとって、漁業はもとより、観光産業等の大切な資源であります。延岡市水産要覧によりますと、延岡市管内の五ヶ瀬川で漁獲されるアユの量は、昭和60年以前はおおむね30トンから50トン台で推移していたものが、昭和61年以降は10トン前後で推移しています。県では、このアユの漁獲量が低位に推移している状況を踏まえ、延岡市と宮崎大学と共同調査を実施し、五ヶ瀬川アユ資源管理指針となる「五ヶ瀬川アユの資源管理の進め方」を平成10年3月に作成されました。しかし、その成果は薄く、現在も10トン程度の低位横ばいの漁獲量が続いています。その結果、延岡市の重要な観光であるアユやなの数が増えるなど、地域への影響が顕著にあらわれています。現在、河川の環境は、水量や水質あるいは生息場所の環境など、漁獲量のピークであった昭和50年前後はもとより、「資源管理の進め方」がまとめられた15年前と大きく異なっていると実感しております。この五ヶ瀬川のアユを将来にわたり

利用していくためには、それを利用されている河川上流から下流のみならず、アユが幼魚期を過ごし、養殖種苗として漁獲される海面までの広域の市町村が一丸となって、資源の管理、利用について検討していくことが重要と考えます。そこで、県では五ヶ瀬川水系アユの資源管理の進め方についてどのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

最後に、通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

昨年度、登下校中の児童生徒が被害者となる痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。また、本県におきましても、下校中の児童が意識不明の重体となる交通事故が発生しており、通学路における安全対策は喫緊の課題だと思います。学校は、子供たちが安心して安全に学ぶことのできる場であることが前提であります。児童生徒の登下校時においても、このような事故を防ぐために、さまざまな対策を早急に講じていく必要があると考えます。昨年度は、文部科学大臣から緊急メッセージが出され、文部科学省、国土交通省、警察庁合同の対策として、全国的に緊急の合同点検が実施されたところがあります。そこで、本県における通学路の緊急合同点検の結果及びその後の対策の状況はどのようなになっているのか、教育長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらして、質問者席からの再質問をさせていただきます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、20年後の本県の姿についてであります。全国的に少子高齢化が一層進行していく状況の中で、20年後、本県の人口も100万人を割り

込むという予測もなされておるところでございます。私たちは、地域に根差した産業や地域活力の維持・発展という大変難しい課題に向き合っていくべきを得ないものと考えております。一方、ことし置県130年を迎えた本県の歩みを振り返りますと、さまざまなこうした困難への「挑戦」の歴史でもあり、また、先進的な取り組みもなされてきたところでもあります。さらに、おくれた交通網の整備や口蹄疫の克服に代表されるような、官民を挙げた「知恵と力の結集」、その歴史でもありました。私は、20年後に向けて、今こそ、こうした先人たちの足跡に学び、また、地域の宝を見詰め直し、豊かな自然環境や人・地域のきずなを大切に守り続けながら、地域の産業・雇用を牽引する成長産業の育成でありますとかハード・ソフト両面からの防災・減災対策の構築、また、東九州地域における人や物の大きな流れの形成に取り組むことが重要であると考えております。

おかげさまで、今年度、ようやく宮崎市から延岡まで高速道路が開通し、その2年後には宮崎から北九州までが結ばれる、着々と高速道路の整備も進んでおるところでございます。延岡は、延岡学園の準優勝、バスケット部の2冠というのもあったわけでございますし、メディカルバレー構想の特区の指定、また、春には東京ガールズコレクションの成功というような、今いろいろな追い風が吹いているのではないかと、うふうに思っておりますが、そうした追い風を捉まえて、まさに東九州の新時代と言えるような県政全般の浮揚というものを図っていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。さまざまな課題解決の原動力となる「グローバルな視野と挑戦する気概を持った人づくり」にも全力を傾けまして、県民の皆さん

が宮崎に住んでいることに「誇り」と「満足」を感じられるよう、物と心の豊かさが調和した「新しいゆたかさ」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て同盟における国への提言についてであります。子育て同盟につきましては、誰もが安心して子供を生み育てられる環境を整え、子供の笑顔と幸福があふれる社会づくりを目指して結成したものであります。去る7月28日に、同盟加盟の10県の知事が集まりまして、国への緊急提言などを取りまとめたところであります。この緊急提言につきましては、3点、重点課題がございます。1つ目は、地域の実情に応じた地方のそれぞれの取り組みを後押しする少子化危機突破基金を創設すること、2つ目は、子ども・子育て支援新制度は、地方の意見を十分反映させた上で、実施に必要な財源を確実に確保すること、3つ目として、保育士・幼稚園教諭の恒久的な処遇改善、配置基準の適切な見直しを確実に行うこととしております。この提言につきましては、同盟の代表者が8月8日に森少子化対策担当大臣などに直接会いまして、国と地方がともに危機感を共有しながら、次世代を担う人づくりを着実に推進していくよう要請したところでございます。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（土持正弘君）〔登壇〕 答えいたします。

宮崎県市町村間連携支援基金事業についてであります。人口減少や高齢化などにより、地域を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、魅力ある持続可能な地域をつくってまいりますためには、市町村が広域で連携して活力を生み出すことが重要であり、市町村間連携支援基金は、このような取り組みを支援することを目的

として、平成23年度に設置したものであります。基金の設置を受け、県内8地域に市町村間連携推進協議会などが設置され、地域の特性を生かした取り組みの方向性等について定めた連携推進計画が策定されますとともに、昨年度からは、この計画に沿って実施する取り組みに対しまして、基金を財源とした交付金によって支援を行っておるところであります。これまで延べ19市町村による6事業を採択してございまして、西臼杵郡3町と諸塚村、椎葉村による民泊を活用した教育旅行誘致・受入事業や、医療関連産業の新商品開発などを支援する延岡市、日向市、門川町による事業など、圏域の将来を見据えた各種の取り組みが進められているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 答えいたします。

「みやざき地域見守り応援隊」についてであります。住民の孤立化や児童虐待など、さまざまな地域課題へ対応するためには、議員御指摘のとおり、地域におけるセーフティーネット機能を強化することが極めて重要であります。こうした認識から、市町村社会福祉協議会や地域包括支援センターが主体となったネットワークを中心に、地域における見守り活動が各地で展開されてきております。そうした中、県と県社会福祉協議会では、今年度から、業務上、日ごろから各家庭を回られることの多い電気・ガスや宅配業などの民間事業者の方々に、「みやざき地域見守り応援隊」として見守りネットワークに加わっていただき、日常の業務活動の中で、地域住民に何らかの異変を察知した場合には、市町村窓口等へ連絡していただくといった体制づくりに取り組むこととしたものでございます。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂 雄二君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、東九州メディカルバレー構想の推進についてであります。

総合特区指定後の主な動きといたしましては、延岡市との共同寄附により宮崎大学医学部に開設しました寄附講座において、医療機器の研究開発や県内企業の医療機器産業への参入支援などの取り組みが進んでおります。また、地場企業の新たな医療機器製造業許可の取得や中核企業における相次ぐ工場増設に加え、県外から関連企業が立地するなど、医療機器産業の集積が着実に進みつつあると感じております。さらに、透析技術・医療機器の海外展開を目指し、東南アジア等から医療関係者などを招聘しまして、関連施設の見学及び意見交換会を実施しましたところ、参加者から高い評価をいただいたところであります。特区として提案しております規制緩和につきましては、国との協議の中で要望の一部が認められましたほか、財政支援につきましては、総合特区推進調整費を活用しました大型の研究開発資金を獲得できまして、現在、九州保健福祉大学が県内企業と共同で、医療機器の開発を進めているところであります。今後につきましては、これまでの取り組みに加え、今年度創設した医療関連機器の研究開発に対する補助制度などにより、県内企業の新規参入や販路拡大を支援するとともに、海外展開を目指してアジアからの医療技術者長期研修を実施するなど、なお一層、構想の推進に向け加速させてまいりたいと考えております。

次に、広域観光の取り組みについてであります。議員から御指摘のありましたとおり、本県への誘客を図る上で、広域での取り組みを行っていくことは大変重要であると認識しており、

特に、隣県との連携や九州一体となった取り組みを中心に観光誘客を展開していくことが必要であると考えております。このため県では、平成9年に南九州広域観光ルート連絡協議会を設立し、熊本県、鹿児島県と連携した取り組みを行うとともに、平成17年には、九州各県と経済団体が共同して組織しました九州観光推進機構を中心に、「九州はひとつ」の理念のもと、合同商談会を開催するなど、国内外からの観光誘客に取り組んでいるところであります。現在、九州各県と経済団体におきましては、今後10年間の新しい観光戦略を策定するとともに、九州観光推進機構の法人化に向けた作業を進めているところであり、九州一体となった広域観光の一層の推進を図ることとしております。県といたしましては、今後とも、体制が強化される九州観光推進機構や国、九州各県ともこれまで以上に連携を強化し、オール九州で観光誘客に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、みやざき茶の生産振興と消費拡大についてであります。みやざき茶の振興につきましては、県ではこれまで、高品質な茶の生産に向けた支援を行うとともに、釜炒り茶などの特徴あるみやざき茶の販路拡大などの取り組みを進めてまいりました。このような中で、御質問にありましたとおり、来年秋には、第68回全国お茶まつりを本県で開催することとしておりまして、県といたしましても、これをみやざき茶PRの絶好の機会と捉えております。このため、今年度の新規事業であります「選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業」等を活用し、品評会において上位入賞を果たせるよう、製茶技術の向上を図るための技術的支援を行っている

ころであります。また、消費拡大イベントにつきましては、本県での全国お茶まつりの開催を最大限に生かしながら、みやざき茶を全国に向け積極的にアピールするなど、銘柄確立に向けて、県茶業協会など関係機関・団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水産物の健康機能を生かした商品開発と消費拡大についてであります。ウルメイワシなど本県で漁獲される多くの水産物は、EPA、DHAを初め、タウリン、コラーゲンなどの機能性成分を多く含んでおり、健康的な日本型食生活を支える重要な食品であります。近年、全国的に水産物の消費量が減少しておりますので、より消費者ニーズに合致した商品を提供する観点も踏まえまして、水産物の健康機能の効果的なPRに加え、産学官や産業間の連携等により、例えば、水産物ブランド品である「宮崎焼酎もろみ漬け」やコラーゲン等の機能成分を活用した商品づくりなどを推進しているところでもあります。県といたしましては、今後とも、産学官等の連携を進め、水産物が持つ健康機能などの特性を十分に生かした本県独自の商品づくりや消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、五ヶ瀬川水系アユの資源管理の進め方についてであります。

アユの資源管理につきましては、1つ目に流量の確保や魚道の改善等の環境保全対策、2つ目に人工種苗放流や産卵場造成の増殖対策、3つ目に漁獲制限等の漁業管理から成る指針を示し、主にアユを利用する養殖業者、内水面漁協等がこれを活用して管理を行ってまいりましたが、御指摘のとおり、最近になってもアユ漁獲量の増加が見られない状況にあります。その原

因につきましては、さまざまな要因が考えられますが、いずれにいたしましても、平成10年の「アユ資源管理の進め方」を策定した趣旨に立ち返り、全ての関係者が一体となり、少しでも効果が期待される管理を着実に実行していくことが重要でございます。県といたしましては、今後、アユの資源状況の評価や、これまでの管理方法の検証を行うとともに、五ヶ瀬川水系の流域の市や町、内水面漁協等、全ての関係者と連携しながら、アユ資源の利用や管理等の改善が図られるよう、関係者の合意形成に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

通学路の安全対策についてでございます。

本県におきましても、昨年度、文部科学省、国土交通省、警察庁の依頼を受け、学校を設置する教育委員会や道路管理者、地元警察署等が連携し、学校と保護者の代表も加え、県下で982カ所について緊急の合同点検を実施いたしました。その結果、何らかの対策を必要とする箇所は、県内で855カ所確認されたところでございます。点検後、対策が必要な箇所ごとに、関係者が連携して具体的な取り組みを協議し、可能なところから段階的に取り組みを進めているところでございます。例えば、警察による横断歩道の新設や交通規制の実施、道路管理者による歩道や縁石ブロックの設置、学校における通学路の変更、地域ボランティアやPTAと連携した登下校の見守りなどが進められております。これら対策を合計いたしますと、本年3月末の段階で、既に374カ所の対策が進められており、残りの箇所につきましても、順次、取り組みを進めているところでございます。以上であります。

す。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございます。理解を深めるために、提言・提案を交えながら、再度質問を行ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、御案内のとおり、失われた10年という表現・言葉が、いつの間にか20年と言われ続けています。確かに私どもは、過去20年間、経済等の低迷ぶりに失望し、自信を失ってきたような感じがいたします。そこで、自信と誇り、そして元気を取り戻すようなビッグニュースが、今回の東京オリンピック決定のニュースではなかったかなと、そのような気がします。

それでは、20年前の宮崎はどうかということ、宮崎県定例県議会の会議録を見せていただきました。当時、松形知事ですね。2月議会ですから、当然、予算概要の説明あるいは所信表明をされております。その中の「特に国内におきましては、生活者・消費者重視の新たな視点から国民一人一人が経済力に見合った豊かさゆとりを実感できる経済社会の実現が最大の政策課題、県内におきましては、このような内外ともに大きな変革の時代を迎え、変化と交流の時代に対応できる先見性のある的確な県政の推進が何よりも重要だとの思いを一層強くしている」、ちょうど20年前と申しますと、オーシャンドームが開業した年です。県立芸術劇場が開館、そして何と、宮崎地区の鉄道高架事業の完了で新しい宮崎駅が誕生した年であります。宮崎に集中しているなど思いましたら、新農業大学校や県立延岡・日南両病院、フォレストピア学びの森学校の建設等のプロジェクトも本格化した年であります。

当時の予算が約5,283億、一般会計ですね。本

年が約5,660億、予算、財政規模は余り変わっていないということですね。その中で、社会保障増大とか、いろんな負荷もありますけれども、当時の重点施策、第1番目に何を持ってきているかといいますと、農業の振興なんですね。見てみますと、「売れるものをつくる全県的な産地体制とみやぎきブランドの確立、総合的な販売戦略構想の策定を行うとともに、全国の主要な消費地でフェアを開催し、本県農水産物のPRと消費拡大に努めることとしております」。まさしく歴史は繰り返すではありませんが、今年のフードビジネスの展開——このところ知事がおっしゃる温故知新じゃありませんが——やはり過去20年間の農政水産を含めて検証する必要があるのではないかな、そういうようなことを、20年の議事録を見て思った次第でございます。

私が考える20年後の宮崎というのは、全線供用開始間近の九州中央自動車道、県民所得が例えば全国でベスト10入り、あるいは食料基地としてのフードビジネスの大成功、子育て日本で移住・定住人気ナンバー1となればいいなとつぶやきまして、まず初めに、知事にお尋ねします。

実は、7月27日、28日の「子育て同盟サミット in とっとり」に参加された方より手紙が届きましたので、内容の一部を披露させていただきます。「子供たちの郷土芸能発表の後、10県知事の意見発表がありました。熱い熱い、意欲的、情熱的な意気込みの意見が多く、型どおりのソフトな子育て支援の話ではありませんでした。高知県知事が人口の推移表を広げて、待たなし、2030年までに何らかの手を打ち、効果が上がらないと地方自治は崩れてしまう、きょう生まれた子供も17歳に成長するので、国に



しっかり施策を提案しないと国の未来もないでしょうと訴えられました。他の知事からは、育休制度を男性もとる、不妊治療に補助する、養子制度を進める、宮城県は、1,056人の震災の遺児がいるので、まずはこの子たちをしっかりと成人させる、岡山県知事は、だらだらと検証もしていない子育て支援をやるより、しっかりと検証してポイントを絞って効果を上げるようにしないと、10年後も同じような話をしていることになるかと興奮しておられました。すごい意気込みを感じ、宮崎県もぼやぼやしておられないなという感じがしました」と書いてありました。

国への緊急提言であります、重点課題とされました少子化危機突破基金の創設、国も地方も我々もそうですけれども、危機意識をいかに共有して政策につなげていくか。ですから、少子化危機突破基金、まさしくこれはタイムリーな提言内容ではないかなと。これの創設に向け、ぜひ御尽力を賜ればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

私は、子育て同盟10県の取り組みを評価したいと思います。以前ですと、全国知事会、全国議長会を初めとした地方公共6団体の要請活動等、効果が高いものと思っておりましたが、地方地域の実情に合った総合的な対策を推進するためには、子育て同盟10県のような取り組みのほうが、より効率性からも効果があるのではないかなと、そのように思っている次第です。そこで、今後、全国知事会、九州知事会とは別に、課題を選択し、テーマ別に、子育て同盟と同様に他県と連携していくお考えはないか、知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、議員から、20年前を振り返りながらということで、本県の状況などもいろいろ御指摘があったわけでありませ

が、まさに行政課題が複雑化・多様化している中で、一つの県だけでは対応し切れない、いろんな課題が発生しているというのが一つの背景としてございます。また一方では、全国知事会などを見ても、各県ごとに、立場、置かれた状況、課題、またそれぞれの考えが違って、なかなか全国知事会としての一致が難しいような課題もあるわけでありまして、そういう状況の中で、より課題を共有し発信力を持っていくためにということで、共通の課題を抱えた県同士の連携が今進んでおるところでございます。そうした考えのもとに、私は現在、子育て同盟のほか、本県の喫緊の課題であります南海トラフ巨大地震への備えを進める9県知事会議でありますとか、高速道路のミッシングリンク解消のための11県知事会議、さらには、地方の13県の知事で構成します「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」などに積極的に参画し、各県の知事と膝詰めで精力的な議論や解決策の検討、また国への政策提言などを行っているところでございます。今後とも、こうした本県の置かれた実情、本県の直面する課題というものをしっかりと捉まえて、特定のテーマに絞った他県との連携などに積極的に取り組みながら、課題解決に結びつけてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしくをお願いします。

続きまして、定住促進に関連しまして、教職員の地域枠採用についてお尋ねいたします。

小中学校の教職員の人事異動は、県内を宮崎、南那珂、児湯、北諸県、西諸県、東臼杵、西臼杵の7つの地区に分け、全県的な教職員の適正配置を行っている聞いております。ただ、東臼杵や西臼杵の県北地区へは、異動希望

が少ないと伺っているところでもあります。教職員は本来、学校のある市町村に家族とともに住み、地域に愛情を持ち、地域のことを深く理解して、教育活動に専念することが大切ではないかなと、そのように思っている次第です。ところで、病院局では、来春の看護師の採用について、勤務地を県立日南病院、延岡病院に限定した地域枠の採用区分を設けた取り組みを始めていまして、よい施策だと思えますし、大変好評とお聞きしております。このようなことから、地域に根差した教育を推進するためにも、例えば、教職員の採用を地域ごとにすることも考えられるのではないかなと、そのように思います。そこで、小中学校の教職員の地域枠採用についてどのように考えておられるのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県の教職員の人事異動につきましては、各学校の活性化を図り、本県の教育水準を維持・向上させることを目的に、教職員の全県的な適正配置を行っているところでもあります。近年、少子化が進展する中、学校の統廃合や小中一貫校が増加するなど社会情勢が変化してきておりますので、教職員の人事異動のあり方につきましても、市町村教育委員会の御意見を伺いながら、さまざまな観点から検討し、よりよい制度となるよう見直しを行ってきているところでもあります。このような取り組みを進める中、地域に根差した教育の推進も大切な視点だと捉えております。御提案のありました教職員の地域枠採用につきましては、例えば、中学校では、教科によって全県下で採用が1人というような場合もございます。そういうことを踏まえると、地域別の採用が可能なのかどうかなど、さまざまな検討すべきことがありますので、こういうことを踏まえなが

ら、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。一般の先生方、心の悩み等々の中で一つありましたけれども、家庭問題に悩んでいる先生、独身はいいんですが、どうしても結婚され家庭を持つ中で、やはり先生方も子供を持つ親ですから、そういったいろんな問題もふくそうしているんじゃないかなという気がしております。デリケートな部分でございますので、慎重かつ前向きに御検討いただければありがたいかなと思いますので、要望しておきます。お願いします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

地域での見守り活動の体制の充実を図る「みやざき地域見守り応援隊」に、感謝と期待を申し述べたいと思います。ところで、実態把握が困難であるひきこもりについてであります。ひきこもりは潜在化しており、相談などがあって初めて顕在化するとよく言われております。状況の把握につきましては、とにかく人にかかっているんじゃないかなと、私はそのように思っている次第です。そこで、より身近な地域住民の中に、悩みを抱えた人などの話を聞き、必要な情報を提供することができる人材を一人でも多く、より多く育成することが有効と考えますが、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域における見守り活動につきましては、より多くの地域住民の方にネットワークに加わっていただき、活動の輪を広げることが重要であるというふうに考えております。また、見守り活動の中では、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る」ことができ

る人材、いわゆるゲートキーパーと言われておりますが、そうしたキーパーソンとなる人材の育成が必要でありますので、広く県民を対象にした研修を行っているところであります。今後とも、議員御提案の趣旨を受けとめながら、地域におけるきめ細やかな見守り活動を支える人づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 関連してですが、実は総合政策部がお持ちの地域有縁システム、いかに地域で有縁をつくっていくか、まさしく私は地域福祉の推進という広げ方、推進の仕方が、この地域有縁システムにつながっていくんじゃないかなと思います。ですから、福祉はいろんな分野にわたるわけですが、県社会福祉協議会、地域での社会福祉協議会、そして地域福祉推進チーム、いきいきサロン等々ありますが、やはりネットワークづくりをいかに網の目のように張りめぐらしていくかということ、例えば、延岡市職員のOBの方、退職された方、今までなかなか地域に貢献できなかったということで、退職されて、例えば民生委員さんに率先してなられる方がいる、そういった人をふやしていくことが大事なかなと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

続きまして、東九州メディカルバレー構想についてお尋ねいたします。

主質問でも申し述べさせていただきました。なかなか県民の皆様はこの構想はなじみが薄いといいますか、構想の浸透が図れないというような実感を持っております。例えば、フードビジネスの展開、食べるものですよね。非常に興味があるといいますか、どんどん広がっている。ただ、メディカルバレー構想につきましては、経産省とか内閣府はやりなさい、やりなさい

いですが、多分厚労省という一つの壁があるのかなという気もしていますし、なかなか進捗状況が見えてこないというのがあります。

ところで、医療機器関連産業への参入を進めていくためには、地場企業が医療現場の声を聞く機会が必要と思いますが、取り組み状況及び成果について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 東九州メディカルバレー構想では、「医療機器産業の拠点づくり」を掲げ、県内企業等で構成されます宮崎県医療機器産業研究会を立ち上げまして、見学会やセミナー開催等の活動を行っております。その一環としまして、これまでに、宮崎大学医学部附属病院や民間病院等において、会員企業に医療現場のニーズ・シーズを紹介する施設見学会等を開催したところであります。また、宮崎大学医学部寄附講座の県北拠点であります県立延岡病院におきましては、企業との談話サロンの設置や企業が透析室を見学できる仕組みづくりなど、企業と現場をつなぐ取り組みが進められております。これらが契機となり、既に、地場企業と病院が連携して、現場のニーズに応じた医療用補助具の開発に成功した事例が出てきております。医療現場の声を聞くこのような取り組みは、地場企業の医療機器開発の大きなヒントとなることが期待されますので、県民の皆様へのPRを含めまして、今後とも積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○後藤哲朗議員** 商工観光労働部長、よろしくをお願いします。

続きまして、教育長に、通学路の安全対策について再度お尋ねいたします。

県内におきまして、緊急の合同点検を行った

ところが982カ所、対策が必要と認められるところが855カ所、そのうち対策をとられたところが374カ所ということですが、今後も早急な対策の推進をお願いいたします。

ところで、その対策の一環であると思いますが、教育委員会では、文部科学省の委託を受けまして、今年度の新規事業として、通学路安全推進事業に取り組んでいると伺っております。この事業では、延岡市と日南市をモデル地区として、通学路の安全に関する取り組みを進めているとお聞きしております。そこで、通学路安全推進事業の事業の狙いや内容について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 通学路安全推進事業は、今年度から始まった文部科学省の委託事業でありまして、昨年度の通学路の緊急合同点検の結果も踏まえながら、通学路の安全対策をより一層充実させていくことを狙いとしたものであります。内容といたしましては、道路整備や都市計画等に関する専門家を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、通学路の合同点検や対策会議の場において、専門的な立場から指導や助言をいただき、地域の実態に応じた、より効果的な対策を推進していこうとするものでございます。本県におきましては、現在2名のアドバイザーを委嘱し、モデル地域として指定いたしました延岡市と日南市の2つの市に派遣して、子供たちの通学路の安全確保に向けた取り組みを推進しているところであります。モデル地域における事業の成果につきましては、今後、安全指導者研修会などの機会を捉えて、他の地域にも紹介し、普及してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。この通学路安全推進事業は、とても有意義な事業

であるというふうに私は思いますし、この事業の推進を初めとして、子供たちの通学路における安全を確保するためには、道路管理者や警察など、関係機関との連携が非常に重要ではないかなと、そのように思っております。そこで、これら通学路の安全を確保するために、関係機関との連携をどのように図っておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 通学路の交通安全の確保や対策の推進につきましては、信号機の設置や歩道の整備など、抜本的な対策を要するものが多いことに加え、通学路には、国道・県道・市道など、管理者の異なるさまざまな道路もありますので、警察や道路管理者との連携は何よりも重要であると考えております。そのため、県教育委員会といたしましては、県土整備部道路保全課や県警察本部交通企画課、交通規制課などと連携しながら、通学路安全推進委員会を定期的を開催し、通学路の安全対策の推進に取り組んでいるところであります。延岡市や日南市のモデル地域におきましても、現在、学校、道路管理者及び地元警察署等から成る連絡協議会が開催されるなど、地域が一体となった取り組みが図られております。今後とも、市町村や関係機関との連携をさらに進めながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 教育長、ありがとうございました。同じく通学路の安全対策ですが、続きまして、関係機関との連携が図られ、通学路の安全対策が必要と認められているところのうち、具体的に2カ所についてお尋ねいたします。これらの箇所は、延岡市及び市教育委員会としても整備要望の高い、強い、延岡市北浦町の国道388号本村地区の歩道整備と県道古江丸市尾線

市振地区の整備について、現在の取り組み状況について県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 歩道の整備につきましては、歩行者の安全確保を図る上で大変重要でありますので、特に、通学路について重点的に取り組んでいるところです。議員お尋ねの国道388号本村地区の歩道整備につきましては、平成25年度から事業に着手したところでありまして、今年度は、測量設計及び用地調査を実施する予定です。また、県道古江丸市尾線の市振地区につきましては、緊急的な安全対策としまして、歩行者の通行帯をわかりやすくするためのカラー舗装をことし3月に実施したところです。今後とも、教育委員会や警察等と連携を図りながら、緊急合同点検の結果に基づきます安全対策を着実に、そして継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 通学路の安全対策に向けては、歩道の整備や信号機の設置などのハード面及び登下校時の見守りなどのソフト面など、両面からのアプローチが求められると考えております。また、その充実を図るためには、関係機関の連携が何より重要であると思っておりますので、今後とも連携を密にし、子供たちの安全の確保に万全を期していただきますよう要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、みやざき茶の推進についてお尋ねいたします。昨年の全国お茶まつりは、静岡県掛川市で開催され、テーマ・コンセプトは、とにかく美と健康の緑茶力ということで、お茶の健康機能性を前面に出したものでした。ことし、京都府宇治市は、日本茶のふるさと、宇治茶を世界遺産にということで、コンセプトがはっきり、しっかりしています。実は、品評会の県産茶の受賞は、2007年に五ヶ瀬町が農林水

産大臣賞、2004年に産地賞として都農町が獲得して以来、ずっと遠ざかっております。これは来年チャンス——ことしからですけれども——大事な品評会あるいはお茶まつりじゃないかなと、そのように思っています。宮崎でのお茶まつりは、開催日時を初め、企画・コンセプト等これからと思いますが、宮崎での開催に向けた機運醸成のためのシンポジウム等の開催についてどう考えておられるのか、農政水産部長の御所見をお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 全国お茶まつりは、来年11月の開催を計画しておりますけれども、詳細な日程、内容等につきましては、今月の下旬に発足を予定している実行委員会において、順次決定していくこととしております。御質問のお茶まつりの開催までに機運を醸成していくことにつきましては、本県の製茶技術の向上や、みやざき茶のPRといった、全国お茶まつりの本県開催の趣旨を達成するために、大変重要なことと認識いたしております。このため、今後開催を予定しております「みやざき茶推進大会」等の機会を捉えまして、茶業関係者はもとより、県内消費者に対しましても、効果的な周知徹底を図り、機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に要望であります。実は、先ほど主質問で述べました「アユ資源管理の進め方」という冊子、これはまさしく実物大のアユ、尺アユという日之影町でとられたアユ、これが15年前に作成された資料、中身は今でも使える中身です。ただ、宮崎県延岡市、宮崎大学なんです。私が言っているのは五ヶ瀬川水系、源流から100キロ以上あります。言いましたように、海岸ま

で関係する、これは延岡市だけの問題じゃないという認識、五ヶ瀬川水系でアユ資源管理の進め方を進めていただきまして、もう一度アユがたくさん溯上する五ヶ瀬川を目指したい。部長、どうかよろしく願いしまして、本日、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 横田照夫でございます。一般質問をさせていただきます。

先日、中野一則議員が島津豊久公の墓参りがしたいと言われ、佐土原の天昌寺跡にある墓に案内しました。そのときに、戦国時代にこの宮崎の地で繰り広げられた歴史を多くの県民に知っていただきたいとの思いになりましたので、ここで、そのさわりの一端を話してみようと思います。

島津豊久は、豊臣秀吉に「あの者どもはかり知れず」と言わしめた薩摩の4兄弟である島津義久・義弘・歳久・家久の、末弟である家久の嫡男として生まれました。私と同じように、類まれなる容顔美麗の少年だったそうです。

このころの宮崎は、伊東義祐を総領とする伊東氏が佐土原城を本拠として、日向中南部のほぼ全域に及ぶ48城を支配しておりました。義祐は、寺社仏閣や屋敷、料理、能狂言、茶、連歌など、上方の文化を移入することにも力を注ぎ、佐土原を小京都につくり変えようとし、ぜいも尽くしていたようです。そういう伊東氏を島津勢はえびのの木崎原で打ちのめし、その勢いで一気に佐土原城を攻め落とします。伊東氏は、やむなく豊後の大友氏を頼って脱出します。いわゆる伊東の豊後落ちであります。実は、この中に、後の伊東マンショも含まれていたようです。

南日向の全域を制圧した島津勢は、北に向かって軍を進めていきますが、今度は、伊東氏に救援を求められた大友氏とぶつかることになります。大友宗麟率いる大友勢と島津勢は、高鍋、木城を流れる小丸川を挟んで激しくぶつかり合いますが、戦術に秀でた島津勢の猛攻に合い、大友勢はただ逃げ惑うばかりで大敗を喫します。このあたりは血で染まったと言われています。この戦いは、耳川の戦い、または高城の戦いと呼ばれています。

この後、家久は、島津の総領である義久から正式に佐土原城の城主に任命されます。家久は、佐土原こそが新たな故郷と考え、城下のまちづくりに意を注ぎ、佐土原は活気あふれる町へと発展していくことになります。

その後も、島津勢は九州全域の制圧を目指して北進しますが、豊臣秀吉・秀長兄弟が率いる大軍に敗れ、豊臣の傘下に入ることとなります。そのころに、家久は謎の死を遂げますが、家久亡き後は、その嫡男、豊久が佐土原城の城主となります。関ヶ原の合戦では、島津勢は一応西軍につきますが、石田三成と考えが合わず、どちら側にも動きません。間もなく西軍の敗北は決定的となり、島津隊の大將である義弘は、玉碎を覚悟しますが、おいである豊久に「おじ上が死なれては島津家が立ちもさん」と強く説得され、戦場から離脱することを考えます。島津隊は、豊久を先鋒として敵中突破を図ります。家康の本陣脇を勇猛果敢に駆け抜け、次々に犠牲者を出しながらも何とか伊勢街道近くまで進みますが、東軍の追撃はとまりません。豊久は、大將である義弘を何とか国元に帰すために、今度はしんがりを務め、敵勢に立ち塞がり、敵を食いとめます。激しい切り合いを演じたものの、残念ながら多勢に無勢、間もな

く何本ものやりで胸を刺され、討ち死にすることとなります。享年31歳だったそうです。その場所が、岐阜県大垣市上石津町で、今でも大事に豊久の碑が守られております。

一方、島津に追われた伊東氏は、義祐の3男が秀吉の家臣となり、関ヶ原の戦いでの功績により、日南市飢肥に所領を安堵され、江戸時代を通じて飢肥藩として存続することとなります。

戦国時代にみずからの命を犠牲にして主君を守った武将は数多くいましたが、そのナンバー1に選ばれるのが佐土原城主だった島津豊久であります。島津豊久は、今、若者に人気の「ドリフターズ」という漫画の主人公として取り上げられています。漫画の中での豊久がしんがりとして追っ手である井伊直政隊を迎え撃つシーンが、ことしの10月19、20日に開催される「関ヶ原合戦祭り2013」のポスターに使われるそうです。そういう島津豊久を何とかNHKの大河ドラマの主人公として取り上げてもらえないかと考えます。

以前、日向神話を大河ドラマにという話をしましたが、大河ドラマは歴史に基づいたものではないとだめだということでした。でも、今紹介した島津豊久の話は、全く歴史上の事実ですので、大河ドラマにふさわしいと考えます。確かに、島津豊久は、織田信長や豊臣秀吉、徳川家康のように広くは知られておりませんが、「天地人」の直江兼続や「功名が辻」の山内一豊、「篤姫」の天璋院なども、大河ドラマに取り上げられるまでは、それほど知られていなかったと思います。同じように、島津豊久の話も、脚本や配役次第では、とてもおもしろいドラマになるのではないかと考えます。知事はどう思われるでしょうか。

以下の質問は、質問者席から行います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

今御紹介がありましたように、島津豊久公につきましても、島津義弘公とともに、「島津の退き口」として有名な関ヶ原からの退却戦を戦いまして、壮絶な最後を遂げた英傑でありまして、有能な人物の多い島津氏の中でも、本県にゆかりの深い、大変興味深い魅力的な人物の一人であると認識しております。

今、大河ドラマという御指摘がありました。大河ドラマ、これはやはり原材料となるような本といいますか、そういったものがあるのかどうか、また、いろんなエピソードがあるかどうか、いろんな課題があるということでございます。実は、先週土曜日に、県立図書館で名誉館長の伊藤先生の講演、文学で宮崎がどのように取り上げられているのかという講演を伺ったわけでありまして。川端康成の「たまゆら」を初めとして、いろんなものが取り上げられている中で、人物に関していうと、小村寿太郎、それから高木兼寛、石井十次などが取り上げられた作品があるわけでありまして。

実は、今申し上げました小村寿太郎や高木兼寛など、昨年、私自身もNHKに参りまして、1月でありましたが、本県を舞台とした大河ドラマの制作要望を行ったところでありまして。なかなかあれを1年間引っ張っていくには、いろんな魅力的なテーマが今取り上げられてはいますが、そういう難しさもあるんだというお話を現場でも伺ったところがございます。今、御指摘がありましたように、どういう人物が注目されるかというのは、その時々時代の要請、時

代の流れというものもあるというふうに考えております。御紹介のありました島津豊久公を初め、本県ゆかりの歴史上の人物についての情報提供をこれからも積極的に行い、大河ドラマ、もしくはいろいろな形での取り上げられ方もあるというふうに思っておりますので、そういう形での検証というものに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 先ほど、豊久公のことを私と同じように容顔美麗という表現がちょっと不適切だったなという思いがありますので、ここでおわびして訂正させていただきます。

知事、ありがとうございます。御承知のように、大河ドラマに取り上げられると、当然その地域の知名度は上がりますし、経済効果も非常に大きなものがあると思います。宮崎県にはこれといった題材がないとよく言われますけれども、地元の歴史を誇りに思っ、積極的にアピールできればいいなと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、職人の確保についてお伺いします。

太田国土交通大臣は、昨年12月26日の就任会見で、「建設業界の疲弊した状況をどう改善するか」との質問に対して、「物をつくるという意味での建設業界というだけでなく、防災や減災あるいは緊急時での役割というものを担っていただけてきた、そうした業界が落ち着いてよい仕事ができると安心でき、若い人が建設業界にも入っていただけるような、そのような方向性が見出せばいいなと思っています」と言われ、職人不足への危機感を表明されました。今、県内の建築・土木の現場でも職人不足がよく言われておりますが、県としては現状をどのように認識しておられるのか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設業の現場を支えていただいております職人などの建設業就業者につきましては、近年の建設投資額の減少に伴い、全国的に減少してきておりまして、国勢調査によりますと、本県でも平成22年には4万5,554人と、平成17年の前回調査に比べ、約20%減少しております。特に、年齢構成を見ますと、他の産業に比べ、29歳以下の割合は減少し、50歳以上の割合は増加しております。こうしたことから、本県におきましても、将来の社会資本整備を担う人材、特に若い人材の育成・確保は、大きな課題であると認識しております。

○横田照夫議員 建設産業は、社会インフラを整備する日本の基幹産業であり、自分たちがつくった建物や道路などに誇りを持てる職種だと思います。問題は、労力に見合った賃金や待遇になっていないということです。入札でいかに受注できるかというコスト削減競争となり、利益が得られないほどの金額で落札せざるを得ないといういわゆる市場原理と公共事業費の削減等により、元請も下請も青息吐息の状態で、重層下請構造である建設業界は、末端に行くほど利益はわずかになります。今の若い世代は、日給月給制や社会保険にすら入っていない不安定な労働条件にある建設業を敬遠しているようです。こういう状況の中で、建設産業における若手人材の育成・確保をどう考えているのか、県の考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 若い人材の育成・確保を図るためには、よりよい雇用環境を確保しますとともに、建設産業の果たす役割や魅力を広く伝えていくことが大変重要であると考えております。このため、県では、ことし4月の労務単価の引き上げに合わせまして、県



工事の受注者に対し、適切な水準の賃金の支払いを要請しますとともに、社会保険等への加入を促進するため、建設業者研修会や個別指導を実施するなど、建設労働者の処遇改善に向けた取り組みを進めているところです。また、産業開発青年隊や産業技術専門校におきまして、将来を担う人材の育成を図りますとともに、建設産業のイメージアップを図るため、工業高校などへの出前講座や建設工事の現場見学会等を実施しているところです。今後とも、教育委員会や関係団体などと十分連携を図りながら、若手人材の育成・確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 全国鉄筋工事業協会の会長さんは、「もはや安値は限界に来ている。この状態が続けば、鉄筋工事業の文化・技術が伝承できなくなり、建設業界が大変なことになる」と述べ、建設業界全体が職人不足の現状を認識した上で、協力して問題解決に取り組む必要性を訴えておられます。鉄筋工事業界は、指し値発注などの影響で鉄筋工の収入低下が顕著になり、転職や転業が相次いでいるそうです。基幹技能者の認定を受けていても離職する人がいるほど、将来に安心感が持てない状況にあるといえます。鉄筋工事の従事者が真面目に働くことで、現在と将来に希望が持てるようにしなければならぬとして、地方自治体に向けて、元請・下請関係の適正化を求めることを要望活動しておられるようです。このことは、鉄筋工事業に限らず、型枠工、板金工、防水工、大工に左官にとび職、タイル業、溶接業など、全ての業種に言えることだと思います。元請・下請関係の適正化に対する県の取り組みを、県土整備部長にお聞きします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 建設工事の

適正な施工の確保を図る上で、請負契約の適正化と下請業者の保護・支援は不可欠でありまして、建設業法においても、下請代金の適正な支払い等についての規定が設けられております。このため、県では、毎年、建設業者研修会を開催し、建設業法等の法令遵守の指導を行っているほか、「建設業者ホットライン」を設置し、下請トラブルや法令違反などに関する相談に応じているところです。また、県発注工事につきましては、下請代金の支払い状況に関する報告を求めるなど、適正な下請契約の履行確保に努めているところです。今後とも、下請業者と元請業者との適正な関係が確保されますよう、適切な指導に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 先日、全日空（ANA）が客室乗務員の契約社員の採用制度を廃止して、全てを正社員に切りかえると発表しました。コスト削減だけでは国際競争に勝ち残れないとして、社員の待遇改善に乗り出し、より優秀な人材を安定的に確保して、サービス向上を目指すということです。このことは、建築・土木の現場でも同じことが言えると思います。給料や待遇改善がなければ、職人の確保はできません。そのためには、受注会社が安定した経営ができるような予定価格の積算とか入札制度が必要だと思いますけれども、県土整備部長、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 社会資本整備の担い手であります建設業者が健全な経営を行う上で、予定価格を適切に積算することや、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域に貢献している建設業者が受注しやすい入札制度を構築することは、大変重要であると考えております。このため、予定価格の積算につきまして

は、昨年度は、現場管理費に占める法定福利費の割合を18.75%から約3ポイント引き上げ、さらに、今年度は、適切な賃金水準の確保のために、労務単価を13.3%増額するなど、適宜、適切な予定価格の積算に努めているところであります。また、入札制度につきましては、技術にすぐれた建設業者が受注しやすい総合評価落札方式の活用や、地域の建設業者の育成を目的としました指名競争入札の試行など、さまざまな取り組みを行い、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりに努めているところでございます。

**○横田照夫議員** 先ほど、後藤議員の質問の中にも出てきましたけれども、ことしは伊勢神宮の式年遷宮の年に当たります。式年とは、ある一定の年数のことで、伊勢神宮では20年としています。遷宮とは、神様を新しい神殿にお移しすることをいいますが、伊勢神宮では、神殿だけでなく、鳥居や橋や刀剣、弓矢、宝飾物など、神宮内の全てのものをやり変えることになっています。では、何で20年ごとにつくり直すのか。その理由の一つに、技術の伝承があると言われております。師匠から弟子に世代交代する年数が20年くらいとされ、遷宮に向けて、師匠から20年かけて受け継いできた全ての技術をつぎ込む。それを繰り返すことで、たくみのわざを後の世まで伝承してきたということです。このことは、技術を守るために、伊勢神宮が職人に対して大きな仕事をつくってやってきたということでもあります。現在、県は箱物凍結になっていますけれども、本当は技術を守っていくために、行政が仕事をつくってやるのが大事なのではないかとも考えますが、総務部長、いかがでしょうか。

**○総務部長（四本 孝君）** 本県では、将来に

わたって健全性が確保される財政構造を構築するために、平成16年度から3期にわたる財政改革推進計画に取り組んでいるところであります。全ての歳出について徹底した見直しを行う中で、いわゆる箱物整備については、原則、新規着工を凍結するというようにしております。なお、同計画等では、全ての県有建物を建てかえるということが財政上困難でありますことから、選択と集中の考え方のもと、建物の長寿命化や総量縮小を含めた整備費等の縮減を図ることともされているところであります。したがって、厳しい財政状況の中、新規着工は原則凍結とせざるを得ず、箱物整備は限られたものということになりますが、職人の育成や技術の確保といった議員御指摘の趣旨も踏まえながら、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 財政が厳しいことは十分理解した上で質問しておりますけれども、こういう考えもあるんだということを頭の中にぜひ置いていただければというふうに思います。

以前、児童生徒を引率している学校の先生が、炎天下で仕事をしている作業員を指して、「勉強せんかったら、あなたたちもああいう仕事をせんといかんとよ」と子供たちに言ったという話を聞いたことがあります。もしそれが本当なら、とんでもない話です。作業員の中にも、大学で建築・土木を学び、現場責任者などとして情熱的に働いている人も数多くいると思います。学校教育において、職人が担っている仕事や社会貢献の大切さなどを教える必要があると考えますが、教育長、どうでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** そのような場面になったら、「御苦労さま」と言うような子供たちを育てたいと思います。児童生徒が仕事や仕

事を通じた社会貢献について学び、意欲を高めていくことは、非常に大切なことであると考えております。現在、小・中・高等学校におきましては、このような見方・考え方を育むために、社会人・職業人として、自立することを目指し取り組んでおりますキャリア教育を初め、全教育活動の中で、発達の段階に応じて指導いたしているところであります。特に、小学校では、低学年の生活科におきまして、児童が身近な地域に出かけ、働く人々と接することにより、さまざまな仕事があることや、働く人々によって自分たちの生活が支えられていることなどを学習いたしております。また、中学年・高学年の社会科の学習や道徳の時間におきましても、難しい工事をなし遂げた先人の技術やその苦勞、仕事に対する誇りや喜び、働くことの意義や社会への貢献などについて学んでおります。今後とも、児童生徒の発達の段階を踏まえ、専門的な技術を持つ職人のすばらしさをしっかりと伝えることはもちろんのことですが、さまざまな職業に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。いずれにしても、職人が持つ技術が途切れてしまったら、一番困るのは、施設とか橋とか道路を利用する県民ということになります。政策的にも、職人をしっかりと確保し、技術を守っていくことが大事だというふうに考えます。

次に、自動車税減免について伺います。

新潟県では、「公益のため直接専用する自動車」として、巡回検診用または患者輸送用の特殊用途自動車及び僻地巡回診療車で、自動車検査証の車体の形状欄が「医療防疫車」または「患者輸送車」等となっているものを課税免除としております。そのほか、兵庫県、栃木県、秋

田県、埼玉県等でも、車椅子移動車、身体障がい者輸送車、患者輸送車、入浴車などの特殊用途ナンバーの営業用自動車も減免対象としているようです。そこで、本県の自動車税軽減の考え方について伺いたいと思います。また、他県では、患者輸送車を軽減の対象としていますが、本県でも対象とすることができないかを、あわせて総務部長にお伺いします。

○総務部長(四本 孝君) 税の軽減につきましては、公益性や税負担の公平性の観点から、総合的に検討する必要があると考えております。本県の自動車税の軽減につきましても、そのような観点を踏まえ、消防専用自動車、社会福祉事業の用に供する自動車など、公益性が高いと認められる自動車や、身体障がい者が運転する自動車、車椅子移動車などの障がい者の社会生活を支援するための自動車などについて対象としているところであります。御質問の患者輸送車にかかる自動車税の軽減につきましては、関係部局による実態の把握を進めますとともに、その意見を踏まえながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしくお願ひいたします。難病患者とか脳梗塞を患った人たちの中にも障害者手帳を持った人たちはたくさんおられて、患者輸送車をよく利用されているそうです。今後、さらに高齢化が進み、これらの車両に対するニーズは高まってくるものと思われまます。これらの車両によるサービスを普及充実するためにも、減免等で後押しをしていただきたいというふうに思います。

次は、獣肉処理施設についてです。

宮崎県における野生鳥獣、特に鹿、イノシシ、猿による農林作物等への被害額はどのように推移しているのかを、総合政策部長にお聞き

します。

○総合政策部長（土持正弘君） 農林作物の被害額でございます。平成24年度が約11億100万円となっております。平成22年度の約2億7,200万円、平成23年度の約4億3,500万円に比べまして、大きく増加しているところでございます。なお、平成24年度の被害額につきましては、より正確な実態を把握するため、県内全集落に対するアンケート調査や、調査員による聞き取り調査など、市町村等と連携いたしまして、詳細な調査を実施したことによるものでございます。

○横田照夫議員 本県では、平成22年度から、被害現場でより効果的な対策が促進されるように、鳥獣被害対策緊急プロジェクトに取り組んでいますけれども、その効果はどのように出ているのでしょうか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（土持正弘君） 鳥獣被害対策につきましては、その推進体制といたしまして、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを設置しておりますけれども、さらに、昨年度には、鳥獣被害対策支援センターを設置いたしまして、市町村や関係機関とも一体となった取り組みを進めているところでございます。具体的には、効果的な防護柵の設置やモデル集落での成功事例の創出、リーダーの育成、適切な捕獲対策などに取り組んでいるところでございます。これらの取り組みによりまして、モデル集落を中心に、鳥獣を寄せつけない集落環境の改善が進み、住民みずからも被害対策を実施する機運が醸成されまして、農作物の被害が減少したという事例も報告されております。また、有害鳥獣捕獲の効果的な取り組みによりまして、県内の鹿推定生息頭数が、平成20年度の約7

万7,000頭から、平成23年度には約4万5,000頭に減少したところであります。今後とも、モデル集落での実証事例を広く波及させるとともに、適切な捕獲を行うなど、地域住民と一体となった総合的な鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 有害鳥獣による被害は、全国共通の問題ですけれども、それを「ジビエ」として取り組んでいる事例が多くなり出しているようです。ジビエとは、フランス語で「狩猟で得た天然野生鳥獣の食肉」を意味する言葉です。日本でもイノシシの肉を「ぼたん」、鹿肉を「もみじ」などと呼び、鍋や煮込み料理などで古くから食用とされてきました。捕獲した鹿やイノシシを資源として活用できれば、鳥獣被害対策のコスト低減に役立つだけでなく、対策にかかわる人々の意欲を向上させ、地域の活性化につながることも期待されます。

野生獣を食肉として利用するには、幾つかの留意点があります。野生動物による感染事例等もありますので、中心部まで十分な加熱処理が必要であること、安全・安心な流通を確保するために、コンプライアンス、トレーサビリティに取り組む必要があること、捕獲者に対する捕獲後の処理方法の研修を行う必要があること、料理方法の開発と普及が求められることなどがあるほか、自治体でガイドラインやマニュアルを作成する必要もあります。

他県では、それらをクリアして黒字化できたところもあるようです。また、滋賀県では、大手カレーチェーンであるCOCO壺番屋が鹿肉を使ったオリジナルメニューを販売し、予想を上回る売れ行きだそうです。三重県でも、県とCOCO壺番屋とがタイアップして、「シカコロオチャメカレー」という独自の商品を販売し

ており、県知事や副知事もキャンペーンとかPRに参加をされたいです。

このように、ただ駆除するだけでなく、有効利用を考えるべきだと思います。鳥獣処理施設の赤字が出たとしても、有害鳥獣対策予算の一部を回してでも取り組むべきと考えますが、ここは知事にお尋ねします。県のジビエに対する考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 捕獲鳥獣の利活用を図るということは、地域資源の一つとして地域活性化に資するというようなこと、一石二鳥、三鳥の取り組みではないかというふうに考えております。私も、今使っている名刺入れは、えびの鹿皮でできた名刺入れで、いろんなところでアピールをしておるところでございますが、御質問のジビエ、獣肉の利用に関しましても、県内での事例を見てみますと、諸塚村における鹿肉の販売や延岡市におけるレトルトカレーなどの加工食品の開発、さらには、西米良村における地元レストランでの料理提供など、それぞれいろんな取り組みが個々に行われているということでございます。

今、御指摘がありましたように、獣肉の利活用につきましては、処理に係る衛生管理、また安定供給、品質、生産コストなど、いろんな課題はあります。県内のレストランでも、安定供給さえしてくれれば鹿肉も使ってみたいんだと、大変興味を示されるフレンチレストランなどもあるというふうに伺っておるところでございます。まさに、有害鳥獣対策という観点からも、また、今進めておりますフードビジネスという観点からも、いろいろ意義ある取り組みではないかというふうに考えております。今年度から、県の補助事業等を活用して事業を開始する企業・団体もございます。今御紹介い

ただきました他県の事例等も参考にさせていただきながら、有効な利活用につきまして、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 聞くところによりますと、知事もそういう肉が大好きだということを聞いていますけれども、確かに解決すべき問題もたくさんあると思いますが、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に、懲戒処分についてお伺いします。

最近、懲戒処分を受けた案件が幾つかありました。この懲戒処分の考え方についてお聞きします。懲戒処分には、戒告や減給などの比較的軽いものから、免職のように退職金も出ないで解雇されるという非常に重いものまで、幾つかの段階に分けられていて、どの処分を選択するかは非常に難しいことだと考えます。言うまでもなく、免職処分は、これまでの身分を失わせ、職場から永久に放逐するという、いわば死刑宣告にも等しい究極の処分です。だからこそ、その選択に当たっては、極めて慎重な検討を重ねた上で、総合的な判断が必要だと考えます。当然、その処分を科すに当たっては、適正手続の保障に十分意を用いるべきであり、中でも、その中核である弁明の機会については、例外なく保障することが必要不可欠とされているようです。職員の重大な非違行為が発生した場合、迅速な処分を目指す余り、ついつい被処分者に十分な弁明の機会を与えることを失念しがちですが、非違行為が重大であればあるほど、単なる事情聴取にとどまらず、審査委員会等の場で弁明の機会を与えるべきと考えます。事情聴取と弁明との区別も、それぞれの受けとめ方次第ですので、その判断は難しいとは思いますが、県としての弁明の機会の必要性につ

いての認識を総務部長にお尋ねします。

○総務部長(四本 孝君) 知事部局におきましては、職員に対する懲戒処分を行う場合、平成17年12月に策定いたしました懲戒処分の基準を基本といたしまして、その非違行為の態様や過去の処分例などを総合的に勘案の上、処分の量定を検討しているところでございます。検討に当たりましては、本人から事実に関する申立書や報告書を提出させるとともに、本人に対する事情聴取により事実確認を行いますほか、必要に応じて、関係者に対する聴取を行うなど、十分かつ慎重な調査を行っているところであります。特に、内容が深刻な事案や重大な事案などにつきましては、厳しい処分となる可能性もありますことから、本人に対し、非違行為に至った動機や認識等について、十分聴取すべきものと考えております。

○横田照夫議員 今、学校の部活動での体罰が大きな問題になっています。先日の勉強会で、教育委員会から「児童生徒の懲戒・体罰に関する判断は微妙で大変難しい」との説明がありました。いわゆるげんこつなどは、教員等の児童生徒への思いや児童生徒の受けとめ方次第で、指導にもなるし体罰にもなる可能性があります。どの程度で免職処分に相当する非違行為との判断になるのかを、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会では、教職員の懲戒処分について基準を定めております。体罰について懲戒処分を行うときも、この基準に基づいて、戒告、減給、停職または免職のいずれかの処分を行うこととなります。具体的には、それぞれのケース、事案ごとに、体罰を受けた児童生徒のけがの内容、その人数、体罰を加えた回数やそのときの状況、児童生徒や保護者の精神的苦痛の程度等をもとに、過去の

処分事例も考慮しながら、教育委員会で厳正に審査した上で、総合的に判断して処分を決定することとなります。なお、これまで、本県教育委員会において、体罰だけということで免職処分とした事案はありません。

○横田照夫議員 例えば、職員がある疑いで検察庁に書類送検されたが、検察庁での事情聴取の結果、不起訴処分となった。こういう場合は、書類送検されたことをもって懲戒処分の対象になるのでしょうか。総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(四本 孝君) 懲戒処分につきましては、非違行為の性質や社会に与える影響など、さまざまな判断要素を総合的に考慮いたしまして、処分の量定を判断しているところでございます。このため、職員が書類送検されたという事実のみをもって、直ちに懲戒処分を行うとは言えないものと考えております。

○横田照夫議員 人は誰でも間違いは起こすもので、どんなに真面目に働いている職員でも、非違行為と思われる行為を起こす可能性はあります。その非違行為に至るまでの経緯とか動機及びその後の経過を初め、日ごろの勤務実績や功績などを情状酌量して、免職相当と思われるものを停職に軽減することもあり得るのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(四本 孝君) 知事部局の懲戒処分の基準におきましては、非違行為の類型ごとに、標準的な処分の量定が定められているところであります。量定の加重・軽減を含む処分の検討に当たりましては、この基準をもとに、個別の案件ごとに、非違行為の動機や態様、故意や過失の度合い、職員の職責、過去の処分歴、刑事処分や行政処分での判断の結果、さらには、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応など

も含め、総合的に勘案して決定しているところ  
であります。

○横田照夫議員 先日、停職処分になる事案が  
ありましたが、私は、その量定を聞いて正直  
ほっとしましたし、うれしく思いました。免職  
と停職では、月とスッポンほどの違いがありま  
す。懲戒処分の量定の決定には、非違行為と思  
われる行状だけでなく、あらゆる事情を総合的  
に考慮して判断していただきたいと、このよう  
に思います。

次は、建設汚泥リサイクルについて、県土整  
備部長にお尋ねします。

土木建築等の建設工事に伴い発生する建設廃  
棄物は、全産業廃棄物の1割弱らしいですが、  
そのうちの7%程度が最終処分場で埋立処分さ  
れており、最終処分量全体の約3割を占めてい  
るそうです。しかし、産業廃棄物の最終処分場  
の残余容量は逼迫していますし、処分場を新規  
で立地することも非常に困難な状況となってい  
ます。そういう中で、より一層の建設副産物の  
発生抑制、再利用、適正処理の強化を図ること  
が急務となってきているとして、県も建設リサ  
イクルを推進してきているところであります。  
そこでお伺いしますが、建設副産物の現状はど  
うなっているのでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 国が実施し  
ております建設副産物実態調査によりますと、  
平成20年度時点で、民間工事を含めました本県  
の主な建設副産物の搬出量とリサイクル率は、  
コンクリートが約41万トンのうち98.8%、アス  
ファルトが約22万トンのうち98.9%、木材が約  
8万トンのうち84.6%、建設汚泥が約2万トン  
のうち54.2%となっております。

○横田照夫議員 建設副産物の中で、特に建設  
汚泥のリサイクル率が低いようですけれども、

その理由は何でしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 建設汚泥  
は、掘削工事などで発生する水を多く含んだ粒  
の細かい泥状の副産物でありまして、そのまま  
の状態では再利用が困難なため、中間処理施設  
において、天日による乾燥処理やセメントによ  
る安定処理等が必要となります。このため、盛  
り土材としてリサイクルする場合は、コスト面  
で割高となっております。また、県内には、汚  
泥の中間処理施設が5カ所と少ないことや、1  
工事当たりの発生量が少ないことから、リサイ  
クルされずに直接、最終処分場へ搬出する事例  
も見られ、このような要因からリサイクル率が  
低くなっているのではないかと考えておりま  
す。

○横田照夫議員 国土交通省も「建設汚泥の再  
生利用に関するガイドライン」を策定して、建  
設汚泥の再利用を一層促進し、最終処分場への  
搬出量の削減や不適正処理の防止を図ろうとし  
ております。県も、民間等における再生利用に  
関する技術開発とか用途開発などにもバック  
アップするなどして、リサイクルに対しての幅  
を広げる努力をするべきと考えます。建設汚泥  
のリサイクルに対する県の取り組みをお聞かせ  
ください。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県工事で発  
生する建設汚泥の処理につきましては、設計段  
階から経済比較を行いまして、リサイクルなど  
に必要となる経費を計上し、適正に行うことと  
しております。また、建設汚泥を含む建設副産  
物につきましては、中間処理施設の位置情報や民  
間等で開発されましたリサイクル技術、リサイ  
クル工事の事例を県のホームページなどにおい  
て提供するとともに、リーフレットの配布や講  
習会等を通じて、その積極的な活用を促進して

いるところです。今後とも、国の建設汚泥のガイドラインに準じまして、発生を最小限に抑える発生抑制の徹底、現場内外でリサイクルする再生利用の促進、不法投棄の防止などの適正処理の推進に努め、資源の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 建設汚泥の再生品は、改良土とか盛り土、埋め戻し土、路盤材など、各種の土木用資材として利用可能で、工事設計書の特記仕様書等に明示すれば、リサイクルは相当進むんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 公共工事に使用します資材につきましては、品質や安全性が確保され、さらにコストも適正であることが重要です。建設汚泥の再生品につきましては、セメントによる安定処理等が行われることが多いため、現場周辺環境への影響や耐久性などについて、大学等の公的機関による実証が必要であると考えております。今後とも、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため、民間の技術力を活用しながら、官民一体となりまして、建設副産物リサイクルに取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 リサイクル製品を製造する事業者は、廃棄物を原料として製品を製造しているんだということを十分認識し、天然材料の製造以上に、厳格な製造プロセスや品質管理基準を整備して、運用しなければならないということは言うまでもありません。そういう運用の中で品質基準を満たしたものについては、製品と位置づけ、自由に利用されるような環境を整備していただきたいというふうに思います。

最後に、水の浄化についてお伺いします。

まず、県土整備部長、公共下水道で更新時期

が来ている管渠の割合はどれぐらいあるのでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 本県では、17市町村が下水道事業に取り組んでおりまして、平成24年度末で、県人口の約55%に当たる約63万人分が供用されており、その管渠総延長は約3,800キロメートルになります。管渠の更新時期につきましては、劣化程度を見て判断することになりますが、国が示しました耐用年数50年が一つの目安でありまして、該当する延長は約90キロメートル、全体の2%になります。

○横田照夫議員 下水道の維持管理費における行政と使用者の負担割合はどれぐらいでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 下水道事業は独立採算性の原則が適用され、維持管理費につきましては、使用料により賄う必要があります。しかしながら、下水道施設の建設費用は多額となりますので、使用料金が過度な負担とならないように、各市町村とも一般会計から繰り入れを行っている状況です。使用料金の負担割合は、市町村によって状況が異なりますので、宮崎市の例を申し上げますと、平成23年度の維持管理費への繰入金は約2割で、残りの約8割が使用料金で賄われております。

○横田照夫議員 下水道を供用開始した区域で、下水道に接続していない割合はどれぐらいあるのでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 下水道法では、公共下水道の供用が開始された土地の所有者等は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならないこととされております。しかしながら、接続にかかる費用が個人負担であることや、供用開始後、間もない区域もありますこと



から、平成24年度末現在、県全体で約1割が未接続となっています。このため、各市町村では、戸別訪問を行ったり、接続費用の補助制度を創設するなど、接続率の向上に向けた取り組みを行っております。

○横田照夫議員 私の周りでも、独居の高齢者がかなりふえてきています。人口減少期に入っていることも考えて、今後、下水道の使用料収入が大幅に減少してくることが考えられますが、逆に、管渠の更新等により、維持管理費は増加していくことが予想されます。この場合の費用の増加分はどこが負担することになるのでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 管渠等の下水道施設の更新によりまして、今後、維持管理費が増加しまして、下水道経営を圧迫することが予想されますが、使用料金の値上げや公費投入については、下水道事業者である市町村が判断することとなります。県としましては、更新費用の平準化や縮減が図られますよう、市町村に対し、下水道長寿命化計画の策定を支援しているところでありまして、平成24年度末現在、17市町村のうち8市町が策定を終えております。

○横田照夫議員 巨大地震が起きると、下水道が寸断され、また、処理施設が被災して、全く機能不全に陥ることも考えられます。また、今まで言いましたように、今後、使用者も行政も負担額が増大していくことも考えられます。そういうことなども考慮すると、下水道行政の抜本的な見直しの時期が来ているんじゃないかとも思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 事業主体である市町村におきましては、下水道事業を推進するに当たり、これまで、おおむね20年から30

年先を見据えた全体計画を策定した上で、5年程度で実施します優先度の高い事業区域を定め、順次、整備を進めてきたところです。そして、その後の新たな区域に着手する際にも、人口予測や住宅の密集度、合併浄化槽の普及状況、経済性、住民の意向などを総合的に判断しまして、必要な計画の見直しを行っております。また、巨大地震・津波対策の取り組み状況につきましては、耐震対策が必要な8市町のうち6市におきまして、耐震化工事が実施されています。さらに、津波被害が想定されます5市のうち3市で、施設が被災しましても速やかに機能が回復できるよう、下水道BCPの策定が進められております。県としましては、今後とも、市町村が地域の実情に応じた効率的で災害に強い下水道整備を進められますよう、支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、危機管理統括監にお伺いします。巨大地震の発生に備えて、公共下水道設置区域の学校や公民館等の避難所指定施設には、地震に強いと言われている合併処理浄化槽や、水洗のための水をためておく貯水槽等を設置しておくべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） これまでの大規模地震から得られた教訓を踏まえますと、下水処理施設が被害を受け、トイレが使用できなくなるという課題は、被災者の健康維持の観点から、非常に深刻な問題になるということで認識しております。現状では、県の対応といたしましては、このような状況を想定し、水が不要な処理剤のセットの備蓄や、民間との協定による仮設トイレの設置などの備えを行っているところでありまして、一方、今回新たに御提案いただきました、公共下水道設置区域内での

合併処理浄化槽の活用につきましては、実際の運用の方法などに関する技術的な問題や、設置・利用に伴うコストの問題などについて、関係部局とともに、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 前回の東北の震災の被災状況を見ると、大変参考になると思いますし、また、最近の合併処理浄化槽は性能も非常によくなっています。そういったことも勘案していただき、下水道がいいのか、それとも合併処理浄化槽がいいのか、しっかりと検討していただきながら対策を練っていただきたいというふうに思います。

次は、環境森林部長にお伺いします。平成12年の浄化槽法の改正で、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されましたが、既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換が使用者の努力義務となっているので、なかなか転換が進んでいません。転換する場合、既存の単独槽は撤去することとなっていて、撤去費用が10万円くらいかかるということも足かせになっているようです。合併処理浄化槽への転換促進について、県は今後どのように取り組もうと考えておられるのでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 合併処理浄化槽の整備につきましては、平成12年に浄化槽法の一部が改正され、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されてから13年が経過しておりますが、平成24年度末現在で県内に設置されている浄化槽約14万6,000基のうち、単独処理浄化槽は約8万1,000基と全体の56%となっており、転換が十分に進んでいない状況にあります。県といたしましては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、生活排水対策を進める上で重要と考えておりますので、引き続き、合併処理浄化

槽への設置を支援しますとともに、転換についての必要性を県民の皆様へ広く周知してまいりたいと考えております。また、単独処理浄化槽の撤去費用につきましては、他県において、国の制度を活用し、助成している事例もありますので、市町村の御意見もお聞きしながら、その効果等について研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 浄化槽は、その機能をしっかりと維持させるために、行政が現状を正確に把握しておく必要があります。しかし、浄化槽法施行以前から設置されている浄化槽について確認できていないものがあつたり、制度の周知不足により、設置や廃止、変更の届け出がなく、異動状況が浄化槽台帳に反映できていない状況が全国的にあると聞いています。宮崎県の把握状況はどうでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 浄化槽台帳は、浄化槽管理者からの届け出をもとに更新を行っており、県の台帳には、約14万6,000基の浄化槽が登録されております。しかしながら、浄化槽の使用廃止届け出や管理者変更報告が適切に行われていないため、法定検査の受検を促すための啓発文書が届かないなど、設置状況の不明な浄化槽が約1万5,000基となっております。浄化槽台帳は、浄化槽管理者に対し、適正管理を指導する上で基本となるものですので、本年度、宮崎市など県内3カ所に調査員を配置して、設置状況の不明な浄化槽の現地調査を行い、その結果を台帳に反映させることとしております。今後とも、浄化槽台帳の精度向上を図りながら、浄化槽の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 熊本県では、県、市町村、指定検査機関がそれぞれの役割を担いながら、浄

化槽の設置、廃止、変更等の情報を一元的に入力管理し、あわせて法定検査システムとリンクさせた浄化槽台帳管理システムを導入しています。これにより、浄化槽の適正な管理が可能となり、法定検査の未受検者に対する効果的な指導ができるようになったそうです。また、システムの集計データから、各市町村、地区別の浄化槽の設置状況が把握できることにより、いい意味での競争意識も出てきて、検査受検率も上がってきているということです。宮崎県での浄化槽台帳管理システムに対する考え方をお聞かせください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 浄化槽台帳管理システムについてであります。本県では、浄化槽の維持管理に関する指導は、県が主体となって行っておりますが、熊本県は、その権限を市町村に移譲していることから、市町村が県の台帳管理システムから直接データを活用できる仕組みとなっております。本県では、先ほど申し上げたことから、市町村が直接データを活用できるシステムとなっておりますが、適正な浄化槽の維持管理をさらに推進していく上で、市町村とデータを共有することも一つの方策であると考えております。しかしながら、個人情報の問題もありますので、他県のシステムも参考にしながら、本県の実情に合った効果的な浄化槽台帳管理システムのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 個人情報の問題等もそのシステムの中でしっかりと解消できていると思いますので、ぜひそういった先進事例も参考にさせていただきながら、宮崎県としての取り組みを進めていただきたいと思います。

それぞれ御答弁ありがとうございました。以上で終わりますけれども、先ほどの島津豊久、

何とか大河ドラマに持っていけるよう一緒に頑張っていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

9月18日(水)

# 平成 25 年 9 月 18 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	渡辺創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田口雄二	(同)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太田清海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
29 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	福田直子
教育委員長	近藤好子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊秋
人事委員会事務局長	内戸保博

## 事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問最終日、トップバッターの公明党県議団、河野哲也でございます。今回の各議員の質問は、知事の再出馬の意思確認とカジノ誘致等、河野県政の次課題について問うものが多くありました。私は、安定した河野県政の継続という観点で質問をさせていただきます。

先日、知事の政策提言を具現化した「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」について評価が発表されました。7プログラムのうちA評価が1つで、C評価1つ、ほかがBでございました。外部評価は、おおむねよしのことでしたが、「観光交流・海外展開」プログラムについては、Cという厳しい評価がなされました。今回、多くの議員もその質問に集中したところでございます。河野県政の最優先課題として、積極的にとらえていくのか、私は、今後注視してまいりたいと思います。そこでまず、アクションプランの政策評価について、知事は、評価結果をどう総括されるのか。また本日、私が質問させていただくことに関連する「脱少子化・若者活躍」プログラム、「将来世代育成」プログラム、「安心で充実した「くらし」構築」プログラムについて、知事の御所見をお伺いします。以下、質問者席に着いて行きます。(拍

手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

アクションプランの重点施策であります「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」の2年目の進捗状況につきまして、外部有識者による評価委員会から、「個別の課題はあるものの、全体としてはおおむね順調」との評価をいただいたところであります。このうち、御質問の「脱少子化・若者活躍プログラム」につきましては、「求職者のニーズに合った求人情報提供の工夫」や「県民の意識には、まだ家庭よりも仕事優先の実態が見られる」などの御指摘をいただきました。次に、「将来世代育成プログラム」につきましては、「アジアなど幅広い地域への関心を高める国際理解教育」や「ネットトラブルの増加に伴うメディア教育」の充実などについて、また、「安心で充実した「くらし」構築プログラム」では、「高齢者が絡む交通事故対策の強化」や「地域に密着した自殺対策の必要性」などについての御意見をいただいたところであります。これら以外の各プログラムにつきましても、現場や地域の実態を踏まえた貴重な御意見・御提案を多くいただいたところであります。こうした評価結果等を真摯に受けとめ、残り2年間の事業展開に有効に活用しながら、プログラム全体に掲げる目標達成に向けて、全力を傾けてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○河野哲也議員 知事は、結果を真摯に受けとめると答弁されました。真摯というのは、非常に大事なキーワードじゃないかなと思います。まずは知事の意を酌んで、若年者支援について、幾つか商工観光労働部長にお伺いいたします。

8月2日の県内就職説明会延岡会場を調査させていただきました。担当の職員の方、企業の方にお伺いしたところ、事業所のブースは、例年より多いにもかかわらず、相談者が少ないとのことでした。また、顔見知りの事業所の部長から若年者の相談に対して、「一方的に説明をさせられることが多いねえ。相談者側の望むことが意外と保守的だよねえ」とおっしゃっていました。最近読んだ若者支援のレポート、「求められる若者の情報リテラシーの深化」で、金沢大学の香坂准教授は、若者の傾向として誤解されていることがあるとして、私見だと言いながら次のように述べております。1つ、実は若者は、結構、社会貢献など地域にかかわりたいという傾向がある、2つ目は、若者は案外何となく年功序列型の安泰を求める昭和の組織像を描いている子が多い、3つ目は、大人は若者に柔軟な発想を求めているが、それができるとは限らない、というふうに述べられていました。このレポートに、先ほどお話しした部長の言葉と合致するものを見つけたところがございます。政策評価を見ると、24年度の県内就職説明会の状況、またUJIターン希望者マッチングは不振だったようですが、本年の県内外で開催した就職説明会の状況についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 就職説明会につきましては、県外は、東京・大阪・福岡の3カ所、県内は、宮崎・都城・延岡・日南・小林・日向の6カ所で開催いたしております。県外での説明会につきましては、5月の開催であったことや、本県出身の方へのメール配信、県内の保護者に向けた広告など、周知徹底に取り組んだこと等により、対前年比で約1.5倍の288人の方に参加いただいたところでありま

す。一方、8月に開催しました県内の説明会では、参加企業が333社と過去最大となる中、参加者数については868人と、対前年比で約2割の減少となったところであります。従来、就職説明会につきましては、景気が悪くなると離職等による参加者がふえる傾向があり、近年では、リーマンショック直後の平成22年にピークを迎えましたが、その後の景気回復により参加者の減少が続いていたところです。今年度はさらに、企業の採用意欲の高まりに伴いまして、新卒者の内々定が早く出ていること、官民の積極的な取り組みにより、昨年よりも多くの就職説明会が開催され、参加者が分散したことも減少の要因ではないかと考えております。県といたしましては、より多くの求職者に参加していただけるよう、開催時期や周知の方法等について、今後とも工夫を重ねてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 参加者が減ることはいい方向ではないかという答弁だと思います。県外のほうはふえているとの答弁でした。ふるさと志向の高まりなのかなというふうにも分析します。一方では、延岡会場の説明会参加者に、再就職を希望する方も見受けられました。若年者が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくないと考えます。このような状況を踏まえ、公明党青年委員会は、本年春に各地でアンケート調査を実施し、28万6,000人もの回答を得ました。この声をもって、6月11日に、総理にいわゆる「ブラック企業」と言われる事業者に対する取り組みの強化を訴えました。その結果、厚生労働省が大きく動きました。そこでまず、本県のブラック企業の実態をお教えてください。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** いわゆる

ブラック企業につきましては、明確な定義はなされておきませんが、過重労働や賃金不払い残業等により、若者の使い捨てが疑われる企業等が社会問題となっていることを受けまして、現在、国においてその実態把握に取り組んでいるところでもあります。宮崎労働局によりますと、この9月を過重労働重点監督月間としまして、電話相談を実施するほか、労働基準監督署等へ寄せられた苦情や通報等をきっかけに、離職率が極端に高いなど、若者の使い捨てが疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施しているとのことでもあります。これらの取り組みを通じまして、本県の実態が初めて把握されるとともに、長時間労働の抑制などが進むものと期待いたしておりますが、県といたしましても、労働相談窓口等において、若者の使い捨てが疑われる相談があった場合には、宮崎労働局と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 9月1日に全国8ブロックで無料の電話相談が実施されたそうです。この電話相談には1,042件の相談が寄せられ、ブラック企業の実態が浮かび上がるような残業代不払いという相談が非常に多かったというふうに報告がなされたようです。心折れることなく、就職活動が続ける方は、県が開催する説明会等に参加できる。ところが、ブラック企業の仕打ちにより身動きできなくなった若年者、それから、先ほどの香坂レポートの4つ目に指摘があったのですが、偏った情報をうのみにしてしまう情報リテラシーや情報源をきちんと評価できる能力が備わっていない若年者、それと耐性が育っていない若年者に対し、支援の必要性が高くなっていることを実感いたします。開所して5年目になる、みやざき若者サポートステーショ

ンには、どのような相談が寄せられているか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションにつきましては、働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、企業での就業体験など、就労に向けた支援を行っております。相談の中には、「働きたいけど、どうしたらよいかかわからない」といった働くことを前提とした相談だけではなく、「最近までひきこもっていた」「かつてひきこもっていた」という方からの、「人とコミュニケーションをとれるようになりたい」といった相談や、母親から「仕事が続かず、子供の将来が心配だ」といった相談があると伺っております。

○河野哲也議員 件数等を調査しようと思ったんですけど、やはり個人情報ということで、なかなかできなかったんですけど、確実にそういう若者がふえているという実態、それに、24年度の実績を見ると、相談窓口は宮崎県で20カ所にふえているというふうな調査結果もありました。若者のニーズに対応できるか、課題が大きいようでございます。国の事業ですが、積極的に若者支援を引き受けたNPO主体の宮崎県北若者サポートステーションが、5月に延岡市に誕生いたしました。延岡市議団と調査に訪問したところでございますが、民家を借用し、利用者のニーズに合った活動がなされておりました。詳細は、先ほど申し上げたとおり、なかなか調査できませんが、2人が就職までつながったようでございます。今の若者をしっかりとつかみ、自立への方向性を示していただいていると実感したところでございました。ところで、県北若者サポートステーションは、一民間の団



体の積極的なかわりでも誕生しましたが、県として支援するお考えはないでしょうか。よろしくをお願いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 延岡市に設置されました地域若者サポートステーションにつきましては、延岡・日向・東臼杵・西臼杵の地域を対象エリアとして、ことし5月から相談業務をスタートさせたところであり、開設に当たりましては、受託者であるNPO法人と事前に協議を行い、当面は活動の周知・広報に取り組み、利用者の拡大を優先することとしたところであり、県といたしましては、今後、心理カウンセリングの実施など相談業務の充実支援に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくおほいしたいと思ひます。県北に発達支援センターができたときも、私、問題提起させていただきましたが、調査に入ったところ、県北というのは青年期の相談が他地区よりも非常に多い、そういう実態がございました。大事な若者の拠点となると思ひます。どうか充実をおほいしたいと思ひます。

文化振興についてお伺ひいたします。

政策評価の中で文化振興の部分は、内部評価がAとなっていました。県では、文化に関する県政運営の指針となる「みやざき文化振興ビジョン」を策定しております。この「みやざき文化振興ビジョン」では、本県文化の現状、課題等を踏まえ、平成32年まで取り組むべき文化振興施策を具体的に展開していくとしております。

まずは知事に、「みやざき文化振興ビジョン」の今後の方向性をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） この「みやざき文化振興ビジョン」であります、「文化でつくるみ

やざきの新しいゆたかさ」の創出を目的として策定したものであります。このビジョンに基づきまして、現在、宮崎国際音楽祭や若山牧水賞を実施するとともに、美術館、博物館などの機能充実に努めるなど、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。この文化の力というものをまざまざと実感させられたのは、平成22年、口蹄疫の終息宣言直後に開催されました全国高等学校総合文化祭であります。高校生の頑張る姿、そういったものを見て、また文化の力というもので、よし、宮崎立ち直るぞと、そのようなメッセージを強く発することができたのではないかとこのふうに思ひます。文化には、人を元気にしたり、社会に活力や勇気を与える大きな力があるというふうに考えております。

この週末、たまたま私も県立芸術劇場で雅楽の公演と、それから、白血病をテーマとした「友情」という劇を見る機会もありましたが、それぞれの意味において、文化の持つ力、芸術の持つ力を実感したところがございます。本県が開催を目指しております国民文化祭に向けましても、この文化振興ビジョンが掲げる4つの方向性、「県民が文化に親しむ機会の充実」「県民の文化活動を支える環境の整備」、また「文化財の保護・継承と活用」「特色ある文化資源の活用」というものを積極的に推進し、文化の振興・発展に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 維持ではなくて振興・発展、充実・発展だということで方向性を確認しました。

文化振興について、総合政策部長に何点かお伺ひいたします。県と市町村の文化振興経費の推移についてお伺ひいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） まず、県の文化振興経費でございますが、平成22年度が、宮崎県高等学校総合文化祭の経費を含めまして約10億4,000万円、平成23年度は約7億7,000万円、平成24年度は約7億4,000万円、平成25年度の予算額は約7億9,000万円でございます。このほか、平成24年度に、本県文化振興のための事業や県立芸術劇場における事業を推進するために、20億円の「みやざき芸術文化振興基金」を創設したところであります。次に、市町村の文化振興経費でございますが、平成22年度が約14億3,000万円、平成23年度は約18億7,000万円、平成24年度は、国の調査との関係でまだ概算であります。約16億円、平成25年度の予算は、これも概算で約16億円でございます。

○河野哲也議員 県のほうは、知事がお約束していただいたとおり充実ということで、予算は若干ふえているようですが、やっぱり市町村のほうは財政的に削られているなというふうに思います。答弁にありましたけれども、文化資源の継承と、新しい宮崎ならではの文化芸術の創造に、県民の皆様と一緒に取り組んでいく必要があるとして、県では20億の「みやざき芸術文化振興基金」を設立しました。前年度の評価委員会の意見に、「心を育てる意味では、体力向上とともに文化活動が大事である。展示会やコンサート等の活動は、宮崎市だけでなく県内各地域で行われるよう配慮してほしい」とあり、県の対応としては、「地域芸術文化環境づくり支援事業」や「ミュージックランドみやざき展開事業」などの県内各地域での文化活動における助成・支援を実施する云々とありましたが、みやざき芸術文化振興基金の状況と、「地域の芸術文化環境づくり支援事業」の実績をお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） みやざき芸術文化振興基金につきましては、平成24年度に約1億2,000万円を取り崩しまして、さまざまな文化振興事業を実施したところでございます。平成25年度は、約1億1,000万円を取り崩す予定としておりまして、平成25年度末の残高は約17億7,000万円となる見込みでございます。次に、地域の芸術文化環境づくり支援事業でございますが、県内の市町村等が実施いたしますさまざまな文化事業に対して補助を行っておりまして、平成24年度の実績は、都城市など5市町の6件の取り組みに対し204万9,000円の補助を行ったところでございます。

○河野哲也議員 本年度、1億1,000万の取り崩しの中で、地方に対して200万強ということですね。政策評価の指標にはなっていませんが、もう一つビジョンに、目指す将来の目標というのがございました。みずからの活動によって文化に親しんでいると考えている県民の割合を、平成21年度10.5%、平成30年度に30%に目標を設定しています。ビジョン策定時のアンケートでも明らかなんですけど、市町村での文化活動の課題というのは活動費の不足だというふうに、県も分析しています。

また、24年11月の我が会派の新見代表の「今回、劇場法の成立を受けて、法の趣旨にのっとり、県としても、市町村との連携を図りながら、市町村のホールの活性化も後押しすべきだ」という質問に対して、当時、総合政策部長の稲用副知事は、「劇場法では、地方公共団体が劇場や音楽ホールの積極的な活用に努めると定められています」——ちょっと飛ばしますが——「そのため県では、さらに、みやざき芸術文化振興基金を活用し、市町村における芸術文化を支援することによって、市町村のホールの

活性化を図ってまいりたい」と答弁されています。そこで、実績があるにもかかわらず、資金難の例えば市民オーケストラ等の市民文化団体への支援は考えられないのか、答弁を求めます。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 文化団体への通常の運営費に対する補助はございませんけれども、県では、先ほど説明いたしました「地域の芸術文化環境づくり支援事業」により、文化団体等が行うオーケストラ等の舞台芸術公演や郷土の偉人・先人顕彰事業等の新規事業あるいは周年事業に対しまして、市町村を通じて補助を行っているところでございます。また、宮崎県芸術文化協会を通じまして、文化団体が行う先進的事業や地域性を生かした事業を県民芸術祭参加事業として認定し、支援を行っております。また、国・公益法人等におきましても、文化活動に対するさまざまな支援制度を実施しているところでございまして、県ではこれらの補助事業等を紹介するハンドブックを作成し、各市町村や文化団体等に配布いたしますとともに、県のホームページにも掲載するなど、広く周知を図っているところでございます。ぜひ、そうしたさまざまな支援制度を積極的に御活用いただきたいというふうに考えております。

**○河野哲也議員** 県が地方へということ、先ほど6団体だったですね。県では、助成・支援制度の活用促進のために、今答弁がありましたように、「文化振興のための補助事業・助成事業ハンドブック」を作成されております。県の助成事業、それから文化庁や独立行政法人が実施している助成・支援制度というのは、残念ながら一市民文化団体の活動を支えるまでにはなっていないというふうに考えます。知事、充実・発展させるとおっしゃいました県内の一つ一

つの文化活動を、もう一度見直していただきたいと要望します。

次に、教育現場に見る諸課題について、前回の続きでお伺いいたします。

前回の一般質問でもお話しさせていただきましたが、T O S S 代表の向山洋一氏が下村文科大臣との対談で、戦後の教育の問題点の1つとして、日本の家庭教育が失われていることを挙げられていました。親学につきましては、県も積極的な取り組みをしていただきました。しっかりと検証させていただきます。

さて、先週、県内の生活保護の実態と対策について、右松議員が質問されました。重複する部分がありますが、宮崎にとって対策のおくれないよう質問させていただきます。まずは、生活保護世帯の過去3年間の高校進学率を福祉保健部長、教えていただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県内で、生活保護を受けている世帯のうち、平成23年に中学校を卒業した生徒は208名で、そのうち高等学校へ進学した生徒は183名、進学率は88.0%となっております。また、平成24年は、卒業者が177名、進学者が163名で、進学率は92.1%、平成25年は、卒業者が198名、進学者が178名で、進学率は89.9%となっております。

**○河野哲也議員** この推移のばらつきというのは、やっぱり施策が安定していないことを示しているんじゃないかなというふうに、私は考えます。親から子への貧困の連鎖を断ち切れとして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」いわゆる「子どもの貧困対策法」が6月19日、参院本会議で可決・成立いたしました。政府は今後、専門家や支援者らの意見を聞いた上で大綱を策定する予定になっております。「子どもの貧困対策法」の主なポイントとして、年1

回、子供の貧困や対策の実施状況を公表する、大綱には、子供の貧困率や生活保護世帯の子供の高校進学率などの指標を改善するための施策、教育や生活支援、保護者の就労支援などを定める、国と地方自治体は、貧困家庭の就学や学資の援助、学習支援といった教育支援に取り組む、各都道府県は、子供の貧困対策についての計画を策定するとあります。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に関して、県としてどう受けとめ、今後どう考えるか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」でございます。この法律が目指しておりますように、子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくことは、大変重要であるというふうに考えております。本県におきましては、これまでも、家庭環境や経済状況などに応じて、子供等に対する教育の支援や経済的支援などを行っているところでありますが、引き続き、これらに取り組んでまいりますとともに、今後、この法律に基づいて、国が定めて公表することとなっております「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、県として必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 意見があるんですが、ちょっと抑えて……。本県の実態でも、高校や大学への進学を希望しても経済的な理由で断念、専門的な知識を習得できないまま大人になっても安定した仕事につけず、結果、貧困から抜け出せない状況というのがあります。現在、縦割り行政で行われている教育支援、生活支援、保護者への就労支援の施策を総合的な対策として進めていくことが、貧困解決への大きな一歩になる

と考えております。例えば、埼玉県で3年前から実施している生活保護受給者チャレンジ支援事業の教育支援の取り組みについて、福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 子供たちの学びの機会を確保することは大変重要でありますので、生活保護世帯の子供たちに対しては、従来から義務教育における教育扶助が行われておりますが、平成17年度からは高等学校等就学費の給付が開始され、充実が図られてきていると考えております。お尋ねの埼玉県の取り組みにつきましては、生活保護受給者の自立を支援することを目的としているものでありまして、参考とすべき点もあろうかと思っております。いずれにしましても、生活保護世帯の子供たちを対象とした教育支援のあり方につきましては、今後、各県の状況等も調査し、その必要性を含め検討してまいります。

○河野哲也議員 衆議院の予算委員会で、公明党の斉藤幹事長代行の田村厚生労働大臣に対する質問の答弁の中に、埼玉県のような学習支援というのは、全国でも94自治体が実施しているとありました。もちろん、学習支援のみをもって貧困対策しているというのは、確かに問題です。しかし、制度化する前の埼玉県のような積極的な取り組みというのが、今後の生活保護受給率の抑制につながるのではないかと。どれだけつながるかということを見ると、先ほど知事の答弁の中にあつた、「子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として」というのが、「子どもの貧困対策法」の基本理念でございますので、どうか積極的な対応をぜひ考えていただきたいと思っております。埼玉県はもう3年前から取り組んでいるんだということを考

えていただきたいなと思います。

親守詩（おやもりうた）についてです。「ママとよむ おやすみまえの おたのしみ すなおになれる まほうのじかん」、これは7月28日、親守詩静岡県大会で静岡県知事賞になった作品です。親守詩とは、子守唄をもじって子供が上の句をつくり、親が下の句でつなげる連歌です。子供が親にふだんなかなか言えない思いを五・七・五の歌に込め、その思いを受け、親が七・七に心を込める、いわゆる「感謝」と「親心」を表現する親子のキャッチボール短歌です。このほか、第1回静岡県大会賞、「おとうさん たたかいごっこありがとう あそんでわかる このせいちょう」、テレビ静岡賞、「お父さん 今日のテストもだめだった おまえはきっと 大器晩成」とありました。ここまでの取り組みは、やはり学校での教育活動がありました。その実践例も報告されていました。ところで、本県小中学校において、親子のきずなを深めるための取り組みがどのように行われているか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 親と子が心を通わせお互いのきずなを深めていくことは、子供の人格形成の上で極めて重要なことであり、小中学校におきましても、親子が一緒になって活動する取り組みを意図的に位置づけて取り組んでいるところでもあります。例えば、子供が10歳となる小学校4年生で行う「2分の1成人式」や中学2年生で実施する「立志式」、小学校6年生や中学3年生の卒業の日の学級の時間などにおいて、子供たちが親への感謝の気持ちを伝えたり将来への決意を述べたり、例えば、心のこもる花束を渡すとか、お父さんお母さんにメッセージカードを渡すとか、そのような節目の時期に、親と子がきずなを深める取り組みがなされ

ております。また、「みやぎき弁当の日」の取り組みで、親のアドバイスを受けながら子供が弁当づくりに挑戦したり、さらには親子で参加するレクリエーション、奉仕作業などの取り組みの中で、親子がともに笑い、汗を流す活動を共有したりすることで、親と子がそれぞれのよさや思いを十分に理解し合い、信頼をより確かなものにしていくことができるような取り組みがなされているところでもあります。

**○河野哲也議員** 今、答弁の中にありました「2分の1成人式」、親が参観してサプライズで子供に手紙を渡すという実践も行われているとお伺いしています。しかし、子供の思いに対して、言葉で親が寄り添うという機会が非常に減っているのではないかと、そういうふうに感じます。今回の静岡県大会で5,434作品の応募があったそうです。後援として、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市のほか、県内54市町と教育委員会です。この親守詩大会は全国的な広がりを見せています。各県の県知事賞の作品です。埼玉県大会、「遠くの地 ひとりがんばる 父恋し 長男坊よ 家族まかせた」。山口大会、「抱っこだと 風邪がうつるよ お父さん 何を言ってる 親子じゃないか」。北海道大会、「毎日の 母の笑顔で 頑張れる ママの癒しは あなたの笑顔」。10月20日、東京で文科省後援の全国大会も開催されます。親守詩の大会が全国的に行われていますけど、この取り組みについて教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 私も、「お母さん おいしいごはん ありがとう」という子供の句について、「おばあちゃんから うけついでだよ」というような歌を見つけましたが、親と子がこのように心を通わせ、お互いのきずなを深めていくことは、子供の成長にとっても、親が

子育ての喜びを感じる上でも大変重要であると考えております。家庭における親子のきずなづくりを推進するため、本県では、例えば読書を通して家庭のコミュニケーションを図る家読(うちどく)——家庭読書を略して「家の読」と書いて家読という運動に取り組んでおります。また、昨年度、親になるための学習について議員に御指摘いただいたところでありますが、現在、親としての役割や親として子供へどうかかわるかなどを学ぶ、家庭の教育力の向上を図るための「みやざき「親学び」プログラム事業」に取り組んでいるところであります。議員が紹介されました親守詩は、子供から親への感謝と親の我が子への思いを表現する短歌であり、親子のきずなを深めることのできる取り組みであると認識しております。

○河野哲也議員 宮崎県教育委員会が主催するとなかなか難しいかもしれませんが、例えば、延岡市には若山牧水青春短歌大賞というのがあります。例えばその中でそういう部門をつくるとか、いろいろな工夫を探っていただきたいというふうに思います。これだけ伝統的、文化的な土壌のある県はないと思います。どうかよろしくお願いします。

交通安全対策に入ります。交通安全対策について幾つか質問させていただきます。

9月21日から30日までの秋の全国交通安全運動が始まります。子供と高齢者の交通事故防止が重点運動のようですが、どうか関係各位の実効性のある取り組みをお願いいたします。宮崎県の後部座席シートベルト着用率19.2%、全国ワースト2位、ちなみにチャイルドシートの着用率も全国ワースト4位となっています。本日はこの件についてはこれ以上触れません。政策評価を確認いたしましたが、交通事故について

は、前年度より減少と言いつつも、高どまりしていること、高齢者の死亡の割合は、前年度を上回っていることを考えると、県民全体の交通事故に対する意識向上の啓発は、先ほどのシートベルトの実態も含め、現状でよしということにはなりません。

そこで、最近危惧する事案についてお伺いいたします。多くの議員が実践していらっしゃるように、私も自分の修業と県民の皆様への感謝の思いで、朝の辻立ちを行っています。最近、携帯電話をかけながら運転するというドライバーはほとんど見かけなくなりました。ところが、憲法記念日の街頭だったでしょうか、お昼どきに見かけたドライバーに愕然といたしました。視界を塞ぐぐらいの大きなペットを抱いたまま運転しているのです。先日、同じ市民相談を受けました。大きな事故になる前に取り締まりをとということでございましたが、ペットを抱いての運転は非常に危険だと思います。本部長の見解、対策をお願いいたします。

○警察本部長(白川靖浩君) 議員御指摘のペットを抱いて運転する行為につきましては、道路交通法上、これを直接禁止する規定はありませんが、運転者の視野やハンドル操作を妨げることもあり得ますので、この場合には、乗車積載方法違反や安全運転義務違反に問われることもあります。県警察といたしましては、このような行為は、交通事故を引き起こすおそれもあることから、ドライバーの皆様には控えていただきたいと考えております。このため、街頭活動を通じて、このような運転者を発見した際には、指導取り締まりを行いまして、交通事故の防止や、さらには運転マナーの向上に努めてまいります。ごまいます。

○河野哲也議員 結局ペットの命を奪う結果に

ならないようにということで、どうか指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

今月上旬、高千穂町議選がございました。無投票で、宮崎県で8人目の公明党女性議員が誕生いたしました。久しぶりに高千穂に通い詰めました。国道218号を走ると、複数のトンネルを通ります。その中で、日之影の中村トンネルは、全長620メートルですが、非常に運転しにくいところでありまして。地元の人からの声ですが、大きなカーブで道路幅に余裕がなく、側帯がほとんどないため、原付バイクは怖くて走れないと聞きました。思わず歩道部分を走りたくなるそうです。日之影の国道218号中村トンネルで交通安全を確保する手段はないのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 国道218号中村トンネルは、一部カーブ区間を有します延長620メートルの2車線のトンネルで、制限速度は時速50キロメートルとなっております。このため、トンネル内での安全な通行を促す目的で、入り口にカーブをあらわす標識や減速マーキングなどの交通安全施設を設置しているところではありますが、議員御指摘のとおり、原付バイクも走行し、車両の追突事故等も発生していますことから、さらに安全性を向上させるため、ドライバーに、よりわかりやすい標識等の設置について、今後検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。県下、本当に運転しにくいトンネルがあるのではないかと思います。また、点検等を行っていただいて善処していただきたいと、そのように考えます。実は調べたところ、中村トンネルでは、過去5年間で5件の物損事故、それと1件の人身事故が起きています。25年も1件、貨物

自動車の事故が起きています。本当に早急な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

ところで、知事は宮崎県交通安全推進本部の本部長であります。交通安全対策にどのようにかかわっているか、お伺ひいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 県交通安全対策推進本部は、県内95の関係機関・団体で構成しておりまして、年7回の交通安全運動などを実施しております。また、啓発リーフレットの配布や、テレビ、ラジオ、新聞等による広報・啓発を通じまして、県民の交通安全意識の醸成に取り組んでいるところでありまして、私も本部長としまして、交通安全運動の開始式や街頭での交通安全啓発キャンペーンに参加をして、直接、県民の皆さんに交通安全の呼びかけを行っております。また、県内で残念ながら交通死亡事故が多発した際には、本部長として、迅速かつ適切に交通死亡事故多発警報を発令しまして、地域住民の注意喚起を促すとともに、警察に対しまして、発令期間中の街頭指導の強化などをお願いしております。交通事故の防止は県民すべての願いであります。引き続き高齢者のかかわる事故を大変憂慮しております。最近、敬老会などに行きましても、必ず交通安全の注意をお願いしているところがございますが、今後とも、関係機関と連携しまして、県民総ぐるみによる交通安全活動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 知事の多岐にわたる活動、本当にありがとうございます。一方知事、ぜひ交通安全にかかわるボランティア活動に目を向けていただきたいというふうに思います。ことしの6月、東京で男児3人切りつけ事件の現場で、71歳の交通指導員の男性が刃物男に立ち向かっていったとの報道があったと思います。子

供たちは軽傷で済んだとのことですが、もしこの交通指導員がいらっしゃらなければ、どうなっていたでしょうか。延岡においても、34名の交通指導員に、朝、児童生徒の登校時に安全指導を行っていただいております。先日、関係者とお話をする機会があり、活動の中でさまざまな課題があることを伺いました。まず、県は県内の交通指導員の状況を把握しているか、総合政策部長に確認します。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県では、各市町村がそれぞれ条例や規則等を定め、非常勤職員として交通指導員を配置しておりますが、定数や勤務形態、報酬等は各市町村で独自に設定されているところでございます。県内では、現在すべての市町村に合計386名の交通指導員が配置されておまして、条例等で規定されている指導員の定数——これは上限を定めておりますが——これに達している市町村が6市町となっているところでございます。

○河野哲也議員 交通安全協会ではなくて、宮崎県では交通指導員の連絡協議会というのをつくられています。全国的に結局自主的なボランティア活動ということで、そういう組織化はなかなかされていないんですが、宮崎はされているということでした。その意見交換の中で、交通指導員の必要性はどの市町村も認識していると。しかし、ある意味、個人の自主性に任されているため、取り組みに温度差が出てきていると、先ほど答弁がありました。ほとんどの市町村で定数に達していないと、そういう声が上がっています。交通指導員の士気を高めるために、資質の向上に資する援助や活動維持のための配慮等の支援が必要であると感じております。交通指導員の士気を高めるための処遇の改善について、県は支援できないか、総合政策部

長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、この交通指導員の皆様の士気といえますか意欲を高めることは、大変重要であるというふうに考えております。県では、交通安全に関し顕著な功績のあった個人や団体、学校を対象に、毎年度、知事表彰を行っておりますが、これまで交通指導員の方が多数この表彰を受賞されておまして、指導員の皆様の献身的な御努力に報いるとともに、活動への意欲の喚起に寄与しているものと考えております。また、交通指導員や市町村担当職員等を対象といたしました研修会を毎年度開催し、必要な情報や知識の提供等の支援を行っているところでございます。県といたしましては、今後とも、交通指導員の皆様を、側面的にはありませんが、しっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 前日も質問しましたが、高齢者の積極的な社会参加につながる支援になると思います。知事、どうか交通安全のために陰で動いている指導員の方々の声を聞いていただいて、一層の改善を望みたいと思います。

次に行きます。脳脊髄液減少症患者支援についてお伺いいたします。

9月5日の報道で、頭痛診断の世界的な解説書と位置づけられる「国際頭痛分類第3版」で、脳脊髄液減少症の診断基準が改定され、対象となる患者が拡大される方向に変更されたことがわかりました。今回は、改定される第3版の大きな特徴として、頭を上げていると頭痛が悪化するまでにかかる時間を診断の条件とはしないということ、第2版は、ブラッドパッチという治療法で、発症原因別に72時間以内や7日以内に頭痛が消えることを診断の条件にしてい



たのですが、第3版は、治療後に頭痛が消えるまでの時間を条件にしないということでもあります。厚生労働省研究班のメンバーでもある脳脊髄液減少症の第一人者、篠永正道教授は、「第2版が、頭痛の悪化やブラッドパッチの効果に関して設けていた時間的な条件は、裁判でも研究班の議論でも大きなおもしろになってきた。おもしろがとれたことで状況は一変する」と述べられていました。適正な診断が広がり救済される患者がふえると、期待が高まっております。

さて、本県においても、昨年の12月に、患者の会の代表が知事に対して要望書を提出いたしました。1、県立病院において先進医療の申請と診療の開始、2、県主催で専門医を招き、勉強会の開催及び患者救済のための意見交換会を実施、3、県内交通事故担当の警察官に対し、脳脊髄液減少症の勉強会実施、4、子供の脳脊髄液減少症の実態調査及び教師・保護者への啓発を、との訴えがありましたが、県はどのように取り組みを行っているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等を原因とする症例が多いとされておりますが、まだまだ研究も十分ではありません。何よりも大切なことは、医療、警察、学校などの関係者が、正しい知識を持った上で、患者の方々の病状を理解し、その苦しみに寄り添いながら、適切に対応していくことにあると考えます。このため、現在、宮崎県難病相談・支援センターが準備中の医療機関や県民向けの研修会に助成を行うとともに、センターと連携しながら、県警本部、県教育委員会など関係者にも、この研修会へ参加いただくようお願いをいたしております。また、ことし7月には、診察などが可能な医療機

関について再調査を行いまして、現状を把握いたしますとともに、その結果や有効な治療法とされております、いわゆるブラッドパッチ療法等の情報、さらには、この病気の特異性などを県のホームページに掲載するなど、情報の提供も図っているところでございます。さらに、ブラッドパッチ療法につきましては、先進医療の届け出を行うことで保険の併用ができるようになりますことから、届け出基準を満たしていた宮崎大学医学部附属病院に要請し、本年6月に届け出を行っていただいたところであります。県といたしましては、今後とも、要望を踏まえた対応に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** やっと勉強会が実現します。脳脊髄液減少症に関する実態調査と教師・保護者への啓発、その後の取り組みを教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 各学校におきましては、児童生徒の疾患や健康状態の把握を行うために、年度当初及び体育行事等に合わせて、すべての児童生徒を対象に保健調査等を実施いたしております。それらの調査を通して、脳脊髄液減少症を含め、さまざまな疾患の疑いがある場合には、必要に応じて個別相談を行い、学校医との連携を図りながら、児童生徒の健康管理に努めているところでございます。県教育委員会といたしましては、脳脊髄液減少症に関する文部科学省の通知文をもとに、すべての公立学校に情報を提供するとともに、養護教諭研修会などにおいて、学校における適切な対応が図られるよう指導いたしているところであります。今後とも、教職員や保護者へ一層の啓発が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 宮崎もこれで一步前進であり

ます。答弁にありましたが、厚生労働省は、2012年5月17日、脳脊髄液減少症に効果的なブラッドパッチ療法を先進医療に指定しました。どうか、患者さんが安心して治療を受けることのできる環境づくりをお願いしたいと思います。

最後でございます。冠水対策でございます。

国道10号が冠水することによって、交通が遮断され、経済活動もとまってしまう。雨量によって高速道が通行どめになってしまうという実態を2月議会でただしました。その早急な対策を求めたところ、国との検討に入ると答弁いただきましたが、国道10号土々呂地区、船越交差点付近の冠水対策のその後の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 国道10号の土々呂地区及び船越交差点付近の冠水対策につきましては、昨年度から、道路管理者である国におきまして調査が行われてきたところでございます。このたび、道路や河川、下水道など各施設の管理者が一堂に会しまして第1回目の会議が開催され、その中で、新たな排水溝の設置や既設排水路の改修など具体的な対策案が示されました。今後は、各管理者におきまして、具体的な対策案をより詳細に検討していくこととなりますが、県としましては、冠水対策が円滑に進められるよう、国や関係市、町と連携しまして取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ことしはまだ大きな被害がありませんが、ぜひ早急な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

夏休みに、実は、県北サポートステーション協賛の「みやざき犬ひいくん、むうちゃん、かあくんとラジオ体操」がありました。サポステ前の公園で150名の子供たちとラジオ体操を

するというので、私も娘を連れて参加しました。社会貢献の一つとして、利用者さんがスタッフとして汗をかいていました。みやざき犬は、ことしも「ゆるキャラグランプリ」にエントリーし、投票はきのうから11月8日までだそうです。私もポチッと昨日ワンクリックさせていただきましたが、あのダンスがあれば、日本一が狙えるなど、甲子園に次ぐてっぺんへの挑戦だと思います。知事は、県下をよく回っていただいています。きのうも清山議員がおっしゃいましたが、副知事2人制にしたのですから、ある意味、デスクワークの部分は副知事に任せて、もっとくまなく歩いていただきたい。外にも飛び出していただきたい。それが県政の安定につながり、2期目の期待につながります。以上をもって質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○福田作弥議長** 次は、図師博規議員。

**○図師博規議員〔登壇〕**(拍手) 先般通告しておりました項目について、順次質問をさせていただきます。

かつて青年団は、地域の若者の交流はもちろんのこと、地域の活性化の核であり、情報を発信し、また地域を結び、県を動かし、若者同士が切磋琢磨することにより、日本の勢いを生み出していたと言ってもいい、すばらしい活動をされてきました。また、この青年団活動が社会性や能力向上の場となり、数多くの有能な人材を輩出してきた、そこに貢献してきたことは紛れもない事実です。

しかし、近年は、団員の減少とともに活動が低迷しており、青年団の存在感は年々小さくなっております。それでも、諸塚村、西米良村、椎葉村の青年団は、持ち回りで合同音楽イベントを開催したり、串間市では、毎年盛大に

ビーチバレー大会が開催されており、木城町では、青年団が中心となり、SAPや商工会青年部らとともに、西日本最大級のマウンテンバイク大会を開催し、全国各地から愛好者が集う大会をつくり上げてくれています。まだまだ地域で踏ん張っている若者はいます。そして、それを支える教育事務所の先生方もたくさんいらっしゃいます。

県としても、こども政策課が独身者の出会いのきっかけづくりの事業を展開したり、中山間地域政策課が地域の交流人口拡大の支援をしたり、総合政策課が多職種の若者ネットワークづくりのために取り組みをされていますが、事業成果は見えにくく、部局横断的連携がとれているとは言いがたい状況にあります。それら若者に関する事業が凝縮されたものが青年団活動であり、青年団が活発であれば、それだけで婚活にもなり、少子化対策にも効果が上がることは間違いないのです。

私も、大学を卒業後、地元の青年団に入り、15年ほど活動し、県内外の仲間とともに汗を流せたことは、今でも大きな財産となっています。今回、青年団に関する質問をつくるに当たり、一緒に活動してきた仲間からは、「図師は、いつになったら青年団の質問をするんだ。青年団活動を通して現状を知っているおまえが質問をせずして誰がする」と強く背中を押されました。青年団の活動の再興策については、現役青年団員はもちろんのこと、青年団OBも教育関係者も大きな期待を寄せています。その関係者の思いが教育長に届いていることを期待しております。

それではまず、青年団の現況とその状況となっている原因について、教育長にお伺いいたします。後の質問は質問者席にて行います。

(拍手) [降壇]

○教育長(飛田 洋君) [登壇] お答えします。

青年団活動の現況についてであります。宮崎県青年団協議会が発足した昭和25年には、青年団には団員数約2万人の登録があり、昭和28年にピークを迎え、約3万5,000人を数えました。平成元年に約2,500人、10年前の平成15年に約1,200人となり、現在、県青年団協議会に登録している団員数は約470人でございます。このような状況ではありますが、青年団は、各地域で特色ある活動を行い、引き続き地域活動の中核的な役割を担っていただいております。青年団は、先ほど議員が御紹介いただいた力強い活動例に加え、例えば、高原町青年団では、新燃岳の灰を販売し、その益金を東日本大震災の義援金として贈る活動や、小林市青年団では1,000人を超す大合唱イベント、延岡市青年団ではウォーキング大会など、地域を盛り上げるとともに、地域の活性化につながる活動を誇りを持って、力強く展開していただいております。以上であります。[降壇]

○図師博規議員 今の教育長の御答弁にありました、残念ながらやはり時代の流れとともに、青年団活動が数的には衰退しているという現状ですが、時代のせいだけではなくて、私は、県の政策にもその衰退の責任の一端はあると思っております。

私が現役で活動していた平成10年代には、県は、「若人ひむか活性化塾」という事業を立ち上げてくれていました。この事業の内容は、近隣の青年団が合同で活動を行う際に、費用の一部が補助されるというもので、活動資金の捻出に苦慮していた青年団にとっては、まさに血の通う事業でありました。各市町村単位が基本で

あった活動が、規模が大きくなることにより、参加してくる若者も交流人口もふえていきました。また、このころは、若い学校の先生方も青年団活動に参加していただき、また教育事務所の先生方も、昼夜を問わず我々と一緒に汗を流してくれていました。

この事業は、単なる補助にとどまらず、県内を県北、県央、県南の3ブロックに分け、年に1回ずつ団員が集結し、地場の農林漁業体験をしたり、シーガイアのサミットホールを貸し切って活動報告会をしたり、とにかく盛り上がった事業でありました。もちろん、これらのイベントは、選抜された青年団の役員が企画・運営、取り仕切りをする、また、それをすることが勉強になり、団結力を生んでいた事業でもあります。また、「若人ひむかリーダー養成塾」という事業もあり、各塾の塾長が1週間ほど国内の先進地を訪問し、全国の地域活性化団体と交流、そして活動をともにし、学ぶという機会もつくっていただいております。

この「若人ひむか活性化塾」に参加した仲間が、今、国会議員になったり、市長になったりしており、そのほかにも地域で脈々とリーダーとして活躍している仲間がたくさんいます。この県が進めた事業は、青年団が勢いを取り戻していることを肌で感じることでできるものであり、10年間はこの事業は継続され、将来的には、アジアの若者と友好関係を築いていこうという壮大なビジョンが描かれていたものです。その夢に向かって、県内の若者は突き進んでいきました。

ところが、道半ばで青年団には何の説明もなのまま、あっけなく事業は打ち切りとなってしまいます。仲間がふえ、後継者も育っていたやさきの出来事に愕然としたことを覚えていま

す。もちろん、いつまでも補助を当てにする活動ではいけないことは承知しておりましたし、補助がなくなっても継続できる活動を創出していこうと階段を上っておる、そんなときに、はしごを外された感がありました。

県は、この「若人ひむか活性化塾」、また「リーダー養成塾」というような事業をどう評価されていたのか、その評価があった上で、なぜ途中でその事業が打ち切りになったのか、教育長に再度お伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 「若人ひむか活性化塾事業」は、青年層のネットワーク化を図るとともに、地域の21世紀を担う人材を育成することを目的に、平成13年度から実施した事業でございます。本事業6年間の取り組みによりまして、市町村の枠を超えて、新たに21の青年グループが結成され、ボランティア活動や青少年育成活動など、各地域の特色を生かした活動が行われました。さらに、県内3ブロックにおいて、本県の農業や林業などの実態について、体験を通して学習し、約800人の塾生や県内の青年が一堂に会して、元気な地域づくりについて夜を明かして熱く語り合い、大きな盛り上がりがあったと伺っております。この事業によりまして、本県の若者の活動全般に大きな刺激を与え、その結果、地域の青年グループの連携が進むとともに、多くの若者に地域づくりへの参画意識が醸成されたと考えております。当事業は、18年度をもって終了しましたが、そのような活動というのは脈々と受け継がれておりまして、引き続き、地域において国際交流活動や清掃活動に現在も取り組んでいただいているグループもあり、継続的かつ大きな成果が得られたと考えております。

○図師博規議員 ならば、何で途中でというと

ころがあるわけです。あれがまだ、活性化塾の事業が続いておれば、今の青年団が500人を切るような、そういう状況にはならず、さらに団員数がふえていたという可能性もあるわけで、正直申しまして、知事がかわったときに、この事業は打ち切りとなっております。教育事務所の先生方、また教育委員会の先生方も、この事業には参画されておりましたので、熱い気持ちは現場にはあったと思うのですが、知事までには伝わっていません。河野知事ではありません。前の知事ですね。そのときの流れがなぜ切れてしまったのかというのは、非常に残念で仕方ありません。

でも、現在も青年団は、活動を脈々と続けていただいておりますし、地域には、青年団に合流はしていないけれども、活動している団体もあります。また、潜在的に活動したいけれども、どこでどう活動していいかわからない若者もいるわけです。それらの若者をどう掘り起こし、どうつなぎ、その活動を支援していくのか、再度、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 口蹄疫や東日本大震災以降、地域のきずなの大切さが見直され、例えば、川南町や都農町では、若者の団体が力を合わせ、口蹄疫の際には、拡散を防止する消毒活動に率先して取り組まれるだけじゃなくて、その後も、復興支援を目的にロックフェスティバルを行う、そういうことなど多くの若者が街を元気にするために頑張っていたいております。また、ツイッターやフェイスブックなどの若者を結びつける新たなツールを利用して、インターネット動画番組を自主制作し、地元のよさを発信するなど、若者の活動の幅も広がっております。

東九州自動車道の整備が進む今、宮崎を飛躍

させる絶好の機会でもあり、若者の力を結集させることが、地域の活性化を進める大きな力になるものと考えております。このようなことを踏まえ、これまで、県青年団協議会や青年大会などの行事や活動に支援を行っていくとともに、私も機会あるごとに、そういう大会に伺っております。ついせんだつては、県の青年大会に知事も出席いただき、熱いメッセージを伝えていただきました。今後、変化する時代の状況を踏まえながら、例えば、インターネットを使った情報交換のサイトを立ち上げることはできないかとか、各地域で活動している青年グループのネットワーク化が図れないかとか、さらには、人材の育成支援はどうしたらいいかなど、どんな支援ができるかを含め、さらに検討してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 知事もおっしゃいました、県づくりは人づくりだと。私もその言葉に全く同感でございます。今の教育長の思いが、これからの事業化に、予算化につながることを大いに期待しております。

それでは、次の質問に移ります。障がい者福祉についてであります。

現在、県税条例において一定の要件を満たす障がい者については、自動車税及び自動車取得税の減免措置が設けられております。また、平成20年からは、特別支援学校に通学する際に使用する車については、療育手帳Aだけでなく、B1、B2も減免の対象となっております。この対象の拡大は十分評価できるものではありませんが、一方で、同じ療育手帳を持ち、小中学校の特別支援学級に通学するとき使用される車は、減免の対象になっていません。保護者の方々は、学校や教育委員会との話し合いの中で進学先を選定されていきますが、遠方で公的な交

通手段が確保できない場合は、保護者がみずから運転して送迎をされています。同じ障がい者や生活のしづらさを抱える子供たちの送迎であるにもかかわらず、県税の優遇措置に格差があるということはおかしいと思います。なぜこのような状況になっているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（四本 孝君） 身体障がい者等に対する自動車税等の減免につきましては、自動車障がい者の日常生活に必要不可欠となっておりますことから、障がい者の社会生活を税の面から支援するものであり、特別支援学校等の通学に対する減免につきましても、その一環として行っているところであります。このうち、療育手帳A判定など一定の障がいのある児童生徒の通学に使用する自動車につきましては、障がいの程度が重度でありますことから、特別支援学校や特別支援学級を初め、学校への通学を減免の対象としております。また、特別支援学校において、療育手帳B判定の児童生徒が通学に使用する自動車につきましても、特別支援学校の通学者が県内の広範囲に及び、保護者の送迎の負担も大きいということから、減免の対象としているところであります。

○図師博規議員 特別支援学校に通学する方々だけが減免の対象になっているというのは、地理的な条件によるものというような内容の答弁でしたが、中山間地に住まわれている方々は、片道10キロも15キロもあるところから特別支援学級に送迎されている方もおり、片や市街地に住む方は、近距離に特別支援学校がある方もいらっしゃると思います。ですから、特別支援学級に通学している生徒は、自宅から容易に通学できる環境にあるという概念は改めていただきたい。これらの不公平を是正するために、新富町で

は、裁量権のある軽自動車税について、特別支援学級に通う場合でも減免の対象とすることが議論され、準備が進んでいます。県も直ちに見直しをすべきと考えますが、これにつきましては、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 小中学校に通う障がいのある児童生徒が、安心して安全に通学できることは大変重要であると考えております。通学に使用する自家用車に係る自動車税等の減免につきましては、最終的には知事部局におきまして判断されるものでありまして、特別支援学校の児童生徒の通学に使用する自家用車について、以前、療育手帳B判定まで減免を拡大した際には、保護者からの要望もあって、さまざまな議論を経て実現したと聞いております。県内の知的障がい特別支援学級は283学級あり、829名の児童生徒が在籍いたしております。教育委員会といたしましては、障がいのある児童生徒への支援のあり方はどうあればいいのかという観点から、先ほど申し上げました児童生徒の中で、療育手帳がB判定であって、かつ専ら通学に自家用車を使用している児童生徒が何名いるのか、またどんな状態か、まずは対象となる児童生徒の現状について把握してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 状況を把握していただいた後は、速やかに制度の拡充をしていただくことを求めます。

次に現在、精神障がい者やその家族、そして地域の交流の場となっております元県立富養園の活用についてお伺いいたします。富養園の跡地については、現在、NPO法人ハッピーデイズが精神障がい者支援事業を展開されていますが、建物の老朽化に伴い、今回、大規模な解体と運動場を含めた整地がされる予定となってい

るようです。そこで、1点気がかりなことがあります。それは、以前同じ富養園敷地を整備した際に、医療廃棄物などが大量に掘り出されたという情報を関係者から聞きました。その廃棄物は、実際にどのようなものであったのか、また、どの程度の量が出てきて、どう処理されたのかを病院局長にお伺いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 平成20年度末に閉院しました県立富養園の跡地につきましては、平成24年1月に、その一部、約1万8,500平方メートルを隣接する支援学校の用地として、県教育委員会に所管がえを行ったところでございます。その後、同年5月——24年の5月でございますが——県教育委員会から、医療廃棄物と思われる薬品の瓶や注射器のガラス片などが出土したとの報告を受けまして、現地調査等を行った結果、昭和27年の開園当初から昭和39年ごろまでの間に、一般廃棄物とともに医療廃棄物が敷地内に埋却されていたことが判明いたしました。昭和20年代から30年代ごろのこうした廃棄物の自家処理は違法ではございませんでしたが、この廃棄物につきましては、廃棄物処理を所管している県循環社会推進課と高鍋保健所の指導を仰ぎながら、保健所及び隣接する支援学校の立ち会いのもとで掘り起こしを行い、多量の一般廃棄物、例えば牛乳瓶とか陶器の破片など、生活関連の一般廃棄物も多量に含まれておりますが、全体で約24トンの廃棄物を焼却処分しており、現在の法律に基づいて適正に処理を行いました。なお、病院局では、出土した土地を含め、所管がえした全区域につきましては、保健所等の指導のもとに、県環境科学協会に委託しまして、土壌調査を行うとともに、掘り起こし調査を行った結果、全ての調査地点で土壌汚染の問題はなく、かつ、残存する医療廃棄物は

確認されませんでした。以上でございます。

**○凶師博規議員** 24トンもの医療廃棄物を含むさまざまなものが掘り出されたということですが、その違法性はなく、また、その後も適正に処分されたことは理解できました。

それでは、その廃棄物が掘り出された当時、その掘り出された内容は、どこまで関係者に報告をされましたでしょうか。病院局長、お願いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 医療廃棄物の出土から焼却処分に至るまでの一連の情報につきましては、隣接する支援学校や保護者の皆様及び県環境社会推進課、高鍋保健所等関係機関に対し、発見当初の段階、土壌調査の段階、埋設場所の特定の段階、掘り起こしの段階、焼却処分の各段階で延べ20回にわたり、現地立ち会いや文書を配布しての説明を行うなど、適時適切な情報提供に努めたところがございます。また、完了後に説明会を設け、保護者の皆様及び関係者に一連の経過を説明したところがございます。

**○凶師博規議員** 延べ20回もの現地の立ち会いが行われたり、文書配布をされたということですが、議会には報告が上がってきておりません。せめて所管常任委員会には説明すべきだったと私は考えます。

それでは、今回再整備をする部分、また運動場も含めて整地が行われていくようですが、その部分には、このような医療廃棄物を含む廃棄物が埋められている可能性はないのでしょうか。病院局長、お願いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 昨年度、県教育委員会に所管がえした区域につきましては、保健所の立ち会いのもと、掘り起こしを行って処分を終えましたが、今年度から解体を行う旧病棟

など、施設周辺の区域につきましては、50年以上も前のことで、当時の資料等も残っておりませんが、これまでの聞き取り調査を踏まえると、今後、新たに医療廃棄物が出土する可能性は否定できないというふうに考えております。

**○図師博規議員** 実は私も、当時を知る古い職員の方から聞きましたが、「多分まだ埋まっていますよ」というようなことを言われておりました。では、病院局長さん、どれぐらいまで埋まっているのか、そのあたり、どこまで把握されているのでしょうか。もう一度、答弁をお願いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今後、出土する可能性があるとするれば、昨年度に出土したものと同一ような薬品の瓶、あるいは注射器のガラス片などが想定されます。量については定かではありません。

**○図師博規議員** つまり、掘ってみないとわからないということですね。くれぐれもその際、適切な情報公開と処理に当たっていただきたい。そして、安心してその後利用できる環境を整えていただきたいと思います。今後の対応策につきまして、くどいようですが、再度、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今後、先ほど答弁しましたように、来年1月から12月にかけて旧富養園施設の解体工事を実施しますので、その際に、改めて当時の関係者に対する聞き取り等を行い、埋却の可能性があると思われる区域がある場合は、試掘調査を行うこととしております。なお、調査の結果、医療廃棄物が確認された場合は、現在の法令に基づき、適正に処理を行うとともに、昨年と同様、地元の関係者の方々を含め、必要な報告、説明を行いたいと考えております。また、今後、旧施設の解体に伴い

まして、跡地の処分等について検討し、県議会にもその経過を御報告することになりますので、万一、医療廃棄物が確認された場合は、あわせて御報告したいと考えております。

**○図師博規議員** 関係者が納得いく医療廃棄物の処理がされるということでありました。それが大前提ではありますが、今後、富養園跡地について、NPO法人や地域の方々、そして新富町とどのような調整がされていくのか、また、どのように跡地を利用する計画となっているのか、現時点の内容を教えてください。病院局長。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立富養園跡地につきましては、既に全体面積5万5,000平方メートルの3分の1に当たる1万8,500平方メートルを隣接する支援学校に譲渡しておりまして、残る跡地約3万7,000平方メートルを病院局が管理しているところでございます。病院局としましては、先ほど答弁しましたように、来年1月から12月までの期間で、NPO法人に貸し付けております一部施設を除き、旧病棟などの病院施設の解体作業を行う予定にしておりますが、この跡地については、病院局の事業としては、今後利用する計画はございません。したがって、今後、病院局としましては、この跡地をこれまでの原則に従い、不用地として処分することになりますが、この跡地は、もともと県立富養園建設の折、地元新富町から寄附された土地がほとんどでございます。その際は、新富町に譲渡することも検討する必要があると考えております。なお、あわせて病院局では、現在、今年度までの事業として、この跡地を利用して、精神障がい者の日常生活を支援する事業をNPO法人に委託して実施しておりますが、この事業についての今後の対応も整理する必要がある



というふうに考えております。

**○凶師博規議員** 地域の障がい者のよりどころとなっている場であります。くれぐれも利用者の目線で、またさらにサービスが拡充されることを前提に、整備・整地を進めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。スポーツ振興策についてであります。

現在、宮崎県はバスケットボール、サッカー、野球と、全国から注目される出来事が続いております。今まさに県民のスポーツに関する関心はピークであると言っても過言ではないでしょう。そこで、今、このタイミングだからこそ、本県が2度目となる国民体育大会開催に手を挙げる絶好のタイミングだと考えます。来年は長崎県、そしてオリンピック開催の決まった2020年には鹿児島県で国体が開催されることになっており、九州で2度目の国体誘致に関する動きがないのは、沖縄と本県を残すのみとなりました。国体は、手を挙げたらすぐに開催が決まるものではなく、さまざまな準備と競技力向上への取り組みを同時に進めていかなければなりません。そこで、国体誘致に関する手続については、具体的にどのようなものがあるのか。また、県内において、どのような準備が必要となるのか、これは教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 2巡目の国体を開催するに当たり、当面する課題といたしましては、選手強化、施設・設備の整備、実行委員会や事務局の設置などが考えられます。手順は、おおよそしか申し上げられないんですが、おおよそその手順といたしましては、1つは日本体育協会の国体開催基準要綱というのがあります。それから、最近開催が決定しました県の状況では、こんな感じでやっているということですが、

まず、県体育協会が招致を決議し、例えば、ここであれば、西日本16県の体育協会長の同意を得た上で、知事、県議会、県教育委員会に対して、県体育協会から開催要望書を提出いただくということがまず第一段階でございます。その要望書を受けて、次に知事が開催の意向表明をされ、県議会、県教育委員会の招致決議を経て、県、県教育委員会、県体育協会の連名で、開催要望書を国及び日本体育協会に提出することになります。これを受けて、国及び日本体育協会で協議され、開催が決定されるという運びになっております。

**○凶師博規議員** 今説明がありました流れは一例であります。それが全てではないわけですが、私が調べましたところ、通常、申請手続を始めて国体開催の内定が出るまでには約3年かかります。日本体育協会では、約10年前をめどに手を挙げるということのが慣例となっているようです。実際、前回の宮崎国体を誘致する際にも、昭和40年7月の定例議会で黒木知事が国体誘致を表明され、実際に開催されたのは14年後の昭和54年9月です。

事務手続に関しても時間はかかりますが、国体開催に当たり最も高いハードルとなるのは、ハード面の整備でしょう。実際、1979年の宮崎国体開催に合わせて整備した陸上競技場は、走行レーンが8レーンです。ただ、近年、国体が開催されている陸上競技場を見ても、9レーンになっています。また、バレーボール、バスケットボールが行われる県の体育館も老朽化が進んでおったり、空調設備がないなど、改修をするというレベルではなくて、建てかえをしないといけない状況となっていると考えます。

このように、国体誘致に当たり、県が取り組

まなければならぬハード面の整備には、どのようなものがあるのか、また、具体的な数字は難しいと思われませんが、おおよそどれほどの予算が伴うものなのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 国民体育大会を開催するに当たりましては、市町村のスポーツ施設も各競技の会場として使用するなど、県全体で取り組まなければならないということですから、概算を見積もるとするのは非常に難しゅうございます。今言えますことは、国体開催に当たっては、施設の状況について調査をすることになります。例えば、国体の競技基準を満たしていない施設や老朽化が進んでいる施設については、改修などの対応が必要になってくるということでございます。

○函師博規議員 具体的な数字は全く出ませんでしたので、近年、国体を開催している県がどのような整備をしたのか、同等な施設整備をするならばどの程度費用がかかるのかを調べてみました。陸上競技場の建てかえにつきまして、それだけでも約100億円かかります。県体育館も建て直すとすれば、約100億円かかります。屋根付きのプールを整備すれば、さらに100億円、プラス、維持費に年間億単位の費用がかかります。つまり、それだけの大事業がこの宮崎県には今後覆いかぶさってくる。いや、迫ってくる。そういう状況になっているんです。この大事業をやり切るには、やはり知事の決断力、そして関係者、市町村を引っ張っていくリーダーシップが何よりも必要だと思います。知事の今のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 議員がおっしゃいましたように、東京オリンピック、2020年開催も決まりまして、スポーツに対する機運が大変高

まっている状況であります。国体への関心も大いに高まるというふうにご考えておるところでございますが、本県では昭和54年に、「日本のふるさと宮崎国体」をテーマにしまして、第34回大会が開催されたわけでありまして、その後、競技力の向上に伴って、全国で活躍する多くのアスリートを輩出しております。また、そのときに整備されました県総合運動公園が、スポーツランドみやざきを支える重要な施設として、キャンプ等で大いに活用されております。昨年度、プロ・アマ含めてスポーツキャンプが過去最大の規模で開催されたわけでありまして、競技力の向上、さらにはそういうスポーツの振興、また観光誘客、いろんな面で大きな資産が残されたものというふうにご受けとめております。

2巡目の国体の開催時期、およそ10数年後ご視野に入ってきたという思いはあるわけでございますが、開催する場合には、今申し上げましたような国体の効果というのをとらえて、スポーツの振興はもとより、県民一人一人の健康増進も含めた、スポーツランドみやざきのさらなる推進につながるような大会にしてまいりたいと、そのように考えております。

○函師博規議員 今、もう視野に入っているという御答弁もありましたが、今の知事の答弁は、開催誘致の宣言であるというふうな理解をしてもよろしいでしょうか、再度お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、2巡目ということで、各県が東のブロック、西のブロック、中ブロックと、持ち回りで決まっております。その順々というサイクルを考えますと、本県も当然、早くて十数年後にはということ、そういう意味で視野に入ってきているということをお

し上げたところであります。国民体育大会の開催までの手順につきましては、先ほど教育長が言いましたように、決定までにさまざまな関係機関との調整段階を経る必要がございます。その検討を踏まえて、やっぱり大事なのは——これは県だけでやる話ではございません。市町村、競技団体、関係団体、企業も含めて、実行委員会、事務局の設置、基金について、検討していくことになるというふうに考えておるところでございます。しっかりとスケジュール感を持ちながら、我々としては準備を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

**○函師博規議員** それではもう、県の体育協会への働きかけを含め、市町村も含め、知事は今後、開催に向けた準備に入られる、働きかけをするというふうに理解をさせていただきます。

今、知事の判断をあおるような質問になっておりますが、既に全国には3回目の国体を誘致しようというような動きをしている自治体もあると聞きます。宮崎県が2回目をやれていないのに、ほかの県は3回目をもう動き出しているとか、じゃ、それを知った県民は喜ぶでしょうか。喜びません。国体については、県単位で開催されることが通常ではありますが、前例として、例えば、鹿児島県と徳島県が合同で開催したり、福島県、宮城県、山形県が合同で開催されたという年もありました。沖縄県がそれを望んでいるかどうかはわかりませんが、財政状況を踏まえて、知事同士が腹を割ってお話をされて、合同で開催するというのも一つの選択肢ではないかと、そういうことも考えていくべきではないかと思えます。そして、何より県民のスポーツ力向上につきましては、国体誘致がゴールではありません。その先、未来へと

続く国際的な選手の育成のためにも、施設整備はワールドクラスで行うことが望ましいことは言うまでもありません。

そこで提唱したいのが、前回の一般質問でも取り上げました、2019年に日本で開催することが決まっているラグビーワールドカップの本県誘致についても視野に入れた施設整備に取り組んでいただきたいと思います。前回質問をした際に、ワールドカップ開催に関する情報を収集し、検討し、関係機関との協議を行う旨の答弁をいただきました。試合会場誘致について、具体的にどのような動き、取り組みをされているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 2019年に日本で開催されますラグビーワールドカップの開催会場につきましては、大会の準備・運営を行う組織委員会が開催希望の自治体の中から選定していくこととなっております。本県では、試合開催会場の選定プロセスに参加する旨の意思表示を、組織委員会に対し去る6月に行ったところであり、これを受けて、組織委員会のニュースレターを定期的に受信したり、8月には県ラグビー協会と合同で、組織委員会主催の会議に参加し、過去に開催された大会の概要等について説明を受けたところであります。今後、10月には、大会会場として必要な設備、立地等の条件を規定したガイドラインが示されると聞いておりますので、その内容を精査した上で、大会前の合宿も含めた誘致に向けて取り組んでまいります。

**○函師博規議員** 力強い御答弁でありました。来月いよいよガイドラインが出されます。そして、日本国内で12会場ほど試合会場が選定されます。その入札締め切りは1年後、来年の10月であります。まだ時間はあります。関係団体と

ぜひ協議を進めていただきたいと思います。またあわせて、試合会場誘致のアクションを起こすことで、2016年に決まりますラグビーチームのキャンプ地の選定のテーブルにも着くことができます。九州内では既に、福岡や大分などが大型の試合会場を整備して誘致活動にも名乗りを上げていらっしゃいます。本県、言えばスタジアムがないがゆえに、今後の誘致活動にも困難を強いられることは明らかなんですが、大分とは高速道路がつながりますし、宮崎空港からはキャンプ候補地が近いという地の利があります。ぜひこの地の利を生かした、また関係の市町村とまさにスクラムを組んで、試合並びにキャンプの誘致に今後も取り組んでいただきたい。

それでは、次の質問に移ります。海外展開プログラムについてお伺いします。

閉会中に、農業関係者の方々とインドネシアに行ってみりました。インドネシアは、人口2億4,000万人余りと日本の倍ほどあり、GDPも欧米の経済危機に左右されることなく、6%以上の安定した成長を続けています。国も、今後、農畜産物の輸出に関して優先的に輸出解禁の働きかけを実施する有望国にインドネシアを挙げていることから、解禁となった際には、どの自治体よりも先に輸出できるよう、体制を整えていくことが重要であります。農業に関する調査内容につきましては、関係団体との調整がつき次第、今後の一般質問で取り上げていきたいと思っております。

今回のインドネシア訪問では、もう一つ重要な活動を行いました。それは、経済連携協定(EPA)に基づく看護師、介護福祉士候補生の養成の実態と、インドネシア国内における医療ニーズの把握に関する調査です。現地では、

看護大学を卒業した学生が、1年間日本語教育を受け、選抜された者だけが来日するシステムが構築されており、優秀な候補生が育成されていきました。平成20年度から始められたEPAによる海外看護師及び介護研修生の国内受け入れ数は、既に2,000人に上っており、医療福祉の現場において大きな戦力となっているとともに、国家試験に合格し、永住権を取得する者も着実に増加しています。しかし、いまだ県内で海外からの看護・介護研修生の受け入れ実績はありません。そこでまず、本県における介護職員の充足状況とその職員の人材確保について、どのような取り組みをされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 介護職の充足状況を直接あらわす指標はございませんが、本県における4カ月未満の臨時的な雇用を除く有効求人倍率では、7月時点で、全職種が0.65であるのに対し、介護関係職種は1.29と高くなっております。県におきましては、人材確保対策として、福祉人材無料職業紹介やハローワークとの共催による就職面接会、福祉の職場についての広報・啓発等を実施いたしております。また、宮崎県介護福祉士会が行っております、介護分野での就労を考えている方などを対象とした研修事業等を支援することなどにより、福祉・介護分野への就業促進を図っております。

**○凶師博規議員** 圧倒的に介護職員の人材が足りていないということが答弁の旨でありました。

続きまして、県内の看護職員の充足状況と、あわせて県病院の状況、そして人材確保策についてどのように取り組まれているのか、それぞれ福祉保健部長と病院局長にお伺いします。

**○福祉保健部長(佐藤健司君)** 本県の看護職

員需給状況では、病院・診療所における平成24年末の充足率は97.2%となっておりまして、育児休業等により代替の看護師を募集する場合などで、確保が困難な例も多いと聞いております。県といたしましては、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業希望者に対する講習会を実施するとともに、看護師の養成や院内保育所の設置など、働きやすい職場環境の整備に助成することによりまして、各医療機関における看護師の確保・定着を支援しているところでございます。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院における看護師の充足状況でございますが、平成25年8月現在で、定数924名に対しまして定員60名を上回る984名を配置しているところでございます。しかし、ここ数年、80名程度が育児休業等を取っている影響もあり、欠員が生じているところでございまして、臨時職員や非常勤職員等による補充を行っておりますが、特に日南病院及び延岡病院では応募者が少ない状況が続いており、人員の確保に苦労しているところでございます。こうした状況に対応するため、採用者確保策として、採用試験の受験年齢引き上げや、既に免許を有しております合格者の年度途中での前倒し採用、さらには、今年度から、日南病院、延岡病院に勤務場所を限定しました地域枠採用を行っているところであります。また、院内保育の実施など、育児休業取得者が早期に職場復帰しやすい環境づくりにも努めているところでございます。

**○図師博規議員** 県病院ですら定員よりは多目に採用はしているものの、産休・育休でそれを上回る休職者が出るという状況があるようで、特に県北・県南ではその臨時職員の確保も難しいと。そして、県内の有効求人倍率のお話もあり

りましたが、その求人数の約半数が看護・介護職であることから、その内容から判断しても人材の不足は明らかで、診療報酬や介護報酬の改定が行われ、さらなる人件費、給与の増額が図られない限り、県内はもちろんです。全国的にこの看護・介護職の人材不足というのは解消されることはないんです。ただ、そこで何も策を打たず、国任せになっているのはいけないと思います。そこで、打開策として私が訴えたいのは、県病院や看護大学などでも、海外からの看護・介護の職を目指す候補生を受け入れ、マンパワーの増強と、資格を持って県内に定住してもらおう人材の育成に努めてはどうかと考えます。県病院でそのような取り組みをされてはいかがかと考えますが、病院局長のお考えはいかがでしょうか。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院では、これまで、海外からの看護研修生の受け入れは行っておりませんが、その要因としましては、県立病院では毎年、県内外の看護学校等から多くの実習生を受け入れており、それに加えて、看護学生向けのガイダンスやインターンシップなども実施しておりますことから、現状では、こうした対応が病院職員にとって大きな負担となっていることが挙げられます。また、海外からの研修生にとっても、県立病院が高度で専門的な医療を提供する急性期病院であることや、看護師免許を取得しても、採用試験に合格しない限り県立病院で継続勤務できないことなど、研修先としてふさわしいのかという点もございます。こうしたことから、全国の受け入れ状況を見ましても、公立病院での受け入れは少ないようでございますが、今後、グローバル化時代における医療環境の変化、あるいは病院現場の意見等も踏まえながら、さまざまな角度から検

討してまいりたいというふうに考えております。

**○図師博規議員** ぜひ、県病院が介護・看護職の人材を輩出するようなシステムをつくっていただきたいという思いを込めての質問でありました。

次に、インドネシアにおける医療ニーズに関する内容ですが、インドネシア国内で複数の総合病院を経営する方々と意見交換をさせていただいた際に、日本の高い医療技術に強い関心を示されました。特にインドネシアは、高度成長により食生活が豊かになり、また、それに伴って糖尿病などの患者も増加しているにもかかわらず、検査機器や医療機器が不足しているため、十分な医療提供ができていないという現状にある。特に慢性腎不全の方々への人工透析治療は、まだまだ行き届いておらず、救える命が絶えている現状を語られました。

そこで、こちらからメディカルバレー構想、東九州メディカルバレー特区の話をしたところ、身を乗り出して話を聞かれ、とりあえずどんな機器を取り扱っているのか英語版の資料を送ってほしいと、大きな宿題をいただいたところです。それにめげることなく、宮崎の九州保健福祉大学では透析機器などを操作する臨床工学技師を海外からでも受け入れる動きをしていますよということを伝えますと、インドネシア政府を通じて正式に申し入れをしたいという旨の話までされました。事実、九州保健福祉大学の和田学長も、「人口も多く、これから医療レベルが上がってくる東南アジアの学生を育てることにより、母国に帰るときに、延岡で勉強した機器を持って帰ってもらう。それをメンテナンスし、新しくするときには、また日本の機械を買ってもらうという流れは、今後大きな力に

なる」と語っていらっしゃいます。

さあ、ここでこの需要と供給の間をつなげるのが県の役割ではないでしょうか。このようなアジアの医療ニーズにどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 東九州メディカルバレー構想では、医療機器産業のなご一層の集積とともに、医療の分野でアジアに貢献することを目指しておりまして、その一環として、ことし5月にはJICAと協力して、インドネシアなどアジア等の新興国8カ国から17名、また6月にはJETROと協力しまして、タイから5名の医療関係者等をそれぞれ招聘し、人工透析技術について、大学及び企業等の見学研修を実施したところでありまして、さらに、8月からは自治体国際化協会の助成事業を活用しまして、タイの保健省直轄病院から看護師2名及び技師2名を順次受け入れることとし、それぞれ3カ月間、九州保健福祉大学を中心に、主に人工透析関係の医療機器の操作及びメンテナンス研修を実施しているところでありまして、この研修がきっかけとなりまして、タイを初めとする新興国の医療技術が向上し、日本の質の高い透析技術及び医療機器がアジアを中心とする海外へ展開していくことを、大いに期待しているところでありまして。

**○図師博規議員** 既にもうアジア各国から実習生、研修生を受け入れている実績が報告されました。ならば、さらにそのパイプを太く強固なものにしていただきたいし、国などからの補助がなくとも、医師や病院関係者らの研修も含めた総合的な取り組みを県の重点施策として事業展開すべきであります。海外からの人材を受け入れ、海外へ医療技術と医療機器をいかに輸出していくか、また今後それをどう進めるか、具

体的なビジョンをもう少し、商工観光労働部長、お答えください。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 日本の人工透析医療は世界最高水準を誇っておりまして、東九州地域には、それを支える医療機器の工場群が集積しておりますことから、ビジネスチャンスの拡大といった視点からも、東九州メディカルバレー構想における海外展開を推進していくことは大変重要であると考えております。この取り組みを加速するためには、医療技術者等の研修を引き続き実施してまいりますことはもちろん、将来的には、対象国に日本式透析システムのモデルケースとなる協力病院を確保し、日本の透析医療技術や機器について理解をしていただき、周知を図っていくことが必要であると考えております。同時に、日本のすぐれた医療機器や技術、さらには医療を支える臨床工学技士制度などをセットで海外に普及していくために、その有効な方策についてしっかりと検討し、進めていくことも必要であると考えております。今後とも、構想の取り組みを評価・支援していただいております、国やJICA、JETROなどの事業を積極的に活用しまして、医療機器産業の一層の集積や医療分野でのアジアへの貢献を目指した構想の実現に向けまして、これまで以上に努力してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 宮崎の税収にとっても、これはビッグビジネスになる事業だと思われまして、今後の戦略の展開に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

**○福田作弥議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

**○井上紀代子議員〔登壇〕**（拍手） 通告に従い一般質問をいたします。

18号台風によるマスコミの「数十年ぶりの雨」との表現に実感がないまま、テレビ画面に映る濁流に飲まれる町の様子に見入ってしまいます。最近の災害のニュースは、想像以上に大規模で、災害に遭われた方も一様に「こんなことは今までになかった」とコメントされています。自然の猛威の前には非力であることを実感せざるを得ません。台風18号で被害に遭われた皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。また、我が県の大規模災害への防災が着実に進みますことを、県議会議員として肝に銘じたいと思います。

さて、2020年に東京においてオリンピック・パラリンピックが開催されるというニュースは、喜びと楽しさを持って日本中に広がっていきました。それぞれに喜びの感じ方はあるでしょうが、私はこの機に確実な景気回復の幕あけであってほしいと願っています。実は、重ねてうれしいニュースは、我が県の「戦略産業雇用創造プロジェクト」の採択でした。地勢や雇用・産業構造の違いなどさまざまな違いのある中、各地域が効果的雇用を図ることは、並々ならぬ政策的努力と工夫が必要です。製造業を中心とした産業・雇用構造の転換等が伴う大規模な雇用創造は、地域における経済・雇用を担う立場にある自治体、企業、大学、金融機関などが一体となった熱意のある取り組みがなければ不可能です。今回、我が県の地域事情に応じた

創意工夫に基づき、関係者が一体となって地域レベルの産業雇用創造政策として練り上げた「食品製造業を中心としたフードビジネスの成長産業化を通じた雇用創出プロジェクト」が厚生労働省補助事業として採択されたことは、率直にうれしいと感じています。安定した雇用こそ、何よりも県民が普通に暮らしていく上で欠かせないことであり、安心な生活を持続する基本であり、また、若者に落ち着いた人生選択をさせることのできる大きなよりどころであります。今回のプロジェクトが、県の総合力を発揮され、実効性のあるものになることを切に願っています。宮崎県構想が採択されたことに対する知事の評価、期待、効果について伺います。

また、宮崎県構想においては、フードビジネスを根底から支え、他産業企業の農業への直接参入や農業者との連携による新商品の新技術開発が活性化するなど、成長産業に向けた農業構造改革が必要と思います。そのためには、フードビジネス宮崎県構想の理念と農業者の方々の思いが一致するよう、丁寧な取り組みが求められます。また、企業等の農業参入や農林漁業者との新たな連携構築によるフードビジネス展開、農業分野への革新的技術開発等の推進も欠かすことができません。農政水産部長へ今後の取り組みと決意を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

「戦略産業雇用創造プロジェクト」についてであります。

フードビジネスにつきましては、本県の将来の成長を担う重要な取り組みの一つであるという認識のもとに、「食関連産業の成長産業化に

よる地域の活性化と雇用の創出」を目指しまして、県内の産学官金、関係者が一体となって取り組んでいるところであります。

こうした中、厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」に本県のフードビジネス振興構想に基づく雇用創出プランが採択されましたことは、本県のこうした取り組みが国の産業・雇用政策においても有効という高い評価をいただいたものでありまして、大変心強く自信にもなりましたし、私といたしましても、改めてフードビジネス振興に向けての決意を新たにしているところであります。また、大変厳しい本県の財政状況の中で、平成27年度までの3年間で、最大で総額20億円余の、しかも8割という高い補助率の事業を獲得できましたことは、フードビジネスを初めとする重点施策全体の推進に大きな弾みがつくものと考えております。この振興構想の取りまとめ、またプロジェクトの取りまとめに当たって御尽力をいただいた関係者、県の直接の担当者も含めてですが、心から感謝を申し上げたいというふうに考えております。

今回、採択された11道府県の中で、実は最も大きな事業規模が本県のものでございますが、「食関連産業の振興」をテーマとしているのは、本県と北海道のみとなっております。この採択のメリットを最大限に生かし、食関連産業の成長によります地域の活性化、雇用の創出のフロントランナーとしまして、他県との差別化も図りながら、国内のみならず海外市場にも積極的に事業展開を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(緒方文彦君)〔登壇〕 お答えいたします。

「戦略産業雇用創造プロジェクト」の活用によるフードビジネスの推進と農家の所得向上に



ついてであります。フードビジネスによる農家所得の向上を進めていく上で最も重要なのは、これまでのような「つくったものを売る」から、「売れるものをつくる」というマーケットインの発想に転換することと考えております。具体的には、マーケット情報に基づく高品質な農産物のブランド商品づくりや、需要が拡大している加工業務用のニーズに対応した加工食品づくりを進めていくことが求められておりますが、このためには、マーケットを熟知したプロのアドバイザーの存在が大きな助けとなることから、今回の「戦略産業雇用創造プロジェクト事業」を積極的に活用して、人材の確保を図ってまいりたいと考えております。県といたしましては、マーケットからの情報に対応して、求められる品質や量を的確に供給できるような産地の育成に努め、農業者の所得確保にまで確実につながるようなフードビジネスを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 答弁をいただき、ありがとうございました。このプロジェクトは、どういう形の実施体制で進められていくのか、総合政策部長にお尋ねしておきます。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 「戦略産業雇用創造プロジェクト」の事業実施主体は県でございますが、県内の企業など関係者との連携により事業を実施いたしますために、国の採択の要件といたしまして、産学官金の関係者で構成する協議会を設置することとされております。また、本県の構想は、現在進めているフードビジネスプロジェクトのテーマに沿った事業を展開する予定でありますことから、この協議会については、既に設置しておりますフードビジネス推進会議の実務者を中心に、県内24団体・機

関から成る「みやぎきフードビジネス雇用創出協議会」として9月3日に設置いたしまして、3カ年の事業計画について合意を得たところでございます。今後、事業を実施するに当たりましては、総合政策部を中心に関係部局が一体となって取り組みますとともに、各分野ごとの企業の雇用やマッチングに関するニーズ等について、協議会を構成いたします機関を初め、外部の専門家等と十分に意見交換を行い、各企業や求職者の積極的な活用や参加を促すことで、フードビジネスの振興と雇用の創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** やはり、この推進体制というのは大変重要だというふうに思っておりますので、フードビジネス推進会議の中で、基本的な方針の決定というところで、十分な議論がされることを期待しております。

次に、今回、雇用目標として1,223名を掲げていらっしゃるわけですが、具体的にどのような雇用を創出していくのか伺っておきます。

**○総合政策部長（土持正弘君）** 「戦略産業雇用創造プロジェクト」に掲げました雇用目標数は、構想に盛り込んだ事業を全て実施したときに、その効果といたしまして、対象業種の企業の事業が拡大し、また、雇用が創出されることを目指した数値でございます。今後、フードビジネスプロジェクトのテーマに沿って、事業の拡大を目指す企業を広く公募いたしまして、専門人材の活用や中核的な人材の育成、さらには関係団体と連携したマッチング等の支援を行うことで、例えば、食肉や農水産物加工、焼酎といった各分野の企業における販売増や工場増設等を促し、雇用を創出いたしますとともに、若年求職者に対しては、技能習得や体験就業の機会を提供し、県内の食関連企業への就職支援も

行うこととしているところであります。また、国においては、企業が事業所の設置・整備に伴い一定以上の投資と雇用を行う場合、雇用助成金を交付する制度がございますけれども、これにつきましても、県の事業と連動する形で、このプロジェクトに参加する企業については上乘せ支給を行うこととしております。このように、事業拡大の計画を持った企業やスキルアップを目指す求職者に、県や国の事業を積極的に活用していただくことで、県内の「食」にかかわるさまざまな分野における雇用を創出いたしまして、目標の達成を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** これまでも、このプロジェクトだけでなく、事業主向けの雇用拡大用のメニューというのはたくさんあったわけですね。それにもかかわらず、今回このプロジェクトが採択されたということは、本当にラッキーなことだったというふうに私自身は強く受けとめているところなんですけれども、このプロジェクトについて、商工観光労働部としてどのように取り組んでいかれるのか、部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県ではこれまで、県内の雇用を拡大するため、県内中小企業の育成と、企業立地による雇用創出を推進してきましたほか、リーマンショックによる雇用状況の急激な悪化に対応するため、緊急雇用基金を活用した一時的な雇用の創出などにも取り組んできたところであります。今回の「戦略産業雇用創造プロジェクト」では、フードビジネス振興構想に基づく雇用創出プランが採択されたことから、商工観光労働部としましては、これを最大限活用し、企業の営業力強化や販路拡大につなげていきたいと考えております。具

体的には、来年開設予定のフードオープンラボを活用しまして、商品開発力や衛生管理の一層のレベルアップを図るほか、焼酎の国内外への新たな販路開拓などに取り組むことにより、他県企業との差別化を進め、各企業の販売・生産量の増大や工場増設等を促し、新たな雇用を創出することといたしております。また、企業が事業を拡大するために必要な人材づくりを行いますとともに、食料品製造業の育成と集積を加速化し、フードビジネスを核とした安定的な雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今回の宮崎県構想が採択されて以後、もう一度、平成25年度の当初予算の概要というのをちょっと見せていただいたんですけれども、大変よく練られているというか、本当に構想を制度化するために大変よくできた予算書であったというふうに、私は改めてこの予算書を読ませていただきました。よくぞここまでよくつくり上げられたなというふうに思うところです。だからこそ、これを成功させるということが大変重要だというふうに思っています。そのためには、やっぱり総合力だと思うんですね。全体でどうフードビジネスの理念というのを県民も含めて一体となって支えていくということが大変重要だと、私はそういうふうに認識しているわけです。

例えば、ちょっと新聞記事で読ませていただいたんですが、6月上旬に新宿高島屋で、35大学の研究室で生まれた食品を披露するイベント、「大学は美味しい！！」というのがあったんだそうです。そこで、秋田県立大の生物資源科学部が研究した低カリウムレタスというのが今注目されているわけですが、それは発想が、腎臓病だが家族と同じものを食べたいという声

に应运って研究を進めていかれたそうです。そしてまた、これは量産化に向けて販売体制を整えたというふうになっています。また、安心してスイーツが食べたい、ダイエット中でもスイーツが食べたいという方にとってみれば——千葉大学大学院の融合科学研究科と地元企業が共同開発した脂肪分が少ない豚肉「ノンメタポーク」、これは、豚の尿やふんのおい対策のために開発した微生物を飼料にまぜたところ、おいを減らすだけでなく、肉中の赤身に対する脂肪分の割合が通常より3割程度減ることがわかったということで、これがまた一つ商品化された。また、高齢者でも食べた後に胃もたれしにくいといって、これは大変好評なんだそうです。6月末には、インターネット通販も始めて、販売体制を順次拡大していくというふうに言っておられます。そして、もう一つは、東京家政大学の方たちが、小麦や卵、乳製品にアレルギーのある子供でも安心して食べられるシュークリーム、ロールケーキをつくったと。こういうふうにして、大学の皆さん方が大学発の食品というのをつくっておられるわけですね。これは大変注目に値すると思うんですね。

私どもと一緒に北海道も採択されているわけですが、北海道に「おたる糖質制限キッチン」というところがありまして、これは大変な人気で、ダイエット中の女性の皆さんは、そこにアクセスして、その品物を取り寄せて、実際痩せておられるというようなことが起こっているわけですね。今、食品のところであれば、いろいろな意味で私たちが開発できるものがたくさんあるというふうに思っています。それは、やはりどこかで発想する人がいないといけないということです。何か感じて、何か、それにヒットするような商品をつくっていく。例えば、私

は、病院食、医療食、これは一つの狙い目でもあるし、ダイエット食というのは、欠かさずこれは狙い目の商品だというふうに思っているところです。ところで、私は、フードビジネスというのは、単に食品業界だけの問題ではなく、宮崎県全体として、これを成長産業化させていくということが大事だと思うので、このフードビジネスを支える人材をどう今後育てていかれるのかということ、まず教育長にお尋ねしておきたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** フードビジネスを支える人材には、潜在的な消費者を含むいわゆる需要者の立場に立って必要とするものを提供するマーケットインの視点を持つことが必要であり、販売活動から生産・製造を振り返り、消費者ニーズをつかんだり、付加価値を生み出したるりする力を育むことが大切だと考えております。そこで、高等学校におきましては、従来の生産に関する学習に加え、県内はもとより、首都圏等の県外における販売実習や流通研修を通してマーケットの動向を把握させ、商品開発に生かすなど、幅広い視点からの学習にも取り組み始めているところであります。さらに、本県のフードビジネスの展開や地域の農産物を使った加工品について学ばせるリーディングスクールとして、来年度、高鍋農業高等学校にフードビジネス科を新設することといたしております。このような取り組みを進め、フードビジネスに関連する知識や技術を習得した本県高等学校の卒業生が、できれば県内に就職し、いや、県外にあっても、本県の発展に貢献できるような人材となることを期待いたしております。

**○井上紀代子議員** 今、教育長の言われたのは、予算書の中で県立高校の6次産業化人材育成事業、これは4校指定されているわけですが

れども、この中身はとてもいいんですよ。私は、この予算書を見たときにも既に評価したところなんですけれども、実はこれは、これにとどめてはいけないというふうに思っているわけですね。県立高校だけではだめなので、私が知事にちょっとお尋ねしたいのは——フードビジネスを推進するには、高校生を含めた人材育成、だから、継続していく、つながっていく、それがずっとつながって行って、理念みたいなのが宮崎県内の中に広がっていくということが重要であるというふうに思っています。それが雇用につながっていくということで、大変大きな力を持つのではないかとこのように思っています。

そういう意味では、私学の皆さんの中に、私が存じ上げている学校では、調理科の皆さんに、英語会話ができるようにずっとそれを指導して、お料理のプレゼンをするとき、お料理を御紹介するときに英語でも紹介ができるように努力されている私学の皆さんもいらっしゃいます。だから、単に調理科といっても、その調理科の中にいろんなおもしろさがあり、そこで発想できるものをどうやって拾い上げていくのかということが大変重要なのではないかとこのように思っています。そういう意味では、県立高校の6次産業化人材育成事業などとせず、フードビジネス推進校の指定みたいな形で、ある意味、高校生の中からそういう人材をどんどん育成していく力を持ったほうがいいのではないかと思います。知事の見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** フードビジネスの持続的な成長を図る上で、御指摘の人材育成は非常に重要な課題だというふうに思っております。生産、加工、販売、それぞれの分野において、

宮崎の将来を担うんだという意欲に満ちた幅広い年代層の人材を育成していくことが、このプロジェクトの成否に大きくかかわってくるというふうに考えております。

このフードビジネス振興構想におきましては、高等学校も含めた人づくりの取り組みというものを一つの大きな柱として取り組んでおるところでございます。実際の具体的な動きとしまして、先日、準優勝した延岡学園の生徒たちが考えたメニューを道の駅で提供するとか、いろんな動きも今あるところでございます。また、フードビジネスを進める上で、もちろん生産から加工、流通ということで、幅広い食関連産業、経済効果というのを担っていきたいと、そこに着目するわけでありまして、さらには、宮崎の食で、日本を、世界を幸せにするんだと、そういう思いでも取り組んでおるところでありまして、地域に対する誇りをも醸成する、そういう取り組みにも結びついていくというふうに考えております。

そのような観点から、公立学校、私立学校を問わず、食品加工や調理など、フードビジネスに関連した専門的な分野の教育を行っております。全ての高等学校とともに、裾野の広い人材育成を図ってまいりたいというふうに考えておるところでありまして、農業高校のみならず、工業科や商業科など、ほかの学科でもどんな取り組みができるのか、教育委員会や私立学校の所管部局とも協議しながら、有効な仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 私は、延学が準優勝したときの知事のコメントが忘れられないんですが、そのときに、競技力向上の指定をしたということは大きな力であったと。あのときの監督さんもおっしゃっていましたが、この生徒たちが

入ってきたときに、既に3年後には甲子園に行くぞということを、しっかりと目標を決めて進んでいったと、それが結果的にそういう効果を生んだということをおっしゃってありました。ですから、やはり教える側の先生方にとっても、そこをしっかりと見据えた上で教えていくかどうかというのは、大きな違いが出てくると思うんです。ここに大きな違いが出る。

だから、今回、私が教育委員会に人材の育成ということについてお聞きしたのは、そういう理念、フードビジネスを産業化して行って、成長産業の核にするんだというふうに宮崎県がやっていくということを明確に言うておられるわけだから、それを支えていく子供たちを育てていこうとするときに、先生方も意識改革をしていただかなければいけませんし、今回、フードビジネスの採択によって、農業の構造改革もしなければいけない。つまり、農家の皆さんのところに新規に企業の方たちが参入することも認めてくださいよということを言わざるを得ない。そういうことも含めて、技術の革新にも協力をいただきたいというふうに言っているわけですね。

そういう意味でいえば、私たちは大きな力で、少なからず自分たちで今まではのみ込めないと思っていたものをのみ込まざるを得ないというところが出てくると思うんですね。ですから、農業者の皆さんにも意識改革をしていただかないといけないし、いろんな皆さんに意識改革していただいて、一丸となってこれを——そして、今回、一番私が好きなプロジェクトの採択の中身というのは、雇用創出というところなんです。ここが安定的に雇用することができるようになれば、これは県民にとって大きな喜び。そして、私たち県議会議員もよく受ける雇

用についての御相談が減っていくことを本当に願いたいと思います。

さきに河野議員の質問のとき、若者たちというお話がありましたが、若者たちがなぜ未来に対して希望が持てないのかというときに、雇用というのは大きく立ちはだかる一つの壁であることは事実なので、そこをクリアしていくことができればというふうに思っております。再度申し上げて恐縮ですが、私としては、フードビジネス推進指定校、こういう気持ちで、今回のフードビジネスの仕上げを人材というところにするとしたら、そうしていただきたいというふうに思っています。大学の研究も大事です。大学の研究も確かに大事なだけけれども、それを底辺で支える子供たちがどんどん大きくなっていくことが大変重要なのではないかというふうに、熱く私自身も思っているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、観光振興について伺っていきます。

私は、前の東京オリンピックのとき、高校生だったので、ショランダーとか、大変ミーハーできゃあきゃあした年代なので、ちょっと心が何かあれなんですけど、東京オリンピックをオールジャパンで盛り上げていくためには、本県の得意とするキャンプとか合宿の受け入れなど積極的にかかわるべきだと思いますが、知事のお考えをお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 前回の東京オリンピック開催のときに生後1カ月だった私も、うずうずしておるところでございます。今回の2020年の開催決定というものは、長引く不況や震災の影響から立ち上がろうとしておりました我が国に、本当に勇気や元気をもたらしてもらったものというふうに考えておりますし、未来への大きな夢であり、目標であり、また希望である。

猪瀬知事は「新たな坂の上の雲だ」というふうな表現をしておられましたが、まさにそのとおりであり、国民全体にとって大きな目標をいただいた、希望をいただいたと思います。

御指摘のとおり、私も、開催地、東京だけではなく、日本全体、オールジャパンで大会を盛り上げて、大会を成功に導く必要があると強く感じておるところでございます。幸い本県は、スポーツキャンプ・合宿のメッカであります。昨年、プロ・アマ含めて、これまでで最高の数のキャンプが行われたわけでございます。また、これまでも、ワールドカップサッカーのベースキャンプでありますとか、男子柔道を初めとします日本代表クラスなどが合宿された結果、国際大会などで好成績を残していただいております。

また、そういう恵まれたスポーツ施設、環境に加えて、今のフードビジネスの展開なり食というのも、これまた大きなセールスポイントとして、直前合宿等の誘致につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、そういった合宿等に伴う経済効果のみならず、やはり観光客というのもありますし、それに向けて宮崎全体として何ができるのかというものをしっかり考えてまいりたい。例えば、道路とか道路標識を外国のお客様向けにしっかり整えていくということ、それから、フードビジネスもそれに向けて新たなものを開発していくということもありますし、県民が少しでも英語も含めた外国語を習得することによって、おもてなしができるようにというようなことを、いろんなそれに向けた取り組みというものを考えて、県を挙げてやっていきたい。まさに、宮崎東京五輪おもてなしプロジェクトというふうなことで進めてまいりたいと思っておる

ところでございますが、合宿についても、ぜひ本県で実施して好成績を上げていただくことで、オールジャパンでの大会盛り上げに本県なりの貢献をしてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、農家民泊のことについてお尋ねしたいと思います。これは見逃せない、うちの観光の一つの大きな柱になるというふうに思っているんですけども、農家民泊の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長に、そして、これを観光振興の大きな柱にすることはできないのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 県内には、西諸県地域や西臼杵地域を中心に、農林漁業者が経営する宿泊施設が124戸あり、年々増加しております。また、教育の一環として、農業体験や調理体験等を取り入れた農家民泊は、年々需要が高まっております。本年度は、8月までの5カ月間で、既に昨年度を超える583名の学生を受け入れております。農家民泊は、地域や集落の活性化に効果の高い取り組みでありますことから、県では、農家民泊開業希望者に対しまして、「農林漁業体験民宿開業マニュアル」等に基づきまして、開業までの諸手続や安全管理・衛生管理等の指導を行っているところであります。今後も、地域の受け入れ体制やネットワークづくりの強化及び拡大に向けて、各地域の受け入れ団体等の行う研修会の開催や誘客のためのパンフレット作成等を支援するなど、市町村等関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 農家民泊につきましては、豊かな自然や地域ならではの資源を生かした新たな観光素材として全国的に注目を集めており、本県におきましても、北き

りしまを初め、各地域で取り組みが広がりつつありますことから、本県観光振興の大きな柱の一つになるものと期待いたしております。このため、県としましては、農家民泊を初めとする体験・滞在型観光を「ゆっ旅」と称して、県内外の一般客向けにアピールするとともに、農家民泊を活用した教育旅行の誘致に積極的に取り組んでおります。こうした中、近年、特にアジアなど海外からの教育旅行等において実績を重ねており、国内からの本格的な受け入れも始まったところであります。県としましては、引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら、農家民泊を生かした観光誘客の促進に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ありがとうございます。北きりしま田舎物語推進協議会、西都市グリーン・ツーリズム研究会、くぬぎの里ツーリズム推進協議会、フォレストピア高千穂郷ツーリズム協会、五ヶ瀬山学校推進協議会、夕日の里づくり推進会議、とても評価できるこの方たちの活動ですよ。これを本当に今後の——一番これからは、体験交流というのは物すごく喜ばれる観光の一つのツールですので、これをぜひ磨き上げをしていただくようお願いしておきたいと思っております。

次は、どこのインターから乗っていただいてもいいんですけれども、北のほうに向かって行くと、川南にパーキングエリアがありますけれども、実は、そのパーキングエリアがめちゃ私のお気に入りなんです。あそこの川南パーキングエリアはおもしろいんです。上下線とも全部乗り入れることができ、そして、その中で、何か上から来た人、下から来た人が、そこでめぐり会ったりしてもいいわけですよ。いろんなことが考えられるパーキングエリアなん

ですね。

実は、会派の調査で、私は刈谷パーキングエリアというところに行ってきました。ここはめちゃでかくて、これは普通の大きさじゃないんです。そこで売られている「えびせんべいの里」では、12億の売り上げをしているぐらいのところ、高速道路からも乗り入れて、そして一般道路からも入ることができてという刈谷パーキングエリア、私はここほどはまだ願ってはいないんですが、少なくとも、あの川南パーキングエリアをそのままにしておくのは、大変もったいないんじゃないかなというふうに思っています。

あそこのちょっとした小さなあれは何だろうと思ったら、実は防災コンテナなんだそうですね。あれが何かちょっと、皆さんが寄っていたり、名産品があったり、川南漁港らしい何かがあったりすると、もっと楽しいのになどつくづく思います。そして、観光情報を発信したり周辺スポットに誘導するような工夫というのがあそこでされるといいなと思っています。なぜかという、高速道に乗ると、実際、車で走ってみるとわかるけれども、なかなかとまれないものです。ずっとそのまま行っちゃう可能性というのはあるわけですね。どこか宮崎でおりてもらいたいわけですよ。私としては、目的はここだというふうに決まっている以外は、なかなかおりていただけないのではないかなというふうに思います。この川南パーキングエリアをもっと有効に活用する方法はないのかということの一つ考えたいと思います。

それともう一つは、私のお気に入りの道の駅は、16ある中で最高にお気に入り、えびの道の駅です。これは人を何人運んだかわからないぐらい、あそこのバイクには、上客にな

るぐらい、ずっと常時行っているような状態です。今度の日曜も、多くの小金持ちと大金持ちをちょっと連れていきたいと思っているんですが、そういうところで、えびのの道の駅というのは物すごくいいですね。鹿児島方面の方、熊本方面の方、宮崎方面の方、みんな入ってこられるわけですよ。その方たちにどうプレゼンしていくのかということ、それも一つ大事ですね。もう一つ、私ども委員会で京町温泉の活性化のためにということで、そこにも行きました。やっぱり京町ってすごくいいですね。温泉はすごくいいです。ということを見ると、いろんなことを今後考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。道の駅は全国でもすごい数あるんですけども、道の駅を一つ観光としての目玉に仕上げていくということは、大変重要なのではないかなというふうに思います。それともう一つは、ここにRV車のRVパークをつくったらどうだろうかというのがあるわけですね。絶対にお金を出していただいて、電源の料金も取って、そして近くの温泉をしっかり活用していただいて、ということができるようRVパークなんかも一つえびのの道の駅につくったらどうだろうか、勝手に私はえびのの道の駅を描いてはいるところなんですけれども、県内のパーキングエリアや道の駅の魅力をもっと高めて、観光に生かしていく必要があると思いますが、商工観光労働部長のお考えをお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 高速道路のサービスエリアやパーキングエリア、また道の駅は、ドライバーなどの道路利用者のための休憩の場であるとともに、道路情報等の情報発信機能などを有する施設として整備されてきております。また、最近では、地域のうまいもの

を初めとした特産品の販売やイベント開催などを通じて、重要な集客拠点の一つとしても見直されており、そのため、地域においては、施設内に観光協会の事務所を併設したり、観光情報の発信機能を強化したりすることにより、訪れた方々を周辺の観光スポットへ誘導する取り組みなどを展開されているところです。さらに、議員のお話にありましたような御提案につきましても、新たな取り組みとして施設の魅力アップにつながるのではないかと興味深く伺ったところであります。県におきましては、道の駅などを拠点とした新商品づくりやイベントの開催、観光PRなどに対する支援を行っているところであり、これらの取り組みを通じまして、地元市町村や観光協会などと連携しながら、地域の魅力向上に努め、県内観光の振興をさらに図ってまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 力の入った答弁をいただきまして、ありがとうございます。私もえびのの道の駅を見たときに、道の駅ってこうあったほうが楽しいかなと思いました。私の自宅の前の御夫婦が神奈川のほうからまた帰ってこられたんですが、必ず道の駅のいろんなところに行っては私にお土産を買ってきていただくんです。私も必ず何か買ってきたら、そこにお土産を差し上げるんですが、あの農産物の楽しさというのは、直売所も楽しいのですが、道の駅の農産物を買って帰るというのも、これもまた一つの楽しみでもあり、地産地消と言いつつも、こんなに楽しみながら地産地消ができるというのは、いい設定の仕方だなというふうに思います。この道の駅をこのまま置いておくのは本当にもったいないなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。



次に、これも私の大好きなテーマなんですが、木質バイオマスについて質問させていただきます。

木質バイオマスを利用するメリットとして、1、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化を防止する、2、製材工場の残材や住宅解体材などのような廃棄物の発生を抑制する、3、エネルギー源の多様化、リスクの分散との意味から、エネルギー資源としての積極的な活用ができる、4番目が、森林は国土の保全や水源の涵養等のさまざまな機能を持っているので、森林がこれらの機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切な森林の整備が不可欠。未利用間伐材等が燃料として価値を持つことができれば、林業経営にも、森林整備の推進にもつながる。5番目が、森林由来の間伐材などの地域の未利用資源をエネルギーとして利用することで、資源の収集や運搬、バイオマスエネルギー供給施設や利用施設の管理・運営等、新しい産業と雇用がつけられる、山村地域の活性化にも貢献する、新たな環境ビジネスの創造も視野に入れて取り組むことができる。これは納得いく内容ではないでしょうか。木質バイオマスの活用は、山村振興と燃油価格高騰対策としても重要な取り組みであると言えます。

そこで、木質バイオマスを安定的に供給して、山元の利益につなげていくために、県はどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 木質バイオマス発電施設等では、林地残材など大量の燃料が必要となりますので、議員御指摘のとおり、これらを安定的に供給する体制づくりや個々の林家に利益が還元される仕組みづくりが大変重要

であると考えております。このため、県では、今年度、林業関係団体や森林組合、市町村などによる連絡会議を2回開催し、供給体制等について意見交換を行いますとともに、事業者等へ効率的な収集運搬の仕組みづくりについて、助言や情報提供を行ってきたところであり、また、山元へ利益を還元することなどを目的に、森林組合、市町村等で構成される協議会が県内全ての地域に設置されましたので、この中で、個々の林家が参加できるような取り組み、例えば、林家が軽トラックなどで林地残材を自分の山から中間土場まで収集運搬し、森林組合などがこれをまとめて大型車両で発電施設に運搬するような仕組みなどについて検討を行うこととしております。県といたしましては、引き続き、助言や情報提供等を行いますとともに、必要となる施設や機械の整備についても支援を行うこととしており、このような取り組みを通しまして、木質バイオマスの安定供給や山元への利益還元につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** また農政水産部長にお尋ねいたしますが、化石燃料に依存した体質からの脱却を図って、安定した施設園芸経営の確立を目指して、木質バイオマス暖房機の導入を今推進されています。木質ペレット暖房機の導入状況、その燃料の確保状況、並びに今後の木質ペレット暖房機の導入計画についてお伺いし、もう一つ、木質ペレット暖房機の低コスト化に向けた取り組みについてもお伺いしておきます。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 木質ペレット暖房機の導入につきましては、本年度から、重油暖房機並みの価格で導入が図られる支援対策と、県内のペレット製造工場で製造された木質ペレットの供給体制の構築を一体的に取り組み

始めたところであり、今年度は、新たに30台を超える導入が予定されているところでもあります。今後とも、暖房機の導入を支援するとともに、県内の林地残材等を原料とした木質ペレットを燃料として使用する「エネルギーの地産地消」サイクルの安定化に向けて、関係者と一体となった取り組みを早急に進めるなど、平成29年度までの累計500台導入を目指しまして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重油暖房機に比べ価格が高い木質ペレット暖房機の導入・定着を図るためには、その低コスト化が非常に重要な課題であると認識いたしております。このため、県では、県内の木質バイオマス暖房機の関係機械メーカーで構成されます団体を通じまして、低コスト化に向けた研究・開発に取り組んでいるところでございます。今後とも、木質ペレットの安定確保とあわせて、暖房機の低コスト化を図りながら導入を進めまして、化石燃料に過度に依存しない施設園芸の生産体制の確立に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 農政水産部のこの取り組みは、環境森林部の大きな大きな応援になるというふうに思います。ここは外さず、ぜひ徹底してやっていただくといいと思います。山元の皆さんが、新たな盛り上がりというか、そういうものを見つける可能性というのは非常に高いと思います。これから宮崎県も、木質バイオマス発電所というのが、今準備されているのがだんだん稼働していきますが、問題は、木質バイオマスの燃料をずっと安定的に確保することができるかどうかということだと思いますので、そこについても、十分な知恵を出していただきながら、木質バイオマスについては十分に取り組んでいただきたいというふうに要望しておきた

いと思います。

続いて、男女共同参画社会づくりについては、前回ちょっと女性と防災の問題についても、皆様方に提起させていただいたところなんです。そして、政策的な決定をする場所にも女性がもっといなくてはいけないのではないかということについても、皆様方に提起させていただいたところなんですけれども、今回ちょっと時間の関係で、そこは全部割愛させていただいて、後々、また11月にやりますので、そのときにしっかりとやらせていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、教育問題についてお伺いいたします。

地方の教育委員会を廃止するとの議論が中央教育審議会が始まっています。文部科学省の諮問によれば、自治体の教育行政の責任を、これまでの教育委員会から自治体の長が任命する教育長へ移す方針のようです。この諮問の背景には、御存じのとおり、大津市の自死事件があり、現在の教育委員会制度では、教育行政の権限と責任の所在が不明確で、地域住民や保護者の意向を十分に反映していないので、責任体制を確立したいとの改革案が出てきたと報道されています。しかしながら、本年1月に出された大津市長のもとに置かれた第三者調査委員会の報告によれば、中学生の自死に関し、大津市の教育委員の方たちへ必要な情報が伝えられておらず、教育委員会の意思決定の権限と責任があるにもかかわらず、委員はらち外に置かれていたとあります。そこで今行われている中教審の議論は、課題の多い教育現場の課題解決に本当になるのでしょうか、私には大津市の教訓が生かされての議論なのだろうかとの疑問が残っています。まず、教育委員会制度について、教育

委員長のお考えをお伺いいたします。

**○教育委員長（近藤好子君）** 本県におきましては、現行制度の中で、教育委員が定例会等におきまして、それぞれの見地から活発に意見を出し、十分な議論を行うとともに、教育委員が設定したテーマによる勉強会や学校現場の訪問、市町村教育委員会との意見交換などに積極的に取り組んでいるところであります。一方で、議員のお話にありましており、国におきましては、これまでに発生したいじめや体罰の問題等から、中教審での審議がなされているところであり、真摯に受けとめなければならないと思っております。私といたしましては、どのような制度のもとでも、しっかりと職責を果たしていくことが何より大切であると考えております。また、今行われております審議が、子供たちの未来につながる、よりよい教育行政となるよう、十分な検討をお願いしたいと考えております。また、私は、7月に行われました全国都道府県教育委員長協議会におきましても、今申し上げました私の考えにつきましては伝えてまいりました。

**○井上紀代子議員** 大津市の事件から教訓として学ぶとするなら、宮崎県教育界の現状、子供たちの状況について、適切に情報を教育委員が把握されているかが重要だと私は考えています。定時制高校にいられていた西都市の70代のおばあちゃん生徒は、入学の動機を「不登校になって傷ついた子供の話し相手にでもなればいいな」と話してくださいました。不登校、中退生、ひきこもりの子供たちはどこへ行けばいいのでしょうか。どこに心を受けとめてくれる場所があるのでしょうか。通信制の生徒という名前で残っている子供たちはどうしたらいいのでしょうか。生活保護世帯の子供たちの学習支

援は、そしてまた、障がい児の皆さんの教育はどうしたらいいのでしょうか。つまりは、我が県の子供たちの現状をしっかりと見据えて教育行政が行われる必要があります。時としては、保護者や住民の声を直接聞く、校長会等を開催するなり、教育委員の自立が教育界の課題解決に大きな力となり得ると思います。教育委員の皆様への確かな情報は本当に十分に伝わっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育委員長（近藤好子君）** 私ども教育委員が、教育に関する基本方針を初め、さまざまな施策などを決定するためには、必要な情報の把握が何より大切だと考えております。そのため、私ども教育委員が課題を感じていることに取り組んでいる県内外の教育現場の視察などには、事務局の担当職員と一緒に視察をしております。そして、その機会を通してコミュニケーションを図り、事務局には、私ども教育委員が日ごろから何を課題に感じて、子供たちに対してどういう思いを持っているのか、また、事務局職員からは、その取り組みに対する説明、それから、その取り組みに対する事務局の思いも聞いております。そのようなコミュニケーションを図ることを通して、私自身は、教育委員と事務局職員の信頼関係は築けていると実感しているところです。その関係を基盤にしまして、必要な情報に関しましては、適時適切に、緊急を要するときには、休みの日であっても、時間外であっても報告を受けております。

**○井上紀代子議員** 定時制・通信制の生活体験発表会というのがありますが、毎年、教育委員長にはおいでいただき、また、ほかの教育委員の皆さんもおいでいただき、そういう意味では、じかに自分たちで情報を得ようとされている姿には私は敬服しておりますので、宮崎県の

教育委員会は本当に大丈夫だなというふう  
に思っているところです。

次に、高校の再編整備のことについては、常  
に私は、少子化の影響等もありますので、大変  
気がかりに思っております。職業系の専門校が  
あったわけですが、それは総合制の専門  
校になっておりますが、その現状と評価を、教  
育委員長、そしてまた、教育長にお尋ねしま  
す。

**○教育委員長（近藤好子君）** 私は、総合制専  
門高校の一つである小林秀峰高等学校を視察い  
たしました。そこでは、農業、工業、商業、福  
祉という専門分野の違う学科が、それぞれの専  
門学科の学びをしっかりと深めるとともに、例  
えば、農業科の生徒が生産する、その土づくり  
から、経営情報科の生徒と一緒に活動する、そ  
れを踏まえまして、でき上がった農産物の商標  
を経営情報科の生徒が考えて販売するなどの取  
り組みの報告をいただきました。このように、  
総合的な産業系の学びの中では、他の職種への  
理解、他の職種とのつながりを感じることがで  
き、次の展開を探求できる学びの形が進めてい  
けるのではないかという期待を持っておりまし  
し、先ほど話題にもなっておりました、フード  
ビジネスを支える人材育成にもつながるものと  
感じております。また、生徒数が確保できる  
ということは、学校行事にも活気が生まれます  
し、部活動あるいは教科を選択する際にも生徒  
の希望に沿った選択ができるなど、よりよい教  
育環境の提供につながると考えております。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、総合制専  
門高校として、日南振徳高等学校、それから小  
林秀峰高等学校、2校を開設いたしております。  
両校は、農業、工業、商業、福祉の4つの  
専門学科を適正規模の専門高校にするというこ

とで統合し、生徒が減少する中ではあるん  
ですけれども、魅力と活力がある、そういう学  
びの環境を提供したいということで、地域の子  
供たちに提供するため設置いたしました。これ  
らの学校では、それぞれの学科の専門性を重  
視しながら、実践的な知識・技術を身につけ  
させるとともに、例えば、商業科の生徒が工  
業科の指導を受けて電気工事士の資格を取  
る、販売にもつながっていくと、それから、  
農業科と商業科の生徒が、先ほどのフード  
ビジネスではありませんけれども、新たなド  
レッシングの開発、製造、販売に取り組むなど  
、異なる学科の生徒と一緒に学び合う姿と  
ともに、学科間で競い合う姿など、他校で  
は見られない特徴が出てきているところであ  
ります。今後とも、よき特徴が一層引き出  
されるように、学校を指導してまいりたい  
と考えております。

**○井上紀代子議員** 学校は今、大変な状況  
というか、生徒たちも大変だけれど、先生  
たちも大変というような状態に陥っていま  
す。実際、すぐれた人材を確保するため  
に、教員採用選考試験においてどのような  
取り組みが行われているのか、教育長に  
お尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、高  
い使命感を持つとともに、実践的指導力  
があり、人間性豊かな教員を採用したい  
と考えております。そのため、採用試験  
では、筆記試験や実技試験に加えて、例  
えば、指導になかなか従わない生徒に  
どう指導するかというのを場面指導でや  
ってもらうのですが、場面指導とか模擬  
授業、集団討論、個人面接を行うととも  
に、民間の方に面接員をお願いし、多  
面的な評価もいただいております。本年  
度は、特に筆記試験において、単なる知  
識じゃなくて、生徒に指導するとき  
にどう指導するかという答えを書い

てもら、そういうのをふやすとか、人物重視の観点から、個人面接の時間の延長や質問内容の工夫を行ったところでもあります。そのほか、スポーツ・芸術分野等におけるすぐれた人材の確保や障がい者雇用の観点から、特別選考試験も実施いたしております。今後とも、採用試験のさらなる工夫・改善を図り、本県教育の将来を託すことができる人材を採用したいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、平成23年度衛生行政報告によりますと、人工妊娠中絶件数は全国で20万2,106件で、宮崎県は1,991件です。内訳は、10代が235件、20代が650件、30代が858件、40代が166件となっています。中絶の理由というのは、性の乱れによるものだけでは絶対はないというふうに私は認識しています。妊娠中に恋人に逃げられたり、夫がリストラに遭って貯金が底をついてしまったり、事情はさまざまです。そして、残念ながら、日本では、生まれてからの育児に対する支援はありますが、妊娠した女性、特に望まれない命を宿した女性への公的支援は皆無です。つまり、今回、男女共同参画社会づくりについて私が取り上げたかったのは、男女とも男女の関係性というのがしっかりと学ばれていなければ、本当にもっと優しい関係でこの社会の中で生きていくことはできないということを、執行部の皆さんにお訴えをしてきたかったわけです。だからこそ、もちろん学校における性に関する教育を取り組まれることもわかっていますが、性の問題というよりも、命の問題として取り組む必要性というのがあるというふうに思っているところです。それについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 性に関する教育とい

うのは、生命のとうとさを基盤とした教育であると考えております。その指導に当たっては、中高生という若い世代が一人で悩むことがないよう、そして、かけがえのない命を大切にすることを実感させることが何よりも重要であると考えております。そのようなことを踏まえて、学校におきましては、保健体育の授業や学級活動の時間などを中心に、教育活動全体を通して、県教育委員会が独自に作成いたしました指導資料「かけがえのない大切な命」を積極的に活用しながら、指導に取り組んでいるところであります。また、県教育委員会では、性に関する悩みを持つ子供たちがメールや電話で専門医に直接相談できるよう、相談先を記したカードなどを、全ての公立学校や図書館、公民館等に配布し、その周知を図っているところでございます。今後とも、そういう関係機関と連携をとりながら、しっかりと指導を努めていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今度、男女共同参画センターも、しっかりと私も調査させていただきまし、各市町村が持っている女性相談所についても、ちょっと調査をさせていただきました。その中で、やはり相談するとき、どこかに相談する場所がある、自分の思いを受けとめてくれるところがあるということは、とても大事なことなんですね。学校での教育の中にそれをぜひ取り入れていただきたいというふうに思っています。実際、相談者がどういう形で相談する場所を見つけるかという、以前相談したことがある人からお話を聞くとか、先ほど言われたような広報物を見るとか、そして、もう一つはウェブなんですね。ウェブにひっかからなかったら、絶対にそこではそれ以上わからないということなんですね。

私が感心しましたのは、国富町という町が、自分のところには女性相談所はないけれども、国富町を引くと、国富町の中にしっかりと女性相談所というので、宮崎県の参画センターや相談センターを紹介しているという状態にあります。

ぜひ、どこかにあなたの声を待っている人がいるんだ、あなたを受けとめる人がいるんだということを、学校教育の中でも伝えていただき、そのことを男の子にも女の子にもしっかりと植えつけていただきたいというふうに思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 30万キロ走ろうとする乗用車が故障いたしまして、ツーシーター、俗に言う軽トラックできのうときょう参りましたが、軽トラックで高速道路を走るのもこれまたおつなものであります。最後の質問になりました。できるだけダブらないようにしたつもりですが、おつき合いをいただきたいと思います。

最近、「フェールセーフ」という言葉をよく耳にするようになりました。意味は、装置、システムにおいて何らかの誤操作、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に制御すること、またはそうなるような設計手法で、信頼性設計の一つであります。装置やシステムは必ず故障するということを前提にしております。ずっと昔、自動制御システム設計をしていたときに、まず一番に教えられたのがこの言葉でありました。例えば、自動車であればどんな故障であれ安全に停止しなければならないし、そうさせることがフェールセーフであります。ただ

し、飛行機の場合はエンジンを停止させると墜落してしまいますので、しばらくは滑空し無事に着陸できるものでなくてはなりません。車とは多少設計思想が異なります。そこで福島原発事故について考えます。核分裂等の難しいことはわかりませんが、想定外の事故であったとはいえ、フェールセーフの観点からすれば、原発が安全に停止できず放射能を拡散させてしまったことは、まことに残念なことであります。国を挙げて、今は一刻も早い収束に向けて全精力を傾注すべきときであると考えます。先月、福島県南相馬市小高区の居住困難地区を訪問して改めて強く感じたことであります。

それでは質問に入ります。スポーツ振興についてであります。

延岡学園の準優勝は、我々県民に多くの夢、感動、元気、勇気、そして希望を与えてくれました。3,957校の第2位、大快挙であります。改めましてお祝いを申し上げます。「念ずればかなう」と申しますが、今回ほどこの言葉を実感したことはありません。実はこの夏、私の地元でもう一つ、「念ずればかなう」を実感したことがありました。あるスポーツ少年団野球チームが県大会で優勝、念願かなって4年ぶりに東京の神宮球場で開催の高円宮・マクドナルドカップ全国大会に出場できたのであります。甲子園出場とは比較になりませんが、地元関係者にとっては大きな喜びでありました。そのチームはブルースカイといますが、運命のいたずらというべきか、不思議なことに、延岡学園のエース横瀬投手が実はこの少年団チームの出身であったのであります。

さて、甲子園の決勝戦、優勝まであと一歩のところまで迫りました。監督を中心に選手たちは本当によく頑張ったと思います。心からエー

ルを送りたいと思いますが、あと一步、知事の公約、甲子園優勝まであと一步のところまで上り詰めてまいりました。知事にお尋ねいたします。甲子園優勝まであと一步であります、今後に向けた知事の決意をお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

甲子園優勝に向けての取り組みということでございます。私も今回、実際、準決勝、決勝と、教育長、また福田議長とともに甲子園のアルプススタンドから応援をさせていただいたわけですが、延岡学園の野球部が甲子園で見せてくれた勇姿というものは、多くの県民に感動とともに元気や勇気を与えていただいたものというふうに考えております。

この甲子園に向けての県大会予選、その開会式におきまして、甲子園の優勝というものを富士山に例えて生徒たちに話をさせていただきました。富士山の美しい姿というのは、頂点、雪をいただいた頂は美しいんですが、その裾野も三峰型のすばらしい形があってこそ富士山の魅力があると。甲子園の優勝に向けた取り組みで、その裾野は十分に今までつくってきた。いろんな形で蓄積はある。後はもうトップに立つだけだということをお願いしてきたわけでございます。登山に例えて言うと、48年ぶりのベスト4進出、いわば8合目に到達したわけであり、歴史の重い扉を開いていただいたわけですが、頂点まであと一步という9合目まで新たな歴史の1ページを築いていただいたのではないかなというふうに思っております。これは、高校野球に携わる関係者、そして今から目指そうという子供たちも含めて、大きな刺激、そのほかのスポーツ、またそのほかのいろ

んな県民に与える元気というものは非常に大きかったように思っておるところでございます。甲子園、これまで夢物語の夢であったというようなイメージもあったかもしれませんが、それが実際に手が届くんだ、現実的な目標になってきたのではないか、その意識の変化というのは非常に大きなものがあろうかというふうに考えておるところでございます。

また、今回、初優勝というタイトルは逃したわけですが、初優勝というタイトルを得るチャンスというのが、実は今、県下全校にもたらされたこと、チャンスなんだという思いで、よし次は自分たちがという、これも励みになっているのではないかなというふうに思っておりますし、また、これまで指導者の問題もいろいろ言われてまいりました。「県外から立派な指導者を連れてこなきゃいけないんじゃないか」、それから「1つの高校に優秀な生徒を集めなきゃなかなか勝てないんじゃないか」、そんなことを言われたんですが、実は延岡学園の今回のベンチ入りメンバーのうち県外は5人でありまして、たしか4人が大分、1人が京都だったというふうに思っております。そんなに全国各地から集めてきたというチームではなしに、まさに、三股も含めて串間だとか地元の選手を中心にこれだけの成績を得ることができたのは大きな自信になるというふうに考えております。今後とも、この美しい頂を目指して、関係者一同、総力を結集して取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上であります。

[降壇]

○蓬原正三議員 前回は言霊という言葉が使われましたけれども、その言霊が響いたのかなと。出身地は串間だったり日向、延岡の選手が多かったように思っています。

教育長にお尋ねいたします。あと一步のために今後はどうすればいいのか、何をすればいいのか、いわゆる知恵を絞らなければならないときであります。予算も含めて今後どのような強化に取り組んでいくのか、教育長のお考えをお聞かせください。ただ、あと一步の難しさは、スポーツをする者であるならば誰もが知るところでもあります。よろしく申し上げます。

**○教育長（飛田 洋君）** 昨年度から甲子園優勝という明確な目標を掲げ事業に取り組んでおりますが、2年目のことし、延岡学園高等学校の準優勝という大きな成果が出たことを、本当にありがたいと思いますし、喜んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、その甲子園準優勝の感動が覚めやらぬ中、今月の3日、県の高校野球連盟、県の中学校体育連盟などと強化対策会議を行い、これまでの事業の検証を行ったところであります。その中で、中高連携のより一層の推進や指導者の資質向上などの強化策について、早速検討いたしましたところであります。今後も、このように関係団体等との連携をさらに深め、夢から、もう一步で手が届くようになった目標に変わった甲子園優勝の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、実況中継についてであります。サンマリスタジアムの1回戦から準々決勝までの全試合がケーブルテレビで実況中継されました。準決勝はNHK、決勝はNHKとMR Tの放送であります。聞くところによると、このケーブルテレビによる実況中継は平成21年第91回大会から始まりました。ケーブルメディアワイワイと宮崎ケーブルテレビの2社でつくる宮崎県CATV高校野球中継実行委員

会の御厚意によるもので、サンマリスタジアムの第1回戦から3回戦までの全試合が放送されました。実行委員長の久嶋寛ケーブルメディアワイワイ代表取締役専務は、「勝ち残って脚光を浴びるチームよりも、努力しながら残念にも負けてしまったチームの勇姿を多くの人たちに届けたい。この中継が高校球児の自信と励みにつながり、宮崎県のスポーツ振興、地域活性化につながれば」との談話を残しております。翌年22年は口蹄疫が発生、全試合が無観客試合となりました。そこで今度はBTVケーブルテレビも加わり、「県内経済は深刻な状況だが、こういうときだからこそ高校球児のひたむきに頑張る姿を見てほしい」との思いで、準々決勝までの28試合の生中継が始まったのであります。中継機材はMR Tが担当し、実況はMR Tアナウンサーが務めておられます。

さてそこで、そもそもの中継の始まりはケーブルテレビ各社の御厚意によるものではあります。惜しむらくはアイビースタジアムの試合が放送されていないということでもあります。試合の実況生中継は、選手はもちろんであります。父兄や地域の人々にとって大きな励みになることであり、さらには県全体の優勝への機運醸成にもつながることでもあります。そこで、教育長にお尋ねいたします。甲子園優勝の機運を高めるために、夏の甲子園大会県大会を全試合テレビで放映することは一つの大きな手だてであると思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 報道各社におかれましては、映像だけでなく紙面等による情報発信を通じて、県内のさまざまなスポーツの振興に多大なる御尽力をいただき、選手や指導者、関係者の大きな励みになっております。現在、



夏の甲子園県大会は、サンマリスタジアム宮崎での全試合がテレビ放映をいただいているところでございます。この1回戦からのテレビ放映というのは、先ほど議員が御紹介いただきましたように、勝敗にかかわらず高校球児のひたむきに頑張る姿を見てほしいという関係者の皆様の熱き思いによるものであります。この思いは、高校球児にとってどれだけ励みになったものかと考えているところであります。これらのごことにより本県の高校野球のレベルアップが図られ、あえて言わせていただければ、延岡学園高等学校の準優勝にもつながったのではないかと考えております。今後も関係機関と連携し、報道各社から御協力をいただきながら、甲子園優勝に向けて機運を高めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ちょっと話飛ばしまして、東京オリンピックに入ります。東京オリンピックの開催が決定をいたしました。恐らく国のプロジェクトとして選手強化策が始まると思いますが、県はどのようにこのことに対応していくのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 国は、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を受け、スポーツ行政を一元的に担うスポーツ庁を創設し、本格的な選手強化策等について検討に入るようであります。県教育委員会といたしましては、今後の国や日本オリンピック委員会等の動向、どんな予算がつけられるのかとかいろいろな情報が入ってくると思いますが、そういう動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 東京オリンピックは7年後であります。今の小学校高学年、中学生、高校生がちょうど出場対象年齢になります。東京オリ

ンピックで活躍するような選手を、本県としてもぜひ育成したいものであります。教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 本県の選手の競技力向上を図るために、指導者の養成・確保や選手の育成強化、メディカルサポート体制などの環境条件をさらに充実させることが重要と考えております。今回、オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定されたわけでありましたが、本県としましても、7年後の主役となる小・中・高校生を対象とした若き未来のエースを探し伸ばす事業、この事業をタレント発掘事業と言っておりますが、それに取り組むことによって、小中高一貫指導体制の充実を図ることにより、世界の大舞台で活躍した郷土の先輩、柔道の井上康生選手や水泳の松田丈志選手に続くトップアスリートの育成に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 知事の公約は野球の甲子園優勝であります。本県の競技力向上のためには、他の競技の全国大会優勝も目指したいところでもあります。意外と優勝に近いところに女子スポーツがあるのではないかと、そんな気がします。例えば女子サッカー、「やまとなでしこジャパン」ならぬ「ひむか日向かぼちゃ宮崎」で頑張ってみるのもおもしろいと思います。そして女子のソフトボール。競技力向上のための高校女子スポーツの強化について、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 本県の女子スポーツ界では、今、議員に御紹介いただきました競技も本当に素晴らしいと思いますが、それらに加え、例えばゴルフ競技において、本県高校生が日本代表選手として世界大会優勝、それから、ウエイトリフティング競技における全国高校選

手権大会優勝など、さまざまな競技で活躍する姿が見られるようになってまいりました。県教育委員会といたしましても、今後も高校女子スポーツの強化を図るため、現在、全国的に高い競技成績を上げているカヌー競技とか、先ほどありましたソフトボール競技などで取り込まれている、学校の枠を超えての合同合宿とか合同練習会などをモデルにしながら、競技団体と一体となった組織的、計画的な選手育成に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 時間が押しておりますのでどんどん参ります。テレビ放映に話を戻します。教育長の全試合放映についての答弁は、今後も関係機関と連携し、報道各社の御協力をいただきながら機運を高めていきたいとのことですが、将来的には全試合が実際にテレビで放映されるようになるといいと思いますが、具体的にどうされるか、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 全試合のテレビ放映というのは、私もそうですが、県民の皆様どなたもそんな願いを持っていらっしゃると思っております。かつては決勝と準決勝のみのテレビ放映であったと思いますが、先ほども御紹介がありましたが、平成21年から、議員がおっしゃったとおり、1回戦から3回戦の試合も可能な限り放映していただく。それから22年からは、関係各社の御努力により準々決勝までの試合も放映いただき、段階的に放映する学校をふやしていただいているところでもあります。私もそう思うんですが、どんどん段階的に放映がふえていったということは非常にありがたいところでありまして、現在、全試合放映されていないということは、いろんな御事情もおありだと思います。何らかの機会に、またそんなお話をしてみたい

と考えております。

〔「何らかの機会じゃいかん」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議員 「何らかの機会じゃいかん」という声が出ていますが、具体的にお話をしていただかないと話が進まないと思っております。都城は鹿児島のテレビが3社映ります。昔から鹿児島はやっています。(「熊本も」と呼ぶ者あり)熊本もやっているそうです。ですから、そういうところは宮崎県のベースとして、先ほど富士山の裾野の話がされましたけど、裾野の広がり、裾野がさらに広がって強さにつながっていくんだろーと思っておりますから——知事はずっとうなずいておられますが、予告はしていませんけど、もし感想があれば何かおっしゃっていただいても結構ですが、どうですか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり大変励みになるというふうに考えております。それがいろんな底支えになるのではということであれば、関係者に話をしてみたいというふうに考えております。

○蓬原正三議員 ぜひ話をですね。名前は言いませんけど、恐らく宮崎県は株主になっているはずですから、そのあたりもよく調べていただいて、お願いを申し上げたい。中継機材にお金がかかるとかスタッフが要るとかいろいろあるそうです。聞きました。聞きましたけど、恐らく後ろにいらっしゃるマスコミの皆さん、うなずいていらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、これがまさしく県民総力戦だと思いますから、一緒にお話をしていただくとありがたいと思っております。

次に、部活動のけが対策についてです。

ある親御さんから、武道の必修化を前にセカンドインパクトシンドロームの言葉を聞いてお

りましたところに、8月21日、朝日新聞の1面トップに、「部活で頭部大けが、年500件」の記事を目にしました。記事の内容を要約すると、「中学、高校の部活動中に、治療が必要なけがが年26万件起きていることが、日本体育協会の研究班の調査でわかった。骨折は7万5,000件、治療費が月10万円以上かかった頭や首の重いけがも約500件、命にかかわる深刻なけがも少なくないことから、研究班は予防指針づくりに乗り出した。サッカー、野球、バレーボール、バスケットボール、ラグビー、テニス、剣道、柔道、体操、水泳、陸上競技の11競技で分析したもので、部員数をそろえた発生頻度ではラグビー、柔道、体操の順に多かった。頭のけがでは脳震盪が最多で全体の4割近い。救命率が5割以下とも言われる急性硬膜下血腫なども年間約50件あった。脳震盪は一般的に5日から10日で軽減するが、回復しない段階で再び打撃を受けると致命的な脳損傷につながることもある」。これが先ほど言いました、いわゆるセカンドインパクトシンドロームのことだと思います。研究班の福林早稲田大教授は、「部活動での予防の取り組みは不十分で、早急な対策が必要だ」と話したというものであります。また先日は、「神奈川県立高校で部活動中に倒れ脳障害、8千万円で和解へ」の報道もありました。学生、生徒の安全のみならず指導の先生方のためにも、本県として早急な対策が必要であります。日本体育協会の予防指針完成を待つてはおられません。以下4点ほど、教育長並びに総合政策部長にお尋ねいたします。

本県の運動部活動中のけがの状況はどのような状況なのか、教育長お聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 本県の私立学校も含めた中学校、高等学校における運動部活動中の

けがの状況につきましては、3年間さかのぼって調査をしてみました。けがの件数については、年ごとの変化があって若干の増加はありますが、命にかかわるような重篤なけがはまず起こっておりません。それから、平成23年度と24年度のけがの件数を平均して申し上げますと、中学校では2,684件で、1つの部で見ると年間平均約1.8件起こっております。また、高等学校では1,714件で、1つの部活動で見ますと年平均約1.7件となっております。けがの状況を種目別に見ますと、けがの発生には、競技人口が多いとか、あるいは運動の強度とか身体接触などいろんな特性がありますので一概には言えませんが、24年度は、中学校ではバスケットボール、サッカーの順に多く、高等学校ではサッカー、野球の順になっております。

○蓬原正三議員 次に、運動部活動中におけるけがに対してのこれまでの対策、どんな対策を講じてこられたのか、教育長お願いします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、毎年、中学校、高等学校の運動部活動指導教員及び保健体育担当教員を対象として、安全に十分配慮した指導方法について研修を行い、けがの予防に努めているところであります。また、運動部活動では、教員だけじゃなくて外部の指導者にも協力をいただいておりますことから、医療関係者等を講師として招き外部指導者研修会を実施するなど、安全管理に関する研修を行っているところであります。

○蓬原正三議員 これまでの対策を聞いた後は当然、今後どういう対応をとりますかということになるわけですか、早急な対応が必要と考えます。今後の対策についてお聞かせください。教育長。

○教育長（飛田 洋君） 運動部活動における

けがは若干増加しているということもあります。さらなる対策が必要であると考えております。県教育委員会といたしましては、けがを未然に防止し、より一層安全な部活動とするために、引き続き、先ほど申し上げましたような各種研修会を実施してまいりたいと考えております。今後はさらに、文部科学省が本年5月に示しました、運動部活動での指導のガイドライン等を十分活用し、学校全体としての万全の体制がつけられるよう、指導・支援に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 部活動中のけがへの対策は、私立学校においても同様に必要なことであります。県としてどのような対応をされているのか、総合政策部長お聞かせください。

○総合政策部長(土持正弘君) 運動部活動は、学校教育の一環として重要な役割を果たしてきたところであり、運動部活動中のけがについても、各私立学校に対しまして十分な安全対策を要請しているところでございます。また、安全対策に係る文部科学省からの情報を随時提供いたしまして、ただいま教育長のほうから御紹介がございました、文部科学省の定めました運動部活動での指導のガイドラインに基づく研修を実施しているところであります。今後とも、私立学校の運動部活動におけるけがの防止対策の促進に、県教育委員会とも連携をしながら努めてまいりたいというふうに考えております。

○蓬原正三議員 私立の場合は、多少公立とはやり方、勝手が違うかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長に一言意見を申し上げておきたいと思ひます。2,000以上ある部活のけがの状況について把握するのは本当に難しいと思ひます。今回

は、残念ながら把握は余りできておりませんでした。2,000以上ありますが、できたら、ある程度の基準以上のけがについては報告していただくとかそういうことがあってもいいのではないのか、実態把握に努めていただくようお願いをして、次に移ります。

方言についてであります。

J Aグループ鹿児島は、県内どこでも使える総合ポイントカードのサービスを始めるそうあります。愛称は「J A D D O (じゃっど)」、鹿児島弁で肯定的な意味合いを持つ「じゃっど」とJ Aをかけ合わせたものであります。都城盆地ほか西諸、えびの地方の方々にはよく御理解いただける言葉であります。特に中野一則議員には御理解いただけると思ひます。先日、モンゴルから来た留学生に、最初に覚えるべき方言として、たまたま「じゃっど」を教えたばかりでした。どうやって英語で教えようか、片言の英語で、「I think so, too. That is the point. I cannot agree more.」——知事、これでよかったですでしょうか。うなずいていただきました——そう説明しまして大笑いをしたところでした。

そして翌日、8月31日だったと思ひますが、読売新聞に「方言、見直される価値」と題した編集記事を目にしました。東京女子大教授で方言学、社会言語学が専門の篠崎晃一氏に方言の現在を聞いたものであります。「共通語と方言はうまくすみ分けていますか」との問いに、「話し手が場面に応じて共通語と方言をうまく切りかえてコミュニケーションをとれるようになってきた。その背景には帰属意識のよりどころとして方言の価値が見直され、共通語と対等のもので意識されるようになったことがある。方言教育の重要性が言われるのも、単に言

葉を学ぶというより地域の文化を学ぶということだろう。地方の時代に、生きた言葉としての方言はしっかり残っていくと思う」と答えております。

そこで、教育長に3点お尋ねいたします。新規事業に、次世代につなぐ「みやざきの言の葉」継承事業がありますが、事業の内容についてお聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 次世代につなぐ「みやざきの言の葉」継承事業は、神話や民話などの本県ならではの豊かな言語文化を次世代に語り継ぐことを目的として取り組んでいるものでございます。この事業は、昨年度、県教育委員会で作成した県内の神話や民話を集めた冊子、「みやざきの言の葉」という冊子ですが、その冊子と音声化したCDを活用して、本年度より西都市、日南市において、神話や民話を語り継ぐ専門家を養成する語り部養成講座や、子供に神話や民話を理解させるための講座等を開催するものであり、今済んだ分で、これまでに延べ389人の参加をいただいております。語り部養成講座に参加された方からは、「声に出して語り伝えることがこんなに楽しいものかと思った。自信を持って語りたい」、また子供たちからは、「古事記にある神話の地が宮崎ということを知って、とても誇りに思っている」などの感想が出されており、この事業が、郷土に対する愛着や宮崎県人としての誇りを持つことにつながっているものと感じております。

**○蓬原正三議員** 「あまちゃん」で方言が注目を浴び、都市部では若い世代を中心に、方言で遊ぶブームが続いているようであります。方言コスプレなどと呼ばれ、例えば、「なんでやねん」で笑いを取り、「何々ぜよ」「何々でござす」で幕末の志士っぽさを醸し出す。これは、

今までとは違う自分を演じてみたいとか、非日常の模索、あるいは閉塞感の打破、そういうものとマッチしているのだとの解釈であります。今回のブームは割と広い世代に浸透しており、メールから日常会話にまで広がっており、自分の故郷の方言を模倣される側も、方言のブランド化としてプラスに受けとめているようでもあります。方言復活の兆しなのかもしれません。さて、そのような中、篠崎教授は「方言教育は文化を学ぶこと」と述べているわけですが、方言に対する教育長の御見解をお聞かせください。私は10数年前にも、当時の笹山教育長、松形知事、外山教育委員長に質問いたしまして、特に知事には薩摩弁というよりえびの弁で、教育委員長には抑揚の大きい独特の都城弁でお答えいただいたことが強く印象に残っております。お願いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 共通語と方言を私たちが着ている服に例えますと、共通語は改まった場で着る、いわばよそ行き、外出着の言葉であるのに対し、方言は、何も飾らずに本音で話せるふだん着の言葉というふうに思います。また、方言は、地域に深く根をおろし、地域の文化や風土を懐かしさをもって映し出す言葉であるとも考えております。県外から宮崎に帰ってきたときに、どこからともなく宮崎の方言が聞こえてきますと、何だかほっとした気分になります。東京の大学に行った私の友人がこんな話をしてくれました。「寂しくなると入場券を買って東京駅のホームに行く」と言うんです。「どこに行くとや」と聞いたら、年配の方は御存じでしょうが、「高千穂」という急行列車が着くホームに行って宮崎の人の言葉を聞くという話をしてくれました。そのことは、まさに方言がふるさとの言葉であり、地域のよさや味わい

を実感させてくれるからだと思います。方言を大切にすることは、その背景にある文化や伝統を尊重することでもありと考えておりますので、ふるさとに伝えられている方言が、いつまでも消えることなく大切に引き継がれていくことを願っております。

**○蓬原正三議員** 教育長の言葉も抑揚があって独特でおもしろいと聞いておりました。方言復活の兆しと言いながら、現実にはお国言葉、お国なまりは徐々に失われつつあります。過去、標準語普及を推進する中で、方言撲滅、方言を話すことは恥ずかしいことといった教育が行われたことも問題であります。方言を話すことは恥ずかしいことではなく、郷土の誇りとして堂々と話し、残す努力をすべきものと考えます。現行学習指導要領では、「共通語と方言の違いを理解し、必要に応じて話すこと」となっていると聞いております。つまり国内2カ国語を話せるバイリンガル教育の実践であります。具体的にはどのように取り扱っておられるのか、教育長お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 方言につきましては、小学校5年生、6年生及び中学校2年生の国語科におきまして、方言と共通語のよさや役割について理解するとともに、必要に応じて使い分けることができるようにするなど、学習指導要領に沿った指導を行っております。また、方言を使った宮崎の民話に触れさせたり、宮崎の方言を使った読み聞かせを行っている学校もあります。県教育委員会では「ひむか学」というホームページを開設しているんですが、方言について学習することがその中でできるようにしておきまして、例えばその中で、「よだきい」という方言が実は都で貴族が使っていた言葉であるといった方言のルーツや、方言が持つ

言葉の温かさや大切さを紹介しますとともに、方言を使った宮崎の民話などについて、実際に方言の音声、うまく方言をお話しになるお年寄りの方の会話などを入れているんですが、そういう音声も聞くことができるようなつくりとしております。

**○蓬原正三議員** 「よだきい」が貴族言葉だとは知りませんでした。ありがとうございます。

言葉は時代とともに変化します。したがって、方言を100%残すことは不可能かもしれません。ただ、方言でしか表現できない、方言ならではの絶妙な心象風景の表現というものが方言にはあります。宮崎県は歴史的に幕藩体制が異なり、鹿児島県と同じようにイコール薩摩弁というわけにはいきませんが、それなりに宮崎を代表する方言はあるのではないかと思います。例えば新宿のKONNE館は、もしかしたら宮崎市近辺の「家に来ない」の「こんね」ではないかと推測しますが、先ほどありましたように言葉のブランド化、すなわち宮崎らしい宮崎の言葉を冒頭の「じゃっど」のように何かと結びつけて宮崎をPRしていく、そういうことは考えられないか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 本県の方言につきましては、例えば本県の食や旅など多彩な魅力を紹介している情報誌に、標準語で「そうだそうだ」に当たる「J a j a（じゃあじゃあ）」という名称を使用したり、ただいまの御質問にありましたように、標準語で「おいでよ」という意味である「こんね」を本県アンテナショップの名称に用いるなど、温かみのある語感が本県の特性を表現することを期待して、県外へのPRに活用しているところであります。私は、方言は大切なものだというふうに

考えておりました、今後とも、方言の活用を含め、県外への効果的なPRに努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 方言にばかりこだわっておれませんので、次に行きます。新エネルギーについて。

8月、環境農林水産常任委員会で福島県南相馬市のソーラーシェアリング事業について現地調査を実施、福島県農業担い手からの説明を受けました。平成25年3月31日付農村振興局長通達によれば、この事業は、農地に撤去可能な支柱を立て、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等を設置する場合、当該支柱について、農地法第4条または第5条の許可の可否を判断するものであります。農作物の年間収穫量が2割減ってはならないことが条件で、千葉県から始まり、愛知県、三重県、そして茨城県に広がりました。農地に太陽光発電を設置するための苦肉の策であります。これまで農地法が大きな壁になっていたことを思うと、大変ありがたい制度であります。太陽光を設置することが農家の基礎的、安定的な収入源となれば、おのずと農業・農村は活性化することとなります。地代だけでも年間20万円になるとの福島県の話でありました。そこで、農政水産部長に1点お尋ねいたします。福島県では太陽光パネル下の牧草栽培は転用可能であるとの話を聞きました。では、本県においてソルゴー等の飼料作物の栽培を行う場合、営農継続型発電設備の設置は農地転用許可制度上認められるのかどうか、お考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地転用許可により営農継続型太陽光発電設備の設置が認められるかどうかにつきましては、御質問の中にありました、本年3月31日付の農林水産省の通

知によりまして、設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保されるかどうかを踏まえて判断することになっております。具体的には、下部の農地における農作業の効率性や作物の生育に適した日照量を確保した上で、さらに、おおむね2割以上の収穫量の減少や、作物の品質に著しい劣化のおそれがないことが転用許可の条件となります。これまで、本県において営農継続型太陽光発電設備が設置された事例はございませんが、農地転用許可申請があれば、栽培作物の種類を問わず、これらの要件を確認した上で設置の可否を判断することになると考えております。

○蓬原正三議員 恐らく来年までだろうと、このブームが続くのはですね。買い取り制度の値段の問題とかありますから。そういうことが言われておりますが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、環境森林部長にお尋ねいたします。「経済産業省の発表によると、固定価格買い取り制度が始まって約1年で自然エネによる発電設備が約15%ふえた。ただ、国が設置を認めたのに建設を始めない事業者が多いことも明らかになり、国は実態調査に乗り出す」との報道がありました。実際に発電が始まった設備は、国が認めた発電設備の7分の1以下しかないのだそうであります。買い取り価格は設置が認められた時点での価格で、10年間は同じ価格に据え置かれるため、買い取り価格が高いうちに建設の認定だけを受けておき、建設費用が十分下がるのを待って建設を始めようという発電事業者がいるからだそうであります。いわゆる権利買いと言われるやり方でありまして、特に悪質な業者には認定を取り消すとあります。まず、本県の実態について、環境森林部長お聞かせくだ

さい。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 御質問の報道は、8月に行われた資源エネルギー庁の発表を受けたもので、発表の内容は、平成25年5月末現在、運転を開始している太陽光発電の設備容量が、国の認定した容量の9%程度にとどまっております。このため着工のおくれている案件について実態調査を行うというものであります。固定価格買い取り制度に基づく申請や認定は、事業者と国の間で直接行う仕組みとなっているため、県におきましては、その認定件数と出力総数は国のホームページで確認はできますが、事業者名や、御質問の着工がおくれている理由などは把握できておりません。固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーの導入促進に大きな効果を発揮していますが、その原資は電気利用者が広く負担する賦課金でありますことから、制度は適正にかつ透明性を持って運用される必要があると考えております。今後、国において実態調査が行われる予定ですので、その結果を踏まえまして、必要な対応をされるものと考えております。

**○蓬原正三議員** この制度にはその目的があるわけですから、ずるいやり方はいかんと思っています。ところが、県の場合は、ホームページを見るだけで、権利買いの実態を把握できないということのようですが、県は新エネルギービジョンもつくって推進を一生懸命しています。ところが、今度の経済産業省のシステムによると、県には情報が来ない、自分でホームページを見ないといけない。それも、認定はしたが、着手していないところはわからないということですから、これは制度設計上の不備ではないのか。知事、私はそう思いますし、実際、無視されている県は、連絡が来ない県は、国に対して

制度設計の不備があるよということは教えていないんじゃないか。例えば現地でトラブルがあった場合、県の担当者は知らないということになるわけですから、これはやっぱりおかしいだろうと。意見として申し上げておきますが、機会がありましたら、ぜひ経産省のほうに要望、陳情をお願いしたいというふうに思っています。制度設計が必要です。

次に、農業問題について。

高齢化が進み、後継者のいない農業・農村地域を見るにつけ、先祖代々受け継がれてきた農地、水は一体誰が守るのか考えさせられます。確実に衰退する農業・農村。もしTPPへ参加となれば、調査をまつまでもなく拍車がかかることは必定であります。我が県はTPP参加には反対の立場であります。しかしながら、我々が反対することと世界的な情勢の中で国が参加すること、参加せざるを得ないこととは別問題であります。もしTPP参加となればどうするのか。反対を叫びながらも、一方ではその備えをしっかりとっておかなければならないのも現実であります。また、この厳しい現状を打開していくためには、先ほども井上議員から発言がありましたが、農業においても他産業並みのイノベーション、技術革新が必要だと考えます。この視点を踏まえて、知事にお尋ねいたします。TPP後の本県農業・農村のあるべき姿を見据え、県はどのような予算を来年度打ち出そうとしているのかお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の基幹産業である農業にとって、TPPというのは大変重要な課題であります。交渉の先行きが不透明な状況の中で、全体的な影響を現時点で予想するのは困難であります。5年後、10年後、そういう将来の本県の農業の姿というものを見通します



と、御指摘がありましたように、TPP交渉の展開のいかんにかかわらず、農業者数が減少していく中で、農業生産を支えていく担い手の確保・育成というものが最重要課題になるものと考えております。とりわけ、経営拡大意欲のある担い手に対する環境整備でありますとか、産地や地域全体を経営する感覚を持った経営体の育成・強化の視点が重要であると考えておりました、先日行いました全農家を対象とした農業実態調査の結果や、農業の成長産業化に関する有識者会議での議論を踏まえて、新たな本県の農業をつくり上げていく道しるべとなるような骨太の対策というものを構築してまいりたいと考えております。また、産業としての農業が持続的な発展を遂げるためには、御指摘がありました、いわゆるイノベーションによる技術革新といった視点も重要になってまいります。農業と他産業との連携・融合によりまして、活発なイノベーションを引き出そうとするフードビジネスの取り組みを初め、新たな分野、発想でのチャレンジというものを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 骨太な対策ということですから、来年2月、私はまた一般質問でやりますので、御期待申し上げ、そのときまた深く議論をいたしたいと思っております。期待をいたしております。

次に、高橋議員からも質問がありました。地頭鶏にスポットライトを当ててみたいと思っております。地頭鶏が天然記念物に指定されたのが昭和18年、そして今から28年前の昭和60年に県畜産試験場川南支場で研究が開始されました。平成16年に、「みやざき地鶏」から「みやざき地頭鶏」へ名称変更、平成18年には県商品ブランドとして認定され、現在に至っております。成

長・出荷までの流れは、種鶏の改良と増殖を畜産試験場が行い、ひなの生産を小林・日南・日向・綾ひなセンター、そして県内生産者へと3段階体制が確立されております。生産者53の人、法人で「みやざき地頭鶏事業協同組合」が設立され、成鳥出荷羽数は43万羽、年間売上高約11億円、これは平成24年度です。徳島の阿波尾鳥、名古屋コーチン、秋田の比内地鶏に次いで第4位であります。一組合員の年間売上高約2,000万円、出荷羽数は、リーマンショックで一時落ち込んだものの、順調に右肩上がりに伸びております。指定店も235店、個人またはJAを通じて県内外、関西、関東、九州などに販路を広げつつあります。将来はひな生産体制100万羽を目指すということでもあります。川南支場を初め関係者の皆さんのこれまでの御苦勞に敬意を表しながら、以下2点質問いたします。

農政水産部長にお尋ねいたします。みやざき地頭鶏の流通——高橋議員は「生産」ということでお尋ねになりました。私は「流通」ということで——今は個人とJAであります。この流通の現状と課題について県はどのように認識されているのか、御見解をお聞かせください。

○農政水産部長(緒方文彦君) みやざき地頭鶏につきましては、生産者で組織する「みやざき地頭鶏事業協同組合」と行政が一体となって、県商品ブランドの認証、地域団体商標の登録、さらには県内外の販売指定店との意見交換会などによる消費動向の把握に努めながら、生産・販売体制の構築に取り組んでいるところであります。このような取り組みにより、みやざき地頭鶏の販売指定店は、本年7月現在、県内外に235店舗まで拡大しており、そのうち関東地域が84店舗と全体の3割以上を占めるなど、首都圏を中心に人気が高まっております。このよ

うな状況を踏まえまして、今後は、個々の販売先における取引の安定化や、多様な販売チャンネルの構築などに取り組む必要があると考えております。

○蓬原正三議員 多チャンネルの構築、よろしくお願いいたします。

みやざき地頭鶏の出荷額は、農産物全体の割合からすればほんの微々たるものでありますが、リーマンショック時を除いて確実に右肩上がりに伸びていることからすれば、みやざき地頭鶏はまさしく、知事によく言われる成長産業と言えるのではないかと思います。しかも宮崎と言えば地鶏と焼酎、そしてマンゴーと言われるほど、宮崎の観光PRにも一役買ってまいりました。大いに支援すべきであると思います。農政水産部長にお尋ねいたします。みやざき地頭鶏の今後の展望と取り組みについて、県のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） みやざき地頭鶏につきましては、畜産試験場川南支場で研究を開始して以来、20年以上にわたる年月を経て本県ブランドの一翼を担う品目にまで成長してまいりました。みやざき地頭鶏が持つ独特のうまみが高く評価され、これまで順調に生産量を伸ばしてまいりまして、今後もさらに需要の拡大が見込まれております。このようなことから、県といたしましては、生産者団体とも十分連携をとり、生産体制の強化を図りますとともに、効果的なPR活動や多様な加工品の開発によって、より知名度の向上を図り、名実ともに日本を代表するトップブランドの地鶏へと大きく飛躍できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 あと2つです。学校つり天井対策について。

「小中学校の体育館などに設置されているつり天井が東日本大震災で落下事故が相次いだことを受け、文部科学省は2015年度までの撤去や落下防止対策の実施を各教委に要請。九州、山口、沖縄では少なくとも798棟に上るが、9割近くは対策が済んでいない」との報道がありました。これは9月3日の読売新聞であります。宮崎県には415棟の体育館等があり、つり天井のある体育館29棟のうち24棟が未対応となっております。つり天井は、屋根から骨組みや石こうボードなどをぶら下げた構造で、防音効果があるとされておりますが、一方、震度に弱く、地震などの際に落下して、多数の児童生徒に被害が出る危険性が指摘されております。教育長にお尋ねいたします。市町村立小中学校の屋内運動場等に設置されているつり天井について、本県の実態をお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） つり天井を有する屋内運動場——これは体育館とか武道場ということですが——等のうち点検が完了していないものは、先ほど議員が御指摘されましたように文部科学省が公表しているところがございますが、平成25年4月1日現在で県内10市町の小中学校に24棟ございます。市町村ごとの内訳は、日南市が9棟、都城市が4棟、宮崎市が3棟、えびの市が2棟、延岡市、西都市、高鍋町、木城町、川南町、日之影町がそれぞれ1棟となっております。

○蓬原正三議員 そのつり天井の落下防止対策を早急に行うべきではないかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 小中学校の屋内運動場などにつきましては、児童生徒の教育の場であると同時に、多くの地域で避難所にも指定されておりますことから、建物の耐震化だけでは

なく、天井材等の落下防止対策に取り組むことも極めて重要であると考えております。国は、大地震発生時に大きな被害が危惧される屋内運動場などのつり天井について、早急な点検の実施と平成27年度までの対策の完了を目指すこととしており、県教育委員会といたしましても、市町村に対して、国の補助制度や対策事例など情報提供や必要な助言を行い、今後とも、学校施設の安全性の確保が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 よろしく願いいたします。

最後になりました。凶悪犯罪対策について。

先月末、三重県朝日町の空き地で女子中学生の遺体が発見されるという事件が発生しました。県警は殺人事件として捜査中とのことです。また、7月には山口県周南市金峰の集落で男女5人が殺害されました。犯人は同じ集落の63歳の男性で、殺害・放火事件として報道されております。ほかにもリンチ事件や通り魔事件などがありますが、これらの事件を聞いて思うことは、すぐ近くにいるごく普通の人がいとも簡単に殺人の罪を犯しているように感じるということでもあります。すぐそばの身近なところでいつ起きてもおかしくないのではないか、そんな不安を覚えずにはおられませんし、そういう声をよく耳にします。そこで、県警本部長にお尋ねいたします。凶悪犯罪の全国及び本県の現状と推移についてお聞かせください。

○警察本部長(白川靖浩君) 殺人、強盗などの凶悪犯罪の現状と推移であります。全国では昨年、認知は6,961件、検挙は5,368件で、検挙率は77.1%でございました。これは10年前と比較いたしますと、認知でマイナス6,697件と半数近くの大規模な減少となっております。検挙率においてはプラス16.8%と良好に推移してい

ると言えるかと思えます。

なお、本県におきましては、昨年、認知は36件、検挙が35件で、検挙率は97.2%でございました。同じく10年前との比較におきましては、認知でマイナス66件と全国をさらに上回る大幅な減少となっております。検挙率におきましてもプラス9ポイントと、これも全国同様に良好に推移している状況と考えております。また、本県の本年8月末の状況につきましても、認知は11件でございまして、昨年同期比マイナス13件とさらに減少傾向が続いております。検挙は11件、したがって検挙率100%で推移しております。なお、殺人につきましては、本県は毎年10件前後の発生を見ておりますが、ことは1件も発生を見ていないところでございます。引き続き凶悪犯罪の徹底検挙に取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。マスコミの報道のせいもあるのかもしれませんが、意外と減っているんですね。そして、びっくりしたのは検挙率が100%ということで、宮崎県の警察が優秀だというのがよくわかりました。これからも我々のために、治安維持のために、よろしく願いを申し上げておきたいと思えます。

一言意見を申し上げておきたいと思えますが、知事は、今回の政治姿勢の中でいろいろ質問を受ける中で、知事選再出馬をゴルフに例えられました。ヘッドアップ——いわゆるボールをよく見よ、今に集中せよと。我々も下手くそですがゴルフをします。そういうことだと思ひまして、非常におもしろい表現だと思ひました。ただ、ゴルフにはもう一つ大事なことがあります。スクエアに構えるということです。体は平行に、フェースは直角にということでご

ざいまして、この方向を誤るとボールはとんでもない方向へ飛んで、大たたきするのもゴルフの難しさであります。なぜこういうことが起きるかという、周囲の景色に惑わされるのが原因でありまして、ヘッドアップにこだわり過ぎてギブアップにならないように頑張ってくださいよう御忠告申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

### ◎ 議案に対する質疑

○福田作弥議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今議会に提出をされました議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」について、質疑を行いたいと思います。今回の補正は、一般会計で67億3,104万7,000円が計上されております。県民の暮らしや福祉の向上、また地域経済の活性化などにつながるよう期待をするものです。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、新規事業で、みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費1億5,508万3,000円が計上されておりますが、その中で行うみやざきフードビジネス就職支援事業920万円について、どのような事業内容を進めていかれるのか。そして、どのように就職につながっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、福祉関連で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業1億7,402万5,000円について、事業内容を具体的に伺いたいと思います。

次に、新規事業で、精神疾患急性期対策強化事業2,630万円の事業内容についてお聞かせください。

同じく新規事業、重症心身障がい児(者)・小児精神医療体制強化事業1,045万7,000円についての事業内容についても伺いたいと思います。

次に、在宅歯科医療推進事業438万3,000円の事業内容についてお聞かせください。

また、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業75万6,000円の事業内容についても伺います。

最後に、教育関連で、問題を抱える子ども等の自立支援事業73万円についての事業内容についてお聞かせください。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○総合政策部長(土持正弘君)〔登壇〕 答えいたします。

フードビジネス就職支援事業についてであります。フードビジネス就職支援事業につきましては、本県の食関連産業を支える人材を育成するため、求職者を対象に、食文化や流通、商品開発といったフードビジネスに関する基礎的な知識を習得するセミナーや講座を実施いたしますほか、実際に求人をしているフードビジネス関連企業の見学会を行い、求職者と企業とのマッチングを支援することといたしております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕 答えいたします。

まず、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業

についてであります。この事業は、地域における介護ニーズに対応するため、認知症高齢者グループホームなどの小規模事業所の新設等を支援するものでありますが、今回の補正では、既存施設のスプリンクラーの整備や、特別養護老人ホームなどのユニット化改修工事への支援、及び市町村などが行う地域支え合い体制づくり事業などを支援するものであります。

次に、精神疾患急性期対策強化事業など4つの事業につきましては、全て地域医療再生基金を財源として実施するものでございます。まず、精神疾患急性期対策強化事業は、入院患者を早期に退院させ社会復帰を促進するため、精神科病院の精神病棟について、集中的な治療を行う急性期治療病棟に転換させる際の整備・改修に対する補助事業でございます。

次に、重症心身障がい児(者)・小児精神医療体制強化事業は、重症心身障がい児(者)の医療に必要な人材の育成などの取り組み、及び年々増加する発達障がいの相談に対応するため、発達障害者支援センターの体制強化や支援にかかわる人材の育成を行うものであります。

次に、在宅歯科医療推進事業は、高齢化に伴う在宅歯科医療の増加に対応するために、県歯科医師会が実施する在宅歯科医療従事者への研修に必要な、ポータブルユニットや飲み込みの様子を観察できる嚥下内視鏡等の機器の整備を支援するものであります。

最後に、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業は、高次脳機能障がい者の在宅での療養等を支援するため、14の支援協力病院の作業療法士等を対象とした専門研修を開催する経費であります。以上であります。〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

問題を抱える子ども等の自立支援事業の事業内容についてであります。本事業は、不登校などの課題を抱える子供たちへの対応に関する調査研究を行い、その取り組みの成果を県内の小中学校へ普及することにより、学校に適應することが困難な児童生徒への支援に生かしていくものでありまして、2つの内容で構成されております。1つは、「児童生徒の学校適應支援」であり、その内容は、5つの市や町において、不登校児童生徒への訪問相談や訪問学習指導などはどのようにあればよいか、調査研究を行うものであります。もう1つは、「魅力ある学校づくり調査研究」であり、その内容は、モデル中学校区を調査研究地域に指定し、校区内の小学校や関係教育委員会とも連携しながら、不登校などの未然防止の取り組みについて研究するものであります。今回、国の委託決定において、訪問指導の旅費や新たに作成するリーフレットに係る経費73万円の増額が認められましたので、増額補正をお願いしております。補正後の予算総額は712万3,000円となります。以上でございます。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 2点ほど再質疑をさせていただきます。

まず最初の、みやざきフードビジネス就職支援事業です。一般質問、代表質問で、かなりフードビジネスのお話がありまして、就職につながる方向性が示されているんですが、今回、この就職支援事業920万円ですけれども、求職者を対象に講座、セミナーなどを行うということだったんですけれども、どの程度このセミナーを行っていくのか、対象は何人ぐらいにしているのか、その辺のところ、もう少し詳しく中身を、そして、どのように就職につながっていくのかというところが見えるような形でお願いし

たいと思います。

**○総合政策部長（土持正弘君）** この事業の内容といたしましては、先ほど御説明しましたが、1つが、フードビジネスの技術等の研修事業ということで、またこれが2本の事業から成っておりますけれども、1つが、一般的なセミナーになりますが、フードビジネスに関する基礎知識とか販売、マーケティングについてのセミナーを予定しております。これが大体50人規模で3回ほど開催する予定でございます。それからもう1つ、これは少し専門的になってまいります。フードビジネスコーディネーター養成のための流通、商品開発、ブランディング等の基礎講座を実施することにしております。

1つの講座で20時間程度を予定しておりますけれども、20人程度を対象に2回ほど予定しております。それともう1つが、フードビジネスマッチング支援でございますけれども、これは、実際に求職する人が、求職者を求めている企業等を見学するというバスツアーの実施でございます。これにつきましては、30人程度の参加で、2回ほど予定をしているところであります。以上であります。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

それともう1点は、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業75万6,000円ですけれども、高次脳機能障がいというのは、私たちにはなかなか難しい症状と申しますか、外からはわかりにくいような症状の病気というふうに聞いているんですけれども、講習会を進めるということは非常に大事なことだというふうに思っています。今、14の支援協力病院を対象に講習会、研修会を行うという予算になっているんですけれども、一般的にも認知が、理解を深めてもらうという点だとか、また家族も含めてこの症状を

理解するという点では、広く講習会にも参加できるといいなというふうに思っていて、14の協力病院以外には対象にならないのか、また御家族も含めてとか、そういう方々がこの講習会への参加対象にはならないのか、もっと広く認識してもらおうという点ではいい機会だというふうに思っているのです、その辺のところをお答えください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今お尋ねの、一般の方というか家族の方もこの病気について知っていただくことは、本当に大事だと思っております。ただ、今までこの研修は、ドクターを対象にはやっていたんですが、今回、地域医療再生基金の財源もあったということ、それと、従来から、セラピストと言われる作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士の皆さん、いわゆる専門家の皆さんの研修も必要だという課題はありました。ただ、その方々との意見調整がなかなかつかずに、いろいろ協議する中で、そういう研修をみんなでやろうという合意形成ができたので、今回この予算をお願いしているということでございます。お尋ねの一般の方、家族の方の研修は、今後の課題かなというふうに捉えております。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

**○福田作弥議長** ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

---

**◎ 議案第10号から第17号まで採決**

**○福田作弥議長** 次に、さきに提案のありました人事委員会委員及び土地利用審査会委員の選任または任命の同意についての議案第10号から第17号までの各号議案を、一括議題といたしま

す。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第10号から第17号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第9号まで及び請願

委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から第9号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす19日から26日までは、常任委員会及び特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時12分散会

9月27日(金)



# 平成 25 年 9 月 27 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 一 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第9号までの各号議案、請願第34号及び第35号並びに継続審査中の請願第26号、第27号及び第30号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第35号に基づき、「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について

措置するものであり、67億3,100万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金27億5,300万円余、繰越金23億7,600万円余、県債9億6,500万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は、5,784億700万円余となります。

このうち、総合政策部所管の予算は1億7,100万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、142億8,400万円余となっております。

また、総務部所管の予算は22億3,100万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、2,459億6,800万円余となっております。

このうち、宮崎県物流効率化支援事業についてであります。

この事業は、陸上トラック輸送から県内の港や鉄道を利用した輸送方法にシフトした荷主や運送業者に対して、貨物量に応じた補助を行うことにより荷寄せを促進し、物流の効率化を図るものであります。

このことについて委員より、「45フィートコンテナに対する支援の考え方はどうか」との質疑があり、当局より、「45フィートコンテナはまだ普及しておらず、海上運賃等のコストが高いため、2万5,000円という補助単価を設定し、支援している。細島港については日向市の助成事業もあるため、県の補助とあわせて活用してもらい、荷寄せを促進したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「この支援事業が終了した途端に県内の港等の競争力が低下することのないよう注意していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、本県産業の発展

のためには物流の効率化は必須であるため、各種施策を積極的に展開し、本県を起点とした物流の活性化に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業についてであります。

この事業は、食料品製造業における人材確保やマッチングの推進によりフードビジネスの拡大・創出を図り、食関連産業の成長産業化を通じた雇用の創出を図るものであります。

このことについて委員より、「各部局との連携はどう図るのか」との質疑があり、当局より、「企業へのアクション等は関係部局の担当課が行うこととなるが、総合政策部が責任を持って全体を統括し、一体となって事業を推進したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「企業等の基幹人材の育成はもちろんのこと、企業等が体制を強化し、積極的にフードビジネスに取り組めるよう、環境を整えていただきたい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎の整備についてであります。

このことについて委員より、「県庁舎の集約という課題もあるが、庁舎自体が被災し、災害対応に支障を来した東日本大震災の教訓を踏まえ、まずはできるだけ早く防災拠点庁舎を整備すべきだと思う。いつ結論を出すのか」との質疑があり、当局より、「10月ごろに検討委員会から最終報告があるため、それを受けて年内に県としての基本方針を出したい。将来的な県庁舎のあり方についても議論があるところであるが、相当の財源や検討期間が必要であることや、南海トラフ巨大地震等の発生時の災害対応に耐え得る庁舎がないことから、まずは優先し

て防災拠点庁舎の整備を検討したい」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「早く結論を出すためにも、県や検討委員会は、それぞれの役割に基づいて、錯綜することのないよう効率的に検討していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守るために、災害時に的確に対応できる施設を早急に必要としていることから、そのあり方については効率的に議論を進め、できるだけ早く強固な防災体制の構築に努めていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第34号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県立病院における平成25年度看護師採用試験の実施結果についてであります。

これは、平成25年度の看護師採用試験から、従来の試験区分に加え、新たに県立日南病院または延岡病院に勤務場所を限定した地域採用枠を設定して、試験を実施したものであります。

このことについて委員より、「昨年度の合格者の状況と比較して、県外からのUターン者もふえており、その取り組みの成果が出ていると評価している」との意見がありました。

また、別の委員より、「全国的に看護師不足が問題となる中、地域医療全体の活性化が重要であるため、地域の民間病院の状況も踏まえながら取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「今回の地域枠採用は、新卒者が県外で就職するのではなく、地域に残ってもらうことで地域振興に寄与する面がある。一方で、経験者が必要な面もあるため、民間病院への影響も考慮しつつ、バランスをとりながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億4,300万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は、1,011億4,700万円余となります。

このうち、地域医療を守り育てる条例普及啓発事業についてであります。

これは、条例に規定された県民の役割である安易な時間外受診の自粛やかかりつけ医を持つこと等について、県民に広く周知を図るものであります。

このことについて委員より、「かかりつけ医を持つことは大事なことであり、医療費の抑制にもつながると考える。実態を把握しながら、

周知方法を検討すべきではないか」との質疑があり、当局より、「個人の受診行動の把握は困難であるが、かかりつけ医を持つことを推奨していくという方向性のもと、県民に直接訴えるテレビCMを制作・放映すること等により、受診行動の改善等が促進されるよう、県民への普及啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、在宅医療対策についてであります。

これは、高齢化の進行等に伴い、県民ニーズの高まっている在宅医療の充実とともに、在宅療養者の生活を支えるために関係機関との連携強化等を図るものであります。

このことについて委員より、「医療・介護の連携により、地域の医療資源を活用して、在宅でも必要な治療を受けられる地域完結型の医療が求められている。その推進には、医療機関や介護サービス事業者等の関係機関の連携が不可欠だが、どのような方法で連携を図るのか」との質疑があり、当局より、「これまで、各医療圏域の医師会が中心となり、在宅医療に携わる多くの職種の従事者が一緒になって研修会を行うなど、顔の見える人間関係の構築を図ってきた。今後は、この関係を使ったスキルアップを図るための研修会を実施するとともに、市町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制が構築できるよう支援してまいりたい」との答弁がありました。

次に、地域医療学講座についてであります。

このことについて委員より、「地域医療学講座の設置目的が医師の養成確保となっているが、本講座のこれまでの成果及び今後の取り組みについて伺いたい」との質疑があり、当局より、「ことし7月に県立日南病院に地域総合医

育成サテライトセンターが設置され、地域医療を担う医師を養成する体制が整備された。今後は、サテライトセンターが拠点となり、地域の医療機関への医師派遣が進むものと期待している。講座設置の目的が達成されるよう、引き続き、大学と十分協議してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県における医師不足、医師の地域偏在は大変深刻であることから、地域医療学講座の本来の目的達成のため、県と大学が十分な連携のもと、適切な運営を図ることにより、医師確保が推進されることを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,000万円の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会

計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は、497億8,200万円余となります。

このうち、若年者人材育成就職支援事業についてであります。

これは、若年者の職業スキルの向上を図り、安定的な就職を支援することを目的として、人材派遣会社への委託により、若年者に対し職場研修や短期就業の機会を確保するとともに、ヤングJOBサポートみやざき等と連携し、職業人として必要となる知識や技術の習得を図るものであります。

このことについて委員より、「研修や短期就業の期間はどのくらいか」との質疑があり、当局より、「人材派遣会社におけるマナー講座等の研修は1カ月程度、派遣先企業におけるOJT等の短期就業は3カ月程度が目安である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「派遣先企業での短期就業後も引き続き雇用されることが期待できるため、事業実施後の雇用継続状況について調査を行ってほしい」との要望がありました。

また、このことに関連して委員より、「ヤングJOBサポートみやざきについて、相談から就職まで結びついた過去の実績をどのように評価しているのか」との質疑があり、当局より、「就職に結びつく件数が少ないという認識を持っており、それを改善するために、ハローワークの就職紹介情報を活用して、確実に就職に結びつけることができるような取り組みを行う準備を進めているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「若年者の働く意欲や目的が薄らいでいる現状や、就職しても長続きしない等の問題が多くあるが、就職に対する支援を引き続きしっかりと行っていただきたい

い」との要望がありました。

次に、みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業についてであります。

これは、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクト事業を活用し、食料品製造業における人材育成やマッチングを推進することにより、フードビジネスの拡大と創出を図り、食関連産業の成長産業化による雇用の創出を図るものであり、商工観光労働部が関係する事業の説明がありました。

当委員会といたしましては、関係部局とも連携を密にさせていただき、関係業界との意見交換等も行いながら、効果的に進めていただくことを要望いたします。

次に、カジノを含めた統合型リゾート施設（IR）についてであります。

このことについて委員より、「カジノを含めた統合型リゾート施設（IR）についてどのような議論がされているのか」との質疑があり、当局より、「カジノについては、ギャンブル依存症や治安問題、青少年に対する影響等が懸念される一方、非常に大きな集客力により経済・雇用・観光の面で期待できることから、情報収集に努め、今後の展開について検討を行っていききたい。また、国におけるカジノに対する考え方や法制化の方針が明確になれば、関係団体や県民との幅広い意見交換をしながら、さらに議論を深めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国における法制化に向けた動向を踏まえながら、海外事例等を含めて情報収集をしっかりと行っていただき、雇用創出、経済効果等のメリットや、ギャンブル依存症、青少年・地域環境への悪影響等のデメリット、そして、その対応策を含めて調査研究を進めていただくことを要望いたします。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で15億7,800万円余の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は、758億800万円余となります。

次に、議案第7号から第9号の工事請負契約の変更についてであります。

これは、いずれもトンネル掘削工において、当初の想定よりも脆弱な地質区間が存在したことに伴い、安全面等の影響を考慮し、支保パターンや掘削補助工法を変更する必要性が生じたものであります。

当委員会といたしましては、今後、これらの案件と同様の議決内容の変更を要するような事態が生じた場合には、適時、直近の状況を報告していただくよう強く要望いたします。

最後に、当委員会において「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で80万円の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は、308億8,300万円余となります。

次に、社団法人宮崎県林業公社についてであります。

当法人は、本県における拡大造林の組織的な推進を図るため、昭和42年に設立されたものであります。しかし、事業運営に必要な経費を主に借入金で調達してきたことから、多額の債務が累積する一方で、木材価格が長期にわたって低迷するなど、林業を取り巻く環境の変化により厳しい経営状況が続いており、現在、平成24年3月に改定した第三期経営計画に基づいた経営改善に取り組まれているところであります。

このことについて委員より、「借入金の総額は幾らになるのか」との質疑があり、当局より、「県からの借入金が233億円余、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金が106億円余などであり、公庫及び銀行からの借入金については、県が損失補償を行っている。借り入れ総額は現在増加傾向にあるが、数年後には減少に転じる見込みである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、県と公社とが一体となって、経営改善に向けた取り組みを確実に実行していただくよう、要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県環境整備公社についてであります。

当法人が運営するエコクリーンプラザみやぎでは、平成17年の供用開始以来、県央地域10市町村からの委託による一般廃棄物処理と、県

の公共関与による産業廃棄物処理が行われてきましたが、県においては、地元対策協議会との協定において施設の使用期間のめどとなっている15年間が経過する平成32年をもって公共関与を終了することを、方針として打ち出しております。

このことについて委員より、「県の公共関与の終了について、関係市町村の理解は得られているのか」との質疑があり、当局より、「現在、協議を進めているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、一般廃棄物処理は市町村の役割であることを明確にした上で、関係市町村の理解が得られるよう、丁寧に協議を進めていただくことを要望いたします。

また、委員より、「本年3月12日に発生したエコクリーンプラザでの灰溶融炉事故について、できる限り速やかに事故原因を究明し、現在停止させている灰溶融炉の運転を再開していただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成24年度取り組みの概要についてであります。

このうち、県産材の需要拡大の取り組みについて、当局より、「木造化及び木質化の支援を行ったことにより、公共建築物における木造率について、目安値を上回る成果を上げた」との説明がありました。

当委員会といたしましては、さらに木造・木質化が進むよう、市町村のみならず、病院や福祉施設などを建築する民間法人等に対しても働きかけを強化するなど、より一層尽力していただくことを強く要望いたします。

次に、宮崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定についてであります。

当ビジョンは、本県の充電インフラを整備

し、次世代自動車の普及を促進するとともに、低炭素社会の実現を図ることを目的とするものであり、国の補助事業を活用して、来年10月までに県内365カ所の充電インフラを設置することを目標としております。

このことについて委員より、「次世代自動車の普及促進に向け、当ビジョンに沿って、インフラ整備を着実に進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で12億6,400万円余、特別会計で1億600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、393億8,800万円余となります。

次に、一般財団法人宮崎県内水面振興センターについてであります。

当法人は、県内の内水面における漁業及び養殖業の振興を図るため、ウナギ種苗の採捕・供給及び違法な採捕の防止などに取り組んでおります。

このことについて委員より、「ウナギ種苗の採捕量の減少により財務状況が悪化しているが、今後の方針についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「現在、第三期経営改善計画に基づいて収支改善を図っているが、内水面漁業を取り巻く環境が大きく変化しており、養鰻業界や内水面漁協等との意見交換を進めているところである。密漁、不正流通防止など秩序維持の機能については、当センターにかわる組織はないため、体制を維持していく必要があると考えているが、環境の変化に応じた、あるべき姿を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国際自然保護連

合において、ニホンウナギの絶滅危惧種指定が議論されている中、これまで以上にウナギ資源の適切な利用や管理が重要であり、この仕組みを支えるためにも、従来の形にとらわれず、センターのあり方について検討していただくよう要望いたします。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「当計画には平成32年度の農業産出額の目標値が示されているが、農家1戸当たりの農業所得は算出されているのか」との質疑があり、当局より、「農業所得については、統計のとり方によってさまざまな数字が算出されているため、今後整理して、目標を明確にしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「数値目標があれば農家等の生産意欲も増し、結果として農業産出額も増加すると思われるため、数値を明示できるよう今後検討していただくとともに、農家の所得向上を目指して知恵を絞っていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「ことし、農家や農業法人を対象に行われた宮崎県農業実態調査の結果などを踏まえて、実情に即した計画となるよう、随時見直しを行っていただきたい」との要望がありました。

次に、野生鳥獣による農林作物等の平成24年度の被害額についてであります。

このことについて当局より、「平成24年度の被害額は11億100万円余であり、平成23年度比で約150%の増加となった。これは、被害額調査において、各市町村が調査の精度向上を図り、被害の実態に沿った報告が行われたことによるものである」との報告がありました。



これに対して委員より、「中山間地などでは鳥獣被害を理由として耕作を放棄された農地があるが、これは被害額を算定する際に考慮されているのか」との質疑があり、当局より、「被害額には算入されていないが、平成24年度に実施した「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」において、鳥獣被害を原因に耕作をやめた農地面積を把握しており、24年度は41.74ヘクタールであった。鳥獣被害による耕作断念は、農家にとって苦渋の決断であり、これに歯どめをかけることは喫緊の課題であると認識している」との答弁がありました。

第七次農業・農村振興長期計画では、平成21年の経営耕地面積5万3,000ヘクタールを平成32年までに維持することが目標として掲げられておりますが、その実現のためには、担い手不足や高齢化対策とともに、鳥獣被害対策も重要な課題であり、また農山村における被害は大変深刻な状況にあります。当委員会といたしましては、これを緊急の課題として捉え、さらなる積極的な対策に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をい

たしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の公益財団法人宮崎県暴力追放センターについてであります。

当センターは、暴力団対策法に基づく指定を受けており、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援や犯罪被害防止の事業等を実施するものであります。

このことについて委員より、「暴力団追放については、これまで鋭意取り組んできているが、撲滅に至らない理由としてはどのようなことが考えられるのか。また、離脱や更生を望む者に対する支援はどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「量刑的な問題や組織の圧力、また組織を財政的に援助する周辺者が存在することが撲滅に至らない原因と考える。離脱や就労支援については、当センターが中心となって、保護司会や職業安定所等の関係機関と連携を図りながら社会復帰対策に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、少年非行の現況と対策についてであります。

このことについて委員より、「本県において、刑法犯少年の検挙人数は減少傾向であるが、一方で、不良行為少年の補導人員は増加傾向となっている。その理由は何か」との質疑があり、当局より、「補導数の増加原因については、現在、分析を行っているところであるが、街頭活動を強化したことが補導数の増加につながったのではないかと考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「家庭環境が原因の一

つとの意見もある。可能な限り原因を把握し、今後の対策に生かせるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、企業局所管の一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターについてであります。

このことについて委員より、「同センターは河川敷に設置されたゴルフ場の管理運営を行っているが、台風等の災害により施設が冠水し、利用できない場合、収入の減や施設復旧費についてはどのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「収入の減については、年間を通して7日以上冠水等による利用者の減があった場合には、指定管理者の経営状況を勘案した上で納付金を減額する。また、指定管理者が通常の修繕費の範囲で対応できない大規模な災害復旧については、企業局が対応することとしている」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で73万円の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は、1,079億3,400万円余となります。

補正事業の問題を抱える子ども等の自立支援事業についてであります。

この事業は、平成19年度から実施しており、いじめ・不登校、非行等の問題行動について、未然防止や早期発見・早期対応につながる取り組みなど、さまざまな観点から各地域で特色のある調査研究を行い、その成果等を普及することにより、学校に適応することが困難な児童生徒の支援を図るものであります。

このことについて委員より、これまでの実績についての質疑があり、当局より、「不登校の子どもが適応指導教室に通ったり、また同教室の

相談員が家庭訪問による指導を行ったことにより、学校への復帰が可能となった事例が数多くある。今後もこのような地域での取り組みを全県下に広げていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、いじめや不登校等は本県の児童生徒指導の最重要課題であることから、今後とも、いじめや不登校の未然防止や早期発見等につながる取り組みを積極的に進めていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で常任委員長の結果報告は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 ただいま各常任委員会委員長からの御報告がありましたが、私はその中で、厚生常任委員会の委員長に、請願の審査についての状況など伺いたいというふうに思います。

新規請願で今議会、第34号として「子どもの

医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願」が出されました。しかし、委員長の報告によりますと、不採択という結果だという御報告でした。新規請願を即座に不採択に付すというからには、それなりの理由があるというふうに思うんですけれども、不採択にした主な理由はどういうことだったのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○新見昌安議員 委員会の審査におきましては、まず委員の皆さんに御意見を伺いました。その結果、委員会の場でこの請願に関する意見は出ませんでした。継続審査にするか、採決に入るかということになったわけですが、採決をお願いしたいということで採決に至ったわけです。その次に、採決におきまして、賛否を踏ったところですが、先ほど報告いたしましたように、賛成少数につき不採択という結果になったわけですが、以上です。

○前屋敷恵美議員 今お伺いしますと、ほとんど委員会での審議はされなかったというふうに受けとめたいと思います。委員会ではこの請願の中身に対する議論の余地が全くなかったというふうに受けとめてもいいのでしょうか。私は、この請願に対する紹介議員の一人として、やはりその結果報告をするという責任もありますので、どういう状況の中で不採択になったのか、県民の思いを全く委員会として受けとめなかったという状況だったのか、その辺のところも伺いたいというふうに思います。

○新見昌安議員 この請願の趣旨については、各委員十分理解した上で委員会に臨み、採決に至ったというふうに思っております。事前に、委員会に臨む前に委員としては十分それぞれ協議した上で、委員会に臨まれて採決に至ったと

いうふうに思っております。この請願の趣旨は、委員会としても十分理解した上での今回の採決の結果というふうに受けとめていただければと思います。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。提出されております請願について討論を行います。

継続審査でありました第26号、第27号及び第30号について、さらなる継続審査に反対をし、新規請願の第34号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願」の不採択に、また第35号「新聞への消費税減税適用を求める意見書の提出についての請願」の採択に反対をするものです。

まず、今議会で、さらに継続審査に付されました請願第26号「小・中・高の30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願」、第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」及び第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」について、教育関連の請願2件は、いずれも子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や教育費の父母負担の軽減などを求めるものです。県議会は、しっかりとこうした県民の思い、意

思を受けとめることが必要ではないでしょうか。

また、個人保証の原則廃止を求める請願については、前議会でも申しましたが、全ての会派が紹介議員となって提出をされたものであります。さらに継続審査にする道理ある理由が見当たりません。

いずれの請願についても、さらなる継続とせず、請願者の意思を十分尊重して採択を求めるものです。

次に、新規請願第34号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げを求める請願」についてです。

本請願は、子育て真っ最中のお母さん、お父さんはもとより、未来を担う子供たちに、より健やかに成長してほしいと願う県民の方々の5,404名もの署名が添えられて提出をされたものです。仕事と子育てに懸命に励んでいる若い親たちにとって、子供の医療費助成の拡充は何よりの子育て支援、励ましとなっています。さらには、病気の早目の手当てが重症化を防いで、何より子供の命と健康を守ります。ひいては、医療費の削減につながることも明らかに示されており、県政にとっての重要施策に位置づけることが必要ではないかと思えます。

群馬県では昨年10月から、外来、入院ともに中学校卒業までの医療費助成が実施をされています。また、宮崎県も加盟し、全国10県で立ち上げられた「子育て同盟」に加盟する鳥取県も、外来、入院ともに中学校卒業までの医療費助成が進められています。

このように、子供の医療費助成については、全国で拡充の方向が確実に進められています。宮崎県でもこの方向を進めていくことが重要ではないでしょうか。またあわせて、全ての子供

の未来に責任を負う国の施策として実施することを求めることは重要であり、県民のその思いを県議会がしっかりと受けとめることは当然のことではないでしょうか。新規請願を即不採択などとせず、請願者の思いを十分酌み取って、子供たちの健やかな成長を保障する同意見書の採択を強く求めるものです。

次に、新規請願第35号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願」についてです。

現在、安倍政権は、来年4月に消費税率5%を8%に、再来年10月にはさらに10%に引き上げようとしています。8%への引き上げだけで8兆円、10%になれば13兆5,000億円もの負担を国民に押しつける大増税計画です。しかも、政府は、8%への消費税増税のために、復興特別法人税を大企業だけ1年前倒しをして来年から廃止するという新たな経済対策を打ち出そうとしておりますが、まさに本末転倒です。

消費税は、低所得者ほど負担が重く、極めて逆進性の強い最悪の大衆課税です。しかも、国民の所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出していない中で大増税を強行すれば、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えることは明白です。同請願においても、「増税が実施されますと、家庭の経済負担が大きくなり、新聞購読を止めるケースが増えると思われれます」と述べておられるように、新聞購読のみならず、国民の消費購買力が低下することは明らかです。どの世論調査でも、4月から増税することについて「延期する」「中止する」という答えが圧倒しています。まさに消費税増税中止は国民多数の声になっています。

日本共産党は、来年4月からの消費税増税中止の一点での共同を呼びかけておりますが、今

こそ政府は、この国民の声を受けとめて、増税中止の決断をすべきです。日本共産党は、本来の税制のあり方を所得や資産に応じて負担する「応能負担の原則」に立って改革をし、富裕層、大企業優遇税制を改めることや、国民の所得をふやす経済の立て直しで、税収そのものをふやして財源を確保するなど、消費税に頼らないあり方を提案しています。この方向をしっかりと進めれば、国民に負担を強いることなど必要ありません。

しかし、同請願は、消費税増税を容認し、そのことを前提にしている点で問題だと言わなければなりません。今、情報を報道する新聞などが、消費税の抱える問題の本質を国民に広く伝え、消費税増税に何ら道理のないことを明らかにすることこそ求められているのではないかと思います。

こうした立場から、同請願には同意できないことを申し述べ、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第9号まで採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第9号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第34号採決

○福田作弥議長 次に、請願第34号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第35号採決

○福田作弥議長 次に、請願第35号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○福田作弥議長 次に、請願第26号及び第27号

について一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成25年9月27日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方税財源の確保を求める意見書

議員発議案第2号

過労死防止基本法の制定を求める意見書

議員発議案第3号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交

渉についての意見書

議員発議案第4号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

議員発議案第5号

地方における消費者行政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第6号

再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等を求める意見書

議員発議案第7号

地方議会活性化シンポジウム2013（仮称）への議員の派遣

議員発議案第8号

第13回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成25年9月27日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

---

平成25年9月27日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 外山 三博

鳥飼 謙二

新見 昌安

井上紀代子

中野 廣明

宮原 義久  
松村 悟郎  
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第10号まで  
追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案について、議員発議案第1号「地方税財源の確保を求

める意見書」、第3号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書」及び第9号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

まず、第1号「地方税財源の確保を求める意見書」についてです。

地方自治体が、県民の暮らしや福祉を支え、地域経済の活性化等の施策を実施するための地方税財源の確保は重要なことです。そのためにも、確固として、地方交付税を初め、均衡ある社会資本整備の充実のための財源などを求めることは当然のことです。しかし、消費税引き上げを前提として実施する国の経済対策での財源確保を求めていることについては、認めるわけにはいきません。

次に、第3号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書」についてです。

自民党・安倍政権は、「TPP断固反対」「ウソつかない」という総選挙での公約を踏みにじてTPP交渉を強行し、協議を重ねておりますが、その中身は、秘密交渉が前提と、一切国民には明らかにされず、しかも協定発効後4年間は内容が秘密にされることなど、到底許されるものではありません。

TPPで関税が撤廃されると、政府の試算でも、農業生産額が約3兆円も減少し、食料自給率が27%へ下落します。全産業では生産額が約10.5兆円も減少し、190万2,000人が失業するとされています。非関税障壁の撤廃では、混合診療や株式会社の医療参入、公共事業の地元優先発注の撤廃、食品の安全基準や自動車排ガス規制などが大幅に緩和されることが懸念されています。TPPによって、農業生産や地域経済

が破壊されるだけでなく、国民や社会を守る仕組みも脅かされることとなります。

こうした問題点は同意見書案でも述べられておりますが、だからこそ、宮崎県議会においても、宮崎の農業や県民の暮らしを守れと、この間、TPP交渉参加に反対する意見書や決議を上げ、オールみやざきで交渉参加阻止の取り組みを強めてきたのではないのでしょうか。

しかし、同意見書案では、政府が交渉参加を強行したことをもって、産業の競争力強化、経済活性化、国民生活の向上が推進されるよう尽力するとともに、特に影響が甚大な農産品などについては関税撤廃の例外措置を確保するよう全力を尽くすことなどを要望しておりますが、新規参入国には対等な交渉権が保障されず、アメリカなど9カ国で合意したことの丸のみを迫られるのがTPP交渉であり、守るべきものも守れないのが実態です。現時点で交渉参加を事実上容認し、条件闘争に持ち込むようなやり方を政府に求めることは、それこそ県民に対する背信行為ではないのでしょうか。国の形を変えろと言われるほど国民生活に影響を与えるTPPです。直ちに交渉から撤退することを求める意見書こそ上げるべきなのではないのでしょうか。こうした立場から同意見書案に反対をするものです。

最後に、第9号「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」については、先ほど請願に対する討論で述べたとおりです。同意見書案は、消費税増税実施を前提にした複数税率の導入と軽減税率の適用を求めるものであり、同意できません。

日本共産党は、消費税そのものに反対の立場ですが、今、何より重要なことは、新たな負担で国民の暮らしと地域経済に打撃を与える消費

税増税の中止を政府に決断させることです。そうすれば、新たな消費税増税の負担を理由とする定率減税の適用など求めなくてもいいのではないのでしょうか。将来においては、消費税そのものをなくしていくことが必要であることは言うまでもありません。

以上、反対理由を述べまして、討論といたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第1号、第3号及び第9号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号、第3号及び第9号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号、第4号から第8号まで及び第10号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第2号、第4号から第8号まで及び第10号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第18号から第22号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第18号から第22号までの各号



議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

### ◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第18号「平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成24年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,744億5,483万1,000円、歳出5,641億1,406万1,000円となっており、翌年度への繰り越し事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億7,601万7,000円となっております。

平成24年度の財政運営につきましては、停滞している地域経済の活性化や東日本大震災等を踏まえた緊急的な防災対策に積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の圧縮や県債の発行抑制を図ったところであります。

しかしながら、ふえ続ける社会保障関係費に加え、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災・減災対策等に多額の経費が必要となる見込みであり、本県財政は今後も厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、平成23年度に策定しました第三期

財政改革推進計画に基づき、これまで以上に歳入歳出の両面から徹底した見直しを行い、将来にわたって持続可能な財政構造に転換できるよう、引き続き財政改革の取り組みを進めていくこととしております。

議案第19号から議案第22号までは、平成24年度の4つの公営企業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす28日から10月1日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時8分散会

10月2日(水)

# 平成 25 年 10 月 2 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	渡辺創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田口雄二	(同)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太田清海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
29 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	福田直子
教育委員長	近藤好子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊秋
人事委員会事務局長	内戸保博

## 事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 議案第18号から第22号までに対する質疑

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第18号から第22号までに対する質疑、及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第18号から第22号までに対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。提案をされました、平成24年度における決算の認定についての議案第18号から第22号について、議案第18号の宮崎県歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。それぞれの御答弁よろしくお願いをいたします。

まず、財政運営について伺います。歳入において、平成24年度の臨時財政対策債の発行額及び交付税措置された額をお伺いいたします。

また、当年度の県債発行額及び県債残高をお聞かせください。

また、24年度は県税収入が増加をしておりますが、増収の主な内容をお聞かせください。

また、多額に及ぶ個人県民税の未済の額と、この未済額をどのように分析しておられるか、お伺いいたします。

次に、歳出についてです。不用額が総額で70億4,356億円余と、前年度をもかなり上回っております。この不用額について、主に民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費について、その額と要因についてお聞かせください。

また、翌年度への繰越額が644億283万8,000円余と多額に及んでいますが、農林水産業費と土木費について、その額と理由をお聞かせください。

次に、基金についてですが、平成24年度で事業を終了した、国からの交付金を活用した基金事業は何件あるのか伺います。

次に、監査意見書での指摘事項について伺います。

まず、随意契約について、当年度も改善を図ることが指摘されておりますが、前年度からどのような改善がなされているか、状況を伺います。

次に、県有施設の維持管理について、未利用、低利用財産については、売却を含めた利活用に努める必要があるとしていますが、具体的にはどのような施設を対象としているのか、お聞かせください。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、職員定数についてです。職員定数の削減が続けられてきましたが、24年度の職員実数はどうなっているのか伺います。

次に、震災・防災関連についてです。宮崎県地震防災戦略策定事業及び新総合防災ネットワーク事業などによる事業の成果と進捗状況についてお聞かせください。

また、木造住宅耐震化リフォーム支援事業について、実績をお聞かせください。

次に、福祉関連についてです。特別養護老人ホームの整備状況について伺います。24年度において、特養ホームはどのように整備され、待機者の改善はどう図られたのか、お伺いいたします。

また、把握しておられる待機者の実数もあわせてお聞かせください。

次に、雇用関連で伺います。誘致企業の実績について、立地企業数と雇用計画数及び24年度における雇用実数を伺います。

あわせて、24年度の企業倒産件数とその従業員数もお聞かせください。

次に、教育関連で伺います。公立高校授業料無償化に係る国からの交付金の算定対象人数と金額、及び私立高校における就学支援金の支給対象者数及び決算額についてお聞かせください。

また、県立学校耐震化の進捗状況及び小中学校の耐震化の進捗状況についてお聞かせください。

以上で壇上からの質疑を終わり、後は自席から行います。〔降壇〕

**○総合政策部長（土持正弘君）**〔登壇〕 お答えいたします。

私立高等学校等への就学支援金についてであります。公立高等学校授業料無償制に合わせて、平成22年度から交付されている私立高等学校等就学支援金の平成24年度の支給対象者数は1万43人、決算額は14億4,738万4,000円となっております。以上でございます。〔降壇〕

**○総務部長（四本 孝君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、臨時財政対策債についてであります。一般会計における平成24年度の臨時財政対策債の発行額は、約394億7,900万円であります。臨時財政対策債につきましては、本来、地方交付税として交付される額の一部が地方交付税の代替財源として特例的な地方債に振りかえられているものでありまして、その元利償還金の全額が交付税措置されるということになっておりません。

次に、県債についてであります。一般会計に

おける平成24年度の県債発行額は約751億円ですが、償還財源が確保されております臨時財政対策債を除いた場合の発行額は、約356億2,100万円となっております。また、24年度末の県債残高は約1兆496億7,400万円ですが、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除く県債残高につきましては、約5,996億1,600万円となっております。

次に、県税についてであります。平成24年度の県税収入額は、前年度と比べ4億8,800万円余の増となっております。これは、多くの税目で減収となる中、年少扶養控除等の廃止に伴い、個人県民税が11億3,100万円余増収となったことによるものと考えております。

次に、個人県民税の収入未済額につきましては、前年度と比べ8,700万円余の増となっております。これは、個人県民税の調定額の増に伴い収入未済額も増加したものと考えております。

次に、基金についてであります。国からの交付金を活用した基金のうち、平成24年度で事業を終了したものは、住民生活に光をそそぐ基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、妊婦健康診査支援基金、ワクチン接種緊急促進基金の4基金になります。

最後に、職員数についてであります。知事部局等における職員数は、平成25年4月1日現在で3,804人となっております、前年同期比で9人の増となっております。以上であります。〔降壇〕

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）**〔登壇〕 地震防災戦略策定事業等についてお答えします。この事業につきましては、23年度からの2カ年事業であり、このうち津波浸水想定については、本年2月に策定し、現在、沿岸部の関係市町において避難対策等の検討が進められております。また、地震動の予測等については、本

年度に事業を繰り越して実施しているところがあります。

次に、新総合防災情報ネットワーク整備事業につきましては、災害や危機事象が発生した場合に、安定した通信手段を確保するためのシステムの再構築を目的としたもので、23、24年度で実施設計を行っているところです。24年度は、県と市町村を結ぶ防災無線網の多重化を行い、通信回線の強化を図るとともに、防災救急ヘリからの映像をリアルタイムに県、市町村で視聴できるようにしたところです。以上です。

〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 答えいたします。

福祉保健部における民生費及び衛生費の不用額についてであります。まず、民生費9億9,900万円余の不用額であります。その主なものは、障がい者に係る自立支援医療費や介護保険法に基づく介護保険財政支援事業などであり、また、衛生費3億3,300万円余の不用額の主なものは、子宮頸がんのワクチン接種や妊婦健康診査に対する補助事業などであり、不用となった理由であります。医療費や介護給付費等が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、特別養護老人ホームについてであります。平成24年度の整備状況につきましては、新たに3施設が開設し、増床も含めると249床の増加が図られております。また、入所への配慮が特に必要な在宅の要介護度4以上の重度の方の待機状況を見ますと、昨年度の約1,000人から本年度は850人と、約150人の減少が図られたところあります。なお、要介護1から3までの方を含む待機者の総数でございますが、非在宅の方も含みますけれども、25年4月1日現在

で3,983人となっております。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂雄二君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、企業立地の実績についてであります。平成24年度に立地企業として認定したのは35件、最終雇用予定者数は1,147人であり、このうち24年度中に雇用した実績は656人であります。

次に、県内企業の倒産状況等についてであります。民間調査会社によりますと、平成24年度の負債額1,000万円以上の倒産企業の件数は57件となっており、その従業員数は596人となっております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答

えいたします。

初めに、農林水産業費の不用額についてであります。この主なものは、家畜防疫体制整備事業に関し、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生がなかったこと、及び内水面生態系保全活動推進事業に関し、コイヘルペスウイルス病の大量発生がなかったこと等による執行残であります。

次に、翌年度繰越額についてであります。この主なものは、公共土地改良事業や水産基盤（漁港）整備事業などで、用地交渉等に日時を要したこと等や、年度末における国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足したものであります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（大田原宣治君）〔登壇〕 お

答えいたします。

初めに、土木費の不用額についてであります。金額は26億500万円余でありまして、この主なものは、国の緊急経済対策の実施に伴う補正のうち、道路事業におきまして、国からの交付

額が見込み額を下回ったこと、いわゆる内示差が発生したことなどによるものであります。

次に、土木費の翌年度繰越額についてであります。金額は364億5,000万円余となっており、この主なものは、道路事業や河川事業などで、工法の検討あるいは関係機関との調整に日時を要したことや、年度末における国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係などにより、工期が不足したものであります。

最後に、木造住宅耐震化リフォーム支援事業の実績についてであります。まず、耐震診断補助につきましては、宮崎市ほか7市10町2村において126戸実施し、また、平成24年度から開始した耐震改修補助につきましては、都城市ほか2市3町において13戸実施したところです。さらに、アドバイザー派遣につきましては、延岡市ほか3市2町において68件行っております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えします。

教育費の不用額についてであります。不用額の主なものは、職員の共済費や職員手当等などです。まず、共済費につきましては、平成24年11月に根拠法が改正され、公立学校共済組合に支払う基礎年金拠出金の公的負担率が引き上げられるという改定がなされたことに伴い、平成24年4月にさかのぼって必要額を見込んでおりましたが、平成25年2月にその負担金額が引き下げられたことにより、不用が生じることとなったものであります。また、職員手当等につきましては、実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、平成24年度の公立高等学校授業料無償化に係る国からの交付金についてであります。この交付金の対象となる生徒数は、10月1日現

在で算定することとなっております。平成24年度におきましては2万5,682人、交付額は24億3,851万3,234円となっております。

次に、県内公立学校の耐震化の進捗状況についてであります。県立学校につきましては、平成24年度に14棟の耐震補強工事を行い、平成25年4月1日現在、耐震化率は97.1%であります。市町村立小中学校の耐震化率につきましては、平成25年4月1日現在、91.2%となっております。なお、県立学校の耐震化につきましては、今年度末までに完了することとしております。以上であります。〔降壇〕

○代表監査委員（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、随意契約についてであります。随意契約の中でも一者随意契約は、あくまで例外でありますので、監査調書にその理由を記載させて、確認をしているところであります。さらに、今年度は、私ども監査委員が、各部長に一者随意契約についての考え方を直接聴取し、真にやむを得ない事情がある場合に限り、一者随意契約をするよう注意を喚起したところであります。

次に、県有施設等の維持管理についてであります。売却を含めた利活用に努める必要のある県有施設は、例えば、統廃合で不用となった学校施設や利用率の低くなった共済住宅等を想定しております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 農林水産業費の不用額についてお答えいたしております。農林水産業費の不用額につきましては、8億9,460万5,040円となっております。

失礼いたしました。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 先ほどお答

えいたしました教育費の不用額について、金額を申し上げておりませんでしたので、申し述べさせていただきます。教育費につきまして、不用額は4億2,000万円余でございます。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ各分野において御答弁をいただきました。ありがとうございます。

最後ですけれども、平成24年度の決算に関して、知事としてどのように全体総括しておられるかお伺いをして、質疑を終わりたいと思います。お願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成24年度は、私が策定をしました「未来みやざき創造プラン」のアクションプランの2年目に当たるわけです。重点施策であります10のプログラムから成る「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」を積極的に展開しますとともに、口蹄疫の影響等により停滞しておりました県内経済の活性化、また東日本大震災等を踏まえた防災対策などに積極的に取り組んだところであります。一方で、本県は県税等の自主財源が少なく、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する脆弱な財政基盤となっております。また、県税や地方交付税の増加が期待できない中で、ふえ続ける社会保障費への対応に多額の基金の取り崩しを余儀なくされるなど、極めて厳しい財政状況にあるという認識であります。このため、第三期財政改革推進計画に基づきまして、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、ゼロベースからの事務事業の見直しなど徹底した財政改革に取り組んだところであります。このような取り組みの結果、財政調整のための基金の取り崩し額の圧縮でありますとか県債の発行抑制を図るなど、全体としては、厳しい財政状況に対応した堅実かつ着実な財政運営を行うことができたの

ではないかと考えておるところであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。以上で終わります。

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成25年10月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第11号

決算特別委員会の設置について

---

#### ◎ 議員発議案第11号上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。



これより採決に入ります。

議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第18号から第22号まで

決算特別委員会付託

○福田作弥議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第18号から第22号までの各号議案については、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

執行部は、ここで退席となります。

午前10時27分休憩

---

午前10時36分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 丸山裕次郎  
副委員長 内村 仁子

○福田作弥議長 以上で報告は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日午後から10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、11日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時37分散会

10月11日(金)

# 平成 25 年 10 月 11 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀代子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 一 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

## ◎ 決算特別委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第18号から第22号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第18号から第22号に係る「平成24年度決算の認定等」について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第18号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成24年度の一般会計決算額は、歳入5,744億5,483万1,000円、歳出5,641億1,406万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が5.1%の減、歳出が5.5%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は103億4,077万円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、23億7,601万7,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,263億2,563万2,000円、歳出が1,233億9,425万3,000円で、差し引き残額は29億3,137万8,000円となっております。

次に、議案第19号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成24年度の事業収益は44億3,094万2,000

円、事業費用は39億2,018万8,000円で、当年度純利益は5億1,075万4,000円となっております。その全額を減債積立金等に積み立てるものであります。供給電力量の目標達成率は、ダム地点の年間降雨量が平年を上回ったことや、効率的な発電に努めたこと等により、122.8%となっております。

次に、議案第20号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成24年度の事業収益は3億4,651万9,000円、事業費用は2億4,602万8,000円で、当年度純利益は1億49万1,000円となっております。なお、給水量の目標達成率は107.4%となっております。

次に、議案第21号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成24年度の事業収益は2,727万8,000円、事業費用は2,289万5,000円で、当年度純利益は438万3,000円となっております。その全額を利益積立金に積み立てるものであります。なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順等の影響により、86.6%となっております。

最後に、議案第22号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成24年度の事業収益は266億3,054万8,000円、事業費用は267億2,820万円で、当年度純損失は9,765万2,000円となっております。前年度と比較すると、純損失は1億2,730万3,000円減少しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

た。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第18号については賛成多数、議案第19号から第22号については全会一致で、認定または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項についてであります。

本県財政について、地方財政を取り巻く状況は大変厳しいものがありますので、引き続き、財政改革に取り組み、効果的・効率的な予算の執行に努めるとともに、県債残高の圧縮等により、将来負担比率が減少するよう努め、より一層、財政の健全化を図ることを求めます。

次に、公共事業について、繰越明許費が例年よりも多額であることから、今年度中に完了するよう、計画的に執行するとともに、地域経済の活性化を図る観点からも、早期の事業発注など、より効率的な予算執行に努めることを求めます。

また、当該事業の発注に当たっては、今後、入札不調が起こらないよう、不調となった原因を調査し、業者が受注しやすい環境づくりに努めることを求めます。

次に、補助金における不用額について、市町村等との連携を十分に図るなど、その縮小に向けて知恵を絞ることを求めます。

次に、監査における指摘事項について、軽微な事務に関する事項が数多く見受けられましたので、職員の指導の徹底はもとより、職員の意識改革並びに業務改善等を図ることにより、指摘事項をなくすよう引き続き努めることを求めます。

また、決算に関する説明資料について、事業

の実績等を具体的に記載するなど、今後ともわかりやすい説明に努めることを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後の一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、統計情報の利活用について、施策を推進する上で必要な統計調査を実施し、詳細な分析を加えるとともに、民間のシンクタンクとの情報交換に努め、各部局と連携し、効果的な施策の展開を図ること。

1つ、移住・定住の促進について、追跡調査等により、移住者の状況を把握し、移住相談会等の施策に反映させるとともに、定住につながるよう市町村と連携し、フォローアップに努めること。

1つ、民生委員・児童委員について、活動環境の整備や、社会的地位の向上に向けた取り組みを進めること。

1つ、障がい者の工賃向上について、成功事例の要因やノウハウを他の事業所へ周知するなど、工賃向上のための支援の強化や促進を図り、障がいのある方が地域で自立した生活を送るための施策を総合的に推進すること。

1つ、県立看護大学について、看護師の育成・確保の必要性が増大していることから、関係機関とも十分協議し、卒業生の県内への就職が促進される施策を検討すること。

1つ、県立病院事業会計決算について、病院事業全体では収支改善が図られているものの、県立日南病院においては、前年度と比べ収支が悪化していることから、費用のさらなる削減を図るなど、さまざまな方策を検討し、引き続き経営改善に取り組むこと。

1つ、観光振興について、県内にはトレッキングコースが多くあることから、えびの高原に

おけるモニターツアーの成果も踏まえ、トレッキングを本県観光のメニューの一つとして確立できるよう取り組むこと。

また、県内の観光資源の発掘について、市町村と連携しながら、引き続きしっかり取り組むこと。

1つ、児童生徒等の通学路の安全確保は、緊急の課題であるので、できるだけ早く完成するよう、効率的に整備を進めること。

1つ、鳥獣被害対策について、被害防止に取り組むモデル集落をふやすことを検討するとともに、市町村とも十分連携を図りながら、全庁を挙げて取り組むこと。

1つ、中山間地域の貴重な収入源である乾シイタケ産業及び林業・木材産業の振興が図られるよう、各関係者と協議しながら、全力を尽くして対策を講じるとともに、シイタケの消費拡大を目指し、有効な対策を検討すること。

1つ、公共建築物の木造・木質化について、各市町村と十分に連携を図りながら、県産材の活用を推進し、中山間地域の振興にもつなげること。

1つ、中山間地域等直接支払制度について、より多くの集落が活用するよう、農林振興局等と連携しながら、財政負担を伴う市町村の理解を求め、強力に事業を推進すること。

1つ、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画について、当該計画に沿って事業を推進するだけでなく、毎年、環境の変化に応じた検討を行った上で、庁内総力戦で、農業・農村振興のための各種施策を推進すること。

また、当計画において「目指す将来像」として掲げる「儲かる農業の実現」について、その進捗状況を数字として捉えることができるよう、わかりやすく示すこと。

1つ、交通安全対策について、高齢者の交通死亡事故が全国平均より高い割合で推移している状況を踏まえ、引き続き、より効果的な実施方法等を検討するなど、防止対策を強化すること。

また、自転車の交通事故についても、小学校等での交通安全教室で指導するなど、低年齢時から交通規範意識の醸成に努めること。

1つ、企業局において、今後必要となる施設の建設改良費等に備え、計画的に積み立てが行えるよう、引き続き健全な経営に努めるとともに、今後の電力需要を見通した、新たな事業展開の可能性についても検討すること。

1つ、育英資金貸付金について、貸し付け申請時に制度の趣旨等を十分説明し、償還の徹底を促すとともに、口座振替制度の利用促進を初め、償還方法の工夫など、他県の徴収方法等も参考にしながら、収入未済額縮減を図ること。

1つ、西都原古墳群について、教育・文化はもとより観光においても、その活用は有効であることから、関係省庁への働きかけを積極的に行うとともに、世界遺産登録を視野に入れた年次的な取り組みを積極的に行うこと。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 おはようございます。

議案第18号「平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

まず、平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書では、自主財源比率が36.9%であり、前年度に比べて金額にして173億余の減で、1ポイント低下しています。地方財政計画における地方税の歳入に占める構成比41.5%を大幅に下回っています。また、県税収入は、平成20年度1,009億400万余だったものが、24年度は18%減の824億9,000万余となっております。

このような状況において、知事は、決算認定の提案説明で、「平成24年度の財政運営において、一般行政経費の徹底した見直し等を行った」と報告されました。さらに、平成23年度に策定した「みやざき行財政改革プラン」の持続可能な財政基盤の確立で、「入札・契約制度の適正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて適時・適切に必要な見直しを行う」とあります。

しかし、総務政策分科会や商工建設分科会でも質疑されましたが、24年度の公共事業等において資料を作成する際に、青写真や電子出力を外部に委託しており、総務事務センターや各総務事務所でそれぞれの単価契約を行っております。単価同調制度で複数社契約・業者選択式となっております。

そこで、まず最初に、契約時の問題として、県の競争入札参加資格事業者による見積もり合わせを行い、その見積額の中で最低価格を単価として設定していますが、契約業者の中には、契約内容を行う青写真等の設備がないために自社作業ができないにもかかわらず、見積もりを提出し、契約を行っている点。

次に、総務事務センターでは、契約業者が必要な設備を所有しているかどうかの確認を行っていない点であります。物品供給単価契約書の第6条が遵守されているのか不安を感じております。

次に、価格設定では、県内にある国の出先機関や民間では、地域の実態に応じ価格設定を行っているという理由から、普通紙カラーA3は100円以下が普通となっておりますが、本県の価格設定は、A3サイズが8倍以上の840円となっております。普通紙カラーもA0・A1・A2は、国の出先機関の2倍前後となっております。そこで、試算してみますと、公共三部の24年度青焼き・電子出力の発注実績は6,100万余となっております。国の出先機関並みの契約で行われた場合、3,000万円以上の経費削減が可能です。また、単価同調制度の趣旨に反し、各事務所ごとに実績は違いますが、少ない事務所で契約業者24社に対し年間2社であり、8.3%の実績です。多いところでも20社中10社の50%となっていて、契約されている業者間の不公平感があると伺っております。

このような現状を県民目線で見たとときに、知事のおっしゃる、「平成24年度の財政運営において、一般行政経費の徹底した見直し等を行った」という提案説明や、「社会経済情勢の変化等に応じて適時・適切に必要な見直しを行った」とは、到底認められません。

御存じのとおり、A3サイズのカラーコピーは、コンビニで80円や50円の現状です。電子出力の単価840円にデータの修正などの経費を考慮していると伺っていますが、電子出力作業のデータ修正は、1時間当たり3,099円や、簡易な修正作業は1時間当たり2,100円など別途支払う契約となっています。民間や国の出先機関のような適正価格への取り組みができなかったことは残念ですが、これから検討いただき、まず、本庁でできる作業を見きわめ、職員のスキルアップのためのハードやソフトの充実を図り、業者に対し薫陶を行える力をつけることが必要です。

公共工事を円滑に行うためには、行政と業者は同じ方向性を持ったパートナーです。ですから、互いが伸びるためにも適正価格で契約し、委託作業に対し適切な支払いを行うことで技術の向上が図られます。

昨年の決算認定においては、歳入における県民の役割を指摘し、不公平感を是正すべきと指摘しました。今回は、歳出における行革を進める中で、行政と業者間の信頼関係、パートナーとしての取り組みについて指摘しました。「竹に上下の節あり」と言います。平成24年度は、本県にとっては古事記編さん1300年という節目の年でありました。今回の24年度決算認定の指摘が一つの節目となることと、本県のインテリジェンス機能の強化を期待しております。

以上、平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について、県民総力戦の推進のためにも、課題を提起した上で、認定に反対をさせていただきます。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま

す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第18号「平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

平成24年度は、民主党政権のもとで、年金引き下げを初めとして、子ども手当の削減や年少扶養控除の廃止など、子育て予算も削減されるなど、消費税増税と社会保障削減の一体改悪に向けての第一歩が踏み出され、長引く景気低迷の中で、県民の暮らしも地域経済も厳しい状況に置かれました。それだけに、県民の暮らしや福祉、安全に責任を負う県の果たす役割が大きく問われました。

まず、県の財政運営では、地方交付税は1,892億5,000万円余、臨時財政対策債の発行は394億7,900万円余と、合計で前年度を18億1,600万円余下回りました。県債発行額は、臨時財政対策債を含め751億、24年度末の県債残高は1兆496億7,000万円余と、膨大な額に達しています。一方、公債費も1兆円を超え、1兆9億7,000万円余と、さらに前年度を44億3,300万円余上回っています。

こうした状況では健全な財政運営は図られません。国のやり方にも大きな責任があることはもちろんです。何より、地方財政の安定のためには、地方交付税本来の役割が果たせるよう、臨時財政対策債をなくし、地方交付税をもとに戻すことが必要です。そのためにも、ふえ続ける軍事費や大企業優遇税制を見直し、消費税など国民の負担によらない財政確保を図るよう、国に要求すべきです。

また、自主財源の柱である県税収入は、前年度と比べ4億8,800万円余の増額になっていますが、これは年少扶養控除の廃止により、個人県民税が11億3,100万円余増収になったことが要因



です。しかし、このことが、個人県民税の収入未済額を前年度よりさらに8,700万円余増加させることになるなど、県民の暮らしは一層厳しくなっていることを示しています。こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められています。

そこで、行政運営、各種施策について述べます。

まず、福祉・医療についてです。例年述べておりますが、介護保険の保険料負担や程度区分の問題などは、まさに「保険あって介護なし」の状況をつくり、後期高齢者医療制度の実施による医療差別問題、また、高い国保税の滞納により医療が受けられず最悪の事態につながる問題など、人としての尊厳まで奪われる事態が広がっていることは深刻に受けとめなければなりません。特に、特養ホームへの入所待機者はふえ、3,000人を大幅に超える事態が続きながら、依然として解決されておらず、直接県民に責任を負う県としての対応が求められています。こうした課題の解決のためにも、国に制度の廃止や抜本的改善を求めるとともに、市町村への県独自の助成と指導は不可欠です。

また、24年度決算における不用額が70億4,000万円余と前年度をもかなり上回る中で、特に民生費や衛生費での扶助費等の執行残が見られました。県民の暮らしや健康を支える点でも、医療費の公費負担や介護給付費等必要な助成は十分に行うことが必要です。

商工や雇用の施策については、宮崎の経済を担う地元中小企業をどれだけ支え、地域経済の活性化を促進したかが問われました。中小企業融資制度の貸し付け状況などから、借りたくても借りられない中小企業の状況が見えます。制

度の改善を図るなどして、長引く不況による厳しい経営を支える手だてが必要です。

雇用については、ふるさと雇用再生基金事業の廃止など、前年度より労働費そのものが大幅に縮小されました。その中での雇用対策ですが、地元企業への直接支援などで雇用を確実にふやすことや、誘致企業への確実に雇用責任を果たしてもらうための手だても重要です。

農業関連では、農地と農業を守る担い手をどう確保するかは重要課題であり、新規就農者の確保に努力をしておられますが、何といたっても、再生産可能な価格保障や所得補償のための制度の確立は不可欠です。また、畑地かんがい事業については、かんがい施設を利用した営農に活用されておりますが、事業開始から20年、28年と経過をする事業もあり、農業を取り巻く状況も大きく変化する中で、所期の目的を果たせるのか、十分な見直しの検討もあるべきではないでしょうか。また、国の緊急経済対策等で農業土木関連の事業が大幅にふえ、翌年度への繰り越しを余儀なくされています。当年度の事業とともに完了するのか、懸念されるころでもあり、国の政策とはいえ、緊急対策の中身の見直しが図られてしかるべきだと思います。

防災・減災対策については、南海トラフ巨大地震を想定しての津波対策や情報対策を急がなければなりません。その計画や施策が、各市町村行政とともに住民に早く届くことが重要です。また、木造住宅耐震化の促進については、もっと重点化すべきと思います。

最後に、平成24年度は、宮崎県総合計画・アクションプランの2年目が実行され、財政改革推進計画のもと、事務事業の見直しや人件費削減が行われました。県民の公僕として、住民の

命と暮らしを守って働く自治体職員の果たす役割は重要であり、仕事の総量に見合う職員定数の確保は必要です。当然、無駄を省く必要な改革はありますが、給与や退職手当の引き下げなど、職員の削減も含め、人件費削減は問題です。改めて再考を求めたいと思います。

また、前述した不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、県民要求に応える生きた予算の使い方を強く求めるものです。

以上、平成24年度決算について幾つかの問題点を指摘し、決算の認定についての反対討論いたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第18号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎ 議案第19号から第22号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第19号から第22号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決及び

認定されました。

---

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成25年9月定例県議会議会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

資

料

# 平成25年9月定例県議会日程

37日間

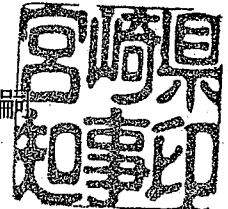
月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 5	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
6	金	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
7	土		( 閉 庁 日 )	
8	日			
9	月	休 会	( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
10	火	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
11	水			
12	木			請願締切 12:00
13	金			一 般 質 問
14	土		( 閉 庁 日 )	
15	日			
16	月			
17	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
18	水	本会議	一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
19	木	休 会	常 任 委 員 会	
20	金			
21	土		( 閉 庁 日 )	
22	日			
23	月			

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 24	火	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
25	水		特 別 委 員 会	議会運営委員会
26	木		( 議 事 整 理 )	
27	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	土		( 閉 庁 日 )	
29	日			
30	月	休 会	( 議 案 調 査 )	
10. 1	火			
2	水	本会議	質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
3	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
4	金			
5	土		( 閉 庁 日 )	
6	日			
7	月	休 会	( 議 事 整 理 )	
8	火			
9	水		決 算 特 別 委 員 会	
10	木		( 議 事 整 理 )	
11	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1185  
平成25年9月5日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



### 議案の送付について

平成25年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

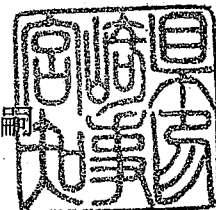
- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 工事請負契約の変更について
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第11号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第12号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第13号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第14号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第15号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第16号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第17号 土地利用審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1201  
平成25年9月27日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



### 議案の送付について

平成25年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第18号 平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第19号 平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第20号 平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第21号 平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第22号 平成24年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 9月10日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	宮原 義久	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	中野 廣明	13:00~15:00	

### 9月11日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00~11:30	休憩
4	公明党	重松幸次郎	13:00~14:30	

### 9月12日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	民主党	渡辺 創	10:00~11:30	休憩
6	愛みやざき	西村 賢	13:00~14:30	

\* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
社会民主党	45分以内
公明党	45分以内
民主党	45分以内
愛みやざき	45分以内



## 一般質問時間割

### 9月13日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	社会民主党	高橋 透	10:00～11:00	
2	自由民主党	右松 隆央	11:00～12:00	休憩
3	無所属クラブ	徳重 忠夫	13:00～14:00	
4	自由民主党	星原 透	14:00～15:00	休憩
5	自由民主党	岩下 斌彦	15:10～16:10	

### 9月17日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	十屋 幸平	10:00～11:00	
7	自由民主党	清山 知憲	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	後藤 哲朗	13:00～14:00	
9	自由民主党	横田 照夫	14:00～15:00	

### 9月18日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	公明党	河野 哲也	10:00～11:00	
11	愛みやぎき	函師 博規	11:00～12:00	休憩
12	民主党	井上紀代子	13:00～14:00	
13	自由民主党	蓬原 正三	14:00～15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案・請願 委員会審査結果表

## [議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第4号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第5号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	工事請負契約の変更について			可決		
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第9号	工事請負契約の変更について			可決		

## [請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第27号	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願					継続
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	継続				
第34号	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げること求める請願		不採択			
第35号	新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願	採択				

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成25年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

## 決算議案 委員会審査結果表

**[議案]**

番号	件名	決算特別委員会
第18号	平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第19号	平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	可決及び認定
第20号	平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第21号	平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第22号	平成24年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	

# 決算特別委員会各分科会主査報告

## その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成24年度の一般会計の決算規模は、歳入が5,744億5,483万1,000円、歳出が5,641億1,406万1,000円で、23年度と比較して、歳入が5.1%、歳出が5.5%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、103億4,077万円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億7,601万7,000円の黒字となっております。

当局におかれては、県税収入が四年ぶりに前年度比で0.6%の増となるなど自主財源の確保に努めているところではありますが、地方財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあることから、引き続き、財政改革に取り組み、効果的・効率的な予算の執行に努めていただくよう要望いたします。

次に、平成24年度決算に基づく宮崎県健全化判断比率についてであります。

このことについて委員より、「実質公債費比率は前年度と同じ17.1%で、将来負担比率は下がっているが、今後の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「実質公債費比率については、既に発行した県債の償還に係るものであり、急激に引き下げることが困難であるが、将来負担比率については県債残高の圧縮等の努力により下がってきているところであり、今後ともこれらの数値を引き下げるべく努力していきたい」との答弁がありました。

当局におかれては、実質公債費比率の上昇により県債の発行が許可制となることのないよう十分留意して財政運営に取り組むとともに、県債残高の圧縮等により将来負担比率が減少するよう努め、より一層、財政の健全化を図っていただくよう要望いたします。

次に、統計情報の利活用の推進についてであります。

このことについて委員より、「就業構造基本調査など、重要な基礎調査を実施しているが、統計をとるだけでなく、その分析結果を各部局の施策に反映させることができているか」との質疑があり、当局より、「統計をまとめて終わりではなく、その結果を分析し、各部局へのデータの提供に努めている。引き続き、県庁全体で統計情報が施策に生かされるよう分析に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当局におかれては、施策を推進する上で必要な統計調査を実施し、詳細な分析を加えるとともに、民間のシンクタンクとの情報交換に努め、各部局と連携し、効果的な施策の展開を図っていただくよう要望いたします。

次に、宮崎への移住・定住の促進についてであります。

このことについて委員より、「30代の方が一番多く移住しているとのことであるが、その後の定住についてはどうなっているか」との質疑があり、当局より、「プライバシーを考慮し、追跡調査していないため定住の状況は把握していないが、移住者が地域に溶け込めるよう、今後とも市町村と連

携してフォローアップに努めたい」との答弁がありました。

当局におかれては、追跡調査等により移住者の状況を把握し、移住相談会等の施策に反映させるとともに、定住につながるよう市町村と連携し、フォローアップに努めていただくことを要望いたします。

なお、決算に関する説明資料については、事業の実績等について具体的に記載するなど、今後ともわかりやすい説明に努めていただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

## その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成24年度宮崎県歳入歳出決算並びに宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算につきましては、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、これを認定または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、民生委員・児童委員についてであります。

このことについて委員より、「地域福祉の推進において、民生委員・児童委員の果たす役割は大変大きいですが、そのあり方についてどう考えているか」との質疑があり、当局より、「住民相互の社会的つながりが希薄化している今、ますますその重要性は高まってきており、地域の見守りを充実させるため、今後は、民生委員・児童委員などの地域のキーパーソンが核となり、地域福祉の新たなネットワークづくりが必要である」との答弁がありました。

当局におかれては、高齢者や児童への虐待などが新たな社会的課題として取り上げられる中、地域福祉の向上に向けたさまざまな取り組みを推進する上で、民生委員・児童委員の担う役割はますます重要になることから、活動環境の整備や、社会的地位の向上に向けた取り組みを進めるよう要望いたします。

次に、障がい者の工賃向上についてであります。

このことについて委員より、「障がい者工賃向上計画に基づき、工賃向上支援チームを派遣した8事業所については、成果が出ており評価できる。その成功要因については、他の事業所へも周知しているか」との質疑があり、当局より、「事業所の管理者や職員の意識改革を行うための研修事業を実施し、情報を共有することにより、そのノウハウや技術の習得を図っている」との答弁がありました。

当局におかれては、成功事例の要因やノウハウを他の事業所へ周知するなど、工賃向上のための支援の強化や促進を図り、障がいのある方が地域で自立した生活を送るための施策を総合的に推進していくよう要望いたします。

次に、県立看護大学の運営のあり方についてであります。

同大学は、本県の保健医療水準の向上を図るため、優秀な看護師の育成に取り組んでおりますが、卒

業生の県内への就職率が低いことが課題となっております。

全国的に看護師不足が問題となる中、本県においても看護師の育成や確保の必要性はますます増大していることから、当局におかれては、大学を含めた関係機関との十分な協議を行い、県内への就職が促進される施策を検討するよう要望いたします。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成24年度の収支状況は、事業収益が266億3,054万8,000円、事業費用が267億2,820万円で、当年度純損失は9,765万2,000円となっており、前年度と比較すると、純損失は1億2,733万3,000円減少しております。

これは、医療器械や薬剤等の共同購入、または後発医薬品の採用等の費用削減など、さまざまな経営改善に取り組んだことによるものであり、平成18年度の病院局設置以降、最も収支が改善される結果となっております。

当局におかれては、病院事業全体では、収支改善が図られているものの、県立日南病院においては、前年度と比べ収支が悪化していることから、材料費や経費などの費用のさらなる削減を図るなど、さまざまな方策を検討し、引き続き経営改善に取り組んでいただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

### その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、観光の振興についてであります。

このうち、えびの高原観光誘客促進事業について委員より、「取り組み実績はどのようなものであったのか。また、今後の展開についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「PRビデオやパンフレットを作成するとともに、トレッキングモニターツアーやアイススケートフェスタ等の参加型・集客型イベントを開催し、えびの高原の情報発信を行ってきたところである。今年度は、山ガールツアーの開催や、トレッキングツアーの回数をふやすなど、内容の充実を図っているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内には、ほかにもトレッキングコースが多くあるので、モニターツアーの成果を踏まえ、本県観光のメニューの一つとしてトレッキングを確立できるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、魅力ある観光地づくり総合支援事業について委員より、「どの市町村に対して支援を行ったのか」との質疑があり、当局より、「小林市、日向市、門川町、高千穂町、五ヶ瀬町が実施した観光資源の発掘や、日南市のシーカヤックPR、延岡市で開催された花旅のべおかスプリングフェスタ等に対



し、支援を行ったところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内の観光資源の発掘において、当該事業の果たす役割は重要であることから、市町村と連携しながら、引き続きしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の監査における指摘事項についてであります。

このことについて委員より、「軽微な事務に関する事項が数多く見受けられる。職員の指導を徹底することはもとより、職員の意識改革並びに業務改善等を図ることにより、指摘事項をなくすよう、引き続き努めていただきたい」との要望がありました。

次に、交通安全対策についてであります。

このことについて委員より、「通学路の緊急合同点検において判明した、児童生徒等の安全確保が必要な箇所の整備進捗状況はどのくらいか」との質疑があり、当局より、「県管理道路の対策必要箇所246カ所のうち、96カ所を平成24年度までに整備完了している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「児童生徒等の通学路の安全確保は、緊急の課題であるので、できるだけ早く完了するよう、効率的に整備を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、公共事業における予算執行のあり方についてであります。

例年、多額の事業費が翌年度に繰越されている状況であります。特に平成24年度は、国の緊急経済対策に伴う補正予算が組まれたため、翌年度の一般会計の繰越明許費が370億300万円余となっております。

このことについて委員より、「繰越明許費が例年よりも多額であることから、計画的に事業を執行し、今年度中に完了していただくことはもとより、地域経済の活性化を図る観点からも、早い時期の事業発注など、今後とも、より効率的な予算執行に努めていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

#### **その4 環境農林水産分科会関係**

御報告いたします。

当分科会所管の平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、繰越許費についてであります。

24年度は、国の緊急経済対策に伴う補正予算が組まれたため、翌年度への繰越額が多額となっております。このことについて委員より、「当該事業が、25年度内にすべて完了するよう、全力を傾けていただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「当該事業の発注に当たって、入札不調があったとのことであるが、今後そのようなことが起こらないよう、不調となった原因を調査し、業者が受注しやすい環境づくりに努めていただきたい」との要望がありました。

次に、補助金における不用額についてであります。

このことについて委員より、「複数の事業において不用額が多額に及んでいるが、市町村等との連携を十分に図るなど、不用額の縮小に向けて知恵を絞っていただきたい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

このうち、鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業について、委員より、「地域の方とも協議しながら、モデル集落の数をふやすことを検討していただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「県内の野生鳥獣による農作物等被害額は11億円を超えており、中山間地域では生活そのものが脅かされているため、市町村とも十分に連携を図りながら、全庁を挙げて鳥獣被害対策に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、乾シイタケ産業及び林業・木材産業の振興についてであります。

最近の乾シイタケ価格は、1キロ当たり1,700円台で推移しており、生産者が安定的に経営できる価格水準を大きく下回っている状況にあります。また、長引く木材価格の低迷もあり、中山間地域はますます疲弊することが危惧されます。

このことについて委員より、「中山間地域の貴重な収入源である乾シイタケ産業及び林業・木材産業の振興が図られるよう、各関係者と協議しながら、全力を尽くして対策を講じていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「シイタケの消費拡大を目指して、有効な対策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、公共建築物の木造・木質化についてであります。

このことについて委員より、「各市町村と十分に連携を図りながら、公共建築物の木造・木質化をさらに進めることにより県産材の活用を推進し、中山間地域の振興にもつなげていただきたい」との要望がありました。

次に、中山間地域等直接支払制度推進事業についてであります。

このことについて委員より、「当事業は、中山間地域の活性化に大変有用であるので、より多くの集落が当事業を活用するよう、農林振興局等と連携しながら、財政負担を伴う市町村の理解を求め、強力で事業を推進していただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

24年度は、当計画がスタートして2年目であり、委員より、「農業を取り巻く環境は刻々と変化するため、長期計画に沿って事業を推進するだけではなく、毎年、環境の変化に応じた検討を行った上で、庁内総力戦で、農業・農村振興のための各種施策を推進していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「当計画においては、目指す将来像として「儲かる農業の実現」を挙げているが、その推進状況を数字として捉えることができるよう、わかりやすく示していただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

## その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成24年度宮崎県歳入歳出決算並びに宮崎県電気事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算、宮崎県工業用水道事業会計並びに宮崎県地域振興事業会計の利益の処分及び決算につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、これを認定または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、交通安全対策についてであります。

このうち、「高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業」について、委員より、「高齢者の交通死亡事故が全国平均より高い割合で推移している状況を踏まえ、引き続き、より効果的な実施方法等について検討するなど、防止対策を強化していただきたい」との要望がありました。

また、「交通安全教室」について、委員より、「現在の交通情勢では、自転車の交通事故も看過できない重大な問題であるので、小学校等での交通安全教室で指導するなど、低年齢時から交通規範意識の醸成に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成24年度の純利益は5億1,075万4,000円となっており、その全額を減債積立金、建設改良積立金及び緑のダム造成事業積立金に積み立てるものであります。なお、供給電力量の目標達成率は、ダム地点の年間降雨量が平年を上回ったことや効率的な発電に努めたこと等により、122.8%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成24年度の純利益は1億49万1,000円となっており、その全額を減債積立金及び借入金償還積立金に積み立てるものであります。なお、給水量の目標達成率は、一部ユーザーへの給水量が計画を上回ったこと等により、107.4%となっております。

次に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成24年度の純利益は438万3,000円となっており、その全額を利益積立金に積み立てるものであります。なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順等の影響により、86.6%となっております。

当局におかれては、今後必要となる施設の建設改良費等に備え、計画的に積み立てが行えるよう、引き続き健全な経営に努めていただくとともに、今後の電力情勢を見通した、新たな事業展開の可能性についても検討していただきますよう要望します。

次に、育英資金貸付金の収入未済額についてであります。

このことについて委員より、「貸付金の償還金は、次の世代の原資となることから、収入未済額の解消と新たな発生の防止は、この制度の根幹にかかわる問題である。貸付申請時に制度の趣旨等を十分説明し、償還の徹底を促すとともに、口座振替制度の利用促進を初め、償還方法の工夫など、他県の徴収方法等も参考にしながら、収入未済額縮減を図っていただきたい」との要望がありました。

最後に、西都原古墳群に関する整備・調査事業についてであります。

このことについて委員より、「教育・文化はもとより観光においても、西都原古墳群の活用は有効であることから、関係省庁への働きかけを積極的に行うとともに、世界遺産登録を視野に入れた年次的な取り組みを積極的に行っていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月27日・可 決
〃 第2号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県歯・口腔 <sup>くう</sup> の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	人事委員会委員の選任の同意について	9月18日・同 意
〃 第11号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第12号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第13号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第15号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月11日・認 定
〃 第19号	平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	10月11日・可決及び認定
〃 第20号	平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第21号	平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第22号	平成24年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	〃

議案番号	件名	議決月日
議員発議案 第1号	地方税財源の確保を求める意見書	9月27日・可決
〃 第2号	過労死防止基本法の制定を求める意見書	〃
〃 第3号	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書	〃
〃 第4号	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書	〃
〃 第5号	地方における消費者行政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第6号	再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等を求める意見書	〃
〃 第7号	地方議会活性化シンポジウム2013（仮称）への議員の派遣	〃
〃 第8号	第13回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第9号	新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書	〃
〃 第10号	ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書	〃
〃 第11号	決算特別委員会の設置について	10月2日・可決

意見書、その他



## 地方税財源の確保を求める意見書

いわゆるアベノミクスにより、我が国の経済に明るい兆しが見られるものの、その効果は未だ地方における景気の回復を感じさせるには至っていない。

政府の経済政策の効果を地域経済に及ぼすためには、国と地方が連携・協力して地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要があり、さらには、地方が地域経済の活性化等の施策を実施するためには、基盤となる地方税財源の確保が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 平成26年度においては、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を当面維持するなど、その総額を確保すること。
- 2 消費税引上げを前提として実施される国の経済対策においては、景気回復が遅れている地方の経済が着実に好転できるよう十分な配慮をすること。
- 3 地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 自動車取得税等の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保し、この措置が同時に実施されない限りは、これらの税を廃止しないこと。
- 5 震災復興予算の使途の厳格化を図る方針の下、国への返還を余儀なくされた基金に係る事業に支障を生じさせることなく、予定されていた事業の円滑な実施を図られるよう、必要な予算措置を講じること。
- 6 防災・減災等に資する国土強靱化やインフラ整備に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保し、南海トラフ巨大地震等、被害想定の大きな地域や社会資本整備が遅れている地域への配分に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文正殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
内閣官房長官	菅義偉殿

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が労災と認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しい。しかしながら、過労死は「過労自死」も含めて広がる一方で減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自死で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられることを禁止し、労働者の生命と健康の保護を目指している。しかし、前述のとおり、当該規制は十分に機能しているとはいえない。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中では、自社だけを改善することは難しい局面がある。個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国においては、過労死の実態把握に努めるとともに、過労死の防止に向けた総合的な対策を行うことを目的とした「過労死防止基本法」を1日も早く制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
法 務 大 臣	谷 垣 禎 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉についての意見書

本年３月１５日、安倍内閣総理大臣は環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加を表明した。交渉参加に際し、政府は「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めて、日本の国益を最大限実現する」として、７月のマレーシア会合から交渉に参加し、８月のブルネイ会合から本格的に交渉の席に着いた。しかしながら、それぞれの会合における各国の主張や提案、関連文書等は交渉参加国間で交わされた守秘義務合意によって極めて厳重な情報管理がなされ、国民は我が国が「国益を最大限実現」するためにどのような主張を行ったか、その反映の余地がどこまで残されているのかについて把握することができない。

ＴＰＰ協定への参加は、アジア太平洋地域の成長を取り込むことによる経済の活性化や国際競争力の強化への寄与が期待される一方で、人やサービスの自由化やＩＳＤ条項によって、食料安全保障の確保や国民皆保険制度の維持、食の安全・安心、雇用環境の悪化等といった国民生活への影響を懸念する声が聞かれる。

特に、本県の基幹産業である農林水産業については、年産出額が１，２５４億円減少するという試算結果や、県内の農家を対象としたアンケートにおいて約２割の農家が経営規模の縮小や営農の断念といった営農意欲の低下を示すなど、その影響の大きさは計り知れない。また、農林水産業は食品加工や生産資材・機械の製造や販売、運輸、観光など広範な産業と結びついており、農林水産業が衰退するようなことがあれば、本県の経済や雇用に大きな混乱をもたらすことが予測される。

よって、国においては、ＴＰＰ交渉に当たって、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

### 記

- 交渉に当たっては、産業の競争力強化・経済活性化、国民生活の向上が推進されるよう尽力するとともに、特に影響が甚大な農産品等については、関税撤廃の例外措置を確保するよう全力を尽くすこと。
- 交渉の状況等については、可能な限り国民に対し十分な情報提供を行い、国民の不安の払拭に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２７日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文正殿
参議院議長	山崎明昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	菅茂敏殿
内閣官房長官	菅義偉殿

## 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境のために働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めるとともに、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透に努める等、適切な対策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## 地方における消費者行政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体では、消費者行政について、国や関係自治体などとも連携しつつ、地域性に合わせた独自の工夫・努力も行い充実を図ってきた。

現在、地方公共団体は国の消費者行政活性化交付金を財源とした基金の活用により消費者行政の充実・強化を図っているところであり、本県でも、県及び県内全市町村が基金事業に積極的に取り組んでいる。しかしながら、基金は今年度で終了予定となっていることに加え基金終了後の国の支援の方向性が明確になっておらず、消費者行政の取組を継続的に行っていくことが困難となるおそれがある。

さらに現在、消費生活相談窓口の現場を担っている消費生活相談員の多くが、非常勤職員であり、不安定な地位と専門性に見合わない待遇を受けている。増加し多様化する消費者相談に適切に対応していくためには、消費生活相談員の専門性の向上、地位の安定や待遇の改善を図る必要がある。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化に関し、地方消費者行政活性化基金の延長や積増しを行うなど、特段の措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	森まさこ殿

## 再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等を求める意見書

環境負荷の少ない低炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用が不可欠である。特に、地球温暖化対策を推進するための温室効果ガス削減目標の達成には、バイオマス、太陽熱、河川熱、地中熱、温泉熱などの再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大する必要がある、国の効果的な誘導策とともに、地域への財政支援が強く求められる。

特に本県は、全国トップクラスの快晴日数、日照時間という恵まれた気象条件であるとともに、バイオマス資源や森林資源、水資源が豊富に存在しており、地域特性や資源を活かした取組を一層推進するための支援を必要としている。

よって、国においては、再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等に関し、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民への意識啓発について、国は特段の配慮を行うこと。
- 2 再生可能エネルギーの導入・利活用の促進等について、地域の特性を活かした取組に対し、効果的な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

官 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	進藤義孝殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
環境大臣	石原伸晃殿
内閣官房長官	菅義偉殿

## 地方議会活性化シンポジウム2013（仮称）への議員の派遣

- 1 目 的 地方分権の進展に伴う地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大等に適切に対応した地方議会の役割や今後の地方議会のあり方についての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期 間 平成25年11月11日（月）から  
平成25年11月12日（火）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する2名以内

## 第13回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会運営の改革、議会の政策立案・行政監視・住民代表の各機能強化及び広域自治体としての都道府県議会の役割などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期 間 平成25年11月12日（火）から  
平成25年11月13日（水）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する10名以内



## 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国内外の広範なニュースや情報を報道し、多様な意見・論評を広く国民に提供している。民主主義の主役は国民であり、その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など様々な分野の情報を手軽に入手できる環境が重要である。そのような意味で新聞は、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に寄与しており、公共性の高い生活必需品ともいえる。

新聞を家庭や事業所などに直接届けているのは新聞販売店であり、広大な中山間地域を抱える本県においても、採算を度外視して新聞を届け、日本独自の「戸別配達制度」を支えている。それは県民の「知る権利」に応え、言論・表現の自由を守り続けることが公共的、文化的使命と考えるからにほかならない。

国では消費税増税をめぐる議論が交わされているが、増税になった場合、家庭の経済的負担が大きくなり、新聞購読を止めるケースが増え、戸別配達制度の維持も困難になっていく。欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体にゼロ税率や軽減税率を適用し、国民が知識を得る負担を軽くしている。

近年、文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっているが、そのような状況下での知識への課税強化は、確実に文化力の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れがある。

国民がより少ない負担で新聞を購読できる環境を維持することは、民主主義と活字文化、地域社会の発展に欠かせない。高度情報化社会が進む一方で世代間、地域間の情報格差も生まれており、特に高齢化が進む本県では、知識や情報を得る手段は幅広く確保しておく必要がある。

よって、国会並びに政府におかれては、消費税増税にあたり複数税率を導入し、新聞への軽減税率を適用するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都圏直下地震の被害想定においては、死傷者や建物被害はこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐久性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特にホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等で地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、建築物の耐震診断を実施し、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられた。

わが国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、国策で推進している観光立国の下支えとなっているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、多額の費用を要する建築物の耐震化に対しては重点的な支援が必要であり、地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建物の所有者はもとより広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国は、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を円滑に推進するため、予算の確保、金融支援の充実等必要な財政支援の強化を図るとともに、当該事業者の実情等を十分踏まえ、耐震診断結果の公表時期・表示制度及び耐震対策緊急促進事業の延長についても、特段の配慮を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## 決算特別委員会の設置について

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会  |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査<br>・ 議案第18号「平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」<br>・ 議案第19号「平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」<br>・ 議案第20号「平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」<br>・ 議案第21号「平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」<br>・ 議案第22号「平成24年度宮崎県立病院事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。  |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員   |

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	1	2	
厚生	1	—	1	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	2	2	
計	2	3	5	

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第34号	受理年月日	平成25年9月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市霧島1丁目29番地 新日本婦人の会宮崎県本部 会長 甲斐 マチ子		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める 請願</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>いま、女性が生涯に産む子ども数は、1.39人（2010年）で、少子化が大きな社会問題となっています。少子化の背景にはさまざまな要因がありますが、なかでも「子育てにお金がかかる」ことがあげられています。とくに子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減になります。</p> <p>県内でもすでに、入院では中学校卒業までが11自治体、小学校までが2自治体で、通院でも、中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが1自治体で実施されています。新たに日南市・日向市でも今年10月から入院・通院とも小学校卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。子どもの医療費を保障することは、大きな子育て支援となります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、小学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p><b>【請願項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にすること</li> <li>2. 子どもの医療費無料化を国の制度とするよう、国へ意見書を提出すること</li> </ol>		
紹介議員	井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘 要			

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第35号	受理年月日	平成25年9月12日
請願者 住所・氏名	宮崎市花殿町3-14 宮崎日日新聞宮日会 会長 新名良雄 朝日新聞宮崎県朝日会 会長 畑中静治 読売新聞宮崎県読売会 会長 松田陸夫 毎日新聞宮崎県専売会 会長 柳田純一郎 日本経済新聞宮崎県日経会 会長 永山俊実 西日本新聞宮崎県西日本会 会長 新名良雄		
請願の件名	<p>新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願</p> <p>消費税について現在、増税議論が活発化しています。増税が実施されますと、家庭の経済負担が大きくなり、新聞購読を止めるケースが増えると思われまます。「戸別配達制度」にも影響を及ぼし、情報インフラ整備の遅れる地域では情報弱者を生み出すことが懸念されまます。</p> <p>新聞は公共性の高い民主主義の必需品です。欧米先進国では「知識には課税しない」との意識が浸透してまます。民主主義への必要経費と考え、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体に税制上の配慮をしてままする国がほとんどです。県民がより少ない負担で新聞を購読できる環境を維持するこまますは、民主主義と活字文化、地域社会の発展に欠かせまますせん。</p> <p>インターネットが普及し情報伝達手段は急速に多様化してまます。高度情報化社会が進む一方で世代間、地域間の情報格差も生まれており、特に人口減少や高齢化が進む本県では、県民が知識や情報を得る手段は幅広く確保する必要があると考まますす。</p> <p>「戸別配達」は世界に誇る制度であり、全国津々浦々1万8000余りの新聞販売所と従業員約37万人がその情報流通網を支えてまます。県内でも約170販売所、約3500人が新聞配達業務に携わり、県土の約9割を占める中山間地域においても採算を度外視して新聞を届けてまます。それは県民の「知る権利」にんまますえ、言論・表</p>		

	<p>現の自由を守り続けることが新聞の公共的、文化的使命と考えるからです。</p> <p>ついては、消費税増税にあたって複数税率を導入し、新聞への軽減税率の適用が図られますよう、貴議会より国に意見書を提出していただきたくお願いいたします。</p>
紹介議員	<p>押川修一郎      宮原 義久      松村 悟郎      鳥飼 謙二  新見 昌安      田口 雄二      有岡 浩一      徳重 忠夫</p>
摘要	



継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 26 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の 拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を 求める請願</p> <p>《請願の趣旨》 宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学 級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が 実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県 独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なし で実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなる など、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で 過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくな った」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均 等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべ きです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ 『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度 として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以 下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については 「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員

前屋敷恵美 函師 博規 鳥飼 謙二

摘要

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 27 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>1 学級編制基準日を、4月1日にしてください。年度途中での学級減、職員減をしないでください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほとんどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、新学期の準備に支障をきたしています。</p> <p>また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがなくなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。このような場合でも、教職員の減員を行なわずにすむようにしてください。</p> <p>なお、今年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」になりましたが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮できるよう運用してください。学級編制の基準日は4月1日としても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教委の発令で教職員の配置をしてください。</p> <p>2 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納付金を軽減してください。</p>		

《請願の趣旨》

県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。しかし、調べてみると、どの高校も毎月の納入額は4,000円台ですが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるという理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、・・・等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるよう、せめて入学金5,650円を不徴収とし、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

- 3 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震化をいっそうすすめてください。避難場所の確保や非常用食糧等を整備してください。

《請願の趣旨》

東日本大震災では、多くの学校が避難所となり地域の人々の命をつなぎました。宮崎県でも、地震の他、台風や大雨による洪水、火山の噴火と土石流等の際の避難所に指定されている学校は数多く、いざというときのための備えが必要です。

しかし実際には、段差があって避難場所まで車椅子が通れなかったり、水や食料・毛布・乾電池などの備蓄が十分でなかったり、耐震化が遅れていたりする現状があります。

地域の防災拠点としての機能が果たせるよう、早急に見直しと整備をお願いします。

また、設備だけでなく、災害時に子どもや地域の住民の安全を確保する避難場所の確定と周知など、体制を整備することも重要です。東日本大震災の教訓を無駄にしないためにも、後延ばしでなく早急に対策を講じてください。

4 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

#### 《請願の趣旨》

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。

原子力発電所の事故により放射能に汚染された食材が、加工食品として学校給食に持ち込まれているのではないかという声が寄せられています。子どもの健康のためにと宮崎に避難してこられたお母さん方の心配は、とくに深刻です。基準を満たしているからよいというのではなく、地元の新鮮で安全な食材を使った給食を、ぜひお願いします。

米どころえびのでは、ほぼ毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

紹介議員	前屋敷恵美  凶師 博規  鳥飼 謙二
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第30号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人保証を原則として廃止すること。</p> <p>2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。</p> <p>3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。</p> <p>(1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。</p> <p>(2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。</p> <p>(4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。</p>		

## ○ 請願の理由

### 1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

### 2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいえないところです。

### 3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

### 4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

### 5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

### 6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不



十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

## 7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫 前屋敷恵美 鳥飼 謙二 西村 賢 新見 昌安 有岡 浩一 函師 博規
摘要	

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月5日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（蓬原正三議員、渡辺 創議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第17号上程 知事提案理由説明
9月6日	金	休 会	（議案調査）
9月7日	土		
9月8日	日		
9月9日	月	休 会	（議案調査）
9月10日	火	本 会 議	代表質問（自由民主党・宮原義久議員、 自由民主党・中野廣明議員）
9月11日	水		代表質問（社会民主党宮崎県議団・鳥飼謙二議員 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
9月12日	木		代表質問（民主党宮崎県議団・渡辺 創議員、 愛みやざき・西村 賢議員）
9月13日	金		一般質問（高橋 透議員、右松隆央議員、徳重忠夫議員、 星原 透議員、岩下斌彦議員）
9月14日	土		
9月15日	日		
9月16日	月		
9月17日	火	本 会 議	一般質問（十屋幸平議員、清山知憲議員、後藤哲朗議員、 横田照夫議員）
9月18日	水		一般質問（河野哲也議員、凶師博規議員、井上紀代子議員、 蓬原正三議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第10号～第17号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月19日	木	休 会	常任委員会
9月20日	金		
9月21日	土		
9月22日	日		
9月23日	月		
9月24日	火	休 会	常任委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月25日	水	休 会	特別委員会
9月26日	木		(議事整理)
9月27日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑(前屋敷恵美議員) 討論(継続請願第26号、第27号及び第30号の継続、新規請願第34号の不採択、第35号の採択に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号～第9号)(可決) 採決(請願第34号)(不採択) 採決(請願第35号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第10号追加上程 討論(議員発議案第1号、第3号、第9号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議員発議案第1号、第3号、第9号)(可決) 採決(議員発議案第2号、第4号～第8号、第10号)(可決) 議案第18号～第22号上程 知事提案理由説明
9月28日	土		
9月29日	日		
9月30日	月	休 会	(議案調査)
10月1日	火		
10月2日	水	本 会 議	議案第18号～第22号(決算認定)に対する質疑(前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第11号上程、採決(可決) 議案第18号～第22号決算特別委員会付託 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)
			決算特別委員会
10月3日	木		決算特別委員会
10月4日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月5日	土		
10月6日	日		
10月7日	月	休 会	(議事整理)
10月8日	火		
10月9日	水		決算特別委員会
10月10日	木		(議事整理)
10月11日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論 (議案第18号に反対) (有岡浩一議員) 討論 (議案第18号に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第18号) (認定) 採決 (議案第19号～第22号) (可決及び認定) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長      丸 山 裕次郎

宮 崎 県 議 会 議 員      蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 議 員      渡 辺      創